

令和6年提案における  
内閣府と関係府省との間で調整を行う提案についての  
関係府省からの第1次回答及び提案団体からの見解等  
一覧（258件）

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
1	1	福川市	札幌市、花巻市、いわき市、ひたちなか市、前橋市、太田市、館林市、木更津市、相模原市、堺市、広島市、大野城市、熊本県鹿兒島市	×	国民健康保険料(税)率を都道府県内統一すること	①国民健康保険料(税)率については、市町村の条例で定めることとなっている。そのため、市町村ごと国民健康保険料(税)率を改正し、市町村議会の承認を得る必要がある。埼玉県では、「埼玉県国民健康保険運営方針」において、令和6年度に納付金ベースの統一、令和9年度に収納率格差以外の準統一、令和12年度に完全統一を目指している。令和9年度の準統一後は、県が定める市町村ごとの標準保険料(税)率に保険料(税)率を合わせる必要があるため、市町村の政策的判断により保険料(税)率を定める余地がなく、市町村条例で定める意義が見いだせない。また、保険料(税)率の増は、市民生活に直接影響を及ぼすことから、議会において否決される可能性もあり、都道府県内統一に切り替えるのが等の段階的な進め方について、市町村の意見聴取の機会確保や全国一律ではなく、それぞれの地域の保険料(税)率統一の進捗も踏まえ、より具体的に示していただきたい。	①国民健康保険料(税)率については、市町村の条例で定めることとなっている。そのため、市町村ごと国民健康保険料(税)率を改正し、市町村議会の承認を得る必要がある。埼玉県では、「埼玉県国民健康保険運営方針」において、令和6年度に納付金ベースの統一、令和9年度に収納率格差以外の準統一、令和12年度に完全統一を目指している。令和9年度の準統一後は、県が定める市町村ごとの標準保険料(税)率に保険料(税)率を合わせる必要があるため、市町村の政策的判断により保険料(税)率を定める余地がなく、市町村条例で定める意義が見いだせない。また、保険料(税)率の増は、市民生活に直接影響を及ぼすことから、議会において否決される可能性もあり、都道府県内統一に切り替えるのが等の段階的な進め方について、市町村の意見聴取の機会確保や全国一律ではなく、それぞれの地域の保険料(税)率統一の進捗も踏まえ、より具体的に示していただきたい。	①全市町村が行う条例改正事務が都道府県に集約され、市町村の業務量が軽減されることにより、他の業務に注力することができ、結果として市民サービスの向上につながる。②その一方で、都道府県の負担が増えることとなるが、国民健康保険制度の都道府県単位の趣旨を考えると、財政の責任主体である都道府県が保険料(税)率を決定し、市町村は引き続き、保険料(税)の徴収・徴収資格管理、給付、保健事業等を実施する形の方が、都道府県の本来の役割を果たせると思われる。③準統一後に保険料(税)率が改正できなかった場合、都道府県から資金を借り入れて補填する必要があるが、将来発生するおそれがある支障として市町村の不安となっていたが、それが解消される。	総務省、厚生労働省	○当県では、第3期県国民健康保険運営方針の中で令和11年度に納付金ベースの統一を実施し、令和12年度からの第4期運営方針中に完全統一を実施することを目指している。完全統一となった場合、市町村に保険料を定める裁量はなくなくなるから、都道府県の示す税率に基づき、県内の全市町村が条例の改正を行う必要が毎年生じることから負担が増える。完全統一後は、提案団体の補正にあるように後期高齢者医療広域連合の制度と同様に都道府県と市町村の役割を定めた運用を希望していることから賛同するもの。○当県においても「県国民健康保険運営方針」において、令和11年度を税率統一の目標年度として定め、現在、県と市町村で統合に向けた検討を進めているところである。税率統一に際し、短期的・財政的にみると統一が不利となる自治体(医療費指数が低い、収納率が高いなど)においては、市町村議会の議決権の発露として統一税率を採用されない可能性があることから、国民健康保険制度における財政運営の責任主体たる都道府県条例で定めることが適切と考える。○(求める措置の具体的な内容①について)当県内においては、令和6年度から保険料率が完全統一となっている。保険料の賦課限度額については、府内統一基準で定められており、軽減判定所得については政令により定められるものである。これらは、国民健康保険法第81条の規定に基づき条例で定められているため、現在市町村条例で定めているが、今後都道府県単位で国民健康保険事業を行っていくことを考えると、保険料の賦課限度額及び軽減判定所得についても都道府県条例において定め、改正することが適切であるため、併せて追加することを要する。○当市においても、県とともに保険料水準の統一(完全統一)を目指しており、提案団体と同様、県内統一の保険料(税)率を設定する際には、市条例の改正が必要となり、条例により国民健康保険税率を定めている県内自治体が同時期に条例を改正する必要があるため、都道府県の条例において保険税率を定めることを可能とすることで、効率的に保険料水準の統一をすすめることができる可能性がある。	
2	2	大府市	花巻市、仙台市、ひたちなか市、高崎市、八王子市、半田市、津島市、京都市、城陽市、広島市、熊本市、山鹿市	○	マイナポータルにおけるふるさと納税の寄附上限額を示すこと	住民のふるさと納税の寄附上限額の確認については、市町村の窓口で行う方法が基本とされているところ、ふるさと納税の普及に伴い、市町村の窓口での照会件数が多くなっており、市町村にとって大きな負担となっている(件数:約500件/年、所要時間:10分/件)。民間のふるさと納税ポータルサイト上、ふるさと納税の寄附上限額のシミュレーションがあるものの、信憑性の観点や手間がかかることから、市町村の窓口で確認を行う方がほとんどとなっている。また総務省ホームページの「ふるさと納税ポータルサイト」に「寄附金控除額の計算シミュレーション」コーナー等が掲載されているものの、住民本人の所得状況等あてはめが必要で、手間がかかる。結果的に、市町村に問い合わせることがほとんどとなっている。多くの場合は、本年中の所得状況が不明なため、前年中の所得状況であった場合、寄附上限額はいらかと問い合わせが多くなっており、マイナポータルにおいて前年中の個人住民税情報が掲載されているならば、それを活用して、住民にふるさと納税の寄附上限額を示していただきたい。	ふるさと納税上限額について、調べなくてもわかるようにしてほしいと市民からの問合せが多くある。	マイナポータル上でふるさと納税の寄附上限の参考値をいつでも、どこでも知ることができるとなることで、市民の利便性が向上するとともに、市町村への問合せが減少し、窓口負担が軽減される。	デジタル庁、総務省	○電話や窓口におけるふるさと納税の寄付金上限額照会への対応は手間がかかることから通常業務にも支障をきたすため、民間の試算サイトで算出するよう案内している。マイナポータルで試算できるようになれば問い合わせ件数の減少も見込まれ、事務負担が軽減すると思われる。○当市においても、ふるさと納税の問い合わせが年々増えている状況である。また、各種サイトなどで、上限額について説明しており、詳細は市町村に確認するよう指示があることから、今後も増えていくことが想定されるので、納税者自らが確認できる手段があることが望ましい。○ふるさと納税の寄附上限額の確認については、照会件数も多く、大きな負担となっている。総務省ホームページの「寄附金控除額の計算シミュレーション」は簡易シミュレーションであり、詳細なシミュレーションができないことに問題があるので詳細なシミュレーションに変更することも併せて要する。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>国民健康保険は、平成30年度から都道府県と市町村をともに保険者と位置づけ、都道府県を財政運営の責任主体としつつ、保険料及び国民健康保険税(以下「保険料(税)」という。)の賦課・徴収については、これまで市町村が実施してきたものであり、平成30年度改正法においても引き続き市町村がその役割を担うものとしたところである。</p> <p>ご提案を実現するには、都道府県と市町村の役割分担について平成30年度改正法の趣旨を踏まえた上で法的な位置付けを含め改めて抜本的な整理を行う必要があるが、現在、保険料(税)水準の統一に向け、各都道府県が取組を進めている状況下で、こうした見直しを行うことは現実的ではない。</p> <p>また、市町村及び都道府県双方において、保険料(税)の賦課・徴収に関して大幅なシステム改修が必要となるが、国民健康保険に関する事務は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に規定する標準化対象事務であり、令和8年度までにシステム標準化に対応する必要があるところ、これと並行して大規模なシステム改修を行うことは困難であることから、現時点での対応は困難である。</p>	<p>平成30年度改正法において、都道府県は、財政の責任主体として標準保険料(税)率を定めることとなった。都道府県内で国民健康保険料(税)率(以下「保険料(税)率」という。)が一定程度統一された場合、市町村は、都道府県が定めた標準保険料(税)率と同率の保険料(税)率を条例で定める必要がある。そのため、標準保険料(税)率と市町村の保険料(税)率が同率となった以降は、実質的には、都道府県が保険料(税)率を定めることとなるため、国民健康保険料(税)条例の改正が市町村の事務として適切かつ必要な事務とは言い難く、保険料(税)率の策定も、財政の責任主体である都道府県の役割と解することができる。</p> <p>国民健康保険料(税)の賦課・徴収を市町村が実施することについては異論はなく、本提案では賦課・徴収の事務移管を求めている。保険料(税)率を都道府県条例でも策定できる形に切り替えるだけであるため、第1次回答で困難である理由としている、役割分担の見直し及びシステム改修の必要はなく、本提案を対応困難としている理由は、すべて本提案の実施のための支障とはならない。</p> <p>本提案は、市町村と都道府県の役割分担の変更ではなく、保険料(税)率の決定は、財政の責任主体である都道府県条例の役割ではないかという趣旨である。例えば、後期高齢者保険料における、市町村と広域連合との役割分担と同様のものをイメージし、本提案について再考いただきたい。</p> <p>なお、保険料(税)率の統一については、都道府県によって進捗状況に差がある。そのため、少なくとも当面の間は、都道府県・市町村のどちらかで保険料(税)率を策定することができる形となるよう、御配慮いただきたい。</p>	<p>【札幌市】 保険料(税)の賦課・徴収は、引き続き市町村が役割を担い実施していくことについて、異論はない。 保険料(税)率の統一を実現した都道府県については、市町村に保険料(税)設定の裁量権が無くなるが、都道府県で決めた保険料(税)率を全ての市町村の条例において定めることになる。都道府県条例で定めることで市町村の事務処理が皆減されることから、合理的かつ効率的であると考え。 なお、都道府県では賦課・徴収を実施しないため、システム上で保険料(税)率を管理する必要はなく、これまで同様、市町村がシステム上で保険料(税)率を管理すれば良いだけである。現行の市町村システムには、保険料(税)率を設定する機能が漏れなく実装されているはずであるため、システム改修も必要ないものとする。 【いわき市】 本件提案では、保険料(税)の賦課・徴収については引き続き市町村が行うことを前提としたうえで、保険料(税)率を市町村条例でなく都道府県条例で定めることができるような制度改正を提案しているものであり、厚生労働省が示している懸念点(法的な位置づけの抜本的な整理やシステム標準化への対応)は反論になりえない。 国においては、令和6年6月26日付「保険料水準統一加速化プラン(第2版)」において、令和17年度までに完全統一することを目標として掲げており、この統一に向けた支援策の一として、法改正等を検討していただきたい。 【木更津市】 厚生労働省の回答の中で「都道府県と市町村の役割分担について平成30年度改正法の趣旨を踏まえた上で法的な位置付けを含め改めて抜本的な整理を行う必要があるが、現在、保険料(税)水準の統一に向け、各都道府県が取組を進めている状況下で、こうした見直しを行うことは現実的ではない。」との見解ですが、本提案は、都道府県において保険料(税)率を決定することであるため、国において国民健康保険法及び地方税法の法的な位置付けを決めていただき、賦課徴収業務については、引き続き市町村が担っていくことに変更はないと考えます。 既に、都道府県が被保険者数や医療費の将来推計を行い、標準保険料率を決定していることから保険料(税)率を都道府県条例で定めることが望ましいと考えます。 また、本提案は、都道府県が保険料(税)率を決定する提案であり、賦課徴収業務については、引き続き各市町村が行うことから、都道府県が保険料率を決定することによる標準化システムの改修は必要ないものと考えます。 【堺市】 厚生労働省の見解として、「都道府県と市町村の役割分担について平成30年度改正法の趣旨を踏まえた上で法的な位置付けを含め改めて抜本的な整理を行う必要があるが、現在、保険料(税)水準の統一に向け、各都道府県が取組を進めている状況下で、こうした見直しを行うことは現実的ではない。」との内容が示されている。この点について、「保険料水準統一加速化プラン」には、令和18年度保険料の算定までに保険料率の統一を目標とすること、令和9年度以降、保険料率の完全統一が各都道府県において順次行われる予定であることが明記されている。 市町村は保険料率や保険料の減額賦課(保険料軽減)、保険料の賦課限度額について、国民健康保険法第81条の規定により条例に規定している。減額賦課については国の定める基準とおりであること、保険料率や賦課限度額については都道府県が算定し通知した内容とおりであることから、保険料率の統一後は都道府県条例に規定すれば市町村条例への規定は不要なものとする。 保険料率については「標準保険料率」とおり市町村条例に規定することで、毎年度の改正は不要となるが、減額賦課に係る軽減判定所得基準や賦課限度額については国民健康保険法施行令の改正のたびに、市町村は条例を改正する必要がある。 本市では、毎年1月下旬から2月上旬に国の改正が正式に示された(閣議決定、官報掲載)ことを受け、市議会での条例改正の手続きを行うが、国から示される時期が遅く、議案提出の事務を議会日程に合わせることで非常に困難であり、他の市町村でも同様と推察される。 全国の市町村で同様状況であれば、少なくとも都道府県での決定とすることで1,700余りの市町村での事務が47都道府県での事務となり、事務の簡素化の側面から、国として推進し、各都道府県でも取組を進めている保険料率の完全統一を後押しする内容であると考え。 これらは、すでに保険料率の統一が行われた2府県内の市町村においては課題となっているものであり、今後、保険料率を統一する都道府県が増えるごとに、課題となる市町村が増え、見直しを行うことは現実的ではない。」ではなく、まさに今、見直しを行う必要があるといえる。 また、保険料率等を決定する主体を市町村から都道府県に変更する旨の要望内容に対し、「市町村及び都道府県双方において、保険料(税)の賦課・徴収に関して大幅なシステム改修が必要となるが」、「令和8年度までにシステム標準化に対応する必要があるところ、これと並行して大規模なシステム改修を行うことは困難であることから、現時点での対応は困難」との内容が示されている。 この点について、例規の規定主体を市町村から都道府県に変更することにより、どのような大規模なシステム改修が必要であるのかは厚生労働省が示す内容からは読み取れないが、今回の要望内容は、これまで市町村が規定していた内容を都道府県が規定することとするだけのものであり、賦課・徴収は引き続き市町村が担うものであるため、大規模なシステム改修が必要とは想定しえず、対応が困難である理由として理解しがたい。 以上のことから、要望事項への対応についての再検討を依頼する。</p>	<p>【全国知事会】 都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。</p>
<p>マイナンバーでは、マイナンバーの機能を外部サイトで活用できるようにマイナンバーAPIという形でサービスを提供しており、その活用も考えられるが、外部サイト上において前年の個人住民税に関する情報をもとにふるさと納税の寄附上限額を試算し、表示させることについては、あくまで前年の個人住民税に関する情報をもとにした試算であり、当年のふるさと納税の寄附上限額を計算できるものではないことやシステム開発等が必要となること等に鑑み、費用対効果も含めて慎重な検討が必要である。</p>	<p>市区町村の窓口及び電話等に寄せられるふるさと納税額の寄附上限額に関する問い合わせについては、当年中の収入等の状況が判然としないため、ほとんどが前年の収入等と同じ状況であった場合での試算を希望するものである。たとえ当年の寄附上限額でなくても、目安となるふるさと納税の寄附上限額をマイナンバー上で示すことができれば、市区町村の窓口や電話等に対応にかかる時間や作業を大幅に削減することができる。システム開発等による費用負担があることだが、市区町村の事務負担が軽減できれば、十分な費用対効果があると考え。また、ふるさと納税の寄附上限額は、ふるさと納税の普及に伴い、国民の大きな関心事となっている。そのため、ふるさと納税の寄附上限額がマイナンバー上で示されることは、マイナンバーカード制度をより国民に身近なものとすることへ繋がると見料する。当市では、所得税の確定申告相談時期にマイナンバーでの連携情報について説明することがあるが、大半の相談者はマイナンバーの使用に慣れている。マイナンバーを活用する場面を創出できる点においても、費用負担に勝る効果は大きいと考える。より身近なマイナンバーとなる施策として、実施を再考慮したい。</p>	<p>【城陽市】 そもそも、市町村においては、前年の所得しか確認できないため、問い合わせ時には前年の所得をもとにふるさと納税の寄附上限額の計算を行っています。よって、マイナンバー上での当年の寄附上限額の計算は求めておりません。 マイナンバーの税(所得・個人住民税情報)の項目に「ふるさと納税の寄附上限額(参考)」を追加していただければ、市町村に問い合わせることなく、各年度での上限額を知ることができるようになり、利便性が向上するとともに、市町村の負担も減少すると考えます。</p>	

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
4	4	大府市	花巻市、宮城県、茨城県、神奈川県、川崎市、相模原市、横須賀市、富山県、福山市、豊橋市、京都市、鳥取県、岡山県、福岡県、熊本県	○	建築計画概要書の閲覧に関する統一した電子システムの導入等	閲覧請求者及び特定行政庁がオンライン上で確認可能となるよう、各特定行政庁の建築計画概要書を一括して閲覧可能とする統一した電子システムを整備する。 また、閲覧のオンライン化を行うに当たっては、個人情報等のマスキング処理等に係る取扱いの統一した基準等を示す。	現在、請求があった場合、限定特定行政庁である当市の管轄する物件(建築基準法第6条第1項第4号物件)は当市の窓口において、当市の権限に属さない建築物(同項第1・2・3号建築物)は県の窓口において、それぞれ書面で建築計画概要書を閲覧させている。管轄がまたがる場合、閲覧請求した業者等は、管轄する特定行政庁である市と県それぞれの窓口に出向く必要があり、苦慮しているという実態がある。 また、現在、当市が他の特定行政庁の閲覧対象書類を閲覧する場合、メールで送付してもらうなどの対応を行っているが、PDF化への対応等、双方にとりて負担となっている。 また、閲覧のオンライン化を行って、印刷、電話番号など個人情報等のマスキング箇所や、閲覧対象書類、利用者の身元確認の程度、閲覧数の上限などを自治体ごとに判断する必要がある、苦慮している。	当市の窓口において、県で閲覧されている物件も閲覧したいと要望をいただいたことがある。	業者などの閲覧請求者においては市や県の窓口に出向く必要がなくなる。特定行政庁においては窓口対応に係る時間の短縮や建築計画概要書の保管場所の省スペース化につながり、特定行政庁間の書類等の送付に係る事務負担の軽減も図られる。	国土交通省	○当県では5つの土木事務所があり、建築計画概要書を閲覧するにも所管の土木事務所による窓口に行く必要がある。県民サービスの向上のため、閲覧のオンライン化は必要と考える。 ○同じく限定特定行政庁であり、建築物の規模により建築計画概要書の閲覧窓口が市と県で異なるため、閲覧請求者が対応に苦慮している実情がある。統一したオンラインシステム等の導入を検討いただきたい。 ○提案内容を実施する場合、現在保管している概要書のスキャン、PDFデータ化の費用負担や民間確認検査機関の提案システムへの参加等の課題もあると考える。また、処分等の概要書は経過を記入する必要があるため、その整備も必要。除却した時には削除が必要。 ○現在、請求があった場合、特定行政庁である当市の窓口において書面で建築計画概要書を閲覧させており、閲覧請求者は窓口へ出向く必要がある。その窓口対応についても書面での対応が事務の負担となっている。さらに、指定確認検査機関より提出される建築計画概要書はすべて紙ベースのため、その概要書を管理する台帳作成を手作業にて入力しなければならない。建築計画概要書の写しを提出する場合は、当時の情報公開関係にて手続きをしており、年間の対応件数が多く事務負担が大きい。また、昭和58年以前の建築計画概要書の保管場所にも苦慮している。統一した電子システム整備と基準を示した閲覧オンライン化を実施することで、これらの事務負担を軽減したい。 ○現在、請求があった場合、限定特定行政庁である当市の管轄する物件(建築基準法第6条第1項第4号物件)は当市の窓口において、当市の権限に属さない建築物(同項第1・2・3号建築物)は県(土木センター)の窓口において、それぞれ書面で建築計画概要書を閲覧させている。管轄がまたがる場合、閲覧請求した業者等は、管轄する特定行政庁である市と県それぞれの窓口に出向く必要があり、苦慮しているという実態がある。また、現在、当市が他の特定行政庁(県)の閲覧対象書類を閲覧する場合、メールで送付してもらうなどの対応を行っているが、PDF化への対応等、双方にとりて負担となっている。 ○閲覧に関する個人情報等のマスキングについて同様に苦慮している。 ○当市においては、建築計画概要書のWEBによる閲覧に向け、令和7年度の既存システム改修を検討しているが、個人情報等のマスキング処理の必要性等が課題となっていることから、当市としても統一した基準等を示していただきたいと考えている。 ○各地方公共団体で定めている関連条例に適合可能なシステムの構築が必要。 ○建築計画概要書をオンラインで閲覧可能とすることは、当市(特定行政庁)としてもデジタル化の推進における一つのテーマであると認識。その上で、全世界的に閲覧が可能となるオンライン(インターネット環境)において、個人情報等のマスキング箇所や閲覧対象書類、利用者の身元確認の程度、閲覧数の上限等については、特定行政庁ごとに取り決めるべきものでなく、建築計画概要書の「閲覧制度」としての統一したルール決めを要するものとする。 ○令和4年度に包括外部監査において建築概要書のWEB閲覧について指摘がされており、対応する方向で検討を進めている。提案団体での支障事例としても挙げられているが、閲覧のオンライン化を行うに当たって、印刷、電話番号など個人情報等のマスキング箇所や、閲覧対象書類、利用者の身元確認の程度、閲覧数の上限などの判断に苦慮することになる。
5	5	大府市	郡山市、さいたま市、川崎市、相模原市、津島市、寝屋川市、兵庫県、東温市、熊本県	○	社会資本整備総合交付金に係る支出の請求手続について、社会資本整備総合交付金システムで対応できるようシステムの改善を可能とすること	社会資本整備総合交付金に係る支出の請求手続について、社会資本整備総合交付金システム(SOMS)上で行うことが可能であるが、支出の請求手続については、当該システムでは対応していない。そのため、当市では請求書を別途作成し、当該システムに記録された交付金要求額等と突合を行っている。これに加え、交付申請書や交付決定通知書など関係書類を当該システムからダウンロードし、原本証明を行った上で必要書類を全て揃え、県に提出している。当該システム内には交付申請書等のデータが記録されているにもかかわらず、請求手続の際には必要書類を全て添付し別途送付しなければならず負担となっている。	社会資本整備総合交付金について、現在、交付決定に至るまでの手続については社会資本整備総合交付金システム(SOMS)上で行うことが可能であるが、支出の請求手続については、当該システムでは対応していない。そのため、当市では請求書を別途作成し、当該システムに記録された交付金要求額等と突合を行っている。これに加え、交付申請書や交付決定通知書など関係書類を当該システムからダウンロードし、原本証明を行った上で必要書類を全て揃え、県に提出している。当該システム内には交付申請書等のデータが記録されているにもかかわらず、請求手続の際には必要書類を全て添付し別途送付しなければならず負担となっている。	社会資本整備総合交付金システム(SOMS)に支出の請求手続に係る機能を追加することにより、当該システム上で請求手続が完了するため、請求書の作成、交付申請書及び交付決定通知書等の添付並びに原本証明が不要となり、作業の効率化や添付ミスが防止できると考える。	国土交通省	○SOMSについては、操作性や分かりやすさの点で問題が多いと思われる。 ○国費請求について、支出負担行為が県となっており、提案団体と同様の支障を感じている。本提案が実現すれば、県の労力も緩和されると考えられる。 ○社会資本整備総合交付金について、現在、交付決定に至るまでの手続については社会資本整備総合交付金システム(SOMS)上で行うことが可能であるが、支出の請求手続については、当該システムでは対応していない。そのため、当市では請求書を別途作成し、当該システムに記録された交付金要求額等と突合を行っている。これに加え、交付申請書や交付決定通知書など関係書類を当該システムからダウンロードし、原本証明を行った上で必要書類を全て揃え、県に提出している。当該システム内には交付申請書等のデータが記録されているにもかかわらず、請求手続の際には必要書類を全て添付し別途送付しなければならず負担となっている。社会資本整備総合交付金システム(SOMS)に支出の請求手続に係る機能を追加することにより、当該システム上で請求手続が完了するため、請求書の作成、交付申請書及び交付決定通知書等の添付並びに原本証明が不要となり、作業の効率化や添付ミスが防止できると考える。 ○請求手続についても社会資本整備総合交付金システムで対応できるように改善がなされれば、作業の効率化や添付ミスが防止できると考えるが、そのためには交付申請時から請求時まで情報が流動している必要があり、なるべく入力作業が少なくなるようなかたちで改善が必要がある。そもそも現在のシステム自体を使いやすく改善する必要があると考える。 ○市町村から提出された請求書等の書類内容チェックにかなりの時間を要している。請求手続にかかる機能追加により、書類の記載内容が一定担保されるため、チェック項目・ミスが減ることで、作業の効率化が期待できる。 ○左記の改善をすることに賛同するが、現行の請求手続システム(ADAMS)は残して欲しい。既存の手続方法を残しつつ、左記のシステム改修をすることで条件に賛同する。 ○現在は請求書等の送付はメールと紙が基本となっているため、システム改善が行われるのは事務の効率化につながる。ただし、システム化することで決裁手続に日数を要することも考えられるため検討が必要な可能性がある。(交付申請から交付決定までの標準処理期間30日)	
6	6	新潟県	北海道、山形県、福島県、栃木県、群馬県、静岡県、全国知事会	○	建築基準適合判定資格者検定の受検申請書の提出等	建築基準適合判定資格者検定の受検申請書については、現在、書面のみで行われている。また、申込みは、都道府県を經由して行うこととされており、当該事務は法定受託事務とされている(建築基準法施行令第8条の2)。このため、受検者は、都道府県の窓口において申込みの交付を受けるか、申込みを郵送により取り寄せた上で、都道府県が指定した申込方法(郵送等)により提出する必要があり、負担となっている。また、受検申込書の交付及び受付期間はそれぞれ約一週間という短期間で設定されており、受付処理後の国への郵送期限も余裕が少ないため、受検者及び都道府県の双方が対応に苦慮している。これに加え、二級建築基準適合判定資格者検定制度が新たに創設されるところ、事務負担の増加が懸念される。また、構造計算適合判定資格者検定の受検申込みについても、都道府県を經由して行うこととされている(建築基準法施行令第8条の5第2項)。構造計算適合判定資格者検定については、建築基準法第5条の5に基づく指定構造計算適合判定資格者検定制度が実施しており、都道府県經由事務は生じていないものの、当該機関が行っている事務について国が代わって自ら実施する事態が生じた場合には、都道府県が經由事務を行うこととなり、建築基準適合判定資格者検定における事務負担と同様の負担が発生することが懸念される。	受検者からは、受検申込書の交付・受付期間がタイトなことに加え、「実務経歴」欄等の記載事項が多いことから、オンラインでの申込みを希望する声が多く聞かれている。	受検者においては、受検申込みのための都道府県の窓口への来庁、郵送による申込書の取り寄せや提出をする必要がなくなり、負担が軽減される。また、オンラインでの申込みが可能となれば、書面と比較し短時間で記入でき、かつ、修正も容易であるため、利便性が向上する。都道府県においては、対応による受検申込みの対応や受検申込書の郵送等の業務が不要となり、事務負担が軽減される。	国土交通省	○当県では、申込みの申請は原則郵送のみとしているが、郵送は日数を要することもあり、承知で窓口申請される方も少なくない。その場合、通常の進捗事務のみならず、窓口対応もあり、都府、本来業務の中断を余儀なくされるほか、申込みのチェックや不備があった場合に申込者に連絡するなど、想定以上の事務量が生じている。 ○当県では、県を經由することで、新たに建築主事資格を取得した職員を把握している。国・地方整備局から、受験者の情報が得られるようにしてほしい。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>建築計画概要書等の閲覧に関して、オンラインでの閲覧に適した様式含め、統一的な電子システムの整備の実現可否につき、課題を把握してまいりたい。</p>	<p>各特定行政庁の建築計画概要書等を一括して閲覧可能とする統一的な電子システムの整備が実現すると、行政の事務負担軽減につながるだけでなく、業者等の閲覧請求者についても市や県の窓口に行く必要がなくなり、住民サービスの向上にもつながると考える。</p> <p>現に先進都市においては、オンライン化に至っていることを踏まえて、オンライン化に係る課題等を把握するとともに、統一的な電子システムの導入について前向きかつ迅速に検討いただきたい。</p> <p>あわせて、閲覧のオンライン化に当たっての個人情報等のマスクアップ処理に係る取扱いについても統一的な基準を示していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求めらる。</p>
<p>支出の請求手続に関して、県に対する請求書の作成、原本証明等の作業は申請主体である地方公共団体と都道府県の間で実施されている業務であり、各都道府県によって手続方法が異なる業務について、社会資本整備総合交付金システムで対応することは困難である。</p>	<p>支出の請求に係る手続については、煩雑な入力作業について誤りが発生しやすいことなどから負担を感じている。このため、各都道府県によって手続方法が異なる社会資本整備総合交付金の請求手続業務を統一化し、社会資本整備総合交付金システムにおいて、支出の請求に係る手続が可能となるよう、引き続き検討をお願いしたい。</p> <p>システムでの請求手続が困難な場合は、金額等の突合に係る事務負担が軽減することから、システムから交付決定金額等入力された状態で請求書を印刷し、手続できるよう、システムの改修を検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求めらる。</p>
<p>提案の内容を踏まえ、建築基準適合判定資格者検定及び構造計算適合判定資格者検定の受検申込みに係る都道府県経由事務の廃止に関し、体制等現在の事務の実施状況等も含め、その実現可否について検討を行うことしたい。</p>	<p>第1次回答では、当県が求めている受検申込のオンライン化についての言及がないが、オンライン化は受検者の負担軽減及び利便性向上に資するものであり、デジタル庁の「国家資格等情報連携・活用システムに係るオンライン決済サービスの提供等業務推進仕様書」内においても、高資格が令和7年度以降に当該システムに搭載を見込む主な資格等として取り上げられていることから、令和7年度を目途に早期実現をお願いしたい。</p> <p>また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第11次地方分権一括法）」（令和3年法律第44号）により、一級建築士の免許申請等に係る都道府県経由事務が廃止されたことから、本提案も同様に、実現に向け前向きに御検討いただきたい。</p> <p>以上を踏まえ、受検申込のオンライン化及び都道府県経由事務の廃止について、今後の具体的な検討内容及びスケジュールについて御教示いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 全国知事会地方分権推進特別委員会において、令和5年度に全都道府県を対象に実施したアンケート調査結果によると、「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」は全国的に課題意識が強い分野であり、本提案に係る事務は、「国が一括処理したほうが効率的な事務」に該当すると考える。</p> <p>地方公共団体の業務負担の軽減、ひいては住民へのサービスの向上が図られるよう、提案の確実な実現を求めらる。</p>



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
7	7	新潟県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、全国知事会	北海道、宮城県、神奈川県、富山県、浜松県、鳥取県、岡山県、福岡県	○	建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者の登録申請等に関する都道府県経由事務の廃止等	建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者の登録申請等については、現在、書面のみで行われており、また、申請等に係る国への書類の提出及び国からの書類の交付は都道府県を経由して行うこととされている(建築基準法第77条の63及び第77条の66第2項)。このため、申請等を行う者にとっては、都道府県の窓口に来庁して申請等を行うか、申請等の書類を都道府県に郵送する必要がある、オンラインと比較すると交付までに時間を要する。都道府県にとっては、申請等に係る国への書類の提出及び国からの書類の交付に係る郵送等の業務が負担となっている。これに加え、建築基準適合判定資格者の登録申請等については、二級建築基準適合判定資格者検定制度が新たに創設されること、登録申請等に係る事務についても負担の増加が懸念される。	建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者の登録申請等については、現在、書面のみで行われており、また、申請等に係る国への書類の提出及び国からの書類の交付は都道府県を経由して行うこととされている(建築基準法第77条の63及び第77条の66第2項)。このため、申請等を行う者にとっては、都道府県の窓口に来庁して申請等を行うか、申請等の書類を都道府県に郵送する必要がある、オンラインと比較すると交付までに時間を要する。都道府県にとっては、申請等に係る国への書類の提出及び国からの書類の交付に係る郵送等の業務が負担となっている。	申請等を行う者においては、都道府県の窓口への来庁や申請等の書類の郵送が不要となることで負担が軽減されるとともに、より迅速に登録証の交付等を受けることが可能となることから、利便性も向上する。また、都道府県においては、対面による申請等への対応や地方整備局又は北海道開発局への申請等の書類の郵送等の業務が不要となり、事務負担が軽減される。	国土交通省	○窓口の申請によるため、本来の業務が中断されることや、申込書のチェック、不備訂正の対応が必須であり、地方整備局への送付、登録証の交付などの事務処理は、多いものと考えられる。 ○当県では、県を経由することで、新たに建築主事資格を取得した職員を把握している。国・地方整備局から、登録者の情報が得られるようにしてほしい。	
8	8	新潟県、群馬県、全国知事会	茨城県、神奈川県、長野県、兵庫県、奈良県	×	栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設の指定に関する申請等について、都道府県経由を不要とし、養成施設が厚生労働大臣(地方厚生局長に権限委任済)等に申請等を行う形にすることを求める。	栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設は、厚生労働大臣等が指定することとされている(栄養士法第2条、第5条の3)が、指定の申請等は、都道府県を経由して提出することとされている。申請書類等の確認に当たっては、厚生労働省から指導要領が示されているものの、適否の判断が難しく、養成施設から個別具体的な事例に関する照会がある度に地方厚生局に確認する必要があるなど、対応に多くの時間を要している。なお、養成施設の指定に係る都道府県経由を廃止した場合でも、指定後に、養成施設に関する情報を国から都道府県に共有することで、特段の支障は生じないと考えている。	養成施設から申請書類等について問合せを受けた際、都道府県から地方厚生局に申請書類を送付しなければならず、回答に時間を要することから、養成施設から度々催促や苦情を受けている。	養成施設においては、直接、地方厚生局とやり取りができるようになることから、指定までの期間の短縮につながるなど、利便性が向上する。また、都道府県においても、養成施設の指定に係る事務が不要となることから、事務負担が軽減される。	文部科学省、厚生労働省	—	
9	9	津山市	八戸市、郡山市、いわき市、白河市、小山市、柏市、装屋川市、高知県、大牟田市、熊本市、鹿児島市	○	改葬許可申請書類に係る取扱いの明確化	墓理法施行規則第2条第2項第1号に規定されている「墓地又は納骨堂の管理者の作成した埋葬若しくは埋葬又は収蔵の事実を証する書面」について、電子データにより提出された場合においても当該事実を証する旨の明確化を求める。	一旦墓地等へ埋蔵等した焼骨を他の墓地等に移す場合(改葬)には、市町村長に改葬申請を行い、許可を得ることが必要である。当該許可申請の添付書類として、「墓地又は納骨堂の管理者の作成した埋葬若しくは埋葬又は収蔵の事実を証する書面」が必須のため、当市では当該書面を許可申請中に「墓地等の管理者証明書」を設け、墓地等管理者の押印を求める形としている。当市では、年間約60件程度の改葬許可業務を行っており、そのほとんどが県外からの郵送による申請である。このような状況であることから、申請者、行政双方の負担軽減を図るため、電子申請システムを用いて改葬許可申請をオンラインで行うことができるよう環境整備を進めているが、電子申請化にあたり、「墓地又は納骨堂の管理者の作成した埋葬若しくは埋葬又は収蔵の事実を証する書面」が電子データにより提出することが可能であるか不明確であり、また原本の提出によらずとも(電子データによる提出の場合)においても当該書面を「事実を証する書面」として取り扱ってよいかという点についても不明確であることから、デジタル化を妨げる要因となっている。	申請者側にとっては、来庁や郵送が不要となり、利便性が向上する。市町村にとっては、電子申請による受付が可能となることで判断決断に至るまでの事務処理が電子上で完結することから、ペーパーレス化や業務効率の向上が図られる。	厚生労働省	○墓理法施行規則第2条第2項第2号に規定されている「墓地使用者等以外の者」にあっては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の標本」についても、電子データによる提出も可能とする旨の明確化を求める。 ○今後各種手続のデジタル化による電子申請が進んでいなく、事務の効率化が図られる。	
10	10	津山市、川崎市、岡崎市	花巻市、山形市、いわき市、小山市、さいたま市、厚加市、藤沢市、大磯町、浜松市、三島市、名古屋市、豊橋市、堺市、豊中市、米子市、長崎県、佐世保市、鹿児島市	○	犬の所在地の変更した際の市町村間の通知等の電子化等	犬の登録原簿等の転出転入手続き等に関して、「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」を活用することができるようにするなど、市町村間で行っている登録原簿等の送付をオンラインで行うことができるよう全国統一のシステムを整備すること。また、当面の措置として、狂犬病予防法施行令第2条の2に基づき行うこととされている、犬の所在地を変更した際の市町村間の通知及び登録原簿の送付に、電子データでも送付が可能であることを明確化する。	当市は登録原簿等の情報を電子データで管理しているが、転出処理を行う場合、紙で出力し、法裁、封入、郵送の作業を行っており負担となっている。これに加え、犬の所在地の変更に係る書類については紙媒体で保存しており事務スペースを圧迫させている。また、令和5年度に県内市町村にアンケートを行った結果、回答のあった全ての市町村において登録原簿の電子化は行われているものの、当市と同様の運用を行っていることとあり、大半の市町村において電子データのやり取りは転向であった。なお、県外の市町村とのやり取りも紙媒体で行っていることから、全国の市町村においても同様の状況と推察される。	電子データによるやり取りで完結することで、事務の効率化や郵送代経費削減が見込める。	厚生労働省、環境省	○次の3点の課題から、全国統一のシステムの整備が望ましい。 ①犬システム導入に多額の費用が掛かっている。 ②マイクロチップ情報登録システムを犬システムに組み込むために、システム改修費用が掛かる。 ③全国的な登録原簿の受け渡しに事務負担が掛かっている。 ○犬の所在地を変更した際の市町村間の通知等については、電子データでの受発信が実現すれば事務作業の効率化や郵送費用の削減が見込める一方、個人情報保護の観点から、個人情報の漏洩リスクに備え慎重に対応しなければならない。「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」に転出通知を追加するだけでも多くの自治体で市町村間の通知事務が削減され負担軽減になると考える。 ○当市においても提案団体と同様の運用を行っている。犬の所在地の変更については転入先からの通知がない限り当市では異動が分らず、犬の所有者から苦情が寄せられることがある。全国統一のシステムを構築し、オンライン上で住所変更や所有者変更を可能となれば市町村間のやり取りが不要となり事務の効率化が図られるほか、犬の所有者に対しても正しい情報を提供することができる。 ○当市においても登録原簿等の情報は電子データで管理している。転出入に伴う自治体間の書類のやり取りでは、提案自治体と同様に、郵送等が業務上負担となっている。一方、電子データでのやり取りは、当市規程に基づき情報保護の観点からデータの暗号化など各種対策を講じる必要があることや、送付先の自治体ごとに送付方法等の調整が必要であるため、業務負担となる点は留意する必要がある。 ○提案内容に加えて、犬の飼い主が紛失や、譲渡の際に譲渡されていないために懸れがなかった場合に、転入の際に登録の確認に時間を要することから、一元化したシステムで検索が可能となれば、行政及び飼い主の負担が軽減される。また、注射履歴も検索及び取り込みが可能となれば、かなりの事務負担軽減となる。ペットショップ間の店舗移動における転入の手続きがなされていないことや、生後91日経過後の登録がなされていないことで、購入者及び行政が戸惑うことが多いため、登録の厳格化、顧客への確実な情報伝達を厳格化することを強く要望する。 ○ワンストップサービス開始から2年が経過したが、依然として加盟市町村が少なく、全国の市町村によって扱いの差が生じており、個別対応をせざるを得ない状況にある。早急に全国で統一されたシステムによる管理を行うとともに、本サービスへの加盟市町村が増えるような制度の構築を願う。 ○当市では事務の効率化を図るべく、電子データによる送付を進めているが、電子データでの送付が明確化されていないことから紙媒体での送付を要求する団体が一定数ある。また、電子データでのやり取りを開始するにあたり、全国自治体の犬の登録事務を行う部署のメールアドレスを容易に把握できる術がないため、現在は事前に各自治体メールアドレス及び意向の確認を行う必要があり、負担となっている。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
提案の内容を踏まえ、建築基準適合判定資格者検定及び構造計算適合判定資格者検定の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止に関し、体制等現在の事務の実施状況等も含め、その実現可否について検討を行うこととした。	第1次回答では、当県が求めている登録申請等のオンライン化についての言及がないが、オンライン化は登録申請等を行う者の負担軽減及び利便性向上に資するものであり、デジタル庁の「国家資格等情報連携・活用システム」に係るオンライン決済サービスの提供等業務調達仕様書」内においても、両資格が令和7年度以降に当該システム搭載を見込む主な資格等として取り上げられていることから、令和7年度を目途に早期実現をお願いしたい。 また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第11次地方分権一括法)」(令和3年法律第44号)により、「一級建築士の免許申請等に係る都道府県経由事務が廃止されたことから、本提案も同様に、実現に向け向きに御検討いただきたい。 以上を踏まえ、登録申請等のオンライン化及び都道府県経由事務の廃止について、今後の具体的な検討内容及びスケジュールについても御教示いただきたい。		【全国知事会】 全国知事会地方分権推進特別委員会において、令和5年度に全都道府県を対象に実施したアンケート調査結果によると、「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」は全国的に課題意識が強い分野であり、本提案に係る事務は、「国が一括処理したほうが効率的な事務」に該当すると考える。 地方公共団体の業務負担の軽減、ひいては住民へのサービスの向上が図られるよう、提案の確実な実現を求める。
栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設の指定の申請については、その施設の所在地の都道府県知事が必要な意見を付すこと、栄養士法施行令(昭和28年政令第231号)第9条において規定している。厚生労働省が栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設の指定の審査をする際、栄養士免許の資格管理者である各都道府県が地域の実情を鑑みて付した意見を踏まえて、指定の是非を判断するためのものである。したがって、提案のように都道府県経由事務を廃止した場合、栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設の指定の申請について、各都道府県は地域の実情を踏まえた意見を付すことができず、厚生労働省としても栄養士免許の資格管理者である各都道府県の意見を踏まえた判断ができなくなる。このことから本提案は、地域の特性やニーズを踏まえた養成教育の推進に沿わないものであるため、実現は困難である。	都道府県の経由の廃止に伴い、国は都道府県の意見を踏まえた判断ができなくなるが、突如として、指定申請書の作成過程で様々な事項について調整が行われ、地域の実情やニーズに関する問題は解消されるため、国が自ら定めた指導要領、指定基準に基づき養成施設の指定の是非を判断すればよく、都道府県の意見が必須ではないと考える。また、都道府県においては、指定後に養成施設に関する情報を国から共有いただくことで特段の支障は生じないと考える。 さらに、養成施設が地方厚生局と直接やり取りできるようになることで、都道府県が地方厚生局に問い合わせる手間と時間が削減され、都道府県にとっては事務負担軽減が図られるほか、養成施設にとっても指定にかかる期間の短縮など利便性向上につながるため、本提案について再考を求める。		【全国知事会】 全国知事会地方分権推進特別委員会において、令和5年度に全都道府県を対象に実施したアンケート調査結果によると、「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」は全国的に課題意識が強い分野であり、本提案に係る事務は、「国が一括処理したほうが効率的な事務」に該当すると考える。 地方公共団体の業務負担の軽減、ひいては住民へのサービスの向上が図られるよう、提案の確実な実現を求める。
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)により、行政機関等に対して行われる申請等のうち、書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。なお、その場合における添付書類の取扱については、別途整理し、お示しすることを検討したい。	墓理法施行規則第2条第2項第1号には「墓地又は納骨堂の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面の添付が規定されているが、当該「証する書面」については、改葬許可申請に限らず、各種行政手続の場面で多く存在中で、御省ご指摘の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の取り扱いの規定が自治体にはまだ浸透していない状況がある。 また、墓理法施行規則に規定されている「証する書面」という添付書類については、当該法令の取り扱い規定が適用されるか否かは自治体において判別が難しい点でもある。ついては、「電磁的ファイル等によりその写しを添付させることにより証する書面とみなすことができる」等、通知等で明示して頂くことで、多くの自治体において業務の効率化が進み、自治体のみならず、住民の負担軽減にもつながるので、ご対応をお願いしたい。 あわせて、申請者・自治体双方の負担軽減に資する方策を早期に検討いただくとともに、検討に係る具体的なスケジュールをお示しいただきたい。		
ご提案の「全国統一的なシステムを整備すること」については、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく犬の登録等の手続に関して、原簿の管理方法が各市町村により異なる実態や動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7に基づく「狂犬病予防法の特例制度」への参加状況も踏まえ、自治体からご意見を伺いつつ、慎重に検討する必要があると考えている。 後者の、通知方法及び原簿の送付方法に関する要望については、「マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例に関する自治体向けQ&A(第5版)」(令和6年3月20日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡別添)において、郵送以外の方法により通知・送付することを妨げるものではない旨を既にお示ししているところである。	「原簿の管理方法が各市町村により異なる実態」を踏まえて慎重に検討を、とのことであるが、今回の提案については、その「異なる実態」の解消により、原簿の管理方法が市町村間で標準化されることで、デジタル基盤が統一される。本提案は、狂犬病予防法施行令第2条の2に基き行うこととされている、犬の所在地を変更した際の市町村間の通知及び登録原簿の送付について、デジタル化による事務負担の軽減を図ることを目的としている。 【狂犬病予防法の特例制度】への参加状況は令和6年7月1日時点で、全国自治体内で約17%にとどまっていることから、当該解消については、新規システム整備に拘らず、「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」といった既存ものを活用するなどにより、早期の措置の実現を図っていただきたい。 また、令和6年3月28日付の厚労省事務連絡(以下「事務連絡」とい)については承知しているが、提案市において周辺市町村に意見聴取を行った際、電子データによるやりとりについては概ね賛同の意向が示されていたものの、意見の中には全国的に統一した手法で一斉に取り組みない限り、通知の取扱いが電子と紙ベースのものが混在し、余計に事務が煩雑になりかねない、との声もあつた。事務連絡により郵送以外の通知等を許容いただいたとしても、こうした懸念部分がある以上、なかなか郵送以外の通知に踏み切れない現状がある。こうした懸念を解消する意味でも、統一的なシステム整備につき早急な対応をお願いしたい。		【全国市長会】 国による、分かりやすい全国統一的なシステムの整備を求める意見が寄せられており、提案の実現を強く求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
14	14	関西広域連合	茨城県、岐阜県、山口県、鹿児島市	○	調理師免許に係る学歴要件に関する記録をデジタル化して国家資格等情報連携・活用システム(以下「国家資格システム」という。)とオンラインでデータ連携することにより、学歴を出願者が電磁的に証明したり、試験実施機関が電磁的に確認したりすることが可能となるような措置を求める。具体的には、戸籍情報について、市区町村戸籍情報システムとオンラインでデータ連携する戸籍情報連携システムを法務省において構築した上で、国家資格システムと連携しているものと同様のシステムをイメージしている。	調理師免許に係る学歴要件を確認する手続について、学歴に関する記録をデジタル化して国家資格等情報連携・活用システム(以下「国家資格システム」という。)とオンラインでデータ連携することにより、学歴を出願者が電磁的に証明したり、試験実施機関が電磁的に確認したりすることが可能となるような措置を求める。具体的には、戸籍情報について、市区町村戸籍情報システムとオンラインでデータ連携する戸籍情報連携システムを法務省において構築した上で、国家資格システムと連携しているものと同様のシステムをイメージしている。	調理師免許の付与には、調理師法の規定により申請者が学校教育法第57条に規定する者であること(以下「高等学校入学資格」という。)を確認する必要がある。このため、調理師試験出願の際を捉えて、試験実施機関から出願者に中学校卒業証明書等の提出を求めて高等学校入学資格を確認しているが、このことが出願者及び試験実施機関双方の負担となっている。出願者には、卒業した中学校等から卒業証明書の交付を受けるのに時間的・費用的な負担が生じている。特に卒業から相当の期間が経過している者については、卒業した学校の廃校、統合等により交付手続が複雑となる場合や、卒業後20年を経過したことにより学籍情報が保管されていない場合もある。また、婚姻による氏名の変更等により卒業証明書記載氏名と出願者氏名が一致しない場合には、同一であることを証するために戸籍関係書類等の提出も必要となり、大きな負担となっている。また、試験実施機関においても、提出された中学校卒業証明書等の記載事項の確認や提出書類が不足している場合の出願者への連絡・説明、再提出書類の確認等の複雑な事務作業が生じ、多くの時間を費やしている。この調理師試験の出願手続については、国家資格システムによるデジタル化の対象とされているものの、中学校等の学籍に関する記録がデジタル化されて国家資格システムとオンラインでデータ連携されない限り、高等学校入学資格の確認手続をデジタル化で行うことができない。	出願者からは、「卒業した学校が遠方なため、取得に時間がかかる」、「過疎で廃校になり、連絡先が分からない」、「外国籍であり通称名で中学校を卒業している場合の必要書類は何か」などの問い合わせが寄せられている。	出願者にとって、卒業した中学校等から卒業証明書の交付を受ける時間的・費用的な負担が軽減されるとともに、試験実施機関においても、出願者への連絡・説明や書類のやりとり等の事務作業が軽減される。加えて、国家資格システムにより各種申請手続がデジタル化される他の国家資格における学歴要件の確認手続がデジタル化される波及効果も見込まれる。	デジタル庁、文部科学省、厚生労働省	—
15	15	関西広域連合	茨城県、岐阜県、山口県、高知県、鹿児島市	○	製菓衛生師試験受験における学歴要件を確認する手続について、学籍に関する記録をデジタル化して国家資格等情報連携・活用システム(以下「国家資格システム」という。)とオンラインでデータ連携することにより、学歴を出願者が電磁的に証明したり、試験実施機関が電磁的に確認したりすることが可能となるような措置を求める。具体的には、戸籍情報について、市区町村戸籍情報システムとオンラインでデータ連携する戸籍情報連携システムを法務省において構築した上で、国家資格システムと連携しているものと同様のシステムをイメージしている。	製菓衛生師試験受験における学歴要件を確認する手続について、学籍に関する記録をデジタル化して国家資格等情報連携・活用システム(以下「国家資格システム」という。)とオンラインでデータ連携することにより、学歴を出願者が電磁的に証明したり、試験実施機関が電磁的に確認したりすることが可能となるような措置を求める。具体的には、戸籍情報について、市区町村戸籍情報システムとオンラインでデータ連携する戸籍情報連携システムを法務省において構築した上で、国家資格システムと連携しているものと同様のシステムをイメージしている。	製菓衛生師試験の受験には、製菓衛生師法の規定により受験者が学校教育法第57条に規定する者であること(以下「高等学校入学資格」という。)を確認する必要がある。このため、試験実施機関から出願者に中学校卒業証明書等の提出を求めて高等学校入学資格を確認しているが、このことが出願者及び試験実施機関双方の負担となっている。出願者には、卒業した中学校等から卒業証明書の交付を受けるのに時間的・費用的な負担が生じている。特に卒業から相当の期間が経過している者については、卒業した学校の廃校、統合等により交付手続が複雑となる場合や、卒業後20年を経過したことにより学籍情報が保管されていない場合もある。また、婚姻による氏名の変更等により卒業証明書記載氏名と出願者氏名が一致しない場合には、同一であることを証するために戸籍関係書類等の提出も必要となり、大きな負担となっている。また、試験実施機関においても、提出された中学校卒業証明書等の記載事項の確認や提出書類が不足している場合の出願者への連絡・説明、再提出書類の確認等の複雑な事務作業が生じ、多くの時間を費やしている。この製菓衛生師試験の出願手続については、国家資格システムによるデジタル化の対象とされているものの、中学校等の学籍に関する記録がデジタル化されて国家資格システムとオンラインでデータ連携されない限り、高等学校入学資格の確認手続をデジタル化で行うことができない。	出願者からは、「卒業した学校が遠方なため、取得に時間がかかる」、「過疎で廃校になり、連絡先が分からない」、「外国籍であり通称名で中学校を卒業している場合の必要書類は何か」などの問い合わせが寄せられている。	出願者にとって、卒業した中学校等から卒業証明書の交付を受ける時間的・費用的な負担が軽減されるとともに、試験実施機関においても、出願者への連絡・説明や書類のやりとり等の事務作業が軽減される。加えて、国家資格システムにより各種申請手続がデジタル化される他の国家資格における学歴要件の確認手続がデジタル化される波及効果も見込まれる。	デジタル庁、文部科学省、厚生労働省	—
16	16	関西広域連合	奈良県、鳥取県、島根県、山口県、高知県	x	製菓衛生師免許証様式における用紙の大きさについて、日本産業規格B列5番の指定の廃止を求める。	製菓衛生師免許証様式における用紙の大きさについて、日本産業規格B列5番の指定の廃止を求める。	現在の行政文書においては、専ら日本産業規格A4判(以下「A4判」という。)の用紙が使われているが、製菓衛生師免許証様式については、製菓衛生師法施行規則において用紙の大きさが日本産業規格B列5番(以下「B5判」という。)と指定されている。このため、資格管理者において、製菓衛生師免許証のためにB5判の用紙を準備し、専用の設定で印刷を行う必要があるなど、すべての行政文書がA4判に統一されている場合に比べて物品調達や免許証交付等の事務作業が過大となっている。また、行政指導のために免許証の提示や写しの提出を求めた場合にも、他の書類との規格の違いから、複写や縮小に手間を要している。製菓衛生師免許証様式をはじめとする「免許状」は、平成5年に旧厚生省の行政文書の用紙規格のA判化が図られた際にもなおB判のまま存置されたところであるが、そのうち卒業士及び調理師の免許証の様式については、令和5年3月の厚生労働省令改正により、日本産業規格B列4番とされていた用紙の大きさの指定が廃止されている。こうしたことから、製菓衛生師免許証様式についてもB5判の指定を廃止し、資格管理者の設置に委ねられたい。	資格管理者における免許証発行の手間が軽減されるとともに、免許証の確認など行政指導における事務の効率化につながる。	厚生労働省	—	



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>調理師となる可能性は、既に中学校を卒業している者やこれから中学校を卒業していく者などほぼ全国民にあり、本提案を実現しようとした場合、これらのほぼ全国民の一人一人の学籍に関する記録をデジタル化して管理するシステムを構築した上で、国家資格等情報連携・活用システムとデータ連携し、出願者や試験実施機関が電磁的に確認できるようにすることを想定しているものと思料する。その場合、当該システムを作成し運営していくための開発費用やランニングコストといった金額面の課題があるほか、私立学校等の民間法人も含めて全ての学校から学籍の記録に関するデータの提供を義務づける必要があるなど、行政機関及び各学校等に多大なる費用や負担がかかるものと想定される。提案のように、そのようなシステムを構築することは、上記の負担を踏まえると、実現は困難である。</p>	<p>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、国家資格等のデジタル化が重点施策(No.1-23)に位置づけられている。当施策は、国家資格等情報連携・活用システムの活用により、令和6年度に約30の社会保険等に係る国家資格等の手続きのオンライン・デジタル化を開始し、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等による資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指すこととされている。さらに、令和5年に成立したマイナンバー法等の一部改正により、本提案の調理師資格を含む社会保険等以外の分野の約50の国家資格等についても順次デジタル化を開始することとされており、これらの国家資格等についても社会保険等に係る国家資格等と同様、手続き時の添付書類の省略を目指していることと推察する。また、同計画においては、小中学校等における指導要録等のデータ化及び高校入試事務手続きのデジタル化を推進するパブリッククラウド環境を前提とした次世代校務DX環境への移行も重点施策(No.2-28)に位置づけられており、学籍情報等のオンライン・デジタル化を目指していることと推察する。システム開発に係る課題があることは理解できるが、重点計画が閣議決定され、国家資格等情報連携・活用システムを活用した国家資格等のデジタル化が推進されている状況であること、また、国家資格等情報連携・活用システムを教育分野のデータと連携することは、他の資格試験においても出願者及び試験実施機関の双方にとって相当の負担軽減が見込まれることから、是非前向きに御検討いただきたい。なお、本提案による措置が難しい場合は、支障軽減に資する代替措置を御検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求めらる。</p>
<p>製菓衛生師となる可能性は、既に中学校を卒業している者やこれから中学校を卒業していく者などほぼ全国民にあり、本提案を実現しようとした場合、これらのほぼ全国民の一人一人の学籍に関する記録をデジタル化して管理するシステムを構築した上で、国家資格等情報連携・活用システムとデータ連携し、出願者や試験実施機関が電磁的に確認できるようにすることを想定しているものと思料する。その場合、当該システムを作成し運営していくための開発費用やランニングコストといった金額面の課題があるほか、私立学校等の民間法人も含めて全ての学校から学籍の記録に関するデータの提供を義務づける必要があるなど、行政機関及び各学校等に多大なる費用や負担がかかるものと想定される。提案のように、そのようなシステムを構築することは、上記の負担を踏まえると、実現は困難である。</p>	<p>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、国家資格等のデジタル化が重点施策(No.1-23)に位置づけられている。当施策は、国家資格等情報連携・活用システムの活用により、令和6年度に約30の社会保険等に係る国家資格等の手続きのオンライン・デジタル化を開始し、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等による資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指すこととされている。さらに、令和5年に成立したマイナンバー法等の一部改正により、本提案の製菓衛生師資格を含む社会保険等以外の分野の約50の国家資格等についても順次デジタル化を開始することとされており、これらの国家資格等についても社会保険等に係る国家資格等と同様、手続き時の添付書類の省略を目指していることと推察する。また、同計画においては、小中学校等における指導要録等のデータ化及び高校入試事務手続きのデジタル化を推進するパブリッククラウド環境を前提とした次世代校務DX環境への移行も重点施策(No.2-28)に位置づけられており、学籍情報等のオンライン・デジタル化を目指していることと推察する。システム開発に係る課題があることは理解できるが、重点計画が閣議決定され、国家資格等情報連携・活用システムを活用した国家資格等のデジタル化が推進されている状況であること、また、国家資格等情報連携・活用システムを教育分野のデータと連携することは、他の資格試験においても出願者及び試験実施機関の双方にとって相当の負担軽減が見込まれることから、是非前向きに御検討いただきたい。なお、本提案による措置が難しい場合は、支障軽減に資する代替措置を御検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求めらる。</p>
<p>他の国家資格の免許証の状況、関係団体の意見等も踏まえた上で必要な検討を行ってみたい。</p>	<p>本提案が実現することにより、資格管理者の免許交付事務(当広域連合で毎年約1,900人程度への免許交付事務が発生)の負担軽減及び行政指導等における事務の効率化につながることから、令和5年3月の厚生労働省令改正により製菓士免許及び調理師免許のB4判の用紙指定が廃止されたことに続いて、製菓衛生師免許の用紙指定の廃止についても、是非とも前向きに御検討いただきたい。また、第1次回答にある「必要な検討」について、令和7年の新規免許交付時期(当広域連合は例年9月以降)から運用を開始できるよう措置を行っていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求めらる。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
17	17	北広島市	旭川市、花巻市、宮城県、豊橋市、半田市、滋賀県、朝来市、徳島県、松山市、特別区長会	〇	罹災証明書オンライン申請の申請フォームにおいて任意で添付を依頼する「住家の被害状況がわかる写真」について、具体的な撮影箇所などを順次に案内し、撮影する仕様(スマートフォンなどの写真撮影機能が起動し、画面上部に「まず住家の外観を4方向から撮影してください」と文言が表示され、撮影するとその写真を添付でき、撮影箇所を順次に案内し、撮影する仕様)とするなど、市町村の被害認定調査に活用できる写真を被災者(申請者が撮影し、かつ、当該写真を添付することが容易にできるように機能改善をすること。	マイナポータルでの罹災証明書の申請フォームにおいて任意で添付を依頼する「住家の被害状況がわかる写真」について、具体的な撮影箇所などを順次に案内し、撮影する仕様(スマートフォンなどの写真撮影機能が起動し、画面上部に「まず住家の外観を4方向から撮影してください」と文言が表示され、撮影するとその写真を添付でき、撮影箇所を順次に案内し、撮影する仕様)とするなど、市町村の被害認定調査に活用できる写真を被災者(申請者が撮影し、かつ、当該写真を添付することが容易にできるように機能改善をすること。	罹災証明書は、被災者支援の判断材料として幅広く活用されており、迅速な生活再建のためにも、遅滞なく交付されることが極めて重要である。 罹災証明書を交付するためには、その前提となる被害の程度を判定するために、現地調査を基本とする住家被害認定調査を行う必要があるが、被害が甚大の場合には、調査に多数の人員を要することとなるなど、遅滞なく交付するための体制確保が難航する場合もあると考えられる。 写真撮影機能が起動し、画面上部に「まず住家の外観を4方向から撮影してください」と文言が表示され、撮影するとその写真を添付でき、撮影箇所を順次に案内し、撮影する仕様)とするなど、市町村の被害認定調査に活用できる写真を被災者(申請者が撮影し、かつ、当該写真を添付することが容易にできるように機能改善をすること。	大学の附属機関が主催した住家被害認定調査等に関する地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	写真等の更なる有効活用が可能となるなど、現地調査を効率化することによって、罹災証明書の発行より更に迅速に交付され、生活再建の更なる迅速化に寄与する。 現地調査の全てを省略できなくとも、複数数する調査項目の一部の調査を省略することや、現地への臨場前に被害の概要を把握することなどによって、調査の効率化が図られる。 調査を省略することができる項目については、被災地への職員派遣のみならず、遠隔地での確認、計算、判定等が可能となる。 罹災証明書に関して、地方公共団体や被災者(申請者)のみならず、自主防災組織やボランティア等の協力を得ることが更に容易になる。 調査項目や判定の基準への理解が進み、罹災証明書の交付時の理解や納得に繋がる。 被害写真等の撮影・保存は、災害救助法に基づき心身修理制度や産業物処遇法に基づき、いゆる公費解体制度などの活用にあっても、関係府省等から呼びかけがなされていることから、汎用性が高いものと考えられる。 災害時におけるマイナポータルの利用場面に更に増加する。 浸水深の測定値や外壁等のひび割れ等を自動で検知して、それらの情報とともに写真を撮影及び保存する技術も存することから、将来的には、これらのデジタル技術を活用することも考えられるところであり、業務の更なる効率化・高度化に向けた土台となる。 なお、本提案は、被災者(申請者)からの写真提供を直ちに必須とすることに繋げる意図はなく、現行のとおり、被災者(申請者)の安全等が確保された環境での撮影が可能であるなどの場合において、任意の条件下で、罹災証明書の申請時等に写真を提供いただいた場合における、当該写真の更なる有効活用に繋げることが目的である。	内閣府、デジタル庁	〇当区においてもマイナポータルを活用した罹災証明のオンライン申請の検討を行っている。紙申請の現在は区ホームページにおいて写真撮影時の注意点を掲載しているが、マイナポータルからの申請が実現した際には、わざわざ当該ページの注意事項を確認しに行かねばならず、罹災した区民の手間が増えることとなる。マイナポータルの改修により、申請に足る適切な写真を撮影できるようにするという本提案は区民の利便性向上とともに、区職員の負担軽減(=迅速な罹災証明手続の実現)に繋がるものと考えられる。 〇今後、オンライン申請が、より便利に分かりやすくなることで、申請者の方が窓口を訪れる負担も、自治体が現場に向く回数も減少することが期待できる。その分証明書の発行等に時間を割くことができ、業務の効率化と迅速な対応が行える。 〇大規模災害が発生した場合、県内、県外からマイナポータルによる申請件数の増加が予想されるため、現地調査の効率化を図る面からも住家被害認定に活用する写真を申請者が撮影添付できるようにマイナポータルの機能改善をすることは必要である。 〇平成28年熊本地震発生当時、人員が避難所運営に割かれるなどにより、被害認定調査の構築体制に時間を要した。本提案が実現すれば、被害認定調査を省略した罹災証明書の発行を推進することになる。それにより、被害認定調査に要する人員を削減し、当該構築に要する時間を短縮することが可能となり、ひいては被災者の迅速な生活再建につながるものと考えられる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>現地での被害認定調査を経ず、迅速に罹災証明書を交付するためには、被災者から提供された写真等を活用することが有益であることから、マイナポータルによる罹災証明書の申請に際して、申請者がスマートフォンなどで撮影した被災家屋の写真を送付できるようにしている。これに加え、ご指摘を踏まえ、被災家屋を撮影する際の留意点(外観4方向から撮影する等)をマイナポータル上で分かりやすく表示するための方策について、内閣府とデジタル庁で検討する。</p>	<p>災害はいつ発生するか分からないことから、早期の実現を望んでいるため、措置される時期をお示しいただきたい。</p> <p>なお、現行のマイナポータルによる申請での添付写真については、主に自己判定方式(被災者の同意のうえで準半壊に至らないもの(一部損壊)の被害の程度として判定するもの)での活用を想定しているところと考えている。</p> <p>その中で、令和6年5月31日付けで、貴府において、内水氾濫に係る簡易判定基準を策定し、水害のうち、1・2階建の木造・プレハブ家屋については、主に外観(外壁及び建具)と浸水深を確認することで被害認定することを可能としたことと承知している。</p> <p>上記簡易判定基準の策定に伴い、水害時における1・2階建の木造・プレハブ家屋の被害認定については、水害の種類(河川決壊や内水氾濫など)を問わずに、主に外観(外壁及び建具)及び浸水深の確認により認定が可能となっており、被害認定に活用できる写真の撮影は、従前よりも安易になったと考えている。そのため、自己判定方式に限らずに、全ての被害の程度の判定にも活用する想定でご検討いただきたい。</p> <p>また、内水氾濫に係る簡易判定基準の策定等に伴い改訂された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針参考資料(損傷程度の別示)」では、「スマートフォン等の撮影画像から算出した浸水深を用いることも可能」との記載があるが、写真撮影と併せて、浸水深を算出するとともに、数値を画像上に表示されるなどの技術があると承知していることから、このような機能についても、マイナポータルに追加することもご検討いただきたい。</p>		

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
18	18	相模原市		○	電子マネーQRコード決済等の前払式支払手段による地方自治体等への寄附を可能とすること	キャッシュレス決済のうち前払式支払手段(サービスマネーやQRコード決済等)による地方自治体等への寄附を可能とすること。	キャッシュレス決済のうち、銀行口座等から即座に引き落とされる即時支払手段や、クレジットカード等による後払支払手段による寄附を行うことができない。前払式支払手段による寄附が困難であることから、キャッシュレス決済が主要な決済手段となっている現在においても、現金のみを寄附の支払い手段として限定しており、柔軟な寄附の受付に課題がある。キャッシュレス決済の利用率が増え、現金による寄附行為が減少すること、被災地支援など迅速な対応が求められる場合などを想定すると、キャッシュレス決済による寄附の簡便化により、さらなる寄附行為の普及を図ることは、社会的要請であると考えられる。前払式支払手段による送金については、資金移動業への登録等を規定する銀行法等の空文化につながる恐れがあることは承知しているが、被寄附者の制限や寄附額上限を設けること等により、犯罪による収益移転のリスクを下げる可能性も考えられることから、前払式支払手段による寄附について限定的な規制緩和について検討をお願いしたい。	社会福祉法人神奈川県共同募金会では、令和3年度に試験的に交通系ICカードによる寄附を実施したが、法規制により、令和4年度から休止していることと承知している(同会令和4年度事業報告書より)。また、本市において、令和6年能登半島地震に対する寄附について、前払式支払手段によるQRコード決済の導入を検討したが、法規制等により導入を断念した。	多様なキャッシュレス決済による寄附を可能とすることで、寄附文化の普及、寄附額の増加、キャッシュレス決済のさらなる普及などの効果が考えられる。	金融庁	
19	19	権原市	花巻市、多賀城市、相模原市、浜松市、名古屋市、堺市、高松市、熊本	○	ひたたりサービスの標準様式における必須項目の設定を地方自治体で設定可能とすること	ひたたりサービスの標準様式における必須項目(例:生年月日)について未来の日付を入力)がされた場合には、入力段階でエラーとなるように又はそのようなような選択ができないようにするためのチェック機能を地方自治体で設定できるようにすること。	マイナポータルにおけるひたたりサービスと基幹業務システムの接続(自動取込み)については、デジタルより標準仕様とするよう強い要請があり、本市においてもそれに従い、ひたたりサービスとマイナンバー利用事務系ネットワーク(基幹システム)の連携を完了させている。また、基幹システム提供ベンダーは、SEのリソースを保守業務に集中的に割かざるを得ず、本市が委託しているベンダーもリソース不足のため、カスタマイズの対応は不可とされている。そのため、ひたたりサービスと基幹システムとの接続は「標準仕様をしかけて」しかできないという状況である。しかし、ひたたりサービスの標準仕様には以下のような問題があり、非常に利用しにくいものとなっているところ、日付選択や選択肢による整合性チェックについて地方自治体で設定できないことはひたたりサービス上の仕様であるため、これについて改善を求めたい。 ・申請者名と電子署名の名義が異なっていても受け付ける ・生年月日が未来の日付でも受け付ける ・事由発生日や年齢と生年月日について整合性がとれていない ・エラーにならない ・他を選んでも、内容記載しなくてもエラーにならない ・本来請求できない年度が選べる ・二律背反の選択肢が両方とも選べてしまう ・一度選択すると外せない選択肢がある など また、正確な申請内容でないにもかかわらず申請を受け付ける仕様のままでは、申請を受け付ける地方自治体が個人を特定できない可能性もある。	不適切な入力についてはエラーで弾くようにすることで、精度の高い申請となり、審査が迅速化する。	デジタル庁	○ひたたりサービスの標準様式の項目について、入力漏れや明らかな誤入力があった場合も申請が可能であり、確認や差戻しに時間がかかるため、利用者と職員双方にとって負担である。 例) 保育施設等の利用に係る現況届 ・ひとり親ではないが認定保護者が1名しか入力されていない ・年齢と支給認定区分の不整合 ○入力可能な項目が全て表示されており、本来入力が必要な場合であっても誤って入力されてしまう。確認の手間が増えるほか、市民からすると入力項目の多さに繋がり、申請途中で離脱してしまう。	
20	20	権原市	花巻市、多賀城市、相模原市、浜松市、名古屋市、朝来市、高松市、久留米市、熊本	○	ひたたりサービスの標準様式における必須項目の設定を地方自治体で自由に変更できるようにすること又は外部サービスを利用したAPI連携によるデータ送信で必須項目として設定されている項目について空欄であってもエラーが生じないようにすること。	ひたたりサービスの標準様式における必須項目の設定を地方自治体で自由に変更できるようにすること又は外部サービスを利用したAPI連携によるデータ送信で必須項目として設定されている項目について空欄であってもエラーが生じないようにすること。	本市では、申請フォーム作成ツールとして、LoGoフォームを採用しているところ、市民の利便性向上と業務効率化のため、本市への申請は全てLoGoフォームで受け付けるように統一することを考えている。外部サービスとマイナポータルをAPI連携する場合、必須項目の設定も外部サービスに紐づくこととなっているが、例えば、児童手当の申請においては、マイナンバーによる情報連携等が可能であることから課税証明書等の提出が不要となっているにもかかわらず、ひたたりサービスの標準様式では所得情報が必要項目として設定され、当該情報を入力しなければ申請できないようになっている。源泉徴収票を見て入力される住民もいるが、正確な数字については源泉徴収票ではなく課税証明書によるので、必ず確認しなければならず、地方自治体にも無駄な作業が生じている上に、申請者からすると「そつらで知ってるのだからわざわざ聞かないでよ、修正するのならおさら」と不親切な印象と不信感を抱かせる結果となっている。	ひたたりサービスで申請しようとする住民から「所得のところが必要になっているため、何をどう入力したら良いか。」という問合せを受けるが、当該情報はマイナンバーによる情報連携等により自治体側で取得できるもの(所得審査については、市で賦課情報を持っている者については、市で賦課情報に基づき行い、市で賦課情報を持っていない者についてはマイナンバーによる情報連携により所得情報取得して行っている。)であり、本来はオンラインで完結する手続であるはずのものが、電話でのやり取りを挟むこととなっている。	法的根拠があるものや、本人同意を得たものについて自治体側で補完することができ、申請者の負担を軽減するとともに、正確な申請情報により、手続が迅速化する。申請者の負担を軽減するとともに、正確な申請情報により、手続が迅速化する。	デジタル庁	○大規模災害が発生し、県内、県外からマイナポータルによる申請件数の増加が予想されるため、法的根拠があるものや、本人同意を得たものについて自治体側で補完することができ、申請者の負担を軽減するとともに、正確な申請情報により、手続が迅速化するため、制度改正による効果が期待できるため必要である。 ○ひたたりサービスの標準様式の項目について、自治体によっては審査に必要な項目が回答必須項目となっており申請者にとって負担となっている。 例) 児童状況審査健康状況申告書内で「妊娠週数」や「首がすわった時期」の回答は不要。 ○入力必須であるべき項目が必須となっていないものがあり、未入力の場合に申請者へ連絡して確認する手間が発生している。 例) 児童手当の申請において、マイナンバーが入力必須になっておらず、マイナンバーを入力していないことにより、追加で添付書類の提出や再申請を申請者へ依頼する手間が発生している。



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>前払式支払手段による寄附行為は、資金決済に関する法律第3条第1項に規定する「物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合」に該当する必要があるが、この点、金融庁のウェブサイトで掲載している「広く共有することが有効な相談事例（資金決済に関する法律関係）」においてお示ししているとおり、前払式支払手段により「ふるさと納税」を支払うことは可能としています。</p> <p>国税庁公表の「義援金に関する税務上の取扱いFAQ」によると、災害により被害を受けた方を支援するために支払う義援金や寄附金（最終的に地方公共団体に提出される一定のもの）のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部等</li> <li>日本赤十字社、社会福祉法人中央共同募金会等</li> <li>募金団体</li> </ul> <p>への支払いで専用口座を設けている場合等については、原則「ふるさと納税」に該当するとされており、</p> <p>上記スキームの下で日本赤十字社や社会福祉法人等への前払式支払手段による寄附は資金決済法上すでに可能となっており、実際に、ふるさと納税に該当する義援金を前払式支払手段で受け付ける自治体の事例が見られるところですので、御検討中のスキームがあれば、お近くの財務局・財務事務所まで御相談いただければと思います。</p> <p>ふるさと納税の要件に該当しない寄附を前払式支払手段で支払うことの可否については、社会的なニーズや課題等も踏まえながらよく見極めていきたいと思います。</p>	<p>貴庁が示すHPの記載等から、「被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部」に対して支払った義援金」及び「日本赤十字社や社会福祉法人中央共同募金会等が被災者への支援を目的として設けた専用口座に支払った義援金」に限定し、ふるさと納税と解され、事前にチャージした金額から支払う前払式支払手段の活用が可能であることは承知した。他方、本提案は、キャッシュレス決済による寄附の簡便化による寄附行為の普及を目的としており、例えば、通常、自治体が支援する「赤い羽根共同募金」や「緑の募金」など、公益性が高いと考えられる公益法人や法律に基づき設置される認可法人等が行う寄附については、貴庁が示す解釈上、前払式支払手段を用いることが困難であると解する。こうした寄附についても、本提案で例示する被寄付者の制限や寄付上限額を設けるなど、段階的な規制緩和について、検討を進めていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 現行制度で対応可能な部分については、その旨十分な周知を行い、対応ができない部分については、行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>マイナンバーの標準様式については、日付の範囲指定を設定する（入力できる日付の範囲指定）や、比較元となる日付項目を作成し、他の入力した日付以前かどうかのチェックを実施する（相関チェックの設定）などの日付選択や選択肢による整合性のチェック機能の設定が可能であるため、より適切なチェックが行えるように、制度所管省庁と協議し、適切な形となるよう修正してまいりたい。</p> <p>他方で、標準様式については、制度に照らし、一律に定める必要があるため、制度所管省庁と協議した上で設定するものであることから、各地方自治体が独自にチェック機能を設定することについては、避けるべきと考えている。</p> <p>利用者や各自治体職員の手続上の負担が増えないよう、国として対応を進めてまいりたい。</p>	<p>標準様式は、利用者と職員の負担を軽減するため全国一律の「項目（データセット）」を設定するものである。</p> <p>確かに制度上、一律の基準でチェックすべき項目はある。しかしながら、それ以外の項目のチェックや不必要な項目の表示非表示の設定は現場の判断に任せ、アジャイルにアップデートした方が対応が早い。</p> <p>今年度児童手当法の法改正が行われ、令和6年6月に公布された内容に基づき、令和6年10月分からの対応を求められる等、市区町村の事務は逼迫した状況にある。今回の法律改正に伴い例外処理と比べ、申請数が大幅に増加することが確定しており、本来であれば電子申請を呼びかけたいところである。ただし、「適切な形となるよう修正」されるのが、この法律改正の事務処理以降となるのであれば、このタイミングで多くの国民の目に触れるびったりサービスが使いつらい、という評価になるものなら、以後、国が進めるびったりサービスを使ったオンライン化の取組みに対し逆風になりかねない。</p> <p>省庁のアップデート待ちをしている間にも「年に一度、一生に一度」というような申請を行う利用者は次々と出てくる。紙の申請用に記載例を各自治体で作ると同様、デジタルの場合でも自治体にこの権限を持たせてほしい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 地方自治体でびったりサービスの標準様式におけるチェック機能を設定可能とすることについては、統一性が失われ標準様式の意義が薄れてしまうことになりかねないため、標準様式の作りこみは国において一元管理することが望ましいとの意見が寄せられている。</p>
<p>標準様式については、制度に照らし、一律に定める必要があるため、制度所管省庁と協議した上で設定するものであることから、各地方自治体が独自に必須項目の設定について変更可能とするについては、避けるべきと考えている。</p> <p>各自治体や利用者の手続上の負担が増えないよう、国として項目の最適化の見直し等、対応を進めてまいりたい。</p>	<p>標準様式は、利用者と職員の負担を軽減するため全国一律の「項目（データセット）」を設定するものである。</p> <p>データにおいては、カラムを増やしたり、カラム名を変更することは連携システムに取り込めなくなる恐れがあることから認められないが、連携システムに支障のない範囲であれば、カラムに「データがあるかないか」という問題が無いはずである。</p> <p>紙の標準様式では必須かどうかを各自治体で作成する記載例により設定されているところ、デジタルの場合でも自治体にこの権限を持たせてほしい。</p> <p>また、少なくとも今回要望を行った所得の記載等にかかる項目については、児童手当法施行規則の様式上審査項目に該当し、市民の方に記載を求めている項目（記入しないでくださいとの注釈がある項目）であり、市区町村の職権処理にかかるところと認識している。（児童手当法施行規則様式第2号「第1条の4関係」）そのため、電子申請を行わない市民が記載しなくてもいいと、電子申請者のみ提出を求めていると当局としては認識しており、記載がなくても支障のない項目ではないかと考えている。</p> <p>独自設定を行うことへの難色は理解できるが、そうであれば必須項目の設定について、担当省庁と協議いただき、再度ご確認いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 びったりサービスの標準様式における申請・手続の必須項目の設定を地方自治体が行うことについては、全国標準の様式を作成し、国において一元管理することが望ましいという意見が寄せられている。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
21	21	平塚市	花巻市、上尾市、長野県、浜松市、高槻市、茨木市、西宮市、高知県、熊本市	○	障害者総合支援法に基づく市町村の地域生活支援事業に係る事務の関係を整理し、自治体システム標準化に対応した全国統一システムを構築すること。	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスと市町村の地域生活支援事業に分離されている。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスと市町村の地域生活支援事業は、自治体システム標準化における障害福祉サービスに関するシステムの対象から一旦除外され、継続検討となっている。自治体システム標準化の意義として、地方公共団体が情報システムを個別に開発することによる人的・財政的負担を軽減し、地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できるようにすることを旨とする。障害福祉サービスと同様に、地域生活支援事業を対象としたシステム構築を早急に進める必要がある。地域生活支援事業が障害福祉に関するシステムの対象外とされたことで、事業所からの請求及び市町村の審査のために、本来は自治体システム標準化によりシステム運用経費等の削減を目指しているが、現行の県単位での独自のシステム運用を継続する必要があり、県と市町村による費用負担やシステム運用に関する検討が多大な事務負担が生じている。	市町村の地域生活支援事業を実施する事業者は、障害福祉サービスのシステムとは別に県と市町村で共同運用するシステムを利用して、請求する必要がある。障害福祉サービス事業に対する県単独加算がある事業では、同一事業において障害福祉サービス事業のシステムでサービスに関する請求を行い、県単位の独自のシステムで加算部分の請求を行うため、双方で請求を行う必要がある。	事業者は、複数システムで請求を行う必要が無くなることで、異なる接続先やシステムの稼働を併用することから解放され、利用者支援に時間を使うことができる。また、複数の他県の利用者を受け入れている事業者においては、各県で異なるシステムに対応する負担がなくなる。統一したシステムで一括請求、審査、支払いが可能になれば、事業者のシステム利用の負担軽減並びに県や市の事務負担及びシステムに関する費用負担が大幅に軽減される。全国統一のシステムを活用することで、事業所にシステムごとに入力方法が異なるシステムに関する説明をする必要がなくなることや、県と市町村で共同運用するシステムの運用や調達等の事務負担が軽減される。	厚生労働省	○地域生活支援事業が障害福祉に関するシステムの対象外とされたことで、事業所からの請求及び市町村の審査のために、現行の県単位での独自のシステム運用(国民健康保険団体連合会を通しての請求及び審査)を継続する必要があり、県と市町村による費用負担やシステム運用に関する検討が多大な事務負担が生じている。	
22	22	平塚市	花巻市、藤沢市、ひたちなか市、上尾市、朝霞市、川崎市、長野県、大阪府、西宮市、高知県、久留米市、熊本市、鹿児島市	○	精神障害者保健福祉手続システム構築又はマイナンバーびったりサービスのオンライン電子申請とし、申請時の添付書類である診断書に記載する情報は、オンラインで申請を把握した医師が必要項目を入力することで処理する。更新時には前回情報を取得することで申請を可能とする。	手帳等の手続はマイナンバー連携で国によるシステム構築又はマイナンバーびったりサービスのオンライン電子申請とし、申請時の添付書類である診断書に記載する情報は、オンラインで申請を把握した医師が必要項目を入力することで処理する。更新時には前回情報を取得することで申請を可能とする。	【申請受付及び県への進達事務】 自立支援医療(精神通院)と精神障害者保健福祉手帳を合わせて、当市では月に600件以上の申請がある。申請数は毎年増加傾向にあり、職員の増員は困難なため、年々職員負担が増加している状況である。また、前回の内容と変わらない内容での更新も多く、事務負担に見合った効果がほとんどないという認識がある。書類の確認をした上で、県への進達を行わなければならないが、申請書類の不備が多いため、受付及び申請書記載内容の確認に多くの時間を割かざるを得ない状態となっており対応に苦慮している。 ※制度の更新期間が2年と短いこと、診断書等の提出が必要な年と所得区分算定の手続の年があり、手続が複雑であることから窓口受付時のトラブルも多い。 【発送業務】 県で審査・作成された自立支援受給者証及び精神障害者福祉手帳を郵送や窓口で受渡している。県が作成し出来上がった手帳や受給者証の印字内容に誤りがないかの確認をした上で、申請者へ渡すため、記載内容の確認や発送準備、手帳更新に付随する手当等の書類の準備の事務負担がある。受付事務と並行しての事務になり、全体で受付件数の2倍ほどの件数を常に処理し続ける必要があるため、事務負担が大きく苦慮している。	精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)の更新が制度利用者の手帳や市町村受付の大きな負担となっており、更新期間が短い、診断書料が高額であるとの意見がある。制度利用者が精神疾患により外出できず、更新手続ができないことがある。	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院)の更新が制度利用者の手帳や市町村受付の大きな負担となっており、手続をオンライン化することで制度利用者の負担軽減が見込まれる。また、窓口受付が減ること、他の障がい福祉業務への人員割当てや人員削減等の行政効率化を進めることができる。	デジタル庁、厚生労働省	○自立支援医療(精神通院)と精神障害者保健福祉手帳の申請数は年々増加しており、手続が複雑であるため事務負担が大きいため、事務の効率化が求められている。 ○自立支援医療受給者証及び手帳交付については、年々申請者・利用者が増加傾向にあり、職員への事務負担の多さなどの自治体においても同様と考える。また、マイナンバーとの紐付けにより自立支援医療の受給状況や手帳の利用状況が情報照会やマイナンバーにより確認することができるようになったこと等に、制度利用者の利便性が向上したものの、申請を受け付ける窓口である市町村においては、マイナンバーの紐付け誤りが発生しないよう、申請時のマイナンバーの本人確認を迅速かつ正確に実施する必要がある。かなりの事務負担であることが懸念される。マイナンバーを利用したオンライン申請の仕組みを国で導入することにより、転入出時の届出等も容易となり、自治体での事務負担が軽減されるほか、マイナンバーの紐付け誤る危険性が大幅に低くなる。○手帳のオンライン申請の方法について、現状の制度では診断書の提出をオンライン申請とは別で本人が行う必要があり、手続にかえて時間を要する可能性があることも想定される。そのため、診断書もオンラインで記載できることは、利用者の負担を軽減できる可能性があると考えられる。 ○現在、手帳の申請にはマイナンバーの記載が必要であり、マイナンバーはインターネット回線ではやりとりできないと理解している。また、オンライン対応できない医療機関もあると考えられ、紙媒体での書類申請は今後も残ると予想される。オンライン申請と紙媒体の申請が混在することになると、かえて自治体の処理が煩雑となるのではとの懸念がある。手帳のオンライン申請にあたっては、全国で共通したシステム整備を希望する。 ○①支障事例 精神障害者には、「家から出られない」、「窓口で職員と会話できない」という状況の方も多くなる。また、外出が出来ない方は郵送申請すら困難な状況である。さらに、電話の意思疎通が困難な場合も多く、書類の不備等がある場合の市民(申請者)及び職員の負担は過大となっている。このような状況を踏まえ、精神障害者が「(窓口)に行かない」、「(書類を)書かない」、「(窓口で)待たない」申請手続を推進するため、公的個人認証に対応した電子申請手続の実現を早急に進めるよう求める。 ②必要性 当市(人口約113,000人)では、正職員1人が月約400件(手帳、支給認定の申請合計数)の確認・進達作業を行っており、業務負担が非常に大きい。電子申請により入力段階でエラー判定を行うことが可能となることから、市区町村の確認項目や書類不備による申請者との連絡調整業務も大幅に減ることが期待される。 ○申請数が増加しているにもかかわらず、従来どおり紙文書主体の事務処理フローが見直されておらず窓口対応や受付・進達・交付事務に多くの時間を職員を割いている状況である。認定状況についての問合せも多いが、認定主体は県であるため窓口である市町村では即答できない。交付遅延や制度に対する苦情対応も窓口である市に寄せられることが多く、時間と労力を割かれている。市町村の裁量ではオンライン化が進められないため、デジタル化が遅れている事業となっている。精神的な要因で通院を要する患者の負担軽減を図る観点から、オンライン化により利用者の負担軽減を図ることの検討を進めるべきである。 ○【申請受付及び県への進達事務】 当市は人口4万人に対して、過去5年間で精神手帳所持者は100人以上の増加で、かつ自立支援医療(精神通院)申請とあわせても申請件数は約1.7倍と急速に増加しており、結果、申請書類不備等確認や問合せ対応も増加している。 うち、所得審査にも多くの時間を要しているが、「自立支援医療支給認定通則実施要綱 第9」によると、税未申告者へは申告を求めるところから始めるようになっており、審査時に未申告が判明した場合は、後日再度、連絡をとり、説明し、税担当課と連携を図り、申告を進めるなど、1件ごとの負担が大きく進捗まで時間を要する。オンライン申請時にマイナ情報で未申告がわかれば、先に税申告を行うこととなり、住民も市町村も負担が軽減される。またオンライン申請が可能となることで、記入が困難な方においても円滑な対応が可能になると考える。 【発送業務】 システム構築されることで、県が入力された情報を、再度、市町で確認しながら入力する作業も軽減され、発送作業に集中ができ、事務量も軽減される。○

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>ご提案の「地域生活支援事業に係る事務に関する全国統一システムの構築」を地域生活支援事業を障害者福祉システム標準化の対象に含めるべきと解すると、地域生活支援事業については、各自治体が地域の実情に応じて住民サービス向上のために創意工夫して実施しているものであり、標準仕様書を策定する際に実施した全国自治体への意見照会を踏まえ、標準化の対象外としたところである(地域生活支援事業を標準化の対象にしてほしいという意見は全国約1,700自治体のうち18自治体であった)。</p> <p>全国統一のシステムとしては、国民健康保険中央会が開発し、国民健康保険団体連合会が運用している障害者自立支援給付審査支払等システムにおいて障害福祉サービス等給付費の審査支払業務を行っている。地域生活支援事業のうち個別に給付決定を行う事業(移動支援等)についても、各市町村の判断により事務委託の対象として障害者自立支援給付審査支払等システムを利用して、各市町村の判断により事務委託の対象として障害者自立支援給付審査支払等システムを利用して承知している。</p> <p>地域生活支援事業を標準化の対象とすることで提案の支障事例が解消されるか、また、地域生活支援事業は各自治体で実施方法や使用している様式等が異なるため、どう統一するかという課題等も含めて、慎重な検討が必要と考えられる。</p>	<p>地域生活支援事業(以下、「当該事業」という。)のシステム標準化については、「障害者福祉システム等標準化検討会(第9回)常務委員会の対応策について」(令和4年9月1日事務提出資料)17ページの記載では、「障害者福祉に係る市町村独自事業については、標準化の対象とするかは、今後の検討とさせていただきます。」とあり、継続検討とされている。</p> <p>当該事業のうち個別に給付決定を行う事業(移動支援等)については、各市町村の判断により事務委託の対象として障害者自立支援給付審査支払等システムを利用できるが、訪問入浴等の事業では利用することができないため、当市を含む神奈川県各市町村では、障害者自立支援法による制度運用が開始された時期から、かながわ自立支援給付審査支払システムを構築して、事業所からの請求と市町村等による審査支払をしており、本提案に記載の支障が生じている。</p> <p>当該事業は各自治体で実施方法や使用している様式等が異なるため、どう統一するかという課題等があることは理解するが、標準化の対象とすることで、当該事業の要綱改正によりシステム改修が必要な場合、現状では各団体が個別に運用している障害福祉システムの操作画面や障害福祉サービス受給者証等の出力確認に関する改修作業の軽減が見込まれるとともに、本提案に記載の支障事例の解消に資するため、前向きに御検討いただきたい。</p> <p>また、標準化システムに関しては、システム改修等が必要な場合は事前に仕様書の確認が行われることが想定されるため、当該事業の要綱改正が施行日の数日前に行われている現状から、仕様書を改定する日程を考慮した要綱改正が行われるようになることが期待される。</p>	<p>【高槻市】</p> <p>貴省の回答にあるとおり、標準仕様書策定当初では、地域生活支援事業を標準化の対象にしてほしいという意見が少数であったことは事実ではあるものの、令和6年7月時点で障害者福祉システム標準仕様書も第4版に向けた改訂が進んでいるところである。少なくとも中核市レベルでは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る事務と同一のシステムで地域生活支援事業の管理を行っている自治体もあるため、再度全国の自治体に対して意見照会を行い、各自治体が地域の実情に応じて創意工夫して実施していることにも対応したシステムの実現が可能かどうか等、改めて標準化対象システムに加えるべきに必要な検討をされたい。</p> <p>【茨木市】</p> <p>地域生活支援事業を標準化の対象業務にしてほしいという意見は全国約1,700自治体のうち18自治体であったとことであるが、当該意見照会はいくまで標準化対象システムの内容について意見を問う照会であって、地域生活支援事業の標準化の必要性を問う質問項目はなかったと記憶している。当該意見照会において、自由記述で意見を付した自治体数が少なかったことをもって、国が地域生活支援事業を対象外とする判断をするにあたって、「当該意見照会を踏まえた」とは言えない。</p> <p>地域生活支援事業については、地域の実状に応じて住民サービス向上のために創意工夫して実施しているものではない、必須事業が設定されており実質的に行わないことが想定されているものではない。地域生活支援事業についても全国統一のシステムに標準化し、障害福祉サービスと一体的に運用することによって、給付決定部分と請求審査部分の事務の効率化及び自治体の負担軽減に大いに寄するものと考えられる。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>現在、政府においては、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の実現～」(令和3年6月1日規制改革推進会議)に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。</p> <p>その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、デジタル庁がマイナポータルを活用拡大等の検討を含め、共通基盤の整備を行うこととしている。</p> <p>こうした方針を踏まえ、引き続き検討を進めていく。</p> <p>なお、自立支援医療費(精神通院医療)の直近の支給認定に係る申請に添付する医師の診断書に関しては、制度利用者が直近の支給認定に係る申請時点から病状に変更がない場合は、省略することができることとしており、事務負担の軽減を図っている。</p>	<p>2025年までのオンライン化の検討を進めていることについて、次の項目の検討状況等を可能な範囲でお示し願いたい。</p> <p>1 現在の検討状況</p> <p>(1)マイナポータルでの申請後に地方自治体が行う申請受付や所得判定などの事務に係る事務処理システムの構築についての検討状況</p> <p>(2)診断書に代わる内容をオンライン化されたシステムにデータ入力をするインターフェース等に関する精神科医師との調整状況</p> <p>(3)PMHIによる連携の検討状況</p> <p>2. 2025年(令和7年)までのスケジュール</p> <p>(1)オンライン受付の開始予定時期</p> <p>(2)オンライン受付の開始、申請手順等の制度利用者への周知予定</p> <p>(3)受付後の事務処理に関する医療機関、地方公共団体等への周知予定</p> <p>3 今後の検討の見通し</p> <p>現在、具体的な検討の段階にない場合は今後の見通しをお示しいただきたい。</p> <p>自立支援医療(精神通院医療)の申請は、病名の変更・追加がない場合には診断書の省略によって実質2年毎の提出となっている現状があるが、その場合においても前回と変わらない内容での更新が多く、住民、医療機関、市町村及び都道府県の負担が大きいと考える。そのため、医師の診断書の省略条件の緩和・拡大(長年療養を続け症状が大きく変わらず、継続して制度を利用する必要のある方は有効期限を4年に延長し、診断書の提出を4年に1回とするなど)、所得区分判定の廃止・簡素化(所得判定を廃止し自己負担上限額を一律とする、あるいは所得区分判定を簡素化し課税か非課税の2区分とするなど)、精神障害者保健福祉手続を含む有効期限の延長など多角的な視点でさらなる事務負担軽減や手続の簡素化について検討いただきたい。さらなる事務負担軽減や手続の簡素化は、オンライン化の実現可能性に大きく寄与するもの(所得判定を廃止し判定フローがなくなることでシステム構築がシンプルになるなど)と考えられるため、オンライン化検討を機に並行して検討いただきたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
23	23	長崎市	花巻市、多賀城市、さいたま市、荒川市、川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、新潟市、津松市、堺市、小野市、福岡県、佐世保市、熊本市	○	クラウドサービスの利用	地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約の対象契約(電気、ガスの供給、不動産の借入れ等)は、又は法施行令第167条の17に基づき条例で定めることができる対象契約(当該法令で定める一定の物品の借入れ又は役務提供を受ける契約)に、クラウドサービスの利用契約を追加する。また、現行の法令で契約が可能とされる場合は、その旨を明示する。	【現行制度について】 地方自治法における長期継続契約においては、対象となる契約が限定されている中で、ソフトウェアのライセンス契約については令和2年12月22日付総務省通知「ソフトウェアのライセンスに係る長期継続契約について」において長期継続契約が可能である旨の見解が示されているが、クラウドサービスの利用契約については明示されていない。 【支障事例】 クラウドサービスは電気やガスの供給と同様に解約の申し出をしなれば自動更新が行われることが商慣習上一般的であるにもかかわらず、毎年度、契約更新を繰り返す不合理が生じている。また、ハードウェアの買値については長期継続契約が認められているが、IaaSなどのクラウドサービスを利用する場合、長期継続契約が認められず、単年度契約もしくは債務負担行為の設定が必要になることは合理的ではない。 【制度改正の必要性】 複数年継続の契約を締結することで、システムの安定稼働、サービス利用料の削減及び事務負担の軽減が見込まれる。 【支障の解決策】 契約の実態等に即して、クラウドサービスの利用契約についても、ソフトウェアライセンスの契約と同様に長期継続契約締結の対象となる旨を明示していただくことで、地方自治法施行令第167条の17の「条例で定めるもの」の対して長期継続契約を締結できる。	複数年契約を前提としている場合に、単年度毎に契約する手間が無くなることから、行政及び契約の相手方である事業者は契約書を取り交わすための手間や費用負担が無くなるなどの事務の効率化につながる。長期継続契約前提で入札等ができるようになり、契約期間が長期となることによる割引効果が見込まれる。	総務省	○複数年契約を前提としている場合に、単年度毎に契約する手間が無くなることから、行政及び契約の相手方である事業者は契約書を取り交わすための手間や費用負担が無くなるなどの事務の効率化につながる。 ○履行期間が年度初めから年度末まで継続的に利用するクラウドサービスについて、毎年当初に契約事務を行っている。長期継続契約が認められれば前年度中に契約行為が可能となり、事務負担の軽減になることが見込まれる。 ○現状、当市でも普及・一般化が進みつつある各種クラウドサービスについて、地方自治法および総務省通知では長期継続契約対象ではないとの見解である。こうした状況下で必要な案件については当市の長期継続契約とする契約を定める条例のうち「その他市長が等に必要と認める契約」として別途関係部署の合議をもって長期継続契約としているが、関係課間の調整や決裁事務に係る負担が生じ、非効率であると感じている。 ○地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化が進められるなど、今後、ガバメントクラウドなどを活用することが日常的となり、その利用も長期的なものとなる傾向にあることから、クラウドサービスの利用契約についても長期継続契約の対象となることに賛同する。 ○提案団体からもあり、クラウドサービスの利用契約が長期でない場合は割引効果が見込めず、結果的には、公契約における最も有利な条件が採用できていない状況が生じている。なお、長期継続契約が可能とされる場合においては、業者に対して広く機会を提供し、競争性を担保する必要もあることから、契約の期間に係る基準を慎重に検討する必要があるものとする。	
24	24	青森県	宮城県、秋田県、茨城県、千葉県、東温市、福岡県、熊本市	○	水田活用の直接支払交付金及び関連事業に係る報告方法について、報告事務が効率化できるような改善を求める。	水田活用の直接支払交付金及び関連事業に係る報告方法の見直し	【支障事例】 本交付金及び関連事業について、畑地化促進事業に係る要望調査や、交付要件に係る根拠資料の確認、交付申請者への取下げ意思の確認等の国からの照会(当該県においては年間約20件)等に係る各種報告は、地域農業再生協議会から県に対して行われ、県が取りまとめた上で、地方農政局県拠点へ報告することとなっているが、国からの確認・修正の指示があった場合、様式(Excelファイル)によっては、地域ごとに分割する必要があるほか、地域からの修正報告を再度取りまとめる必要があり、これらの作業に多大な努力を要している。 また、県を経由せず、直接地域から国に対して修正等が行われ、県に対するフィードバックがないこともあり、その内容に基づいた関連報告を行う際に、支障をきたす場合がある。 多くの報告がタイトなスケジュールで行われる中、地域からの報告内容を確認・取りまとめ、再確認・修正が必要となった場合の地域への差戻し、再確認・取りまとめが繰り返されるため、改善を求め。 なお、交付申請及び実績報告等についてはeMAFF(農林水産省共通申請サービス)においてオンライン手続が可能だが、要望調査やその他照会についてはeMAFFによる手続の対象となっていない。 【支障の解決策】 水田活用の直接支払交付金等に係る要望調査やその他の国からの照会について、eMAFFでの手続を可能とする、または新たに「国・県・地域協議会ごとに権限を与えたクラウドシステムを構築するなどし、県における取りまとめ、分割作業を軽減するとともに、県を経由せずに修正が行われた場合も、県が最終的な内容を確認できるようにすることを求める。	市町村、県とも業務の効率化、住民サービスの向上につながる。	農林水産省	—	
25-1	25	京都府、滋賀県、大阪府、堺市、鳥取県、津島市、小牧市、豊中市、奈良県、島根県、砥部町、福岡県、熊本市、山鹿市	北海道、宮城県、山形市、長野県、豊橋市、津島市、小牧市、豊中市、奈良県、島根県、砥部町、福岡県、熊本市、山鹿市	○	ふるさと納税返礼品に係る審査の効率化等	ふるさと納税返礼品の基準適合性等の確認に必要な項目がフォーマットされたオンライン審査システムを構築し、地方団体が直接総務省へ返礼品審査の申請を行うようにすることを求める。また、審査済返礼品について総務省において登録番号を付番し、データベース化し、類型に該当する理由などの返礼品に係る情報について国民が開覧可能なものとする。同時に、総務省において付番された番号を寄附募集ポータルサイトに掲載することを地方団体に義務化し、未審査返礼品について寄附募集を不可とすることを求める。	【支障事例】 追加返礼品の審査方法は、都道府県が市町村から提出されたExcelファイルを経総務省への提出日ごとに目視手作業で1シートに結合し、メール提出するものである。 総務省からは、提出日ごとに提供の可否と疑義照会が混在した審査結果の連絡があり、その結果を市町村へ展開する際には、再度都道府県で市町村ごとで分けなければならないため、一連の結合・分割・送付作業に半日を要する等事務負担が大きく、人為的ミスによる情報漏洩リスクの他、審査状況の進捗管理が煩雑となっている。 指定申請様式等の「類型」に該当する理由欄が自由記載のため、必須項目の漏れが生じるだけでなく、当該項目以外にも総務省から追加的に記載を求められる場合がある他、告示基準と総務省のQAの内容の濃度の乖離が大きく、他事例への当てはめが困難で、総務省の審査基準が不明確かつ過去に経歴した解釈が変更されることもある。市町村分は都道府県においてヒアリングを行った上で総務省に提出することとされているが、実態として、都道府県において基準やQA、過去事例に基づき市町村へのヒアリング等を行った上で総務省へ提出しても、約60%が疑義有として総務省から指摘を受けている。 返礼品は増加傾向にあり、膨大な数の審査依頼が総務省に集中するため、総務省の審査に時間を要し(最大9カ月程度)、審査完了まで寄附募集が行えず機会損失に繋がっており、不合理かつ非効率的な現状になっている。	システムを行い、地方団体が直接総務省へ返礼品審査の申請を行うことで都道府県の目視手作業が無くなり、人為的ミスによる情報漏洩リスクの低減及び事務負担の軽減等が見込まれる他、類型ごとに必須項目等がフォーマットされた審査システムとすることで入力漏れ等がなくなり、疑義照会件数等が削減され、総務省でもシステムに蓄積された過去の類似事例から審査・疑義照会が行えるようになることで、審査業務の平準化・効率化が図られ、審査期間の短縮が期待できる。 審査システムにAI学習機能や疑義照会対応のチャットボット等を搭載すれば、審査業務の効率化、審査の公平性の向上及び事務負担の軽減も期待できる。 返礼品に係る情報が開示され、審査済のもののみ寄附募集が行えるようになれば、審査の透明性が向上し、不公平感が解消される。各地方団体において地場産品基準が定められた趣旨に沿って個別の判断を行うという本来の制度に則した制度運用が行われるものとする。	総務省	○追加返礼品の確認に時間を要しているため、特に季節商品や生鮮食品等出荷できる時期に制限がある商品に対しては機会損失になってしまうことも少なくないことが現状である。疑義が生じている返礼品に関しては、類型に該当する理由や詳細な説明を求めることで地場産品基準を保全するため時間を要することについては理解できるが、1号該当品など、明らかに地場産品基準に反していないと判断できる製品に關しても同様に時間を要している。 ○当県は市町村数が多いため、毎月の市町村からの提出Excelファイルの審査、取りまとめに最低3日、総務省からの回答の切り分け等にも1日程度の時間を要し、その後の進捗管理も大きな負担となっている。 ○市町村分の返礼品指定にかかり提出と疑義照会について、県がとりまとめ等をおこなっており、市町村ごとに対応が必要となっているため、事務負担が大きい。また、指定申請様式等の「類型に該当する理由」欄が自由記載であるが、総務省から追加的に記載を求められる場合が多く、告示基準と総務省のQAの内容の濃度の乖離が大きく、疑義照会への対応は大変苦慮している。	



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>地方自治法施行令第167条の17では、「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもの」のうち、条例で定めるものについて、長期継続契約を締結できるものとしているところ、クラウドサービスの利用契約は同条に規定する役務の提供に該当すると考えられるものであるが、具体的な契約の内容を踏まえ、当該契約がその性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすものかと判断した上で、同条の規定に基づき必要な条例が制定されている場合においては、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約を締結することは可能であると考えられる。</p>	<p>ソフトウェアのライセンスに係る長期継続契約については、令和2年12月22日付けの総務省通知において考え方が示されているが、同一一般のものなりつつあるクラウドサービスの利用契約が長期継続契約の対象となるかについては、考え方が明確に示されておらず、法令の解釈でもあるため、地方自治体の現場としては対象となるか判断しかねているのが実情である。第1次回答の内容については特段の疑義はないため、同内容について、今後通知により明示していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。</p>
<p>畑地化促進事業は、都道府県を経由して要望調査を行い、必要に応じて報告内容の修正等を依頼しており、作成時の入力ミス等の防止や確認作業の軽減を図るため、従来より様式(Excelファイル)内にエラーチェック機能を付すなど対策を講じたところ、さらなる事務負担の軽減・簡素化の観点から、経営所得安定対策等実施要綱に定める申請様式の見直し等の改善を検討する。 また、修正報告に当たっては、都道府県を経由するなどの改善を検討する。 併せて、次年度以降の畑地化促進事業に係る報告期限等について、余裕をもったスケジュールとなるよう改善を検討する。 なお、eMAFF(農林水産省共通申請サービス)を活用した水田活用直接支払交付金等の手続のオンライン化については、現在、eMAFFシステムを改善したシステムの稼働を検討しているところであるため、現行eMAFFに要望調査やその他照会などに係る新たな機能を追加することは難しく、また、新たなクラウドシステムの構築についても、多額の予算を要することから対応は難しいと考えているが、上述の見直しを進め、都道府県における作業の負担軽減に向けた改善を行う。</p>	<p>本年度の畑地化促進事業では、早い段階での要望調査の実施や、統一したエクセル様式での取りまとめが可能となった点について、作業負担軽減が図られていると感じる。また、取りまとめに当たっては、必ず県を経由することで、間違っている箇所を早期に把握し、市町村に対して修正依頼をすることができている。 昨年度は、予算の関係上、畑地化促進事業の配分が2回に分けて行われたことから、産地交付金の所要額を正確に把握することが困難であったが、今年度のように1回の配分であれば、秋頃には所要額を把握することができ、支払に向けた事務を計画的に実施することができ、今後も同様の進め方を求めたい。 なお、エクセル様式の入力に当たっては、入力項目が多岐にわたっており、市町村側で入力の上書き修正が可能な状態となっているため、間違いを防止するための改善が必要と考える。 また、畑地化促進事業に係るスケジュールについては、5月頃から6月末の農業計画書提出時期に、各種書類の提出時期が重なっており、市町村によっては、現地確認等により不在となることが多いことから、修正・確認が容易にできるよう、検討されているeMAFF(農林水産省共通申請サービス)を改善したシステムにおいて、要望調査や各種報告等の手続をオンライン化するとともに、当該システム稼働までの間は、現行のeMAFFでの手続が可能となるよう継続して求める。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>ふるさと納税の返礼品等については、各地方団体からの声も踏まえ、その申請様式の見直しを行っており、今年度の指定申出にあたっては、回答すべき内容の明示や、記載例の充実等の見直しを行ったところ。 また、返礼品等の確認作業のシステム化については、今年度、一部の地方団体の協力を得て、試行的に運用を行うこととしており、その結果を踏まえて検討を行ってまいりたい。 なお、返礼品等の地場産品基準への該当理由等についての説明は、当該返礼品等を提供する各地方団体のHPや返礼品等を掲載しているポータルサイト上において、掲載されるべきものと考えている。</p>	<p>指定申出に係る様式の見直しは行われたが、様式はエクセル形式のままであり、該当類型ごとに回答欄に記載する内容が切り分けられたものの、その記載内容については自由記載であり、全て目視で確認する必要があるため、都道府県における確認に係る業務の負担は変わらず、疑義照会の際には、引き続き都道府県で市町村分の結合・切り分け作業を行う必要があり、情報漏洩リスクの懸念は残るものである。また、「回答すべき内容の明示や、記載例の充実等」とあるが、基準適合性の考え方について疑義照会を行っても「各団体において判断して記載してほしい」という旨の回答がなされる等、依然、審査基準が不明確な現状は継続しており、支障事例の解決に至っておらず、当局の求める提案に対応しているとはいえない。 確認作業のシステム化の試行的運用については、その内容は不明であるが、改めて地方団体が直接総務省へ返礼品審査の申出を行うことが可能となり、審査の迅速化が図られるシステムとなることを求めたい。 返礼品等の地場産品基準への該当理由等についての説明も、当局の提案のとおり審査システムと連携させ、審査済返礼品に自動で付番してデータベース化し、広く閲覧可能とすることで、審査の公平性の向上及び地方団体の事務負担の軽減につながると思われることから、返礼品等の確認作業のシステム化に当たり併せて組み込んでいただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
25-2	34	福井市、柳木県	北海道、函館市、花巻市、宮城県、仙台市、秋田市、いわき市、佐野市、高崎市、長野県、名古屋、半田市、津島市、小牧市、稲沢市、亀岡市、城陽市、豊中市、寝屋川市、大阪狭山市、島根県、大牟田市、山鹿市、鹿児島市	x	ふるさと納税の返礼品に係る事前確認期間の短縮	令和5年10月1日からの指定対象期間の開始後に新たに提供を開始しようとする返礼品等について、総務省による事前確認が円滑に行われるよう運用の改善を求める。 例えば、毎月1日に都道府県を通じて総務省に提出された確認書については、遅くとも当該月末までには総務省から確認完了の連絡が行われるようにしてほしい。	令和5年10月1日からの指定対象期間の開始後に新たに提供を開始しようとする返礼品については、総務省において指定基準に適合するかどうかの確認を行う観点から、事前にその内容について届け出ることが求められるようになった。(総務省通知 令和5年9月28日付け総務市第100号「ふるさと納税制度の適正な運用について」) ・市町村から都道府県を経由して総務省に提出してから確認が終了するまでに約3か月かかっている。 ・総務省からは確認を終えるまでの間は返礼品の提供を行わないよう求められている。(令和5年9月29日「総務省オンライン説明会」にて同趣旨の発言あり) 【支障事例】 スムーズな返礼品の提供ができないことによる地域の魅力の発信機会の逸失 ・季節商品(例…越前がに、漁期:11月6日～翌年3月20日)の場合、総務省の確認を待つまでの間にその旬の期間を逸してしまう場合もある。 上記のように、総務省の確認に長期間を要することで、返礼品提供事業者が参入しにくく、自治体の魅力を伝えるはずの地場産品を確保しにくい状況となっている。 これらの結果、ふるさと納税制度を活用した地域の魅力の発信を十分に行えない。	—	時機を逸することなく返礼品を提供できる環境が整備されることで、返礼品提供事業者にとっても参入しにくい状況が緩和され、自治体の魅力を伝える地場産品が充実し、ふるさと納税制度を最大限活用することが可能となる。	総務省	○返礼品提供事業者が季節性の返礼品を準備しようとしても、総務省からの回答がいつ来るか見込めないため、商品企画を立てにくいとの声がある。 ○現状では、総務省から回答が返ってくる目安すら示されていない状況であるので、事業者から返礼品掲載時期について問い合わせがあっても答えられない。 ○返礼品提供事業者からも、総務省の審査に時間がかかると、海産物などの季節商品の提供の時期を逸する可能性があり、返礼品の提供に差し支えがあると意見あり。事前確認期間の短縮で、返礼品事業者の機会損失を防ぐことができる。 ○総務省での事前確認期間に1～2ヶ月はかかっており、疑義照会・修正対応が必要なケースは、確認終了までに更に時間を要しており、寄付募集の機会損失につながっている。 地場産品基準の告示・現QAでは、疑義照会・修正対応が必要となっているケースが多く、大きな事務負担となっている。 ○総務省の確認に時間を要することにより、季節商品(石油ストーブ等)の時機を逃がすなど、地域の魅力発信の機会を逸失するケースが発生している。 ○特に季節商品等について、時期を逸することなく提供できるよう、早期の事前確認を希望します。 ○総務省の事前確認に約2ヶ月、質問等のやりとりが生じた場合はさらに約2ヶ月かかっており、昨年10月に事前確認を依頼した商品の確認がまだ終わっていない現状がある。 提案団体からの支障事例に加え、特に市が積極的にアプローチして商品等を提供いただくこととなった事業者が、長期に待たされることにより返礼品提供の意欲を失う懸念がある。 その結果、ふるさと納税制度を活用した地域の魅力の発信がスムーズに行えない。 また、都道府県を通じ、メール本文ベタ打ちで「確認済」の回答があるのみであり、事前確認待ちが長期化・増加すれば、済・未の管理が難しい。 以上のことから、総務省による事前確認の運用の改善を求める。 ○【現状】 総務省の事前確認に時間がかかっている ・令和5年10月以降、新たに提供を開始しようとする返礼品については、総務省において指定基準に適合するかどうかの確認を行う観点から、事前にその内容について届け出ることが求められるようになった。(総務省通知 令和5年9月28日付け総務市第100号「ふるさと納税制度の適正な運用について」) ・市町村から都道府県を経由して総務省に提出してから確認が終了するまでに約3か月かかっている。 ・総務省からは確認を終えるまでの間は返礼品の提供を行わないよう求められている。(令和5年9月29日「総務省オンライン説明会」にて同趣旨の発言あり) 【支障事例】 スムーズな返礼品の提供ができないことによる地域の魅力の発信機会の逸失 ・季節商品(例…おせち料理)の場合、総務省の確認を待つまでの間にその旬の期間を逸してしまった。 上記のように、総務省の確認に長期間を要することで、返礼品提供事業者が参入しにくく、自治体の魅力を伝えるはずの地場産品を確保しにくい状況となっている。 これらの結果、ふるさと納税制度を活用した地域の魅力の発信を十分に行えない。 ○総務省の返礼品審査に時間を要し、その間、事業者は返礼品の提供を行えないため、催促の連絡を受けることがある。 審査事務をシステム化するなど、効率化・迅速化を図るとともに、地場産品基準に該当する理由を一定程度フォーマット化するなど、基準への該当が明白な返礼品は直ちに審査完了となるような運用をしていただきたい。 ○当市では新規返礼品の申し出がある度に茨城県を通じて照会を行っており、確認に1か月以上の時間を要しているものもある。期間限定の商品など、スピード感をもって対応すべきものもあることから、確認期間については、見直しを行っていただくことが望ましいと考える。 ○当市の返礼品についても、これまで、申請から登録まで、最大3か月が経過したものもある。こうした、登録の遅滞により、返礼品事業者からの問い合わせ対応が発生する地、せつかく新たな返礼品を開発しても、その登録までの期間の経過により、時機を逸してしまうなどの課題が生じている。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>指定対象期間開始後に新たに提供を開始しようとする返礼品等については、全国からこれに該当する返礼品等として提出された数が約24万件と膨大な数となっており、確認作業に時間を要しているところ。</p> <p>返礼品等については、毎年の指定申出の際に全て提出してもらうことが原則となっていることから、まずは、指定申出の際に提出することを検討いただきたい。</p>	<p>指定申出の際に全て提出したとしても、新たな登録希望が事業者から毎日のように寄せられる状況に変わりはないため、提供までに要する期間を見込めない現状では大いに支障がある。約24万件に上る膨大な需要があるのであれば、貴省が想定する事務スキームを変更するなど何らかの対応をお願いしたい。そこで下記2案を提案する。</p> <p>1つ目として、指定対象期間開始後に新たに提供を開始しようとする返礼品等については、第三者に確認事務を委任等することを提案する。例えば、環境省の「令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業)」に依る公券・審査・交付事務においては、SERA(一般社団法人静岡県環境資源協会)に委任されている例がある。貴省の第1次回答では「膨大な確認作業に時間を要している」とのことであるため、確認事務の委任等により、その膨大な確認作業のすべてを貴省が担っている状態が緩和され、審査期間が短縮されることが期待される。</p> <p>2つ目として、現在は貴省の確認が終了するまで返礼品として提供することを差し控えるよう助言されていることから実質的な「承認制」の運用となっているところ、「届出制」とすることで必要な申請書類を提出した後にすぐ返礼品の提供を可能とすることを提案する。</p> <p>なお、本提案に対しては、4道県20市の追加共同提案団体からも多数の事前確認期間の短縮を望む声が挙げられていることから、貴省の真摯な対応を求める。</p>	<p>【宮城県】</p> <p>返礼品等について、毎年の指定申出の際に全て提出してもらうことが原則とのことであるが、年々全国各地の返礼品が増えていること、現在も総務省の確認作業に多大な時間を要していることなどから、今後も総務省の返礼品の確認期間に膨大な時間が要することが予想されるため、例えば、一度協議を終了したものについては、次の指定期間の際には申出対象から外すなどの対応ができないか検討いただきたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
25-3	89	大阪府、山形県、福島県、栃木県、岐阜県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、鳥取県、徳島県、香川県、高松市、熊本市	北海道、宮城県、仙台市、いわき市、茨城県、長野県、豊橋市、津島市、豊中市、奈良県、鳥取県、宇和島市、熊本市	○	ふるさと納税の指定申出手続等において、市町村が提出する返礼品等の内容に関する書類について、提出及び確認作業をデジタル化・システム化する。あわせて、市町村から提出された当該書類について、都道府県が行う確認等を自動化・省力化すること。	ふるさと納税の指定申出手続等において、市町村が提出する返礼品等の内容に関する書類について、提出及び確認作業をデジタル化・システム化する。あわせて、市町村から提出された当該書類について、都道府県が行う確認等を自動化・省力化すること。	返礼品等の内容に関する書類はエクセルファイルが用いられており、都道府県は市町村から提出されたファイルを目視手作業で1つのファイルに結合して国へ提出している。国へ提出後、国から質問事項等が付記されたファイルが都道府県に返送されてくるが、都道府県にこれを市町村ごとに分割して該当市町村に送付する作業を行っている。一連の結合・分割・送信の作業に少なくとも約半日を要するなどロスタイムが生じている上、作業の過程でミスが起きやすい状況になっている。市町村から国への申請は都道府県経由で行うことになっており、都道府県には市町村から提出された書類の内容について確認が求められているが、とりわけ返礼品等に関する内容については返礼品1点ごとに確認を要する(当府での指定申出の場合、約2万2千件)上、各返礼品が地場産品基準に該当する理由の確認に当たっては、当該理由欄が自由記述形式であるため、国が求める必須記載事項が網羅されていることや、十分な説明がされていること等について精査を要し、確認作業はもとより記載漏れや説明不足等による市町村への疑義照会や修正対応も重い負担となっている。また、各返礼品が地場産品基準に適合しているかについても、告示やQ&Aで一定程度は示されているものの、多種多様な返礼品の形態を網羅しきれないことから、当てはめが困難なケースも多く、確認作業や市町村への説明に大きな負担が生じている。今年度(令和5年度)から、指定対象期間の開始後に新たに提供を開始しようとする返礼品等については、随時、総務省において必要な確認を行うため、あらかじめ、所定の様式により都道府県を経由して提出するよう通知されており、これまで以上に市町村からの催促等の問い合わせや国へ提出後の進行管理等に対応する必要が生じており、大きな事務負担となっている。	年度途中で新たに返礼品の申出をする際などは、確認完了までの時間を要し市町村や業者において月単位の待ち時間が生じている。	返礼品等の内容に関する書類の確認事務の多くをシステム化・自動化することで、確認完了までの時間を大幅に短縮し、返礼品を迅速に提供できる。システム化と同時に、都道府県が行う返礼品等に関する書類の確認作業が自動化されることで、都道府県が確認している手作業が軽減され、作業ミスのリスクが低減される。	総務省	○当市においてもふるさと納税の指定申出手続き(返礼品等の内容に関する書類作成)事務を行うに当たり、提案団体が示すように、基準が多様な返礼品を網羅していないことから、地場産品該当理由の入力に多くの時間を要している。また、県からの疑義照会や国からの指摘が一貫しておらず、その都度、返礼品該当理由の見直しを行う必要があり、事務負担を招いている。○当県は市町村数が多いため、毎月の市町村からの提出Excelファイルの審査、取りまとめに最低3日、総務省からの回答の切り分け等にも1日程度の時間を要し、その後の進捗管理も大きな負担となっている。○市町村分の返礼品指定にかかるリスト提出や疑義照会について、県がとりまとめ等をおこなっており、市町村ごとに対応が必要となっているため、事務負担が大きい。また、指定申出様式等の「類型に該当する理由」欄が自由記載であるが、総務省から追加的に記載を求められる場合が多く、告示基準と総務省のQAの内容の濃度の乖離が大きく、疑義照会への対応は大変苦慮している。○当市の返礼品についても、これまで、申請から登録まで、最大3か月が経過したものもある。こうした、登録の遅滞により、返礼品事業者からの問い合わせ対応が発生する地、せっかく新たな返礼品を開発しても、その登録までの期間の経過により、時機を逸してしまうなどの課題が生じている。
26	26	東京都、新潟県	北海道、花巻市、茨城県、高崎市、川崎市、豊橋市、兵庫県、鳥取県	○	自治体情報システム標準化後の税務システムによる敷地権設定土地に係る価格等情報の通知を可能とすること	自治体情報システム標準化後において、税務システムにより、敷地権設定土地に係る価格等情報が適切に通知されるよう、当該システム標準仕様書の見直しを行うこと。	市町村は、都道府県に対して不動産取得の実態に関する通知を行う義務がある。(=取得通知)「自治体情報システム標準化」後は、税務システムに搭載される取得通知出力機能を用いて、電子データが提供される想定である。しかし、敷地権設定土地に関しては、現在の標準システムの仕様上、取得通知の作成が不可能であることが判明している。(=区分家屋の情報のみが通知され、家屋と共に課税対象である土地の情報が通知されない。)このことは、各市町村が敷地権設定土地を一般土地(=敷地権設定されていない土地)とは異なる仕様で管理していることに起因している。(現状、敷地権設定土地は、「所有権移転情報(移転の日付、原因等)」を逐一登録する仕組みを採っており、各市町村(各ベンダー)は、この現状を前提とした仕様でシステム設計を行っているため。)システム標準化は原則として、令和7年度中の実現を目指しているため、現時点で仕様変更を行うことは困難であるものの、敷地権設定土地の価格等情報を個別にやり取りすることは、市町村及び都道府県双方にとって多大な負担となる。したがって、市町村におけるデータの管理・保有状況等を確認の上、最小限の事務負担で敷地権設定土地の価格等情報が通知可能となるよう標準仕様書の見直しを御検討いただきたい。具体的には、以下の2点である。①敷地権設定土地に関する情報を管理する「共有土地台帳」に、固定資産課税台帳と同様に、登記情報の登録を行うこと。②敷地権設定土地に係る通知(承継取得通知(土地))の作成については、「共有土地台帳」を参照先に指定し、データを抽出すること。なお、①を実現するためには、法務局から受領する登記簿通知データについて、敷地権設定土地の権利登記情報も税務システムへ取り込めるようにしなければ、市町村での登録作業の負担が標準化前より増えることになるため、当該データ取込みを必須条件としていただきたい。ただし、敷地権設定土地の多寡は市町村により大きな乖離がある(大規模市街地の所在する市町村に偏在する)ため、対象を限定した対応(オプション機能とするなど)を行うのが合理的であると考えます。	同様の支障は全国の市町村で発生することが見込まれるため、全国的に生じ得る支障を未然に防止することができ、地方自治体の効率的な課税事務が可能となる。	総務省	—	



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>ふるさと納税の返礼品等については、各地方団体からの声も踏まえ、その申請様式の見直しを行ってきており、今年度の指定申出にあたっては、回答すべき内容の明示や、記載例の充実等の見直しを行ったところ。</p> <p>また、返礼品等の確認作業のシステム化については、今年度、一部の地方団体の協力を得て、試行的に運用を行うこととしており、その結果を踏まえて検討を行ってまいりたい。</p>	<p>早期にシステム化が実現し、手続きの迅速化や作業ミスのリスク低減などといったメリットが一日も早く発揮されるよう、積極的に検討していただきたい。</p> <p>また、検討にあたっては、作業が極力自動化され、使いやすいシステムとなるよう、地方自治体の意見を反映したシステム化をお願いしたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>税務システム標準仕様書【第3.0版】において、区分所有家屋と当該区分所有家屋に関する敷地権設定土地の所有者情報が連動する機能(機能ID 0120007、0120008)を標準オプション機能として機能要件化している。</p> <p>本機能を実装することで、区分所有家屋の所有者異動に伴う、敷地権設定土地の所有者異動が台帳上管理されることとなるため、自治体情報システム標準化後は、敷地権設定土地に係る価格等情報が適切に通知されることとなると想定している。</p>	<p>本機能の実装により、区分所有家屋と当該区分所有家屋に関する敷地権設定土地の所有者情報が連動する点については理解したが、当該機能のみで敷地権設定土地に係る価格等情報の通知が可能となるのか改めてご確認いただきたい。</p> <p>区分所有家屋は、区分家屋ごとに家屋課税台帳が作成されているが、登記済通知情報から権利移転を把握していることから、権利移転ごとに価格等情報通知の作成が可能であると認識している。</p> <p>一方、敷地権設定土地については、一筆ごとの土地課税台帳を作成しているが、所有者情報については登記済通知情報から作成されているのではなく、家屋課税台帳の所有者異動情報により管理されており、敷地権設定土地のみの登記済通知情報が存在しないことから、価格等情報通知の作成が困難と考える。(現行システムにおいても、別管理(管理方法は自治体により異なる)していると都内市町村より伺っている。)</p> <p>よって、自治体情報システム標準化後においては、本機能による所有者情報の連動に加え、履歴管理をした上で敷地権設定土地の価格等情報通知が適切になされることの実現を求めるものである。</p> <p>1次回答においては、所有者情報の連携について言及するのみで、確実に価格等情報通知がなされる保証があることを読み取ることができない。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
27	27	東京都	北海道、函館市、花巻市、那須市、白河市、茨城県、群馬県、神奈川、静岡県、豊橋市、安来市、大牟田市	○	戸籍情報連携システムの利用対象の拡大	「戸籍情報連携システム」の利用可能対象範囲を都道府県にも拡大すること	【現在の制度】 都道府県では、地方税の賦課徴収業務に際し、納税義務者が死亡している場合等で戸籍資料を確認する必要がある時には、郵送により市区町村へ公用請求を行っている。 当団体における令和2～4実績として、課税部門においては、自動車税に係る請求について年間500件程度、特別区の固定資産税に係る請求について年間10,000件以上、及び個人事業税に係る請求について年間100件程度の戸籍資料の公用請求を行っている。また、滞納整理部門においても、年間29,000件程度の公用請求を行っている。 【支障事例】 郵送による戸籍資料の公用請求は、請求してから回答まで1か月程度要することもある。また、被相続人が転出を複数回行っている場合や、相続人が複数の場合には、相続人を特定するまでに数か月かかる事案もあり、相続人調査に多くの時間と郵便費用を要している。	戸籍情報連携システムについて、住民基本台帳ネットワークシステムと同じように都道府県の利用が認められることで、都道府県の事務処理の迅速化のみならず、市区町村における戸籍懸本等の交付事務の大幅な負担減となり、都道府県と市区町村双方の事務の効率化に資する。	総務省、法務省	○年々公用請求件数が増加傾向にあり、事務負担が増加している。	
28	28	藤沢市、神奈川県	旭川市、花巻市、いわき市、さいたま市、浜松市、三島市、名古屋市、豊橋市、滋賀県、豊原市、小野市、奈良県、和歌山県、鳥取県、茨城市、佐世保市、熊本	○	法律における届出システムの統一化・共通化	各種環境法令に基づく申請・届出等に係る統一システムを構築することにより、入力フォームでの提出を可能とすることを求める。 令和4年度の提案募集により、①騒音規制法及び②振動規制法に基づく届出の全て、③大気汚染防止法及び④水質汚濁防止法に基づく届出のうち「事業者の氏名の変更等の届出及び承継の届出」については、オンライン化についての検討をされることとなったが、当該範囲外の届出についても同様に、オンライン化に向けた検討をされた。	【環境法令の申請・届出制度について】 現在、各種環境法令の申請・届出については、当市を含む多くの自治体が紙による受付である。そのため、提出時に事前に予約が必要であったり、修正等の際にも再度窓口へ足を運ぶ必要がある。 一部の自治体では、電子申請が可能となっているが、自治体ごとにシステムを構築しているため、それぞれDIYソフトが必要であったり、書式や画面ファイルのアップロード方法など申請方法が異なっており、煩雑さがある。また申請書をPDF化して電子で提出する方式もあるが、それでは作成過程でPDF化する作業が追加されたに過ぎない。 【行政の事務について】 自治体ごとに電子申請窓口を構築するには、システム開発や財政負担が伴うため、また統一のものが無いため、事業者の利便性が格段に向上するとは言い難い。 受理した申請・届出は、存在する事業所等については、継続して指導を必要とすることから永年保存文書として位置づけられており、文書の保管場所の確保に苦慮している。 申請・届出内容の取扱いを容易にするためには、内容を電子データ化するなど一定の作業負担がある。 各法令の施行状況調査の集計報告作業の業務量の負担がある。 【支障の解決策】 これら手続きについて、e-GOVの整備・改修等により、手続きの簡素化、事務の効率化、DXの推進が可能となる。 具体的には、令和4年の提案事項である「騒音規制法及び振動規制法に基づく届出のオンライン化」や「大気汚染防止法等に基づく届出のワンストップ化」への対応の拡充である。	届出内容の修正が必要な場合、再度窓口へ足を運ぶ必要がある。 自治体ごとに提出方法が異なるため、負担が多い。	【事業者の利便性向上】 すでに大気汚染防止法に基づく石綿事前報告については、国が統一のシステムを構築し、令和4年度から電子申告が制度化されている。同様に、水質汚濁防止法、大気汚染防止法等における届出についても、全国統一のシステムが構築されれば、届出をする事業者にとって、窓口に向かう手間や手続き可能な時間帯など、事業者の負担軽減、利便性の向上が期待できる。 【行政の効率化】 統一化・共通化された申請・届出システムを構築することで、自治体の受付業務が軽減される。 申請・届出内容の二次加工が容易になり、データ化の事務量が軽減されるとともに、各自治体の施策に反映しやすくなる。 受理した時点でデータ化されるので、施行状況調査等集計報告作業の負担が軽減される。 【その他】 以上のことを実現するために、令和4年の提案事項である「騒音規制法及び振動規制法に基づく届出のオンライン化」や「大気汚染防止法に基づく届出のワンストップ化」への対応を踏まえ、e-GOVの整備・改修等の拡充により、手続きの簡素化、事務の効率化、DXの推進が可能となる。	デジタル庁、環境省	○水濁法14条第3項届出(汚濁負荷量測定手法届)、瀬戸内環境保全特別措置法や湖沼水質保全特別措置法に係る手続についても記載いただきたい。 ○当市において、環境法令に係る届出は一部を除いて書面であり、提出時に職員が現場に出ており不在といった事態を防ぐために予約制となっており、申請者に一定の負担を強いている。 また、受付後にデータ化するために市独自のシステムへ入力する作業が発生しており、入力内容や確認事項も多く、事務処理の負担が大きい。データ化されたものを取り込む形にできれば、負担軽減と入力ミス防止ができるが、出力されるデータ形式に併せてシステムを改修する必要がある。 ○大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法の届出において、システムが構築されれば、届出をする事業者にとって、窓口に向かう手間や手続き可能な時間帯など、事業者の負担軽減、利便性の向上が期待できる。また、行政でも情報管理が適切に行えると期待できる。 ○全国統一のシステムの構築は有効と考えるが、各都道府県等が定めている大気、水質等の関連する条例にも対応できるシステムが必要と考える。 ○1事業者が複数の法令の対象となる場合が多いが、担当部署が異なると届出漏れが生じる事例があるため、法令ごとの独立したシステムではなく、環境関連法令全般が連携できるような仕組み(例えば、事業者の氏名等の変更があった場合に対象法令が一括で届出できる)も必要と考える。 ○届出内容に不備等があった場合に、届出者に対して補正や指導ができる仕組みが必要である。 ○一部の自治体では独自システムによる電子申請が進んでおり、当市への届出においても事業者から電子申請を要望されるが、当市では新たなシステム構築の費用を確保できない状況にある。また、電子メールによる方法は本人確認が不確実であることから受け付けていない。 事業者、自治体双方の届出手続きの簡素化、効率化を図るため、e-Govによる統一のシステムの提供を期待する。 ○当市においても、各環境法令の届出全般について、次のような支障・課題等が生じている。 ・届出書は紙による受付が主であり、届出書の提出にあたっては、事前に日程調整を要するほか、届出書の補正等が必要となった場合には、原則としてその都度来庁してもらう必要があるなど、自治体側の事務負担も少なくないこと。 ・各自治体が独自の電子申請窓口・体制を構築する場合には、システム開発費用が必要となるほか、システムの維持管理費用や、法令改正等の都度システム改修費用等の措置が必要となり、自治体の財政負担が大きいこと。 ・大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業など、一部の法令については、既に国が整備した全国共通のシステム(石綿事前調査報告システム)による施行状況調査が実施されていることから、各法令について統一の形態とすることが合理的である。 ○提案内容の各種環境法令に基づく申請・届出については、当市においても紙による受付を行っており、データ化等に多くの時間を要し大変苦慮している。 ○全国で統一化・共通化された申請・届出システムを構築することにより、事業者の負担軽減、利便性の向上のみならず、自治体の受付業務が大幅に効率化・軽減される。 ○当市では、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律における公害防止管理者の届出について、同様の問題が生じている。 ○当市では電子申請システムのフォーマットを構築することに労力を要することから、電子化に踏み切れていない。 また、庁内で電子決裁システムが導入されたことから、紙媒体で提出されたものをPDF化する手間が増えている状況である。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>戸籍情報連携システムは、その制度上、戸籍事務のためのみに用いることができるものであることから、市区町村の戸籍担当部署において利用が可能となっている。そのため、戸籍事務を取り扱うことがない都道府県において戸籍情報連携システムを利用して戸籍情報を閲覧することについては、戸籍法の趣旨及び扱う情報の機微度からすると困難であり、慎重な検討が求められるものとなる。</p>	<p>戸籍情報は高い機微度を有するものでありますが、地方税法第20条の11において、徴税委員は、「官公署に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる」旨が規定されており、納税義務者の相続人等を特定する目的で戸籍謄本を請求することは当然可能であることからすれば、戸籍情報連携システムの利用により戸籍情報を閲覧することについても、地方税法上許容されるものであると考えます。また、住民基本台帳上の情報については、住民基本台帳事務を取り扱わない団体においても、総務省令で定める事務については住民基本台帳ネットワーク検索による情報取得が可能となっております。これをふまえると、戸籍事務を取り扱わない団体であることを理由として、戸籍情報連携システムを利用できないこととする必要性は低いものと考えます。これらのことから、一定のセキュリティを担保した上で、戸籍情報連携システムを都道府県が利用することについて再度検討をお願いします。</p> <p>現在、同一税目の賦課徴収業務を行っているにも関わらず、市区町村は広域交付による公用請求が可能である一方、東京都はそれを行うことができます。事務負担が重くなっております。また、都に限らず、郵送による公用請求では相続人特定のために多くの時間と郵便費用を浪費しているのが実情であり、請求先となる自治体でも戸籍謄本の発行事務の負担が重くなっております。都道府県においても戸籍情報連携システムの利用が可能になることで、請求元及び請求先となる自治体双方の負担軽減に資することができます。仮に利用が困難な場合においても、戸籍の公用請求事務に対し、請求元及び請求先となる自治体双方の負担軽減に資する他の措置の検討をお願いします。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>御指摘の各環境法令については、当該法令に基づく届出数が少ないことから、「石綿事前調査結果報告システム」のような独自のシステムの構築は難しく、e-Govを利用する方針となった。</p> <p>令和4年度に、地方公共団体及び事業者に対しe-Gov導入についてのヒアリング・アンケートを行った結果、e-Govには、利用者からの届出について、利用者の選択に基づいて申請先に振り分ける機能がない等の課題があったことから、e-Govのシステム改善を待つオンライン化に取り組むこととした。</p> <p>e-Govにおいても地方公共団体が提出先となる申請・届出に対応するために、提出先として地方公共団体等、国の行政機関以外の組織を選択可能とする等の機能追加を進めているところであるが、現在のe-Govの整備状況においては、地方公共団体から示された支障事例のとおり、条例による横出し・上乗せへの対応や不備等があった場合に、届出者に対して補正や指導を行う対応が困難であり、実用的なものとしてはe-Govに接続するための独自のシステムの構築が必要な状況となっている。</p> <p>今後、e-Govに接続するための独自のシステムを構築するため、先行事例へのヒアリング等を行っているところ。</p>	<p>e-Govのシステムにおいては、現行の運用のような、利用者(届出者)が紙ベースのものをPDF化してメールで送る仕様ではなく、画面上で届出内容の入力が可能なシステムが望ましい。なお、届出の必須項目は全国共通であるため、入力項目の標準化が可能であると考えます。届出の際には図面等の添付資料の容量が膨大となることが予想されるため、クラウド上でのファイル提出が可能とするなど、システム上でのデータ保存容量を十分に確保する必要があります。</p> <p>また、届出内容を該当条項ごとに件数を集計し届出に報告する作業に事務負担が生じているため、報告事項等はシステム上で自動集計され、施行状況調査等、国への報告システムに活用できることが望ましい。さらに、届出内容に不備等があった場合には、届出者に対し修正等の指導ができる仕組みも必要である。(届出後に修正することが可能なシステムであること。)その他各自治体の要望等を取り入れたシステムとするため、アンケート調査等、各自治体のニーズを把握する方法及びそのスケジュールを明確にしていきたい。</p> <p>なお、e-Govに接続するための独自のシステムについては、国負担での導入を前提にご検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
29	29	豊田市	札幌市、函館市、花巻市、仙台市、秋田市、ひたちなか市、館林市、越谷市、荒川区、藤沢市、海老名市、浜松市、鈴鹿市、大田市、高槻市、岡山市、広島市、坂都市、久留米市、大野城市、熊本市、鹿児島市、特別区長会	○	健康保険の資格情報等やオンライン資格確認等システムにて照会可能とすること	番号法における独自利用事務の情報連携のうち、健康保険の資格情報等の照会は、情報提供ネットワークシステムを使用した上で、令和6年6月以降、子ども医療費助成等の独自利用事務において「情報連携」に加え、医療機関等が利用している「オンライン資格確認等システム」での照会を可能とすること。	【現行制度について】子ども医療費助成等の独自利用事務は、番号法におけるマイナンバーの利用において、保険証情報を照会する場合は、「情報連携」で行うものと規定されており、本市では、所要の条例を整備した上で、令和6年6月以降、子ども医療費助成等の独自利用事務において「情報連携」の利用を開始する予定としている。【支障事例】医療費助成の受給者資格を付与する事務などにおいて、保険証情報の確認が必要であるが、令和6年12月から健康保険証が廃止されることで、窓口での保険証確認ができなくなる場合が出てくる。本市の地方単独医療費助成における保険証情報の確認件数は年間約3万件あるが、子ども医療費助成等の独自利用事務以外の事務において既に当市が「情報連携」を利用した実績では、照会に対して画面で結果が確認できるまでの所要時間が、1件当たり10分から1時間程度もかかってしまうケースがある。そのため、これまでは窓口で市民から紙の保険証の提示を受けてスムーズに受給者証の交付等の手続を進めることができたが、「情報連携」で照会することで、窓口で市民の待ち時間が増えることや、場合によっては、受給者証の即時交付ができずに後日送付となるなど、市民サービスの低下につながる恐れがある。なお、代替措置として、マイナポータルでの保険証情報の確認や保険者から発行される資格確認書による確認についても検討しているが、マイナポータルでの確認は窓口新たに端末を置き、市民がマイナポータルログインしなければならないこともあり、窓口の待ち時間の解消にはつながらないと考えている。	—	保険証情報の確認時間が削減されることで、市民サービスの向上や行政の効率化が期待できる。	デジタル庁、厚生労働省	○医療費助成窓口での保険証情報の確認は、保険証廃止後は、その確認がスムーズにできずに、窓口の混乱が生じることが想定できる。「資格情報のお知らせ」で確認すればいいと書かれているが、多くの人が「資格情報のお知らせ」を携帯するとは思えない。今までは保険証を見せるだけで簡便に届出ができていたのを、情報連携で代替しているが手続上の所要時間が大幅に増えるだけである。欄外より、以下の保険証の方が便利だったと思われ、マイナ保険証の登録解除後、「資格確認書」への切り替えを助長するだけでなく、国民健康保険の所管でも、国民健康喪失手続きに来られる方の申請資料はほとんど保険証である。マイナ保険証の提示で資格確認がその場でできるよう、「オンライン資格確認等システム」の自治体版の導入を求めたい。○医療費助成の受給者資格を付与する際、健康保険証情報の確認が必要であり、令和6年12月以降は健康保険証廃止に伴い、マイナポータルによる資格確認をすべく、システムを改善してほしい。照会結果を確認できるまで、2、3日かかると思込まれており、医療証の即日発行が行えず、市民サービスの低下につながる恐れがある。自治体においても「オンライン資格確認等システム」での照会が可能になることにより、最新の健康保険資格情報及び給付情報を速やかに確認できるようになり、医療証交付にかかる時間の短縮や、適正な給付事務が期待できる。○医療費助成の受給者資格を付与する事務などにおいて、保険証情報の確認が必要であるが、令和6年12月から健康保険証が廃止されることで、窓口での保険証確認ができなくなる場合が出てくる。そのため、これまでは窓口で市民から紙の保険証の提示を受けてスムーズに受給者証の交付等の手続を進めることができたが、「情報連携」で照会することで、窓口で市民の待ち時間が増えることや、受給者証の即時交付ができずに後日送付となるなど、市民サービスの低下につながる恐れがある。なお、代替措置として、マイナポータルでの保険証情報の確認や保険者から発行される資格確認書による確認についても検討しているが、マイナポータルでの確認は窓口新たに端末を置き、市民がマイナポータルログインしなければならないこともあり、窓口の待ち時間の増加することは他の要件で発生している住民についても窓口の待ち時間が増えることになり悪影響が大きい。○本市の類似する医療費助成事業において受給者証の新規交付や保険変更の際は、窓口で市民から保険証の提示を受けて事務処理を進めていたが、情報連携での照会やマイナポータルでの確認になってしまうと、照会・確認に時間を要するため、待ち時間が増え、課全体の窓口の混雑性につながる恐れがある。また、情報連携・マイナポータルは「本人」「家族」は確認できるが、「家族」の場合は種別の手続きが確認できない。この類似事業では、資格要件として、社会保険の場合は子が誰の扶養に入っているのかを確認しているため、確認ができなかった資格確認事務に影響が注ぎ、医療機関等が利用している「オンライン資格確認等システム」において、保険情報確認時間の短縮が図れ、必要な情報が確認できるのであれば照会を可能にしてほしい。○紙の健康保険証が廃止されることで、窓口での保険証確認ができなくなる場合が出てくる。・親や、窓口で市民から紙の保険証の提示を受けてスムーズに受給者証の交付等の手続を進めることができていたが、「情報連携」による確認とした場合、窓口での市民の待ち時間が増えることや、交付までに時間を要することになり、サービス低下につながる恐れがある。・情報連携による保険情報の確認のほか、医療機関等が利用する「オンライン資格確認等システム」での照会を可能としたい。○国民健康保険の資格の得喪に関する手続においても、情報連携を用いる機会があるが、早くても5分～10分程度の時間を要すると、支障が生じている。また、保険者としてオンライン資格確認等システムに情報を登録しているが、同システムの登録内容を確認することができないため、登録がいつ完了したのか、正確に登録できているのかをチェックすることができない。そのため、被保険者証の情報とオンライン資格確認等システムの情報に違いがあることについて、医療機関から照会があった際に、回答することができない。○本市の福祉医療業務においても現状のまま保険証が発行されないこととなり市民サービスの低下につながるため、「オンライン資格確認等システム」での照会等、速やかに確認できるシステム等の利用が必要と考える。○本市においても医療費助成の受給者資格を付与する事務などにおいて、保険証情報の確認が必要であるが、令和6年12月から健康保険証が廃止されることで、窓口での保険証確認ができなくなる場合が出てくる。本市では、所要の条例を整備し、小児医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成において、「情報連携」により保険証情報の照会が可能となっているが、これまでは窓口で市民から紙の保険証の提示を受けてスムーズに保険証の交付手続を進めることができたが、「情報連携」で照会することで、受給者証の即時交付ができずに後日送付となるなど、市民サービスの低下と事務負担の増加につながる。○本市では、所要の条例を整備した上で、令和6年10月以降、子ども医療費助成等の独自利用事務において「情報連携」の利用を開始する予定としている。本市の地方単独医療費助成における保険証情報の確認件数は年間約1万件あるが、他市の「情報連携」の利用実績によると、確認までの所要時間が、1件当たり10分から1時間程度かかることもある。そのため、これまでは窓口で市民から紙の保険証の提示を受けてスムーズに受給者証の交付等の手続を進めることができたが、「情報連携」で照会することで、窓口で市民の待ち時間が増えることや、場合によっては、受給者証の即時交付ができずに後日送付となるなど、市民サービスの低下につながる恐れがある。なお、本市では、代替措置として窓口新たに端末を置き、マイナポータルでの保険証情報の確認や保険者から発行される資格確認書による確認を行っているが、マイナポータルでの確認は、市民がマイナポータルログインしなければならないこともあり、窓口の待ち時間の解消にはつながらない。○【支障事例】難病医療費助成の受給者証発行事務において、保険証情報の確認が必要であるが、令和6年12月から健康保険証が廃止されることで、窓口での保険証確認ができなくなる場合が出てくる。指定難病受給者数は現在8,400人である。申請書に保険証情報を記載することになっており、同じ保険証加入者についても申請書に記載が必要である。国民健康保険及び国民健康の保険証の方は世帯を異分する保険証の確認が必要である。「マイナポータル」情報連携を利用する場合、照会に対して画面で結果が確認できるまでの所要時間が、1件当たり15分程度かかる。そのため、これまでは窓口で市民から紙の保険証の提示を受けてスムーズに受給者証の申請の手続を進めることができたが、「情報連携」で照会することで、窓口で市民の待ち時間が長くなることになり、市民サービスの低下につながる恐れがある。○【現行制度について】子ども医療費助成や産後ケア支援が、医療費助成等の独自利用事務だけでなく、自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)といった専任制度利用事務においても、被保険者証の資格確認が必要である。本市では、令和6年4月5日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡「マイナ保険証発行に伴う自立支援医療費の支給認定に係る取扱いについて」に基づき、令和6年12月以降は、原則情報提供ネットワークを通じた「情報連携」により、資格確認を行う予定である。【支障事例】自立支援医療の支給認定にあたり、被保険者情報の確認が必要である。本市では年間約1万件ほど健康保険被保険者証により資格確認を行っているが、「情報連携」による資格確認を利用した実績では、照会から画面での結果確認に5分から10分ほどの時間を要している。また、自立支援医療では保険加入世帯で所得判定を行う必要がある。現行の「情報連携」で得られる情報では、被保険者(本人)や同一保険加入者の氏名等の認定情報がないため、申請書に併記する必要がある。申請書の提出後、被保険者(本人)や同一保険加入者の情報を調査し、その人数分「情報連携」を行い資格確認を行うことになるので、更なる時間を要する恐れがある。そのため、今までは紙の健康保険証の提示を受けて、スムーズに被保険者情報の資格確認と所得判定用の保険加入世帯の確認ができていたが、「情報連携」で照会や聞き取り調査をすることで、窓口での対応時間や待ち時間が増え、市民サービスが低下する恐れがある。望には、加入健康保険の変更があった場合、保険者により副本登録の反映までに時差が生じるため、「情報連携」で最新の資格情報を取得できないケースもある。その場合、最終的には保険者から発行される「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」等の紙媒体による資格確認を行うことになり、持参忘れの場合には、後日再度申請となるケースも想定され、市民への負担と混乱を招く恐れがある。なお、代替手段として、窓口でのマイナポータル確認端末の設置を検討しているが、市民がマイナポータルログインしなければならないこともあり、窓口での対応時間や待ち時間の解消につながる恐れがある。併せて、保険者から発行される「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」等による確認も検討しているが、マイナポータルカードの利用を積極的に進めている行政の立場としては、やむを得ない事情による臨時的な代替手段になりたくないと考えている。○医療機関等で実施しているオンライン資格確認に照会する際には、当該医療機関の患者であって市民に関することでもあり、スムーズな対応が求められる。しかし、医療機関の場での対応内閣については、自治体間・オンライン資格確認等システムの端末が存在しないため、国民健康約システム等の情報を確認して問合せに対応しているが、医療機関の端末と画面が一致していないことで、状況確認に多くの時間を要するなど対応に苦慮している。令和6年12月2日の健康保険証廃止に伴い、医療機関や被保険者等からの問合せの増加が予想されており、その対応が遅延することにより市民サービスの低下に繋がるため、自治体においてオンライン資格確認等システムで照会可能とすることは、必要性が高いと考える。



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>住民の医療保険情報の確認については、来所不要な行政手続の拡大など住民本人等の負担軽減の観点からも、既に仕組みとして存在する番号法に基づく「情報連携」を活用することが望ましいと考えています。</p> <p>その上で、「情報連携」による対応が難しい場合には、マイナポータル の画面や、保険証の新規発行終了後において保険者から交付/送付される資格確認書や資格情報のお知らせにより、資格情報を確認することが可能です。既に対応者数が多い公費負担医療制度では、そうした方法を利用することとされており、今後、子ども医療費助成等も含め、公費負担医療の受給者認定の手続において、こうした取扱いを分かりやすく周知していきます。</p> <p>一方で、ご提案については、オンライン資格確認は、医療機関等による医療保険情報の確認のためのシステムであるため、自治体窓口における確認などに用いることは健康保険法等に定められた利用目的には当たらないほか、仮に自治体の事務処理にも利用しようとした場合には、システム改修やアクセス用端末の整備、運用コスト等について、新たに自治体に負担が生じることとなるため、上記の方法により対応すべきものであると考えています。</p>	<p>所要時間のかかる情報連携では住民の待ち時間の増加や受給者証即日交付ができなくなる可能性があるなど、市民サービスの維持が困難であることを訴える本提案に対し、情報連携で対応すべきという回答は、そもそも適切な回答となっていない。また、情報連携で懸念すべき点は、上記で述べた通り、現行の情報連携システムの仕様では、被保険者名や被保険者記号番号を把握できない場合があることも挙げられる。</p> <p>情報連携以外の資格情報確認手段であるマイナポータル利用は、時間経減にはつながらず、顔認証マイナカードではアクセスできない。また、紙の確認書等を使うことはマイナ保険証の普及を目指す国の方針には沿わないものであり、国はまず、マイナ保険証を活用した市民満足度の高い仕組みを整備することを第一とすべきである。</p> <p>健康保険法等に定められた利用目的に当たらないという回答については、既に救急搬送でマイナ保険証を活用する取組みが検討されており、官民のオンライン資格確認システムの利用規約を改正する動きがある。現行法でできないとするのではなく、できるように法改正を検討していただきたい。</p> <p>コスト面においても、救急搬送時や既存の資格確認限定型オンライン資格確認システムは、インターネット環境、カードリーダー、タブレットで運用できるため、マイナポータル導入時と同等であることが想定される。</p> <p>オンライン資格確認を利用することは、マイナ保険証を自治体で提示した際に紙保険証と大差なくサービスを受けることを可能とし、マイナ保険証への信頼を高め、利便性を向上させるために必須であるため、本提案の実現に向けて積極的にご検討いただきたい。</p>	<p>【札幌市】 子ども医療費助成をはじめとする医療費助成の対応者数は膨大であり、また、当市においては来所不要なオンライン申請を導入したところであるが、導入後も窓口に来庁し、その場で受給者証の交付を希望する申請者が多い実態がある。現行の健康保険証の発行終了を機に、行政側の保険情報の確認を「情報連携」を基本とすることで、情報の確認に少なくとも10分程度の時間を要することとなり、市民が医療費助成の受給者証の受取が遅れるなどの不利益を被ることとなる。そのため、国の責任において、オンライン資格確認等システムを自治体においても導入可能なものとし、情報を即座に確認できるよう措置を講ずるべきと考える。</p> <p>【高槻市】 オンライン資格確認の自治体窓口における運用について、システム改修やアクセス用端末の整備、運用コスト等について、新たに自治体に負担が生じることが貴省の回答のとおりであるが、既に仕組みとして存在する番号法に基づく「情報連携」だけでは機能が十分ではなく、照会や回答までに時間を要していたり、照会先の加入保険や被保険者を特定するためには申請者へ聞き取りが必要だったり、現行の運用と比べても、市民と自治体職員双方に負担を強いることになる。その為、既存の仕組みとして存在する「オンライン資格確認」は、既に市民も慣れた方法で必要な被保険者情報をスムーズに把握できるため、自治体によっては負担以上の便益を享受することができると思われる。また、資格確認書や資格情報のお知らせの持参を住民に対して要求することは、被保険者証のマイナンバー化によって、住民はマイナンバー-被保険者証と、紙媒体の資格確認書類の両方を管理しなければならないこととなり、住民からの理解を得られがたいことが想定される。</p> <p>については、各自治体が地域の事情を考慮して、『オンライン資格確認』の導入を判断できるよう、必要な法改正と補助金の交付を検討されたい。</p> <p>【特別区長会】 自治体負担が生じるということですが、業務の非効率化に伴う負担の方が上回ります。自治体の事務手続負担軽減の観点から、自治体版オンライン資格確認システムの導入を、検討の俎上に載せていただきたい。</p> <p>当区においても国民健康保険の待費等の手続きは「情報連携」を活用して行っている。一方で「オンライン資格確認システム」は医療機関等による医療保険情報の確認のためのシステムであることは理解しているが、医療機関や被保険者から問合せがあった際に「オンライン資格確認システム」でどのように表示されているのか各自治体では確認できないため、話が噛み合わずに対応に苦慮することがある。これらの対応にかかる所要時間と医療機関等で使用されている「オンライン資格確認システム」を新たに導入する経費を、比較するとある程度の金額であってもオンライン資格確認を導入する必要性はあると考える。このままでは、保険証廃止以降は情報連携が増加し、来庁する区民の方をはじめとし、多くの区民を相当お待たせすることになるため、マイナンバーカードの便利さよりも不便さが印象として残ってしまいかねない。このことから、各自治体の要望を真摯に受け止めていただき、自治体に「オンライン資格確認」のシステムを使用できるよう取り計らっていただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
30-1	30	豊田市	札幌市、函館市、八戸市、花巻市、郡山市、いわき市、白河市、福井市、上田市、豊橋市、半田市、小牧市、亀岡市、城陽市、西宮市、安来市、東温市、南国市、大牟田市、熊本県、鹿児島市	○	住民票の公用請求削減のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大とその周知	国の機関や市区町村等が行う各種調査等の事務において、幅広く住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにするために、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)を必要とする事務のうち住民基本台帳法別表に記載されていない事務を整理し、当該事務を住民基本台帳法別表に掲載する法改正を求める。また、上記の実効性を高めるため、国の機関や市区町村等に対して住民基本台帳ネットワークシステムの利用により4情報の取得が可能である旨の周知を求める。	【現行制度について】住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務は住民基本台帳法における別表で規定されており、別表に記載されていない事務については各市区町村等に対する公用請求により情報を取得する必要がある状況。【支障事例・制度改正の必要性】当市では年間約1万件の公用請求を受理しており、その処理に多くの時間を要していることから(請求内容の確認から発行まで5分/件、発送前の確認2分/件)、円滑な事務執行の支障となっている。公用請求の中には対象者の最新住所を調査する趣旨の案件も少なくなく、住民基本台帳ネットワークシステムの利用による情報取得で事足りるにもかかわらず、住民基本台帳法別表に当該事務の記載がないことにより各機関は市区町村等に公用請求による情報取得をせざるを得ないという実態がある(例:更生保護法第30条、河川法第75条及び第77条、道路運送法第4条及び第38条を根拠とする事務等)。【支障の解決策】以下の解決策を提案する。・現状の国の機関や市区町村等の事務の実態に即して、住民基本台帳法別表の見直しを行う。・国の機関や市区町村に対して住民基本台帳ネットワークシステムの利用により4情報の取得が可能である旨の周知を行う。上記により、住民基本台帳ネットワークシステム利用拡大のための門戸を広げることができ、その周知により住民基本台帳ネットワークシステムの利用促進を図ることができることから、支障の解決に寄与するものと考えられる。	住民基本台帳ネットワークシステムの利用が可能な事務が拡大され、公用請求自体の件数が減少することにより、公用請求に対応する各市区町村の事務負担の軽減に寄与するものと考えられる。また、住民基本台帳ネットワークシステムを利用した情報取得が可能な事務が拡大されることにより、各機関が公用請求を行う事務負担及び郵送に係る期間及び費用が軽減され、各機関の負担軽減にも繋がるものと考えられる。	総務省、法務省、国土交通省	○年々公用請求件数が増加傾向にあり、事務負担が増加している。 ○公用請求については書類の審査、発行、照会、交付と手順を経て対応しているところであるが、利用可能な事務が拡大されることにより当該の対応にかかる事務が軽減されるだけでなく、担当部署においても当該からの交付を待つことなく自庁において処理を進めることが可能となり、双方にメリットがあると考える。 ○当市では、年間約15,000件の住民票等の公用申請を受理しており、その処理に多くの時間を要していることから、円滑な業務執行の支障となっている。 ○当市では46,000件超の公用請求を処理しており、多くの時間を要していることから円滑な業務執行の支障となっている。公用請求の中には対象者の住所の調査も多く、住民基本台帳ネットワークシステムの利用が可能になれば、処理件数も削減でき、請求する側もされる側も業務の効率化が図られる。 ○当市においても、住民基本台帳関係の公用請求が年間約1万件あるため、事務が逼迫している。	
30-2	108	神戸市	函館市、花巻市、郡山市、浜松市、豊橋市、西宮市、安来市、広島市、東温市、福岡市、大牟田市、宮崎県、鹿児島市	○	住民基本台帳ネットワークシステムを活用して行政手続における住民票(写)の提出を不要とすることを可能としたい。住民基本台帳法で規定されていない事務においても、住民基本台帳法の活用可能事務の拡大	本人確認書類として住民票(写)の提出を求めている行政手続について、住民基本台帳法で規定されていない事務においても、住民基本台帳法の活用可能事務の拡大	自治体が窓口となって受け付けている行政手続の中には、申請者の住所を証明する書類として、社会通念上一般的な運転免許証の提示やその写しではなく、住民票(写)の提出を求めているものがあるが、住民票(写)に記載されている情報は、その自治体の居住者であれば、住民基本台帳で確認できることから、取得に手数料のかかる住民票(写)をわざわざ提出させる意義が乏しく、申請者にとってもコスト面や手間の面で少なからず負担になっている。住民基本台帳法で規定されていない事務における住民票情報の取得に関しては、各市区町村等に対して公用請求を行う必要がある。その目的としては、単に最新住所を確認するだけのものも多く、住民基本台帳の確認で足りることを、現状は請求、返送とも絡めてやり取りしており、双方の機関にとって負担になっている(例:更生保護法第30条の規定に基づき保護観察所から公用請求を受けるケース)。	自治体が窓口となって受け付けている行政手続において、申請者が自らの住民票を取得する手間とコストが軽減されるほか、住民票の公用請求を行う自治体職員の負担軽減に繋がる。	総務省、法務省	○行政手続において、住民基本台帳に必要な住民票情報が確認できるとして、市民及び事務の負担が軽減される。	
31-1	31	茨城県	花巻市、相模原市、浜松市、名古屋、兵庫県、東温市、山鹿市	○	条例公布時の長の署名について電子署名による方法を追加	災害時など登庁が難しい場合でも条例公布の長を認める。電子署名は認められていない。電子署名は、その危険化リスクから5年間の有効期限がある等の課題があることから、電子署名は現行の自署が果たす機能を代替する。【支障事例】条例公布に係る事務については、紙を使用せざるを得ず、電子的に処理が完了できない。【制度改正の必要性】災害時など登庁が困難な場合に条例の公布が不可能となることも想定されるところ、条例が県民の権利義務に関わるものである場合には、その適用ができず県民生活に深刻な影響を及ぼす可能性がある(例:国の税制改正に伴い、3月末に専決処分により県税条例を改正、4月1日施行が必要な場合において、条例が公布できないとき等)。【支障の解決策】電子署名の有効期限の課題については、長期署名(「電子署名」と「タイムスタンプ」)とを組み合わせて、「タイムスタンプ」の有効期限を更新することによって、「電子署名」の長期にわたる有効性の確保を行うもの)によることで技術的に解決できるものと考えている。なお、本提案は、自署を否定するものではなく、自署とするか電子署名とするかは、各自自治体で選択できる制度を望むものである。	当県は、原子力発電施設が、県庁から約20km(全国で2番目に近い立地)に位置していることから、仮に大規模な原発事故が発生したような場合には、県庁舎に近付こととさえできなくなる可能性がある。	条例公布時の長の署名について電子署名による方法が可能となることで、条例公布に係る事務が全てデジタルで完了することとなり、行政の効率化に資する。災害時など登庁が困難な場合でも条例の公布手続が円滑に完了できるようになり、県民生活への影響を回避し、ひいてはデジタル・ガバメントの実現につながる。	総務省	○今後、公文書の電子化を進めるに当たり、支障となる可能性がある。 ○自然災害等の発生により、登庁が困難な場合でも公布手続が可能となるため制度改正が必要と考えるもの。 ○条例公布に係る事務については、紙を使用せざるを得ず、電子的に処理が完了できない。 ○当県においても、文書事務を文書管理システムを用いて行っているところ、条例公布に係る事務については、紙媒体を併用せざるを得ず、電子的に処理が完了できない状況にある。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>ご提案を踏まえて、各省庁や自治体に対して住基ネットの利用が想定される事務について、恣意的に調査を行った上で、住基ネットの利用範囲の拡大について検討する。</p> <p>また、住基ネットを利用可能な機関に対し、住基ネットの利用の徹底について通知を行う。</p>	<p>本提案が実現した場合、当市が具体的な支障事例として挙げた複数の事務だけでなく、他分野においても影響を受ける事務があるものと考え、住基ネットの利用範囲の拡大が可能な事務について、分野横断的な調査及び検討を求める。</p> <p>また、全国で住民票の公用請求が多量に行われることにより事務執行上の負担となっている原因が①法(住基法別表の記載が実情と乖離していること)にあるのか、②情報取得において住基ネットが活用できることを事務側が知らないことにあるのか、③住基ネットを利用できる端末導入が進んでいないことにあるのか、の分析が必要であると考え、本提案は喫緊の対策として、上記のうち①及び②にアプローチするものであるが、①～③のうちどこに原因があるか分析を行った上での実施検討を求める。</p> <p>さらに、住基ネットを利用可能な機関に対する住基ネットの利用の徹底に関する通知については、できるだけ早期に行うことを求める。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 住基ネットの利用拡大については、分野横断的な見直しに向けて調査を行うこととされており、本提案も含め、見直しの実現を求める。</p>
<p>条例公布時に長の自署による署名を求めていることについては、国家戦略特区に関する「地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革に係る提案募集」において茨城県から提案があったことを受け、有識者等へのヒアリングを行いつつ法規における「署名」の意義を整理した上で、電子的な方法による代替が可能かどうかを検討し、今年度中に結論を得ることとしている。</p>	<p>制度改正に向けて、引き続き前向きに御検討いただくとともに、検討状況について随時情報提供いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
31-2	78	徳島県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、愛媛県、北九州市、福岡市	花巻市、郡山市、長野県、浜松市、愛知県、東温市、山鹿市、鹿児島市	○	条例公布の手続について署名による方法と署名による方法とを可能とすること	行政のデジタル化の推進を図るため、地方自治法に基づく条例公布の手続について、署名によらない方法も可能とする法改正又は従来の法解釈の変更を求める。	【現行制度について】 条例の公布の手続については地方自治法において条例で規定すべき事項とされているが、「公告式条例準則」において「署名が署名しななければならない」と規定されており、「署名」とは自署をいうと解釈されていることから、自署以外の方法は解釈上認められていない。 【支障事例】 デジタル化の時代における公文書管理の観点から、原則として、文書事務を電子決裁・文書管理システムを用いて電子的に行っているが、条例公布に係る事務については、長の自署を要するとされていることから、紙媒体を併用せざるを得ず、電子的に処理が完了できないという実態がある。 令和5年提案募集にて「条例公布時の長の署名における電子署名による方法の追加」について議論され、電子署名については、条例の原本の真正性を将来にわたって確保すること及び住民がその真正性を容易に確認することの2点が困難であるという観点から、提案は実現困難という回答が示された。 しかし、従来の紙媒体を正本とする公文書の管理から電子媒体を正本とする電子的管理に移行する中で、紙媒体による文書作成を前提とした「自署での署名」に限定している点は見直すべきものと考えられる。電子計算機を用いたシステムにおいて長が条例公布について決裁を行い、当システム上で決裁内容が記録される方法等により公布を行うのであれば、必ずしも紙媒体を用いた「署名」でなくとも当該公布手続の趣旨目的は満たされるように解される。 令和5年12月には官報の発行に関する法律が成立し国が発行する電子官報が正本として位置付けられるなど、デジタル化による行政の一元の業務の効率化が求められている中、上記の見直しは、「行政文書の電子的管理の基本的な方針」にも治うものである。 【支障の解決策】 条例公布の手続について、長の署名による方法だけでなく、条例の原本の真正性を将来にわたって確保し、かつ住民がその真正性を容易に確認できる方法としてその他の適切な方法によることが地方公共団体の裁量により可能になれば、条例公布に関する事務について電子的に処理を完了することが可能となる。	長が障がいや疾病により自署が困難な場合であっても円滑に条例公布が可能となり、共生社会の実現に資するものである。また、公文書の電子的管理の促進による業務の効率化、改ざん防止、自然災害等の発生による公文書の滅失への防止にも繋がる。	総務省	○条例の公布に係る署名が自署に限定されている現状では、紙による処理をせざるを得ず、電子的方法により処理が完了できない。 ○今後、公文書の電子化を進めるに当たり、支障となる可能性がある。 ○自然災害等の発生により、登庁が困難な場合でも公布手続が可能となるため制度改正が必要と考えるもの。 ○条例公布に係る事務については、長の自署を要するとされていることから、紙媒体を併用せざるを得ず、電子的に処理が完了できない。 ○限られた時間の中、長とのスケジュール調整に苦慮している。原本の真正性を容易に確認できる方法について、署名に限らず地方公共団体の裁量が可能になることが望ましい。 ○当県においても、文書事務を文書管理システムを用いて行っているところ、条例公布に係る事務については、紙媒体を併用せざるを得ず、電子的に処理が完了できない状況にある。 ○接触を避ける必要がある感染症に長が感染した際に、長の療養期間中、規則の公布ができないおそれがあった。 長の療養期間中に公布する必要のある規則だったことから、職員が感染対策をとった上で長の療養場所まで紙を持参して署名を得た。 今後、同様の事例が条例の公布の際にも起こりうるが、「電子計算機を用いたシステムにおいて長が条例公布について決裁を行い、当システム上で決裁内容が記録される方法」により公布を行うことができれば、同様の支障は生じないものと考えられる。	
32	32	茨城県	ひたちなか市、浜松市	×	普通交付税の後年度精算措置の期間延長	普通交付税算定時に見込む基準財政収入額のうち、法人二税等については、決算額と乖離が生じた場合に、差額分が翌年度から3年間1/3ずつ普通交付税の算定時に減算もしくは加算される仕組みとなっている。国において現行3年間の精算期間を2年間延長し、各年度の普通交付税算定額への減算影響を緩和するよう見直しを求める。	本県においては、特に令和6年以降、後年度精算措置を通じた普通交付税算定額について、多額の減算の影響が懸念されるが、自治体の喫緊の課題に適切に対応するため、毎年度、安定的な一般財源の確保が必要である。  <本県の令和5年分の令和6年精算予定額(12月精算ベース)> ・3年間精算の場合:△4,420百万円(133億円×1/3) ・5年間精算の場合:△2,682百万円(133億円×1/3)  毎年度、県から総務省に対し改正意見を提出しているが、改正が実現しないため本提案を提出するに至った。	安定的な一般財源の確保により、社会保障関係費や公共施設の老朽化対策など本県の喫緊の課題に適切に対応できる。	総務省	○社会保障費の増加が見込まれる中、自治体が地域の実情に応じたきめ細やかな行政サービスを実施するためには、毎年度安定的な一般財源が必要であるところ、多額の精算による減算の影響が懸念される。 ○特に多額の減算が発生する場合には、現行3年間の精算期間が延長されることで、各年度の普通交付税算定額への減算影響が緩和され、安定的な一般財源の確保に働くと考えられる。	
33	33	福井市、福井県	滋賀県	○	「森林クラウドシステム」における地番等の情報公開が可能なよう「森林クラウドシステム」に関する情報セキュリティガイドラインの見直し	森林クラウドシステム上において地番等の情報公開が可能となるよう「森林クラウドシステム」に関する情報セキュリティガイドラインの見直しを求める。	【現状】 林野庁HP上で公開されているセキュリティガイドラインに従うと、都道府県が運営する森林クラウドシステム上で、地番等を公開できず、林地の位置情報を確認することができない。 森林経営管理制度では、自治体が林業経営者に手入りの行き届いていない森林の管理(間伐など)を委託するに当たり、地図上で林地の位置情報を示す必要がある。 一方で、「森林クラウドシステム」(林野庁が導入を促進する林地情報オープンデータ)には、地番情報が記載できず、林地の区域を示す図面として活用できない。 そのため、登記事項証明書や森林計画図などを参考としているが、取得の手間が生じている。 【支障事例】 地番等が個人情報に該当することで、システムを地図情報として活用できない。 林野庁は森林資源情報のデジタル化を推進するため、全国で森林クラウドシステムの導入を進めているが、「森林クラウドシステム」に関する情報セキュリティガイドラインにて、地番等は個人情報に該当するとされており、公開することができず、地図情報の活用の支障となっている。 なお、地番等とは、地番、大字、字、林相、面積、「在村・不在村」、区割り図(他の土地との境界位置を示すもの)を見込んでいる。	森林クラウドシステムにて、地番等の情報が公開されることで、森林経営管理を行うに当たっての情報収集の利便性が向上し、同システムを最大限活用することが可能となる。	農林水産省	○森林クラウドシステムへの地番情報の掲載は適切な森林経営管理を実施するに当たり必要なことと考える。林野庁におかれても地番情報を含めた森林情報のオープンデータ化に関する検討を進めていただいているが、検討が完了した際には森林クラウドに関する情報セキュリティガイドラインについても内容の整合を取っていただくことで個人および個人関連情報の適正な利用につながるかと考える。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>条例公布時に長の自署による署名を求めていることについては、国家戦略特区に関する「地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革に係る提案募集」において茨城県から提案があったことを受け、有識者等へのヒアリングを行うつづ規則における「署名」の意義を整理した上で、電子的な方法による代替が可能かどうか検討し、今年度中に結論を得ることとしている。</p>	<p>条例の公布手続における長の署名に関する地方自治法の規定は昭和25年の改正により設けられたものであり、改正当時は紙媒体による文書の保存管理が当然であったことから、ここでいう「署名」とは「自署による署名」をいうと解釈されてきたものである。しかし、デジタル技術の進展により公文書管理のデジタル化が進められてきた現在においては、紙媒体による文書の存在を前提としている当該規定及び解釈については、全国的な取組であるアナログ規制の点検・見直しの観点からも見直されるべきものであると考えられる。</p> <p>条例の公布に関する手続は都道府県や市町村を含め、全国の自治体で実施されている業務であり、提案が実現されることにより、全国的な業務の一律の効率化及びデジタル化に資するものであると考えられることから、可能な限り速やかに検討いただくようお願いしたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>精算の実施に当たっては、地方団体の計画的な財政運営に資するとともに、精算額を平準化させる観点から、単年度で精算するのではなく、3年度間かけて行うこととしております。</p> <p>御指摘の事例につきましては、実際の税収額が基準財政収入額に対して上振れたことから、交付税額が過大に交付されている状態となります。こうしたケースは、普通交付税における精算制度が創設された昭和50年度以来、各地方団体に於いて一般に生じておりますが、既に地方団体において制度が定着し、地方団体としても十分予見可能なものであり、財政運営における支障は生じていないものと承知しております。</p> <p>なお、実際の税収額が基準財政収入額に対して下振れる場合については、交付税額が過小に交付されていることから、翌年度以降の精算により交付税額が加算されることとなりますが、当年度の資金を確保し、円滑な財政運営を確保する観点から、翌年度以降の精算に代えて、当該年度に減収補填債を起債することも可能となっております。</p>	<p>自治体においては、毎年度予算を編成するにあたり、必要な歳出に対する歳入の確保が課題となり、特に地方税収は景気の変動の影響を受けやすく単年度ごとの増減が大きくなることもあるため、毎年度、地方交付税を含めた安定的な一般財源の確保が重要となっている。本県の令和6年度当初予算では、普通交付税の交付税額を947億円と見込んでいるが、そのうち約1割の約169億円を減額精算分として繰り込んでおり、財政運営への影響は小さくないと言える。</p> <p>一方で、減収補填債を起債しない場合には、後年度に3年間で交付税額が加算される制度となっているため、例えば、精算期間を「当該年度以後5年度以内」としたうえで、各自治体の状況に応じて精算期間を選択できるような制度運営ができないか柔軟に検討願いたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>地方公共団体が保有する地番等の情報については、当該地方公共団体において他の情報と容易に照合ができ、それにより特定の個人を識別できる場合には、「個人情報の保護に関する法律」の下では個人情報に該当することとなるが、同法の規定に基づき、個人情報の利用目的の一つとして当該情報を公開することを明らかにした個人情報ファイル簿を作成・公表することにより、公開することが可能であると考えられる。</p> <p>ご指摘の「森林クラウドシステムに関する情報セキュリティガイドライン」は、森林クラウドシステムの参考情報として、民間団体である「森林GISフォーラム」が公開しているものであるが、林野庁においては、法の規定等を踏まえ、地番情報を含めた森林情報のオープンデータ化に関する検討を進めているところであり、検討が完了した際には、同ガイドラインについても整合的な内容になるよう更新を働きかけてまいりたい。</p>	<p>「個人情報ファイル簿を作成・公表することにより、公開することが可能」とのことだが、個人情報保護法第75条に規定する個人情報ファイル簿とは、行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、そのファイルの名称や利用目的などを体系的に整理することによって、国民に分かりやすく公開することを目的として作成・公表されるものである。そのため、個人情報ファイル簿の作成・公表をもって、当該個人情報を公開して良いとする根拠にはなり得ないものと認識している。</p> <p>ご教示の通り、「森林クラウドシステムに関する情報セキュリティガイドライン」は民間団体が公開しているものであることから、同ガイドラインを個人情報公開の根拠にすることは困難であると考えられるため、貴省所管の個別法令及び事務連絡等により、森林クラウドシステムの運用にあたっての地番等の情報公開を可能とする旨の貴省の見解を文書により示していただくことが必要と考える。</p> <p>当該文書の発出とあわせて、「森林クラウドシステムに関する情報セキュリティガイドライン」についても速やかに整合的な内容となるよう働きかけをお願いしたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
35	35	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	函館市、宮城県、茨城県、神奈川、川崎、高知、熊本、山鹿市	○	日本年金機構年金事務所への賞与支払届訂正処理の電子化	賞与支払届の訂正に係る手続き方法の明文化を図るとともに、訂正処理に支払届訂正処理の電子化(e-Gov)による差し替え(取消処理後、データ上書き)又は電子申請システムへの(訂正届対応)機能追加を求める。あわせて、年金事務所が送付する標準は、当初届出と訂正処理後の送付方法も異なる上、被保険者毎の通知となり、確認作業に適していないため、電子データによる一覧表形式での送付を求める。また、その他届出(算定基礎届・月額変更届等)の訂正処理についても電子的な手続きが可能となるよう検討いただきたい。	厚生労働省管轄の日本年金機構年金事務所へ提出する賞与支払届については、電子申請システム(e-Gov)により提出ができるが、ペースアップへの対応率による届出の訂正(訂正届)については、紙での提出が求められている。また、年金事務所から返送される標準報贈決定通知については、当初の届出に対応するものは、電子システムにおいて、被保険者1人1枚のPDF形式で送付される。一方で、訂正届に対応するものは提出番号順ではない被保険者最大23人1枚の紙媒体で送付される等、いずれも提出書類との確認作業に適した形式ではないため、作業に時間を要する。その他の届出(算定基礎届・月額変更届等)の訂正手続きについても同様に、紙での提出が求められており、事務負担が生じている。なお、訂正手続きに関しては、担当者や年度により手続き方法が変更され、さらに事務負担が増加していることから、訂正手続きのルール明確化が必要と考える。	紙媒体での訂正届処理には、紙提出用のデータの加工、朱書き訂正、目視確認等により約4日間程度要しているが、電子提出が実現することにより、約1日での処理が可能となり、事務負担が軽減できる。	厚生労働省	○現状、日本年金機構年金事務所への各種届出の訂正処理については紙で訂正届を作成し、提出する必要がある。昨年度行った給与改定の際には賞与支払届を約4000件分の訂正を必要があり、紙で訂正届を作成するのは多大な負担となる。(実際には所管の年金事務所に相談し、紙で全件取消届を提出し、訂正後の金額を新規で電子申請(e-Gov)するという方法をとったが、年金事務所側の紙の取消届の処理に時間がかかり、取消と新規申請を同じ請求月で処理するのはスケジュール的に厳しい。また、例外的に対応しても、もらったもので毎回この方法がとれる保証はない。)そのため賞与支払届を含め各種届出の訂正を電子申請システム(e-Gov)で行えるようにしていただきたい。 ○賞与支払届の訂正処理について、電子申請ができないこと、また、現行の紙媒体での訂正時は、訂正前を朱書きし、訂正後を黒字で記載する方法によることから、提出済みの届書の写しを利用することも難しく、事務処理に時間を要している。 特に、給与改定時の賞与支払届の訂正人数は多く、数百人分にするため、電子申請システムでの対応を求める。 ○届出の訂正(訂正届)については、紙での提出が求められているため、事務負担が生じている。特に、ペースアップへの対応等による届出の訂正(訂正届)については、紙提出用のデータの加工、朱書き訂正、目視確認等により約1週間程度要しているため、電子提出が実現することにより、事務負担の軽減が見込まれる。 ○会計年度任用職員に係る給料の適及改定に伴い賞与支払届の訂正が大量に発生しているが、電子申請システム(e-Gov)が対応していないため、紙での処理となり、事務処理に時間を要している。	
36	36	山口県、山形県、津市、中国地方知事会、九州地方知事会	花巻市、宮城県、茨城県、川崎市、熊本市	○	「GBizID」の取得に係る手続きの簡素化	厚生労働省管轄の日本年金機構が提供する当月保険料額情報等は「オンライン事業所年金サービス」から受け取れるが、サービス利用に必要なGBizIDの取得について、地方自治体からの申請手続きではなく、サービス所管省庁がIDを必要とする事務又は課室毎に地方自治体に対しGBizIDを付与するような仕組みとするなど地方自治体の手続きを簡素化すること。併せて、地方公共団体がGBizIDのマイページへログインする方法については、ログイン毎に求められる職員のスマホを通じた2要素認証の省略又は属人的でない認証方法に変更すること。	GBizIDの取得にあたっては、所属長個人の健康保険証(写し)や在職証明書申請書とともに郵送にて提出する必要がある。加えて、初期ログイン時は、2要素認証のため、職員個人の携帯電話番号やメールアドレス登録等が必要となる。しかしながら、GBizID取得後も、人事異動があればアカウントの再申請や登録内容を変更する必要があるため、通常、2～3年で人事異動のある地方自治体にはそぐわない手法であり、簡素化を求める。なお、保険料増減内訳書については、令和7年1月をもって、紙媒体での郵送は終了する旨通知されており、同サービスでの受領・確認が必要となる。	自治体のGBizID取得に係る地方自治体の事務負担が軽減される。具体的には、申請の際に課室長の健康保険証(写し)及び在職証明書の提出が不要となることや人事異動があった場合においても、GBizIDに係る再度の申請(登録)が不要となることで、申請手続きに係る地方自治体の負担を削減できる。	デジタル庁	○増減内訳書の電子化に伴い、GBizIDの利用を試みたが、職員個人のスマートフォンが必須となるため、実現できなかった。現在も紙の増減内訳書を利用しており、目視で確認せざるを得ないため、毎月の事務負担が大きくなった。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>賞与が訂正されると年金記録を訂正されることとなるが、訂正については、①既に登録されている年金記録の誤り理由等を慎重に審査のうえ、②既登録記録を取り消し(手作業)、③正しい改めて提出された記録を登録という工程を行っている。</p> <p>年金記録訂正の効率化にあっては、過去、年金記録問題があったことも踏まえ慎重な対応が求められていると承知しており、慎重な検討を行う必要があるものと承知している。</p>	<p>第1次回答において、本県の提案に係る回答がされていないことから、改めて次の点について前向きな回答をいただきたい。</p> <p>①賞与支払届の訂正に係る手続 賞与支払届については、当初の届出は電子申請システム(e-Gov)により提出ができるが、届出の訂正(訂正届)については、紙媒体での提出が求められていることに加え、現行の紙媒体での訂正方法は、訂正前を未書きし、訂正後を黒字で記載する方法によることから、提出済みの届書の写しを利用することも難しく、事務処理に時間を要しているため、全ての手続の電子化を求める。</p> <p>訂正手続に関して、担当者や年度により手続方法が変更されることにより、さらに事務負担が増加していることから、訂正手続のルールを統一するなど、明確にされたい。</p> <p>なお、第1次回答において、訂正手続の工程が示されているが、過去の年金記録問題を踏まえれば、手作業等を減らし、電子的に処理することで更に正確性が増すものと思料されることから、早急に手続の電子化を行われたい。</p> <p>②標準報酬決定通知 年金事務所から返送される標準報酬決定通知について、訂正届に係るものは紙媒体、かつ、複数の訂正届に係る通知が異なる紙媒体で送付されるため、確認作業に時間を要することから、複数の場合は一覧表形式でエクセルファイルなどの電子データで送付されたい。</p> <p>③その他の届出 賞与支払届以外のその他の届出(算定基礎届・月額変更届等)についても、手続の電子化を求める。</p>	<p>【高知県】 給与改定など訂正理由が明確なものをから電子的手続を可能とするなど、事務負担の軽減に向けた柔軟な対応を求める。</p>	<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>法人共通認証基盤(GピズID)は、法人・個人事業主が一つのアカウントで複数の行政サービスへログインできる認証機能を提供している基盤です。</p> <p>アカウントについては、利用を希望する法人・個人事業主からの申請を受けて発行する設計としており、複数ある行政サービス側から法人・個人事業主に対してアカウントを付与することは制度設計上不合理でありそのような設計にはしていません。地方公共団体に発行するアカウントについても、法人・個人事業主と同様、利用を希望する際には地方公共団体側から申請書を提出していただきます。現状、地方公共団体からの申請については、申請書のみ対応となっておりますが、今後はオンラインでの申請に対応すべく検討を進めてまいります。</p> <p>GピズIDは認証の基盤であることから、本人性の確認はサービスの根幹に関わる重要な要素となっております。そのため、法人・個人事業主のプライムアカウント発行に際しては、マイナンバーカードや印鑑証明書等による本人確認を必要としております。また、プライムアカウント・メンバーアカウントのマイページへのログイン(認証)に際しては、2要素認証を用いることで本人であることを担保しております。</p> <p>法人・個人事業主の代表者については商業登記情報やマイナンバーカードの情報等を用いることで本人確認することが可能ですが、地方公共団体については同じ方法を用いることができないため、地方公共団体向けの確認方法で代表者の本人性を確認してプライムアカウントを発行してまいります。これは認証基盤たるGピズIDが本人性を担保するために必要な措置となります。</p> <p>GピズIDは「オンライン事業所年金サービス」以外にも利用いただけるサービスであるため、引き続き連携先サービスの拡充につとめることで、利便性を向上させてまいります。</p>	<p>地方公共団体からの申請について、今後はオンラインでの申請に対応すべく検討を進めるとされているが、その時期や本人確認書類の提出方法等を示されたい。併せて、次の事項について、前向きにご検討いただきたい。</p> <p>GピズIDの取得について、地方公共団体向けの本人確認は、アカウント利用者の在籍証明書と個人の健康保険証の写しの提出を義務付けているが、個人の健康保険証の写しでなければならない理由が不明であり、個人情報保護の観点からも適切とは言えないことから、本人確認の方法を再考されたい。また、アカウント利用者が人事異動により担当課等から異動した場合、新たにプライムアカウントの取得が必要となるが、当該アカウント取得に係る事務手続が煩雑であり、またアカウント取得後も別の事務手続を行わなければならないことから、年度当初の多忙な時期に行うのは困難であるため、地方公共団体については当該事務手続を見直されたい。</p> <p>2要素認証について、当県では各課に公用スマートフォンが配布されないことから、個人のスマートフォンを使用しているが、セキュリティや情報管理面についてのリスクが懸念されるところである。また、ワンタイムパスワード認証はセキュリティ上の観点から令和7年3月を目途に廃止し、スマートフォンアプリによる認証に変更される予定とされているが、当該認証方法について、セキュリティ確保等の観点から、スマートフォンだけでなく、地方公共団体が管理するパソコンでも認証が可能となる仕組みを検討されたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
37	37	山口県、山形県、福島県、中国地方知事会、宮城県、いわき市、白河市、茨城県、川崎市、相模原市、岐阜県、名古屋市、京都府、亀岡市、大阪市、豊中市、寝屋川市、嵯峨野、安来市、東温市、大牟田市、熊本市、大分市		○	マイナンバーカード交付事務費補助金に係る所要見込額等調査時及び実績報告時に提出する書類について、市町村での作成作業や都道府県での確認作業を円滑に行えるよう、以下のように要綱や様式の見直し及びデータ集計可能な仕組みの構築(システム構築(既存システム活用を含む)又はファイルの見直し)を行うこと。 ①様式数やファイル数は極力少なくする ②合計欄や同一数値入力箇所は自動入力とするか自動チェック機能を持たせる ③要綱と様式の対応を明確化する ④要綱の対象経費に係る記載を分かりやすくする ⑤様式の記入方法を明確化する	当該書類は、補助事業に要した費用を区分毎に計上し集計するもので、市町村からデータ提出があったものを都道府県で内容を確認した上でよりまとめて総務省にデータを出しているが、以下のとおり要綱や様式が分かりにくいことや、紙での出力を前提とした様式で、データでの入力、集計、確認が困難であること等から、集計ミスや転記ミス等が起こりやすく、市町村での作成作業や都道府県での確認とりまとめ作業に時間を要している。 ①補助対象経費ごとに様式が分かれており、経費を該当する様式に記載するが、様式数が多く(24様式)、誤った様式への記載や経費の二重計上が生じている。 ②ファイル数が多い(13ファイル)、1つずつファイルを開くことに時間を要する他、提出が必要なファイルの添付漏れが生じている。 ③個々の経費を入力する様式と集計様式が別ファイルであることから、集計様式において個々の経費を集計した数値が入る欄や他のファイルと同一の数値を入力する欄が自動入力ではなく手入力となっている。このため、市町村の担当者が数値を誤入力する事象が生じており、誤りがなければ都道府県がアナログな方法により確認しており非効率である。 ④様式別紙12については、別紙12-1～別紙12-10に計上した経費を費目・品目等ごとに計上しなおす必要があり、自動集計が難しく手入力で作成されている。このため、作成に時間がかかることに加え誤入力が多く、また確認作業にも時間を要している。 ⑤様式は要綱の対象経費の項目に対応して作られているが、要綱の番号と様式の記号が対応しておらず対応関係が明示されていない。このため、誤った様式への記載が生じている。 ⑥要綱は、別紙1と別紙3の2か所に対象経費が記載されており、それぞれ同一内容のものもあれば似ているが同じではないものもあり、対象経費が分かりにくい。このため、対象外の経費の計上や本来計上すべき様式とは異なる様式への経費計上が生じている。 ⑦対象経費の記載方法や、単価の計算方法など、様式への記載方法に明確なルールがない。このため、市町村ごとに様式への記載の方法が異なり、チェックや集計作業の自動化の弊害になっている。	システム化(既存システムの活用を含む)。又は様式を変更することにより、都道府県職員が補助金様式等の確認作業に要している時間や市町村職員が様式作成に要している時間が削減され、業務効率化を図ることができる。	総務省	○要綱における補助対象経費がわかりづらく、様式も対象経費ごとになっており、関連する様式が連携されていないため、手入力となっていることから、作成に時間を要し、事務負担となっている。 ○特に次の2点について、課題を感じている。 ①提出書類について、取り扱う様式が多く(13ファイル24様式)、提出に必要なファイルの添付漏れや誤った様式への記載が少なくない、市町村に再提出を求める対応も負担となっている。 ②①で述べた様式について、集計結果を記載する様式が、個々の経費を記載する様式とは別になっており、手入力であるためデータの転記ミスが起こりやすく、さらに、両様式を照らし合わせながら、それぞれの数値の整合性を確認するため、確認作業が複雑で時間を要している。 以上を踏まえ、市町村・都道府県の負担軽減のため、提出様式の数の削減やそれぞれのファイルに自動入力・チェック機能を持たせるよう、見直しを求める。 ○マイナンバーカード交付事務費補助金に係る所要見込額等調査時及び実績報告時に提出する書類について、補助メニュー毎にファイル・シートが細分化されており、特に様式別紙12においては、別紙12-1～別紙12-10に計上した経費を費目・品目等ごとに計上しなおす必要があるため、対象経費の各補助メニューへの振り分け、記載、記載内容の確認に多大な時間を要している。特に、実績報告時は提出締め切りの期間が短い中で、対応を求められているため、誤記載等が起こりやすい状況となっている。 ○マイナンバーカード交付事務費補助金に係る所要見込額等調査時及び実績報告時に提出する書類について、市町村での作成作業や都道府県での確認作業を円滑に行えるよう、以下のように要綱や様式の見直し及びデータ集計可能な仕組みの構築(システム構築(既存システム活用を含む)又はファイルの見直し)を行うこと。 ①様式数やファイル数は極力少なくする ②合計欄や同一数値入力箇所は自動入力とするか自動チェック機能を持たせる ③要綱と様式の対応を明確化する ④要綱の対象経費に係る記載を分かりやすくする ⑤様式の記入方法を明確化する		
38	38	さいたま市	宮城県、ひたちなか市、三郷市、千葉県、川崎市、浜松市、名古屋市、茨城県、宇和島市、熊本市	○	水道事業のDX化に伴うスマートメーターの導入促進に向けた水道メーターの検定有効期間の見直しを求める。また、検定有効期間の見直しにあたっては、実証実験を行う各水道事業者からのデータ収集方法を確立するとともに、定期的に見直しの経過について各水道事業体に情報提供すること。	水道事業DXIにおけるスマートメーターの導入促進にあたって、コスト削減に向けた水道メーターの検定有効期間の見直しを求める。また、検定有効期間の見直しにあたっては、実証実験を行う各水道事業者からのデータ収集方法を確立するとともに、定期的に見直しの経過について各水道事業体に情報提供すること。	【支障の背景】 当市では、お客様サービスの向上や業務効率化を目指すうえでスマートメーターの導入に向けた実証実験を行っている。その中で、技術的な検証はもたらせているが、スマートメーターを導入するに当たっての導入コストが水道事業経営に多大な影響を与えることが、大きな課題になっており、多くの他の事業者においても同様であると考えている。 スマートメーターの導入の取組を加速させるためには、導入コストに多大な影響を与えている水道メーターの検定有効期間の見直しが急務である。 【支障内容】 検定有効期間については、平成12年に現行の8年を維持すると判断が示されて以降、新基準水道メーターへの切り替えが完了した現在においても見直されていない。 また、スマートメーターには、電磁式を含む先進的な計測方式の導入も想定されており、審議当時のメーターとは計測方法が異なるにも関わらず、同一の検定有効期間が適用されてしまう。 【令和4年提案後の経過】 令和4年にも同様の提案が挙がっており、経済産業省からの第2次回答において、「可能な限り早期に何らかの方向性を示すべく検討を進めたい」との回答があるも、いまだ見直しに向けた検討の進捗状況が不明という状況である。	検定有効期間の見直しが行われ、現行の8年より長い期間が設定されることにより、水道メーターへの維持管理コストの低減が図られ、スマートメーター普及促進につながる。また、スマートメーターの普及が広がれば、スマートメーターの価格低減も見込まれる。	経済産業省	○当市では、(検針業務委託における)検針員の高齢化が進んでいるが、後任の検針員の確保が年々難しくなっており、特に離島においては、将来的にスマートメーターによる検針に頼らざるを得なくなると考えている。提案団体が示すようにスマートメーターの高齢化コストが導入できない理由(大きな支障)となっていることから、そのコストに影響を与えている検定有効期間の見直し(延長)を求める。 ○現在、スマートメーターの導入に向けての検討を行っているが、導入コストが大きな課題である。検定有効期間の見直しが行われれば導入コストの低減等につながるスマートメーター導入の促進につながる。メーターの耐久性等の検証を行い検定有効期間の見直しについて再度検討をお願いしたい。 ○検定有効期間の見直しは、水道メーターの維持管理コストの低減という点でやはり有用である。また、当市では、検定修理という手法を活用することで、使用済みメーターの再利用を行い、コストダウンを図っている。しかし、スマートメーターについては、現状、この検定修理が行えない可能性が高く、新規購入個数が増加し、通常メーター運用時と比べコストが増大することが予想される。よって、検定有効期間の延長がなされれば、スマートメーターの導入についても後押しとなりうる。一方で、期限の延長がなされても、精度やバッテリー容量(スマートメーター)等の機能が担保されるのかといった懸念もあり、慎重な検討が必要であると考えられる。 ○当市においても水道メーターに係る維持管理費は水道事業の運営に影響を与えている。また、検針員の人員確保にも苦慮しているためスマートメーターの導入を検討したいが、コストによっては導入時期が後ろ倒しになることも想定されるため、検定有効期間の見直しを求める。 ○当市においてもスマートメーターの実証実験を行っている。提案団体と同様に導入コスト等が水道事業経営に多大な影響を与えることが課題である。 ○当市においても、スマートメーターの実証試験を行う中で、技術的な検証はもとより、メーターの購入・交換費用等が大きな課題となっている。検定有効期間の見直しによるコストの低減はスマートメーターの普及促進に資すると考えられる。 ○検定有効期間の見直し(延伸)については、維持管理コストの低減が図られる。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>マイナンバーカード交付事務費補助金については、単年度事業であり、また、補助対象経費が毎年度異なり得るものであるから、システム化は困難である。</p> <p>一方、申請様式等については、自動計算の欄を増やす等、これまででも改善を行ってきたところではあるが、自治体の負担軽減に資するよう、御指摘を踏まえつつ、さらなる改善を検討してまいりたい。</p>	<p>提案の意図を汲んでいただき感謝する。</p> <p>申請様式等については、別紙のとおり様式数やファイル数の削減・統合、交付要綱における対象経費の明確化、交付要綱と様式の対応を明確化することで自治体の負担軽減に資する改善が可能と考える。</p> <p>については、別紙の内容を踏まえた上で、改善の検討項目及び検討スケジュールをお示しいただきたい。</p> <p>なお、管理番号39の「選挙結果に関する調査・報告事務に係る全国共通オンラインシステムの導入」については、本提案と同様にエクセル様式にて調査が行われているところ、管理番号39についてはオンラインシステムの導入が検討されている。エクセル様式が煩雑で大量の事務が発生している点については同じ状況であり、本提案についてもシステム化の検討を再度お願いしたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>水道メーターの検定有効期間の見直しについては、令和3年度から令和5年度の3年間にわたり、関係府庁、水道事業者等にもご参加頂き、検討会にて検証方法の検討を行った。現在は水道事業者等において引き続き検討を行っているところと承知している。</p> <p>電磁式メーター等の新技術を踏まえた検討が必要のため、予断をもって具体的なスケジュールを回答することは困難。しかしながら、可能な限り早期に何らかの方向性を示すべく検討を進めたいと考えている。</p> <p>上記検討の結果、検証方法が明確になった際には、具体的な検証を開始するための水道事業者等からのデータ提供が必須であり、ご協力をお願いしたい。その際、電磁式メーター等の検証用データを従来型より先に提供いただければ、先行して検証することは可能と考えている。</p>	<p>令和3年度から令和5年度の3年間に検証方法を検討する検討会を実施したとのことであるが、外部に公開されておらず、実施状況や検討内容、検討結果などを知ることができない。当市としても検証のためのデータ提供には積極的に協力したいと考えているところであるが、検定有効期間の見直しのための検討がどのように進められているかが確認できず、検証のためのデータ提供の準備を進めることができない。検討会における検討内容を公開していただくとともに、今後の検討の方向性等を含めて全国の各水道事業者等へ情報提供していただくことを要望する。仮に公開や情報提供が困難な場合には、その理由を示していただきたい。</p> <p>また、人口減少社会において水道事業を持続可能なものとするためには、効率的な検針を可能とし、水道事業DXに資するスマートメーターの普及は必要不可欠であるが、その普及には導入コストが大きな課題となっている。スマートメーターには、電磁式を含む先進的な計測方式の導入が想定されているものの、現状では価格の面で従来型メーターの採用を見込んでおり、普及に向けては従来型メーター導入・維持管理コストを低減することが重要となる。従来型水道メーターについては、新基準に適合したものに置き換わってから5年以上が経過しており、検証に資するデータも取得可能となっていることから、従来型メーターの検定有効期間の見直しに向けた検討・検証も早急に進めていただきたい。</p> <p>電磁式、従来型問わず、検証方法が明確化され、検証に必要な情報が見えられた場合には、当市として積極的にデータの提供に協力することは重ねて申し上げる。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>





各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
御提案を踏まえ、事務の効率化を図る観点から、「諸事項の調査」や「結果報告(確定報告)」のオンライン上での報告について検討する。またその際に、調査項目の削減について、具体的な提案を踏まえながら検討する。	都道府県及び市町村の選挙管理委員会においては、各選挙の管理執行のみならず、投票率の向上に向けた主催者教育の充実に多様な業務に限られた人員で対応している。特に、小規模な市町村では職員が選挙管理委員会事務局と総務課や監査委員事務局等を併任するケースもあることから、事務の継続性を担保する観点からも選挙事務全般の効率化は喫緊の課題である。選挙結果の報告事務は、調査項目の多さと集計の煩雑さが大きな負担となっていることから、事務の効率化に資するオンライン報告の導入と調査項目の削減を早急に実現すべく、そのスケジュール感を示していただきたい。また、調査項目の削減については、「諸事項の調査」や「結果報告(確定報告)」の各項目で内容が重複していることの視点はもとより、両調査等の項目についてトータル的に見直していただきたいと考えており、具体的などのような方法や視点で削減の検討を進めていく意向であるかについてもお示しいただきたい。		【全国知事会】 全国知事会地方分権推進特別委員会において、令和5年度に全都道府県を対象に実施したアンケート調査結果によると、「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」は全国的に課題意識が強い分野であり、本提案に係る事務は、「国が一括処理したほうが効率的な事務」に該当すると考えられる。地方公共団体の業務負担の軽減、ひいては住民へのサービスの向上が図られるよう、提案の確実な実現を求める。
「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日)に基づき、デジタル庁において、国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築が進められており、看護師等の免許申請においても、令和6年秋より当該システムを活用したオンラインでの申請を開始する予定である。オンライン申請により、事務の一部が省略されて都道府県事務の負担が軽減される見込みであり、当該システムの活用により、都道府県の事務負担が可能な限り軽減されるよう、厚生労働省において、検討していきたい。また、都道府県事務のさらなる軽減に向け、オンライン申請や紙申請の場合の都道府県事務の廃止については慎重に検討していきたい。なお、看護師等の免許証の到達が遅れることによる申請者への不利益が生じないようになる配慮については、医師等免許登録確認システムによる登録済証明書発行のオンライン発行、紙申請書への添付によるはがき発行により対応をしている。	当県の看護師等免許の新規申請件数は年間約400件で、その大部分が3月下旬に集中しているほか、善換等の手続きも25の件程度あり、事務負担が非常に大きい。オンライン化でこれらの事務負担の軽減されることのお考えであるが、オンライン化後も都道府県經由事務が存続すれば、従来どおり申請内容の不備への修正対応等の確認作業など、事務負担が重い業務が引き続き残るおそれがあることを懸念する。むしろ、紙による申請とオンライン申請の両方に対応しなければならないため、異なる事務処理が必要となり、負担が増えることも懸念される。また、申請者の不利益については、申請行為が都道府県を經由することに時間を要するため、登録が遅れることによる登録済証明書等の発行の遅延など、免許証交付の遅れ以外の不利益が生じると見込まれる。よって、事務の効率化と申請者の不利益回避を図るため、オンライン化に当たっては、紙申請とオンライン申請のいずれの場合にも「都道府県經由事務の廃止」を前提とした事務フローとなるよう検討をお願いしたい。	【墨田区】 システムの効率的な活用(オンライン申請は都道府県等の經由不要)を早急に検討していただきたい。また、免許証授受にかかる来庁負担への配慮・免許証交付遅れによる不利益への配慮の面からも、国から申請者へ免許証を直送していただきたい。	【全国知事会】 全国知事会地方分権推進特別委員会において、令和5年度に全都道府県を対象に実施したアンケート調査結果によると、「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」は全国的に課題意識が強い分野であり、本提案に係る事務は、「国が一括処理したほうが効率的な事務」に該当すると考えられる。地方公共団体の業務負担の軽減、ひいては住民へのサービスの向上が図られるよう、提案の確実な実現を求める。
(1)「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日)に基づき、デジタル庁において、国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築が進められており、医師等の免許申請においても、令和6年秋より当該システムを活用したオンラインでの申請を開始する予定である。オンライン申請により、事務の一部が省略されて都道府県事務の負担が軽減される見込みであり、当該システムの活用により、都道府県の事務負担が可能な限り軽減されるよう、厚生労働省において、検討していきたい。また、都道府県事務のさらなる軽減に向け、オンライン申請や紙申請の場合の都道府県事務の廃止については慎重に検討していきたい。医師等の免許証の授受にかかる来庁の負担に対する配慮については、医師等免許登録確認システムによる登録済証明書のオンライン発行、紙申請書への添付によるはがき発行により対応をしている。(2)デジタル庁において開発・構築を行っている国家資格等情報連携・活用システムにおいては、原本所持の代替手段等として活用できる機能として「デジタル資格者証」の機能を検討することとしている。これは、各簿情報に基づきマイナンバー上で資格情報を表示しないし、電子媒体の形式で出力するものであり、改ざん検知を可能とする仕組みも組み込むこととしている。デジタル資格者証については、厚生労働省において、原本所持の代替手段等としての積極的な活用に向けた対応を検討し、また、デジタル庁において、各資格の実情を踏まえた機能改善の実施について、検討を行う。	(1)オンライン化により、都道府県事務の負担が軽減されるとの見込みであるが、現時点で厚生労働省から示されている医師等の免許証のオンライン申請では、申請者に対して免許証発行のお知らせをする機能や現在窓口で徴収している郵券に代わる郵送料を徴収する機能が実装されないなど負担軽減とは言いえず、むしろ都道府県においては紙申請とオンライン申請の両方に対応する必要があるが、事務及び費用面の負担は増える見込みである。これらの負担がいずれも紙の免許証を都道府県を經由して交付することにより生じているものであるからこそ、都道府県の經由事務を廃して国が申請者に対して免許証を直送するよう提案している。慎重に検討されるのであれば、都道府県が必要とする機能の実装等の必要な調整が行われるまではオンライン申請の開始時期を延期いただき、必要な措置等が行われないのであれば検討期間中は都道府県が行う經由事務を厚生局等において担担いただきたい。なお、来庁の負担に対する配慮として挙げている登録済証明書のオンライン発行及び紙申請書への添付によるはがき発行は、免許証交付までの間の資格証明のための措置であり、免許証の授受に係る来庁は必要となることから配慮とはならない。また、国が申請者に対して免許証を直送すれば、都道府県が必要とする期間が短縮されるため、登録済証明書の発行といった措置の必要性が下がることが申し添える。(2)上記(1)に関する第1次回答の不十分さは、電子証明書と免許証原本とする検討が進んでいないことがその一因であると見料する。提案内容の実現を図るべく、厚生労働省及びデジタル庁における検討を早急に進めていただきたい。	【宮城県】 厚生労働省の説明会資料では、「国家資格システムの申請の場合、郵送交付の切手代について、各都道府県毎に手数料を設定出来る機能を具備していないため対応不可」とあり、厚生労働省からはオンライン申請については郵送交付を行わないこと、都道府県の判断において適正に運用していただきたいとの回答があった。つまり、申請者はオンライン申請の場合は免許証を窓口に取りに行かなくてはならず、紙申請の場合は来庁せずに郵送での受け取りが可能というようになる。經由事務の負担軽減が期待できないばかりでなく、申請者の負担軽減にもと違いついては、国が申請者から郵送料を徴収し紙の免許証を直送すれば来庁負担はなくなることから、オンラインで完結する免許交付の方案をご検討していただきたい。【墨田区】 (1)システムの効率的な活用(オンライン申請は都道府県等の經由不要)を早急に検討していただきたい。また、登録済証明書発行は医師等免許証交付と別の事務であり、免許証授受にかかる来庁負担への配慮・免許証交付遅れによる不利益への配慮の面からも、国から申請者へ免許証を直送していただきたい。	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。【全国市長会】 (1)国家資格等のオンラインでの登録申請については、事務の一部をオンライン化しても、申請者の負担軽減は大きくなく、一方で、保健所や都道府県は既存の紙申請書への対応に加え、電子申請にも対応する必要があり、かえって事務負担が増え苦しんでいる。従って、自治体からの実務上の課題などを反映させた、実効性のあるオンライン化の推進、システムの効率的な活用を図る観点から、オンライン化を進める必要があるという意見が寄せられている。(2)デジタル資格証については、病院監視時の医師免許確認等での利用も視野に自治体がシステム上で有資格者を確認できるようにしていただきたいとの意見も寄せられている。

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見、要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
41	41	八王子市	花巻市、秋田市、ひたちなか市、高崎市、川崎市、相模原市、豊橋市、半田市、西宮市、斑鳩町、広島市、長崎市、熊本	○	転出元の自治体における証明書をコンビニ交付機で取得可能とすること	コンビニ交付サービスでは、交付時点でマイナンバーカードを登録している現住所地の税証明書をコンビニ交付機で取得可能とすること	個人住民税課税(非課税)証明書の取得については、マイナンバーカードを使用してマルチコピー機で取得することが可能となっている。しかしながら、住民税の課税基準日である1月1日以前に市外へ転出した者が、マイナンバーカードを使用して転出元の自治体に対しコンビニ交付機で税に係る証明書の取得を申請することは不可能となっている。これは転出先の居住地登録と課税種の異なる自治体があるため、マイナンバーカードの登録情報で認識できないことによるものであると考えている。現状では市外へ転出した者が、マイナンバーカードを保有している場合に、マイナンバーカードを利用して証明書の交付申請が可能であるため、郵送での申請交付の対応となる場合も多数ありDX推進の足かせとなっている。	課税基準日以前に市外へ転出した者にとってはコンビニ交付機での税証明書の取得は利便性が高く、特に転出先が遠距離の市外転出者からは利用できないことへの失望感が大きい。マイナンバーカードの利便性を高める必要がある。市民からは、「なぜマイナンバーカードの住所登録でできないと交付サービスを受けられるのか」、「マイナンバーを利用しているのに、なぜ情報が分からないのか」、「オンライン化を推進するためのコンビニ交付サービスではないのか」、「なぜ住所登録者が他市のコンビニでもサービスを受けられるのに、その逆はできないのか」といった問合せが来ていること。	【住民】現在、市外転出者は郵送申請またはオンライン申請を行って証明書の取得申請の必要があり、申請にかかる時間や費用、また申請者の手元に証明書が届くまでの日数を要し利便性に欠けるが、コンビニ交付機での証明書の取得が可能になれば直ちに入手が可能となる。【行政】郵送申請やオンライン申請は職員の手作業で事務処理を行い交付しているが、コンビニ交付機での取得であれば、その窓口業務の処理が不要となり、DX化が進み事務負担が軽減される。	総務省	○市外転出者から郵送にて証明書の請求がなされることが多いが、早急の取得を希望する者からは催促の電話がかかってくる、発送日の連絡を求められることが多く、自治体側の負担が増える。一方で請求者側は、遠隔地の封筒を普通郵便ではなく速達にしていることと多々見受けられることから、請求者側の費用負担もコンビニでの取得に比べると大きい。そのため、コンビニ交付機での取得であれば自治体側請求者側双方の負担の軽減が期待できると考える。○【市民】当市においても、市外転出者は基本的に郵送申請を行わなければならないが、申請者の負担となっている。【行政】郵送申請については、申請方法に関する電話問い合わせの対応や、書類不備による申請者への連絡等職員の事務負担が増えている。市外転出者についても、マルチコピー機(コンビニ交付機)で税に係る証明書の取得が可能になれば、市民、行政双方にとって負担軽減に繋がることと考える。○市外転出者が税に係る証明書を取得するために当市の窓口に来所することは困難であり、ほとんどのケースで郵送での取得をしている。郵送での請求を行う場合は、定額小為替や返信用封筒を同封する必要がある。証明書取得までに日数を要するため、住民の利便性を悪化している。○市外に転出した方が、コンビニ交付での証明書の取得を望む声は多く聞かれる。本提案が可能になれば、郵送請求等での証明書取得が減少し、市民サービス向上のほかに職員の事務処理削減につながると考えられる。○市外転出者からコンビニ交付で証明書が取得できないかの問合せが多数あり、その度に、コンビニでは取得できないこと併せてオンライン申請や郵便申請を案内している。案内にも時間がかかるだけでなく、オンライン申請や郵便申請はコンビニ交付と比べて申請者及び職員の負担が大きいが、当市においても同様の問合せは一定数ある。○当市では、1月1日以降に市外へ転出した者から「コンビニに行ったら証明書が取得できないのはなぜか」と問い合わせが日常的にあり、実際に、窓口申請ができない市外転出者が、全国各地のコンビニで証明書を取得できるものと認識している人が多く、コンビニ交付サービスの利便性が、現状では生かされていないことと考える。○当市ではオンライン申請は行っていないが、市外転出者は郵送による証明書の取得申請となり、提案団体と同様に取得まで時間がかかっており、利便性に欠けると感じている。
42	42	八王子市	花巻市、ひたちなか市、高崎市、豊橋市、豊中市、斑鳩町	○	税証明書の交付申請について代理人による電子申請を可能とするシステムの構築等	マイナンバーカードを利用した税に係る証明書の交付申請を推進していくうえで、本人申請ではなく、代理人のマイナンバーカードを利用して証明書の交付申請を可能とするシステムの構築等	税に係る証明書交付申請は、本人申請だけでなく、代理人による申請が多いのが現状であるため代理人本人のマイナンバーカードを使用した電子申請の仕組みづくりが必要であると考えている。マイナンバーカードには代理人機能も搭載されていることであるが、マイナンバーカードを利用して代理店環境下であれば代理人から委任者の事務権限は確認できないことである。マイナンバーカードを利用した証明書の交付申請を実施していないと承知しているが、電子申請の促進にはマイナンバーカードでの全自治体共通の税証明申請様式の構築が必要である。具体的な要望内容は下記のとおりである。①特に固定資産税の証明取得は代理人(司法書士、弁護士、不動産業者)からの申請が半数以上であるが、電子申請の際に代理人からの税証明書の交付申請ができない。②現状では、窓口申請が半数以上であり、郵送による場合も定額小為替または現金書留による取扱いはあり、いずれの場合にも申請者に負担が生じている。③電子申請による申請者の利便性の向上と電子決済による行政事務の効率化が進まない。	○申請者の意見、要望①代理人による税証明書の交付申請が現状ではできず、窓口申請、郵送申請しかできないのは不便である。②コンビニ交付機で代理人が証明書を取得することができない。③証明書の電子申請を拡充してほしい。④証明書の交付までの時間を短縮してほしい。⑤委任状が原本提出でなければ真正性が担保されないため代理人による電子申請は不可能で、DX推進と相入れないのではないかと。	○申請者の利便性向上①代理人本人のマイナンバーカードの利用により証明書の電子交付申請が可能となることで郵送申請での定額小為替、現金書留の用意などが不要となり申請者の負担が大きい軽減されるとも電子決済により証明書の交付までの時間が短縮される。(行政の効率化)①電子申請の手続きが浸透することで窓口申請や郵送申請の減少が見込まれ窓口対応に要した時間を、電子申請に要する事務に対応することが可能となる。電子決済の推進により現金及び定額小為替の取扱事務の短縮、負担の軽減を図ること新たな業務に注力することが可能となる。	総務省、法務省	○税情報は原則非開示であるため、本人申請が基本となるが、当市においても、固定資産開示の証明書は代理人申請が半数以上を占めるのが現状である。マイナンバーカード利用環境下で代理人からの申請が可能となるシステム(全自治体統一の様式)を構築し、電子決済も可能となれば、申請者、行政双方にとって負担軽減に繋がることと考える。○提案団体と同様に支障事例があり、制度改正を要望する。加えて、令和6年4月1日からの相続登記業務に伴い、評価書取得等申請件数が増加することが予想されるため、税証明書の交付申請について代理人による電子申請を可能とするシステムの構築等が必要である。
43	43	愛媛県、山形県、栃木県、秋田市、香川県、香川県、香川県、荒川区、川崎市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、松山市、伊予市、四国中央市、西予市、大洲市、宇和島市、松山市、高知市	宮城県、秋田県、栃木県、香川県、香川県、香川県、荒川区、川崎市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、松山市、伊予市、四国中央市、西予市、大洲市、宇和島市、松山市、高知市	○	社会資本整備総合交付金システム(SCMS)について、各申請手続に係る入力作業の効率化、エラーチェック機能の改善	社会資本整備総合交付金システム(SCMS)について、前年度及び前々年度の予算配分額等を入力しているが、前年度等の交付申請や完了実績、昨年度の同手続が承認済みであるため、これらの数値等のデータはシステム内で蓄積されているのにもかかわらず、自動反映されず、再度入力が必要となり、過去のデータ入力に再度時間を要するとともに、再度入力した数値等に誤りがないか、エラーチェック機能がないため、電卓による確認を行う必要があると、作業効率が悪い仕様となっている。また、申請等の完了までに複数のステップで入力が必要があるが、現在のステップにあるのが、申請一覧から別画面を開いて市町から国まで申請を指示したフロー図を確認する必要があり、画面表示からも非常に分かりにくく、作業効率が悪い。また、システム上のマニュアルはあっても、解釈、手順等が不明な箇所もあり、担当者が変わった場合や市町担当者への指導にあたり、システムの一連の流れ(処理)を理解するには困難なものとされている。	システム改修により、過去に入力したデータが反映される又はエラーチェック機能が加わることで、入力等に係る事務作業が省力化・効率化され、入力誤りが減少するとともに、異なる業務に時間を充てることができるようになる。また、人事異動などで担当者が変更になっても、マニュアルを改訂することで、システムの入力作業がマニュアルに沿って行えるようになる。	○打ち直しの手間が生じているなど、改善の余地があることから必要と考える。○特に、年度明けに行う早急申請においては、期限が4月中とされており、年度当初の事務等で繁忙となるタイミングのため、負担が大きい。○社会資本整備総合交付金システム(SCMS)について、各申請手続に係る入力に当たり、過去に入力したデータの反映やエラーチェック機能を備え、現時点の処理状況を申請一覧から確認できるように改善を行うこと。あわせて、同システムに係るマニュアルについても、初任者でも利用しやすいよう、事務手続(システム)の一連の流れ(処理)を記載したフロー図を追加し、マニュアルの改訂を行うこと。システム改修により、過去に入力したデータが反映される又はエラーチェック機能が加わることで、入力等に係る事務作業が省力化・効率化され、入力誤りが減少するとともに、異なる業務に時間を充てることができるようになる。また、人事異動などで担当者が変更になっても、マニュアルを改訂することで、システムの入力作業がマニュアルに沿って行えるようになる。○SCMSのマニュアルを見ると各フローで入力できる項目が指定されているが、それが実際のSCMS画面と異なる場合がしばしばあるため、作業に支障をきたしている。またSCMS画面ではリンクをすべてクリックして入力した項目が判別しづらく、作業効率が悪い仕様となっていることとシステム改修が必要であると考える。○入力した数値のエラーチェック機能が備わっていないため、確認作業にかなりの時間を要している。また、マニュアルもフロー図を用いることで理解が容易になり、作業効率の向上が期待される。○過去の申請を流用するなど入力する事務量を減らせるようなシステム改修を希望する。			



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>現状、課税基準日以降に市外に転出した者は、システム上、転出元自治体にに対し、コンビニ交付機で税に係る証明書の取得を申請することはできない。</p> <p>当該申請を可能にするためには、地方公共団体情報システム機構、地方公共団体及び事業者において大規模なシステム改修が必要であり、ニーズを踏まえつつ、対応の方向性を検討してまいりたい。</p>	<p>転出元自治体に対して個人住民税課税(非課税)証明書(以下、「証明書」という。)をコンビニ交付機で申請、取得できない現状は、住民と自治体の負担となっている。</p> <p>郵送申請の場合、申請書の到着から証明書の発送までに3日程度を要し、申請者は郵送料や手数料の費用負担や添付書類の準備など、負担が大きい。電子申請では事務作業は減るものの、申請から証明書の発送までに2日程度を要する。</p> <p>自治体の事務負担については、郵送申請の場合は定額小為替の取扱い、郵送物の取扱いがあるため窓口申請に比べて管理事務を多く要する。電子申請でも証明書を送送する手間は生じており、郵送、電子いずれでも1件あたりに10～20分程度の時間を要する。コンビニ交付機での申請、取得によって申請者の利便性は格段に向上し、行政側の事務負担も大きく軽減されることで人的資源をさらなるDX対応に振り向けることが可能となる。</p> <p>また、市外転出した者は転入自治体から公営住宅の入居等の手続きの際に証明書を求められることから、場所の制約なくかつ迅速に証明書を申請、取得できるコンビニ交付のニーズは大きい。</p> <p>実際に、当市の令和5年度実績では、市外転居後に郵便申請と電子申請により証明書を取得した数は1,766通であった。本市住民登録数56万人に対し約1,800の郵便及び電子申請数であることを踏まえると、コンビニ交付のニーズは全国的に多く存在すると考えられる。</p> <p>よって、本提案にかかるシステム改修は住民と自治体の負担軽減と全国的な利用が見込まれる点でニーズが大きいと思われるため、各種検討会等において議題にしていただき、有識者、市民、自治体の意見を広く聴取しニーズの把握をお願いする。</p>	<p>【西宮市】</p> <p>当市では、約5万人(人口の10%)以上の方の転出入があり、対象者数という観点ではニーズが高いということは自明となっている。また、これらの市民から、課税証明書を「転出先」のコンビニで取得したいという要望が出ることは想像に容易い。本件は、当初のシステム活用方法の見直しが甘かったもので、その是正を要望するもの。また、本市では、システム改修は軽微と考えており、実現に向けた早期の対応をお願いしたい。</p>	<p>—</p>
<p>②に係る提案事項は、代理人による申請の場合にも電子申請を可能とする措置を求める提案かと思われるが、現行の地方税法令上も可能であり、既に一部の自治体では代理人による電子申請が導入されている。</p> <p>(法務省回答)</p> <p>なお、民事訴訟法第228条第4項は、代理人による申請の場合に、紙の委任状の原本の提出を求めるものではない。</p> <p>※分権室において、①に係る提案事項は、「国・地方の税財源配分や税制改正」に係るものに該当するため、回答不要と整理されている。</p>	<p>以下の事項について、貴省の見解を求める。</p> <p>1. 税証明書の電子申請における委任状の要件について</p> <p>①電子申請時の委任状の提出方法として、紙の委任状をPDF等電子化し電子申請に添付することでもよいか、あるいは、別途郵送する必要があるか。電子化した委任状の添付で足りる場合、原本の委任状の必要があるか、あるいは複写の委任状の電子化で足りるか。</p> <p>②あらかじめ電子で委任状をシステムに登録したうえで委任状登録証(電子委任状)の添付を行う申請形態が必要要件であるか。</p> <p>2. 地方税法令の解釈について</p> <p>「代理人による申請(略)も可能」との回答だが、地方税法に代理人による証明書に係る電子申請についての規定はないと思われる。これは、代理人による電子申請を認めないとする規定がないことをもって、代理人による電子申請が可能であると解釈してよいか。</p> <p>3. 委任状の要件について</p> <p>税証明書の代理人による電子申請の場合には民事訴訟法上の問題はないと理解する。地方、紙の委任状について「代理人による申請の場合に、紙の委任状の原本の提出を求めるものではない。」旨の回答だが、本市は戸籍法施行規則11条の5、委任状原本返付せずの規定を参考に、真正性の担保、改ざん防止の観点から原本が有効な委任状である取扱いとしている。回答の趣旨では、委任状の有効性を判断する際には、複写の委任状も有効であると解釈してよいか。なお、多くの自治体では委任状は紙の原本をもって有効なものと取扱っている。</p> <p>DX化推進のために、電子申請時における委任状の添付方法について、自治体及び代理人となることが多い不動産、工業業界への積極的な周知を求める。</p>	<p>【大阪府】</p> <p>完了実績報告の執行事業費(B)等、過去に報告済みのデータを反映するなど、地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう引き続きシステムの改善の検討を願いたい。また、既存のマニュアルでは初心者向けとは言えないため、マニュアル更新の他にシステムに関する問い合わせ先(電話番号、メールアドレス等)をホームページのTOP画面に明記することも検討を求める。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>社会資本整備総合交付金システムの申請手続等の改善については、地方公共団体の皆様から改善要望をいただけており、順次改善を進めているところである。</p> <p>ご指摘のエラーチェック機能については、地方公共団体のご要望を踏まえ、令和6年3月のシステム改修により完了実績報告業務において機能追加を行っている。</p> <p>また、マニュアルについても、現時点で手続のフロー図を掲載しており、令和6年3月にはSCMSを初めて使う方向けに各業務入力における留意点、入力時の操作方法について説明したマニュアルを作成したところである。</p> <p>引き続き、地方公共団体の意見も踏まえつつ、システムの改善等に努めて参りたい。</p>	<p>システムを順次改修いただいた中で、使用感が向上してきたと感じている。しかし、改修いただいた機能についても、なお改善の余地が残っていると考える。具体的には、令和6年3月に機能追加されたエラーチェック機能を完了実績報告以外の地務に追加することや、既存の相関チェック機能におけるエラーチェック機能ではエラーに気づかないこともあることから当該エラーチェック機能をより充実した機能へ改修することを検討していただきたい。</p> <p>また、完了実績報告業務において過去に入力したデータの反映が一部可能となったが、それ以外の部分についても過去のデータを反映させる余地が残っていると考えるので、引き続きシステムの改修を検討していただきたい。例えば、完了実績報告業務において、各年の「事業費計」及び「交付額」を反映していただきたい。</p> <p>マニュアルについても順次追加や改善を行っていただいているが、入力した数値がシステム内のどこか数値と突合していればよいのかが一見して判読しづらいことから、マニュアル内で割り振られている番号を用いて、どの番号とどの番号を突合する必要があるのか一見して分かるようマニュアルを継続的に改善していただきたい。</p> <p>引き続き、地方公共団体からの要望を聴き取り、ユーザーフレンドリーなシステム・マニュアルの改善を求めたい。</p>	<p>【大阪府】</p> <p>完了実績報告の執行事業費(B)等、過去に報告済みのデータを反映するなど、地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう引き続きシステムの改善の検討を願いたい。また、既存のマニュアルでは初心者向けとは言えないため、マニュアル更新の他にシステムに関する問い合わせ先(電話番号、メールアドレス等)をホームページのTOP画面に明記することも検討を求める。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
44-1	44	三鷹市	旭川市、花巻市、宮城県いわき市、浜松市、半田市、津島市、熊本市	○	指定管理者による施設使用料の徴収(使用料金制)において後払い式電子決済を活用可能とすること。また、活用可能な場合については、その制度的根拠について地方公共団体あて周知すること。	指定管理者による施設使用料の徴収(使用料金制)において後払い式電子決済を活用可能とすること。また、活用可能な場合については、その制度的根拠について地方公共団体あて周知すること。	本市において、多くの公共施設(ここでは体育施設を例にあげる。)は指定管理者による管理を行っている。施設使用料(フード、体育館等)の徴収も指定管理者が行っており、指定管理者が徴収した使用料は市へ納付されているところ、施設利用者からは現金ではなく、電子決済の導入を求められている。そのため、クレジットカードやQRコード等の後払い式電子決済についても導入を検討したが、指定管理者が施設使用料を徴収し、市へ納付する使用料金制のもとでは、導入に係る制度的な根拠が不明確であるため、いまだに導入できていない(この点、地方自治法における指定納付受託者制度の活用を検討したものの、使用料金制のもとでは認められないと考えている)。本市においては、スポーツ施設(同時に芸術文化施設)は市の外郡団体が指定管理者となっており、財務上も健全に運営されている。このような状況も加味し、デジタル化の推進を進めるため、指定管理者における施設使用料の徴収にクレジットカードやQRコード等の後払い式電子決済の導入を認めてもらいたい。	施設使用料の支払いについて、クレジットカードやQRコード等の後払い式電子決済導入への要望がある。また、経理上多額の現金を管理する必要が生じ、安全性に課題が提起されている。	施設利用者が現金を持つ必要が減り、デジタル化の推進が図られる。経理上現金管理が減り、安全性・正確性が向上する(グラウンドなど施設近にも施設使用料券売機がある)。	総務省	○現在、使用料金制を採用している指定管理施設で、キャッシュレス決済は導入していないが、利用者からの電子決済導入についてのニーズは高くあるため、制度的根拠上、導入について問題がないと判断ができれば、積極的に導入を進めていきたい。 ○多様な支払手段を可能とすることにより、施設利用者の利便性の向上につながる。 ○本市においても公の施設の使用料の徴収に電子決済の導入の検討を進めている。本市においては、現行法の下、指定管理者制度導入施設の使用料においてもクレジットカード等の後払い式電子決済の導入は可能と考えているものの制度的根拠等固から示されている情報が十分ではなく対応に苦慮している。 ○オンライン決済機能を追加予定のため、根拠が明確になることにより、導入促進の後押しとなり、市民の利便性向上につながる。
44-2	250	神戸市	苫小牧市、花巻市、さいたま市、川崎市、越谷市、川崎市、浜松市、名古屋市、津島市、今治市、熊本市	x	指定管理者等を指定納付受託者に指定可能とすること。また、上記が困難な場合は、自治体が指定管理者等から「利用料金」の徴収受託事務を受託可能とすることを求める。	決済事業を有しない事業者(指定管理者等)を指定納付受託者に指定可能とすることを求める。 また、上記が困難な場合は、自治体が指定管理者等から「利用料金」の徴収受託事務を受託可能とすることを求める。	市民、事業者(以下「納入義務者」という。)が自治体に対して使用料などを納付する際、利便性を向上し、社会経済活動を効率化する観点から、デジタル化とともに多様な決済手段を確保する必要がある。 しかし、指定管理施設では、指定管理者が収納する「利用料金」(自治体の歳入歳出に属しない現金)はポストペイで受領することが可能であるが、自治体の「使用料」は、指定管理者を指定納付受託者に指定することができないため、ポストペイで受領することができず、利用者がポストペイ一括して「使用料」と「利用料金」を支払うことができない状況にある。 【支障事例①】 指定管理施設では、前述のとおり市民が同じ窓口で使用料と利用料金を同時に支払う場合、現行制度下ではキャッシュレスの使用料端末と利用料金端末で、それぞれ別々に決済する必要があるため、実際には現金払いで対応するなど、指定管理施設等でのキャッシュレス化推進に困難をきたしている。 <具体的事例> ・市民に会議室(使用料)とプロジェクター(利用料金)を貸し出した場合、利用者は会議室使用料を市が設置するキャッシュレス決済端末で決済を行い、プロジェクター利用料金は指定管理者が設置する「別の」決済端末で決済を行う必要が生じる。 ・博物館、美術館での図録も市の図録と指定管理者の図録があり、品物によって費目を区別する必要がある。 ・決済端末が2種類あることによる誤納が予測され、その修正の煩雑さから、現在は利用料金については、現金のみの収納を行っている。 【支障事例②】 1つのシステムで複数の施設の利用予約から料金決済まで可能となる全市総合的な施設利用予約システムの仕組みを構築したいと考えているが、上記①により使用料と利用料金で別々の仕組みが必要となり、利用者は1つの画面等で全ての手続きをすることができない。 【総務省による制度解釈】 本市からこれまで総務省に問い合わせたところ、以下の解釈が示された。 ・指定管理者が契約したクレジット決済を住民が利用した場合には、指定管理者に対して支払われたことになり、地方公共団体に支払われたことにはならない。 ・決済事業を有しない指定管理者を指定納付受託者に指定することは出来ない。 ・自治体が利用料を収納し、指定管理者に還元することは利用料金制度の柔軟性を阻害する。	公金収納のデジタル化が一層促進し、納入義務者の利便性が向上する。決済機能が有しない事業者(指定管理者等)が契約(再委託)する収納代行業者による公金収納を可能とすることにより、決済手段や支払い内容にかかわらず、1つのキャッシュレス端末で「使用料」と「利用料」を一体的に決済することが可能となる。 ○指定管理制度により管理運営する施設について、利用者の利便性向上の観点から施設予約システムは市が用意したものを各指定管理者に使用させている。システムのオンライン決済導入を検討するにあたり、利用料金制の施設について、システムを通じてクレジット会社等の指定納付受託者に徴収させた利用料金を指定管理者に還元することができないことが、オンライン決済導入の課題となっていることから、より柔軟な制度への改正を求めるもの。	総務省	○公金収納のデジタル化が一層促進し、納入義務者の利便性が向上する。また、決済機能が有しない事業者(指定管理者等)が契約(再委託)する収納代行業者による公金収納を可能とすることにより、決済手段や支払い内容にかかわらず、1つのキャッシュレス端末で「使用料」と「利用料」を一体的に決済することが可能となる。 ○指定管理制度により管理運営する施設について、利用者の利便性向上の観点から施設予約システムは市が用意したものを各指定管理者に使用させている。システムのオンライン決済導入を検討するにあたり、利用料金制の施設について、システムを通じてクレジット会社等の指定納付受託者に徴収させた利用料金を指定管理者に還元することができないことが、オンライン決済導入の課題となっていることから、より柔軟な制度への改正を求めるもの。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者は、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、地方公共団体の歳入等の納付に関する事務を行うことができる。指定納付受託者の要件については、地方自治法施行令第158条に次とおり規定されており、指定管理者についても、これらの要件を満たす者であれば、地方公共団体の長が指定納付受託者として指定することができる。</p> <p>・納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財政的基礎を有すること</p> <p>・その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識・経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること</p> <p>また、同法第231条の2の4の規定に基づき、指定納付受託者は、委託を受けた納付事務の一部を、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる者に委託することができることから、当該規定を活用することにより、指定管理者が管理する公の施設の使用料の納付についても、後払い式電子決済を導入することは可能である。</p>	<p>地方自治法に基づいた指定納付受託者の要件(財政的基礎があること、施設使用料金徴収のノウハウがあること)について、承知した。当市のスポーツ施設の指定管理を行っている団体は、当市が出資する団体で財政状況も良好であり、長年にわたり施設管理を適切に行っているため、当該団体を「指定納付受託者」とするかは、第1次回答によれば当市の判断によるものと解すが、具体的な判断基準等があれば、御教授いただきたい。</p> <p>現在、前払い式電子決済による施設使用料の支払いは、「市」「指定管理者」「決済代行会社」の3者契約を締結し、市への使用料納付は指定管理者が行っている。後払い式電子決済では、決済端末で使用料を支払った利用者(例:体育館利用者)と決済会社(例:Pay払い会社)との契約関係となり、施設使用料を指定管理者が市へ納付する流れにそぐわない恐れがある。</p> <p>制度上、指定管理者による後払い決済が可能であることは1次回答から理解したが、制度的根拠等についても明確に示された。特に最近、施設利用者から現金を使わない後払い式の要望が多く寄せられている。また、野外施設の利用料金払い機器は現金管理の危険性もあり、安全性の面からも後払い式使用料納付の導入を進めたい。利用者の利便性向上と公共施設におけるDX推進のため、より具体的な考え方を示されたい。</p>		<p>【全国知事会】      現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。</p>
<p>地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者は、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、地方公共団体の歳入等の納付に関する事務を行うことができる。指定納付受託者の要件については、地方自治法施行令第158条に次とおり規定されており、指定管理者についても、これらの要件を満たす者であれば、地方公共団体の長が指定納付受託者として指定することができる。</p> <p>・納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財政的基礎を有すること</p> <p>・その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識・経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること</p> <p>また、同法第231条の2の4の規定に基づき、指定納付受託者は、委託を受けた納付事務の一部を、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる者に委託することができることから、当該規定を活用することにより、指定管理者が管理する公の施設の使用料の納付についても、後払い式電子決済を導入することは可能である。</p>	<p>制度開始前、総務省に指定納付受託者へ指定管理者の指定が可能か確認した際に、「自治体が契約したキャッシュレス決済でなければ、納入義務者は納入義務を果たしたことにならない。」との見解があったため、これまで指定管理施設におけるキャッシュレス決済の導入を見送ってきた。</p> <p>今回、現行法で要件を満たす者であれば指定可能との回答のため、指定管理者等の指定を進めるにあたり、以下の疑問点について御教授いただきたい。</p> <p>旧指定代理納付者制度においては、「地方公共団体と指定代理納付者との間ではクレジットカードの取扱いに関する契約等を締結する必要がある」と通知に明記されていたほか、基本的な法的スキームと制度の骨格が指定納付受託者制度に継承されているため、指定納付受託者になりうる者はクレジット会社等決済事業者を想定していたと考えられる。このため、「決済事業を有しない事業者を指定納付受託者に指定した場合」の「責務の取扱い」と、「委託をうけた納付事務の一部を委託」する点について、</p> <p>①決済事業を有しないため決済事業を再委託することとなるが、この再委託業務(決済事業)に対する帳簿保存義務等は指定納付受託者の責務となるのか。</p> <p>②地方自治法第231条の2の4で「委託を受けた納付事務の一部を(中略)政令で定める者に委託することができる。」とあるが、自らが決済機能を有しないため納付事務のほぼ全てを決済業者に再委託する場合も「納付事務の一部の委託」として整理して良いか。</p> <p>③再委託先の決済事業に更に複数事業者が関与する場合、再々委託にはあたらないのか。</p>	<p>【川崎市】      貴府の回答は、施設予約システムの指定納付受託者(キャッシュレス決済)を指定管理者がそれぞれ指定(契約)できることを前提としている。提案の主旨としては、①指定管理者が収納する利用料と自治体に納付する使用料が1つの予約で生じた場合に、利用者は、利用料と使用料を別々の決済方法で支払わなくてはならないこと②市が一括で調達したシステムにおいて、指定納付受託者(クレジット会社等)を1つしか設定できず、施設(指定管理者)ごとに指定納付受託者を指定できないこと③の2つの課題を解消するため、自治体が一括して徴収した利用料等を指定管理者に還元するなど、制度の緩和を求めたものである。指定管理者ごとに別々の施設予約システムを導入するなど、利用者の利便性や費用の面から現実的でないため、自治体の施設運営の実情に合わせた制度となるよう御検討いただきたい。</p> <p>【今治市】      指定納付受託者としての要件については、総行第92号令和3年4月1日総務省自治行政局長通知において、その具体的な考え方が次の通り整理されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基礎が十分に整っていること。</li> <li>・累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。</li> <li>・経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。</li> <li>・コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。</li> </ul> <p>上記の要件を満たし、地方における指定管理者が指定納付受託者の担い手となりうるかという点でいえば、指定納付受託者となりえるアクワイア(加盟店である自治体に対して、資金の支払いを行う者)としての業務において、業務精通者の確保に大きな課題があると言える。その理由としては、地方における指定管理者制度運用の実情として、指定納付受託者としての要件は満たせないが、地域において公の施設の管理運営を担う指定管理者として、当該施設における業務の特殊性を理解し、その他地域団体等との連携を図りながら、安定的な管理運用を担える団体がごく少数に限定される点が挙げられる。</p> <p>なお、公の施設の予約等にかかる利用調整にあたっては、住民利便性に鑑みても複数の決済媒体を利用可能である施設予約システムを導入すべきであると当市としては考えており、各府省からの回答によれば、後払い方式電子決済(クレジットカード)での支払に限定されてしまう。上記のような現状や見解を踏まえて、指定納付受託者制度については柔軟な制度運営が可能となるよう改正等の対応を検討していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】      現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
45	45	茅ヶ崎市	札幌市、函館市、旭川市、八戸市、花巻市、郡山市、いわき市、白河市、前橋市、相模原市、上田市、名古屋、豊橋市、半田市、亀岡市、豊中市、寝屋川市、西宮市、安来市、東温市、南国市、熊本、鹿児島市	○	住民票への旧氏記載申請等手続のオンライン化	戸籍情報連携システムの運用開始により他市区町村が本籍地の戸籍謄本等を参照、出力することが可能となった。これを踏まえ、住民票に旧氏記載を求めると同時に、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある、戸籍謄本等その他の総務省令で定める書類の添付を求めている規定を廃止すること。または、自市区町村内の戸籍情報連携システムから公用請求に基づく広域交付により戸籍謄本を発行することで添付省略を可能とすることを求める。	【現行制度について】 戸籍情報連携システムによる旧氏登録申請者の旧氏の参照、公用請求による戸籍謄本の出力による添付が認められていない。 【支障事例】 現行制度のままでは、戸籍謄本原本の添付がないと、デジタル庁において取り組んでいるアナログ規制直し内の「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」で示されている旧氏の住民票への記載の申出を受けると、窓口で戸籍謄本等の書面の添付を求める必要があり、デジタル完結を実現することができない。 また、申請者によっては、婚姻や転籍等、それまでの変更履歴が確認できるよう、多数の戸籍謄本等取得が必要であるため、取得に要する時間的・経済的な負担が相当かかっている場合がある。 【制度改正の必要性】 「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」において旧氏の住民票への記載の申出のオンライン化が明記されている。 一方で、副本記録情報は戸籍事務のために参照できるものとされており、戸籍事務以外において参照することはできない、この法務省の見解がある。 そのため、工程表に扱い、令和7年度までに申請のオンライン化がされる際には、上記見解のままでは、申請者は紙の戸籍謄本を住所地自治体へ提出しなければならず、アナログ規制が残ったままになってしまいうため今回の処置を求めた。 【支障の解決策】 現時点での戸籍情報連携システムの運用開始により他市区町村が本籍地の戸籍謄本等を参照、出力が可能となったため、住民票に旧氏記載を求める際に、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある戸籍謄本等その他の総務省令で定める書類の添付を求めている規定の廃止、または自市区町村内の戸籍情報連携システムから公用請求に基づく広域交付により戸籍謄本を発行することで添付省略を可能とすることで、支障が解決すると考える。	申請を行う住民にとって、手続のデジタル完結が可能となり、戸籍届出と同時に旧氏登録・変更請求の際にも、戸籍謄本等取得する時間的・経済的負担の削減ができ、申請書の提出のみで手続が可能となり利便性が向上する。	総務省、法務省	○当該手続きにおいて「戸籍情報連携システム」が利用可能となれば、市民の利便性向上につながる。 ○内部事務としての確認で事足りるのであれば、例えば窓口受付となっても戸籍謄本の添付を求めないように整理していただきたい。 ○旧氏併記希望者に対し、氏の変更の経過がわかるよう戸籍謄本等の提出を依頼するが、聞き取りをした情報から提示してもらった戸籍を特定し案内する必要があるが、戸籍の記載等に詳しくない住民も多く、必要な戸籍の案内に時間を要するケースがある。戸籍情報の参照が可能になれば従来の説明をしている間に確認作業を終えることができると考える。 ○業務の効率化及び申請した住民の負担軽減のためにも制度改正が必要である。 ○戸籍事務においては戸籍謄本等の添付が省略可能であるのにも関わらず、旧氏登録で添付が必要であるために、戸籍謄本を請求しなくてはならないことは、制度の整合が取れておらず、届出人に過剰な負担を負わせている。 ○繁忙期間中は、土日も住民異動届を受け付けているが、本籍地市区町村が閉庁しているために続柄の確認ができず、当日中の住民交付ができていない。 住所設定の申出等は、文字の確認等のため戸籍謄本の添付を求めているが、郵送による請求も選択できない住民は、手続きの遅れがあった。 ○戸籍情報連携システムを使用すれば、戸籍等の書類の添付が省かれるため、当事者の負担軽減につながる。 ○申請者が戸籍謄本等の添付書類を準備する必要があり、時間的・経済的な負担がかかっている。	
46	46	茅ヶ崎市、熊本市、指定都市市長会	札幌市、函館市、旭川市、花巻市、多賀城市、郡山市、いわき市、白河市、前橋市、相模原市、上田市、名古屋、豊橋市、半田市、小牧市、豊中市、寝屋川市、西宮市、小野市、安来市、福山市、東温市、南国市、大牟田市、鹿児島市	○	住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムを利用することが認められること	住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムを参照、利用することが認められること。戸籍法施行規則第75条の3、令和6年2月26日付法務省民一第500号通達、同日付法務省民一第501号依命通知のうち必要な箇所改正を求める。	【現行制度について】 現在、国外から日本に住居登録をする際や転入や転居などの異動により既存世帯へ世帯員となる者の続柄の確定、手続を行う者が法定代理権を有する親権者かどうかをはしめとする届出人の資格確認は、住民基本台帳法に基づく事務において、戸籍情報連携システムを参照、利用することが認められていないため、戸籍謄本を持参させるか本籍地への電話照会を行うことしか手段がない。 【支障事例】 戸籍謄本を持参がない場合、住所地市区町村では本籍地市区町村に対し電話により確認を行っており、電話照会を行う際は、各市区町村が真正性確保のため折り返し対応を行っていることから時間を要している。また戸籍の届出先の市区町村から電話照会を受けた市区町村においても確認や折り返しが市町村の電話番号であるかの確認などに事務処理が発生し、回答するために10分程度の事務処理を行う時間が発生している。また土日開庁時など本籍地の市区町村が電話対応を出来ない場合、届出の受理が行えないため市民の不利益が生じている。 【制度改正の必要性】 住基事務と戸籍事務は相互関係性が深く、住民手続きの担当課では戸籍情報連携システムが利用できる戸籍端末が必ず設置されていることと同じ職員が業務することもある業務である。本提案が認められることにより電話というアナログ手段での事務処理によることなく、土日関係なく手続が可能となり、また電話照会による待ち時間もなくなるため市民サービスが改善される。 【支障の解決策】 令和6年3月1日の改正戸籍法施行に基づき、戸籍法施行規則第75条の3のとおり、市区町村は戸籍事務の処理に必要な範囲内において、戸籍若しくは除かれた戸籍又は再製原戸籍の副本に記載されている情報を参照することができることとされた。これにより、令和6年2月26日付法務省民一第500号通達及び同日付法務省民一第501号依命通知が発出され、戸籍証明書の広域交付や戸籍届出時の添付負担の軽減等が実現した一方、ここでは、戸籍法施行規則第75条の3における戸籍事務の処理に必要な範囲内について、(1)戸籍証明書等の交付業務、(2)戸籍の届出業務、(3)戸籍の訂正等業務、(4)戸籍の相談業務、(5)その他戸籍事務の遂行に必要な参照と、限定的なものとして、副本記録情報は戸籍事務のために参照できるものとされており、戸籍事務以外において参照することはできないとするのが法務省の見解であるが、法令等の整備により、住民基本台帳事務において戸籍情報連携システムを参照、利用することを認めることで支障が解決すると考える。	これまで電話照会のやり取りで発生していた事務処理時間がなくなるため、業務の効率化が図れるとともに、確認する情報の正確性の向上につながる。また住民異動などの住民基本台帳の記載に関する手続が完了するまでの時間が短縮されるため、来庁者の待ち時間が減少し市民サービスが改善される。さらに、戸籍謄本を持参が不要になることにより、ペーパーレス化につながる。	総務省、法務省	○住民基本台帳事務においても「戸籍情報連携システム」が利用可能となれば、事務の効率化が図られ、手続きに要する時間も短縮されることから、市民に提供するサービスも改善される。 ○戸籍情報連携システムの安定稼働も含め、各都市の繁忙期対策やペーパーレス化に寄与するため、是非対応していただきたい。 ○国外転入の日本人住民について、本籍地が他市区町村であったため電話照会を行ったが、筆頭者の漢字を誤ってしまい、19条2項通知が届き住民票修正を行った。住民基本台帳事務にも使用できない限り防ぐことのできる限りであるとする。 ○電話照会を行う場合、本籍地の混雑状況によっては確認に相当の時間を要する場合もあり、住民・住所地・本籍地すべてが時間的コストを払っている。 ○現在、国外から日本に住居登録をする際や転入や転居などの異動により既存世帯へ世帯員となる者の続柄の確定、手続を行う者が法定代理権を有する親権者かどうかをはしめとする届出人の資格確認は、住民基本台帳法に基づく事務において、戸籍情報連携システムを参照、利用することが認められていないため、戸籍謄本を持参させるか本籍地への電話照会を行うことしか手段がない。このため、土曜日等休日及び夜間の窓口開庁を実施した際、相手方市区町村が閉庁しているため確認が取れず、当日に手続きを完了することができない。 ○本籍地市区町村が当市である場合でも、住民自身が戸籍謄本を請求し、それを添付しなければならないことについて住民から苦情があった。 ○戸籍情報連携システムを使用すれば、戸籍等の書類の添付が省かれるため、当事者の負担軽減につながる。 ○現在、既存世帯への転入手続き時に、世帯主との続柄を確認する際、転入者が戸籍謄本等を持参しない場合、関係自治体への電話による照会を行い、折り返しの電話により続柄を確認させておらず、転入手続きが完了するまでに時間を要している事実がある。現状、住民基本台帳事務と戸籍事務を同じ部署で職員が業務していることから当該ケースについては、事務の効率化・市民の手続き時間短縮に資することから住民基本台帳事務において戸籍情報連携システムの利用が認められることを要望する。 ○マイナンバーカード交付等の際、未成年者の親権確認等を電話確認等しなければならず、本籍市区町村においても事務の負担となっている。 ○手続の際に戸籍謄本を持参する申請者は少なく、都度本籍地に電話で確認を行っており、時間を要する。また、休日開庁や時間外など、本籍地の自治体が閉庁しておらず電話確認ができないこともあり、当日中に手続きが完了しないこともある。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>提案の「または」以下の措置については、市区町村の機関がする公用請求が同一市区町村内で完結する場合は広域交付の対象とされており(戸籍法第120条の2第2項)、実現しているところである。</p> <p>なお、同じく提案内容にある戸籍情報連携システムによる戸籍情報の参照については、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付を不要とするものであり、住民基本台帳法施行令に基づく旧氏の登録等に関する事務において利用することは認められていない。戸籍の広域交付が可能となったことを踏まえ、旧氏の記載等の手続のオンライン化について検討する。</p>	<p>公用請求を行うにあたって自治体では審査作業や決裁を行う必要があるため、自治体の効率的な事務運用に資することができる。戸籍情報連携システムを参照することにより戸籍謄本等の添付省略を可能とする措置についても検討いただきたい。</p> <p>住民票への旧氏の記載申請等手続きにおいて、公用請求が可能であることは認識しているものの、公用請求を行うにあたっての根拠法令について思案しており、公用請求を行うことが出来ない。また、住民票への旧氏の記載申請等手続きは申請者の希望によって行う手続きであり、公用請求で発行した戸籍謄本の添付で良いのか疑問が残る。以上のことから、公用請求で発行した戸籍謄本の添付での手続きを認める旨の通知及び公用請求する際の根拠法令として住民基本台帳法第30条に基づくものであることを明確化し、自治体に周知していただきたい。</p> <p>旧氏の記載等の手続のオンライン化については、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある、戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定を改めなければ実現しないため、必要な改定を求め、</p> <p>「デジタル手続法」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、国の行政手続オンライン化の3原則が示されている。これに則し、住民票への旧氏の記載等の手続のオンライン化についてシステム改修の必要性や予算準備が必要となるため具体的な措置やスケジュールを示していただきたい。また手続きのオンライン・デジタル完結を進めるために戸籍電子証明書の活用やマイナポータルでの申請を含め具体的な案を提示いただき、検討を進めていただきたい。</p>		<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>戸籍情報連携システムによる戸籍情報の参照については、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付を不要とするものであり、住民基本台帳法に基づく事務において利用することは認められていない。一方で、市区町村の機関がする公用請求が同一市区町村内で完結する場合は広域交付の対象とされていることから(戸籍法第120条の2第2項)、戸籍謄本の持参や本籍地への電話照会によらずとも事務処理に必要な事項の確認は可能となっている。</p>	<p>以下の理由により、住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムの利用を可能とすることについて、改めて検討を求める。</p> <p>①住民基本台帳事務と戸籍事務は密接に関係しており、同一部署内での事務とされることが多いにも関わらず、住民基本台帳事務において戸籍情報連携システムを利用できない合理的な理由が示されていない。</p> <p>②公用請求で確認すること、戸籍情報連携システムで確認することの情報に差異はなく、システム上で確認するか紙で出力するかの違いでありペーパーレスや業務の効率化の観点を踏まえてもなお、同システムの利用ができないことは合理的でない。</p> <p>③「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では行政手続のデジタル技術を活用した、さらなる最適化・効率化が求められている。それにも関わらず公用請求で対応した場合、決裁を経て請求を行った上で発行し、職員の審査作業が発生するため時間を要している。また受付、発行、審査を行う職員は同一部署の職員であるため非効率な運用を自治体に強いることになり「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に反するものである。</p> <p>④住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報は住民基本台帳法第30条の9～12の別表第1～4で認められている事務において活用されており、戸籍情報連携システムにおいても事務を限定した上で利用を認めることは可能であると考えられる。</p> <p>⑤現状、「戸籍情報連携システムによる戸籍情報の参照については、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付を不要とするものであり、住民基本台帳法に基づく事務において利用することは認められていない」ことは承知しているが、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」第5条の第3項、第4項、及び第16条に基づき、国民の利便性の向上及び行政運営の改善に資することに鑑み、住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報が必要とする事務については、戸籍情報連携システムによる戸籍情報の参照が可能となるよう検討を求める。</p>		<p>【全国市長会】 公用請求での対応は時間を要することもあり、住民サービスの向上及び窓口負担の軽減を図るためにも、提案の実現を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
47	47	茅ヶ崎市、福島県	函館市、旭川市、花巻市、郡山市、いわき市、白河市、相模原市、名古屋市、半田市、寝屋川市、堺市、宇和島市、砥部町、大牟田市、熊本市	○	住民基本台帳ネットワークシステムに係る全国サーバ、都道府県サーバ、市区町村CS(コミュニケーションサーバ)のガバメントクラウドへの移行を求める。	住民基本台帳ネットワークシステムに係る全国サーバ、都道府県サーバ、市区町村CS(コミュニケーションサーバ)のガバメントクラウドへの移行を求める。	【現行制度・支障事例】CSのソフトウェア等の改修作業については、委託事業者が現地でを行い、作業に対応する職員の業務負担及び運用に伴う保守管理の費用等の負担が大きい。当市では法改正を見込んだ保守契約を結んでおり、作業時間としてCSは一度に数時間、統合端末は1機30分程度の作業を端末分要している。改修作業については、業務に影響があるため閉庁日などの対応となっている。また年間1回の改修作業及び保守に係る費用は600万円程度。更に改修を要した場合、追加費用が必要となっている。加えて全自治体が同時期に改修作業を行っているため、委託先との作業の日程調整に苦慮し、迅速な作業を行うことができない状況にある。【支障の解決】政府及びデジタル庁は「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」に基づき、自治体の業務システムについてもガバメントクラウドへの移行を推奨しているが、全自治体で稼働している住基・附票システムの橋渡しをするCS及び住民基本台帳ネットワークシステムに係る全国サーバ、都道府県サーバは未だにオンプレミス環境による運用を求められている。また住基・附票システムがガバメントクラウドへ移行した際には、現行のままで必要な情報①ガバメントクラウド(基幹業務システム)②自庁内(自治体業務システム)③自庁内(CS)④外部(都道府県サーバ、全国サーバ)の間でやりとりするため非効率である上、住民基本台帳ネットワークを利用、連携するための費用が経常的に発生することになる。そのためCS、都道府県サーバ、全国サーバをガバメントクラウドに移行することにより①ガバメントクラウド(基幹業務システム・CS・都道府県サーバ、全国サーバ)②自庁内(自治体業務システム)の2つの環境とすることで通信の効率化を図る必要がある。	ガバメントクラウドへ移行することで、法改正に伴うアプリケーションの改修作業等の迅速化が期待される。また対応する職員の業務負担が軽減され、必要な改修・保守費用の軽減が見込まれる。	総務省	○当市においても、最新の業務アプリケーションの適用にあたっては窓口業務に支障が無いよう、閉庁日に委託業者が市役所庁舎や出先施設等の現地で作業を行っており、職員も作業立会のため休日出勤を強いられている。また、作業日も委託業者が同時期に多数の自治体を行くため毎日日程調整が難しく、時には閉庁日の午後～夜間に作業を行っている。更に、CSがオンプレミス環境にあるまま基幹業務が標準化されたガバメントクラウド上で稼働した場合、クラウド環境の住基システム等とオンプレミス環境のCS間で通信が必要となる。CSをガバメントクラウド上で稼働させることで保守等の効率化・費用の低減、通信の効率化を図ることができると考える。○当市においても休日CSのセキュリティパッチ適用等の作業を実施するなど、提案団体が示すような電算担当職員の業務負担が生じており、ガバメントクラウドへの移行による業務負担の軽減やネットワークの効率化・運用コスト削減等の利点が大いにありと考える。○オンプレミス環境のためハードウェア(サーバ等)の保守管理が必要となり、職員の業務の面でも費用の面でも負担となっている。また、令和6年4月にCSが故障し、半日程度動作しない事象が発生したが、窓口でマイナンバーカードに関する業務(新規発行、住所の書き換え等)を行うことができず、8日に後日再度来庁のお願いをした。クラウドに移行することで、異常発生時の対応が迅速に行われることが期待できる。○CSのソフトウェア等の改修作業については、委託事業者が現地でやっている。作業時間としてCSは一度に数時間、統合端末は1機1時間程度の作業を20端末分やっている。また年間1回の改修作業及び保守に係る費用は1,155千円、更に改修を要した場合、追加費用が必要となっている。○当市でも改修作業等の保守契約を年間で締結しており、保守に含まれないシステム改修があった場合は追加費用が発生している。また、他の自治体でも同時期に改修作業等が行われるため委託先との調整も苦慮している。○システムバージョンアップ及びセキュリティパッチ適用作業時のCS及び統合端末作業負担は大きい。○当市では、各投票区にも端末があるため、休日に行き先職員にも立ち会ってまわっているため、多くの職員の負担となっている。	
48	48	鳥取県、宮城県、三重県、大阪府、茨木市、奈良県、小野市、中国地方知事会、関西広域連合	花巻市、茨城県、守口市、大阪府、茨木市、奈良県、小野市、中国地方知事会、関西広域連合	○	投票立会人の配置要件の見直し等	公職選挙法第38条第1項において「二人以上五人以下の投票立会人を選任し」と規定するなど、投票立会人を2人以上選任することを義務付けているが、①投票立会人の人数に係る要件を緩和し一人以上の投票立会人を選任し」と規定を改める(期日前投票所においては、2人から1人にする)など、現在においては過剰となっている投票立会人に関する配置要件を見直すことを求める。②デジタル技術を活用したオンラインでの立会いができることを法令上明記すること。現行の投票立会人の役割・必要性等あり方について改めて検討し、自治体が地域の実情に応じて柔軟に投票所管理体制を整備することができるようにすること。	中山間地域等においては、最低人数である2人の投票立会人の確保が困難となっており、地域によっては投票所を廃止せざるを得なくなる状況が生まれている。実際に、当県内において平成24年に408箇所あった投票所のうち、投票立会人の確保困難を最大の理由として、令和5年までに49箇所の投票所を統廃合しており、現在も更なる統廃合を検討している市町村がある。投票立会人がいないから投票所を閉鎖せざるを得なくなるというのは本来転倒であり、早急に対応策を打たなければ、更なる投票所の統廃合が進み、選挙人の投票環境が悪化すること等により、投票率の更なる低下、選挙人の政治参加意識の低下を招くおそれがある。※令和5年9月から12月にかけて当県において開催した「投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会」においても、投票立会人不足が投票所の統廃合のきっかけになり投票環境を悪くしていることが指摘され、投票管理者による代替・投票立会人の廃止などの制度改正、デジタル技術を活用した立会いの導入等について提言されたところ。	多くの市町村から投票立会人の確保が困難であるとの声を聞いている(中には、選挙直前まで投票立会人が決まらなかったというケースもあること)。	投票立会人の配置に係る要件を緩和(一人以上五人以下に改めること)により、投票立会人を確保しやすくし、住民にとって利便性の高い、近接した投票所を維持・増設することができ、住民の投票環境の維持・向上が図られる。	総務省	○当市においては、投票管理者1人・投票立会人2人を選任し配置しているところであるが、一部選挙人が少数の投票区では、選任が厳しいなどの声も聞かえてきている。○当市において立会人の高齢化が進んでおり、今後、立会人の確保が難しくなることが予想される。○各投票区の立会人が自治会員で構成されているが、自治会への加入率も減少し、現自治会員も高齢化していることから継続的な立会人の確保が難しくなっている。○当市では、各投票区の自治会に投票立会人選出を依頼している。なかには役員の高齢化や人口減少などで、投票立会人の選出が難しいとの声がある。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>住民基本台帳ネットワークシステムのガバメントクラウドの移行については、現時点において住民記録システムについて、標準準拠システム及びガバメントクラウドへの移行の取り組みを進めていただいている状況であり、当該取り組みの状況及び自治体の負担軽減に対する効果、自治体の費用負担や住民基本台帳ネットワークシステムの特性等も踏まえ、検討すべきものと考えられる。</p>	<p>令和3年12月28日に公表されたデジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会における報告書内の(2)今後の住民記録システムについては、ネットワーク構成の簡素化や職員負担の軽減、セキュリティの維持・向上などの観点からCS、都道府県サーバ及び全国サーバのガバメントクラウドへの移行を検討する必要があると明記されていますが、現在まで具体的な検討結果やスケジュールが未だに示されていません。そのため令和6年から7年にかけて行われる全国的なCSの機器更改では、報告書内の検討を踏まえた内容が盛り込まれず、引き続きオンプレミス環境での整備を求められています。</p> <p>各自治体においてデジタル人材の確保が課題となっている中、CS、都道府県サーバ及び全国サーバがオンプレミス環境に構築されたままでは、将来的な機器更改のタイミングにおいて、セキュリティの担保や更改後の保守作業を各自治体が継続して実施することがますます困難になることが想定されます。</p> <p>CS、都道府県サーバ及び全国サーバをガバメントクラウドへ移行することにより、効率的なネットワーク網の整備及びセキュリティの確保、改修作業などの効率化が可能となることから、令和11年頃を予定されている機器更改までにガバメントクラウドへの移行を前提とした検討結果及びスケジュールを示すことを求めます。</p>	<p>【概部町】 住民記録システムがガバメントクラウドに集約されているのにCSが各自治体に残るねじれた状態はよくないと考えるため、早期に実現できるよう積極的な検討をお願いしたい。また、マイナンバーの情報連携を行う中間サーバはJ-LISが集約して構築しており、同様の手法がとれないかについても積極的な検討をお願いしたい。</p>	<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>①投票立会人は、投票管理者の下、独立した立場で投票事務の執行を監視することにより、選挙人の自由な意思によって投票できる環境を確保する重要な役割を担っている。投票の公正を確保するための監視機能を果たすためには、投票立会人が投票管理者の言いなりにならないよう、少なくとも2人以上の投票立会人を置く必要があると考えている。</p> <p>②投票所において必要な投票立会人のすべてを確保することが困難である場合に、その一部についてオンラインによる立会いを行う際には、少なくとも1人は投票立会人が投票所内に所在し、現に立ち会うことが必要であること等の留意事項をとりまとめており、鳥取県に通知している。</p>	<p>①現在の投票事務の管理・執行の状況、社会情勢に鑑み、不正が行われたり、選挙人の自由な意思による投票が妨げられたりするといった事象が発生する可能性は非常に低く、選挙の公正を確保するのに1人の投票立会人で不足するとは考え難い。投票管理者の言いなりにならないかとのご指摘であるが、公益的な立場、第三者として監視に当たる投票立会人が1人配置され、また、複数名からなる事務従事者が公正・公明な事務執行を行うことで、投票管理者の独断等を抑制する上では十分と考える。</p> <p>②総務省指図のとおり、同省からオンラインによる立会いを行う際の留意事項が示され、オンラインによる立会いに取り組みの上での後押しとなっており、大いに評価するものである。一方で、当該留意事項は鳥取県に対し個別に通知されたものであり、本県と同様、投票立会人不足に困難を抱える自治体において、オンラインによる立会いの活用により、投票立会人の確保を容易にし、投票所が閉鎖されるといった事態を防げるよう、広くオンラインによる立会いが行えることを法令上明記する意義は、少なくともものと考えられる。</p>		<p>【全国知事会】 令和6年4月26日付けで総務省が鳥取県あてに通知した投票所におけるオンラインによる立会いに関する内容を全国展開するとともに、引き続き、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
49	49	山梨県、全国知事会	旭川市、宮城県、神奈川県、川崎市、浜松市、名古屋、滋賀県、愛媛県、岡山県、山口県	○	産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出について、全国統一のオンラインシステム等により、事業者が複数の都道府県等に一度提出できる仕組みを構築すること。	産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業(特に収集運搬業)に係る変更の届出については、変更の度に当該業者が区域を管轄する都道府県知事等に提出することとなっている。事業者の多くが複数の都道府県等において許可を取得しており、同じ内容の届出を各都道府県等に個別で提出することが事業者にとって負担となっている。当県本庁(県外の事業者分の変更届出の窓口)における令和3～5年度の産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出の受付実績は、毎年、収集運搬業1,370件以上、処分業70件以上となっている。	事業者が行う産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業(特に収集運搬業)に係る変更の届出については、変更の度に当該業者が区域を管轄する都道府県知事等に提出することとなっている。事業者の多くが複数の都道府県等において許可を取得しており、同じ内容の届出を各都道府県等に個別で提出することが事業者にとって負担となっている。当県本庁(県外の事業者分の変更届出の窓口)における令和3～5年度の産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出の受付実績は、毎年、収集運搬業1,370件以上、処分業70件以上となっている。	事業者における手続の煩雑さの解消だけでなく、各都道府県等における文書收受や処理の事務負担が軽減される。制度改正により以下の懸念がある。法令では、変更の届出に添付する書類が一部規定されておらず、各都道府県等において定めていることから、各都道府県等ごとに異なる取り扱いとなっている。本制度改正を行う場合、添付書類の全国的な統一が必要であるため、法令改正等が望まれる。また、添付書類として、住民票の写し等原本の添付が必要な書類があり、その原本確認も必要となる。原本確認については、ワンストップで受理する機関で行う必要がある。都道府県等によっては、変更許可申請(法第14条の2、法第14条の5)となるか、変更の届出(法第14条の2第3項、法第14条の5第3項)となるかの判断が分かれている場合があるため、本制度改正を行う場合は、各自治体の状況を鑑みながら、全国的な統一を行うか、対象となる届出を選定するなどの対応が必要である。一部の都道府県等のみ変更の届出が必要な場合、該当する都道府県等のみに変更の届出が提出されるよう仕組みを整備する必要がある。各自治体で独自にシステム運用をしている場合があるので、各自治体の状況も鑑みたくて本制度改正を行う必要がある。	デジタル庁、環境省	○車両及び船舶の変更、取扱品目の一部廃止、都道府県内廃掃法政令市における積替保管許可取得又は廃止、政令使用人の変更以外の項目については、全国で共通の内容となるため、一括手続に適していると考えられる。 ○同じ内容の届出を自治体ごとに個別で提出する必要があり、他自治体で提出されていても、同じ内容の届出を提出するよう指示しており、事業者から申請の簡略化を求められる場合もある。 ○提案と同様の内容を求めるが、添付書類等については個々の自治体で柔軟な運用ができる機能を持ったシステムが良いと考える。 ○当県本庁における令和5年度の産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出の受付実績は、2,800件以上となっており、役員の変更や車両に係る変更届出に関しては、ワンストップ化による事業者負担の軽減は一定の効果が見込まれ、また、当県においては事務負担の軽減が想定される。	
50	50	茨木市	札幌市、函館市、旭川市、八戸市、花巻市、郡山市、いわき市、上田市、豊橋市、竜岡市、秋田市、愛媛県、西宮市、朝来市、東温市、大牟田市、熊本県、鹿児島市	○	転入届等の署名について「書かないワンストップ窓口」システムを導入することによることを可能とすること	転入届を受け付ける窓口「書かないワンストップ窓口」システムを導入する際、法令等で求められる届出者の署名について、当該システム上での電子ペンによる署名など電子サインによることを認めること。	住民基本台帳法第22条第1項に基づく転入届は、同法第27条により書面で行うことが義務付けられており、住民基本台帳法施行令第20条により、当該届出の任に当たっている者の署名が義務付けられている。また、転入届は、住民基本台帳法施行規則第52条第1項により、「対面により本人確認をする必要がある場合」に該当するものとされており、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項によりオンラインで手続を完了させることができない。届出者の利便性向上の手法として「書かないワンストップ窓口」システムの導入がデジタル庁により推奨されているが、当該システムを導入して届出者による手書き箇所を削減したとしても、現行では、書面への署名義務付け規定のために、システムから届出書様式を紙で出力し、届出者に手書きで署名を求める必要がある。「書かないワンストップ窓口」システムは、届出者の利便性向上に加えてペーパーレス化の目的もあると考えるが、転入届の手続については、書面への署名が必要であるために、ペーパーレス化が実現できない状況にある。なお、その他住民基本台帳法第四章及び第四章の三に定める各種届出においても、同様の状況である。	システム上での電子ペンでの署名が認められることで、届出を「書かないワンストップ窓口」システム上で完結させることができるようになり、行政のペーパーレス化に寄与する。	デジタル庁、総務省	○将来的により先進的な「書かない窓口」システムを導入する場合、支障となる可能性がある。 ○電子署名については問題が複数あると考えているが、「書かない窓口」という観点から、ペーパーレスなどによる署名だけでなく、マイナンバーカードの署名用電子証明書や窓口申請で利用できるようなことも検討していただきたい。 ○当市においても書かない窓口の実現を目指しているが、住民基本台帳法27条で住民異動届出を書面を行うことが規定されているため、手続をデジタルで完結できないことで紙ベースとデータの二重保管になるなど、効率的ではないため、改正の必要性があると考えられる。 ○署名以外はずべてデジタルでペーパーレスで手続ができるにも関わらず、最後に帳票を紙で出力し、署名をしていただく状況になっており、完全なデジタル化とは言えない運用となっている。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>第14条の2に規定する産業廃棄物処理業の変更の許可等に係る事務は法定受託事務であり、その提出書類の範囲、様式の決定等については各都道府県に委任されている。</p> <p>なお、産業廃棄物に係る行政手続については、デジタル庁がe-Govによる地方公共団体への申請・届出等について対応を進めていることを踏まえ、まず国の手続の一部についてシステム構築を行い、令和7年度中のサービス開始を目指している。地方公共団体向けの手続については、デジタル庁が進めるe-Govの地方公共団体対応に合わせ、検討していきたい。</p>	<p>産業廃棄物処理業の変更届出のうち①氏名又は名称、②役員、③車両の変更に関するものは、許可を付与している全自治体に對し行われ、かつ、規則第10条の10第2項で添付を求めている要領的資料(登記事項証明書等)によりその適正性が判断されるものであり、加えて②③に係るものは変更届出数に占める割合も高くシステム構築による事務負担軽減の効果が大きいことから、早期の実現のため、スケジュールを示したうえで検討を行っていただきたい。</p> <p>なお、それ以外の変更届出については、その内容に応じ各都道府県等によって添付書類が異なる場合があり、現時点で全ての変更届出に対応できるオンラインシステム等を構築するには課題が多いが、令和5年6月1日規制改革推進会議(ローカルルール見直しに係る基本的考え方)において様式の統一が求められているところであり、オンラインシステム利用による事務負担軽減のため、可能な限り同一の添付書類となるよう、検討を行っていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 全国知事会地方分権推進特別委員会において、令和5年度に全都道府県を対象に実施したアンケート調査結果によると、「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」は全国的に課題意識が強い分野であり、本提案に係る事務は、「国が一括処理したほうが効率的な事務」に該当すると考えられる。 地方公共団体の業務負担の軽減、ひいては住民へのサービスの向上が図られるよう、提案の確実な実現を求める。</p>
<p>他制度の届出や申請において電子ペンによるサインを署名として認めているかどうかの現状を把握した上で、住民基本台帳法に基づく届出について、電子ペンによるサインを署名として認めることが可能かどうか検討を行う。</p>	<p>令和6年4月24日付けで改定された「自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画【第3.0版】」では、「自治体フロントヤード改革の推進」が「自治体DXの重点取組事項」に掲げられている。さらに、同年6月21日付けで閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、重点課題に対応するための重点的な取組として、引越し手続について、「引き続き、国民の利便性向上及び市区町村での業務効率化に向け必要な取組を行う」こととされており、本件は紙の使用を削減し効率化に資する提案であることから、関係府省におかれては本件をデジタル化推進のリーディング・ケースとしていただく視点で早期にご検討いただき、地方自治体にご見解を示されたい。</p>		



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
51	51	中核市市長会	札幌市、八戸市、花巻市、那珂市、白河市、相模原市、上田市、名古屋市、豊橋市、愛知県、愛知県、西宮市、安来市、東温市、南国市、大牟田市、熊本県、特別区長会	○	住民票の写し等の各種証明書の電子的な交付を可能とすること	住民票の写し等の各種証明書について、住民の利便性の向上、行政の効率化等の観点から、電子的な交付が可能となるよう、関係法令の規定を整備すること。	住民票の写し等の各種証明書については、住民基本台帳法等の法令において、書類として規定されていること等の理由で、住民への交付手段が紙のみとなっている。中核市のうち、年間約50万通の証明書を窓口で発行している市がある。今後の行財政を維持する上で、証明書の発行件数を減少させることは不可欠であり、コンビニ交付の活用を進めているところであるが、窓口での証明書発行件数は依然として高い水準にある。また、郵送での交付の場合、郵便料金は住民負担としており、今秋に予定されている郵便料金値上げにより住民の負担増が避けられない状況となっている。こうした観点から、各種証明書の電子的な交付は不可欠であると考慮しており、真正性やセキュリティの担保も含めて関係府省において適切な措置を講じていただきたい。	【住民の利便性向上】 ・窓口やコンビニに出向かず、各種証明書を容易に入手することが可能となる。 ・郵送の場合に生じる申請から受領までのタイムラグを小さくすることが可能となる。 ・今秋に予定されている郵便料金値上げによる住民負担の増を回避することができる。 【行政の効率化】 ・窓口での証明書発行業務や郵便申請における各種証明書の印刷・封入、定額小為替の集計等の作業に係る負担が軽減される。 【社会全体のデジタル化】 ・各種証明書が紙で発行されることがデジタル完結のポルテックとなっていることから、電子的な交付が実現することで社会全体の更なるデジタル化が進む。	デジタル庁、総務省	○【住民の利便性向上】 郵送の場合に生じる定額小為替の購入手数料の値上げ(平成19年10月に10円→100円、令和4年1月に100円→200円)による住民負担の増を回避することができる。 【行政の効率化】 郵便申請における定額小為替の両替の負担軽減 ○当市では窓口(委託先含む)、マイナンバーカードを使ってのコンビニ交付が主な証明発行窓口であるが、いずれも利用時間が限られていること、窓口に出向く必要があることから仕事のため時間の都合がつかない、高齢者で窓口に行くことが難しいといった相談があり委任状による案内や郵送の案内をしている。電子的な証明の交付が可能となればそうした対応にかかる事務を削減でき、住民側も利便性が大きく改善されると考える。 ○当市では、コンビニ交付も含め約90,000件超の住民票の写し等の証明書を発行している。マイナンバーカードを利用し、コンビニ交付も可能であるが、窓口での発行件数も依然として多い。また、郵送での交付の場合、今後に予定されている郵便料金の値上げ等により請求者の負担は増加する。以上ことから各種証明書の電子的な交付は事務の効率化を図るためにも必要である。 ○住民票の写し等の各種証明書については、住民基本台帳法等の法令において、書類として規定されていること等の理由で、住民への交付手段が紙のみとなっているが、コンビニ交付は一定利便性は向上しているものの、未だ窓口や郵送での証明書交付でしか対応できないものも多く、行政、市民双方に負担がある。各種証明書の電子的な交付は不可欠であると考える。	
52	52	奈良県、福島県、栃木県	旭川市、宮城県、神奈川県、川崎市、富山県、長野県、浜松市、名古屋市、滋賀県、愛知県、兵庫県、岡山県、徳島県、熊本県	○	産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システムに関して、都道府県知事、指定都市の長及び中核市の長への申請等の手続のうち、申請に限らず、審査についても、オンライン完結を可能とするため、当該システムでの照会を可能とすること	環境省が構築する産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システムに関して、都道府県知事、指定都市の長及び中核市の長への申請等の手続のうち、申請に限らず、審査についても、オンライン完結を可能とするため、当該システムと連携する資格照会に係るシステムの構築を求める。	当県では、産業廃棄物収集運搬業及び処分業に係る申請・届出を年間約2,700件受け付けている。審査における資格照会では、公印を押した紙の照会文書を関係機関(市町村、検察庁等)に送り、紙で回答を受け取っているが、回答までに1か月程度を要することもある。産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システムについては令和6年度に構築される予定であるが、都道府県知事及び市長への申請等に係る手続のうち時間を要する資格照会がオンライン化されないと、迅速な許可証の発行には繋がりにくいものと考えられる。資格照会に関しては、産業廃棄物収集運搬業及び処分業に係る申請・届出に関する審査手続以外の行政手続に係る審査手続(宅地建物取引業の許可)においても行われており、これらの手続についても全般的に効率化する必要があると考えられる。	申請者への許可証交付の迅速化が図られる。また、許可申請書類及び変更届への添付が義務付けられている登記事項証明書や住民票の写し等についても、資格照会のオンライン化が実現された場合には、申請者がこれらの書類を用意する必要がなくなるため、申請者利便性の向上が期待される。	警察庁、総務省、法務省、環境省	○当県においては警察本部照会、検察庁照会、市区町村照会の合計が令和5年度で20,000件を超えており、資格照会のオンライン化により申請者への許可証交付の迅速化が図られ、申請者の利便性の向上が期待される。 ○許可を出している自治体ごとに、警察、検察、自治体あて資格照会を行っており、当市の場合には対象者ごとに、照会依頼を作成し各機関及び各自治体あてに郵送している(多い場合は月40件程度)。現在、添付されている住民票等の書類と照会し確認した上で、各照会依頼文作成から発送作業まで短時間で実施しており、多くの手間がかかっている。また、産廃収集業と産廃処分業をもつ同事業者で産廃収集が当該月の照会対象、その翌月が産廃処分業の照会対象となった場合同様の照会事務を行うこととなり事務負担となっている。○当県では、収集運搬業及び処分業に係る申請・届出に基づく資格照会文書を年間2,500件程度送付しており、照会手続き等のオンライン化が必要と考える。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>住民票の写し等については、主に住民票記載の4情報(氏名、性別、生年月日、住所)が必要な公的機関や民間企業に提出するために、取得しているものと考えられるが、4情報については、公的機関については住民基本台帳ネットワークシステムの利用により、民間企業についてはマイナンバーカードの利用により、取得が可能となっているため、これらの利用拡大を行うことにより、住民票の写し等の交付件数を削減することが可能と考えられる。</p>	<p>第1次回答には、「住民基本台帳ネットワークシステム…マイナンバーカード…の利用拡大を行うことにより、住民票の写し等の交付件数を削減することが可能」とあるが、住民基本台帳ネットワークシステムの利用が可能な事務は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の別表第2の下欄及び別表第4の下欄に規定されたものだけであり、利用場面が限定的であることに加え、犯罪収益移転防止法(平成19年法律第22号)に基づく本人確認においてマイナンバーカードを利用している民間企業でも、その他の手続では住民票の写し等(世帯構成員に関する情報を含む。)を求めている例があるなど、現行法令の下で住民基本台帳ネットワークシステムやマイナンバーカードの利用拡大に係る策を講じたところで、住民票の写し等の交付件数の削減効果は限定的であると考えられる。</p> <p>本提案は、こうした課題を抜本的に解消する観点から、住民票の写し等の各種証明書の電子的な交付が可能となるよう所要の制度整備等を求めるものであるが、第1次回答には電子的な交付に関する具体的な見解等が全く記載されていない。交付件数が比較的多い公的証明書の中でも、戸籍謄本等や各種税証明については電子的な交付が一部可能となるよう法令上も措置されている一方で、住民票の写し等が措置されていないのはいかなる根拠や理由によるものなのかについて説明いただくことは本提案に関する議論を行う上での前提であり、そうした説明を欠いた今回の回答は当会として到底納得のできるものではなく、畢竟、住民票の写し等の各種証明書の電子的な交付を求め続けるほかない。</p>		
<p>【警察庁】 各都道府県警察においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第23条の3の規定に基づき、都道府県知事等との間で法第14条第5項第2号の欠格事由に係る意見聴取及び意見陳述(以下「意見聴取等」という。)を文書により行っているところ、法には意見聴取等の方法について定めがないことから、現行規定においても意見聴取等のオンライン化(ここではオンライン化とは、意見聴取等に必要となる文書を電子メール等で送受信する方法を想定)は対応可能であると判断されるが、オンライン化については、当該システムを所管する省庁が検討するものと承知している。</p> <p>他方、意見聴取等の対象となる暴力団情報については、極めて機微な個人情報であり、意見聴取等のオンライン化に当たっては、不正アクセスによる情報漏洩等を念頭にいた情報セキュリティ対策に万全を期す必要があるため、意見聴取を行う都道府県等と意見陳述を行う都道府県警察との間で強固なセキュリティの担保が必要不可欠であると考えられる。なお、意見聴取に当たっては、各都道府県警察において、警察庁情報管理システムによる暴力団情報管理業務によって、暴力団員等該当事業の登録状況を確認した上で、当該登録内容が欠格事由に該当するかどうかについて、必要な補充調査を行うなどしていることから、オンライン化により、回答の迅速化が図られるとは限らないことに留意する必要がある。</p> <p>【総務省】 住民基本台帳ネットワークシステムにより住民票記載の4情報(氏名、性別、生年月日、住所)の取得も可能であるところ、地方公共団体における廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可等の事務については、これらの4情報を取得することにより住民票の写し等の添付を省略することが可能な場合もあることから、住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能な機関に対し、住民基本台帳ネットワークシステムの利用について通知を行う。</p> <p>【法務省】 検察庁で取り扱う情報は、個人情報の中でも極めて機微性の高い要配慮個人情報(犯罪の経歴)であり、関係システムをオンプレミス環境に構築するなど厳格な情報セキュリティ対策を講じた上で運用を行っているところ、現在の検察庁のシステムにおいては、外部機関との間で犯罪情報の照会回答を行う機能を有しておらず、仮に、照会手続等について、API連携等によりオンラインで行うこととする場合、対向するシステムについても、オンプレミス環境でのシステム構築や閉域の回線の利用といった同様の情報セキュリティ対策が講じられる必要があるため、システム間での直接の連携を行うことは困難であり、慎重な検討が必要である。</p> <p>他方で、検察庁と市区町村との間で文書のやりとりを郵送に代えてオンラインで行うことを可能にし、その事務を合理化する方策としては、直接のシステム連携以外にも様々なものがあがり得ると考え、令和8年度に予定されている刑事手続のIT化を見据えて、相互の事務の合理化のために引き続き幅広く検討してまいりたい。</p> <p>【環境省】 暴力団情報や犯罪の経歴といった要配慮個人情報情報は極めて機微な個人情報であり、警察庁や検察庁で厳格に管理されているところ、当該情報を採ったシステムで取り扱うことは、情報漏洩等、セキュリティ上の脅威を高めることとなるため、適切ではない。また、照会を行う各自治体においても、情報漏洩等の絶無のため、徹底した不正照会防止対策や、高度なセキュリティ対策が施された端末・環境の整備が必要であり、欠格照会システムの構築及び連携は慎重な検討が必要である。なお、暴力団情報や犯罪歴については、環境省にて回答するものではないことから、環境省がこれらの情報を保持することはない。</p>	<p>現在、当県においては年間約2,700件の申請・届出を受け付けており、各申請・届出に対して役員の人数分の欠格照会を紙文書により実施している状況である。</p> <p>犯罪等の要配慮個人情報については極めて機微な個人情報であり、オンラインでの運用は慎重な検討が必要であるところ、紙文書での照会について、例えば、(1)現在環境省において検討されている産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システム上での欠格照会を可能とする(2)電子メール等での運用を可能とするため、様式への押印を廃止するなど、刑事手続きのIT化の検討と併せて、欠格照会のオンライン化(紙文書の廃止)に係る検討を求め、(1)及び(2)については、セキュリティの観点から、照会のみオンライン化し、機微性の高い情報を含む返答は紙文書で取り扱うなどの工夫も可能であると考えている。</p> <p>なお、平成18年3月15日付け環廃産060315004通知「産業廃棄物処理業の許可を受けようとする法人、外国人、外国法人に係る刑事事件確定記録の閲覧申請等に対する協力要請について」において、押印のある様式が示されているところ、本県においても基本的には当該様式に従って関係機関に対して照会を行っている。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル機器の統一・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求め、</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
53	53	別府市	札幌市、函館市、川崎市、浜松市、名古屋市、熊本市、鹿児島市	○	住居表示事務に係る法務局からの情報についてオンラインで提供を受けることを可能とすること	市町村が実施する住居表示に係る事務について、住居表示に関する法律第11条に定める国機関等の協力に基づき、事務の実施に必要な情報の提供を法務局に求めた際、オンラインにより提供を受けることを可能とすることを求める。	当市では住居表示に関する法律(昭和三十三年法律第百十九号)に基づき住居表示事務を実施している。住居表示の変更等があった場合には、市は、法務局から公園や登記事項要約書の提供を受け、公園の修正並びに、登記事項の書き換え申請を行わなければならない。この際、法務局から提供される各種資料は、すべて紙媒体であるため、市において事務を行う場合には、紙資料の電子データへの落とし込みや、点検等に膨大な作業時間を要している。一方で、同様の作業を要する「地籍調査」においては、法務局から当市に各種資料が電子データで提供されるため、この作業時間は、住居表示に対して軽微なものとなっている。つまりは、業務の軽減化・効率化、また作業期間の短縮による住民サービスの向上のため、住居表示に係る事務について、法務局から市に対する資料提供の方法について、電子データ等への見直しを求めるもの。	公園や登記事項要約書が電子データで提供されることにより、公園の修正や登記事項の書き換え申請等にかかる時間や事務負担が大幅に軽減される。	総務省、法務省	○住居表示に係る事務について法務局に請求する公園や登記事項要約書などの資料が紙媒体で提供されることにより、その後の事務処理の際に、紙資料を個別に確認することで膨大な時間を要すほか、手作業で電子データへ転記することによる事務処理ミスが懸念される。○住居表示に係る事務については、業務の軽減化・効率化のため、住居表示に係る事務について、法務局からの電子媒体による資料提供及びオンライン化を検討していただきたい。○住居表示のみならず、地方自治法第260条に基づく市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更する際にも分合筆等による土地の変化について、法務局に目録の出力を依頼し、確認しているが、こちらも紙媒体での提供となっており、変更前後の確認に膨大な時間を要する。Excel等データで提供されることで照合作業時間が大幅に低減される。	
54	54	指定都市市長会、宮城県、角田市、宮城県後期高齢者医療広域連合	札幌市、旭川市、花巻市、いわき市、白河市、茨城県、柏市、上田市、名古屋市長会、豊橋市、亀岡市、大崎市、豊中市、豊屋川市、西宮市、安来市、東温市、高知県、大分市	○	住民基本台帳システム上の誤入力に伴うマイナンバーカードの失効による取消機能の追加等	市区町村の住民基本台帳システム上の誤入力により、マイナンバーカード等が自動失効となった場合に、地方公共団体情報システム機構が管理する個人番号カード管理システム及び公的個人認証システム上に、市区町村が自ら住民ネットワーク端末を操作する方法又は市区町村から当該機構に処理依頼する方法により「失効の取消」が「失効状態からの回復」の処理を可能とする機能を設けること。または、誤入力により失効となることが未然に防ぐため、システムの複層チェックが可能となるよう、住民基本台帳システムの機能改善を行うこと。	マイナンバーカードについては、本人の死亡時や国外転出時などには、各市区町村での住民異動情報の入力に連動し自動的に失効される仕組みが構築されており、その仕組みが不正利用防止等のセキュリティ対策ともなっている。しかしながら、当該自動失効機能には取消機能や回復機能が備わっていないため、市区町村における誤入力によりマイナンバーカードが自動失効された場合であっても、本人が所持し使用しているカードは使用できなくなるため、再度のカード発行申請手続きが必要になり、新しいカードが本人に届くまでは、本人がカードを使用できない状態となってしまう。市区町村では、このような事態を招かないよう、細心の注意で確認も行っているが、住民異動情報の入力を行っているところであるが、完全に防止できるものではなく、発生した場合は、本人に謝罪・説明を行い、理解を得たうえで、速やかな再発行手続きを行うことと対応している。また、最近、マイナンバーカードの普及が進んだことで、このような事態に至るケースも全国的に起きていることから、国からの住民基本台帳事務処理要領の一部改正について(令和5年11月8日付総務省自治行政局長通知)等も発出されているところである。現在、マイナンバーカードを日常的に利用する場合は想定されていないが、今後、保険証や免許証との一体化等の利用場が増大してきた場合、たとえアクセスだとしても、そのような事態を発生させた場合の本人の被害は大きいものとなり、マイナンバーカード制度に対する市民の信頼の失墜に繋がる恐れがあるため、誤りをカバーする仕組みの導入が必要と考える。	職員側の誤処理が発生した場合に、市民がマイナンバーカードに再申請を行う手順が発生している。また、確定申告やコンビニ交付による証明書取得等が新たなカードを取得するまでの期間に行えないため、市民生活に多大な影響を及ぼす可能性がある。	デジタル庁、総務省	○時間が経って発覚することも多く、今後カードの特急発行や、更新期間の延長なども必要であるため、当該事象についても検討していただきたい。○住民異動情報の入力時に細心の注意を払いながらも、ヒューマンエラーにより誤入力が生じており、それにより、再申請していたマイナンバーカードが自動失効となり、再申請を余儀なくされている。市区町村の誤りにより、市民が再申請、再受取の労力、時間を強いることになっている。○当市の場合、住民異動とマイナンバーカードが違窓口で行われており、住民異動の誤入力が発生していたが、マイナンバーカードの窓口に来られずして退行してしまいう数か月後に判明した事例がある。当市の責任ではあるが、経緯の説明と、謝罪しかできず、結局は再交付申請となり非の無い市民にかなりの不便をかけることになった。そのため回復機能等の仕組みを導入する必要があると考える。	
55	55	指定都市市長会、福島県	花巻市、宮城県、ひたちなか市、高崎市、千葉県、標準化システムと川区、浜松市、名古屋市長会、小牧市、交野市、高知県、長崎市、熊本市、鹿儿島市長会	○	生活保護業務における年金改定時の収入認定変更業務における、年金改定に伴う収入認定変更業務に係る日本年金機構等とのデータ連携	生活保護業務における年金改定時の収入認定変更業務における、年金改定に伴う収入認定変更業務に係る日本年金機構等とのデータ連携可能な形式にする。	生活保護受給者の中で年金を受給している者については、例年6月の年金改定時期に収入認定額の変更処理を行う必要がある。現状では、その都度受給者本人より年金改定額通知書提出させ、現業員が収入認定の変更処理を行っているところである。また、マイナンバーに基づく年金額情報の一括照会を行う場合においても、日本年金機構等から取得したデータを、その改定生活保護システムに取り込みをすることができず、データ加工する必要があることから、現状で収入認定変更業務に効率的に活用できていない。現行の標準化仕様書においても、条件設定等のデータ加工が必要となっており、標準化システムで年金機構から提供されるデータは連携できないものとなっている。	被保護者の年金額改定に伴う変更処理は、日本年金機構等との情報連携で6月に年金約26,000件、12月に年金給付金約16,000件の年金額改定に向けた作業、調査、金額改定作業をそれぞれ2か月間の間にこなすこととなる。この変更処理を簡便化することにより、現場の現業員の事務負担軽減につながる。	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	○生活保護受給者の中で年金を受給している者については、例年6月の年金改定時期に収入認定額の変更処理を行う必要がある。現状では、その都度受給者本人より年金改定額通知書提出させ、現業員が収入認定の変更処理を行っている状況は一概に異なるとは言えない。○当市においても、被保護者の年金及び年金給付金の金額改定に伴う生活保護変更決定処理を6月と12月に行っている。しかし、マイナンバーに基づく年金額情報の一括照会により、日本年金機構等から取得したデータが複雑かつ情報量が多いもので、これを担当者が扱いやすい形式に毎回手作業で変えており、事務負担も大きい。この処理を簡便化することにより、担当者の事務負担軽減につながる。○年金改定による収入認定額の変更処理については、改定後の年金受給額を対象者からの申告及びマイナンバーに基づく照会にて把握し、受給額を生活保護システムに入力する必要があるが、対象者は数百名に及んでおり、現業員の事務負担が増加していることから、事務の簡素化が求められる。○被保護世帯のなかには年金改定額通知書を紛失や処分してしまうなど、収入認定の変更処理を行うための申請資料の回収に現業員は膨大な時間と労力を費やしている状況である。○当市でも、同様の状況のため、各種年金および年金生活者支援給付金の認定替処理を簡便化することで、現場の現業員の事務負担軽減につながる。○受給者の中には、施設入所中、障害等の理由で年金額改定通知書の速やかな提出が難しい者が多くいる。そのため、年金額改定通知書の提出を省略できれば、受給者の負担の軽減になる。○現状として、日本年金機構等から取得したデータを生活保護システムに取り込むことができないため、各ワーカーがデータを加工して対応している。提案の実現により、ワーカーの事務負担軽減やワーカーの転記漏れ防止などのメリットがあると考えられる。また、課題として、機能の追加によるシステム費用の増加が想定される。なお、当市では、令和6年3月31日現在、生保世帯数は1,779世帯、2,123名、うち、高齢者世帯は396世帯、1,019名である。○年金改定の時期には改定通知書の收受、認定替えの処理など職員の仕事負担が増大します。軽減を図る意味で積極的にゲートウェイの活用を促してはいますが基本は被保護者からの届出の義務となることから一定期間催発します。これに優先し日本年金機構からのデータと標準化システムとの連携、互換性が可能であれば相当の事務軽減になるとは間違いないと考えます。○当県も提案自治体と同様の状況である。生活保護システム標準化で、年金額の変更反映が対応されれば、事務負担が軽減され、処理日数の削減が見込まれる。○現状として、マイナンバーの情報連携によりほぼ全ての被保護者の年金情報について照会し、生保システムに手入力している。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>現在、一定の法令上の根拠に基づき、その権限を有する地方自治体を含む官公署から依頼があった場合において、その使用目的が当該法令の趣旨に照らして相当なものであると認められるときは、登録情報及び居住地情報の電子データをオンラインにより提供することができる取扱いとなっていますので、その利用を御検討ください。</p>	<p>住居表示を行った場合、実施主体である当市は、登録事項の書き換え申請を法務局に行わなければならないが、申請の際には①旧新地籍対照表及び②集積率図を添付している。これらを作成する元データ(③登録事項要約書及び④原字図)については、法務局から提供いただいているところだが、提供方法については、現在紙ベースのみであり、この状態では、法務局へ提出する形に整えるまで、多大な手間と時間を要している。これまで、法務局に対し、電子データをオンラインで提供いただくよう依頼してきたが、法令上の根拠(住居表示に関する法律第11条「国及び都道府県の機関並びに公共的団体は、住居表示の実施が円滑に行われるよう市町村に協力しなければならない。」)において、具体的な記載がないため、この根拠のみでは、電子データをオンライン提供することはできないとのことであった。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)においては、「デジタル完結の基盤を整えるとともに、行政関連手続において紙や訪問・対面等が介在する余地をなくし、無駄・不便を徹底して除去していく。」(P1015、重点課題に対応するための重点的な取組み)との記載があり、国全体でデジタル化による業務の効率化を進めていくことが示されている。本業務においては、電子データをオンラインで提供可能とすることで、作業の効率化及び転記ミスの減少など大幅な業務改善につながるものだと考える。ついで、お示しの取扱いについて、電子データをオンラインで提供することが可能であるならば、どのような手続きをすればよいかについて具体的にご教示頂きたい。また、全国の自治体及び法務局にもその旨(提供可能の旨)を文書にて周知頂きたい。</p>		
<p>住民基本台帳システムの誤入力に伴うマイナンバーカードの失効に係る取り消し機能の追加等については、次期マイナンバーカードに係るシステム構築の中で検討してまいりたい。また、住民基本台帳システム上の誤入力等により本人の責に因らずマイナンバーカードが失効してしまった住民については、特急発行の対象とすることも含めて当該住民の不利益を最小限にする方向で検討してまいりたい。</p>	<p>本提案については、誤入力の発生を前提としたシステムの機能設計がされていないことに起因するものであるが、急速に進んだマイナンバーカードの普及によって、より顕在化したものと思料される。今後、健康保険証や運転免許証との一体化を考慮した場合、特急発行の対象とすることもだけでは本人の手続き負担は解消されないことから、速やかなシステム改修対応もしくは、J-LISへの失効状態の取消/回復の処理依頼による対応が望ましい。本提案の実現は、マイナンバー制度への住民の信頼に関係するものであることから、積極的に検討を進めていただき、早期の実現をお願いしたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求めます。</p>
<p>標準化された生活保護システムに、情報連携にて取得した当該受給者の年金に関する情報を連携できるようにすることについては、生活保護システムと地方公共団体における統合宛名システム及び情報連携ネットワークシステム間の連携について整理する必要がある。特に、現状、提案のように、情報提供ネットワークシステムを経由して提供された情報について、生活保護システムへの反映にあたって、加工せず直接取り込むことを想定した仕様とはなっていない中で、これら複数のネットワークやシステム間連携について、誤りやトラブルなく情報を取り込むことができるようには、技術的に検討を要する点が多い。現状、生活保護システムの標準仕様書において、情報連携で得た情報を取り込むような仕様となっていないため、他のシステムやネットワークとの連携を行うための接続部分まで確定させることは難しく、現時点で提案内容を実現することは困難と考えている。なお、情報提供ネットワークシステムを通じて提供された年金情報を受取認定等に使用する際の具体的な情報項目の使い分けも、マイナンバー情報連携による情報照会活用の具体的な方法について、令和6年4月20日の事務連絡「生活保護業務におけるマイナンバー情報照会活用促進マニュアル」の共有及び活用依頼について」によりお示ししているところであり、情報連携を活用した業務効率化を引き続き推進してまいりたい。</p>	<p>【名古屋市】 現行、技術的な課題が多いことは認識しているが、システムに手入力しているため、ケースワーカーの負担は大きく、事務処理量も膨大なものとなっている。また一部の福祉事務所には偏った話ではなく、全国の福祉事務所にかかる提案である。全国的に生活保護システムの標準化を進めるなかで、年金事務所システムおよび生活保護システムの仕様について統一する絶好の機会であり、生活保護システムにおいて情報連携で得た年金データを取り込む機能や取り込んだ年金額を毎月収入に自動で割り振る機能を付与する等、手入力作業を省力化できるよう、標準仕様書を変更し、反映させるべき事項である。この機を逃すと、双方の接続部分の大幅な改修の機会が当面訪れず、ケースワーカーの事務負担の解消の実現は困難になると考える。今後の生活保護行政を担い、支えるケースワーカーのためにも、積極的に検討していただきたい。また、技術的検討を進めたい際には、デジタル庁やシステムベンダからのヒアリングを実施し、実現可能性について具体的に検討いただきたい。</p>	<p>【名古屋市長会】 【特別区長会】 【現況、生活保護システムの標準仕様書において、情報連携で得た情報を取り込むような仕様となっていない】とあるが、そもそも国が情報連携ネットワークシステムを利用して情報を取得するよう自治体に働きかけているにもかかわらず、生活保護システム標準仕様書に年金に関する情報を取り込み可能とする仕様を盛り込めないことが問題であると考えられる。今回の改版時まで「技術的に検討を要する」課題を整理した上で、生活保護システム標準仕様書に年金に関する情報を取り込み可能とする仕様を標準仕様書に反映すべきである。</p>	<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求めます。 【全国市長会】 国が情報連携ネットワークシステムを利用して情報を取得するよう自治体に働きかけているにもかかわらず、生活保護システム標準仕様書に年金に関する情報を取り込み可能とする仕様を盛り込んでいないことが問題であるという意見が寄せられている。</p>



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
56-1	56	指定都市市長会、福島県	花巻市、宮城県、ひたちなか市、高崎市、千葉市、茨城県、荒川区、新発田市、浜松市、名古屋市中区、小牧市、交野市、兵庫県、高知県、熊本県、鹿児島市、特別区長会	○	生活保護制度における資産調査の方式を一括で照会できる方式を整え、電子データによる調査を可能とすること等	生活保護法第29条に基づき資産調査の方式について、すべての銀行口座を一括で照会できる方式を整え、電子データによる調査を可能とすること等	生活保護の決定・実施・徴収等のため、資産調査が認められており、新規での申請時においては、本人の申し出に基づき直近の生活費も含め、利用可能性のある金融機関等に個別に照会を実施している。この照会は年間約7,000件程度あり、「銀行当たり、発送から回答帰着、精査まで約1か月以内〜数か月を要している。その間も日々要調査事案は発生するため、同時進行で行う調査を管理する必要がある。また、照会及び回答についてはすべて紙による形式であり、回答側の銀行の負担は高く、有料化が進んでいる状況にある。また回答受領後の精査についても各実施機関で、取引履歴等を目録で確認し、資産調査を実施する必要がある。Web銀行等多様化していく中で、調査の限界があり、照会対象となった銀行口座の保有の可能性もあり、個人の資産調査が労力の割に不完全な調査となっている。	調査を行う自治体職員と照会を受ける金融機関の事務負担軽減につながる。	金融庁、厚生労働省	○生活保護制度が法定受託事務であり、本内容については国が統一の制度を作るべき主旨に賛同する。 ○生活保護申請者、受給者への資産調査について、調査先の選定、調査用紙の発行、郵送、回答結果の確報による事務負担が大きいことから、一括照会、電子データでの照会、回答受理等による事務の簡素化が求められる。 ○調査期間で1か月程度要する場合もあり保護の決定に時間を要する状況もある。また回答するの銀行の負担も大きいことから、有料化をする銀行もあり今後自治体の調査費用負担が増すことが想定される。 ○居住履歴などを参考に調査対象金融機関を選定しているが、現状は居住地に関係なく、金融機関に口座開設が可能な状態となっている。すべての金融機関口座を一括で照会できる方式が整備されれば、調査を行う自治体職員と照会を受ける金融機関の事務負担軽減につながるが、調査の不完全性は是正される。 ○他都市、他県からの転入し、間もない場合は個別に利用可能性の高い地方銀行等を個別に照会しているほか、ネット銀行の普及に伴い、正確な資産調査が行われていないと見られる。 ○生命保険の一部には電子照会できないと回答不可とする会社があることから、金融機関においても電子化の流れは進んでいるものと思われる。そのため、全国的に電子照会を行うことで、金融機関の事務負担軽減につながる。 ○法第29条に基づく金融機関への資産調査については、預貯金等照会システム(DAIS)を利用して行っている。紙による照会に比べて事務負担の軽減を図れているが、DAISで照会できない金融機関もあるため、将来的にすべての銀行口座を一括で照会できる仕組みとなれば、事務負担がより軽減されるとともに、調査の精度が高まることとなる。 ○法第29条により、銀行口座の調査を行う場合、近隣や対象者の前住所地の代表的な金融機関など、預金口座がある可能性が高い金融機関へ調査を行うことで、調査が完全でないこともない。また、調査結果の作成及び封緘郵送に数日を要することもあり、事務の負担となっている。 ○令和6年度から既に電子照会システムを導入している。これまでの郵送による照会から順次移行していく考えである。自治体側、金融機関双方にメリットがあり事務軽減につながるものとする。 ○全国共通で照会・回答が行えるシステム構築が行えると、金融機関、自治体双方において、効率的に照会事務が行え、保護の新規開始決定の事務処理日数の削減が図れる。	
56-2	79	仙台市、札幌市、岩手県、宮城県、角田市、多賀城市、川谷市、山形県、福島県、さいたま市、千葉市、茨城県、相模原市、高知県、熊本県、鹿児島市、特別区長会	花巻市、ひたちなか市、高崎市、千葉市、茨城県、荒川区、新発田市、豊橋市、半田市、刈谷市、茨城県、茨城県、相模原市、高知県、熊本県、鹿児島市、特別区長会	○	生活保護法(以下、法)第29条に基づく資産調査(以下、本調査)に係る預貯金照会システムの構築等	生活保護法(以下、法)第29条に基づく資産調査(以下、本調査)については、適切な円滑な調査を実施するため、以下の措置を講ずることを求める。 ○本調査に係る銀行等の金融機関からの報告を義務付ける又は、協力を要請する明確な規定を設けるとともに、用紙代及び照会手数料の負担先を明示した通知を発出すること。 ○マイナンバーを活用するといった全国共通の預貯金照会システム(以下、システム)を構築する等、本調査に係る行政の効率化を図るための仕組みづくりを行うこと。	【現行制度について】 生活保護は、法第4条に規定する「保護の補正性原理」に基づき行われるものであり、本調査は、生活保護の申請者や受給者等の規定要件を満たしているかどうかを確認することを主たる目的として実施している。 法第29条第1項においては、「官公署、日本年金機構若しくは(略)共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる旨規定されているが、同条第2項において、「官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、(略)保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあったときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする」との規定がある一方で、「銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人」からの報告については規定がない。 また、本調査に要する費用については、返信用封筒(切手貼付)代が福祉事務所の負担とする旨の通知が発出されている一方で、回答に要する用紙代や手数料の負担先に係る通知が発出されていないため、自治体ごとの対応にばらつきが生じている。 【支障事例】 本調査は調査票を紙で出力し、銀行や生命保険会社等へ送付することで報告を得るものであるが、昨今、銀行への本調査を行うにあたり、報告の条件として、用紙代・手数料の請求又はシステムの導入を要求され、要求を満たすことが出来ない場合は報告を拒否するという事例が増加しており、適切な資産把握に支障をきたしている状況である。 システムについては数社から既に市販されているが、そのいずれについても、登録先銀行について全銀行が網羅されていない、銀行と並び主要な調査先である生命保険会社の登録がほほない等、調査の実効性・費用対効果が高いとは言えず、本市においては、これまでに導入を検討したことはあるものの、見送った経緯がある。	本調査が、金融機関等との間で円滑に実施可能となり、法第4条に規定する「保護の補正性原理」の観点から、制度のより一層の適正化が図られることとなる。 また、マイナンバーを活用するといった全国共通のシステムを構築する等の仕組みができることで、自治体及び金融機関等双方の事務負担が軽減されるほか、短期間での調査が可能となり、迅速な資産把握が図られる。	金融庁、デジタル庁、厚生労働省	○生活保護制度が法定受託事務であり、本内容については国が統一の制度を作るべき主旨に賛同する。 ○本市においても、以下の観点から改善の必要性があると考えられる。 ・旧来型通帳の発行手数料等が発生する金融機関の増加に伴い、いわゆるWeb通帳を利用する要保護者が増加しており、これらの者から通帳の記載内容(取引履歴)の記入と提出させることが難しくなっている。 ・年1回、被保護者に資産申告を求め際に預貯金照会の記入と保証資料として通帳の提出を求めている。その際に、ATMの統合や被保護者の体調不良等の理由により、長い期間にわたって通帳記入ができず、合算額が記載される場合がある。この場合に個別に預貯金照会を実施しているが、事務負担が大きい。また、被保護者について年1回の通帳の提出が負担となっており、預貯金照会システムが整備されることでこれらの負担軽減につながる。 ・資産や収入の未申告による不正受給対策として、迅速な資産収入状況の調査実施が求められる。 ○生活保護申請者、受給者への預貯金調査について、調査先の選定、調査用紙の発行、郵送、回答結果の確認等による事務負担が大きいことから、一括照会、電子データでの照会、回答受理等による事務の簡素化が求められる。 ○マイナンバーを活用した全国共通のシステムを構築できれば、自治体及び金融機関等双方の事務負担が軽減されるほか、短期間での調査が可能となり、迅速な資産把握が図られる。また、調査費用の縮減も期待できる。 ○本市でも同様の課題を抱えており、全国共通の照会システムが構築されれば、事務の効率化が図られる。 ○一部の地方銀行において、紙面での照会に間に合えない手数料を大幅に改定し、ウェブ照会を促すような状況がある。そのため、システムの導入を行ったものの、一部の金融機関のみでの使用であり、ウェブ照会と紙面での照会が混在している状況である。2通りの作業が必要となっており、職員の事務負担も大きく、また近年のネット銀行等の普及に伴い、正確な資産の調査を実施する必要性は強く感じる。 ○本市においても、調査料未払いにより回答を拒否されるなどし、保護の適切な決定実施に支障を来している。 ○本市では、預貯金等照会システム(DAIS)を利用し、管内における銀行等の金融機関等への調査はほぼ網羅できており、資産調査としての実効性が上がっている状況であるが、DAISを利用できない金融機関等への調査は回答用紙を封入したうえで行っている。金融機関への統一した形式を明示した通知やマイナンバーを活用した仕組みがあれば、より効果的になると思われる。なお、本市では、R5の生活保護申請件数259件、R5のDAIS利用件数3,863件となっている。 ○現在、第29条調査を行う際は、対象世帯員の転居・改姓の情報をマイナンバーに拠らずに戸籍調査によって収集し、銀行及び生命保険会社へ書面でも郵送して照会を行っている。そのため、迅速な調査ができず、調査が終了するまでに数か月を要する場合があります。資産の活用による保護世帯の自立の妨げの一員となっている。また、銀行により調査様式が違うこと、調査料金の有無があることなどが事務及び経費負担となっている。 ○銀行によっては高額な手数料を請求されることで必要最小限の調査に留め、調査を控える場合もある。銀行口座とマイナンバーとの紐づけは国の主導によりシステム構築されることを期待する。法第29条調査権において官公庁、日本年金機構は速やかに資料提供する義務がある反面、金融機関、保険会社へは協力を求めるという福祉事務所側のスタンスになっている。今後、報告に強制力を課した法改正が必要と考える。 ○当県も提案自治体と同様の状況が発生している。全国共通で照会・回答が行えるシステム構築が行えると、金融機関、自治体双方において、効率的に照会事務が行え、保護の新規開始決定の事務処理日数の削減が図られる。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>金融機関の預貯金調査については、現状において直ちに全国共通の照会システムを構築することは困難と考えている。現在、民間企業において、一部の金融機関の預貯金調査を電子化することができるサービスが提供されており、一部の自治体において当該サービスを利用している状況があると承知している。</p> <p>引き続き、当該サービスの活用状況や効果を把握することにより、電子化の推進を含め効果的・効率的な預貯金調査の実施について情報収集して参考にしてまいりたい。</p>	<p>金融機関に対する預貯金の照会システムの構築については、令和元年度より「金融機関×行政機関の情報連携検討会」において、取り組んできたものと承知している。また、デジタル庁がまとめた「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」においても、生活保護法第29条第1項に基づく要保護者等に関する資料提供等がオンライン化対象手続に位置づけられており、取り組むべき課題といえる。現状において直ちに全国共通の照会システムを構築することが困難であるということであれば、システム導入に向けた今後のスケジュールを示されたい。</p> <p>現在、民間の預貯金照会システムにおいて、加入行が徐々に増加しているとの話もあるが、複数の企業がそれぞれ行政向けサービスを提供しており、今後、同様のサービスを提供する企業が増加すると、全国共通のデータ連携システムの構築は困難になっていくことが予想される。また、生活保護システムの全国標準化も進められているところであり、今後のデータ連携を見据えて、全国共通の照会システムの構築を推進すべきである。今後、全国の標準準拠システムと預貯金照会システムの構築とを一連の流れのものとして捉え、総合的に段階的に取り組んでまいりたい。</p>	<p>【宮城県】 民間企業における金融機関の預貯金調査の電子化は、参加している金融機関が一部にとどまっており、当該サービスを利用する場合も、従来の調査方法と併用せざるを得ず、要保護者の情報入力工数が増加する等のデメリットもあり、実施機関の職員の負担軽減と保護の適正実施のため、国による一括照会・電子化の取り組みを進めていただきたい。</p> <p>【特別区長会】 令和元年に「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめ」が内閣官庁IT総合戦略室から示されて以降、「民間企業において、一部の金融機関の預貯金調査を電子化することができるサービスが提供されている状況にあるが、情報照会に対する金融機関側の独自ルールが多岐にわたっており、業務の効率化を妨げている。また、ゆうちょ銀行は2～3日で回答を得られるが、みずほ銀行では1次回答までに1か月を超え、そこから再度口座詳細情報を照会するため、最終的に調査が完了するまでに2か月を要する状況にある等、金融機関によって対応に大きな開きがある。国が照会システムを構築する必要はないが、現在運用されているサービスの問題点について、速やかに情報収集の上、効果的な改善が図られるよう、金融機関等に働きかけを行うべきであると考え。</p>	<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 金融機関において、預貯金調査の情報照会に係る独自ルールが多岐にわたっており、対応に大きな開きがあることから、効果的な改善が図られるよう、金融機関等に働きかけを行うべきであるとの意見が寄せられている。</p>
<p>金融機関の預貯金調査については、現状において直ちに全国共通の照会システムを構築することは困難と考えている。現在、民間企業において、一部の金融機関の預貯金調査を電子化することができるサービスが提供されており、一部の自治体において当該サービスを利用している状況があると承知している。</p> <p>引き続き、当該サービスの活用状況や効果を把握することにより、電子化の推進を含め効果的・効率的な預貯金調査の実施について今後の検討の参考としてまいりたい。</p> <p>また、生活保護法第29条に基づく預貯金調査について、金融機関に対する報告義務を設けることについては困難と考えているが、引き続き、金融機関及び関係団体に対して調査にご協力いただけるようお願いしてまいりたい。</p> <p>番号利用法に基づく情報提供ネットワークサービスを用いた情報連携については、原則として行政機関を利用機関と想定しているものであり、民間金融機関を含めることのできる形になっていないことから、上記預貯金調査の電子化と同様に直ちに照会を可能にすることは困難であると考えている。</p>	<p>金融機関に対する預貯金の照会システムの構築については、令和元年度より「金融機関×行政機関の情報連携検討会」において、取り組んできたものと承知している。また、デジタル庁がまとめた「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」においても、生活保護法第29条第1項に基づく要保護者等に関する資料提供等がオンライン化対象手続に位置づけられており、取り組むべき課題といえる。全国共通の照会システムの構築が直には困難であるということであれば、システムの導入に向けた今後のスケジュールを示されたい。全国各自治体は国からの委託を受けて生活保護制度の運営を行っており、その事務の一環として生活保護法第29条に基づく資産調査があるため、携わる職員一人一人の負担軽減や業務効率化を図る観点からも、システム導入を推進していただくようお願いする。</p> <p>また、金融機関等からの報告については、適切な生活保護制度を運営する上で欠かせないものであるため、報告義務の規定を設けないことによる回答拒否が行われないようにしていただきたい。金融機関等に対して調査に協力するようお願いいただけることなので、具体的な取組内容やスケジュールを示されたい。</p> <p>なお、調査に係る回答に際して、金融機関より請求される用紙代及び照会手数料の負担先に関する通知の発出について言及がない。全自治体が関係する話であるにも関わらず、その負担先が統一されていないことは、関係機関の混乱を招く恐れがあるため、行政機関と金融機関のどちらが負担すべき費用なのか整理するべきものだと考える。したがって、機関同士による個別に協議を行った上で負担先を決めるというような不明確なものではなく、全自治体の対応が統一となる通知の発出をお願いする。</p>	<p>【刈谷市】 回答に「現在、民間企業において、一部の金融機関の預貯金調査を電子化することができるサービス(中略)承知している。」と記載がありますが、こちらのサービスの利用には費用が発生いたします。</p> <p>国として、「全国共通の照会システムを構築することは困難と考えている。」という状況でしたら、代替案としてDX推進の観点からも、これらのサービスの利用に要する費用についての恒久的な国庫補助金の創設を検討いただきたいと思います。</p>	<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
57	57	指定都市市長会	柏市、墨田区、浜松市、名古屋市長会、山梨県、高知県、熊本市、鹿児島市	○	食品衛生申請等システムにおけるオンライン決済機能の実装	食品衛生申請等システムにオンライン決済機能の実装を求める。	3年前に食品衛生申請等システムの運用が始まり、電子で営業許可申請、営業届出等ができるようになったが、手数料決済機能が実装予定のまま未だ実装されていないため、事業者は手数料納付のために市の受付窓口に来庁しざるを得ない状況である。その煩雑さのため、窓口に来庁して支払いとともに紙で申請を済ませる事業者が圧倒的に多く、特に営業許可申請においては、電子申請の利用率が4%弱にとどまるなど、デジタル化が進まない障壁となっている。また、一部の自治体では独自の決済機能を併用しているが、独自決済システムにもアカウント登録等が必要となるため、事業者に負担を強いている。	—	申請する事業者の利便性向上と、窓口業務軽減に伴う自治体職員の負担軽減につながる。	デジタル庁、厚生労働省	○オンラインで申請完了後、手数料納付の為に窓口に来庁する必要があることは事業者にとって負担であるとともに、当団体としても窓口対応に相当の時間を割かなければならず、オンライン決済機能の実装が急務である。
58	58	指定都市市長会	旭川市、いわき市、静岡県、浜松市、名古屋市長会、豊橋市、滋賀県、和歌山県、鳥取県、佐世保市、熊本市、鹿児島市	○	大気汚染防止法第27条第2項に基づく通知の電子化等	大気汚染防止法第27条第2項に基づく経済産業省からの通知について電子化すること。その前提として、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法に基づく工事計画に係る届出を全てオンライン化すること。なお、その際には、当該届出前の事業者と中部近畿産業保安監督部近畿支部との打合せをオンラインでも可能とすること。	経済産業省が所管している電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法に基づく工事計画に係る届出については、事業者から同省へ書面での提出とされており、それに伴う大気汚染防止法第27条第2項に基づく同省から当市への通知は郵送で行われている。書面による通知が自治体におけるデジタル化の支障となっている。さらに、通知の添付書類に国土地理院の紙地図(規格580×440mm)があり、一度にスキャンすることが出来ないため事務負担が大きい。	工事計画に係る届出を行う近畿地域の事業者は、事前に必ず中部近畿産業保安監督部近畿支部にて対面の打合せを求められる。対面で確認すべき内容が多いから、というの理由だが、移動時間や交通費等のコスト負担が大きい。	申請する事業者の事務を簡素化、効率化することで、利便性向上と、通知を受領する自治体の業務負担軽減につながる。	経済産業省、環境省	○当市においても経済産業省からの通知は書面で行われており図面や地図などの資料が多く、保管場所に苦慮している。 ○経済産業省への工事計画届の提出から自治体への通知書の送付までに時間差があり、立入検査時、届出済の特定施設の把握に支障が生じている。通知書が電子化されることにより、工事届出後、より速やかな自治体への通知書の送付が可能になる。なお、水質汚濁防止法第23条第2項、ダイオキシン類特別措置法第35条第2項、騒音規制法第21条第2項、振動規制法第18条第2項にも同様の規定がある。 ○経済産業省からの通知については、書面による郵送の形で送られており、別途システムへの入力やスキャンする必要があるなど、デジタル化の課題の一つである。
59-1	59	指定都市市長会	旭川市、花巻市、浜松市、名古屋市長会、西宮市、高松市、熊本市	○	差戻し時の申請者修正機能などマイナポータルびったりサービスの利便性向上	以下の機能を付与するなど、マイナポータルの利便性向上を求める。 ・マイナンバーカード以外でのログイン機能 ・事業者向け手続の作成機能 ・申請書様式登録不要なフォーム作成機能 ・行政区(区役所)や消防署等特定の申請先を指定した申請 ・クレジットカード等のオンライン決済機能 ・四則演算や年齢等の計算機能 ・申請者への送信メール文言(申請完了等)編集機能 ・申請取下げ機能 ・差戻し時における申請内容修正機能 ・申請データをダウンロードや審査ステータス変更の一括処理 ・交付物発行 ・形式チェック、重複チェック ・ログイン時のマイナンバーカード読取回数を削減	マイナポータル(びったりサービス)について、次のとおり、機能が不足していることにより、自治体、利用者(市民)にとって使いにくいものとなっている。 ・マイナンバーカードでのログインに限られているため、マイナンバーカードを持っていない市民は利用できない。 ・自治体では事業者向けの手続も多いが対応できない(当市の電子申請システムでは事業者も1万ユーザあり)。 ・政令市では行政区単位で受領する申請も多く、本庁で受けたデータを行政区ごとに振り分ける手間が発生している。 ・手数料が必要な手続に対応できない。納付書などの発行が必要となり事務手間がかかる。 ・差戻しで申請者が修正できないため、申請者は最初から再申請する必要がある。 ・システムからデータを取り出して、基幹システムへのデータ取り込みや、複数申請を一つずつ審査するのではなく一括審査する場合もあるが、そのような場合に一括処理ができない。 ・交付物が発行できない場合は、電子での一気通貫処理ができない。結局紙発行というアナログが残ってしまう。 ・文字数チェック等ができないことによる不備が多い。	マイナポータルについて、カードを複数回かざす必要がある。通知機能についてログインしないと内容が確認できない等使い勝手が悪くない。	マイナポータルの充実により全国自治体が共通して利用するシステムになることで、自治体ごとの汎用的電子申請システムが不要となる。	デジタル庁	○紙申請を行った際には差戻し、修正を行う事例が多くあることから、今後はびったりサービス利用時においても、差戻しを行う事例が発生することが予想される。 ○びったりサービスの申請後に内容の修正ができず、修正が必要な場合は再度新規入力する必要があるため、利用者にとって不便である。 ○マイナポータル申請管理システムについては、申請ZIPファイルのファイル名が数字の羅列であるため、どの種類の申請か一目で分からず、内容確認に負担が生じている。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>第1回「地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会」(令和5年6月8日)において、eLTAXについては、「地方公共団体等の意見を聞きながら、具体化に向けた検討を進めるものとし、令和6年度上期に実地方針を決定し、当該実地方針に基づき所定の立法措置を講ずることを目指すこと、eLTAXや地方公共団体の公金システムの改修等を進め、標準準拠システムへの移行の目標時期にも留意して、遅くとも令和8年9月にはeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指すこととされている」ため、その検討状況も踏まえ、営業許可等に係る手数料のデジタル化に向けた必要な対応について検討する。</p>	<p>地方公共団体の公金収納のデジタル化に関しては、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」(令和5年10月6日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定)において「eLTAXや地方公共団体の公金システムの改修等を進め、標準準拠システムへの移行の目標時期が令和7年度末までとされていることにも留意し、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指す。」とされていること、立法措置としてeLTAXを活用した公金収納を可能とするために必要な規定を盛り込んだ「地方自治法の一部を改正する法律」(令和6年法律第65号)が公布されたことについては承知している。</p> <p>第1次回答において、「営業許可等に係る手数料のデジタル化に向けた必要な対応について検討する」と御回答いただいたが、検討の方向性としては、①食品衛生申請等システムに独自のオンライン決済機能を実装する方向、②eLTAXと食品衛生申請等システムを連携させ、食品衛生申請等システムにおいて申請・届出から手数料納付までが完結できるようにする方向、③eLTAXと食品衛生申請等システムとは特段連携させずに、各地方自治体にeLTAXを活用した手数料納付を可能とするように対応を求めている方向のいずれであるのか、食品衛生申請等システムとの関係性について明確にいただきたい。</p> <p>食品衛生申請等システムは令和3年6月から本格稼働しており、年々同システムによる営業許可申請件数が増加していることから、できるだけ早期にオンライン決済機能が実装され、手数料の納付までの運用が開始されるように、対応を進めていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 eLTAXを活用した公金収納の実現に当たっては、仮に申請と同時に手数料の支払いが可能になると、申請区分の違い等により返金等の手続きが発生する恐れがあるため、手数料支払いのタイミングについては、自治体が決定できるよう求める意見が寄せられている。</p>
<p>産業保安・製品安全法令に基づく申請・届出等の手続については、オンライン上で行うためのシステムの運用を既に開始しているところ。今後、当該システム上での自治体への通知も含め、より利便性の高いシステムの実現に向けて検討を行う。また、事業者と監督部とのオンラインでの打合せについても法令上で妨げられているものではなく、必要に応じて、オンラインでの打合せについて推奨していきたい。</p>	<p>当市では、今後、生産年齢人口が減少し、社会情勢が大きく変化する中で、「いつでも、どこでも、早く、簡単に」行政サービスを利用できるようにするとともに、より重要性が高まってくる相関業務を充実させるなど、市民サービスの維持・向上を目指している。DXの推進はそれを実現するための重要項目として位置づけしており、デジタル技術やデータを活用して、まちや暮らしをより便利にすることを目指している。</p> <p>申請・届出等の手続については、e-KOBE(神戸市スタート申請システム)と呼ばれる電子申請を推奨している。電子申請は、保存する文書の削減や受付業務の効率化などの行政側のメリットだけでなく、24時間申請可能、来庁不要などの事業者側にもメリットがある。デジタル化を推進している国においても、可能な限り早期に、事業者・行政ともに利便性の高い申請・通知システムの実現やオンライン化に取り組むことを期待する。</p> <p>なお、現段階における貴省が想定している具体的な検討予定の内容、検討スケジュール及びシステム運用開始の自速等をご教示頂きたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>マイナポータルへのログインについては、最高位の身分証であるマイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書を利用した厳格な本人確認をもって可能としていることから、マイナンバーカード以外を利用したログイン方法の実現については検討していない。また、マイナポータルで行う手続は基本的に個人が行うものであり、事業者向けの手続については、今後関係機関と調整の上、e-Gov等の事業者向けサービスで提供されるものと認識している。</p> <p>他方で、マイナポータルは、マイナンバーカードを用いて、特に国民の利便性の向上に資する行政手続をオンラインで行う際に原則として利用されることを目指すサービスであり、個人からの申請については、マイナポータルを活用することが「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)に定められているところ、その利便性については継続的に改善していく必要があると考えている。</p> <p>そのため、いただいたその他のご意見は、今後利便性向上に向けた改善を進める中で検討してまいりたい。</p> <p>なお、びったりサービスにおける決済機能については、PayPay、auPAY、d払いに対応しており、クレジットカードについては2024年4月26日から利用可能となったところである(利用の際は、申請・テスト申請・決済代行業者との契約が別途必要)。</p>	<p>マイナンバーカードによる本人確認の必要性は認識しているが、スマホ搭載された電子証明書を利用してのログイン機能や、認証回数削減等により利用者の利便性を高めていただきたい。</p> <p>マイナポータルやびったりサービスは、国策として、国民が行政手続きをオンラインで行う際に利用するサービスへと定着させていくものと理解している。これらのサービスが国民にとって使いやすいものとなり、全国の自治体で利用したいと思えるサービスになれば、自治体ごと導入されている申請システムが不要となり、電子申請のサービスが全国で統一され、国民にとって利便性の向上につながるものと考えている。</p> <p>また、国民にとっての利便性向上に加え、自治体職員の事務負担軽減の視点も重要であり、自治体等の意見を取り入れながら引き続き機能改善を進めていただきたい。</p> <p>また、事業者向け手続きについては、JGrantsで補助金に関する各自治体の手続きでも利用できるようになっているが、e-Gov等をその他の一般的な手続きを受け付けるプラットフォームとして拡張していく際には、マイナポータルやびったりサービスと同様、事業者や自治体によって使いやすいものになるよう進めていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p> <p>また、現行システムで対応可能な部分については、その旨十分な周知を行うべきである。</p>



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
59-2	72	宮城県、岩手県、石巻市、塩釜市、塩釜市、角田市、多賀城市、山形県、広島県、宮城県後期高齢者医療広域連合	花巻市、荒川区、相模原市、浜松市、名古屋市、豊橋市、鹿嶋市	○	びったりサービスにマイナンバー法等の一助正法に規定されている変更登録だけでなく新規登録など全ての自動車登録手続におけるマイナンバーの活用を早期に実現すること。自動車税の課税のために国土交通省から提供される自動車登録ファイルの情報にマイナンバーを追加することにより、都道府県が抹消登録等に伴う自動車税(種別割)の還付手続において、公金受取口座を活用できるようにすることを求める。	マイナンバーのサービス検索・電子申請機能を利用し、行政手続をオンラインで行うことができる「びったりサービス」において手続を作成するに当たり、様式を登録せずとも作成可能とすること及び作成した手続の公開対象を限定できるようにすること。	【現行制度について】マイナンバー上で「びったりサービス」の手続を作成する際は、必ず様式を登録して作成する手順となっており、また、作成した手続については、公開する対象を限定できない運用となっている。【支障事例】この運用により、自治体独自のイベント参加申込みなど簡易な申請手続においても、新たに様式を作成するという作業が発生している。また、「びったりサービス」に登録した手続は全て公開されることから、イベント参加者へのアンケートや、対象が限定的な給付金の申請などその公開を限定したい手続は受け付けることができない。【制度改正の必要性】様式の登録をせずとも手続の作成が可能になることにより、びったりサービスへの手続の登録数が増え、電子申請率が向上する。また、限定公開が可能になれば、使用用途が増えるほか、少数を対象とした手続を受け付けることができることから、地方自治体における利用に対するハードルも下がり、手続公開の増加にも繋がる。【支障の解決策】手続を作成するに当たっては、様式の登録の可否を選択可能にすることや、URLからしか申請フォームに辿り着けないようにするなど手続を限定公開ができる機能を追加する。	—	地方自治体職員のびったりサービスの活用に関するハードルが下がり、また、活用シーンが広がることで、申請手続の電子申請化が進むなど行政サービスが向上する。	デジタル庁	○マイナンバーへの市民、職員の理解が進んでいない大きな要因として、操作の複雑性があり、様式変更等担当課の負担が大きく、積極的に推進している状況ではない。 ○【現状】手続等が煩雑であるため、当市の登録手続数は推奨された33手続にとどまっている。 【支障事例】①様式登録を新たにを行う必要があり、作業工数が多い。②様式に關係のない軽微な修正(組織改正に伴う担当課名称の変更、公開期間の変更など)でもバージョンが変更されるため、API連携で設定変更する必要が生じ、迅速な対応に支障がある。
60	60	埼玉県、東京都	北海道、宮城県、秋田県、茨城県、群馬県、千葉県、神奈川県、鳥根県、鹿児島市	○	自動車登録手続へのマイナンバーの活用等	令和5年6月9日に公布されたマイナンバー法等の一部改正法に規定されている変更登録だけでなく新規登録など全ての自動車登録手続におけるマイナンバーの活用を早期に実現すること。自動車税の課税のために国土交通省から提供される自動車登録ファイルの情報にマイナンバーを追加することにより、都道府県が抹消登録等に伴う自動車税(種別割)の還付手続において、公金受取口座を活用できるようにすることを求める。	現状では、自動車の抹消登録手続等により自動車税(種別割)に還付が生じた場合、納税者は都道府県が送付する送金通知書を金融機関の窓口で持参して受け取る必要がある。これは自動車税の課税のために国土交通省から提供される自動車登録ファイルの情報にマイナンバーが紐づいていないことなどにより、都道府県では、口座情報が把握できないためである。納税者の利便性を向上させるため、全ての自動車登録手続へのマイナンバーの活用を早期に実現し、自動車税の還付においても公金受取口座の活用を進めるべきである。 ※当県における令和4年度自動車税(種別割)還付金実績:約17万件、約29億円	自動車税については、現状、納税者が送金通知書を金融機関に持参して還付金を受け取らなければならないことから、不便だと声を多くいただいている。また、金融機関においても令和5年11月には手形交換所に移行するなどDXの取組が加速しており、都道府県が送付する送金通知書による還付金の支払業務の負担が大きいとの意見をいただいている。	提案の実現により、県民の負担軽減、利便性向上及び行政事務の効率化につながる。また、将来予定されている納税通知書の電子化には課税情報とマイナンバーの紐付けは必要不可欠であり、それに向けた紐付け作業の効率化に寄与できる。当取組については、既存課税事務に係る紐付け作業の効率化に向けた対応が依然として残るものの、デジタル社会の基盤として個人番号(マイナンバー)を活用する国の方針にも合致している。	デジタル庁、総務省、国土交通省	○当県における自動車税種別割隔地払件数:12,000~13,000件/年
61	61	埼玉県、神奈川県	滋賀県、京都府、鹿児島市	○	狩猟免許申請手続のオンライン完結を可能とすること	狩猟免許の申請等に際して添付が義務付けられている「顔写真」について電子データによる提出を可能とすること。	狩猟免許の申請(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条)、狩猟者登録の申請(同法第56条)、狩猟者登録の変更の登録(同法第61条)については、申請者から都道府県に申請書等を提出するものだが、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(第48条及び第65条)により、裏面に氏名及び撮影年月日を記載した写真を添付することになっている。このため、手続きのオンライン完結ができず、申請者においては、印刷代や郵送代の負担が生じており、行政においては、写真を受験票に貼付する作業等の事務負担が生じている。写真の電子データによる提出も可能とする見直しは、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」及び「環境省デジタル・ガバナメント中長期計画」における行政手続のオンライン化に関する方向性と合致するものである。 ※当県では、令和5年度824件、令和4年度430件、令和3年度535件の狩猟免許の申請を処理している。	申請者側は、オンラインで手続きが完了しないため、必要書類の印刷や郵送・持参などが必要となり、申請にかかる手間が大きいため、郵送・持参等の費用がかかる。申請を受理する県(環境管理事務所)は、オンラインシステムで一括して受理や申請内容の確認をすることができないため、受理に係る作業が煩雑となり、多大な時間を要している。狩猟免許試験は電子申請でも申し込みが可能であるが、電子申請とは別途写真を郵送する必要があるため申請者が電子申請のメリットを享受できていない。	提案の実現により県民の負担軽減及び行政手続のデジタル化につながる。	環境省	○提案内容についてはデジタル化の支障となっているのであれば解消すべきと思う。また申請者がすべてデジタル申請できる環境ではないため、併用で行えるようにしていただきたい。 ○当府においても、提案内容は①具体的な支障事例に記載のとおり、デジタル庁の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等における行政手続きのオンライン化に関する方向性と合致するものであると認識している。なお、当府における令和5年度の狩猟免許の処理件数は新規363件、更新830件の計1,193件であり、提案内容が実現した際は、府民の負担軽減に大きく寄与するものと考えている。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>地方自治体がマイナポータルに掲載する手続を登録する際には、現状のマイナポータルの仕様上、様式の登録を実施している。これは、自治体職員の審査事務の効率化のために実施しているものであるが、いただいた意見を踏まえ、自治体職員の利便性の向上を目指すため、様式の登録なしで申請項目を作成できる機能について、今後の実現方式を検討してまいりたい。</p>	<p>簡易な申請手続においては新たに様式を作成することが手間であること、登録した手続は全て公開されるため、対象が限定される申請手続については受け付けできないことから、サービスの利用が進んでいない。 第1次回答でいただいた、「様式の登録なしで申請項目を作成できる機能」に加え、併せて御提案していた「手続を限定公開ができる機能」の実現についても御検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>自動車登録ファイルに記載されている事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第22条第1項の規定により何人も交付を請求できるものであり、特定個人情報であるマイナンバーをその中に含めることは適切ではないと考える。</p>	<p>本提案は、マイナンバーをはじめとするデジタル共通基盤に係る取組の強化・加速という国の方針にも合致するものであり、膨大な件数が発生する自動車税の還付手続において、還付に要する期間の短縮など納税者の利便性の向上に大きく資するものである。 特定個人情報であるマイナンバーの取扱いについては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法という)」第19条において、その提供の制限が規定されており、この規定を道路運送車両法第22条第1項の「登録事項等証明書」においても適用した上で、番号法で規定する「個人番号利用事務実施者」、「個人番号関係事務実施者」以外の者に対しては「登録事項等証明書」上でマイナンバーを非表示にする等の対応により、回答で示された問題点である特定個人情報の漏洩に当たらないと解釈できるものであると考え、よって、本提案について再度前向きに御検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>ご指摘の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第48条、第65条で規定する「顔写真」の提出については、今後、デジタル申請でも対応可能となるように、施行規則の改定を検討したいと考えている。</p>	<p>「顔写真」の提出について、今後、デジタル申請でも対応可能となるように、施行規則の改定を検討していただけたらと、感謝申し上げます。申請者の利便性向上、行政の業務効率化に資するため、提案実現に向け速やかに検討いただきたい。 また、検討の内容やスケジュールについても具体的に御教示いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
62	62	埼玉県、山形県、さいたま市、熊谷市、川口市、秩父市、東松山市、狭山市、上尾市、蕨市、入間市、新座市、志木市、久喜市、八潮市、美里町、神川町	花巻市、高崎市、木更津市、小牧市、兵庫県、熊本市、鹿児島市、特別区長会	○	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求のオンライン化等	特別弔慰金請求手続については、提出書類への自署・押印を廃止し、マイナンバーを通して又は新たに電子申請窓口を創設し、マイナンバーカードを用いて電子申請できるようにオンライン化すること。 また、過去の請求履歴をマイナンバーで紐づけ、受付窓口となる請求者の居住市町村職員が過去の請求履歴及び請求時の詳細(請求者氏名、生年月日、続柄等)に関する情報を閲覧できるようにすること。	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求に当たっては、自署又は押印の上提出することを求める書類があるため、紙文書で郵送又は窓口への提出を求めており、手続をオンライン化できないことから、休日申請ができないなど、県民に手続負担が生じている。 特に資料の作成、用意に関しては、請求者の子等、社会人の親族がしているケースが多く、仕事の合間を縫って用意するのは、負担が大きい。 また、請求者が前回請求した者か新規の請求者かで添付資料が異なるが、受付市町村では過去の請求履歴及び請求時の詳細について検索する術がないため、受け付けた市町村の窓口ではなく、請求者が進められる居住地の都道府県が全市町村の補正対応を行っており、都道府県における受付・入力事務が停滞している。	戦後も79年目を迎え、対象となる戦没者の遺族の高齢化も進み、戦没者の子でささ80～90代が多い。 そのため、戦没者の孫や甥姪が一部代行して手続を行っているケースが少なからずある。 しかし、戸籍簿本の取得や申請書作成に要する情報収集には平日での作業を要するため、支援者の負担となっている。また、マイナンバーカード制度があるにもかかわらず戸籍を求められるなど、政府の進めるデジタル化に沿っていない。 市町村の窓口が開いていないため、休日に申請ができない。 (市町村意見) 県内市町村から以下の意見が挙がっている。 ○戸籍の取得において、遠方での取得をする際に郵便でやりとりするため、時間と費用がかかってしまっており、負担が生じている。 ○請求者や代行者が請求しやすくように、手続を簡素化して欲しい。 ○前回受給者と同じ方が請求する場合、戸籍を添付する必要があるのか。	請求書受付業務の効率化を図ることで、請求者により早く裁定を出すことが可能となり、住民サービスの上につながる。 受付市町村職員で窓口において、過去の申請時の情報が分かることで、不足資料の指摘等の指導が行いやすい。	財務省、厚生労働省	○郵送による書類提出に限ることにより受付側と申請側双方の事務負担が多い。 ○特別弔慰金の請求受付業務については、請求者に記入していただくべき書類や記入事項の数が多く、1件あたりの対応時間が長くなる傾向にあり、職員の事務負担が大きい。 ○過去の請求履歴及び請求時の詳細について検索する術がない申請について、オンライン化により、過去の請求履歴をマイナンバーで紐づけ情報を保護システムを通して閲覧できることで、受付事務の負担軽減となる。 ○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求に当たっては、書類の作成については、請求者のケースによって添付資料異なるが、受付市町村ではわからないことが多いため、請求書が受付されるまで時間がかかる。
63	63	埼玉県	宮城県、茨城県、相模原市、岐阜県、高知県、鹿児島市	○	健康保険法により保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)として指定を受けた事業者に関する情報について、地方厚生局は、介護保険法に基づき事業者指定を行う都道府県等に対して、電子データでの提供が可能であることを明確化することを求める。	健康保険法により保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)として指定を受けた事業者に関する情報について、地方厚生局は、介護保険法に基づき事業者指定を行う都道府県等に対して、電子データでの提供が可能であることを明確化することを求める。	地方厚生(支)局長により健康保険法の保険医療機関等に指定された医療機関(病院・診療所)・薬局は、「別段の申出」や健康保険法の指定取消処分を受けている場合を除き、介護保険法第71条第1項及び第115条の11の規定により、指定申請の手続なくして、同法による医療系サービスの事業者として指定をされたものとみなされる(「みなし指定」という)。 指定権者である都道府県等は、介護サービスを提供した指定事業者が報酬の支払いを受けられるよう、介護保険の保険者である市町村及び保険者から介護給付費の審査・支払事務の委託を受けた各都道府県国民健康保険団体連合会とみなし指定を含む指定情報を共有する必要があり、医療機関の指定情報を管理する地方厚生局と情報を共有する必要があるが、審査・支払事務が円滑に行われるためには正確かつ迅速な情報共有が求められる。 当県では当県を管轄する地方厚生局の内部ルールにより紙媒体での情報共有しか許されておらず、保険者や国保連との迅速な情報共有のため、毎月1回、担当者が当該厚生局に出向き、印刷された情報を持ち帰って介護保険システムへの入力を行っており、時間外勤務が発生している。 隣都府県の状態を調査したところ、提供されるデータは紙媒体やPDFファイル等のばらつきはあるものの、いずれも受領側でシステムへの入力をする形式で情報共有を受けているというものであった。	電子データでの受取が可能になることにより、入力による業務負担や誤入力のリスクが軽減され、業務効率化が図られる。	厚生労働省	○現状、当県ではPDFファイルでみなし指定事業所データをもらっている。手入力による業務負担や誤入力の確認作業などがあり、相当程度時間を要する。 ○当市においても、医師会・薬剤師会等へ個別に通知した後に、ホームページに通知を掲載しているが、人員配置や発出される通知の量の兼ね合いにより、必ずしも迅速に行えていない実情がある。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>職没者等の遺族に対する特別弔慰金の継続については未定であるが、継続されると仮定して以下のとおり回答する。「押印を求めると見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行について(保護行政関係)」(令和2年12月25日付け社援発1225第3号)及び「押印を求めると見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係通知の改正等について(通知)」(令和3年2月15日付け社援発0215第2号)において周知していること、既に廃止している。</p> <p>電子申請については、令和7年度当初の受付より利用できるよう検討を行っているところであり、具体的な実施方法については、今後都道府県と調整を行う。</p> <p>過去の請求履歴の参照については、請求者の居住地市区町村職員が保護システムを開覧できるようにする場合、システムの利用機関数等が大幅に増加することから、システム整備等に係る予算面・事務面の負担が一定生じると考えられ、慎重な検討を要するものと考えられる一方、現在でも厚生労働省から前回受給者情報の提供を行っているところであり、当該受給者情報について、受付窓口となる市区町村職員がより利用しやすくなるような方法等を見直すことにより対応したい。</p>	<p>電子申請について、令和7年度当初より利用できるよう検討中であることは承知したが、請求方法の多様化に伴う混乱が生じることのないよう、自治体向けマニュアルや請求者向けフローチャートを作成するなど、事前準備が必要と考える。</p> <p>過去の請求履歴の参照については、居住地市区町村職員が保護システムを開覧できることが事務を迅速化させることとなるため、積極的に御検討いただきたい。</p> <p>厚生労働省からの前回受給者情報の提供については、「前々回以前の受給有無が確認できない」「県外から転入した前回請求者情報の確認が困難」「県ごとに一覧表での提供であるため、県が居住地別市区町村別に分類する作業が生じるといった課題が残存しているほか、個人情報保護の観点から、都道府県や市区町村を跨ぐ転居をした者の前回受給者情報の取り扱い等の検討も必要となる。これらの課題解決のためには多角的な見直しが必要とされることであるが、次回の弔慰金交付実施が来年度に発生する見込みであることから、見直しのスケジュールについてお示しいただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。 また、現行制度においてすでに提出書類への自署及び押印を廃止していることについては、十分な周知を行うべきである。</p>
<p>地方厚生(支)局においては、可変電子データを提供する仕組みは実装されており、一部の地方厚生(支)局においては都道府県への可変電子データ提供の実例もあるところ。可変電子データでの提供が可能である旨の周知を行う。</p>	<p>可変電子データでの提供が可能である旨の周知をいただけること感謝申し上げます。 早期に周知していただくとともに、可能である旨の周知に留まらず、確実に可変電子データで提供されるようお取り計らい願いたい。</p>		<p>【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。</p>



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
65	65	埼玉県、山形県、福島県、栃木県、大阪府	宮城県、茨城県、神奈川県、長野県、岐阜県、岐阜県、岐阜県、徳島県、久留米市、熊本県、鹿児島市	○	医療関係従事者届出制度の統一化及び届出システムの構築	医療関係従事者届出制度「とどけるん」を統合・廃止し、免許番号に基づき、免許取得時・就職時・転職時・転職時・転職時に国への届出を行う実効性のある制度及びシステムを構築すること。 【備考】 マイナンバーと連携する場合は、転出入届などに併せて自動で情報が更新されるように構築することで届出対象者の負担がより軽減できると考える。なお、現行制度の整理・統合などの検討をしないまま、ただ制度やシステムの追加などを行うことは避けていただきたい。 ※看護師は都道府県資格であるため、各都道府県及び関西広域連合にシステム管理権限を一定程度付与するものとする。 ※同じく医療関係従事者届にて届出義務がある歯科衛生士・歯科技工士も同様に取扱うこと。	【現行制度】 現在、看護職員(保健師・助産師・看護師・准看護師)が行う届出は以下の2つがあり、看護人材の状況を把握する手段としては、両制度のみである。 ・医療関係従事者届…隔年12月末日時点で就業中の方が就業地を所管する各都道府県知事に届出を行う制度 ・離職時届出制度…離職時に各都道府県ナースセンターに届出を行う制度、通称「とどけるん」 【課題】 ①全国及び各自治体における正確な看護人材の把握が困難 医療関係従事者届については、以下の課題がある。 ・隔年実施であり、タイムリーな変化を把握できない ・未就業者は届出対象外のため、状況が分からない 「とどけるん」については、以下の課題がある。 ・努力義務であり、確実な届出が担保されていない。 そのため、看護職員確保施策立案に必要な潜在看護職員数などの情報を把握できない。 ②届出対象者に二重に手続負担が発生 医療関係従事者届については、同じ事業所で継続勤務の場合、隔年でほぼ同一の情報を届出する制度設計であり、「ワンストップ」に即していない。 加えて、両届出は、免許情報など届出内容が共通している箇所が多く、「看護人材の把握」という同一の趣旨があることも鑑み、③国オンラインシステムに起因する業務負担の発生 医療関係従事者届システムは、法的拘束力のない就業先施設がアカウントを作成し、取りまとめないと届出ができないほか、複雑な操作手順を要する仕様となっている。 そのため、システムに関する問合せが殺到し、他業務に支障が生じた。さらに紙での届出を急遽追加する事態となり、紙での届出をシステムでの届出と統合するなどの作業負担がかかる結果となった。 【補足情報】 ・同提案制度において令和3年度に「医療関係従事者届のオンライン化」を要望・実現されたが上述の状況から自治体や届出側の業務負担は却って増加している。	【看護人材の把握に関する要望・支障事例】 ・県医師会や看護協会が参加する看護職員確保委員会にて、看護人材が把握できない現状は課題分析に差し届る旨の意見を聴取 ・県ナースセンター運営委員会においても、同様の意見を聴取 【医療関係従事者届出システムに関する支障事例】 「具体的な支障事例」に記載した、システムに関する苦情・改善の要望が殺到した。なお、問合せフォームについても回答がないと苦情を多数受けたほか、国コールセンターも問合せが殺到しているのが全くつながらないという苦情も多数受けた。 ※各保健所からも同様の情報を聴取。	提案の実現により申請者の負担軽減され、医療機関などの就業施設は、届出の取りまとめの手間が不要となる。 また、行政としても看護人材に関する最新の情報を確認できるようになるほか、集計・報告作業を担っていた保健所・都道府県担当課の業務負担が不要となる。	厚生労働省	○看護師や保健師等の業務従事者届は、保健師助産師看護師法第33条及び保健師助産師看護師法施行規則第33条第2項に基づき、義務化された届出制度であるが、届出制度が不明瞭であることやその周知不足により、届出をしていない者が発生している。現状の運用では、人材の正確な把握ができず、また届出義務者にも unnecessary 負担が発生している。
66	66	長野県	茨城県、神奈川県、山口県、鹿児島市	○	調理師業務従事者届出制度の廃止又は個人情報記載の廃止及び申請のオンライン化	調理師法に基づき調理師業務従事者届出制度について、具体的に活用されている実態がないことから廃止することを求める。廃止が困難な場合は、衛生行政報告例の統計資料としての活用へ特化し、個人情報収集は行わないよう届出事項の見直しを行い、申請・集計・報告を電子申請を活用したオンライン化にすることで自治体の業務負担の軽減を図りたい。	【現行制度】 業務に従事している調理師は法令に基づき従事施設が所在する各都道府県に、氏名や年齢等が記載された「調理業務従事者届」を2年ごとに届け出なければならない。 都道府県は、従事者届を取りまとめ厚生労働省の衛生行政報告例(隔年報)において「就業調理師数、就業場所」の数を報告する必要がある。 【支障事例】 収集した情報について、活用結果が示されておらず、どのように事業に活用されているか不透明な状況である。 そのような中で、予算確保をはじめ契約事務への対応、周知活動等に多くの行政負担が生じている。また衛生行政報告例においては、数字のみの報告にも関わらず、報告に不要な個人情報の収集も求められており、その取扱いにも細心の注意を払っている。また、令和4年度届出の際に、調理師の方々から「不要な個人情報の収集ではないか」との、御意見もいただいている。 【参考】 令和4年度届出件数:10,954件	制度を改正することで、人的・金銭的な負担の軽減が図れる。 廃止が困難な場合であっても、個人情報収集しないなどの届出事項の見直しや手続きのオンライン化が進むことで、業務負担の軽減及び個人情報の漏洩防止につながる。	厚生労働省	—	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>医療従事者届出システムなど各種システムについて、まずは現状の特組みの中でより効果的に活用していく事が重要であり、医療従事者届出システムについては、令和4年度の届出においていただいたご意見も踏まえ、令和6年度の届出に向け、操作性の改善及び集計機能の充実などについての改修を行っているところ。</p> <p>また、免許取得時・就職時・離職時・転居時に届出を義務化することについては、都度届出をすることに対して申請者の負担が増加することが見込まれるため、その必要性について、関係者の意見も踏まえながら、とどけるんの統合・廃止も含め検討してまいります。</p>	<p>免許取得時・就職時・離職時・転居時に届出を義務化する必要性について、「とどけるん」の統合・廃止を含め検討いただけることに、感謝申し上げます。</p> <p>検討の進捗や経緯などについては、随時各都道府県に周知し、意見を求めることをお願いしたい。</p> <p>また、「申請者の負担が増加することが見込まれる」とあるが、現行制度では免許取得時に申請が必要であるほか、「とどけるん」において離職時・再就職時の届出が努力義務化されており、今回当方が求める措置の負担と既にほぼ同様の水準となっている。むしろ本提案が実現することで、定期的な届出が不要になることから、負担は軽減することが見込まれる。</p> <p>そのため、国において現行における手続の負担と比してどのように負担が増加すると見込まれるのか、また、国が掲げている行政手続オンライン化の3原則であるワンスオンリーの原則、コネクテッド・ワンストップの原則にどう対応していく御予定なのかを具体的にかつ定量的にお示しいただきたい。</p> <p>また、現行の制度では正確な看護人材の把握が困難であることにより看護職員確保施策の立案に必要な潜在看護職員などの情報が把握できないといった行政課題があるが、本提案が実現することで正確な看護人材の把握につながるかと考える。申請者、就業施設及び行政の負担を軽減しながら正確な看護人材の把握が実現するよう具体的な検討を進めていただきたい。</p> <p>医療関係従事者届出システムの部分的な改修については、各都道府県職員や病院関係者にテストプレイの機会を設けるなど届出を取り扱う現場において利用上の支障がないか確認・修正した上でリリースいただくようお願いしたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>令和3年地方分権改革に関する提案募集に対して回答しているとおり、飲食店で嘔下調整食を適切に調理できる技能を修得するための研修について、各自治体を經由して周知しているところ、一部の自治体においては、調理師業務従事者届の情報を活用しているため、当該制度の廃止については、関係者の意見聴取を行うこととした。</p> <p>その上で、本提案は、廃止が困難な場合は届出事項の見直し及び当該制度のオンライン化を求めるものであるが、オンライン化については、昨年12月の閣議決定(令和5年の地方からの提案等に関する対応方針)を受けて、検討中であり、令和6年末までに結論を得ることとしている。</p> <p>届出事項の見直しについては、この検討結果を踏まえて検討することとした。</p>	<p>廃止及び廃止が困難な場合又は経過措置としてのオンライン化について、自治体を含む関係者の意見を踏まえつつ引き続きの検討をお願いしたい。</p> <p>届出事項に関しても、特に、個人情報の収集は廃止としていただきたいが、活用している自治体があるようであれば収集する項目を選択できるようにするなど自治体の状況に応じた対応が可能となるよう、見直しの検討をお願いしたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
67	67	岡山県、山形県、茨城県、中国地方知事会	花巻市、山形市、水戸市、足利市、さいたま市、所沢市、富士見市、新潟県、山梨県、浜松市、津島市、小牧市、鳥根県、倉敷市、高松市、宇和島市、八幡平市、高知県、福岡県、福岡市、大野城市、宮崎県、特別区長会	○	基幹統計調査の全てのプロセスをオンラインで完了できること	法定受託事務として地方公共団体が行う基幹統計調査について、紙媒体で完了できること	【現行制度について】 基幹統計調査については、調査客体からのオンライン回答の仕様が定まらずに、紙媒体で完了できること。統計調査員は、オンライン回答ができる統計調査を含め、個人情報が入った調査票の配布から回収まで全てがオンラインではない。令和2年国勢調査等では、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、調査客体と調査員が対面しない調査方法も導入された。統計調査員による調査が、登録統計調査員の約4割が70代以上となり、担い手が不足するなか、令和7年の国勢調査では、当面においては約10,000人の統計調査員を確保する必要がある。 【支障事例】 現行制度では調査客体への調査票配布や回収は原則統計調査員が行うことになっており、統計調査員の担い手が不足する中、統計調査員への負担が非常に高くなっている。また、個人情報等が記載された調査票名簿などの紛失による情報漏洩事案が発生している。 【制度改正の必要性】 昼間不在世帯の増加や統計調査員の担い手不足など統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、統計調査員の業務の負担軽減や個人情報漏洩の防止、回答者の利便性向上を図るため、統計調査のデジタル化を進め、紙による個人情報の取扱いを廃止する必要がある。 【支障の解決策】 基幹統計調査の調査票の配布から回収までの全てのプロセスが最終的にオンラインで完了するよう統計調査制度全体を見直すことで支障が解決すると考える。 原則、国から調査客体にオンライン回答用IDを郵送し、統計調査員の訪問はオンライン回答がない場合等の必要最小限のものとする。 ※調査票の配布については、過去、オンライン回答用IDのみを先行配布し、後日全調査客体を訪問し、紙の調査票を配布する方式から、同時配布に見直しを経験があるが、システム整備により、調査員は回答の有無を速やかに把握できるように、全調査客体に対する再訪問、回答状況の確認、誤配布・重複回答への対応といった見直し当時の支障は概ね解消されているものと考える。	市町村から、自治会への推進依頼や公費を行うも統計調査員の確保体制が非常に厳しくなっていると指摘されている。市町村で統計調査員から、プライバシー意識の高まりや、昼間不在世帯の増加により、現行制度での調査実施が非常に困難な状況にあるが、抜本的な見直しを求める声が上がっている。調査客体からは、調査員が何度も訪問するのはやめてほしいとの声が上がっている。	地方公共団体が行う基幹統計調査の全てのプロセスがオンラインで完了することにより、統計調査員と地方公共団体の業務の効率化及び個人情報漏洩のリスク低減を図ることができると考えられる。オンライン回答は、インターネット環境があれば、いつでもどこでも回答が可能となるため、報告者の負担が軽減される。調査客体が、調査員と対面することなく、調査関係書類の受領と自己回答することとなり、プライバシー等に配慮した調査環境が実現される。	総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	○紙での調査票回答の場合、回答の記入漏れ、記入誤りなどにより、回収後の確認及び補正作業にかなりの業務負担が生じている。オンライン回答でも紙媒体での調査票が同時配布されているために紙で回答するケースや、オンライン回答と紙の調査票を重複回答されるケースもある。オンライン回答がなかった世帯(オンライン回答が困難な世帯等)に対し、調査員が訪問する方式への移行等オンラインで完了できる仕組みを検討してほしい。 ○オンライン回答用IDが国から直接送付され、調査員が2度訪問(オンライン回答用のIDの配布及び調査票の配布)を要する仕組みが構築できるのであれば良いと考える。 ○調査員が調査票を配布する目的訪問でも、調査客体が在宅していることは共働きの増加などに伴いかなり少ない。その結果、調査員の訪問回数が増える傾向もあり、調査員が在宅している世帯でも調査員が訪問する必要がある。調査員の労力の軽減および調査客体の個人情報提供に対する抵抗感を減少させるためにもすべてのプロセスのオンライン化は必要と考える。 ○経済センサス基礎調査規則と全国家計構造調査規則による統計調査においても、調査員を担える人材不足による調査員の高齢化及び賃金の低下、昼間不在世帯の増加、住民のプライバシー保護意識の向上による調査員との対面拒否・苦情等の支障があり、オンラインでの調査実施が必要である。 (具体的な内容) ・昼間や夜間における世帯訪問による、調査員の体調不良や防犯面のリスク。 ・調査員が回答方法別(郵送、回収、オンライン)の対応を理解しきれないことによる調査票の誤配付。 ・調査客体が調査員による複数回訪問、調査員に聞き取りされることに対して不信感を抱く。 ・昼間不在宅と空室家の錯誤による調査票の未配付世帯の発生。 ・集合住宅の玄関先での聞き取りによる、他の居住者への情報漏洩の恐れ。 ・調査員に回答内容を推認されることによる、回答者の心理的負担増加。 ・世帯数聞き取りのために、調査客体との関係悪化(世帯への迷惑)の恐れ(調査票が直接郵送されれば不要) ・直接、回答内容が送付されることで指導員の調査票確認等の負担も軽減。 ・町町における令和2年国勢調査の70歳以上調査員 51.1% ・平成27年国勢調査調査時には、70歳以上の調査員は全体の14%であったが、令和2年調査時には全体の26%になっており、現役世代の調査員担い手の不足が明らかである。 調査時には調査客体を原則訪問する必要があるが、昼間不在世帯や留守を守り世帯の増加など、調査客体と接触することが難しくなっており、接触できるまで何度も訪問することにより、身体的・心理的負担が大きい。そして、接触時の名前等の情報の聞き取りも、調査客体から疑念を抱かれます。これにより調査員は、調査員が直接郵送されれば不要)の負担が増えている。また、紙の調査票だと保管場所を厳重にしたり、整理・審査(記入漏れや文字が読み取りにくい等)に手間がかかるなど不便が多い。 オンライン化することにより、調査員の仕事が必要最小限のものとなり、仕事をしながら引き受けられる調査員の増加が見込める。また、回答状況がすべてオンラインで確認できるため、保管場所の確保や紙の紛失がなくなる。 ○ベテラン調査員が高齢や体調不良を理由に引退していく中、新規調査員の確保に苦慮している。 ○国勢調査の規模の拡大と調査員確保の難しさは、調査員確保が急務となっており、1人当たりの担当調査員数が増え、担い手への負担が大きくなっている。(そしてそのことが、余計担い手減らすという悪循環になっている。) 共働きの増加など若手調査員の確保は難しく、なかなか確保した調査員も、新規登録の時点で70歳を超えていることも多く、十分な経験を積む前に引退が推奨される年齢に達する。高齢に加え、不慣れな世帯調査活動中の事故が増える要因となる。 10年以上は現職調査員の大半が引退となり、調査員による統計調査が立ち行かなくなると懸念が強い。 統計調査員が、さまざまな社会貢献活動の場をでないなら、今後若手の確保はさらに困難になっていく。 ○「オンライン回答がない場合等に限定して調査員が訪問する」という本提案は、調査をより複雑にし、自治体の負担が増える懸念がある。当市でも地域住民の協力を前提とする現行の統計調査員制度は限界に近い状況であり、調査手法や回答方法ではなく、調査の在り方そのものを検討すべきと考える。 ○当市においても、登録統計調査員が高齢化し調査員を担っていた人数が減少している。また、現在は調査対象世帯のライフスタイルも多様化しており、訪問しても不在の世帯が多数あり訪問での調査が困難になっている。デジタル化し、調査手法が基本的にオンラインでの回答とすることで調査員の負担軽減を図ると考える。 ○令和2年国勢調査において、当市の調査員約1,300名の約5割が70歳以上で、自治会による確保が中心であったが、確保が困難で、登録調査員の一部の方に2〜3人分の世帯数を引き受けてもらってようやく実施できたが、次回調査での確保が課題。 ○統計調査員の担い手不足に関しては、当市でも課題と認識している。 ○当市でも調査員の高齢化に加え、コロナ禍における調査環境の悪化により、統計調査員の担い手が減少し、その確保に苦慮しており、一部の市町村ではほぼすべての調査員を職員で確保している。高齢化の状況についても、直近の住宅地統計調査において、調査員の約3割が70歳以上で推移しており、近い将来、調査員の不足により調査の調査精度を維持できなくなるおそれがある。新規調査員確保のためには、業務内容や経験の見直し等が必要。他の仕事と比較した際に積極的に選ばれればならない。 ○調査員の担い手不足やオンライン化等により、調査員調査の見直し等の必要性があると考えられる。 ○県内の市町村からは、統計調査員確保が難しいとの声が多数聞かれます。また、調査員が戸別訪問しても、不在や留守で、調査拒否が多く、大変厳しい状況である。その中において、訪問を重ねたコミュニケーションをとりながら回収率を確保しているベテラン調査員はいるが、調査員は高齢化により調査員確保に心折れ、それが行政担当者へのチームにつながり、調査員を辞退されるケースも見られる。市町村によっては、周期調査の調査員を確保できず、行政職員が数十名規模で調査にあたるのが常態化しているところがある。 このような状況において、調査員が戸別訪問して調査するという現行制度は、近い将来立ち行かなくなる懸念がある。国において「統計手法の抜本的改革」を検討いただくよう強く求めていきたいと考えており、本提案はそのひとつの手法を提示するもの。 ○現在、基幹統計調査に係る調査票配布については、紙媒体の調査票及びオンライン回答用ID等を調査員により配布している。そのため、調査員の業務負担が高くなっており、担い手が不足する原因の一つとなっている。 ○統計調査員の高齢化と併せ、個人情報保護意識の高まりや統計調査の意義、必要性を理解しづらいなどによる報告者の協力意識低下から、調査対象との接触困難が増加しており、統計調査の品質確保が難しくなっている。 【労働力調査(令和5年度)における統計調査員の状況】 ・調査員226人中、70歳以上129人(57.1%) ・平均年齢67.9歳 【令和2年国勢調査における統計調査員の状況】 ・当初予定人数 18,096人、実任命者数 17,217人(▲879人) ・年齢 70歳以上 4,646人(27.0%) ・市町職員を調査員に任命 4,344人(25.2%) ○当市においても、登録統計調査員の約96%が70歳以上となっており、調査員の高齢化が進行している。令和6年度4月時点で、75歳の調査員の登録数があるが、比較的に規模が大きい基幹統計調査においては、登録調査員のみで実施することが困難なため、調査の都度、公募による調査員の確保を行っている。登録統計調査員数が減少している現状において、調査書類の配布や回収を調査員が行うことは事務負担となっており、必要な調査員数が満たない状況で基幹統計調査を実施することは、調査書類の紛失等や調査中の事故に繋がるリスクがある。 ○提案団体の支障事例と同様、年々調査員の高齢化が進み確保が困難になっていることから、提案団体の意見に賛同する。 ○当市においても調査員の高齢化・担い手不足が顕著であり、国勢調査時には職員が調査員・指導員を担わなければならない状況が懸念されている。(令和2年国勢調査における調査員の割合：調査員488人中107人(割合22.9%)、指導員79人中63人(割合79.7%))また、昨今は個人情報の漏えいを心配する声も年々増えてきている嫌いがあり、そのことが回答率の低下を招いている側面は否定できない。提案団体が示すように、まずは国又は自治体側からのオンライン回答用紙の一斉配布、その後オンライン回答のなかった世帯への調査票への配布・回収とすることで、調査員の数の削減及び負担軽減に寄与するものと考えられる。また、オンライン回答内容の補正作業についても、国の一括受託事業により外部業者に実施いただくことで、指導員及び自治体の負担軽減に繋がると考えられる。その点もぜひ検討いただきたい。 ○基幹統計調査においては、少子高齢化に伴う調査員確保の困難化や、調査関係書類の紛失による個人情報の漏洩発生などにより、調査員調査の制度設計を維持することが年々厳しい状況になっており、円滑な調査に支障が生じる場面も見受けられる。 ○当県においても、統計調査員の高齢化・担い手不足に加えて、調査拒否世帯の増加や夏場の高温等により調査員の負担が増加しており、統計調査員を前提とした調査が限界に近づいている。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>基幹統計調査を始めとした統計調査のオンライン化については、統計法制度の面においてその推進の障害となっているものはないと考えている。公的統計の整備に関する基本的な計画(令和5年3月28日閣議決定)においても、e-Surveyの積極的な導入、オンライン回答率の向上、オンライン回答による集計の効率化などオンライン調査を推進しているところ、個々の統計調査の実情に応じて、統計の正確性や回答率の確保等にも配慮しながら進める必要がある。</p> <p>各基幹統計調査の具体的な実情については、以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国勢調査、経済センサス-活動調査、住宅・土地統計調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査、労働力調査については、全ての調査対象において既にオンライン回答を可能としている。オンライン回答の向上に向けてこれまで調査対象への周知や操作・機能面の改善などに取り組んでおり、今後も更なる取組を行っている。</li> <li>・なお、各基幹統計調査については、統計委員会の審議も踏まえ調査方法を含め調査の実施計画を決定しているところ、調査員の事務負担軽減等の観点から、民間委託の更なる拡大の可能性等について、今年度実施する国勢調査や経済センサス-活動調査における試験調査において検証を行うこととしている。</li> <li>・毎月労働統計調査については、全ての調査対象事業所がオンライン回答可能となるよう、あらかじめ調査対象事業所にID・PWを発行し、配布することとした。その結果、令和6年1月調査から全事業所がオンライン回答可能となり、オンライン回答率の上昇に寄与した。</li> <li>・農林業センサス及び漁業センサスについては、それぞれ2020年、2018年調査から全ての調査対象においてオンライン回答を可能とし、レスポンスデザインの導入等に取り組んでいるが、調査対象の多くがITに不慣れな者が多い高齢者であること等も踏まえ、調査対象が回答しやすい手法として紙の調査票も配布している。</li> </ul>	<p>(総論) 統計調査のオンライン化については統計法制度の面において推進の障害になっていないとの回答だが、統計調査員は実査(内容説明、調査票配布・回収及び督促等)時に機密書類を携行し、情報漏洩のリスクを抱えたまま調査を行っている。また、国勢調査では、不在の調査対象者に3回目時を変えて訪問することが法定受託事務の処理基準として定められるなど、基幹統計調査の“全てのプロセス”のオンライン化は進んでいない。オンライン回答IDのみを郵送し、回答がない場合のみ訪問することを原則とすることについては、各調査において御検討いただきたい。</p> <p>本提案の効果は、業務効率化、情報漏洩リスク低減、報告者の負担軽減であり、これらの相乗効果により、統計調査員の負担が軽減され、全国的な課題・負担となっている統計調査員の確保問題と緩和の方向に導くことができると考えている。統計の正確性や回答率の確保等への配慮は必要だが、現行制度のままでは統計調査員の確保が早晚困難になり、調査そのものが立ち行かなくなる恐れがある。</p> <p>各自治体・統計調査員の負担軽減や資料紛失による情報漏洩リスクの低減につながるよう、タブレットを活用した実査や国からのオンライン回答IDを郵送するなど、特に実査のあり方を抜本的に見直すとともに、効果のあった見直し内容は他の基幹統計調査にも反映されたい。</p> <p>(各論) 令和8年経済センサス-活動調査では、回答の原則オンライン化が検討され、統計調査員の負担軽減が見込まれるが、新規事業所への調査票配布や未回答事業所への督促等は統計調査員の業務であり、資料紛失による情報漏洩のリスクは残る。また、オンライン回答事業者の審査は都道府県で行うなど都道府県の負担増が見込まれるため、チェック機能の充実など負担軽減策を講じられたい。</p> <p>農林業センサス及び漁業センサスも、調査票配布を原則廃止し、オンライン回答が不可能な調査対象者のみコールセンターから調査票を郵送するなど、オンライン回答に誘導する仕組みが必要である。</p>	<p>【ひたちなか市】 基幹統計調査においては、オンライン回答が可能となっているのは承知しているが、紙の調査票やオンライン回答に必要なID・PWを調査員が各世帯に対し配布している。また、ID・PWの配布間違いによる修正作業も発生しているのが現状である。追加共同提案団体の支障事例にも記載されているが、訪問回数が多くなっていることから、調査票の配布から回収、調査票の審査など、すべてのプロセスにおいてオンラインや郵送で完結するような仕組みを構築していただきたい。</p> <p>【鳥根県】 関係府省からの1次回答では、調査票のオンライン回答についてしか触れておらず、全く不十分である。</p> <p>この提案の背景にあるのは、全国各地で統計調査員確保が困難な状況にあり、大量の調査員を雇って戸別訪問する現行制度が限界にきていることにある。</p> <p>現行制度では、回答はオンラインでできるものの、調査票配布は調査員が紙の調査票を対面で渡すことになっており、例えばオンライン回答が進んだとしても大量の調査員確保が必要な現状に変わりはない。この配布の見直しが行われなければ問題解決にならないため、再度、この点について見解を求め、いすれにせよ、調査員確保が限界にきていることを関係府省は重く受け止められ、真摯に対応されることを要望する。</p>	<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 調査員・指導員の確保は全国的な課題であり、自治会の加入率低下や人手不足・高齢化等を見据えた調査制度はもとより、郵送等で調査票配布を行う場合も含め、行政記録情報の統計調査利活用に向けた制度の検討・構築を求める意見が寄せられている。</p>



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
68	68	千葉県、三重県	花巻市、川崎市、新潟市、浜松市、名古屋、熊本市、鹿児島市	○	政府調達に関する協定の対象となる調達案件に係る公示方法の見直し	政府調達に関する協定(平成7年発約第23号)附属書Ⅲに規定されている「県報又は市報に相当するもの」の解釈を明確化すること又は附属書Ⅲを改正することにより、県報ではなく電子調達システム等ウェブサイトへの掲載のみによる公示で足りることとする。	【現行制度】 政府調達に関する協定に基づき、一定金額以上の調達案件については、調達内容及び契約結果の概要を、条約の附属書Ⅲに定められた媒体により公示しなければならないとされている。この附属書Ⅲに掲げる事項は、条約の締約国が定めるものであり、県等の地方機関については以下のいずれかのもの(紙面又は電子的媒体)とされている。 ・県報(原文:Kenpo) ・市報(原文:Shiho) ・県報又は市報に相当するもの(原文:Or their equivalents) 当県においては、上記のうち県報に掲載することで所定の公示を行っているところである。 【支障事例】 政府調達に関する協定の対象となる調達案件(以下「特定契約」という。)については、県報に掲載して概要を公示していることから、調達担当課にとって二重の手間となっている。また、県報への掲載に当たっては、調達担当課と県報担当課との間で十分な調整(書式の厳守、掲載日の10営業日前までの入稿など)が不可欠であり、双方にとって過大な負担となっている。 【支障の解決策】 政府調達に関する協定附属書Ⅲに規定されている「県報又は市報に相当するもの」の解釈を明確化すること又は附属書Ⅲを改正することにより、県報ではなく電子調達システム等ウェブサイトへの掲載のみによる公示で足りることとする。 【参考】 当県における特定調達公告件数(暦年)※近年は増加傾向 令和4年:373件 令和3年:369件 令和2年:305件	—	調達手続の効率化	総務省、外務省	○当県においても同様の運用としており、紙媒体での公示関係事務の省略が叶えば負担軽減となるため、国通知などでの「県報又は市報に相当するもの」の解釈の明確化は望ましい。
69	69	千葉県	宮城県、茨城県、群馬県、高崎市、神奈川、兵庫県、島根県、鹿児島市	○	自動車検査証情報等を運輸支局から地方公共団体に即時提供する仕組みの構築等	自動車登録時の申告・審査手続の円滑化を図るため、自動車検査証情報等を運輸支局から地方公共団体に即時提供する仕組みを構築すること。また、上記の措置が執られるまでは、自動車検査証記載事項の交付措置期間を延長すること。	【現行制度及び支障事例】 自動車税の種別別及び環境性能割に係る申告は、申告者が自動車の登録手続の際に併せて行うものであり、申告者は自動車検査証(以下「車検証」という。)の記載情報を基に申告書の作成を行うが、その大部分は手書きにより作成されている。地方公共団体は、申告書受付時に車検証により登録情報を確認し、課税要件と適用税率等の審査を行っている。 令和5年1月から車検証の電子化が始まり、従来の車検証の記載事項の一部がICタグ内にデータとして格納され、国土交通省が配布する無料アプリによりICタグ内の情報を確認することとなったが、電子車検証の券面には申告に必要な事項が表示されておらず、電子車検証のICデータを読み取った上で、申告書の作成・審査を行うことになった。この事務工程の追加により住民の申告及び地方公共団体の審査事務が従前より懸念になり、円滑な交付業務に支障をきたしている。経過措置として従来の車検証の記載情報が記載された「自動車検査証記載事項」が交付されているが、令和7年12月までの時限措置となっている。 なお、国土交通省が保有する自動車登録ファイルの情報は地方公共団体情報システム機構を通じて各自治体に提供されるが、自動車登録の翌営業日以降の提供であることから、自動車税の申告書受付時の確認に用いることはできない。 【支障の解決策】 税申告窓口において、申告書に車検証情報を印字・出力するなどの申告手続支援が行えるよう、車検証データを運輸支局から地方公共団体(税申告窓口)へ即時提供する仕組みを構築する。また、環境性能割の課税要件の確認には、旧所有者等の情報も必要となる場合があるため、当該情報を車検証データと併せて提供する。以上の措置が執られるまでの間、「自動車検査証記載事項」の交付期間を延長する。	代理申告を行う行政書士等から、IC車検証の導入に伴う税申告における利便性の低下や、「自動車検査証記載事項」の交付廃止後の懸念しを届ける意見が寄せられている。	申告・審査に係る申請者及び地方公共団体の負担軽減・効率化に繋がる。	国土交通省	○令和3年7月20日に国土交通省が「自動車検査登録手続の窓口業務フロー見直しに向けた基本方針」を公表し、運輸支局において支払う検査登録手数料と自動車重量税について、事前登録によるクレジットカードでの一括決済を実現した。また、「それ以外の支払いについても、将来的に支払いの一元化できるように目指す。」と明記され、それを受け地方公共団体は自動車税についても今後の検討範囲内と想定し、窓口申請全体の業務・事務の見直しを見据え検討する可能性を示している。 自動車税の種別別及び環境性能割に係る申告は、自動車の登録手続の際に併せて行うものであり、全地方団体が共通する業務であることから、窓口申請全体の業務・事務の見直しを統一に進めてほしい。それまでは、各地方団体が個別にシステム改修する必要を生じさせないために「自動車検査証記載事項」の交付期間を延長してほしい。 ○車検証電子化によって、申告書本人は情報を電子で確認できるが、申告窓口等で車検証を第三者がチェックしたい場合、閲覧時は「車検証閲覧アプリ」を使用しなければならず、電子車検証記載のパスワードを入力など、かえって手続の手間が増えました。 現状の事務は「記録事項」に依存しており、このまま令和7年12月の「記録事項」廃止を迎えた場合、窓口事務の停滞が懸念されている。 提案県の意見の通り、車検証窓口へ運輸支局からの即時の情報提供が望ましい。 または、MOTASシステムの都道府県閲覧可能とする条件緩和や、車検証情報に毎回パスワードを入力する手間を除きアクセス可能とする機構の構築。 車検証閲覧アプリを介さずに自治体は車検証情報にアクセス可能とする等は正措置を希望する。 あわせて、上記措置が執られるまでの間の「記録事項」の交付期間延長も提案県と同意である。 ○当県においても同様の支障事例が生じており、申告・審査業務の負担軽減・効率化のため、自動車検査証情報等を即時提供する仕組みの構築と、自動車検査証記載事項の交付措置期間の延長が必要である。
70	70	宮城県、岩手県、山形県、仙台市、多賀城市、秋田県、広島県、宮城県後期高齢者医療広域連合	花巻市、熊本市、山鹿市、鹿児島市	○	特定個人情報取扱範囲や対象者が限定的である事務について、庁内ネットワークのような閉鎖的な領域で取り扱う場合の具体的な技術的対策を示すこと	児童手当を始めとした自治体内部で完了する職員などの個人番号利用事務については、通常の番号利用事務とは区別し、個人番号利用や事務処理が、より効率的に実施できるよう、特定個人情報の取扱範囲や対象者が限定的である事務について、庁内ネットワークのような閉鎖的な領域で取り扱う場合の具体的な技術的対策を地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに示すことを求める。	現在、職員の児童手当に関する申請については、マイナンバーを記載した紙媒体の申請書を集約事務担当所属まで持参しており、手交が難しい地方機関の職員からは、特定記録郵便等により提出されている状況にある。当該申請数は、年間200件ほどあり、1件につき家族分の特定個人情報収集している。収集した特定個人情報は、家族分を含めてシステムへ入力するため、事務負担となっているほか、入力誤りのリスクを抱えている。また、半数ほどが郵送での提出となっており、事務処理に時間を要するなど、非効率な状況が生まれている。 こうした課題を解決するため、職員からの児童手当に関する申請をオンライン化するために、当県セキュリティポリシーで特定個人情報の取扱範囲や対象者が限定的である事務における特定個人情報の取扱いについて、独自にセキュリティポリシーの見直しを検討しているが、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」のii-19、iii-36では、上記のような取扱いについて、特段の規定がないため、対象や取扱い範囲が限定的な番号利用事務について通常の番号利用事務とは別に具体的な技術的対策を示すこと、例えば、対象や取扱い範囲を示すとともにネットワークまたはグループウェアに対し、どの程度の水準のセキュリティ対策ツールの導入等を伝えよいかを定めるもの。	—	従来は個人番号を記入した児童手当関係の申請書を郵送や持参により提出していたが、オンライン申請による提出が可能になり、業務の効率化につながる。	総務省	—

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>WTO政府調達協定では、紙面又は電子的媒体による調達計画の公示が認められており、別紙「参考」のとおり調達計画の公示において満たすべき要件が定められております。そのため、假に県報に相当するものとして、電子調達システム等ウェブサイトへの掲載のみによる公示とする場合についても、電子調達システム等ウェブサイトが県報と同様に当該要件を満たすものである必要があります。具体的には、当該の電子調達システム等ウェブサイトが調達に関心を有する者に広く周知されていること、電子調達システム等ウェブサイトで調達計画の公示を公衆が容易に閲覧することができること(例えば、容易に場所を見つけ、簡単に操作できる)等が確保されている必要があります。また、電子調達システム等ウェブサイトに掲載される公示の内容及び期間についても、現在県報で行っている公示と同様に、WTO政府調達協定及び政府調達に関する規定を有するその他の経済連携協定等の国際約束を遵守する必要があります。(別紙あり)</p>	<p>電子調達システム等ウェブサイトへの掲載により公示する場合において、WTO政府調達協定に基づいて満たすべき要件の確保については理解した上で、第1次回答における「調達に関心を有する者に広く周知されている」「容易に場所を見つけ、簡単に操作できる」といった文言のみでは、実際に各自自治体が運用するウェブサイトが当該要件を満たしているか否かの判断基準が不明瞭であるため、具体的に「要件を満たす基準」について御教示いただきたい。</p> <p>また、「電子調達システム等ウェブサイトへの掲載のみによる公示とする場合」における要件についての記述は、提案団体が求めている「県報又は市報に相当するもの(原文: Or their equivalents)」の解釈の明確化としては十分ではなく、WTO政府調達協定に基づく公示が電子調達システム等ウェブサイトのみで足りると解してよいかという点に言及されていない。</p> <p>以上のことから、以下2点について関係府省の見解を示すことで多くの自治体において調達業務の効率化を実現することにつながるものであるから、是非、文書にて御教示願いたい。</p> <p>(1)WTO政府調達協定に基づく調達計画の公示において満たすべき要件を満たす電子調達システム等ウェブサイトは、県報又は市報に相当するものであり、県報等への公示に代えて当該ウェブサイトでの公示のみで足りるものと解してよいか</p> <p>(2)要件を具備するウェブサイト上での公示のみでよいと解する場合、当該要件を通知等において具体的な事例を含めて明確化していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>自動車検査証記録事項については、本年4月に各運輸支局・事務所において印刷端末を設置し、希望者が自ら印刷できることとしているが、ご提案のとおり窓口における配布を1年延長し、少なくとも令和8年末までとすることも検討したい。</p> <p>なお、国土交通省では、令和5年1月の車検証電子化にあわせ、車検証IDタグに記録された事項を閲覧可能な「車検証閲覧アプリ」を無料で提供しており、同アプリを使用することで、車検証データファイルのダウンロードも可能である。また、令和6年4月より、APIを用いて車検証情報を電子的に取得する機能も措置し、地方公共団体においても活用していただいているところであるが、これらを徴税事務システムに連携することができれば、申請者が車検証情報を税申告書に手書きすることが不要となるため、導入を検討いただきたい。</p>	<p>今回の提案は、車検証データと旧所有者データの2つのデータについて、運輸支局から即時に提供を受けることにより、自動車課税の申告書を自動的に作成し、かつ、県の税務基幹システムに課税データとして連携することで、申告者(申告手続)及び行政職員(課税業務)双方の負担軽減と事務効率化・ミス防止を目指すものである。</p> <p>提案の中で併せて要望している自動車検査証記録事項の交付の経過措置の延長は、システム開発期間等に充てるためのものであり、現状業務の維持や継続を目的とするものではない。</p> <p>仮に、車検証閲覧アプリ又はAPIを利用したとしても、車1台ごと(車検証ごと)にIDタグを読み取る作業を要するため、一連の申告手続における煩雑さは解消されない。また、申告書の作成及び課税要件の判定に必要であり、本提案の実現に欠かせない主要データの一つである「旧所有者に係る情報」について、そもそも取得できないことから、支障としている問題の解決に至らない点を御理解いただきたい。</p> <p>現実として、車検証が電子化された以降も、自動車課税事務の窓口において、申告者が申告書を手書きで作成し、行政職員が記載内容を目視で確認する状況は全く変わっておらず、こうした状況が本提案により改善されることを望んでいる。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>本ガイドラインで記述した構成や例文は、参考として示したものであり、各地方公共団体が独自の構成、表現により、情報セキュリティポリシーを定めることや、策定した情報セキュリティポリシーに基づき、独自のセキュリティ対策を行うことを妨げるものではない。他方で、ガイドラインで規定されていない部分は特段の助言を行っていないものであるため、各団体が、個別のネットワーク環境を鑑みて、各団体の裁量で対応可能であるところ、ガイドラインで具体的に規定してしまうと、実際のネットワーク状況を踏まえない形での助言を行ってしまうリスクがある。</p> <p>なお、具体的な支障事例に挙げられている事例については、庶務事務システムで申請受付を行い、人給庶務システムで支払いを行うことにより既にオンライン処理をしているケースもあると承知している。両者ともに、ガイドライン上は、LQWAN接続系の領域での扱いを想定しており、既にガイドラインに沿った形で実現可能であると考えている。これに伴うセキュリティ対策についてはガイドライン第3編第2章 3.(2)を参照いただきたい。</p>	<p>本提案の趣旨は、組織内だけで完結する事務において、MN接続系NW以外のNWでのMNの取扱いを行う場合の基準をお示しいただきたいというものである。</p> <p>MN接続系NWがインターネットに接続されておらず、オンラインによる申請受付をすることができないことが課題であり、組織内で完結することを条件に、インターネット接続系の中でも庁内NWのような閉鎖的な領域でMNを取扱えるようにすることができないか、規程等に反しない方法を検討している。</p> <p>なお、LQWAN接続系も同様にインターネットに接続されており、特定サービスを受用した場合は時間的・費用的コストが大きい。また、庁内NWでのやり取りが最適と考えており、また、当県が利用する庶務事務システムでは申請受付を行うサービス、オプションはないため、ご提示いただいた手法は不可能である。</p> <p>支障事例に児童手当をあげているが、年末調整事務についてもMNをインターネット接続系で取扱えないかの声があり、今後オンライン化に伴うMNの取扱いが事務の効率化の支障となる場面が見込まれる。</p> <p>令和6年5月31日のデジタル庁記者会見等において、三層分離に代わるセキュリティ対策の検討について触れられているが、当面は三層分離によるセキュリティ対策を取らざるを得ないと史料する。</p> <p>原則では三層分離であることから、組織内だけで完結する事務においては、MNをインターネット接続系での取扱いが可能であることを提示していただきたい。また、ガイドラインにおいてインターネット接続系でMNを取扱う際の技術的対策または最低限守るべきルール等をお示しいただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p> <p>また、現行制度の枠組み内でも支障事例に対応している事例等がある場合には、十分な周知を行うべきである。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
71	71	宮城県、岩手県、仙台市、塩竈市、多賀城市、宮城県、宮城県後期高齢者医療広域連合	花巻市、茨城県、長野県、宇和島市、熊本県、鹿児島市	○	都道府県と教育委員会が一つの自治体中間サーバーを利用することを可能とすること	マイナンバー制度について、各都道府県と教育委員会間の情報連携を容易にするため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)上、情報保有機関として、各都道府県と教育委員会を区別せず、一つの情報保有機関とみなすなど、共同して一つの自治体中間サーバーを利用可能とするよう、制度の見直しを求める。	番号法上では、マイナンバー制度に係り、都道府県と教育委員会は別の情報保有機関とされ、都道府県と教育委員会との間で情報連携を行う場合には、機関間連携として自治体の条例で必要な規定を定めなければならない。また、中間サーバーは情報保有機関毎に設置するとされていることから、都道府県と教育委員会とで個別に中間サーバーを設置することとなり、エラー対応やシステム更新作業等の重複する事務負担やソフトウェアインストール等によるコスト増加が生じ、システム管理や情報連携の煩雑化による業務の非効率化が生じている。一方で、同一の情報保有機関内の情報連携では、中間サーバーに登録された副本情報を利用した庁内連携が可能であり、事務や特定個人情報等に条例の制定が必要とならない(独自利用事務を除く。)など、事務的な負担が少ない。これらを踏まえ、番号法の見直しにより都道府県と教育委員会を一つの情報保有機関とみなすこととするなど、都道府県と教育委員会が共同して一つの自治体中間サーバーを利用できるようにすることで、都道府県と教育委員会の間でより事務的に容易である庁内連携が可能となり、サーバー管理上の事務負担等が軽減され、本提案における支障は解決すると考える。	都道府県と教育委員会が別の情報保有機関として実施していた事務やシステム管理作業を統一することができ、また、機関間連携に係る取扱いを廃止することができ、事務効率の向上、コスト削減に繋がる。	デジタル庁、総務省	○当市においても提案団体が示すような市部局と教育委員会部局で自治体中間サーバーをそれぞれ管理しないといけないといった業務負担が生じている。 ○一つの自治体が複数の中間サーバーを管理運用することとなり、システム運用管理や情報連携の煩雑化、非効率化が生じている。また、任命権者毎に中間サーバーを用意する必要がある現行ルールでは、異質な費用負担できない任命権者は中間サーバーを独自に用意できないため、小規模な組織における情報提供ネットワークの活用を妨げる要因となっている。 ○市と教育委員会が別の情報保有機関として実施していた事務やシステム管理作業を統一することができ、また、機関間連携に係る取扱いを廃止することができ、事務効率の向上、コスト削減に繋がるため、制度改正の必要がある。 ○当県においても、都道府県のみならず市町村でも同様の支障が発生しており、小規模自治体では中間サーバーに関する本庁担当者や教育委員会の担当者をそれぞれ用意するのが困難な状況であることから、事務負担及び運用コストなども考慮した制度の見直しなどを求める。	
73	73	宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、角田市、多賀城市、富谷市、宮城県、宮城県後期高齢者医療広域連合	旭川市、花巻市、茨城県、浜松市、西宮市、小野市、鹿児島市	○	各種支援制度の総合案内窓口をクラウド実装すること	デジタル庁の「Grants」システムへの機能追加等により、国の交付金・補助金や各種支援制度の総合案内窓口をクラウド実装し、以下を実現することを求める。 ・地方自治体や民間事業者への各府庁の補助金等情報(関係法令、事務連絡、Q&A、活用事例集等)を一つの窓口で確認できるようにすること。 ・検索性や利便性を高めるため、AI等を活用し、用途や地域特性等にに応じた関係補助金等が抽出される機能をもたせること。 ・制度に関する質疑応答や活用実績等を国・地方の双方で蓄積し、他団体の状況や質疑を容易に確認できるようにすること。	国の各種支援制度は各府庁の分野毎にHPに掲載されており、行政機関の職員でも、目的に見合った補助金等をリストアップするのに相当の労力がかかる。特に市町村には限られた人員で多数の制度を担当しており、制度や事例を深く調べる時間的余裕がなく、都道府県職員に頼らざるを得ない状況である。また、市町村事業を都道府県経由で国に申請を要する場合、都道府県の担当者は制度や他県事例等を相当程度学習・調査し市町村に助言を行っており、業務負担が発生しているが、その業務自体は単なる国と市町村の間の中継業務となっている。なお、他県においても、市町村からの問合せを都道府県担当が対応し、国に確認する、という作業を行っていると思われ、各自治体の問合せが自治体間で蓄積・共有されることにより、より円滑・適切な業務遂行が可能になると思われる。上記のような中継業務は、提案する総合案内窓口で情報を蓄積することやAI等の活用を進めることで業務負担の軽減が可能である。	【行政機関】市町村にとっては、必要なタイミングで必要な情報を取得することができ、企画立案のスピードや精度の向上に寄与することが期待できる。都道府県にとっては、制度や事例、質疑等が見込まれる。また、当該統一窓口システムについて、自治体側の補助金等情報を追加することで、国と地方の情報を一体的に把握できるシステムとなり、画機として、制度運用の業務支援に繋がらなくても、活用実績や効果検証等の情報も同一システムに取り込むことにより、制度改善に向けた分析や、新たな支援制度の企画立案などに寄与するものと思われる。【行政機関以外】窓口を一本化することにより、検索上の事業者等の利便性向上が図られる。また、各支援メニューの認知度向上・活用率向上が期待できる。	デジタル庁	○本提案の実現により、各種補助制度等の情報収集が容易となることから、補助金等を活用した事業の企画立案等の場面においての活用が期待されるほか、市民や企業等からの問合せに対しても迅速な情報提供が可能となるなど、行政サービスの向上にも寄与される。 ○制度について県を通じ国に質問をしても、回答に時間を要したり、回答がないままになったりすることがあり、時間のロスが生じている。	
74	74	宮城県、岩手県、山形県、広島県、仙台市、美里町、宮城県、宮城県後期高齢者医療広域連合	茨城県、さいたま市、荒川区、神奈川県、川崎市、岐阜県、京都府、愛媛県、徳島県、高知県、久留米市、熊本県、鹿児島市	○	医薬・薬事関係の通知に係る周知方法の見直し等	厚生労働省から医薬・薬事関係の通知文を「調査・照会(一斉調査)システム」経由で受け取っているが、それを速やかに業界団体へ周知するため、国が通知発出後、当該通知を分類分けし、一元化して掲載する、医薬関係者にとって利便性の高いポータルサイトの創設を求める。	厚生労働省から、主として医薬品・医療機器等法関係の通知が年間約250～300件程度発出されている。当県では医師会・薬剤師会・製薬団体等へ個別に通知した後に、随時、可及的速やかにホームページに掲載するよう努めているが、担当職員の数が限られる上、1回の掲載作業にあたり、3～5日程度にまたがる事務作業を伴うため、相当な事務負担が生じている。HPへの掲載については、業界団体からのニーズも高く、特に関心が高い医薬品GMPIに係る注意喚起・情報提供についてはタイムリーに業界団体へ周知する必要があると考えている。各都道府県で対応状況に差はあるものの、当県と同様にHPへ掲載しているところが多く、全く同じような通知掲載HPを各都道府県単位で整備していることに対し、コストの観点で疑問視せざるを得ない。厚生労働省では、「厚生労働省法令等データベースサービス」と題したHPを掲載しているが、あくまで検索者が欲しい通知を探る手助けをするサイトであり、医師、薬剤師等の医療職や、業界団体の構成企業の担当者が最新の通知を効率的に探すことはできないため、当県から積極的な活用を推奨することはできないと考えている。	業界団体から通知掲載が遅い。(通知が膨大すぎて)どこを探せばいいかわからないなどの意見をいただいている。	厚生労働省	○医師会・薬剤師会・関係団体等への通知文の送付にあたっては、事務作業に数日を要することがある。 ○特に年度末は国の通知等が多く発出される一方で、地方自治体では人事異動時期と重なるため、関係機関等とのタイムリーな周知が困難な場合がある。なお、厚生労働省HP(厚生労働省法令等データベースサービス-登録準備中の新着通知)-に新着通知は掲載されるが、必ずしも「調査・照会(一斉調査)システム」と一致しておらず、過去の通知が掲載されていないこともある。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>個人番号については、行政事務を処理する者が当該行政事務の処理に関して必要な限度で利用することができる（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。）第9条第1項）。そのため、個人番号を利用できる事務の実施主体についても、個別法における事務の実施主体と一致する形で法律上規定しているところである（番号利用法別表）。</p> <p>中間サーバにおいて取り扱う特定個人情報についても、それぞれのシステムで分かれて管理しており、事務の執行機関ごとそれぞれ職員の権限でそれぞれのシステムにログインして事務を行う運用となっている。</p>	<p>番号利用法第9条第1項において、番号利用法別表に掲げられた各項の上欄に行政機関等の行政事務を処理する者が、同表の下欄に掲げられた事務の処理に関する業務を行うため、必要な限度で個人番号を利用することができることと規定されている。このことから、番号利用法別表の各項の下欄に定められた事務を実施する際に個人番号を利用できるのは、各項の上欄に規定された実施主体以外認められていないということであり、第1次回答で示されている中間サーバにより、それぞれの職員の権限でそれぞれのシステムにログインして事務を行うということは理解をされているところである。</p> <p>その観点で言うと、当県においては、個人番号利用事務について、各事務担当者を取り扱う特定個人情報情報の制限は、各自自治体が管理する団体内統合宛名システムにおいて制限が可能であり、番号利用事務担当者は、自身が担当する事務以外では個人番号を利用することはできません。また、番号利用事務担当者以外が、個人番号を取り扱う事はできない。</p> <p>そのため、中間サーバにおいて、都道府県知事、教育委員会を別として管理を分けずとも、番号利用法第9条第1項の規定に反する運用にはならないものと思料するため、求めている措置について検討をしていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>補助金申請システム（Jグランツ）は、各補助金等の概要を一覧して確認できるようになっており、また、検索機能についても、利用目的や地域条件等を指定することで、用途や地域特性等に応じた補助金等を検索することが可能です。</p> <p>各補助金等の担当者が補助金等の詳細ページの内容を設定できるようになっており、資料の添付や外部リンクの記載等によって、よくある質問への回答や活用実績等の情報を掲載いただくことも可能となっております。</p> <p>引き続き、システムの利便性向上に向けて、各補助金等の担当者と連携してまいります。</p>	<p>検索機能以前に、そもそも補助制度が網羅的に搭載されていないことがJグランツの課題と捉えている。今後搭載件数を増やす予定とのことであるが、各府省の補助制度を網羅的に掲載できなければ支障の解消にはつながらない。Jグランツは補助金検索ツールの一つとして有用であるが、補助制度が網羅されていないため、ユーザーの検索作業はJグランツだけで完結せず、他のツールやHP等も併せて確認することとなり、むしろ検索の時間・時間が増える場合もある。窓口は最小単位に設定すべきであり、全補助制度の搭載を義務化する形で各府省に働きかけ、Jグランツで検索すれば国の補助制度が全て把握できるという体制に早急にシフトすることが望まれる。</p> <p>また、検索の利便性向上を図るだけでなく、補助制度に関する知識経験が少ないユーザーに対しても、最適な補助制度を簡単に検索できるシステム設計や、あるいは最適な補助制度にたどり着くまでに相当時間を要しているユーザーに対しては、最適な補助制度を円滑に見つけ出す仕組みを構築すべきであり、この点で生成AIの実装が有効と考える。補助制度全般に関しては、申請から活用に至るまで、かつ、個人から企業や行政機関に至るまで、相当な情報量（閲覧履歴等）が蓄積されており、技術的にもデータ量的にも生成AIの活用が実現可能であると考えられる。現時点では外部リンク設定や資料添付が現実的であることは承知しているが、将来的なAI実装を見据えて、各府省の既存申請システムにおける補助制度ごとの関連数や活用件数等のデータを連携させ、Jグランツの検索結果において有効な補助制度を上位表示させるなど、データ連携に関して各府省との調整をお願いしたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>厚生労働省から発出する薬事関係の通知については、調査・照会（一斉調査）システムにより都道府県等にお知らせするとともに、法令等データベースへの掲載や分野（薬局、承認審査、安全対策等）に応じて厚労省や医薬品医療機器総合機構（PMDA）のサイトの関連するページにおいて情報提供を行っている。引き続き、通知を発出する際には、データベースや厚労省・PMDAのサイトへの掲載等を通じて周知に努めてまいります。</p> <p>なお、医薬品等の回収、安全性に関する情報等の重要かつ緊急性の高い情報については、PMDAより情報提供しており、タイムリーに情報を受け取る事が可能となるようメール配信サービス（PMDAメッセージ）を提供しているところ、事業者等が当該サービスを活用することにより、提案の趣旨への対応は可能と考える。</p>	<p>国による一元的なHPの作成及び活用は、業界団体等への周知を迅速化させるとともに、都道府県においても業務効率化が図られることとなる。</p> <p>また、データベースサービス（以下、DBとする。）や厚労省・PMDAのHPへの掲載等を通じて周知していることについては承知しているが、現状として以下の支障事例が生じており、本提案においては是の改善を求めているところである。</p> <p>(1) 業界団体からのニーズが高く、各都道府県が独自に年度別・分野別に通知を整理し、順次速やかにHP掲載しているが、行政コスト面から無駄が生じている。</p> <p>(2) DBのユーザビリティが悪く、必要な改正通知を閲覧するまで、時間を要している。（大量の通知から、必要な最新通知を手軽に取得できないとの声が寄せられている。）</p> <p>(3) 国から都道府県向けの通知文中の多くに、「貴管内関係団体、関係事業者等に周知をお願いします。」等の表現で業界団体等への周知を依頼されているが、年末年始等の多忙な時期には通知が集中するため、相当な事務負担が生じている。</p> <p>以上(1)～(3)に示した支障の解決のため、改めて一元化HPの新設についてご検討いただきたい。また、HPの新設に当たり、特殊な仕様等は不要であり、通知発出後、分野別・年度別に迅速に掲載し、見やすく掲載していただきたい。（香川県・福岡県HPを参照願いたい。）</p> <p>なお、現状のDBや厚労省・PMDAのHPへの掲載については、掲載が遅い若しくは掲載されない通知がある状況にある。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
76	76	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、神戸市、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	旭川市、花巻市、高崎市、川崎市、和歌山県、安来市、熊本県、鹿児島市、鹿兒島市	○	遠隔での被災自治体の支援を可能とすること	災害時における遠隔支援を前提とした市町村の受援計画の作成や全体的な応援スキームの構築ができるような制度設計、具体的なマニュアルの整備等を求める。 また、罹災証明書発行業務等の災害対応業務やニーズの高い経常業務についても、遠隔支援ができるよう、ガバナメントクラウドを用いるなど地方公共団体間で共用可能なシステム的设计を求める。	【現行制度について】 現在、他自治体から被災自治体への支援については、主として現地派遣によるものである。市町村のための人的応援の受け入れに関する受援計画作成の手引きにおいては、遠隔地においても処理が可能となる業務等の可能性について検討することが望ましい旨の記載があるが、各自自治体の受援計画、情報セキュリティ規定やシステム等において、遠隔支援を行うことが前提となっておらず、実態として実施できていない。 【支障事例】 令和6年能登半島地震においては、道路寸断による交通手段の制限や被災地の受援能力の限界、過酷な環境での業務となるなど、現地の継続的かつ大規模な支援には課題が多い。また、罹災証明書発行業務において、被害認定調査の調査員不足により罹災証明書の作成に着手できないケースもあり、現在のスキームでは、専門人材への業務の偏りや、専門人材の不足が生じている。 なお、クラウド型被災者支援システムにおいては、被災者台帳登録等について遠隔支援が可能な仕様となっているが、個人情報等の取扱いに係る整理も必要となっており、全面的に当該システムによる遠隔支援の実績はない。 【支障の解決策】 遠隔支援を前提とした市町村の受援計画作成に当たっての留意点、個人情報の取扱い等を具体的に示す。 また、罹災証明書発行業務等の災害対応業務のほか、市町村のニーズが高く災害時も継続する必要がある経常業務(児童手当、税務、保育所入所管理、選挙事務等)も含め、幅広い業務について円滑に遠隔支援ができる制度設計及びシステム環境整備を行う。 さらに、標準化対象業務のバックヤード業務については、他自治体の支援が可能と思われるため、遠隔支援を前提としたガバナメントクラウドのシステム設計を検討いただきたい。 なお、遠隔での支援体制構築に当たり、自治体が個別に環境整備を進めた場合には、トータルコストの増大や、連携に支障が出るなどが危惧されるため、統一的なルールやシステムの整備を求めるものである。	—	被災地の事務作業の遠隔支援が可能となることで、現地職員の負担が軽減されることも、専門的知見を要する作業に携わる人材の効果的な配置が可能となり、迅速な災害復興に繋げることができる。	内閣府、こども家庭庁、デジタル庁、総務省	○地方公共団体間で共用可能なシステムの構築により人材派遣の負担軽減が図られることから賛同する。 ○被災自治体への支援に入った際に、石川県が導入した住家被害認定調査に係るシステムが、被災自治体にも導入されており、調査の効率化と現場での時間短縮に役立った。一方で、補償後の登録データの精査業務が多大な負担になっていた。従って、調査業務と遠隔による登録データの精査業務を並行化が実現すれば罹災証明書発行の迅速化に繋がることから、個人情報の取扱いに係る法整備やシステム導入に係る補助制度など包括的な整備を求めるものである。
77	77	徳島県、滋賀県、京都府、奈良県、香川県、高知県	花巻市、いわき市、白河市、茨城県、前橋市、三郷市、堺市、豊中市、寝屋川市、岡山県、東温市、熊本県、鹿児島市	○	DV等支援措置に係る手続のオンライン化	DV等支援措置の手続(下記)のうち、②③④⑤についてマイナンバーカードを用いてオンライン手続ができるよう住民基本台帳事務処理要領を改正すること。 ①DV等支援措置システム(仮称)を構築し、②～⑤の手続及び延長申請等についてオンライン手続できるようにすること。 ①申出者→相談機関へのDV等被害の相談 ②申出者→市区町村への支援措置申出書の提出 ③市区町村→相談機関への支援の必要性の確認 ④相談機関→市区町村への意見を記載した確認書の返送 ⑤市区町村が申出者に対して支援開始の連絡、関係市区町村への申出書の転送	①申出者に外出による安全面での負担や平日に休暇を取得する負担が生じている。 ②申出者及び市区町村職員(補助する場合)の双方に申出書作成に係る負担が生じている。 ③その他市区町村において以下の非効率が生じている。 紙ベースによる非効率(膨大な書類を保管する必要がある。必要な情報の探索や措置状況(経緯や過去の措置状況を含む。以下同じ。)の把握に多くの時間を費やす。) ④電話連絡による非効率(記録に残らず、確実に内部で対応状況等については多くの時間を費やす。) ⑤措置決定後、手動で住基システム及び戸籍システムに反映させる必要がある。 ⑥申出者→市区町村への連絡が、警戒心から電話に出ず連絡が取れないため、やむを得ず措置を終了する場合がある。 ⑦市区町村から延長等の決定について連絡を受けるまで、関係市区町村は当該決定がされたことを把握できず、タイムラグが発生する。	規制改革・行政改革ホットライン(総割り110番)において、令和2年度(規制改革)1074番としてDV等被害者支援措置の延長の申出のオンライン化について提案があった。	①窓口に出頭することによる加害者からの追跡のリスクや精神的負担を削減できる。 ②マイナンバーカードの券面事項入力補助APを用いることにより、入力誤りの防止と申出書作成の手間を削減できる。 ③措置状況等がシステムで体系的に整理され、システム経由でのやりとりが可能になれば、以下のとおり改善される。 紙×紙措置状況の確認が容易になる。書類保管や通知書の作成・発送作業の削減。 電話×内部での情報共有が容易になり、対応漏れの防止が可能となる。 市区町村内の申出者を一元化することで、自治体内のDV等支援措置の全体像、スケジュールを把握しやすくなる(申出者数、各人に対する措置期限など)。新たに関係市区町村が増える場合(申出者の住所変更等)に措置状況を容易に把握できる。 ④DV等支援措置システム(仮称)と住基システム及び戸籍システムを連携できる仕様にすることで反映作業が容易になる。 ⑤申出者への連絡を自動通知とすることで通知漏れを防止し、電話での連絡も最小限とできる。 ⑥システム経由で申出者に延長の意向を回答させることで、市区町村及び関係市区町村が予め意向を把握でき、必要に応じ措置の仮継続を行う等の対応が可能になる。	総務省	○申出者の中には心因的な理由から窓口へ来庁することが困難な方もいる。また、当市では申出者への決定通知は簡易書留郵便により送付しているが、本人が不在等により決定通知を受け取ることができず、確認の電話や再送作業などに時間を費やしているケースもあることから、オンライン化には賛同する。ただし、本人確認を確実に伝えるか懸念もあり、マイナンバーカード及び暗証番号を申出者本人が適正に保管及び管理していることが必須である。 ○DV等支援措置の手続を希望する申請者は、市町村窓口に出頭する必要があり、窓口職員に内容を説明しなくてはならないこと、窓口への出頭自体が精神的苦痛であると訴える申出者もいる。また、関係機関や関係市との書面でのやり取りにも時間を要するため、仮止めの措置を行ってはいないが、件数も増加してきているため、管理が煩雑となっている。 ○DV被害者が市町村から延長手続き通知、延長決定通知を受け取るタイムラグが生じる。DV被害者が市町村窓口に来所する負担がある。相談機関での面談に加え、市町村窓口でも詳細な事情を聞かれる場合がある。市町村担当課と相談機関の支援措置申出書に係る確認書のやりとりが煩雑という支障等がある。 ○申出者に外出による安全面での負担や平日に休暇を取得する負担が生じている。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>【内閣府】 「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」(以下、手引き)では、他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制(受援体制)を整備するための受援計画の策定について、その検討の手がかりや参考となる事項を整理したものであり、今後の各業務の所管省庁・関係各室での「遠隔での被災自治体の支援」に関する議論・検討の結果を踏まえて、受援側の体制整備の観点で新たに取組むべき事項が発生した場合は、手引きへの掲載を検討させていただいた。</p> <p>【こども家庭庁】 災害対応業務等について遠隔支援ができるシステムの整備がなされるのであれば、児童手当制度を所管する立場からどのようなシステム活用が可能か検討してまいりたい。</p> <p>【デジタル庁】 能登半島地震を含むこれまでの災害を通じ、業務継続性を確保した上で行政サービスを提供する必要がある。 市町村のニーズが高く災害時も継続する必要がある経常業務も含め、幅広い業務について円滑に遠隔支援ができる制度設計及びシステム環境整備については、いただいたご意見も踏まえ、今後の各業務の制度所管省庁での「遠隔での被災自治体の支援」に関する議論・検討の結果を踏まえて検討されるものと承知しており、デジタル庁としても必要に応じ、連携してまいりたい。</p> <p>【総務省】 各業務の所管省庁において、遠隔支援・応援スキームの構築、制度設計等について議論・検討がまとまったのちに、内閣府防災において、「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」が改訂された際には、内閣府防災と連名で各地方公共団体へ受援計画の見直しについて助言・周知を行う。</p>	<p>マイナンバーによる情報連携や、自治体システムの標準化など、デジタル技術による自治体間の連携強化や業務効率化が進められている現在、災害時の支援においてもデジタル技術を活用した効果的な支援の在り方を検討し、システム構築を行っておくことは重要であると考える。 令和6年能登半島地震においては道路寸断による交通手段の制限が大きな問題となり、四国のような地理的に本州との交通ルートが限定される場所においては更に大きな移動制限が危惧される。こうした場所で災害が発生した場合に、人の移動を伴わない情報通信による応援を迅速かつ柔軟に様々な業務において受けられることは、被災自治体にとって非常に有益であると考えられる。 こうした点から、被災時の遠隔支援を可能とするシステムの構築や、その運用ルールの策定を国が主導して行うことについて、積極的に御検討いただきたい。 特に罹災証明書や被災者台帳登録については、災害時早急に対応する必要があり、他の自治体からの応援が不可欠であることから、被災自治体の被災者支援システムにおける応援職員へのアカウント付与及び整理すべき個人情報についての取扱い、応援自治体の選定においては現行の応急対策職員派遣制度による応援スキームのままではいかかど、遠隔支援を求めた場合の統一したルールやシステムの整備等を御検討いただきたい。 ※参考「クラウド型被災者支援システムに関する主な質問と内閣府及び地方公共団体情報システム機構の回答」(抜粋) ・No.28回答「他の都道府県や市町村から派遣された応援職員等に本システムのIDや権限を付与することで、状況確認や、代理入力を行うことができます。」 ・No.48回答「アカウントの運用は各自治体様にて決めていただく想定です。貴団体にて行政外部の方のためのアカウントを払い出し、行政外部の方にアクセスいただくことは可能です。なお、LGWANの利用環境及び個人情報の取扱いに関し、各市町村のルールとの整合について留意が必要です。」 なお、本県においてクラウド型被災者支援システムの導入実績はないが、遠隔支援を行うための統一したルールやシステム整備が行われていないことにより全国的にも遠隔支援の実例はないものと思われる。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>支援措置の実施に関する最終的な判断は市町村長において主体的に行う必要があり、延長の際には書類の提出だけでなく、市町村において申請者の詳細な状況を確認する必要があるため、出頭を求めているところ。 オンライン化については、まずは実務に携わる市区町村の意見などを聞きながら、現状確認の方法など、課題を整理した上で、具体的な手続を検討するか判断する。</p>	<p>本提案は、DV等支援措置に係る手続のうち、対面が原則となっている手続を、マイナンバーカードを用いてオンラインで手続できるように、住民基本台帳事務処理要領を改正することを求めるものである。 特に下記の②「申出者→市区町村への支援措置申出書の提出」及び延長申請時の同手続を想定しており、延長申請時のみでなく、初回申出時についても御検討いただきたい。 過去にコロナ禍の緊急措置として、申出書や本人確認書類の郵送での受付を認めていた際、対面でなくとも特段の支障はなかったことから、対面の原則を緩和する余地があると考ええる。 また、現場では庁内のスペースも限りがあることから、必ずしも個室等を確保できるわけではないため、本人出頭を求めることにより、窓口で申出者と相手方が遭遇しそうな事象もあつたと聞いており、こうしたリスクも防止できると考える。 国が「DV等支援措置システム(仮称)」(別添)を構築し、下記の②～⑤の手続及び延長申請等についてオンライン手続できるようにすることについても、「具体的な支障事例」や「制度改正による効果」は当初提案のとおりであり、申出者及び市区町村職員の双方にとって利便性が向上するものと考えているため、システムの構築を含めて、オンライン化について積極的に御検討いただきたい。 以上について、市区町村の意見を聴取することであるが、その方法やスケジュールについてお示しいただくとともに、広く市区町村の意見を聞きながら、提案の実現に向け早期に御検討に着手いただきたい。 &lt;DV等支援措置に係る手続の流れ&gt; ①申出者→相談機関へのDV等被害の相談 ②申出者→市区町村への支援措置申出書の提出 ③市区町村→相談機関への支援の必要性の確認 ④相談機関→市区町村への意見を記載した確認書の返送 ⑤市区町村が申出者に対して支援開始の連絡、関係市区町村への申出書の転送</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 オンライン化により、申出者や市町村の負担軽減などが見込める一方で、市町村長において主体的に行う支援措置に関する最終判断において、対面で申請者の状況の聞き取り等を行う機会が失われることや、確実な本人確認ができず、なりすましによる申請が行われる可能性があることなどの懸念を示した都市自治体もある。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
80	80	兵庫県、東京都、滋賀県、堺市	旭川市、花巻市、多賀城市、さいたま市、長野県、名古屋、古賀市、寝屋川市、西宮市、宇和島市、佐世保市	○	マイナンバー利用事務系への無線LAN接続等を可能とする具体的な対策の明示	無線LAN及びテレワーク環境下においても、マイナンバー利用事務系への無線LAN接続等を可能とする具体的な技術的対策を示すこと	【現状】 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。))では、「マイナンバー利用事務系においては、無線LANは利用しないこととしなければならない」、「マイナンバー利用事務系は、住民情報等の特に重要な情報資産が大量に配置されており、情報漏えいリスクが高いこと等を踏まえ、テレワークの対象外としなければならない」と定められている。 この点について、令和4年の分権提案(以下「分権提案」という。))で「本ガイドラインで記述した構成や例文は、参考として示したものである」との回答が総務省から示された。 その後、第33次地制調の答申の中で、一つの地方公共団体のセキュリティ対策の不備等が他の地方公共団体や国の機関等にも脅威となることが指摘され、地方自治法改正案(令和6年3月1日閣議決定)において、地方公共団体にサイバーセキュリティ確保のための方針の策定等を義務付け、国が当該方針の策定等について指針を示すこととされている。 【具体的な支障事例】 当県では、本庁舎再編に伴い、オープンオフィス、フリーアドレスの導入や大胆なテレワークの実施等による新しい働き方を推進することとしており、その対象には税務や福祉等のマイナンバー利用事務を所管する部署も含んでいる。 分権提案では「マイナンバー利用事務系での無線LAN利用及びテレワークは不可」とするガイドラインはあくまで「参考として示したもの」との回答である一方、地方公共団体が「すべき情報セキュリティ対策に係る指針を国が示す法的根拠が設けられない状況変化が生じている」と、ガイドラインにおいて、無線LAN及びテレワーク環境下でマイナンバー利用事務系への接続を可能とする具体的な対策を示さず、一律に不可とする現状では、地方公共団体が独自にマイナンバー利用事務系での無線LAN利用及びテレワークに対応したセキュリティ対策を講じることが困難であるとともに、地方公共団体が目指す新しい働き方の推進を阻害する要因となっている。	—	国が示す技術的対策により必要な水準の情報セキュリティを確保した上で、マイナンバー利用事務を所管する部署においても無線LAN利用やテレワークによる業務実施が可能となり、「生産性の向上」と職員「働きがいの向上」の両立を図る、地方公共団体独自の新しい働き方の実現を促進できる。	総務省	○当市においても庁舎の無線LAN化及び無線ノートパソコン整備を行ったが、マイナンバー利用事務系において無線LANが許容されていないため、提案団体と同様にテレワークなどの効率的な働き方の推進に支障をきたしている。加えて、有線LAN設備も併存せざるを得ないことによる余分なコストや管理負担も生じているほか、配置換えや人事異動におけるLAN配線作業も情報管理部門の負担となっている。 ○提案団体と同課題を抱えている外、人事異動や組織改正に伴う執務室のレイアウト変更時のLAN配線に年間通じて多大なコストが必要なこと、及び年度末の大規模な人事異動のLAN配線に時間を要するため新年度の業務開始に対応が間に合わないという課題を抱えている。 ○具体的な対策内容が示されていないため、マイナンバー利用事務系の端末は無線化が実現できず、大きな運用・経費負担が生じている。
81	81	兵庫県、山形県、埼玉県、大阪府、沖縄県	宮城県、千葉県、京都府、山口県、高知県	○	登録略称吸引等業務に係る申請書類の簡素化等	登録略称吸引等業務に係る申請手続きがオンラインで完結できるよう、添付書類として求めている登記事項証明書と住民票の写しの提出を電磁的方法でも可能とする	【現状】 介護職員等が施設や事業所でたんの吸引等の行為を行うためには、たんの吸引等の実施に係る研修を修了した従事者が「認定特定行為業務従事者」の認定を受けるとともに、施設や事業所が「登録略称吸引等事業者(登録特定行為事業者)」の登録を行う必要がある。 登録略称吸引等事業者(登録特定行為事業者)の登録は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定により都道府県知事の登録を受けなければならない。申請に必要な書類として同法施行規則の規定により登記事項証明書(原本)を提出することとなっている。また、認定特定行為業務従事者認定証は同法の規定により都道府県知事が交付することとなり、交付申請に必要な書類は同法施行規則の規定により住民票の写しを提出することとなっている。 【年間新規申請件数(令和4年度)】 ①登録略称吸引等事業者(登録特定行為事業者)の登録申請 A自治体 ① 63件、② 1,026件 B自治体 ① 22件、② 335件 C自治体 ① 28件、② 377件 D自治体 ① 125件、② 3,269件 E自治体 ① 31件、② 277件 【具体的な支障事例】 同法の規定から、多くの自治体が書面で申請を受け付けており、電子申請での受付を実施している一部の自治体においても、原本での提出の必要がある登記事項証明書や住民票の写しは、別途、書面により提出する必要があるなど、手続のオンライン完結による事務負担の軽減や事務処理の迅速化の支障となっている。離島市町村が多い地域においては、さらに郵送に時間を要する場合も多い。 これらの書類は原本が根拠資料となることから、申請書類等は紙による保管が必要であり保管場所の確保が必要となる等、ペーパーレス化の支障にもなっている。	登録略称吸引等業務に係る申請については、略称吸引が必要な利用者にサービスを提供する場合に、事業所より至急での登録等を希望するケースが一定数あるが、申請において原本書面の郵送等が必ず伴うため、事務処理に期間を要する状況となっている。	自治体及び申請者の事務負担が軽減され、登録事務等の迅速化を図るとともに、オンライン完結による文書保管の電子化等によるペーパーレス化が推進される。	デジタル庁、総務省、法務省、厚生労働省	○略称吸引の登録申請・交付申請を行う場合は、全て書面による提出を実施しており、住民票は原則原本の提出を依頼している。 また、申請書類等は紙による保管が必要であり保管場所の確保が必要となる等、ペーパーレス化の支障にもなっている。 【年間新規申請件数(直近3年間分)】 ①登録略称吸引等事業者(登録特定行為事業者)の登録申請 ②認定特定行為業務従事者認定証の交付申請 令和3年度:① 68件、② 2,803件 令和4年度:① 71件、② 1,882件 令和5年度:① 83件、② 1,857件

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>本ガイドラインで記述した構成や例文は、参考として示したものであり、各地方公共団体が独自の構成、表現により、情報セキュリティポリシーを定めることや、策定した情報セキュリティポリシーに基づき、独自のセキュリティ対策を行うことを妨げるものではない。改正自治法施行後も詳細のセキュリティ対策の規定について上記位置づけが変わるものではないが、まず、庁内におけるマイナンバー利用事務系における無線LAN利用について、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定にかかわる検討会」において、検討を行う方向です。</p>	<p>改正自治法施行後も「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の位置づけが変わるものではないとしても、本ガイドライン内で明確に不可と規定されていることにより、各自自治体では、マイナンバー利用事務系において無線LANやテレワークを活用する余地がないものと考えざるを得ず、各自自治体の独自のセキュリティ対策や新しい働き方が阻害されている。マイナンバー利用事務系における庁内での無線LANの利用については、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定にかかわる検討会」において、可能な限り速やかに前向きな検討をしていただき、利用を可能とする場合の具体的な技術的対策を示すとともに、テレワーク環境下での利用についても、併せて検討をお願いしたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>喀痰吸引等業務の登録申請については、管轄する都道府県知事に必要書類を提出することとしている為、各都道府県のオンラインの実施可能状況を確認しながら、手続きのオンライン完結について検討を行うこととする。</p> <p>登記事項証明書については、現在、一部の地方公共団体を対象として登記事項証明書の添付省略のための登記情報連携の先行運用を開始しており、2024年度においては更に登記情報連携の利用対象団体を拡大する予定である。こうした登記事項証明書の添付省略に関する取組の中で、御要望への対応について必要な検討を行うこととする。</p> <p>登録喀痰吸引等事業者の登録において、住民票の写しの提出を不要とするため、住基ネットの利用を可能とするよう、必要な検討を行うこととする。</p>	<p>喀痰吸引が必要な利用者への介護サービス提供にかかる支障の早期解消に向け、喀痰吸引等業務にかかる登録事務の迅速化に資する、手続きのオンライン完結に向けた検討を進めていただきたい。</p> <p>なお、登記情報連携や住基ネットの利用による添付書類の省略を検討するとの回答であるが、登記情報連携や住基ネットの活用方法が、審査事務の中で審査担当職員による情報検索・目視突合等の作業を要するものである場合、現状では難しい「各システムへのアクセスによる情報検索作業」が新たに生じ、事務負担の増加が懸念される。その点は「登記情報システムに係るプロジェクトの推進について」（令和6年3月29日改定）にも、約20団体を対象に実施されたヒアリング調査で「登記情報連携を利用して登記情報の検索、確認等を行うことにより、職員の業務負担が増加するのではないか」といった不安の声が複数寄せられた」とあることから、多くの団体が危惧するところと考える。</p> <p>また、住基ネットは、執務室に配置された専用端末からアクセスする必要があるため、各自自治体で推進しているテレワークにより審査担当職員が勤務している時には確認ができないなど、多様な働き方の障害ともなり得る。</p> <p>については、添付書類の省略の検討にあたっては、事務負担の増加を伴わず、突合コストの削減を実現する新たなシステム連携等の仕組みとすべきと考えるが、その実現には一定の時間を要すると思われる一方、例えば、登記事項証明書の原本や住民票の写しをスキャンしたPDFデータ等を管理可能とすることで、すぐにも実現可能と考えられることから、添付省略の方法以外の電磁的方法での提出を可能とすることを、是非検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
82	82	北九州市、札幌市、さいたま市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、名古屋市、広島市、奈良市、遠賀町	花巻市、浜松市、熊本	○	給付金等支出事務の私人委託を可能とする見直し	各種給付金等について、公金の支出の委託が円滑に実施できるよう、公金の支出の委託についても、徴収事務の委託、収納事務の委託と同様に、公権力の行使までを含んだ支出事務と公権力の行使までを含まない支払事務とで分類し、支払事務において委託できる経費として「補助金、負担金及び交付金」を追加することを求める。	【本市における整理】 本市では、給付金等のオンライン申請において、申請受付、支給決定は市で行い、支払事務のみをコンビニATMで実施するサービスの導入を検討している。本サービスは、公金の支出事務の一部(支払事務)を私人(サービス提供者)に委託することになるため、地方自治法(以下「法」という。)の適用を受けるものである。公金の支出については、普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに公金事務を委託できるものとされている(法第243条の2)。支出事務を委託できる歳出は、地方自治法施行令(以下「令」という。)第161条第1項第1号から第15号までの経費、貸付金及び同条第2項によりその責金を削減できる私資金に限られている(法第243条の2の6及び令第173条の3第1項)。給付金等はいずれにも該当しないため、公金の支出の委託としての実施は法令上不可であると考えている。 【導入が困難なことによる支障】 ①新たに口座を登録する場合、口座情報の入力を要し、申請者に負担が生じる。 ②支給決定から口座への振込までに時間を要し、利便性を損なう。 ③受付後、口座情報の出力や確認作業等に時間を要し、職員への負担が大きい。 【令和4年提案を踏まえた本市見解】 令和4年提案「補助金支出事務の私人委託を可能とする見直し」においては、補助事業に係る一切の事務を私人委託することが想定されていたが、本提案は、給付金等の支給決定等、公権力の行使と解される行為は従来どおり自治体で実施し、決定権限が介在しない支払事務のみ私人委託することを想定している。歳入に係る委託は、歳入を調定し、納入の通知をし、収入を受け入れる行為である「徴収」と、調定し、納入通知のあった収入を受け入れる行為である「収納」に分類されており、歳出に係る委託も同様に、支出負担行為、支出命令及び支払までを包括する「支出」と、支出負担行為及び支出命令を除く「支払」に分類し、「補助金、負担金及び交付金」の委託は、「支払」のみに限定する等の措置により、見直しが可能と考える。	—	給付金等の受取方法の一つとしてコンビニATMが選択できるようになれば、住民の利便性の向上及び行政の効率化の両面で、以下の効果が期待できる。  (期待できる効果) ①口座情報の届出も不要なため、申請者の負担軽減に繋がる。 ②全国のコンビニATM等で原則24時間365日いつでも受取が可能であり、申請者の利便性に繋がる。 ③口座情報の確認、振込等の事務が不要となるため、職員の事務負担軽減と速やかな支給が可能になる。	総務省	○申請者の負担軽減及び利便性の向上に繋がる。職員の事務負担軽減と速やかな支給が可能となる。
84	84	特別区長会	札幌市、函館市、旭川市、花巻市、いわき市、鴻巣市、町田市、東久留米市、相模原市、亀岡市、安来市、東温市、福岡市	○	マイナンバーカードの交付等に必要統合無線による接続を可能とすること	J-LIS提供の「市町村機器整備概要」において指定されている住民基本台帳ネットワークの有線による環境構築を、統合端末については無線による接続を可能とすること	マイナンバーカードの交付に係る手続には、現状、統合端末を用いることが必要とされているが、統合端末と住民基本台帳ネットワークは有線接続による環境構築に限定されているため、庁舎外の場所に統合端末を設置してマイナンバーカードの交付等のための拠点を新たに設けようとした際、当該拠点において有線での接続を行う必要があることにより、費用面や工期の面等から断念せざるを得ない状況となっている。 今後、ピークを迎えるマイナンバーカード及び電子証明書の更新に対して、現在の窓口数での対応には限界があり、無線接続により更新手続の拠点を増設するなど、積極的なサービス提供を行うことが必要だと考えているため、本件の提案に至っている。	マイナンバーカードの交付や電子証明書の更新手続をスムーズにするためのマイナンバーカードの普及及び今後ピークを迎えるマイナンバーカードや電子証明書の更新に対して、統合端末と住民基本台帳ネットワークの無線接続が可能となれば、以下のような効果が見込まれる。 ・来庁が難しい区民へ、自治体側から積極的にサービスを提供できるようになる。 ・既存の庁舎窓口以外の場所に拠点を増設するに当たり、統合端末が無線化されると、配線工事が容易になり、工期の短縮や費用の削減につながる。	デジタル社会が提供するサービスを受けるための重要なツールとなるマイナンバーカードの普及及び今後ピークを迎えるマイナンバーカードや電子証明書の更新に対して、統合端末と住民基本台帳ネットワークの無線接続が可能となれば、以下のような効果が見込まれる。 ・来庁が難しい区民へ、自治体側から積極的にサービスを提供できるようになる。 ・既存の庁舎窓口以外の場所に拠点を増設するに当たり、統合端末が無線化されると、配線工事が容易になり、工期の短縮や費用の削減につながる。	総務省	○繁忙時期におけるレイアウト変更のたび職員作業もしくは費用をかけた移設を行っている。 ○本市では、窓口への来庁が困難である市民に対し、市民の自宅まで職員が出向いて訪問交付を行っている。交付前設定済みのマイナンバーカード(以下、カード)を市民宅へ持っていき、本人確認書類および本人の容貌を確認した上で統合端末を設置している行政窓口まで戻り、交付処理を行った上で再度市民宅に赴きカードを手渡しているが、市民宅と行政窓口を往復することに、相当時間を要するため訪問できる件数に制限が大きい。統合端末が無線化すれば、訪問交付の際に一度で本人確認から交付まで完了できるため、訪問交付にかかる時間を大幅に短縮することができる。また、カード申請時と同様に、地域に出張して電子証明書の更新や確認番号設定の手続を受付する出張行政窓口の運用を検討することが可能になり、外出が困難な市民の利便性が向上する。 ○郵便局にマイナンバーや電子証明書に関する業務委託を検討しようにも、配線工事等が必要となるため、時間・費用ともに障害となっている。無線接続が可能となれば、郵便局への委託のハードルも下がるものと考えられる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>補助金等の交付決定後、支払のみを委託する場合においても、補助金等はその目的に応じて稼々てあって、補助金事業に対して多額の予算を計上している団体もある。支出事務を委託した会社が破綻するなど不測の事態が発生した場合に、委託した支出額を全額担保することが必ずしも可能とはいえず、地方公共団体が損害を被る可能性もあると考えられる。また、受託者の恣意的な判断により不当な公金支出につながるおそれもあるため、見直しは困難である。</p> <p>なお、補助事業としてではなく、委託事業として事業を再構成することにより対応が可能になる場合もあると考えられる。</p>	<p>ご指摘にある、委託した事業者が破綻することで地方公共団体が損害を被る可能性がある点については、「委託可能な金額に上限を設定する」、「複数の企業で構成する共同事業体に委託することでリスク分散を図る」、「業務委託契約時に損害保険への加入を要件とする」といった対応策が考えられる。</p> <p>また、受託者の恣意的な判断により不当な公金支出につながるおそれがある点については、公金支出委託制度全般に共通する課題であると考えられるが、支出事務全体ではなく支払のみを委託する場合、受託者は、地方公共団体が決定した交付対象者や交付金額に従い、交付対象者に対し、単純に支払を行うのみとなるため、受託者により恣意的な支出が行われるリスクは極めて少なくなると考えられる。</p> <p>給付金等の支給決定等は公権力の行使と解されること、支出事務については、公金の取扱上の責任を明確にし、公金の確保を期する観点から、私人による取扱いを制限し、支出負担行為の確認や出納事務を会計管理者の職務権限としていること等については承知している。しかし、現行制度において、一定の経費については例外的に私人への支出委託が可能となっており、給付金等についても、本提案や上記対応策を踏まえ制度の見直しを行うことで、私人への支出委託を可能とする余地はあると思われる。デジタル化が進み給付方法(ATM受取等)も多様化している状況にあることから、支給対象者への速やかな支給や行政事務の効率化に向けて是非見直しをご検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>統合端末の無線接続については、住基ネットが全国の住民の個人情報を保存しているシステムであることや無線接続により当該個人情報漏洩等のリスクがあることなどに鑑み、慎重な対応が必要と考える。</p> <p>なお、統合端末については、住民基本台帳事務及びカードの交付事務に不可欠な端末であり、その操作は管理者から適正に権限を設定された者が確実に本人認証を経た場合に限り行うことができる等、正当でない者による利用を厳に防ぐ運用とされているところであり、統合端末を含む住民基本台帳ネットワークシステムの構成機器、関連設備等の管理については、「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」(平成14年総務省告示第304号)において、盗難・破損等を防止するために必要な措置を講ずべきものと定めているところ。</p> <p>また、市区町村において管理されていた統合端末が所在不明となる事案が起こったことを踏まえ、「住民基本台帳ネットワークシステムの構成機器、関連設備等及びマイナンバーカード等の適正な管理の徹底について(通知)」(平成30年2月28日)において、盗難防止のために統合端末をワイヤロック等により固定することについて、改めて徹底することとしている。</p> <p>よって、盗難防止の観点からも、統合端末の持ち運びについて許容することは困難であると考えている。</p>	<p>統合端末の無線化により、今後ピークを迎えるマイナンバーカード及び電子証明書の更新に対応するための庁舎窓口の増設や郵便局へ事務を委託する場合の費用削減や期間短縮につながることを期待できる。</p> <p>LGWAN接続系でも一定のセキュリティ要件を満たすことを条件に無線化を可能としている(地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン)ことに鑑み、統合端末についても無線による接続が可能となるよう検討されることを望む。</p> <p>なお、盗難及び紛失防止の観点から、統合端末の持ち運びが許容されないことは理解するが、庁舎外に無線端末を持ち出さないまでも、設置場所を定めた上で、ワイヤロック等により固定することは可能と思われる。</p>		

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
85	85	特別区長会	札幌市、花巻市、郡山市、いわき市、三郷市、相模原市、浜松市、豊橋市、亀岡市、安来市、東温市、福岡市、大野城市、熊本市	○	印鑑登録証明の印影登録等のオンライン化	印鑑登録証明の印影に関する情報を自治体間で共有することで、住所異動があった際も届出に実行することなく手続きのオンライン化をはかることができる。	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部の施行により、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結するための取組(デジタルファースト)」が求められている。印鑑登録においては、市町村ごとに条例を制定し印影を登録することが必要となっているため、転入の度に窓口に来庁して手続きをすることが必要となっている。電子化の進展により、住所変更等の手続きは電子申請が技術的に可能であるにもかかわらず、印影の登録が必要であるために窓口への来庁を求めることによって、市区町村窓口の慢性的な混雑を生じさせており、申請者の利便性及び業務の効率化の双方の面で支障が生じている。	現在検討されている転入・転居の手続きが完全オンライン化した場合も、印鑑登録を希望する者は前住地で印鑑登録をしても転入先自治体に印鑑登録の手続きのために来庁する必要が生じる。	印影の情報が前住地から転入先に共有されることに加え、印影の登録以外の届出をオンラインで行うようにすることで、窓口の来庁が不要になる。	総務省	○転入と同時に印鑑登録を行うことで処理時間が30分程度加算される。市民、職員ともに負担が大きく、また繁忙期の混雑解消のためにも導入すべきと考える。
86	86	特別区長会	札幌市、花巻市、郡山市、いわき市、川崎市、相模原市、浜松市、豊橋市、亀岡市、安来市、西宮市、広島市、東温市、福岡市、大野城市、大村市、熊本市	○	転入届・転居届の電子申請を可能とすること	住民基本台帳法上の転入届及び転居届について、電子申請を可能にするための法整備を行うことを改めて強く要望する。	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部の施行により、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結するための取組(デジタルファースト)」が求められている。一方、「転入届・転居届」の住民基本台帳法上の届出を行う場合、法令上は届出の際に窓口来庁を要する旨が記載されており、市区町村に届出本人または代理人が来庁して手続を行うこととされている。しかしながら、電子化の進展により、住所変更等の手続きは電子申請が技術的に可能であるにもかかわらず窓口への来庁を求めることによって、市区町村窓口の慢性的な混雑を生じさせており、申請者の利便性及び業務の効率化の双方の面で支障が生じている。	転入・転居・世帯主変更等の手続きの場合は、法令で定められた期間内に窓口への来所すること必須となっており、住民の負担となっている。また、窓口の慢性的な混雑が生じており、申請者の利便性及び業務の効率化の双方の面で支障が生じている。	個人番号カードの電子証明書等を用いて本人確認手段を担保した上で住所変更等手続きの電子申請を認めることにより、申請者の利便性を高めるだけでなく、市区町村窓口の混雑を解消できるため、事務の効率化につながる。	総務省	○転入届・転居届を窓口で手続することは、行政手続のオンライン化を進めていく上で支障となり、オンライン化が可能となった場合、市民の利便性及び繁忙期における窓口の混雑緩和につながる。 ○転入届と転居届は、転出届が完全オンライン化されたことにより繁忙期の利用率は20%を超え、利便性の向上と窓口の混雑緩和が図られた。加えて、転入届も対面手続が緩和されれば、更なるオンライン申請の利用率向上が期待できる。一方、転居届は対面手続によるオンライン申請の利便性が乏しく、利用率は1%程度に留まっている。 ○マイナンバーカードについては、本人確認書類としての利用や署名用電子証明書の利用が想定されるため、既にオンラインにより住所異動の手続きがなされたとしても、その後の確実な券面の更新や電子証明書の発行が求められる。また、住居表示等により本人が申請した住所とどりの表記にならずオンラインだけで完結しない事例が多数想定される。そのため、転入・転居の手続のオンライン化以前に、住民異動後に発生する手続の簡素化等も検討(券面更新のオンライン化、簡素化等)が必要と考える。 ○転入届・転居届の手続については、それだけでなくマイナンバーカードの更新や、国民健康保険等他部署での手続が大きく関わってくることから、窓口来庁しないことによる他部署の手続方法等整理を行った上で進めるべきもと考える。 ○マイナンバーカードの券面事項更新の方法やカードを持っていない人への対応、申請情報に疑義があった場合の対応等も併せて検討の上、事務処理方法を示していただきたい。
87	87	特別区長会	花巻市、ひたちなか市、高崎市、寒川町、長野県、三島市、大坂市、長岡市、西宮市、広島市、東温市、熊本市	○	後期高齢者医療保険制度における保険証等の交付関係業務、及び高額療養費を代表とする給付関係等の申請業務において、電子申請を可能とすること	後期高齢者医療保険制度における保険証等の交付関係業務、及び高額療養費を代表とする給付関係等の申請業務において、電子申請が認められていないため、電子申請の導入が可能となるよう求める。	【現行制度について】 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第10条及び第19条第1項等の後期高齢者医療保険制度における保険証等の交付申請、ならびに同規則第70条等の高額療養費を代表とする給付関係の申請業務(高額療養費申請、高額療養費(外来年間合算)申請、高額介護合算療養費申請、一部負担金差額申請、療養費申請、食事療養差額支給申請、葬祭費支給申請)において、厚生労働省が電子申請の実施の可否について明確に示していないため、地方自治体において電子申請導入の判断ができず、事実上の規制となっている。 なお、これまで広域連合を通じ厚労省に複数回照会しているが、回答を得られていない。 【支障事例】 保険証等の交付申請については、マイナ保険証の導入に伴い令和6年12月1日に保険証の交付が終了するが、資格確認書又は、資格情報のお知らせの交付申請として、引き続き行われる。また高額療養費等の給付申請業務については、マイナ保険証の未保有者が一定数存在するため、申請業務は引き続き行われる。 現在、保険証の交付申請については年間約600件、再交付申請は約2,800件、高額療養費等の支給申請は約19,800件、延べ23,200件の申請があり、全て紙媒体で申請を行っているため、窓口での対応、紙媒体の保管スペースの確保等、事務負担が生じている。当区ではマイナ保険証の保有率が90%程度のため、資格確認書の交付及び再交付申請で約1,700件が見込まれ、また高額療養費の支給申請は、以前と変わらず約19,800件、延べ約21,500件の申請が発生するものと推測される。この傾向はマイナ保険証に完全な切り替えが終わるまで継続する。	当区では、法令等による阻害要因の無い手続きについては、令和5年度に電子申請の完了を目指している。各手続きに関して電子申請を行う対象者は、原則75歳以上であるため、現時点では紙媒体による申請になじみのある方が大多数と考えられる。しかし今後オンライン化を要望する方が増加すると予想されるため、阻害要因を取り除いていきたいと考えている。	手続きのオンライン申請が可能になることにより、住民は来庁不要になり、必要の時間にオンライン申請を行うことができる。昨今の労働人口の減少に伴う郵便受けによる配達遅延や交通機関の縮退の影響を受けず、今後窓口の職員数の減少による待ち時間の減少等の効果が見込まれる。自治体側としても紙の申請書を保管する必要がなくなり、保管場所の確保や紛失のリスクが減り業務効率化に繋がる。	厚生労働省	○現在、当市では手続のオンライン化について検討しているところである。住民の利便性及び業務の効率化を推進する必要があることから賛同するもの。 ○当市でも同様の支障が生じており、デジタル化を推進し市民サービスの向上を図るためにも手続のオンライン申請を可能とすることは必要と考える。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>印鑑登録証明事務については、各地方公共団体において条例を定め、実施されているものと承知しており、御提案の制度を表現するためには、各団体において条例改正が必要となる可能性があり、影響が大きいものと考えられるため、御提案のニーズを適切に把握する必要がありますと考える。</p>	<p>印鑑登録事務は自治体システム標準化の対象に加えられ、印影読み込み作業などの標準化が行われていることや、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて転出団体から転入団体への情報の送受信が行われていること等を踏まえると、本提案の実現は可能であると考え。また、本提案の実現は情報システムを統一化し、情報連携を行うことで、住民サービスを向上させる取組を迅速に普及させるという標準化の趣旨にも合致するところであり、必要性も大きいと考える。</p> <p>印鑑登録証明事務は区市町村ごとに条例を定めて実施しているが、それぞれの規定、運用等に大きな違いはないことから、印鑑登録手続をオンライン化すること、また、印影の情報を自治体間で共有することに必要な条例での規定事項の統一は可能と考えられる。</p> <p>本提案が実現した場合、申請者においては印鑑登録のための来庁が不要になり、利便性が向上するとともに、区市町村においては窓口の混雑解消や登録事務の軽減により、業務の効率化を図ることができる。また、当区においては、人口約69万人に対して年間22,597件の印鑑登録実績があることをふまえると、全国的にニーズがあると考えられるため、必要な法令、事務処理要領の改正等の検討を積極的に行っていただきたい。特に、転入届の完全オンライン化とあわせて当提案内容が議論されることで、完全オンライン化が実現した場合に住民が印鑑登録のためだけに窓口に来庁する必要が生じることがないようにしていただきたい。</p>		
<p>住民基本台帳は、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の住民の権利義務に関わる様々な行政事務の基礎となるとともに、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードと電子証明書の認証基盤(トラストアンカー)となるものとして、市町村が管理することとされている。</p> <p>このような住民基本台帳への記載の契機となる転入届及び転居届については、届出者の実在性・本人性やその居住実態を厳格に確認し、台帳の正確性を確保することが不可欠となっており、現行制度においては対面での手続を必須としている。</p> <p>なお、デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和5年6月9日閣議決定)において「2024年度(令和6年度)を目標に確実な本人確認や居住実態の確認等に関する課題を踏まえた具体的な方策について検討を行った上で、地方公共団体の標準準拠システムへの移行状況も踏まえつつ、転入時に必要な手続を含めた、将来的な完全オンライン化を目指す。」とされていることも踏まえ、必要な検討を行う。</p>	<p>デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和6年6月21日閣議決定)においても同内容の記載があり、前向きな検討をいただいていると思われるが、令和5年6月9日閣議決定時の当該重点計画には「2024年度(令和6年度)を目標」との記載もあることから、現在の検討の状況、現状での課題及び今後のスケジュール等を明らかにするとともに、住民の利便性向上、市区町村窓口の効率化のために転入届及び転居届を含む引越し手続の完全電子申請化のための法整備が早急になされることを改めて要望する。</p>		
<p>後期高齢者医療制度に係る事務手続の電子申請については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項により、書面により行うこととされている申請等についても、オンラインによる対応が可能とされているため、現行規定で電子申請の対応は可能である。</p> <p>各自治体の判断において適切な方法で実施されたい。</p>	<p>これまで当区では東京都後期高齢者医療広域連合を通じ貴省へ電子申請の可否について照会しており、今回、電子申請が可能であるとの御回答をいただくことができたことに関しては感謝申し上げます。</p> <p>一方、貴省からの第1次回答の「書面により行うとされている申請等」について、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第47条に規定する添付書類(特に、現状紙でしか原本交付を受けられない薬料に要した費用の額などを証する書類(医療機関発行の領収書など))について、電子申請でどのように対応すべきかの判断がつかないため、電子申請の導入が阻害されている。</p> <p>このため、電子申請導入の先進事例や電子申請における添付書類の登録等の具体的方法などを明確にした正式通知を、全ての基礎的自治体と広域連合に対し、早期に発出していただきたい。</p>		



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
90	90	大阪府、福島県、滋賀県、堺市、兵庫県、奈良県、和歌山県	高崎市、高知県、熊本県、特別区長会	○	特別弔慰金請求書の受付事務のDX化	特別弔慰金の請求書受付事務に関し、国においてAI-OCRとRPA等の活用も検討し、請求書受付処理システムを構築すること等により、都道府県における受付入力及び請求書入力に係る事務の効率化を図ること。 【支障事例・制度改正の必要性】第10回(平成27年～)、第11回(令和2年～)職業者等の遺族に対する特別弔慰金については、3年の請求期間のうち、約6割の請求が初年度に集中した結果、請求書の受付処理に時間がかかり、結果として、初年度の査定が大増に遅れるなどの事象が発生した(第10回:提案県の全受付件数53,765件うち初年度32,798件、第11回:提案県の全受付件数44,866件うち初年度29,898件)。	請求が初年度に集中した結果、受付に時間を要し、審査・査定が大増に遅れ、請求者や窓口となっている府域市区町村を始め都道府県からも問合せや迅速化を求める意見等を多数受け取ることとなり、これらの対応によりさらに受付や審査業務が圧迫されるなどの支障が生じた。	特別弔慰金請求書の受付処理時間の大幅な削減(試算では、受付入力及び請求書入力(簡易台帳出力及びAI-OCRによる読取データの確認等の作業を含む。)所要時間が約半分になる見込み)を図ることができ、速やかに審査業務を行うことにより、受付繁忙期である初年度においても、請求者により早く裁定を出すことが可能となり、住民サービスの向上に繋がる。 システム構築により、RPAによる自動入力の際、「職業者等特定方式」の優先順位付けや「職業者等特定」で類似する氏名がある場合にエラーで返す等の条件付けをすることにより、「エラーではじかれたもの」という視点で職員がチェックでき、膨大な量の入力・確認の過程で発生しがちなヒューマンエラーを防ぐことができる。さらに、様式の見直しにより、AI-OCRの読取精度の向上とともに受付処理の迅速化につながる。なお、特別弔慰金は高齢化に伴い請求人数が増加している事業であるが、他方、職業者の兄弟姉妹に代わり、経歴等後順位者からの請求や相続人からの請求等、要件確認が複雑な請求の増加が見込まれ、前回受給者以外は1件当たりの審査時間は増えることが想定されることから、特別弔慰金請求書の受付処理のDX化による受付処理時間の大幅な削減の必要性は非常に高い。 また、請求件数の多い都道府県が各々DX化を図るより、国においてシステムを構築することが合理的である。	財務省、厚生労働省	○受付入力1件ずつ手作業で行うため漏れや誤りが生じやすい。	
91	91	大阪府、栃木県、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、奈良県、熊本県	旭川市、花巻市、宮城県、高崎市、川口市、千葉県、神奈川県、浜松市、豊橋市、京都市、大阪府、高知県、熊本県	○	社会福祉施設等における災害時情報共有システムについて、平時の施設情報や、災害時の被災情報等が登録できるような、権限の付与を求め、都道府県において、権限付与済の市の被災情報等の登録状況を閲覧できるような改善を求め、介護サービスの情報公表及び障害福祉サービスの情報公表並びに同システムに付加されている災害時情報共有システムについて、相互連動等の改善を求め、	【現行制度について】社会福祉施設等における被災状況報告については、令和3年4月15日付け厚生労働省「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」において、災害時情報共有システムによる報告へ移行することとされた。 【支障事例】社会福祉施設等における災害時情報共有システムのうち、特に介護関係については、政令市を除く市町村は利用権限がないため、平時の施設情報、災害時の被災情報及び対応状況等にかかわらず、災害時の被災状況を把握できず、災害時には、市町村内の状況把握や迅速な支援等が難しい(障害、児童関係は、権限のない政令市、中核市以外の市町村においても、自市町村内の被災状況報告に限り閲覧が可能であるため、把握等は可能)。また、災害時には政令市を除き、都道府県が施設への報告指示等を一挙に担うこととなっているため、都道府県が指定権限等を持たない政令市を除く市町村所管の事業所等に対する緊急連絡先の更新・登録促進等に苦慮しており、当該システムによる報告指示等ができない事業所等が一定数存在する(直近の当該システム利用時においては、対象施設のうち、養護・軽費・有料・サ高(政令市除く)を例に挙げると、402/1408施設(約29%)がエラーとなった)。また、障害、児童関係については、都道府県において、政令市、中核市の被災状況の閲覧権限がないため、当該システムからは、政令市、中核市の被災状況は一切把握できない。このため、災害時には、政令市、中核市の被災状況把握に当該システムを活用することができず、インフラ等を中心とした支援の検討や国への支援要請などの対応が遅れることや、被災状況の把握に時間を要することが想定される(介護関係については、権限のない政令市も閲覧は可能)。 さらに、介護サービスの情報公表、障害福祉サービスの情報公表等の制度が異なるシステムで運用されており、付随する災害時情報共有システムについても、提供サービスごとに各システムへの報告が必要となり、事業所によっては重複報告が必要となる。	障害サービスと介護サービスを併設している事業者から発生時にどちらのシステムに報告をしたかわからなくなるという意見があった。 被害規模が少なかった災害時でも、市町村が被災状況の登録権限がないため、システム外の連絡調整に時間を要した。大規模災害発生時には、更に対応が困難になることが予想される。	災害時情報共有システムについて、市町村に利用権限を付与することで、事業所等へ迅速な報告指示が可能となるとともに、市町村が被災状況を把握できるとともに、即座に必要な措置を講じることが可能となる。 また、都道府県が指定権限等を持たない政令市を除く市町村所管の事業所等に対する緊急連絡先の更新・登録の促進が期待される。 都道府県において、すべての市町村が得た被災情報をシステム上で集約できることにより、インフラ等を中心とした必要な支援の検討や国への支援要請など、迅速な対応が可能となる。 介護と障害のシステムが連動することで、事業所等の事務負担を軽減し、利便性が高まる。	こども家庭庁、厚生労働省	○現状は介護サービスと障害サービスで異なるシステムを用いて被災状況を報告することとなり、災害時には異なるシステムから各サービス種別事業所の被災状況を集約する必要があり、相当程度時間を要すると見られる。 ○災害時に、介護施設等の被災状況を把握するシステムがないことから、当該システムの利用権限等あれば、介護施設等の被災情報及び対応状況等被災状況の把握できることとなり、市町村内の状況把握や迅速な支援等が可能となる。 ○社会福祉施設の被災状況は、市町村においても把握する必要があるが、提案のとおり市町村に利用権限がないため当該システムによる被災状況の把握ができない。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>請求書受付事務に関して、AI-OCRやRPA等を活用した請求書受付処理システムを構築することは、現時点では特別弔慰金の令和7年度以降の継続が決定しておらず、予算要求や調達手続き・開発等を行うことができず困難であり、令和7年度以降に行う場合でもこれらに相当な期間を要するため、次回請求期間に実装することは困難であると考えます。</p>	<p>特別弔慰金は、戦後20年から70年まで10年周期の節目の機会に遺族に支給されており、すでに戦後80年である令和7年度に改正法の施行及び請求受付の開始が予定されている。令和5年8月には、都道府県あて事務処理の迅速化案への意見照会があり、令和6年7月には、とりまとめた迅速化案及び令和7年4月1日施行に向けたスケジュール案が提示され説明会が開催されたところ。スケジュール案を見ると、改正法案の提出、マニュアル・手引きの配付等、準備が着々と進められており、令和7年度以降の継続が決定していないことにより予算要求等が困難との回答に合理的理由はない。</p> <p>また、提示された迅速化案の内容は、本府や他の都道府県ですでに実施しているものもあり、大幅な迅速化が図られるとは言えない。本府の提案は、受付処理をDX化することにより省力化を図り、その人員を審査業務にあてることにより裁定までの時間を短縮するものであるため、当提案をご検討いただき、抜本的な事務処理の迅速化を図られたい。</p> <p>さらに、「令和7年度以降に行う場合でもこれらに相当な期間を要する」とのことであるが、当府にてAI-OCR及びRPA事業者へヒアリングを行ったところ、AI-OCRによる請求書等の読み取り設定及びRPAで確認システムに自動入力するシステムの開発に要する(業者の作業期間)は、3〜4か月とのことであった。したがって、令和6年度中から検討し準備すれば、受付初年度である令和7年度に運用を開始することは可能であると思われるため、住民サービスの向上を図る必要性からも、迅速化案の一つとして前向きに検討いただきたい。</p>	<p>【神奈川県】 システムの改修においては、実災害で直面した課題を明らかにするとともに、被災自治体をはじめとした自治体の意見を取り入れるなど、透明性を確保していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 本提案は事務の省力化に繋がる可能性があるが、一方で、AI-OCR等の精度やシステム導入にあたっての県費負担を懸念する意見もある。そのため、これらの意見を勘案しつつ、本提案の検討を求める。</p>
<p>介護サービスの災害時情報共有システムについては、令和5年度において、自治体からの要望も踏まえ、中核市と一般市町村もシステムの閲覧を可能とする改修を行ったところであり、令和6年6月6日に各都道府県・政令指定都市・中核市の担当者宛てにメールでご連絡しています。</p> <p>また、現時点においては、都道府県・政令指定都市が事業所に代わって被災状況等の入力が可能ですが、他の市町村においても代理人入力が可能となるよう権限を付与することを検討しているところです。</p> <p>障害福祉サービスの災害時情報共有システムについては、一般市町村によるシステムの閲覧及び災害時の被災状況の代理人入力が可能であり、都道府県は指定都市・中核市の被災情報等が閲覧できるようになっています。</p> <p>同一法人であっても介護サービス及び障害福祉サービスの被災状況が異なりうるため一律に連動させることは難しいと考えますが、両サービスの災害時情報共有システムに登録された情報が災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)に集約され、一括して確認できるようにするための改修を、今年度進めているところです。</p>	<p>介護サービスの災害時情報共有システムについて、中核市・一般市町村におけるシステム閲覧を可能としていただき、また、代理人入力の権限付与についても検討いただきありがとうございます。市町村への代理人入力権限付与により、迅速な被災状況把握につながると認識しており、改修を踏まえ災害に対応できる体制を整えたいことから、具体的なスケジュールを示していただき、早急な対応をお願いしたい。</p> <p>また、同一法人で介護サービス及び障害福祉サービスにおいて、被災状況が同一の場合については、重複報告が不要となるような方法を検討いただきたい。</p> <p>なお、障害福祉サービスの災害時情報共有システムについて、一般市町村によるシステムの閲覧及び被災状況代理人入力、都道府県における指定都市・中核市の被災情報等が閲覧できる対応をしていただき、感謝申し上げます。</p> <p>児童関係については、第1次回答で触れられていません。障害福祉サービスおよび介護サービスの災害時情報共有システムにおいては現場の実態に合わせた対応をしていただく。児童関係においても、都道府県が政令市、中核市の被災状況の閲覧ができるよう早急な対応をお願いしたい。なお、早急な対応ができない場合につきましては、その理由のご提示を併せてお願いいたします。</p>	<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>	

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
92	92	大阪府、山形県、宮城県、茨城県、高崎市、高崎市、高崎市、川口市、堺市、兵庫県、徳島県、高知県、福岡県、熊本県、鹿児島県、福岡県、熊本県、鹿児島県、熊本県、福岡県、熊本県	旭川市、宮城県、茨城県、高崎市、高崎市、高崎市、川口市、堺市、兵庫県、徳島県、高知県、福岡県、熊本県、鹿児島県、福岡県、熊本県	○	災害時情報共有システムの対象に、保護施設(救護施設など)を追加することを求める。	災害時情報共有システムの対象に、保護施設(救護施設など)を追加することを求める。	【現行制度】災害時情報共有システムにおいて、保護施設(救護施設など)は対象外となっていることから、国・都道府県・市町村・施設との情報共有は、国指定様式のエクセル表を用いた電子メールに依ることになっている(厚生労働省の指示)。【支障事例】システムの対象外であるために、関係者間の情報共有を電子メールで個別に行わなければならない、煩雑かつ時間がかかる。【改善の必要性】保護施設の入所者の約半数は高齢者であり、障がい者も少なくない。また、大規模な入所施設でありながらシステムの対象外になっているのは保護施設のみである。災害時における迅速な情報共有のためには、システムの対象にしていなければならない。	府内の救護施設から、なぜシステムの対象外なのかという疑問の声が寄せられている。	災害時における迅速な情報共有が可能になる。	こども家庭庁、厚生労働省	—
93	93	札幌市長会	札幌市、函館市、旭川市、花巻市、仙台市、いわき市、町田市、相模原市、浜松市、豊橋市、龍岡市、堺市、堺屋川市、西宮市、安来市、倉敷市、広島市、東温市、福岡市、大野城市、熊本市	○	マイナンバーカードの諸手続きにおける本人確認をオンラインで実施できるものとし、手続き(交付、暗証番号の初期化、券面記載事項変更、一時停止解除等)をすべてを来庁せず完了できる制度構築を求め。	マイナンバーカードの諸手続きにおける本人確認をオンラインで実施できるものとし、手続き(交付、暗証番号の初期化、券面記載事項変更、一時停止解除等)をすべてを来庁せず完了できる制度構築を求め。	現在マイナンバーカードの交付並びに電子証明書発行及び更新にあたっては、住民(代理人含む)が来庁することが必須となっている。マイナンバーカードの交付及び電子証明書の発行にあたっては、厳格な本人確認を要することから、上記のような運用が定められていると理解している。しかし、オンラインで本人確認等を行える制度を構築し、窓口に来庁することなく、カードの交付及び電子証明書の発行等を受けられる制度とすれば、マイナンバーカードを希望するすべての住民に交付を行き届かせることが可能と考える。また、マイナンバーカード及び電子証明書取得後に発生する諸手続き(暗証番号の初期化・再設定、一時停止解除、及びマイナンバーカードの券面記載事項変更)も、厳格な本人確認や統合端末での処理を要することから、住民(代理人含む)が来庁することが必須となっている。これらについても、オンラインでの本人確認や手続きができる制度とすれば、一層住民の利便性向上・不安削減につながるかと考え、本件の提案に至った。	マイナンバーカードの交付、券面更新及び電子証明書の発行手続き及びする際、移動が難しい地域住民は来庁することに支障がある。身寄りのないひとり暮らしの高齢者等は、窓口への来庁が困難で、マイナンバーカードの交付、券面更新及び電子証明書の発行等をあらかじめ済ませたい。また、住民票の発行や、確定申告等がマイナンバーカードを使用することで簡単にできることとなっているが、手続き時に暗証番号を忘れた方から、区役所への来庁を必要としない方法を求められることがある。	デジタル社会が提供するサービスを受けるための重要なツールとなるマイナンバーカードの普及の障害となっている窓口来庁という障壁を取り除くことで、マイナンバーカードを希望するすべての住民に交付を行き届かせることが可能となる。また、今後様々な申請がオンラインで行えるようになることが想定されるが、その際に重要となるマイナンバーカードの諸手続きがいつでも行うことができるということは、マイナンバーカードの不信任の削減、住民の利便性の向上につながる。	総務省	○開庁時間帯に来庁できない住民からのクレームが度々ある。 ○マイナンバーカード等に係る本人確認等のオンライン化は、技術面及びセキュリティ面において、環境が整った上で実施することで、市民の利便性向上につながる。 ○令和7年以降、全国的に電子証明書更新の最初のピークが訪れることが予測されており、それに伴う暗証番号再設定手続き等も含め、当市の区役所等窓口でも混雑が予想される。オンライン上でこうした手続きを完了させることができれば、窓口負担の軽減および住民の利便性の向上に大きく寄与することが考えられる。 ○マイナンバーカードの諸手続きのオンライン化によって、今後の更新等に伴う混雑の緩和や、窓口来庁の減につながると思われるが、対面に相当する厳格な本人確認の担保が必要であると考えられる。また、電子証明書の更新や券面記載等について、統合端末による方法だけでなく非対面でも行える方法(キオスク端末など)により職員負担や市民負担は大幅に減るものと考えられる。 ○暗証番号の初期化・電子証明書の発行や更新・一時停止の解除についてはマイナンバーカードの券面事項の印字対応を伴わないため窓口に来庁する必要がなく、手続きをオンラインで完了させることができれば市民の利便性を飛躍的に向上させることが可能である。保有枚数が向上し利用者が増加しても、行政窓口を毎日24時間運用することは現実的ではない。キオスク端末やマイナンバーホール等で手続きができるようになれば、どのような生活状況にある方でもマイナンバーカードの利便性を失うことなくご利用いただくこと、人件費の増加を極力抑えることを両立できる。 ○マイナンバーカードの交付等の手続きについて、来庁する必要があり、来庁が困難な住民へのフォローアップを行っているが、全てに応じるのは限界がある。 ○手続(交付、暗証番号の初期化、券面記載事項変更、一時停止解除等)に、本人の来庁が原則となっていることから、市民の負担も大きく、また窓口においても、混雑や回答受付処理等負担が大きくなっている。このことから市民、行政の負担軽減のためにも、オンライン手続き可否を所望する。 ○暗証番号の初期化・再設定、一時停止解除、券面記載事項変更の手続きについてオンラインで行えるようになれば、住民の利便性向上や窓口負担の軽減につながることは思うが、マイナンバーカードは本人確認書類として使用するものであることから、不正利用・不正取得の面からも厳格な本人確認を行い交付することが重要であると考えられる。 ○マイナンバーカードの普及の障害となっている窓口来庁という障壁を取り除くことは重要であると考えられる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>災害時情報共有システムでの対象に救護施設等を追加することについては、これまでも議論はあったものの、救護施設等以外の施設類型と比較して施設数が少なく(各都道府県の救護施設等の数が数カ所程度)、システム改修の経費に対して効果が十分に見込めないとの議論もあり、システム改修の予算の要求については慎重な検討が必要である。</p> <p>なお、救護施設等における災害時の情報収集については、救護施設等は、システムには対応していないものの、災害発生時には業務時間内外問わず、担当課から自治体の状況の詳細に聞き取って迅速に状況の把握を行っている。この度の能登半島地震の際も、自治体に電話照会を行い、状況を速やかに把握し、必要な対応を行ってきたところであり、今後ともこのように必要な対応を行っている。</p>	<p>令和4年社会福祉施設等調査によると、令和4年10月1日現在の全国の保護施設(総数は233施設であり、総定員は19,223名)に及ぶ(救護施設:186施設・定員16,412名、更生施設:19施設・定員1,446名、授産施設:14施設・450名、宿所提供施設:14施設・定員915名)。</p> <p>保護施設よりも全国の施設数や総定員が少ない施設(例えば、助産施設(382施設・定員3,164名)、乳児院(145施設・定員3,822名)、婦人保護施設(47施設・定員1,205名)、児童心理治療施設(51施設・定員2,168名)など。)が、従来から災害時情報共有システムの対象となっていることから、保護施設を対象に含めないことに合理的な理由はない。</p> <p>また、仮に、南海トラフ地震が発生した場合には、内閣府が定める「南海トラフ地震防災対策推進地域」の主な府県(神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県の16府県)を探っても、79施設・総定員7,032名(救護施設:65施設・定員6,126名、更生施設:8施設・定員596名、授産施設:4施設・定員130名、宿所提供施設:2施設・定員180名)の情報収集及び情報提供が必要になる。</p> <p>災害発生時において、地方自治体には、保護施設からの情報収集及び保護施設への情報提供のために専任の人員を割く余裕は無く、電話による情報収集及び情報提供ではなく、同システムによる効率的で迅速な情報収集及び情報提供を行う必要がある。</p> <p>災害時においては、関係者間の迅速かつ正確な情報共有が最重要事項であり、そのための最も有効な手段が同システムであることから、システム改修を行って保護施設を対象に加えることは、デジタル技術の活用等により地方公共団体業務の効率化・高度化を図ろうとする政府の方針に合致すると思料する。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することを原則としている。</p> <p>電子証明書についても、電子証明書の発行の際は、市区町村の窓口等において対面での本人確認を経て発行することで、国際的な基準(米国立標準技術研究所(NIST)の認証に関するガイドライン(NIST SP 800-63-3)等)を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現している。</p> <p>マイナンバーカード及び電子証明書のオンラインでの更新のあり方については、関係省庁で構成される次期個人番号カードタスクフォースにおいて、有識者を交えて検討を行ったが、「対面で行うことで最高位の保証レベルを実現する」という国際的な基準から乖離することに加え、こうした基準を踏まえ諸外国においても対面で行われているのが実態であることなど、様々な課題があることが指摘され、「次期個人番号カードタスクフォース 最終とりまとめ」において、「市町村の窓口負担の軽減策方について更に検討を進める」とされた。</p> <p>上記を踏まえ、マイナンバーカードの発行・交付や電子証明書の交付等の諸手続は対面での厳格な本人確認が必要と考えているが、令和7年度以降の電子証明書の更新需要の増加に対応するため、市町村の窓口体制を確保し、その負担軽減・国民の利便性向上を図ることは重要であると考えており、郵便局において電子証明書の発行・更新に係る事務を取り扱わせることを可能とし、加えて、民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大について周知したところであり、引き続き市町村の負担軽減に向けて取り組んでまいりたい。</p> <p>なお、暗証番号の再設定については、署名用電子証明書の暗証番号の再設定はコンビニのキオスク端末を用いて行うことができるようにしており、利用者証明用電子証明書の暗証番号の再設定についても「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において令和6年度前半に運用開始と記載されたところ、実現に向け、準備を進めている。</p>	<p>キオスク端末での利用者証明用電子証明書の暗証番号の再設定については早急に実装していただきたい。</p> <p>マイナンバーカード及び電子証明書の諸手続において、厳格な本人確認が必要なのは理解するが、実行が必要なことでは市区町村と住民それぞれに対する負担が大きいため、本人確認等をオンライン化することは市区町村の負担軽減、住民の利便性向上に資するものである。引き続き、積極的に検討を進めていただきたい。</p> <p>郵便局への委託は負担軽減に有効だが、区市町村窓口と同等の機能を持たせるには至っていないため、より実効性のある仕組みを求める。民間事業者への委託に関して、常時区市町村職員の管理を要する点が委託の範囲を狭めているため、その点を緩和する等負担を減らす取組を進めるように求める。</p>		



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
94	94	兵庫県、三重県、大阪府	旭川市、花巻市、花巻市、相模原市、相模原市、滋賀県、奈良県、和歌山県、徳島県、熊本	○	災害対応機能の迅速かつ的確な意思決定を支援する。標準化した防災情報システムの構築	各自治体の防災システムの現状・課題・取組を把握したうえで、収集データの統一と一元管理及びいづれの機関からも入力可能かつ重複入力が生じない簡易入力インターフェースを備えるなど、標準化した防災情報システムを構築すること。	防災情報システムの整備等は、システムの標準化が図られていないため、各自治体で独自に取り組みざるを得ない状況が続いている一方で、各自治体単体でのシステム構築・更新への対応は、システムの構築に関わる職員の数や知識・経験不足等の面からも限界に近づいている。また、標準化されていない弊害として、広域応援時のシステム活用が困難な点も挙げられる。大規模災害時に内閣府が派遣するISUT(災害時情報集約支援チーム)が作成・提供しているISUTサイトの情報は有益である一方、ISUTしか入力できないことから、令和6年能登半島地震において当該が行ったアジェンダ派遣や避難所支援等の後方支援から得た情報(共についで、広域応援を行う災害対応機関(指定行政機関、地方公共団体、災害対策基本法に基づく指定公共機関)での共有が行えず、後方支援を行う現場からも入力可能なシステムの必要性を実感したところである。さらに、災害時には、各地方自治体の防災システムではアラートやSIP4Dを通じて避難所開設情報等を国に報告しているが、物資調達・輸送調整等支援システムが後発の独立したシステムであること等から、当該システムでも避難所開設情報等の登録が必要という重複の登録作業が発生している。加えて、「クラウド型被災者支援システム」についても、他システムと避難所情報がデータ連携されており、入力作業の重複が発生しているほか、「全国共通避難所・避難場所ID」の運用管理が国土地理院の一部利用に留まっており、避難所情報の重複入力解消に活用されていない。また、「全国共通避難所・避難場所ID」は指定避難所や指定緊急避難場所の情報は突合できるものの、自主避難所等の運用は想定していない。そのため、入力業務等の負担増大により、特に基礎自治体において報告遅延や住民避難など本来業務への支障が生じている。	標準化した防災情報システムが構築されることにより、災害時のISUT(災害時情報集約支援チーム)が作成・提供しているISUTサイトの情報は有益である一方、ISUTしか入力できないことから、令和6年能登半島地震において当該が行ったアジェンダ派遣や避難所支援等の後方支援から得た情報(共についで、広域応援を行う災害対応機関(指定行政機関、地方公共団体、災害対策基本法に基づく指定公共機関)での共有が行えず、後方支援を行う現場からも入力可能なシステムの必要性を実感したところである。さらに、災害時には、各地方自治体の防災システムではアラートやSIP4Dを通じて避難所開設情報等を国に報告しているが、物資調達・輸送調整等支援システムが後発の独立したシステムであること等から、当該システムでも避難所開設情報等の登録が必要という重複の登録作業が発生している。加えて、「クラウド型被災者支援システム」についても、他システムと避難所情報がデータ連携されており、入力作業の重複が発生しているほか、「全国共通避難所・避難場所ID」の運用管理が国土地理院の一部利用に留まっており、避難所情報の重複入力解消に活用されていない。また、「全国共通避難所・避難場所ID」は指定避難所や指定緊急避難場所の情報は突合できるものの、自主避難所等の運用は想定していない。そのため、入力業務等の負担増大により、特に基礎自治体において報告遅延や住民避難など本来業務への支障が生じている。	標準化した防災情報システムが構築されることにより、災害時のISUT(災害時情報集約支援チーム)が作成・提供しているISUTサイトの情報は有益である一方、ISUTしか入力できないことから、令和6年能登半島地震において当該が行ったアジェンダ派遣や避難所支援等の後方支援から得た情報(共についで、広域応援を行う災害対応機関(指定行政機関、地方公共団体、災害対策基本法に基づく指定公共機関)での共有が行えず、後方支援を行う現場からも入力可能なシステムの必要性を実感したところである。さらに、災害時には、各地方自治体の防災システムではアラートやSIP4Dを通じて避難所開設情報等を国に報告しているが、物資調達・輸送調整等支援システムが後発の独立したシステムであること等から、当該システムでも避難所開設情報等の登録が必要という重複の登録作業が発生している。加えて、「クラウド型被災者支援システム」についても、他システムと避難所情報がデータ連携されており、入力作業の重複が発生しているほか、「全国共通避難所・避難場所ID」の運用管理が国土地理院の一部利用に留まっており、避難所情報の重複入力解消に活用されていない。また、「全国共通避難所・避難場所ID」は指定避難所や指定緊急避難場所の情報は突合できるものの、自主避難所等の運用は想定していない。そのため、入力業務等の負担増大により、特に基礎自治体において報告遅延や住民避難など本来業務への支障が生じている。	内閣府	○標準化した防災情報システムが構築されることで重複入力の解消・負担軽減により、事務の簡素化が図られる。 ○現状、被害状況等について、市から県へシステム連携し報告しているが、市と県の各システムが標準化されていないため、システム連携関係の改修に多くのコストを要している。 ○近年、多くの基礎自治体で防災情報システムの導入が進んでおり、避難情報の発令や避難所運営、被害情報の把握等の災害進捗管理のために活用している一方で、都道府県へからの被害報告のために二重入力が求められる事例が生じている。 基礎自治体のシステムで災害情報管理を行いつつ、都道府県への報告のために都道府県防災システムへ入力を求められることは、迅速な災害対応の大きな妨げとなることから、提案にある「収集データの統一と一元管理をはじめとした標準化した防災情報システムの構築」が必要だと考える。「災害時に住民と直接向かい、きめ細やかな対応が求められる基礎自治体になって使いやすいシステムを優先すること、及び都道府県防災システムとのオンライン連携は必要不可欠だと考えられる。こうした課題を解決するためにも、全国的なシステム標準化が望まれる。なお、こうした取組は、大規模災害時の広域連携・応援時においても、応援職員が迷いなく活用することが可能となり、より効果的な災害対応に資すると考える。
95	95	神戸市、福島県、大阪府	札幌市、函館市、花巻市、宮城県、仙台市、荒川区、川崎市、相模原市、新潟市、長野県、飯田市、浜松市、名古屋市、小牧市、兵庫県、朝来市、奈良県、安来市、高知県、大牟田市、熊本市、鹿児島市	○	保育施設の整備・監査業務に係る標準仕様システム及び施設管理プラットフォームの効果的な構築等	処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化を着実に進めるとともに、他の加算制度の整理・統合、加算取得手続の簡素化・統一化を求め、自治体が先行的に構築している標準仕様システムを対象業務の加算認定に係る業務に係る独自システムについて、今後の標準仕様システム及び施設管理プラットフォームの導入に当たって、自治体の先行的な取組に配慮いただきたい。	【支障事例】民間の保育施設への毎月の施設型給付費の算定については、国の通知で定義された加算要件が28種類も存在し、毎月各施設から提出される認定申請書は22種類にもわたることから、大きな事務負担となっている。当市職員は、年間約4,000件の問い合わせに対応し、各種申請の審査に年間約7,400時間を要している。当市においては、独自に令和6年度から施設型給付費の自動算定機能等を構築したクラウドサービスを導入し負担軽減を図る予定だが、制度自体の簡略化が必要とされている。また、この独自のクラウドサービスについては、全国でも先行的であり、かつ汎用性の高いものだが、標準化されている施設型給付費請求システムと密接に関連するものであり、標準化システムや施設管理プラットフォームとの連携、今後の標準化仕様書及び標準化対象業務の拡大等において支障が出る場合、構築した独自システムが無駄になる可能性がある。	各保育施設では、月々々の平均的申請作業について月平均20時間程度要している。	保育施設職員と自治体職員の事務負担軽減につながる。	こども家庭庁、デジタル庁、文部科学省	○処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの認定および施設型給付費の額の算定にあたっては、加算が複数あるだけでなく、加算項目の追加や要件の変更などが頻繁に行われることで、市の事務負担のみならず、民間施設や業界団体からも制度の複雑化により事務が煩雑となっていることと意見を多く寄せられていることから、本提案に賛同するものである。 ○当市においては、独自にシステムを構築するなど施設型給付費の事務を行っていないが、市内及び広域入所施設の利用・支払い事務にあたっては多大な事務負担となっている。とくに広域施設については、各市で加算認定を行っているため、加算内容の確認のため当該施設や施設のある各市町村に照会をかける必要が生じる。そのため、システム上で各施設の認定状況を確認でき、かつ請求額の確認ができるような標準のシステムの導入を求める。 また、処遇改善の加算認定に関して、資金改善計画書の提出を不要とする改正はされたが、処遇改善加算はⅠからⅢまであり制度が複雑にいくと及び加算額がその年度の加算取得状況や職員構成によって増減するため、給付を受ける施設においても混乱を生じやすく、その問い合わせの対応に苦慮している状況である。 施設型給付費の制度について、加算のあり方を早急に整理し簡素化するとともに、各市統一的に利用できるシステムの提供を検討された。 ○当市でも処遇改善加算に係る業務が職員及び保育施設職員の負担が大きくなり、他の加算制度も整理・統合、加算取得手続の簡素化・統一化されることにより事務負担が軽減される。 また、現在、市と市内の保育施設で共通システムを使用し施設の利用の承認等を行っているが、全国共通のシステムとの連携が可能となれば、市外の施設からの請求の承認等も可能となり、事務負担が軽減される。 ○各施設への給付費等の計算は独自システムを使用しているが、加算の種類が多く、確認に時間を要することから、大きな事務負担となっているところである。特に処遇改善等加算については、令和6年度から資金改善計画書の提出がなくなったが、そもその制度が複雑であり施設からの問い合わせも非常に多いため、整理・統一について早急な検討が必要と考える。 また、国の標準仕様システムを構築するにあたっては、当市においても独自システムを使用しているため、導入にあたっては互換性等の配慮いただきたい。 ○加算認定業務は、所管する施設数が多くなるとその業務量も膨大になる。特に、処遇改善加算の認定業務は複雑であり、保育施設職員へ制度や事務手続きについて説明し、理解してもらうことや問合せへの対応に多くの時間を要している。 ○一本化の内容によってはシステムでの改修が必要になることも想定されることから、制度設計を早急に示されることを併せて要望いただきたい。 ○各加算項目については、種類が多かつ幼園、保育所、認定こども園で内容が一部異なるなど内容が煩雑であり、認定業務に時間を要している。また、処遇改善等加算についてⅡが県、新たに創設されたⅢが市での認定となっているため認定業務が複雑となっている。なお、当市においても施設型給付費に係る独自の算定システムを導入しており、今後の標準仕様システム移行に伴った既存システムについて整理しているものがある。 ○当市においても処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱの申請事務の業務量は膨大である。処遇改善等加算はⅠ～Ⅲまであり、それぞれの加算実施内容が複雑かつ煩雑であるため、市内の民間保育所等からも制度の統一化及び簡素化を求める声が年度あがっている。当市には28園の民間保育所等があり、毎月の各園の運用状況、加算取得状況を確認後施設型給付費を算定し、決まった月日までに支払いを完了する一連の業務量も膨大である。 広域入所についても当市では、令和5年度は27名の広域入所委託児童があり、50件以上の支払い事務を行っている。市外の保育施設の加算状況を確認し、金額の精査、支払い事務に少なくとも30分程度は必要不可欠な状況である。また委託している児童数は100名を超えており、委託元の市町村からの問い合わせ等の対応も必要である。広域入所にも対応したシステムが導入され、業務の軽減が図られること、処遇改善等加算の簡素化・統一化に期待する。 ○処遇改善加算の整理・統合化を求める。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>内閣府において本年4月に運用開始した新総合防災情報システム(SOBO-WEB)は、各府省、地方自治体等の約1,900機関が利用し、EEL(災害対応基本共有情報)に基づき情報を集約するもので、ISUIに限らず、広域応援を行う機関も含めた災害対応機関間における情報の利活用拡大を目指すものである。</p> <p>現在、EELに基づき、平時登録情報の取込及び自動取得情報の調整を進めている。それにより、直近では活動拠点、輸送拠点、災害拠点病院、指定避難所等の平時登録情報が順次閲覧可能となる予定。また、自動取得情報については、各機関とのシステム間連携の調整が必要であるが、調整が完了したことから順次閲覧可能となる予定。</p> <p>今後はさらに、各機関とのシステム連携により流通する情報量を拡大するとともに、支障となっている重複入力等の運用面の改善を目指す。例えば避難所情報については、各都道府県のシステムや、内閣府の物資調達・輸送調整等支援システム等、各機関が保有するシステムと連携し、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)に集約されている情報を共有することで、重複入力を解消することを目指す。ただし、この運用面の課題改善にあたっては、本システムに情報を入力する段階から避難所に関する情報項目や業務フローが共通的なルールに則り運用される必要があり、まずは関係府省庁においてルールの策定を急ぐとともに、各機関においては既に付番された指定避難所ID等を用いた情報入力・報告を含め、当該ルールに則った対応をお願いしたい。</p>	<p>内閣府の新総合防災情報システム(SOBO-WEB)の運用開始により閲覧機能が充実することは理解できるが、同システムの活用により本提案の課題解決を図るには、少なくとも、①同システムにて情報集約の基準となるEELの内容とその具体的な項目が未だ確定していないこと、②閲覧機能に加え、同システムにいずれの機関からも直接データ登録が可能となる機能が充実していないことを、早期に解消する必要があると考える。</p> <p>については、①同システムと各自治体が備える防災情報システムの関係性や連携方法、同システムが各機関のシステムとの連携において、同システムに接続することで各機関が全ての情報の取得・登録が可能となる中核システムとなることの明確化、②同システムにて集約される情報の内容と具体的な項目の早急な決定及びそのスケジュールの明示、③広域災害時に後方支援を行う団体等が同システムへ直接データ等を登録できる標準的なインターフェイスの実装等を行っていただきたい。</p> <p>また、重複入力等の解消も喫緊の課題であるため、課題解決に必要な①システム間の連携、②入力等の運用面の改善に必要なルール策定等のスケジュールを明示したうえで、早急な対応を是非お願いしたい。</p> <p>さらに、能登半島地震でも行われた、近隣公民館やビニールハウスといった指定避難所以外への多くの自主避難や他県への広域避難(2次避難)等も踏まえると、指定避難所IDだけでは非常時の情報把握・情報共有には不十分と考えられるため、指定避難所に加え自主避難所や広域避難所も含めた、避難所全体でのIDの管理・運用等のさらなる検討を行っていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 各自治体の実情を踏まえた使い勝手の良い防災情報システムとなるよう、現状・課題・問題点等の把握を行っていただきたいとの意見が寄せられている。</p>
<p>公定価格における処遇改善等加算の一本化については、第5回子ども・子育て支援等分科会(2024年2月19日)において、令和7年度に向けて検討を行う旨を報告しており、関係団体等からの意見を聴きながら検討することとしているが、他の加算制度の整理・統合等については、今後継続的に検討してまいります。</p> <p>また、今後の施設管理プラットフォームの導入に当たっては、地方自治体、関係団体、民間事業者等から構成される「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会」を開催し、検討を行うこととしており、その中で、御指摘の論点も含め、検討することとしている。</p>	<p>処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの一本化については、公表されているとおり着実に進めていただきたいが、人員配置等の加算制度全般について、加算の種類が多さと要件の複雑さにより、保育施設及び自治体の双方に多大な事務負担が生じている現状を踏まえ、処遇改善等加算にとまらず、他の加算制度の整理・統合についても、早期に具体的な方向性を示していただきたい。</p> <p>また、施設管理プラットフォームの導入及び標準システムの仕様更改にあたっては、協議会等での議論に加え、先行して独自システムの導入を行っている自治体と十分に意見交換を行った上で、仕様やスケジュールを検討していただきたい。</p> <p>併せて、広域利用について、保育施設及び自治体双方の事務処理が効率化できる施設管理プラットフォームの仕様となるよう前向きに御検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
96	96	神戸市	花巻市、宮城県、川崎市、富山県、浜松市、熊本市	○	総務省伝搬障害防止区域図縦覧システムに関する利便性の改善等	①インターネットで利用可能な「総務省 伝搬障害防止区域図縦覧システム」について、公共の安全の観点から、携帯電話事業者によって本人確認が行われた者のみが利用可能とされているが、確認方法を多様化するなど想定利用者である事業者等の利便性を改善すること ②先①を讀した上で、地図縦覧方法の案内・相談手続き周知において、地方公共団体事務所ではなく総務省への誘導 ③最終的に、地方公共団体事務所における電波伝搬障害防止区域図の縦覧の廃止	電波法第102条の2に基づく伝搬障害防止区域内で31mを超える高層建築物を建設する場合、建築主は工事着工前に総合通信局への届出が必要であり、総務省作成図面にて当該区域を確認している。 現在、下記総務省ホームページにて上記図面が閲覧可能であるが、電波法に関係地方公共団体事務所で図面の設置と縦覧が規定されており、当市では当該届出や事前協議等の必要がないにも関わらず、利用者が庁舎を往訪する事例が生じている。また、当市では、総務省作成図面(紙)を備えて窓口閲覧や問合せ対応を対面や電話等で行う事務負担が残されている。	総務省ホームページの伝搬障害防止区域図縦覧には、事業者や設計者等の閲覧が想定されるが、利用登録に必要なメールアドレスのドメインが限定されている等、業務上利用しづらい。	インターネットでの閲覧を容易にすることによる届出事業者の利便性向上、総務省作成図面(紙)を備えて窓口閲覧や問合せ対応を対面や電話等で行う地方公共団体の事務負担軽減につなげる。	総務省	○変更ごとに送られてくる画像データの該当ページを印刷、差替え等の事務処理が生じているにも拘らず、窓口に置ける縦覧の利用実態はほぼ無い。
97	97	神奈川県	北海道、岩手県、秋田県、栃木県、埼玉県、千葉県、石川県、長野県、高知県、熊本県、宮崎県	○	高校生等奨学金給付金のオンライン申請における高校生等奨学金給付金の申請書の利便性を考慮し、国主導となった高校生等奨学金事務処理システム(e-Shien)との一体化等	高校生等奨学金給付金のオンライン申請は、マイナンバー利用開始に伴って、同支給事務の取扱いが改善された。申請書の利便性を向上させること。また、本制度は、高等学校等における経済的負担の軽減を図るものであり、授業料支援制度である高等学校等奨学金と一体となり、保護者に案内されているが、本制度は、「保護者等が在住する都道府県」に申請を行う一方で、高等学校等奨学金は「生徒が在学する学校のある都道府県」に申請を行う制度となっており、両制度で申請先の都道府県が異なる。これにより、特に都道府県を跨いだ通学環境に置かれることが多い私立学校等では、私立高等学校等や保護者等の手続等が煩雑になっており、見直しを求める声がある。特に各私立高等学校等においては、生徒の保護者等が在住する都道府県を確認し、個別に当該保護者等の在住する都道府県における高校生等奨学金給付金制度を保護者等に周知する必要があり、手続が極めて煩雑となっている。	高校生等奨学金給付金の対象者については、高等学校等奨学金の受給資格を有する者を前提としているなど、制度上両制度は密接な関係にあることから、国が主導となって一体となったシステムを構築することにより、地方自治体の財政力に関わらず、申請者の利便性を向上させることができる。また、本制度は、高等学校等における経済的負担の軽減を図るものであり、授業料支援制度である高等学校等奨学金と一体となり、保護者に案内されているが、本制度は、「保護者等が在住する都道府県」に申請を行う一方で、高等学校等奨学金は「生徒が在学する学校のある都道府県」に申請を行う制度となっており、両制度で申請先の都道府県が異なる。これにより、特に都道府県を跨いだ通学環境に置かれることが多い私立学校等では、私立高等学校等や保護者等の手続等が煩雑になっており、見直しを求める声がある。特に各私立高等学校等においては、生徒の保護者等が在住する都道府県を確認し、個別に当該保護者等の在住する都道府県における高校生等奨学金給付金制度を保護者等に周知する必要があり、手続が極めて煩雑となっている。	高等学校等奨学金システムと一体となった、オンラインシステムを導入することで、高校生等奨学金給付金の申請にあたって、申請者の利便性の向上とともに、支給事務の効率性も上がることが想定される。また、申請先を高等学校等奨学金制度に合わせることで、申請者にとって分かりやすい制度となり、都道府県や私立高等学校等における事務の軽減にもつながる。	デジタル庁、文科省	○申請者が直接WEB上で申請することにより、個人情報記載された書類の紛失などの事務リスクを軽減できる。また、WEB申請にはマイナンバー等個人情報を取扱うため、機密性の高いシステム構築が求められ、単独でのシステムの導入や改修には高額な費用がかかる。 ○奨学金給付金については、申請先が保護者等が存在する都道府県であるため、当県の手続について全都道府県に対し周知を行っている現状がある。また、生徒と保護者等が当県に在住する場合には、手続に関する問合せは学校に一任することができるが、保護者等が当県外にいる場合には、担当課で問合せの対応をする必要があり、職員の事務負担の一因となっている。就学支援制度と窓口が一本化され、かつ、オンライン申請が可能となれば、申請者にとって分かりやすく、都道府県・学校にとっても負担軽減につながる。	
98	98	徳島県、山形県、福島県、滋賀県、いわき市、川崎市、山形県、山北町、松本市、浜松市、関西広域連合	北海道、宮城県、横手市、いわき市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、鹿島	○	登記・供託オンライン申請システムを用いて「表示」及び「権利」の縦覧登録を申請する場合は、添付情報の原本提示を求めないものとする。	地方公共団体の「登記・供託オンライン申請システム」を用いて「表示」及び「権利」の縦覧登録を申請する場合は、添付情報の原本提示を求めないものとする。	公共用地の取得に伴う「表示」及び「権利」の縦覧登録について、従来は法務局及び地方自治体の窓口に出向いて申請していたが、法務省が提供する「登記・供託オンライン申請システム」を用いて、全国都道府県を申請し、地方公共団体による縦覧登録の場合は、オンライン申請に加え、これらと同様、添付情報の書面による原本提示が求められるため、書面の郵送又は持参の手間は解消されず、オンライン申請によるメリットが十分享受できない状況にある。 一方で、土地家屋調査士等が「表示」に関する登記を代理人としてオンライン申請(縦覧を含む)する場合には、以下のとおり、添付情報の原本提示は求められない取扱いとなっている。「土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は縦覧をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱」について(依命通知)(令和元年10月7日付け法務省第一第187号)では、「不動産登記令第13条第2項に基づく添付情報の原本提示は登記官の裁量に委ねられている」との解釈のもと、「土地家屋調査士等が代理人として電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は縦覧をする場合において、同令第13条第1項に基づき添付情報が提供されたときは、原則として、添付情報の基となった書面の提示を求めない取扱いとする。」と示されている。	令和5年10月に当県において、「登記・供託オンライン申請システム」の活用状況について、全国都道府県を申請し、地方公共団体における当該システムを導入している36団体全てにおいて、添付情報の郵送又は持参を行っていることが確認できた。 さらに、複数の団体においては「導入したが現在は利用していない」ことが判明した。	当県では、地方自治体は支所も含め県内に3箇所しか設置されており、申請には相当の時間と経費を要している。添付情報の原本提示の省略が実現すれば、当該書面を郵送又は持参する必要がなくなる。また、地方公共団体における当該システムの利用促進につながるため、DXが加速されるとともに、登記官及び申請者双方の事務の効率化及び経費の削減が期待できる。	法務省	○当県では、法務局は出張所も含め30箇所設置されているが、法務局から遠方にある学校が欠規模工事完成後の縦覧登録申請をする場合には相当の時間と経費を要している。当県においては、現在、不動産表示に関する境界確定測量委託業務契約に縦覧登録申請を含めて毎年3件程度契約しているが、知事部局においては縦覧登録申請を委託業務に含めていないことから、委託料の効率的な執行のため、次年度から委託業務内容に縦覧登録申請を含め、当該県において縦覧登録申請を実施することを検討している。添付情報の原本提示の省略が実現すれば、当該書面を郵送又は持参する必要がなくなる。また、法務局への移動時間の削減、及び経費の削減が期待できる。 ○当県でも、紙システムの両方で申請している。紙申請の場合、持参する負担が発生する。また、システム申請の場合、持参する負担は省略できるが、紙からデータへ取り込む事務負担が発生する。現状、両方の負担が発生していることから、どちらか一方へ統一していただきたい。 ○当市では、縦覧登録のオンライン申請化を検討しているが、オンライン化をしても添付書面を提出するため法務局窓口まで出向く必要があるため、事業の効率化を図ることができるとは考えていない。また、現状においても、土地家屋調査士等により電子化されている図面等をわざわざ書面化し添付書類として提出しているため、ペーパー化の妨げになっている。



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>①現状、一般ユーザーのインターネット縦覧システムの利用者登録には一部のモバイルキャリアのメールアドレスの登録が必須となっておりましたが、令和7年当初(1月頃を予定)からはマイナンバーカードやSMS等での多様な利用者登録が可能となります。</p> <p>②令和7年4月以降は、縦覧の方法としては、インターネット縦覧システム(総務省HP)による縦覧を基本といたしますので、まずはインターネット縦覧システムをご案内いただくようお願いいたします。なお、インターネットを利用できない方のために、各地域の総務省総合通信局等では引き続き窓口での縦覧の対応をいたします。</p> <p>③②で回答しましたとおり、令和7年4月以降は、縦覧の方法としては、インターネット縦覧システムによる縦覧を基本といたしますので、特定行政庁の窓口での縦覧は必須のものではなく、インターネット縦覧システムによる縦覧を補足するものとします。なお、各特定行政庁における住民サービスの一端として窓口での縦覧の対応がなされることは引き続き望ましい対応であると考えております。</p>	<p>伝搬障害防止区域図に係るインターネット縦覧システム(総務省HP)の利用者登録について、個人を想定した方法に加え、主な利用客として想定される建築計画の事業者や設計士等が業務に活用しやすい方法(デジタル庁が推進する法人・個人事業主向け共通認証システム、G2B2Dの活用等)も検討されたい。</p> <p>近年、民間指定確認検査機関による建築確認の審査や電子申請化、建築関連手続のオンライン化、インターネットを活用した建築計画に必要な情報提供により、特定行政庁への来庁機会が大幅に減少している。</p> <p>窓口の閲覧と従来手法に固執することなく、インターネット縦覧の利便性を高め、閲覧方法や各地域の総務省総合通信局等での相対対応を広く周知することにより、利用者の負担軽減と特定行政庁の事務軽減を図りたい。</p> <p>令和7年4月以降、インターネットシステムによる縦覧を基本とし、特定行政庁の窓口での縦覧は必須としたいとの見解であることから、電波法の規定も整理されたい。</p>	<p>各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>情報提供ネットワークシステムで照会可能な情報は、情報提供等の記録を残し、情報の最新性を確保するため、一の申請者が高校生等奨学給付金の申請と高等学校等就学支援金の申請を行った場合、申請先が同一の都道府県であるか否かにかかわらず、情報提供ネットワークシステムを使用して照会すべきものとする。なお、これまで地方公共団体の独自利用事務として条例で定めることによりマイナンバーの活用が可能であったが、今年度の番号法令の改正により「準法定事務」として定め、来年6月以降のマイナンバーの活用を可能とする等、事務の効率化を図っている。また、高校生等奨学給付金の申請と高等学校等就学支援金の申請を一体化したシステムの構築について、既にそれぞれの支給事務で内部利用するような形とすると、上記の点や取扱いした特定個人情報もそれぞれの事務において管理すべきであることも踏まえる困難と考える。</p> <p>また、高校生等奨学給付金の申請先を高等学校等就学支援金に合わせることにについては、平成28年度に文部科学省が都道府県に対して行ったアンケートにおいて、保護者が在学する都道府県で給付することが望ましいとした県と、生徒が在籍している学校の所在する都道府県で給付することが望ましいとした都道府県はほぼ同程度であり、また他県からの通学する生徒が多い都道府県においては、自県の住民ではない者に対して県費を負担することは望ましくないという意見があった。このような状況も踏まえると、即時の制度変更は難しいと考える。</p>	<p>情報提供ネットワークシステムでの情報照会について、来年6月から準法定事務としてマイナンバーの活用が可能になるという点だが、従来の独自利用事務としてのマイナンバーの活用と比べ、どのようなか事務の効率化が図られるのか、詳細について周知をお願いしたい。</p> <p>高等学校等就学支援金事務処理要領(第13版)のQ14-6にて、「申請者が自己情報を提出した場合は、その私情報等を他の事業に於いて活用することが可能である。」という規定がある。この規定に則ると、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)で自己情報が提出されており、申請者の同意も得ている場合は、高校生等奨学給付金(以下「奨学給付金」という。))を含め、他の事業での情報照会や、特定個人情報の取得も必要ないと考えられ、また、自己情報を提出した場合以外についても同様の取り扱いとすれば、一体化したシステムの構築も可能ではないか。</p> <p>情報の活用が難しい場合、各支給事務において取得した特定個人情報(それぞれ事務において管理するようにならざる)のシステムでそれぞれの申請は受け付けることができるよう一体化することは検討できないのか。</p> <p>奨学給付金について、保護者の在学している都道府県に申請する制度となっていることから、全私立高校は、47都道府県の当該制度についての周知依頼を受けており、各私立高校より、「事務の煩雑さから、学校事務に支障を来している」との現場の声を多くいただいている。保護者からも「県外の高校に進学した場合、手厚い周知を受けることができなく、申請漏れのリスクがある」とのお叱りの声も多くいただいている。こうした制度上の支障により、「必要な支援が必要な方に行き届かない」とこのないよう、制度変更が必要である。</p> <p>本制度は、法律に基づく就学支援金制度に所得制限を導入する際、その財源を活用して国主導により創設されたものであり、全国一律の対応を都道府県に求めている以上、「自県の住民でない者に対して県費負担が生じることのないよう」な制度設計を固め検討すべきであり、文部科学省の回答は制度変更が難しい理由には当たらない。</p>	<p>【千葉県】</p> <p>全国統一形式で、高校生等奨学給付金のオンライン申請を可能とし、就学支援制度のシステムと一体化することは、申請者の利便性向上や、各都道府県の事務的・経済的負担の軽減の面から、大変有益なものである。</p> <p>一体化が困難な理由として、一の申請者であっても申請ごとに情報提供ネットワークを使用すべき、また特定情報も申請ごとに個別に管理すべきとの回答だが、一体化したシステムの中でも、申請内容ごとにデータを照会・管理することは可能であり、申請者にとっては、入力部分において、マイナンバー等を除く申請者情報の入力が一度で済むほか、職員にとっても窓口の統一化などで事務負担の軽減が図られるなど、メリットが大きいと考えられる。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>オンラインによる登記嘱托においては、現状でも、書面の郵送や持参に代えて、登記・供託オンライン申請システムを使用して、電磁的方法により作成された情報を提供することが可能です。</p> <p>また、添付情報のうち、法人の印鑑証明書については、会社法人番号を記載することで、当該情報の添付の省略が可能となっているほか、建物図面や地積測量図等の図面については、書面の郵送や持参に代えて、法務省の定めるフォーマットに従って作成された電子データを添付することが可能ですので、これらの利用を御検討ください。</p>	<p>表示(分筆及び地積更正)と権利(所有権移転)の嘱託登記に係る添付情報には「代位原因を証する書面」、「地積測量図、分筆図」、「土地現地調査書又は不動産調査報告書」、「登記原因証明情報」、「登記承諾書(地積測量図添付)」及び「印鑑証明書」がある。</p> <p>第1次回答のとおり、「法人の印鑑証明書」は会社法人番号により対応済みであり、「地積測量図」等の図面は電子データの添付を要しない状況になっている。</p> <p>そのうえで、オンライン申請における添付情報は、不動産登記令第12条第2項の規定により「作成者による電子署名が行われているものでなければならない」とされているため、「代位原因を証する書面」、「登記原因証明情報」及び「登記承諾書」には土地所有者の電子署名が必要となる。</p> <p>しかしながら、土地所有者には高齢者が多く、これらの書類に個人の電子署名を付すことは実務的に極めて困難であることから、当オンライン申請の仕組みと実務との乖離が隘路となり、原本提示を行わずを得ない状況になっている。</p> <p>一方で、土地家屋調査士は、書面をスキャナで読み取って作成した電磁的記録に自身の電子署名を付したものを添付情報とすることが認められており、加えて「土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱托をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いについて(依命通知)」により、原則として添付情報の原本提示は求められない取扱いとされている。</p> <p>ついで、地方公共団体においても土地家屋調査士と同様の取扱いとし、「代位原因を証する書面」等の原本を確認した上で、スキャナにより読み取って作成した電磁的記録を添付情報とすることを認めていただいた上で、原則として、添付情報の原本提示(書面の郵送又は持参)は求めない取扱いとしていただきたい。</p>	<p>【北海道】</p> <p>システムが提供するPDF署名プラグインソフトを使用するには、Adobe Acrobatの導入費用が生じる。</p> <p>電子署名を付与せず申請するための特例として、不動産登記例附則第5条第1項の規定による申請(いわゆる特例方式)を登記所へ持参または送付することができるが、送付は書留郵便で申請受付日から2日以内に登記所に到着するようしなければならず、負担が大きい。</p> <p>オンライン申請に添付する図面のファイル形式はXMLファイルまたはTIFFファイルが指定されているが、広く通用しているPDFファイルも認めていただきたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
99	99	徳島県、青森県、福島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	北海道、横手市、ひたちなか市、大田原市、高崎市、山北町、松本市、浜松市、寝屋川市、安来市、大牟田市、熊本県、鹿児島県	○	登記・供託オンライン申請システムによる登記事項証明書等の公用請求について、登記手数料令第18条の規定を適用し、手数料の納付を求めないものとする。また、オンラインでの手続の完了を可能とする。また、手数料の納付を求めないものとする。	地方公共団体の職員が登記・供託オンライン申請システムを用いて登記事項証明書等を公用請求する場合について、登記手数料令第18条の規定を適用し、手数料の納付を求めないものとする。また、オンラインでの手続の完了を可能とする。また、手数料の納付を求めないものとする。	登記事項証明書、地図証明書及び図面証明書は、公共事業用の取得に際し、土地の所有者及び境界の特定並びに所有者及び関係者との交渉において必要であるとともに、公共用地管理者、金融機関又は税務署との間の協議や依頼において証明書の提供を求められる。これらの交付請求は、登記手数料令第18条の規定により、地方公共団体の職員が、窓口若しくは郵送で、職務上請求する場合(公用請求)には、手数料を納めることを要しないといわれている。現在、各証明書の公用請求は、地方公共団体の職員(申請者)が、法務局及び地方法務局の窓口に向かい、入力又は手書きにより作成したペーパーでの申請を行っている。また、法務局の窓口従事者もペーパーの申請を受け取り、システムへの入力により交付を行っていることから、申請者及び窓口従事者のそれぞれにおいて、手入力が発生している。平成25年度に「登記・供託オンライン申請システム」が稼働しているもの、当該システムを利用した場合は、登記手数料令第3条及び第18条の規定により、公用請求であっても手数料の納付が求められることから、地方公共団体では、法務局及び地方法務局の窓口に向かい、公用請求を行っている。また、当該システムを使用する場合、証明書オンラインで受け取ることはできず、窓口又は郵送のどちらかで受け取る必要となっている。当該システムを用いた場合の手数料と、手続がオンラインで完了しないことが、当該システムの利用促進及びDX推進の妨げとなっている。	当県では、地方法務局は支所も含め県内に3箇所しか設置されておらず、遠方からの交付請求には相当の時間と経費を要している。当該システムを用いた公用請求に係る手数料の無料化と手続のオンライン完結が実現すれば、当該システムの利用による事務の効率化と移動時間の削減が図られるとともに、登記情報等の迅速な入手が可能となることから、用地交渉の円滑化や事業効果の早期発現にも寄与することとなる。また、地方法務局においては、窓口業務に従事する職員の負担を減らすことが可能となり、ひいては窓口業務に係る人件費の削減にも繋がり、DX時代への転換が図られる。	デジタル庁、法務省	○当県では、法務局は出張所も含め30箇所設置されているが、法務局から遠方にある学校が登記事項証明書の交付請求をする場合には相当の時間と経費を要している。当県においても法務局窓口を訪問し登記事項証明書等を年間約100枚交付請求している。登記・供託オンライン申請システムを用いた公用請求に係る手数料の無料化と手続のオンライン完結が実現すれば、当該システムの積極的な活用による事務の効率化と法務局への移動時間の削減が図られるとともに、登記情報等の迅速な入手が可能となることから、未利用地売却の円滑化等に寄与することとなる。○当市も同様に窓口に向かい、書面にて申請している。このことは、事業の効率化、ペーパーレス化及びDX化の妨げとなっている。○登記事項証明書等の公用請求は登記する当該だけでなく、多数の課で利用があるので、当市の場合は法務局が近くにあるとはいえず、オンラインで完結すれば事務の効率化は図られると考える。○税務業務においても登記事項証明書等、法務局へ請求する証明書等は多く、法務局に行く時間と手間は相当かかっている。提案のとおり、当該システムを活用した公用請求ができ、さらにオンラインで受け取ることができれば、事務の効率化が図られるものと思われる。	
100	100	北広島市	花巻市、ひたちなか市、大田原市、高崎市、福岡市、松本市、寝屋川市、斑鳩町、高松市、那覇市	○	登記所が所有している登記データのうち、不動産番号及び固定資産課税台帳への紐づけに必要な情報を、登記所において一括出力機能の追加	登記所が所有している登記データのうち、不動産番号及び固定資産課税台帳への紐づけに必要な情報を、登記所において一括出力機能の追加	令和7年度までの標準化が予定されている税務システムにおいて、地方税法第392条の規定に基づき(登記所から市町村長への通知(電子データ)は、不動産番号をキーとして)税務システムの土地登記情報マスタ(固定資産課税台帳等)に自動で反映されること、紐づけできない等の理由で自動反映されない場合は手動で反映できることが機能要件となっている。また、帳票「固定資産課税台帳(閲覧用)」には不動産番号欄が設けられており、この欄は「納税義務者から確認を求められるケースが多い」という意見を踏まえて追加したという経緯があるところである。これらの運用にあたっては、地方税法第392条の規定に基づき(登記所から市町村長への通知)によって、不動産番号をシステムに随時登録することもできるが、通知される不動産番号はあくまで登記の異動等がキーとなることから、異動がない物件の不動産番号は通知されない。令和7年度までの間に不動産番号をあらかじめ整備し、一括登録することが移行後の安定的な運用につながるものと解しており、膨大な登記データを円滑かつ効率的に整理するためには、不動産番号及び固定資産課税台帳への紐づけに必要な情報をデータとして一括出力し通知いただくことが必要不可欠である。	【住民の利便性の向上】不動産番号を利用することで、住民が登記所において登記事項証明書を請求する際、本来記入が必要だった事項を大幅に省略することができる。【行政の効率化】税務システムの標準化前にも不動産番号を整備できれば、標準化後の登記情報の異動及び変更は自動反映されるため、事務負担が軽減される。また、登記所においても、登記事項証明書等請求時に不動産番号が記入されることで、請求内容の確認事項が減り、登記事項証明書等発行事務の負担減につながる。	デジタル庁、法務省	○当市においても、標準化システムへの移行及び登記済通知データの取り込み機能を活用するため、先般、前掲地方法務局あてに登記条件データの提供依頼を行ったところである。当市の場合、不動産番号の整備と併せて、課税台帳記載事項の照合作業も目的としていたことから、地方税法の規定に基づき提供いただくことで調整を図れたが、取り込み機能を活用するためのデータベース整備等の理由では提供不可との回答があった。国は登記済通知データの活用を推進している立場であるはずなので、関係省庁と連携の上、登記済通知データの活用等を目的とした依頼に対しても提供いただけるよう標準等の見直しを行っていただきたい。○当市においても、現行システムでは不動産番号での管理を行っていない。標準化システムでは不動産番号をキーに異動処理が可能となることから、システム稼働後に登記異動を円滑に処理するためには、登記条件データの不動産番号を事前にデータとして通知していただく必要がある。○当市では、現行システムにおいて不動産番号の管理を行っていない。したがって、税務システムの標準化に伴い、不動産番号を整備する必要があるため、運用開始までの間にシステムに取り込める形で、登記情報条件データをシステムに取り込んでいく必要があるが、当該業務が手動での反映となり職員の手間が増えることのないよう、登記所において登記情報の一括出力・通知機能が整備されるようお願いしたい。なお、登記所における登記データの出力機能の整備にあたっては、標準化後のシステムへの取り込みを前提とした出力形式となるよう省庁間での調整をお願いしたい。	
101	101	茅ヶ崎市	函館市、旭川市、花巻市、いわき市、鴻巣市、甲府市、浜松市、豊橋市、半田市、寝屋川市、高宮市、安来市、大牟田市、福岡市、大野城市、鹿児島市	○	マイナンバーカード制度について、市民サービス向上のため、マイナンバーカード再交付時の遺失届の届出有無の確認を不要とし、焼失の際は罹災証明書等の証明資料の提出を不要とする。また、制度及び事務処理要領の見直しを求める。	マイナンバーカード制度について、市民サービス向上のため、マイナンバーカード再交付時の遺失届の届出有無の確認を不要とし、焼失の際は罹災証明書等の証明資料の提出を不要とする。また、制度及び事務処理要領の見直しを求める。	当市では毎月第2、第4の土曜日を閉庁しているが、遺失届の届出がされたにもかかわらず、再交付申請の際、土曜日のため警察署に問い合わせた。また火事によりカードを含め家屋全部が焼失してしまつた当事者に、罹災証明書の発行を待たないで再交付申請できなかったため、カード(家屋)の焼失から再交付申請するまで時間を要した事例が発生した。令和6年12月より健康保険証が廃止されマイナンバーカードとの一体化されることから、迅速な再交付申請が求められているが、届出の有無を確認する必要や証明資料の提出があるため申請当日の審査・処理ができなくなつてしまい、当該申請に係るマイナンバーカードの特急発行に関する自治体での手続を即日行うことなどができない。	警察署への確認のための電話回線がなくなり、事務の効率化が図られ、再交付申請の受付を行った自治体のみで審査・処理が可能となり、市民サービスが向上する。また災害が起き、罹災証明書が早期に発行されない際もマイナンバーカードの再交付申請が早期に行うことができる。	総務省	○警察では自宅内紛失の場合、紛失届を受理しないため、結局窓口での経緯の聞き取り内容を根拠資料とするか手取がない場合が多い。○マイナンバーカードの再交付手続において、証明資料等が必要なケースの場合、これを不要とすることで、手続する市民及び事務の負担が軽減され、手続に要する時間も短縮される。○マイナンバーカードの利用範囲の拡大に伴い、再発行に迅速な対応が求められる。左記の制度改正があれば、スピード感のある対応をとることが可能となる。○当市では土日夜間の閉庁も行っているが、電話回線が必要で警察署との連絡が取れなかった際、再交付の手続についてお断りして後日の来庁を依頼したケースがある。市民の利便性を考え閉庁時間の拡張を行っているにも関わらず、市民が希望する手続が行えないとは、マイナンバーカードに対する不信感や不要論を招く。事務処理要領を緩和し自治体窓口での手続で完結できるようにすれば、マイナンバーカードを所持していない期間の短縮にも寄与し、保有枚数の維持も期待できる。○遺失届の届出を求め、届出内容を確認するために警察署に電話確認を行っているが、土曜日の対応ができず、また、平日であっても電話でのやり取りに時間を要している。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>現在、登記情報の内容を確認するために、一定の法令上の根拠に基づき、その権限を有する地方自治体を含む官公署から依頼があった場合において、その使用目的が当該法令の趣旨に照らして相当なものであると認められるときは、登記情報及び地図情報の電子データをオンラインにより無料で提供することができる取扱いとしていますので、その利用を御検討ください。</p> <p>また、これとは別に、登記情報連携システムを用いた行政機関間の情報連携(登記情報連携)に関し、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)に基づき、公用請求の代替として登記情報連携の利用の検討を進めており、令和6年度においては地方公共団体での試行を拡大することとしています。</p>	<p>各法務局及び地方法務局において、法令上の根拠(「土地区画整理法第74条」及び「地方税法第20条の11」)に基づき「公用請求」以外においても、登記・供託オンライン申請システムによる登記事項証明書等の公用請求手数料の納付を不要とし、手続のオンライン完結を可能としていただきたい。</p> <p>また、あわせて現在関係府庁で検討されている登記情報連携システムの「公用請求の代替として利用の検討を進めている登記情報連携」については、取得できる証明書の種類に、公共事業用地の取得において必要不可欠となる「登記事項証明書」「地図証明書」及び「図面証明書」の3点を含めていただけるようお願いいたします。</p> <p>そのうえで、地方公共団体での具体的な試行スケジュール及び稼働時期をお示しいただきたい。稼働までに数年間を要する場合は、その間の当面の代替措置として、登記事項証明書、地図証明書及び図面証明書のオンライン請求が可能であり、都道府県の7割以上において導入が進んでいる「登記・供託オンライン申請システム」の活用を検討いただきたい。</p>	<p>【北海道】</p> <p>「官公署からの依頼についてオンラインで無料提供する」とされているが、HP等で無料で提供を受ける方法について明示されていないので、周知していただきたい。</p> <p>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)に基づき「公用請求の代替として登記情報連携の利用の検討を進め、地方公共団体での試行を拡大するとともに、共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>現在、一定の法令上の根拠に基づき、その権限を有する地方自治体を含む官公署から依頼があった場合において、その使用目的が当該法令の趣旨に照らして相当なものであると認められるときは、不動産番号を含む登記情報及び地図情報の電子データをオンラインで提供することができる取扱いとなっています。</p> <p>なお、登記情報等の提供には、その対象となるデータ量に応じてシステム的な処理に要する時間が必要となることから、関係する全ての不動産に係る登記情報が必要となる場合には、数か月程度の期間を設定する場合もありますので、御理解願います。</p>	<p>今般、提案に至った経緯として、本提案の「具体的な支障事例」において先述したとおり、「令和7年度までの標準化が予定されている税務システムにおいて、不動産番号が標準仕様となっていること、地方税法第382条の規定に基づく登記所から市町村長への通知(以下「通知」)に基づく業務をするためのキーとして機能要件となっていることから本市として固定資産税賦課徴収の業務の円滑な遂行のために必要である」とを管轄登記所に申し出たところ、当該要件は上記「…その使用目的が当該法令の趣旨に照らして相当なものであると認められない」と回答があったことによるもので、標準システム移行後の通知関連業務において、不動産番号は通知を含む情報(不動産及び所有者の異動情報等)を当該システムに自動反映するために使用できる一意の番号であり、これをすべしにあたっては当該異動物件の不動産番号があれば足りるものであって、全件の不動産番号をあらかじめ標準システムに登録していなければならない仕様ではないと回答がありました。</p> <p>本市としては、上記を理解し、それでもなお事前に不動産番号を登録することによって得られるシステム移行後の安定的な運用及び業務効率化を目指す観点から、本提案の趣旨による不動産番号を含む登記情報の一括提供を依頼することです。</p> <p>つきましては、本提案の趣旨を要件とする不動産番号を含む登記情報等の提供の依頼があった場合においては、その使用目的は当該法令の趣旨に照らして相当であるとの取り扱いとしていただき、その旨を登記所等関係部局に文書にて周知していただきたい。</p>	<p>【福井市】</p> <p>税務システム標準化仕様書内において、登記所が管轄する登記情報と、自治体税務部局が管轄する税務情報を、相互にオンラインで送信可能とする仕様が示されているところである。</p> <p>これに基づき税務標準システムを構築するにあたり、不動産番号データの入力作業が自治体税務部局で生じるのか、登記所によりあらかじめ提供を受けられるのかは、構築費用の算定の面でも重要であり早期に情報提供を可能とする方針を示していただきたい。</p> <p>北広島市事例のように、データベース整備のためには情報提供を受けられないとなると、システムの構築後に、物件の課税情報と送付される登記情報上の不動産番号を個別に紐づける事務の発生が見込まれ、非効率的である。</p>	
<p>マイナンバーカードが対面でもオンラインでも安全・確実・本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールであることに加え、二重交付を防ぐため、現在、マイナンバーカードを紛失した際には、再交付の際、遺失物届を届け出た警察署及びその連絡先並びに遺失物受理番号が記載された紛失届や罹災証明書の提出を求めている(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する法令第28条第3項、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第5-1-1)。</p> <p>したがって、再交付時の遺失物届の届出有無の確認等を不要とすることは困難である。</p> <p>一方、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」(平成27年9月29日)第5-1-1-ク(ウ)において、遺失物届を届け出た警察署及びその連絡先並びに遺失物受理番号が記載された紛失届や罹災証明書の提出が困難である場合には、紛失又は焼失の経緯を記載した書類の提出を認めている。</p> <p>したがって、具体的な支障事例で挙げられている場合も、市町村長が確明資料の提出が困難であると認めるときは、紛失又は焼失の経緯を記載した書類の提出を求めることで、手続を行うことが可能である。</p>	<p>第1次回答中の「二重交付を防ぐため、現在、マイナンバーカードを紛失した際には、再交付の際、遺失物届を届け出た警察署及びその連絡先並びに遺失物受理番号が記載された紛失届や罹災証明書の提出を求めている」について、マイナンバーカードの交付システムは、1枚目のカードを廃止処理しないと交付できない仕様となっているため紛失届や罹災証明書の提出は不要と考える。また、紛失等により見つからないカードは廃止処理を必ず行うため、電子証明書などの機能を利用し悪用することも不可能である。</p> <p>そもそも「市町村長が確明資料の提出が困難であると認めるときは、紛失又は焼失の経緯を記載した書類の提出を求めることで手続を行うことが可能である」として、紛失又は焼失の経緯を記載した書類の提出をもって再交付申請を行うことを認めており、「再交付時の遺失物届の届出有無の確認等を不要とすることは困難」とはならないのではないかと、</p> <p>「紛失又は焼失の経緯を記載した書類の提出」のみでの再交付申請の受付を可能とするよう法令及び事務処理要領の改訂を求める。</p>		

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
102	102	兵庫県	北海道、岩手県、秋田県、栃木県、千葉県、東京都、川崎市、長野県、三重県、京都府、守口市、岡山県、高知県、熊本県、宮崎県	○	就学支援事務におけるマイナンバーを利用した課税状況確認事務の円滑化	就学支援事務におけるマイナンバーを利用した課税状況確認事務の円滑化のため、自治体中間データベース(データベース(DB))への税情報データの速やかなデータ反映が可能となる運用を行うこと(例:市町村により混在しているデータ反映のための日次処理と月次処理を日次処理に統一等)	【現状・具体的な支障事例】高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、特別支援教育就学奨励費等の各就学支援制度では、保護者の課税状況で課税可否の判定を行うため、(A)課税証明書等の提出書類、(B)マイナンバーを利用した税情報照会システムにより保護者等全員の課税状況確認を行っている。マイナンバーの普及に伴い、当県での確認(年間約200,000件)対象となる保護者等の多くが(B)による申請である。所得が無い場合、課税証明書取得の際にはその旨の申告が必要であり、マイナンバー利用による税情報の確認を行う場合も同様に、所得が無い旨を市町村窓口で申告する必要がある。そのことは、各支援制度の申請案内の際に留意事項として保護者等に周知しているが、市町村窓口で課税証明書を取得する場合は、所得が無い旨の申告がまだでも窓口で確認がなされる一方、マイナンバー利用の保護者にとっては、市町村窓口での所得が無い旨の申告のみの手続きは漏れやすく、それが照会エラー(年間約2,000件)の原因の大半を占めている。未申告エラーの場合は、①市町村に照会しエラー原因が所得未申告と判明、②保護者等に市町村窓口での申告を依頼、③申告内容がDBに反映して初めて課税状況が確認可能となるが、各市町村税務システムからDBへの反映処理に要する時間の差が大きい(月次処理と日次処理の混在が主な要因と考えられる)ため、エラー解消に時間を要し、円滑な審査事務の支障となっている。その結果、審査期限までにエラー解消できない見込みである場合は、改めて保護者に連絡し(B)から(A)への変更を依頼せざるを得ない。その場合、自治体においては保護者等への連絡・依頼等の業務増となるとともに、保護者等においてはエラー解消に必要な申告を行ったにもかかわらず、さらに課税証明書の取得・提出まで求められることとなり、負担となっている。	各市町村の税務システムからDBへの税情報の速やかなデータ反映が可能となること、就学支援制度の審査事務の効率化が図られ、職員負担軽減及び事務の円滑化につながる。また、保護者等にとって、マイナンバー利用による課税証明書の取得・提出の省略が更に徹底されることとなり、負担軽減となる。	デジタル庁、総務省、文部科学省	○当県でもマイナンバー利用申請の増加に伴い、同様の照会エラーが増えており、正しい税務情報が反映されるまでに時間を要することによる審査事務の支障は発生している。 ○保護者等による市町村窓口での申告に係るDBへの反映に時間がかかるため、審査期限を考慮して未申告エラーの場合は課税証明書の提出を依頼することとしており、マイナンバーの利点が活かされていない。	
103	103	滋賀県	埼玉県、川崎市、高知県、鹿児島県	○	農林水産省共通申請システムを利用した補助金等の要綱・要領の通知及び閲覧について	国・県・市町村・補助金等の申請者が閲覧できるシステム「農林水産省共通申請システム(eMAFF)」を活用し、補助金等の要綱・要領の発出の際には、同システムにて一斉送信するよう求める。併せて、農業従事者がeMAFFから補助金等を申請する際、同システム上でも補助金等の要綱・要領を閲覧できるようにすることを求める。	現在、補助金等の要綱・要領が施行・改正されるたびに、国・地方農政局一県(県農業事務所)→市町村の添付でメールで通知が行われているが、メールの受信および送信に相当な時間と労力を要している。また、農業従事者が申請するにあたり、補助金等の要綱・要領とeMAFFが別のサイトに掲載されているため、複数のサイトを閲覧していただく必要があり、手続きが煩雑となっている。	最新の補助金等の要綱・要領および新旧対照表データがeMAFFに掲載され、改正の際には自動通知されるようになれば、国からの通知が簡短・省力化でき、事務の効率化が図れる。	農林水産省		
104	104	香川県広域水道企業団	花巻市、ひたちなか市、広島市、熊本県	○	労働基準監督署への時間外・休日労働に関する協定届(36協定届)の電子申請に関する協定届の電子申請に係る機能改修	労働基準監督署への時間外・休日労働に関する協定届(36協定届)の電子申請で活用する「e-Gov」について、フォーマットを編集できるような仕様、又はExcel等で作成した協定届を添付できるような仕様を改修していただきたい。また、フォーマットに入力した協定届のデータを参照できるような機能を搭載していただきたい。	労働基準監督署への時間外・休日労働に関する協定届(36協定届)については、「e-Gov」を活用した電子申請の利用が勧められているとともに、必要事項の記載があれば協定届様式以外の形式でも届出が可能であるとされているが、「e-Gov」内のフォーマットが編集できない仕様になっており、36協定届の様式以外を利用した届出書(労使協定)により細かい取り決められているため、様式をカスタマイズした届出書で提出している企業団は、内容をすべて入力することは困難であるため、窓口にて届出を行わざるを得ない。また、電子申請で入力することが可能となった場合についても、前回提出時に入力した情報を引き継ぐ参照機能がないため、毎月、全項目を入力する必要があることから、協定内容の入力に時間を要し、入力する担当者の負担となる。そこで、フォーマットを編集できるような仕様、又はExcel等で作成した協定届を添付できるような仕様を改修していただきたい。また、フォーマットに入力する場合は、前回入力した協定届のデータを、参照できるような機能を搭載していただきたい。	既存の「e-Gov」の仕様でも、協定届の様式をそのまま利用して届出ができる事業者や、様式に合わせて幅広い業務内容で、想定できる最大の時間数を提出している事業者にとっては便利だと思う。一方、事業内容、業務の種類及び労働者の勤務状況(3歳未満の子を養育している者のうち時間外労働の制限を申し出た者・育児短時間勤務(会計年度任用職員等)毎に細かく協議し、延長できる時間数を定めているような事業所は、フォーマットを修正できず応用が利かないためにシステム利用ができない。支障事例としては、労働基準監督署の窓口での申請や郵送の対応により、職員の事務負担が増える。	労働基準監督署の窓口での届出申請に係る事務負担の軽減。ペーパー化の推進及び届出書提出に伴う郵送料の軽減。インターネット上での電子申請の効率的な利用、負担軽減。	デジタル庁、厚生労働省	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>個人住民税情報による所得確認が必要となる事務については、貴県にもご協力いただいているとおり、関係機関においても、事前に必ず個人住民税の申告を行っていただくことを周知いただくことが重要と考えています。</p> <p>その上で、個人住民税に係る副本データについては、正本データが確定又は登録(更新)された日の翌々開庁日の業務開始前までに、自治体中間サーバーに副本データを登録(更新)することとされております。</p> <p>なお、納税者等から申告を受け付けからの処理に要する期間は、地域の実状等に応じて各地方団体において決定されるものであり、国において統一的な処理期間等を設けることは適当ではないと考えます。</p>	<p>高等学校等就学支援金等の各就学支援制度では、保護者等の課税状況で認定可否の判定を行うため、所得が無い場合でも、申請前に市町村窓口でその旨の申告を行っていただく必要があることを、保護者に対し入学者説明会で説明しているほか、毎年度の申請案内の際にも依頼文書を配布する等、十分周知に努めているところだが、特に所得が無い場合の申告はオンライン申告が可能な市町村の増加により利便性が高まっていること等も合わせ、より一層の周知に努めていきたい。</p> <p>なお、高等学校等就学支援金については、文部科学省がマイナンバーによる「自己情報取得API」連携機能を備えたオンライン申請を推進しているところだが、当該オンライン申請を保護者が円滑に利用するためには、①所得が無い場合でも申請前に個人住民税の申告が必要であることに加え、②申告した税情報がオンライン上(自治体中間サーバー)の税情報に反映するには一定期間が必要なこと、③税情報が反映されない間は申請ができないことを保護者に認識して頂くことが不可欠と考える。その点を周知するうえで、税申告からオンライン申請可能となるまでに必要な期間の目安を保護者に示すことが出来れば、保護者にとって申請(申告を含む)の具体的な期限を把握しやすくなり、周知の効果も高まると考える。</p> <p>地方公共団体の基幹業務システムの統一標準化の動きに合わせ、現在のマイナンバー利用による税情報の確認作業の効率化及びオンライン申請のさらなる活用による保護者等の利便性向上に不可欠な、「申告した税情報がより迅速に自治体中間サーバーへ反映」される運用の検討を改めて求める。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>補助金等の要綱・要領のeMAFFへの掲載については、農林水産従事者からの要望を踏まえて検討していく。なお、補助金等の要綱・要領の発出にeMAFFを活用することについて、都道府県、市町村における補助金等の審査担当者の全てがeMAFFのアカウントを持っているわけではないので、eMAFFを主とした網羅的な周知は難しいと思われる。</p>	<p>一点目について、農林水産事業者から補助金等の申請にあたって補助要件や交付要綱等の掲載場所に関する問い合わせを頻繁に受ける。eMAFFを用いた補助金等の要綱・要領の発出が実現することで、農林水産事業者としては、一つのサイトで補助金の交付要綱等の確認から申請までが完結することによる申請作業の迅速化や補助金に係る情報収集の簡易化が見込める。</p> <p>果樹としては、農林水産事業者からの問合せ件数の減少や、対応時間の短縮など、事務負担の軽減が見込めるほか、eMAFF上で各補助金に係る情報を包括的に把握できることから、農林水産事業者への正確な情報提供が可能になる。このように、農林水産従事者と行政とどちらにとってもメリットが大きい。農林水産事業者、審査担当者の簡易な情報収集や迅速な申請作業を実現するには、eMAFFの活用が最も費用を抑えられとされるため、費用対効果の点でも優れていると考える。</p> <p>二点目について、滋賀県大津・南部農業農村振興事務所農産普及課では農業経営改善計画の審査担当者の全員がeMAFFのアカウントを保有している。各団体の審査担当者の全てがアカウントを保持するために、農林水産省の方から審査担当者の全てにeMAFFのアカウントを取得するよう指示していただきたい。また、eMAFFを活用して補助金等の要綱・要領の発出を行っていただきたい。技術的課題からアカウントを保持できない審査担当者がある場合には、システムの改修を求める。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>現状、e-Govでの36協定届の電子申請を行う場合においても、フォーマットの入力必須項目に最低限の内容を記入した上で、詳細を定めている労使協定書などを任意に添付することは可能であるため、そのような対応も含め、電子申請に努めて参りたい。</p> <p>なお、令和6年度において、既存の労働条件ポータルサイト(確かめよう労働条件)内にある申請様式作成支援ツールについて、e-GovとのAPI連携により当該ポータルサイトから電子申請ができるよう改修を行う予定であり、前回申請時に記入した内容を参照して申請できる機能を実装する予定である。</p>	<p>当企業団では、フォーマットどおりに入力することが困難である旨を労働基準監督署の担当者に相談したところ、一般事項・特別事項の最上段だけを入力し、「添付ファイルのとおり」と入力したうえで協定書を添付することで了解いただいた。令和5年4月～6月分を電子申請していたが、同年6月の申請時、別の担当者から、協定届の内容はすべて入力するよう御指摘があり、e-Govの仕様上、対応が困難であることから、それ以降は窓口にて届出を行っている。</p> <p>第1次回答においては、フォーマットには最低限の内容を記入し、労使協定書などの添付による申請が可能であること、また、その周知について前向きな御回答をいただいていることから、同方法による申請が労働基準監督署の所在地や担当者に関係なく可能となるよう、電子申請受付窓口へも周知いただきたい。</p> <p>また、前回申請時に記入した内容を参照して申請できる機能が実装されれば、更なる業務効率化が期待できるため、改修完了後には周知いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>現行システムで対応可能な部分については、その旨十分な周知を行い、対応ができない部分については、行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容 具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例	
105	105	相模原市	札幌市、函館市、旭川市、十和田市、花巻市、宮城県、いわき市、ひたちなか市、鴻巣市、町田市、豊橋市、亀岡市、堺市、狭尾川市、西宮市、安来市、広島市、東温市、福岡市、大牟田市、大野城市、宮崎県、鹿児島県	○	「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」及び「公的個人認証サービスの事務処理要領」及び「公的個人認証サービス事務処理要領」の統合を図った上で統合すること。	「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」及び「公的個人認証サービスの事務処理要領」の2種類が存在する。マイナンバーカードの交付に当たって、電子証明書を送付しないケースは極めて希であり、一体的な手続となっていることから、マイナンバーカードの手続によっては、一度の手続(転入時等)に際し、双方の要領を確認しなければならず、地方自治体等の窓口においては、非常に複雑な事務作業を要している。 例えば、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」においては、住所変更に伴う継続利用は同一世帯員や法定代理人で、暗証番号の照合ができた場合は同意書の提出が不要となる。一方、「公的個人認証サービス事務処理要領」においては、住所変更したことによる署名用電子証明書の発行のため、同意書の提出が必要となっている。 また、紛失等で一時停止を申し出たカードが見つかり、解除申出を交付する際、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」に基づき、カードを運用中に変更し、「公的個人認証サービス事務処理要領」に基づき、電子証明書の失効・発行を行う。カードの事務処理要領だけで処理すると電子証明書が一時停止のままとなってしまい、といったように、「カードが見つかった」という申し出に2つの事務処理要領を確認する必要がある。 さらに、マイナンバーカードの暗証番号の変更申出を交付する際、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」では「再設定」と表現されているが、「公的個人認証サービス事務処理要領」では「初期化」と表現されている。マイナンバーカードにおいては、すべての暗証番号を初期設定に戻すことなく、変更したい番号を設定するため、「再設定」がふさわしい。署名用電子証明書用暗証番号や利用者証明用電子証明書暗証番号の暗証番号を変更する際、初期化しなければならず、既成機連用が生成しづらいといった横断的な手続の、事務処理誤りを防ぎ、窓口負担を軽減するために、各要領の整合性を図った上で、統一化することが望ましいと考える。	—	事務処理誤りを防ぎ、地方自治体の窓口負担を軽減する。	総務省	○相互に関連があるにもかかわらず、要領が分かれてしまっており、マニュアル等を作る際にもと壁壁になっている。 ○マイナンバーカードの暗証番号再設定の項目だけでも、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領と公的個人認証サービス事務処理要領にわかれていて、重複する内容であるが、公的個人認証サービス事務処理要領には様式が1種類しか掲載されておらず、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領では様式1・様式2の2種類があり、内容が統一されていない。要領を統一し、窓口での混乱を招くことがないよう改善していただきたい。 ○マイナンバーカード、電子証明書に関する手続を関連して実施するために、それぞれ求められる本人確認書類が異なる等、事務が煩雑となっている。 ○マイナンバーカードと電子証明書はほとんど一体のものとなっており、同じ継続利用の手続きでもマイナンバーカードと電子証明書では必要書類が異なることがあり、案内や周知、対応等に支障をきたしている。 ○複数のマニュアルの存在は事務の混乱を招くため、統一した指針が必要である。 ○当市においても事務処理要領に基づき作成しているマニュアルがそれぞれあり、更新等が煩雑となっている。事務処理誤りを防ぎ、窓口負担を軽減するために、各要領の整合性を図った上で、統一化することが望ましいと考える。	
106	106	相模原市	札幌市、旭川市、花巻市、鴻巣市、神奈川県、豊橋市、狭尾川市、西宮市、米子市、安来市、広島市、東温市、福岡市、大牟田市、大村市、宮崎県、鹿児島県	○	自治体窓口において代理人によるマイナンバーカードの健康保険証登録申請を可能とすること	マイナンバーカードの交付や電子証明書の更新については、委任状等があれば代理人での手続が可能である。しかし、保険証登録申請については、顔認証マイナンバーカードへの設定切替等を行った場合は、医療機関又は薬局の顔認証付きカードリーダーを利用して、機器による顔認証又は自署による顔確認により行う必要があり、マイナンバーカード交付等と同時に自治体窓口での代理人による手続を行うことができない。 令和6年12月の保険証廃止に向け、特に施設入所者のカード交付又は更新手続など代理人による保険証の紐付け登録の増加が見込まれることから、自治体窓口での代理人による保険証登録を認める必要があると考える。 また、顔認証マイナンバーカードへの設定切替前に市区町村で暗証番号を利用して申し込み方法とし、既成機連用が生成しづらいといった横断的な手続の、事務処理誤りを防ぎ、窓口負担を軽減するために、各要領の整合性を図った上で、統一化することが望ましいと考える。	障害のある子どもの法定代理人である親が、子どもの委任した人がそのまま保険証登録も委任することができると、利用者の利便性向上、マイナンバーカードの普及に資する。	マイナンバーカードの受け取り等を代理人に委任した人がそのまま保険証登録も委任することができると、利用者の利便性向上、マイナンバーカードの普及に資する。	デジタル庁、総務省、厚生労働省	○マイナンバーカード申請交付の要領で認められている代理の場合に住民への説明に類しクレームになることも多い。 ○顔認証証が廃止されマイナ保険証の普及を促進する必要があるため、賛同するもの。 ○マイナンバーカード、電子証明書に関する手続を関連して実施するために、それぞれ求められる本人確認書類が異なる等、事務が煩雑となっている。	
107	107	相模原市	札幌市、函館市、旭川市、花巻市、いわき市、町田市、浜松市、豊橋市、福岡市、堺市、狭尾川市、西宮市、安来市、広島市、東温市、福岡市、大牟田市、大野城市、熊本市、鹿児島県	○	マイナンバーカードの電子証明書に係る暗証番号の法定代理人による初期化等手続の簡素化	法定代理人による市区町村窓口におけるマイナンバーカードの電子証明書の暗証番号の初期化、再設定及び変更については、本人による申請を必要とすること。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則及び公的個人認証サービス事務処理要領によれば、マイナンバーカードに係る電子証明書の暗証番号の初期化、再設定及び変更においては、代理人が来庁した場合は照会書回答方式となり、法定代理人であってもその場で変更等を行うことができない。15歳未満及び成年後見人の方の電子証明書の暗証番号の初期化、再設定及び変更について、法定代理人が手続を行う場合は、照会書による回答を不要とするよう、規則及び事務処理要領に明記することを求める。	未就学児の親及び高齢・障害などで外出が困難な方の成年後見人から、照会書への回答を待参していない場合に、暗証番号の再設定等を行うことは、本人に代わって身分上及び財産上の監督保護を行うことができる親権者、本人に代わって法律行為を行うことができる成年後見人の趣旨からして不条理であるとの意見が複数あった。	法定代理人が本人と同等となれば、再来庁の必要がなくなり、利便性向上につながる。 また、回答書の作成及び送付が必要なくなり、職員の負担軽減にも寄与する。	総務省	○本人が了承しているにもかかわらず、代理人での手続完了に時間がかかることについてクレームとなることがある。 ○マイナンバーカードに係る電子証明書の暗証番号初期化等の手続において、法定代理人による手続を簡素化することで、市民の利便性及び事務負担の軽減が図られる。 ○顔認証マイナンバーカードの自治体向け説明会に関する質問票の項番490に対する2024年2月20日付け回答で「法定代理人であっても通常の代理人と同じく、委任状等が必要」とされたことで、申請者本人が15歳以上18歳未満の場合、親権者が本人に代わって身分上及び財産上の監督保護、教育を内容とする権利義務を有するにもかかわらず文書照会を行うことになり、法定代理人への説明対応に苦慮している状況である。本件について緩和されれば、子のマイナンバーカードについて法定代理人が速やかに手続を行うことができ、市民の利便性が向上する。 ○法定代理人であっても、即日の対応ができないため、日数や2回の来庁を要するなど、住民負担を強めている。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>マイナンバーカードは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成26年法律第27号)の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構が発行し、市町村長等が交付するものである。</p> <p>電子証明書は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構が発行し、市町村長が提供するものである。</p> <p>これらは発行と交付又は提供の主体が重複する点もあるが、それぞれの根拠法令に基づき手続等が定められており、例えば、マイナンバーカードと電子証明書の一時停止に係る取り扱い等、必ずしもその手続が一致するものではないため、手続を定めている事務処理要領についてもマイナンバーカードと電子証明書に関するものでそれぞれ定めている。</p> <p>なお、住所変更時の照会兼回答書の取り扱いを揃えること及び「再設定」と「初期化」の文意の整理については、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領等」の一部改正について(通知)(令和6年5月24日)において、改正を行っている。また、暗証番号再設定に係る様式が「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」において2つ掲載されているのは、マイナンバーカード単体の暗証番号再設定に係る様式のほか、利便の観点から、電子証明書との統合様式を掲載しているためである。</p> <p>マイナンバーカード及び電子証明書の発行・交付等の事務を担う、自治体の窓口負担の軽減は重要であると認識しており、そのために各事務処理要領を分かりやすい記載にするなどの取り組みを進めてまいりたい。</p>	<p>マイナンバーカードと電子証明書が別の法律に基づいていることは理解しているが、例えば、住民がマイナンバーカードの紛失等により一時停止を申請したが、後に見つかり解除の申し出にきた際、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づき「運用中」に変更するのみでは電子証明書が一時停止のままになってしまつと、同要領の中に「公的個人認証サービスの事務処理要領に基づき失効・発行を行うこと」のように、2つの要領の整合性を図る記載をするなど、事務処理ミスの防止を図る配慮・工夫をしていただきたい。また、支障事例として記載している公的個人認証サービス事務処理要領の「初期化」について、「再設定」に改正されたことは、事務処理ミスの防止に寄与するものと考えており、引き続き、2つの要領で使用する表現の統一化を図ることを要望する。</p> <p>なお、公的個人認証サービスはマイナンバーカードに基づくものがメインとなることから、事務処理ミスの防止や自治体の窓口負担の軽減のため、2つの事務処理要領を包括したマイナンバーに関する手続の統一マニュアルを作成することを並行して検討していただきたい。</p>		
<p>自身で健康保険証利用登録を行うことが難しい子どもの場合には、法定代理人である親が代わりにマイポータルを利用して健康保険証利用登録を行うことは、現時点においても、市町村窓口を利用せずとも可能です。</p> <p>他方で、顔認証マイナンバーカード設定切替を行う場合も含め、任意代理人が本人に代わって、マイポータルを利用してマイナンバーカードの健康保険証利用登録を行うことについては、他人(任意代理人)が本人のマイナンバーカードを用いて本人のマイポータルにログインすることや、利用登録の過程で、マイポータルの画面上に表示される個人情報が必要で任意代理人の目に触れてしまうことについて、慎重な検討が必要であると考えています。</p> <p>顔認証マイナンバーカードへの設定切替を申請する方が、市町村窓口において、職員による利用登録のサポートを希望する場合には、「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みに関する同意書」への署名を求めた代理人による手続を可能とすることやその周知を検討してまいります。</p> <p>なお、マイナンバーカードの健康保険証の利用登録は、未実施の状態で医療機関を受診した場合でも、医療機関の窓口の顔認証付きカードリーダーを用いてその場で簡単に手続を行うことが可能です。</p>	<p>マイナンバーカードの保険証登録は自治体の支援窓口を利用しなくてもマイポータルから手続ができること、また未登録であっても医療機関の窓口の顔認証付きカードリーダーを用いてその場で登録することができることは承知しているが、操作に不慣れな住民や、在宅医療など医療機関の窓口に行く機会がない方は、支援窓口での手続を希望される。</p> <p>また、顔認証マイナンバーカードの交付、切替をする方は高齢者や障害者など自治体窓口に来ることが困難な方が多く、特に施設入所者が施設職員に依頼するケースも多く想定されることである。</p> <p>顔認証マイナンバーカードへの切替後は個人のPCなどでは保険証登録はすることはできず、自治体窓口での登録について問い合わせを受けることが多くあるが、自治体窓口においても任意代理人のみによる登録はできないことについて理解を得るのに苦慮している。任意代理人がカードを受け取る際、利用者及び職員の負担軽減の観点からも、ワンストップの手続により、代理人による保険証登録が済んだ状態で本人に交付されることの利便性は高い。</p> <p>令和6年12月に現行の保険証が廃止され、自治体窓口における手続が急増することも想定されることから、第1次回答にある、同意書を任意代理人に委任することで手続を可能とすることについては、早急な検討・対応を求めるとともに、代理人による保険証利用登録の実現についても、引き続き検討していただきたい。</p>		
<p>電子証明書は、オンラインで安全・確実に本人確認ができるデジタル社会の信頼の基盤となるツールであり、その暗証番号は原則として本人のみが知っているものとして、認証の1要素を構成するものであるから、各種暗証番号の変更等については、適切な本人確認を行った上で手続を行う必要がある。</p> <p>代理人を通じて暗証番号の変更等を行う場合についても同様、代理人の本人確認並びに申請者が住民票に登録されている本人であること及び本人の意思に基づくものであることの確認を適切に行う必要があるところ、照会書兼回答書を申請者に係る住民票に記載されている住所に送付することにより、申請者が住民票に登録されている本人であること及び本人の意思に基づくものであることの確認を行っているものであり、法定代理人を適した場合においても、申請者が住民票に登録されている本人であることの確認は必要であることから照会書兼回答書を求めることとしており、提案も踏まえて対応を検討する。</p>	<p>電子証明書の暗証番号は本人のみが知っているものとして扱うべきであることは理解するところ、任意代理人と法定代理人の扱いを区別する必要があると考えます。</p> <p>任意代理人(他人)が手続を行う際は厳格な本人確認が必要であり、本人宛てに照会書兼回答書を送付することは必要と考えるが、法定代理人は法律に規定された代理権に基づき本人を代理するものであり、本人にその効果が帰属すると解されることから、任意代理人の手続方法と分けてしかるべきと考えます。例えば、15歳未満の者及び成年被後見人に対してマイナンバーカードが交付される際、本人に代わり法定代理人が、暗証番号の設定を含む手続を行うこととされている。これらと同様、暗証番号の変更についても、本人に代わって親権者や成年後見人が手続をすることが、法定代理人に与えられた代理権を超越するものとは考えにくい。言うまでもなく、法定代理人の本人確認及び法定代理人であることの確認を厳格に行うことは必須であるが、そのうえで、一度、照会書兼回答書を本人の住民登録地に郵送し、法定代理人が記入後、再来庁して手続をすることは、法定代理人の法的位置付けや、本人、来庁者及び職員の負担軽減の観点から不要と考え、引き続き、マイナンバー関連の手続において任意代理人と法定代理人を区別しない判断をされるのであれば、自治体窓口における法定代理人への説明時の参考となるよう、その根拠及び解釈について明確化し、自治体へ周知していただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人)と任意代理人の権限を差異を明確にするべきとの意見が寄せられている。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
109	109	埼玉県	国館市、蕨岡市、花巻市、春日部市、新潟市、松本市、浜松市、名古屋市、京都府、大塚市、高知市、福岡市、熊本市、沖縄県	○	厚生労働省の電子申請・届出システムにおいて、1回の入力での介護保険法(訪問介護サービス等)と老人福祉法(老人居宅介護等事業等)の手続が完了するよう、システムを改善すること。例えば、チェックボックスにチェックを入れた上で入力すれば、両手続が完了する仕様のものを求める。	厚生労働省の電子申請・届出システムにおいて、1回の入力での介護保険法(訪問介護サービス等)と老人福祉法(老人居宅介護等事業等)の手続が完了するよう、システムを改善すること。例えば、チェックボックスにチェックを入れた上で入力すれば、両手続が完了する仕様のものを求める。	現状、介護保険法上の訪問介護サービスや通所介護サービスは老人福祉法上では老人居宅介護等事業や老人サービス事業に該当するため、介護保険法に基づく指定申請の際に老人福祉法に基づく届出も必要となる。平成26年に「介護保険サービス事業者における事業開始等の届出等事務の負担軽減等」という提案に対する対応方針として、申請書の一本化等、地域の実情に応じて手続を簡素化することは現行制度上問題ないと通知された。一方、厚生労働省の電子申請・届出システムにおいて、介護保険法の指定申請はWEB入力が可能であるものの、様式は標準化されており、上記通知にも関わらず、老人福祉法に基づく届出は別途作成したPDFファイルの添付により提出する必要が生じているため、申請者の負担となっている。	—	提案の実現により事業者の負担軽減及び行政手続のデジタル化につながる。	厚生労働省	—
112	112	静岡県	花巻市、川崎市、多治見市、名古屋、岡崎市、堺市、防府市、福岡市	○	認可地縁団体の総会において決議する場合は、構成員全員の承諾が必要とされていることから、オンライン会議等が選定した今日においても、当市では依然として電磁的方法による決議が行われた実績がないため、書面又は電磁的方法による決議の緩和を希望している。	認可地縁団体が少なくとも毎年一回開くこととされている総会において決議する場合に、書面又は電磁的方法による決議を行うことができるよう法改正(令和4年8月20日施行)された。しかしながら、構成員全員の承諾が必要とされていることから、オンライン会議等が選定した今日においても、当市では依然として電磁的方法による決議が行われた実績がないため、書面又は電磁的方法による決議の緩和を希望している。	認可地縁団体が少なくとも毎年一回開くこととされている総会において決議する場合に、書面又は電磁的方法による決議を行うことができるよう法改正(令和4年8月20日施行)された。しかしながら、構成員全員の承諾が必要とされていることから、オンライン会議等が選定した今日においても、当市では依然として電磁的方法による決議が行われた実績がないため、書面又は電磁的方法による決議の緩和を希望している。	実績がない要因として、構成員全員の承諾を得る手間がとれないという声が上がっている。また、書面又は電磁的方法による決議を行うことができたとしても、個人単位での決議が必要になることから、認可地縁団体の運営に当たり、本改正法を活用する利点を感じられないという意見も聞いている。	代表者等の事務負担が軽減される。総会の決議条件が緩和されることで法人運営が円滑になる。認可地縁団体移行のハードルが下がり、自治会等の法人化が進むことにより、資産管理の効率化や社会的信用の向上につながる。	総務省	○当市でも同様の相談があり、制度改正されることにより自治会等の法人化の手続きが円滑に行われるようになることが期待される。○構成員全員とは、当該地縁団体の区域に居住する全員となり、本人による意思表示が難しい場合や住所は置いても入居中の場合など、決議に参加するが難しい場合もある。○書面又は電磁的方法による決議条件が厳しいため団体にとって活用しづらい制度となっている。
113	113	藤沢市	札幌市、函館市、旭川市、十和田市、花巻市、いわき市、浜松市、半田市、被屋川市、西宮市、安来市、倉敷市、広島市、東温市、福岡市、大牟田市、熊本市、宮崎県、鹿児島市	○	マイナンバーカードに係る事務の一部について代理権を有していると認められる保佐人及び補助人を法定代理人と同様に扱うこと	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部について代理権を有していると認められる保佐人及び補助人を法定代理人と同様に扱うこと	【現行制度について】命令の一部及び施行規則における「法定代理人」は、親権者、未成年後見人及び成年後見人であり、保佐人及び補助人は、裁判所の審判により代理権を有していることと認められる場合であっても「法定代理人」には含まれず、任意代理人として扱われる。【支障事例】代理権を有していると認められる保佐人及び補助人から本件の相談がされており、戻トラブलになっている。【制度改正の必要性】保佐人及び補助人は任意代理人として手続を行うこととなるため、マイナンバーカードに係る暗証番号の入力を保佐人及び補助人に行わせることができず、申請者本人に申請意思の確認等を文書照会にて行うことになり、手続完了まで数日かかる状況となっている。【支障の解決策】保佐人及び補助人は、裁判所の審判により代理権を有していると認められているため、法定代理人と同様に扱うことで被保佐人及び被補助人の利便性が向上すると考える。	転入手続にきた代理権を有していると認められる保佐人及び補助人から、「代理権があることは確認できるため、法定代理人と同様に扱ってほしい」と意見が寄せられた。	代理権を有していると認められる保佐人及び補助人を法定代理人と同様に扱うことで被保佐人及び被補助人の利便性が向上するとともに、自治体職員の事務処理作業を軽減する。	総務省	○保佐人及び補助人を法定代理人と同様に扱うことで被保佐人及び被補助人の利便性が向上し、事務負担の軽減が図られる。○裁判所の審判により代理権を有していると認められている点から、保佐人及び補助人を法定代理人と同様に扱うことで、被保佐人、被補助人の利便性の向上が期待できる。○保佐人及び補助人については、登記事項証明書の代理行為目録に記載がある場合であっても、本人の意思確認を行う必要があるが、保佐人及び補助人に説明しても理解を得られない場合があり、対応に苦慮している。○当市においてもトラブルが多く、保佐人、補助人も同様に扱うことで、利便性が向上し、自治体職員の事務処理作業が軽減されると考える。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>介護保険法に基づく指定申請等については、介護保険法施行規則において①厚生労働大臣が定める様式を使用し、②原則として「電子申請・届出システム」により行うことが規定されており、全ての指定権者において「電子申請・届出システム」による指定申請等の受理の準備を進めているところである。一方、同時に届出等を行うことが多い老人福祉法に基づく届出等については、様式の定めはなく、都道府県等によりばらつきがあることや紙による届出等が必要な場合もあると認識している。そのため、今後、調査研究事業等を通じて、様式の標準化に向けた検討を行い、調査研究の結果等を踏まえ、老人福祉法に規定されている届出等について、手続のワンストップ化を実現する方向で検討する。</p>	<p>老人福祉法に基づく届出等について、同様の内容を届け出る介護保険法に基づく届出等とのワンストップ化を実現する方向で検討をいただければと理解した。ご検討に感謝申し上げます。 検討に当たっては、同じシステムで届出を可能とすることに留まらず、様式の共通化や入力上の工夫などにより、申請者が2度入力する手間が生じないよう検討を進めていただきたい。 あわせて、検討のスケジュール感をご教示いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>地方自治法では、認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とすると規定されており、団体の構成員のうち、書面又は電磁的方法による決議を行えない者の表決権を保護する観点から、総会の場での討議を省略することによって全ての構成員に不利益が及ばないように、構成員全員の承諾が必要であると考えています。 また、他の法人制度においてもすでに同様の規定が設けられていますが、当該規定においても関係者全員の承諾等を必要としています。 なお、総務省の調査では、令和5年10月時点で、310市区町村において、認可地縁団体が書面又は電磁的方法による決議を行った実例を把握しております。</p>	<p>現状、大規模な認可地縁団体(当市の場合、最も大規模な認可地縁団体は3,637世帯)であるほどに、構成員全員からの承諾を得ることは、負担が大きく、事務負担を考えると、通常の総会を開催し、書面や他構成員への委出による表決をもって議決とする方法を選択せざるを得ない(当市では、書面又は電磁的方法による決議の規定を利用した地縁団体はない。) 地方自治法の規定により、構成員全員の承諾は必要であることや、他の法人制度も同様であることは理解している。一方で、代表者等の事務負担等を鑑み、より実情に沿った制度となるよう見直しを検討していただきたい。</p>		
<p>マイナンバーカード及び電子証明書は安全・確実に対面やオンラインで本人確認を行えるツールとして利用するため、厳格な本人確認を経て発行することとしている。 本人が発行等の手続を行うことができない場合にも厳格な本人確認を必要とするところ、原則として代理人には照会書兼回答書や委任状等の書類を求め、申請者が住民票に記載されている本人であること及び本人の意思に基づくものであることの確認や代理権の確認を行っている。法定代理人についてはその性質を踏まえ、上記書類の一部を不要としているところであり、御提案も踏まえて対応を検討する。</p>	<p>住民異動手続においては、登記事項証明書の代理行為目録により、代理権を有していると認められる保佐人及び補助人であれば、委任状がなくても手続が可能であることから、転入手続と併せて行われる電子証明書の発行申請についても、回答書を不要とすることで、成年後見制度利用者の利便性が向上する。また、代理権は代理行為目録により確認できているため、本人の意思確認は不要と考える。 上記を踏まえ、申請者の負担軽減に資するよう、引き続き前向きな検討をお願いしたい。</p>		



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
114	114	神戸市	盛岡市、山形市、いわき市、足利市、さいたま市、草加市、木更津市、横須賀市、栗川町、松本市、名古屋市長崎市、豊橋市、一宮市、城陽市、寝屋川市、安来市、高松市、福岡市長崎市、熊本市、宮崎県、鹿児島市	○	狂犬病予防法上の犬の登録手数料を、動物愛護法上の犬猫のマイクロチップ(MC)の登録手数料と同時に関制度に導入した場合、指定登録機関から犬のMC登録情報が自治体に提供されるとともに、その情報提供が狂犬病予防法上の登録申請とみなされる等、自治体や住民にとって、申請手続きにかかる負担軽減に資するものである。	狂犬病予防法上の犬の登録手数料を、動物愛護法上の犬猫のマイクロチップ(MC)の登録手数料と同時に関制度に導入した場合、指定登録機関から犬のMC登録情報が自治体に提供されるとともに、その情報提供が狂犬病予防法上の登録申請とみなされる等、自治体や住民にとって、申請手続きにかかる負担軽減に資するものである。	令和元年に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、犬猫へのMCの装着及び環境省指定登録機関への犬猫情報の登録が飼い主に義務付けられ、また、同時に狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例制度(ワンストップサービス)が創設された。自治体が多制度に導入した場合、指定登録機関から犬のMC登録情報が自治体に提供されるとともに、その情報提供が狂犬病予防法上の登録申請とみなされる等、自治体や住民にとって、申請手続きにかかる負担軽減に資するものである。	当市は狂犬病予防事業(犬の登録事務等)を、地方獣医師会に委託しているが、同会から下記のとおり意見が寄せられている。 ・ワンストップサービス参加自治体と不参加自治体が混在しているため、市民からの犬の転入手続の問合せに対する回答や、犬の登録業務に際し、逐一参加の有無を記入元自治体に確認する必要があるため、業務を煩雑化している。 ・当市がワンストップサービスに参加する場合、犬の登録手数料の徴収を断念する可能性が高いが、その結果、動物衛生予算が削減され、地方獣医師会が行う狂犬病予防事業の縮小につながる可能性がある。	自治体がワンストップサービスに参加した場合でも、マイクロチップ情報の登録手数料と、狂犬病予防法上の犬の登録手数料を同時に徴収できるようにすれば、犬の所有者にとっても手続きが一度で済むため、利便性が向上するとともに、狂犬病予防事業を継続するための歳入を確保することができる。	厚生労働省、環境省	○当市においても登録手数料が徴収できなくなることは大幅な歳入減となり、ワンストップサービスへの参加・不参加が混在している状況は事務手続上煩雑となっている。MCを広めるためにも飼い主に分かりやすい仕組みは必須であることから改正が必要と考える。 ○従来からの狂犬病予防法上の犬の登録に加え、令和4年6月1日よりマイクロチップの登録制度が併存しており、市民は2つの制度を混同し、マイクロチップの登録を行ったことで狂犬病予防法上の登録も行ったと誤認し、市窓口での手続きが必要ないものと誤解する可能性がある。特例制度に参加すれば、マイクロチップの登録を行うことで狂犬病予防法の犬の登録も同時に行うことができ、市民にとってワンストップサービスとなることが期待できる一方、MC情報の指定登録機関である(公社)日本獣医師会は、狂犬病予防法上の登録手数料をMC情報の登録手数料と同時に徴収することは行わないため、ワンストップサービスに参加した場合、従来から犬の飼い主より徴収していた狂犬病予防法上の犬の登録手数料を徴収する機会が実質上無くなり、自治体にとって大幅な取入減となる。 ○ワンストップサービスに参加する場合、犬の登録に係る手数料徴収業務(手数料納付書の送付等)が自治体への負担となり、手数料滞納が発生する可能性もあることから、当市は不参加としている。当市を含めた全国の自治体のワンストップサービスの参加を促進させるためには、狂犬病予防法上の犬の登録手数料及び動物愛護法上のMC登録手数料の同時徴収等の制度改正の必要性があると考えられる。 ○「ワンストップサービス」に参加する自治体が少ない原因は、登録手数料の徴収に困難が伴うためであり、その改善策として、指定登録機関が登録手数料を徴収することが有効と考える。 ○ワンストップサービスの参加自治体と不参加自治体が混在していることにより、手続が複雑化している実態があると考えられる。犬の登録手数料とマイクロチップの登録手数料が自治体で徴収できるようになれば、市窓口での登録が確保でき参加自治体の増加が見込まれると考える。 ○参加自治体と不参加自治体が混在しているため、事務が非常に煩雑になる他、飼い主にとって分かりにくい制度となっているといった支障は生じている。一方、すでに狂犬病の予防法の特例制度に参加し、運用している自治体が、環境省指定登録機関で手数料を徴収できることとなった場合においても手数料の改正は困難であることから参加自治体が増える方策が必要と考える。 ○現在犬の登録を行っている市町村はワンストップに参加するに当たり、条例改正が必要であるが、狂犬病予防法上の犬の登録手数料を徴収する機会が実質上無くなり、歳入減となるため、議会等の承認が得られず、条例改正が困難な状況にある。そのため、当県における参加自治体はない。厚労省及び環境省がMCの登録料と各市町村の手数料条例に基づく登録手数料までを徴収することが可能であれば、歳入減はなくなり、ワンストップサービスへの参加も促進されることと考える。
115	115	神戸市	盛岡市、山形市、いわき市、さいたま市、木更津市、栗川町、松本市、名古屋市長崎市、豊橋市、一宮市、城陽市、寝屋川市、安来市、福岡市長崎市、熊本市、宮崎県、鹿児島市	○	犬猫のマイクロチップ(MC)情報を、不適切な飼育を防止する飼育者の指導などのより広範な動物愛護行政に活用できること。	犬猫のマイクロチップ(MC)情報を、不適切な飼育を防止する飼育者の指導などのより広範な動物愛護行政に活用できること。	令和元年に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正されたことにより、犬猫へのMCの装着及び環境省指定登録機関への犬猫情報の登録が飼い主に義務付けられたが、MCから読み取った情報は、迷子犬猫の返還やブリーダー等への指導等、使用目的が非常に限られており、外飼いの猫の飼い主への指導や路上死体となった犬猫の飼い主への連絡等、他の動物愛護行政には使うことができない。	外飼いの猫により生活環境に支障をきたしている市民から、そのような猫のマイクロチップ情報を読み取り、指導等を行うことにより、飼い主を特定し、指導をしてももらえない、といった要望がある。	マイクロチップ情報の使用用途が拡大すれば、外飼いの猫の飼い主が分かり、適正飼養に関する指導を行うことができる等、人と動物が共生する社会の実現につながることを期待される。	環境省	○MCから読み取った情報は使用目的が限られていることから、路上死体となった犬の飼い主への連絡等ができません。処分後に飼い主が判明した場合に補償等の問題が発生することがある。 ○マイクロチップ情報の使用用途を拡大すれば、外飼いの猫の飼主への適正飼養についての指導等が可能となることから、有益であると考えられる。 ○当市において地域猫活動を行う団体から、飼い猫と野良猫の区別の仕方が難しいとの話があり、活動を円滑に進めるのを妨げている要因になっていると考える。マイクロチップをうまく活用できれば地域の猫問題の解決に近づくと考えられる。また、迷い猫の問い合わせもあるため、路上で亡くなってしまった場合など速やかに飼い主へ連絡できれば良いと考える。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。)第39条の7第1項の規定による環境大臣の通知を犬の所在地を管轄する市町村長が受けた場合には、同条第2項の規定により、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第1項の規定に基づく犬の登録の申請又は同条第5項の規定に基づく届出があったものとみなすこととされているところ、この場合における犬の登録に係る手数料の徴収については、「動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第1項に基づく通知を受けた場合における狂犬病予防法に基づく登録手数料の取扱いについて」(令和4年4月8日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡)で既にお示ししているところ、各市町村において犬の登録に係る事務が発生する場合に手数料の徴収は可能である。</p> <p>またその徴収方法についても、「マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特別に関する自治体向けQ&amp;A(第5版)」(令和6年3月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課・環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡別添)で既にお示ししているところ、市町村自らの徴収に限らず、地方獣医師会への業務委託等とすることも可能である。</p> <p>また、狂犬病予防法上の登録手数料については各市町村が徴収し、動物愛護管理法のマイクロチップの登録手数料については指定登録機関である(公社)日本獣医師会が徴収していることから、法制度上、それらをまとめて一括徴収することはできない。</p> <p>引き続き「狂犬病予防法の特別制度」について必要な情報提供や周知の取り組みを進めてまいりたい。</p>	<p>狂犬病予防法の特別制度(ワンストップサービス)に参加して犬の登録手数料を徴収する場合、下記のような流れとなる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①犬の飼い主が指定登録機関にマイクロチップ情報の登録を行う</li> <li>②指定登録機関がマイクロチップの登録情報を市町村長に電子メールで通知する</li> <li>③当該通知が犬の飼い主からの狂犬病予防法第4条に基づく飼い犬の登録申請とみなされる</li> <li>④上記登録申請に基づき、各市町村の手数料条例で定めている飼い犬の登録申請に係る手数料を、各市町村が犬の飼い主に請求する</li> <li>⑤手数料の納付を確認する</li> <li>⑥未納の場合は督促を行う</li> </ol> <p>上記の流れで手数料の徴収自体は可能だが、犬の登録手数料に係る納付書の送付、手数料の未納に対する督促等の事務が新たに発生してしまう。また、犬の飼い主にとっても、手数料を2回支払わなければならないといった負担が増えてしまうため、現実的には犬の登録に係る手数料の徴収を諦めざるを得ない。</p> <p>国が行ったアンケートにおいても、ワンストップサービスに参加している政令市・中核市・特別区の100%、全自治体の72%が、手数料の徴収をしていないという結果が出ており、現在御省が提示されている手数料の徴収が現実的に困難であることは明らかである。</p> <p>一方、ワンストップサービスに参加しても狂犬病予防業務(原簿の管理等)は残るため、公平性の観点からも、犬の飼い主には一定の負担をしていただく必要はあると考えている。</p> <p>全ての市町村がワンストップサービスに参加できるよう同時徴収の制度を設計していただき、ワンストップサービス参加自治体と不参加自治体が混在する状況を速やかに改善していただきたい。</p>	<p>【一宮市】</p> <p>回答中「各市町村において犬の登録に係る事務が発生する場合に手数料の徴収は可能である」とあるが、マイクロチップ情報登録手数料とは別途の徴収事務として手数料の納付書の送付、滞納の場合の徴収事務が発生することになり、自治体への負担がむしろ増すことになる。</p> <p>手数料徴収が可能であるにもかかわらず制度に参加できない自治体が大多数を占めており、そのため全国的に混乱を招いている現状を鑑みて、より現実的な対応方法を模索されたい。</p> <p>また、「市町村自らの徴収に限らず、地方獣医師会への委託業務等とすることも可能である」とあるが、マイクロチップを挿入する獣医師の開業している自治体と、狂犬病予防法の登録先自治体は、異なることが大半である。犬猫の流通状況を鑑みれば、プリーダーあるいはペットショップ等でマイクロチップが挿入され、その後、犬猫が別の自治体で生体販売され登録を受けることになる場合が多い。したがって、地方獣医師会へ委託することは犬猫の流通形態にそぐわず、地方獣医師会への委託業務とするのでは問題の解決は望めない。</p> <p>犬猫の全国的な流通状況も考え、マイクロチップ情報登録手数料とともに狂犬病予防法の登録手数料を一括徴収し、登録先自治体に頭数に応じ按分して配分する等が解決につながると思われる。法制度上の問題があるのであれば、法制度の改正も視野に入れるべきものと思料する。</p>	<p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>マイクロチップの制度において、収集した個人情報は、個人情報保護法第69条第1項にもとづき動物愛護管理法その他の法令で定められた事務の執行に必要な範囲として、例えば動物愛護管理法第36条にもとづき公共の場所において発見された動物の死体を収容した際の所有者への連絡、及び同法第35条にもとづき引取りを行った犬又は猫について所有者の発見に必要な範囲内において、マイクロチップ制度により収集した個人情報を利用可能である。</p> <p>御指摘の「路上死体となった犬猫の所有者への連絡」及び「外飼いの猫の所有者への指導」についても、上述の個人情報を利用可能な場合に該当するか、現場の状況を踏まえて各自治体において個別に御検討頂くとともに、必要があれば環境省へ個別に御相談頂きたい。</p>	<p>動物愛護管理法施行規則第21条の11各号により、都道府県知事又は市町村長がマイクロチップ情報の提供を受けることができるのは、第一種動物取扱業者への勧告等及び法第35条により引取りを行った犬猫の返還業務等の実施に必要な範囲内と定められている。</p> <p>さらに、マイクロチップの装着等の義務化に係る自治体向けQ&amp;A(第6版)(令和6年3月28日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡)においても、下記のとおり国の見解が示されている。</p> <p>5-⑦「犬と猫のマイクロチップ情報登録」にログインして閲覧できる個人情報について、狂犬病予防注射の案内や苦情対応等に利用してもよいでしょうか。</p> <p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「遡走情報の検索」については、引取りを受けた犬又は猫を返還するために必要な範囲内でのみ個人情報の閲覧が可能です。</li> <li>・「狂犬病予防法の特別に関する情報の検索」については、狂犬病予防法に基づく登録等の事務に必要な範囲内でのみ個人情報の閲覧が可能です。</li> <li>・「飼養管理基準超過情報の検索」については、基準省令の違反に関して勧告等をするために必要な範囲内でのみ個人情報の閲覧が可能です。</li> <li>・上記以外の目的で登録システムから個人情報の閲覧はできません。</li> </ul> <p>これらのことから、現行の制度において、自治体は「路上死体となった犬猫の所有者への連絡」及び「外飼いの猫の所有者への指導」を目的に、指定登録機関からのマイクロチップ情報の提供を受けることはできず、本提案の実現のためには、当該施行規則(環境省令)の改正等の措置が必要であると考えます。</p>		

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
116	116	東京都、福島県、埼玉県	札幌市、花巻市、いわき市、岡山県、広島市、高知県、大牟田市、熊本県、特別区長会	×	独自証明書が広域交付の対象であることを明確化すること。	独自証明書が広域交付の対象であることを明確化すること。	【現状】 子ども家庭庁においては、地域少子化対策重点推進交付金により地元が共同体が行う「結婚」及び「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運の醸成の取組」の支援を行っている。 この支援により、多くの自治体で結婚支援センターの開設(37道府県)、マッチングシステムの導入(34道府県)(令和5年6月若手県民の調査による)が行われているが、それらの利用登録に際しては、32の都道府県が独自証明書の提出を必須としている。 この措置については、当団体主催交流イベント参加者へのアンケートにおいて「独自証明書の提出により安心して参加できる」という回答が約9割と高く、独自証明書提出を必須としていることが婚活に良い影響を及ぼしていると考えている。 ※参考:民間サービスにおける独自証明書の取扱いについて 婚活に係る民間サービスのうち、結婚相談所は入会に当たり原則として独自証明書の提出が必要となっている一方、既婚者のなりすまし等の問題が報道されるマッチングアプリの多くは取得の困難さから独自証明書の提出を求めている状況にある。 【支障事例】 ＜申請手続きの煩雑さによる婚活者の機会損失＞ 独自証明書は本籍地のある区市町村への申請が必要のため、取得に手間と時間がかかることにより利用開始まで時間を要している。 申請は区市町村窓口若しくは郵送での対応が必要であることから、「面倒である」、「窓口での申請が恥ずかしい」との理由から申請を躊躇するという声もあり、婚活を開始する機会を妨げている。	「結婚支援マッチング事業/Aマッチングシステム・交流イベント」の利用者から、「独自証明書の提出をした人のみが参加しているので安心」との声が高い(9割)一方で、「独自証明書の入手に手間がかかる」(3割)という声がある。	【利便性の向上による婚活者の増加】 独自証明書の入手が簡易になることにより、参加者の登録促進が進み、利用者の満足度が向上し、婚活を開始する人の増加が予想される。 【安全性の向上による結婚気運醸成】 マッチングアプリの利用に際し、既婚者のなりすまし、宗教の勧誘、詐欺被害等の問題が報道されている。 独自証明書の申請手続きの煩雑さを解消することにより、行政のみならず結婚相談所やマッチングアプリ事業者など民間の婚活事業者も、利用者へ独自証明書の提出を求めやすくなる。 その結果、婚活に躊躇する理由のひとつである、独身者になりすました既婚者に騙されるのではないかと不安や実際の被害を減らすことが可能となり、社会全体の結婚気運の醸成につながることを期待される。	法務省	○独自証明書は戸籍がある市町村でしか取得できない現状、婚活イベント主催者によると、参加希望者から「市町村に知り合いがいって取得しづらい」等の声の一部あつたと聞いている。
117	117	日の出町	函館市、蔵王町、ひたちなか市、浜松市	×	高齢者に対する経済的虐待への対応を介護保険の保険者が行うこと	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「高齢者虐待防止法」という。)第2条第4項第2号の規定における「施設入所者等に対する親族等による経済的虐待」については、「施設所在地の市町村に偏っている虐待対応の事務負担軽減」等を図る観点から、成年後見制度の首長申立てが原則として介護保険の保険者とされていることと同様に、当該虐待対応についても介護保険の保険者が対応するよう求める。	高齢者虐待防止法の規定による高齢者虐待の対応は、第一義的に市町村担当部署が実施することとされており、提介護施設従事者等による高齢者虐待は、都道府県が当該施設等に対する老人福祉法又は介護保険法に規定する権限を有する場合、通報を受付けた施設所在地区市町村と都道府県が協議し、役割分担を行いながら虐待対応を行うこととされている。 当町は、介護保険法第13条第1項第1号に規定される住所地特別が適用される介護保険施設が12施設あり、そのうち当町の被保険者は1割程度である。介護給付費等を抑制する財政措置は図られている一方で、老人福祉法第5条の4の規定により、居住地区市町村が措置の実施者となることとされており、高齢者の虐待対応が大きな負担となっている。養介護従事者による高齢者虐待の事案であれば、規定のとおり法の趣旨に沿った迅速な対応ができるが、高齢者虐待防止法第2条第4項第2号に規定される経済的虐待については、大半のケースが被保険者の家族等によるものであることから、施設所在地区市町村では、他区市町村に住所を有する家族の情報が乏しい状況にあり、他の虐待対応とは性質が異なる。また、虐待対応区市町村と成年後見首長申立て対応区市町村が異なる場合、区市町村間での調整が発生し、成年後見首長申立て対応区市町村が虐待通報に対して「施設所在地区市町村が対応すべき」と応じないなど、迅速な高齢者の権利擁護の支障となっている。	当町内介護保険施設の入所者が施設利用料金を滞納しており、施設職員がキーパーソンである家族に連絡するが、家族に対応してもらえないケースがある。施設側から介護保険の保険者の区市町村に相談するも、「施設所在地区市町村が対応すべき」と相談に乗ってもらえない。当町は保険者ではないため、キーパーソンに関する情報も乏しく、解決には至っておらず利用料金の滞納が一年近く続いている。 当町では同様のケースが、令和5年度に2件確認されており、いずれも保険者は他区市町村である。今般の物価高騰等の影響に加えて、今後事業者の施設経営に影響が出ること危惧している。	個人情報に含まれる本人情報、親族の有無等が不明な状況においても介護保険の保険者の区市町村であれば、住民基本台帳に基づく戸籍の取得や、その他生活歴等の情報を保有しており、親族等へのコンタクトが可能となり早期解決につながる。	厚生労働省	○高齢者虐待防止法第2条第4項第2号に規定される養護者等による経済的虐待については、成年後見市長長申立てにより、本人の財産の保全を図ることが有効な対応手段となり得るため、同虐待対応と同申立ての実施機会は同一であることが望ましいと考えられる。 ○介護保険の保険者である市町村と施設所在地の市町村の間で、虐待者および被虐待者に関する必要事項の情報共有を容易とする体制の構築を求める。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>戸籍情報連携システムは、その制度上、戸籍事務のためのみに用いることができるものであるところ、独身証明書は一般行政証明書であるとは言え、その発行は戸籍事務にきまられると考えられることから、戸籍情報連携システムを活用し、本籍地以外で発行することは可能であると考えられるが、都市部の市区町村の事務の負担が増大するおそれがあるため、市区町村の意見を踏まえ、必要な対応について検討したい。</p>	<p>戸籍情報連携システムを活用し、本籍地以外での発行を可能にすることにより、行政をはじめ、結婚相談所やマッチングアプリ事業者など民間の婚活事業者も、利用者へ独身証明の提出を求めやすくなる。</p> <p>その結果、婚活に躊躇する理由のひとつである、独身者になりすぎた既婚者に騙されるのではないかという不安や実際の被害を減らすことが可能となり、社会全体の結婚気運の醸成につながることを期待される。</p> <p>市区町村の事務の負担増大に配慮しながら、市区町村と十分に協議し、意見を反映させるとともに、適時、適切な情報を提供するなど必要な対応の検討を求める。</p> <p>また、「必要な対応について検討したい」との御回答をいただいたが、具体的な検討方法及び検討スケジュールの予定についてご教示いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>高齢者虐待への対応については、現行の高齢者虐待防止法上、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護等を行うため、被虐待者に最も近い居住実態のある市町村が、必要な情報提供を行いながら、養護者が居住する市町村と連携し、その支援等の対応にあたることとしており、必要に応じ、双方で協議を行い対応することが可能である。</p> <p>その上で、令和4年度に、虐待対応における市町村間の当該協議における個人情報情報の提供は、個人情報保護法第69条第1項の法令に基づく場合（例外規定）に該当することを明確にし、国の作成する虐待防止マニュアル※に記載したところ。</p> <p>ご提案も踏まえ、市町村間における連携・協働をさらに円滑に行うという観点から、今年度、連携・協働して対応した好事例やその重要性について、国のマニュアルに記載する改訂を行うとともに、同マニュアルに基づいて作成する自治体向けの研修スライドや動画、改正点を記した通知等にて、都道府県及び市町村へ周知を図る予定である。</p> <p>※厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』令和5年3月</p>	<p>今般の関係政府からの第1次回答に異論なし。</p> <p>しかしながら、「養護者が居住する市町村と連携し、その支援等の対応に当たることとしており、必要に応じ、双方で協議を行い対応することが可能」としながらも、現状として協議以前に、老人福祉法第5条の4の規定により、居住地市町村が措置の実施者となることが大多数であり、高齢者の虐待対応が大きな負担となっている。</p> <p>これらを踏まえて、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護等を行うことを最優先とし、それぞれの自治体が中立的立場で連携・協働をさらに円滑に行なえるよう改訂に当たっては、より具体的な記載を求める。</p> <p>あわせて、国のマニュアル改定や自治体への周知のスケジュールについても、ご教示願いたい。</p>		<p>【全国知事会】 都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。</p>



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
118-1	118	高根沢町	花巻市、宮城県、神奈川県、大阪府、兵庫県	x	長等の損害賠償責任の例の改正時における監査委員への意見聴取義務の見直し	地方自治法第243条の2の7第1項の規定による条例の改正において、議会による監査委員の意見聴取義務を不要とする場合を設けるよう見直しを求める。	【現行制度について】 地方自治法第243条の2の7(地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号。以下「改正法」という。))による改正前の地方自治法(以下「旧法」という。))においては第243条の2第2項において、議会が、同条第1項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないと規定している。 【支障事例】 旧法第243条の2第1項の規定に基づき制定した当時の「長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」において引用している旧法第243条の2及び第243条の2の2の規定が、改正法により、それぞれ第243条の2の7及び第243条の2の8に繰り下げられ、令和6年4月1日から施行されることに伴い、議会の議決を経て同年3月15日付けで同条例の一部改正を行った。 この条例の改正においては、旧法第243条の2第2項の規定により義務付けられている議会による監査委員への意見聴取が行われたが、条すれ対応のみの改正で、監査委員が意見する余地がないことは明らかであつたにもかかわらず、議会及びその事務局並びに監査委員及びその事務局が形式的で非効率な事務手続等を行うことを求められた。 【制度改正の必要性】 旧法第243条の2第2項の制定趣旨は、注釈地方自治法(第一法規)を引用すると、「条例が内容上の客観性・合理性を欠いていないか、すなわち条例が恣意的でないか、免責制度の趣旨目的を超えたものではないか、最低責任負担額が職責、年収等に照らして相当であるか、等の観点から」監査委員が意見を述べることであると考えられ、同項の規定は、当該制定趣旨に沿うよう運用されるべきものであると考える。 【支障の解決策】 条すれ対応その他の監査委員において意見する余地が明らかでない場合においては、地方自治法第243条の2の7第2項の規定は適用しないこととすることで支障が解決すると考える。	—	法令改正に伴う条すれ対応等の場合においては地方自治法第243条の2の7第2項の規定は適用しないこととすることで、同条第1項の条例の改正をしようとする全国の自治体において事務が省略され、行政運営の効率化につながる。	総務省	○【現状】 地方自治法第243条の2第2項にあるとおり、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責について条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないとある。 【支障事例】 当市で一部免責条例は制定されていないが(県内では県と●●町のみの)、条例制定後、条例内で地方自治法の条項を引用している場合、該当する地方自治法の改正により条項ずれが発生した際には条例の一部改正が必要がある。この場合、条例の改廃に関する議決となるため、現在の制度では、内容の変更が無いのにも関わらず監査委員の意見を聞く必要が生じるが、監査委員は意見の余地が無い。 【制度改正の必要性】 意見の余地が無いものに対する監査委員の意見は形式的なものに過ぎないため、意見を聴くという行為の必要性に課題があることから、議会による監査委員の意見聴取義務を不要とする場合を設ける必要があると考える。 ○当該条例では、地方自治法及び地方自治法施行令を引用しているが、同法及び同施行令が当該条例とは無関係の改正により条すれし、条例改正が必要となるケースが続いており、今後も同様のケースが想定される。このような場合には監査委員による意見の余地はないと考えられるが、形式上意見を聞かなければならず非効率である。
118-2	133	大府市	花巻市、宮城県、神奈川県、大阪府、兵庫県	x	普通公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る規定の見直し	地方自治法第243条の2第2項の「普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない」とある。令和6年1月1日時点では、一部免責条例は、地方自治研究機構がインターネットに掲載している例規集等により調査した範囲では、都道府県では青森県及び徳島県を除く45都道府県(沖縄県は令和3年12月に、和歌山県は令和4年3月に制定)で、指定都市では静岡市、浜松市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市及び熊本市の9市(京都市は令和2年11月に、神戸市は令和4年3月に制定)で、指定都市を除く市区町村は412団体で制定されていることが確認できる。 【支障事例】 条例内で「地方自治法第〇〇条の規定に基づき～」といった引用があるため、該当する地方自治法が改正され、条項ずれが発生した際に、条例を一部改正する必要がある。条例の改廃に関する議決となるため、内容の変更が無いのにも関わらず、監査委員の意見を聞く必要が生じる。なお、条すれに対応するための関係条文の整理については、監査委員は意見の余地が無い。 当市では令和3年3月29日に条例を制定して以降、地方自治法の改正による条すれが1度発生した。また、現在、国会でも地方自治法の一部改正に関する議案が審議中であり、成立すれば再度本市の条例も改正する必要がある。(提出回次: 第231回、議案種類: 閣法11号、議案名: 地方自治法の一部を改正する法律案) 【制度改正の必要性】 意見の余地が無いものに対する監査委員の意見は形式的なものに過ぎないため、意見を聴くという行為の必要性に課題がある。また、現在の制度では、条例で引用している部分の地方自治法が改正される度、条例を改正する必要がある。地方自治法の改正の頻度も読めないため今後頻発する可能性もある。	—	損害賠償責任の一部免責に関する条例について、制定又は損害賠償額の変更等の条例の内容に変更がある改正及び廃止についての、意見を聴くこととなり、条すれによる関係条文の整理等、意見の余地がないものは該当しなくなる。 不要な業務の削減となり、議会運営の簡素化、監査委員の業務軽減の他、業務に関係のある職員がその他住民サービス等に従事できるようになる。	総務省	○【現状】 地方自治法第243条の2第2項にあるとおり、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責について条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないとある。 【支障事例】 当市で一部免責条例は制定されていないが(県内では県と●●町のみの)、条例制定後、条例内で地方自治法の条項を引用している場合、該当する地方自治法の改正により条項ずれが発生した際には条例の一部改正が必要がある。この場合、条例の改廃に関する議決となるため、現在の制度では、内容の変更が無いのにも関わらず監査委員の意見を聞く必要が生じるが、監査委員は意見の余地が無い。 【制度改正の必要性】 意見の余地が無いものに対する監査委員の意見は形式的なものに過ぎないため、意見を聴くという行為の必要性に課題があることから、議会による監査委員の意見聴取義務を不要とする場合を設ける必要があると考える。 ○当該条例では、地方自治法及び地方自治法施行令を引用しているが、同法及び同施行令が当該条例とは無関係の改正により条すれし、条例改正が必要となるケースが続いており、今後も同様のケースが想定される。このような場合には監査委員による意見の余地はないと考えられるが、形式上意見を聞かなければならず非効率である。 (地方自治法第243条の2は先の改正により第243条の2の7に改正されている)	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(以下「一部免責条例」という。)については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第2項において、「普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。」とされている。これは、一部免責条例の制定改廃に当たって、判断の客観的合理性を担保するためのものとされ、条例の内容が公平性・客観性を欠くものではないか、条例で定める限度額が職責、年取等に照らして相当性を欠くものではないか等について意見を述べることになるものと考えられる。</p> <p>御指摘のように、一部免責条例において地方自治法等の法令の条項を引用している場合に、当該法令の改正による引用条項の移動(いわゆる「条ずれ」)に伴い、規定の整理を行うことも条例の「改正」となることから、同項の規定に基づき監査委員の意見を聴取することが必要となる。</p> <p>今後、同様の「条ずれ」に伴う条例改正が必要となるような場合には、地方公共団体の負担に配慮した改正内容となるように検討してまいりたい。</p>	<p>普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正において、監査委員の意見を求める趣旨・目的の範囲が、監査委員において意見する余地がなくなるとは、法令改正に伴う条ずれが生じた場合のほか、例えば、地方自治法施行令第173条の4第1項に規定する「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」などの法令中の用語の改正に伴う改正をする場合もあり得ると考えられるので、このような場合を含めて地方自治法第243条の2の7第2項の規定を適用しない、又は同項の規定を適用する範囲を限定的にするなど、条ずれ対応に限定することなく改正の検討をしていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(以下「一部免責条例」という。)については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第2項において、「普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。」とされている。これは、一部免責条例の制定改廃に当たって、判断の客観的合理性を担保するためのものとされ、条例の内容が公平性・客観性を欠くものではないか、条例で定める限度額が職責、年取等に照らして相当性を欠くものではないか等について意見を述べることになるものと考えられる。</p> <p>御指摘のように、一部免責条例において地方自治法等の法令の条項を引用している場合に、当該法令の改正による引用条項の移動(いわゆる「条ずれ」)に伴い、規定の整理を行うことも条例の「改正」となることから、同項の規定に基づき監査委員の意見を聴取することが必要となる。</p> <p>今後、同様の「条ずれ」に伴う条例改正が必要となるような場合には、地方公共団体の負担に配慮した改正内容となるように検討してまいりたい。</p>	<p>条ずれによる条例改正に対して監査委員が意見を述べる余地が無い場合、このような場合を除く規定を設けることは、地方自治体の事務の軽減につながり妥当であると考えられる。なお、条ずれに伴う条例改正に限ることなく、法令の用語の改正など、監査委員の意見を求める必要性がないと思われる場合について、広く検討の対象としていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
119	119	静岡県	花巻市、川崎市、新発田市、多治見市、浜松市、名古屋、亀岡市、堺市、広島市、防府市、宇和島市	x	認可地縁団体の総会の決議に係る構成員の表決の要件を緩和すること	地方自治法第280条の18により、特定事項については、規約に定めることにより、世帯単位で平等な表決が可能と解釈できるが、会の運営に係る重要事項についても世帯単位で平等な表決ができるように緩和すること。	認可地縁団体は「その区域に住所を有するすべての個人が、構成員となること」であることから、団体の代表者等が、認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とするとなっており、各々一箇の表決権を有していることと「総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる」とされていることから、実態として高校生以下は世帯主を代理人としているケースがほとんどで、その手続きが煩雑になっている。認可地縁団体への移行を検討する自治会に対し、上記を説明すると断念するケースも少なくない。	認可地縁団体の代表者から、個人単位での表決が必須となることから、決議となるまでに膨大な時間を要するなどの困り難い状況に支障をきたしているという意見も示されている。	代表者等の事務負担が軽減される。総会の開催や意思決定がやすくなることで、本人による意思表示が難しい場合や住所は置いていても入院中の場合など、決議に参加するが難しい場合もある。	総務省	〇構成員全員とは、当該地縁団体の区域に居住する全員となり、本人による意思表示が難しい場合や住所は置いていても入院中の場合など、決議に参加するが難しい場合もある。 〇未成年者を含めた団体の構成員が各々一箇の表決権を有する制度が、一般的に世帯単位を一員とする地縁団体の実態と乖離しており、運用上の課題や新たに認可地縁団体に移行する際のハードルとなっている。
120	120	智頭町	鳥取県	x	中山間地域の嚙託医療機関契約の見直し	医療法第19条において、助産所は出産取扱いのために嚙託医及び嚙託医療機関(産科・小児科)の契約が必要である。しかし、中山間地域においては対象病院との距離の問題(当時の事例では約50分)などの理由により、リスクの観点から契約に至ることができない場合がある。そのため、中山間地域においては嚙託医療機関の契約を不要とし、その代案として「医師が対面又は、遠隔にてサポートする医師付助産所」という措置にて、助産院での出産取扱いが可能となるよう規制緩和を求める。	【現行制度について】医療法第19条において、出産取扱いのために嚙託医及び嚙託医療機関の契約が必要である。 【支障事例】中山間地域においては対象病院との距離の問題(当時の事例では約50分)などの理由で、①出産の選択が病院一択に限られることで、本人が望まない形での出産、②県外遠方の助産院への流出、③医師若しくは助産師の立ち合いのないリスクの高い出産の発生などが支障事例として起きている。 【支障事例】中山間地域においては対象病院との距離の問題(当時の事例では約50分)などの理由で、①出産の選択が病院一択に限られていることについて、近年多様性が問われている中、産み方、産む場所の選択肢がないことにより、支障事例が発生している。医師若しくは助産師の立ち合いのないリスクの高い出産、いわゆるプライベート出産で、家族のみで出産を行った事例では、出産まで4～5回の妊婦健診受診後、里帰り出産をすたと報告されるも、実際には自宅で家族のみで出産されたが、出生届の記載者がいないため、へその緒がつながった写真等を法務局に提出し入籍された。	【地域住民】県内で出産可能な助産院がないために、隣県の助産院で出産した。 【事業者】町内で助産所を開設している事業者が、出産の取扱いを行うため、医療機関と嚙託医契約について協議を行ってきたが、距離の問題で契約を締結できない。	厚生労働省は、医療の分野において在宅医療を推進し普及に努めている。「できる限り、住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指す」としている。出産も例外ではなく、遠方の大学病院、総合病院、産科クリニックという選択肢だけではなく、助産院で出産可能な条件である場合の出産を助産院で担うことで、住み慣れた地域で必要な医療を提供することができることともに、病院の機能分化、連携効率化が期待できる。また、産み方、産む場所の選択肢が増えることにより、本人が望む形での出産が可能となる。	厚生労働省	〇当県のような中山間地域における分娩取扱いができる施設が限定される中においては、分娩可能な施設が増えることは出産における選択肢が広がることにつながり、望まれている。
121	121	水戸市	宮城県、八王子市、山梨県、浜松市、名古屋、高松市、熊本	x	景観計画の策定・変更(以下「変更」という。)する場合、都市計画審議会(以下「都計審」という。)の意見聴取手続を義務付けているが、計画変更の際に、都市計画との整合を図るための措置が講じられる場合は当該手続を不要とするよう見直しを求める。(措置例(下記の措置は当市において既に実施)) ・条例で景観審議会(以下「景観審」という。)を設置して景観計画変更等の審議を行う場合、景観審に都計審の委員を構成員として加える ・都市計画担当部署と景観担当部署との間で十分な連携・調整を図る等	【現行制度】景観法の規定により、景観計画を変更等する場合は、都計審の意見を聴かなければならないとされている。 【支障事例】景観審と都計審を両方設置する地方自治体では、景観計画の変更等にあたり、都計審の委員を景観審の構成員として加えた上で、景観審における審議や、都市計画担当部署と景観担当部署の間での綿密な調整の実施など、都市計画との整合を図るための措置を講じることが合理的と考えられ、多大な人員と労力を投入して別途都計審を開催する必要性は乏しい。 また、景観計画は、都計審の議論としては対応しにくい内容が多い。例えば、必須記載事項である「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」のうち、景観形成基準で定める建築物の意匠の基準、色彩のマニエル値、アクセントカラーの使用可能割合等については、景観計画の基幹的内容かつ計画を参照する設計者等にとって関心の高い重要な内容であり、景観審の議論には相応しい一方で、都市計画や土地利用制限という観点からは軽微な内容であり、都計審において議論すべき論点が乏しく、形式的な開催となりがちな点である。 さらに、行政手続のバランスの観点からも不適切である。例えば、用途地域の変更など都市計画の重要な決定でも審議会は都計審を1回を開催すれば足りるが、景観計画の変更等の場合、内容が軽微なものであっても景観審1回と都計審1回の最低2回の審議会開催が必要になる。 【制度改正の必要性】自治事務である景観計画の変更等にあたっては、プロセスを含め策定主体である地方自治体の意思と責任において主体的に決定していくことが地方分権の時代において望ましい。 平成16年の景観法施行以降、多くの地方自治体で景観条例制定・景観審設置が進んでおり、景観計画の変更等に際しては、新たに設置された景観審で活発で有意義な議論がなされているところ。 支障事例で挙げた内容は、各地方自治体が景観計画の変更等を行う際の負担であるとともに、景観計画の新規策定を躊躇する要因の一つとも考えられる。 今回の提案は、国土交通省が推進してきた景観行政の成果により、全国で景観条例の策定や景観審の設置等が進み、景観計画の変更等において景観審が大きな役割を果たすようになっている現状等を踏まえたうえで、効果的かつ効率的な見直しを求めるものである。	審議会開催に係る事務負担の軽減は、地方自治体において景観を取り巻く状況の変化等に即応した機動的かつ積極的な計画変更を可能とし、景観計画新規策定自治体の増加にも資するもの。 また、論点の乏しい形式的な都計審の開催の必要がなくなり、都計審委員にとっても負担の軽減につながる。 さらに、景観計画の変更等にあたり、景観担当部署において、都市計画と整合を図るための措置を主体的に検討することの契機となり、地方自治体の自主性及び自律性の向上にも寄与する。	審議会開催に係る事務負担の軽減は、地方自治体において景観を取り巻く状況の変化等に即応した機動的かつ積極的な計画変更を可能とし、景観計画新規策定自治体の増加にも資するもの。 また、論点の乏しい形式的な都計審の開催の必要がなくなり、都計審委員にとっても負担の軽減につながる。 さらに、景観計画の変更等にあたり、景観担当部署において、都市計画と整合を図るための措置を主体的に検討することの契機となり、地方自治体の自主性及び自律性の向上にも寄与する。	農林水産省、国土交通省、環境省	〇都市計画審議会に「意見を聴く(意見聴取)」こととされているが、都市計画審議会における具体的な意見の取扱いに差が生じている。景観計画特有の専門性の高い内容(例:色彩基準等)に対して、都市計画審議会委員から都市計画マスタープランとの整合性を判断し難く、それを景観審議会と判断されているのであれば、意見が述べにくいとの感想があった。 〇現行法は、景観計画の変更のうち、軽易なものであっても都市計画審議会への意見聴取が必要となるため、事務手続き上の負担が生じている。明らかに都市計画マスタープランとは関係ない部分(例:景観計画に掲載された他計画の名称や地域資源図の更新など)の変更であれば不要とすることができるようにするなど、除外規定の設定が望まれる。 〇都市計画審議会に景観計画案を提示するにあたり、景観審議会における調査審議を経ることとなるが、審議結果によっては規定より多く景観審議会での調査審議を要することも考えられる。その場合、都市計画審議会開催の会場のスケジュール調整を極めて短期間で行わなければならないが、開催要件である委員の過半数出席や会場の確保など開催に向けた調整に支障が生じることが予想される。また、景観計画で規定する内容は、都市計画や土地利用制限の観点からは軽微な内容であり、都市計画審議会において、色彩等に関する技術的議論が展開されることは考えづらく、形式的な議論に終始することが想定される。さらに、当市では、景観審議会において、「特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる」という規程があり、都市計画審議会委員の出席も可能である。当市では、都市計画と景観を同一部署で担当しているため、連携・調整について問題はない。以上のことから、都市計画担当と景観担当の連携のもと、都市計画審議会での意見聴取という手続きを経なくても都市計画の視点を理解したうえで景観計画の変更等は可能である。景観法による意見聴取手続を義務付けは市町村にとって過大な負担となっており、撤廃を求めるものである。 〇県の広域景観計画の対象地域にある市町村が、独自に景観行政団体となり、景観計画を策定する場合、県の広域景観計画対象から単純に抜ける等のケースが想定される。しかしながら、そういった都市計画審議会から意見を徴する意味合いが薄い内容による、計画修正等の場合においても、意見を徴することが求められることから、実務上、必要と思われる事業の実施することができるような、事務手続き上の柔軟性等の検討は必要であると考えられる。 〇景観計画の変更に時間的余裕を要すると、新基準の適用が遅れ、その間に建物が建ててしまつて、次に建て替えるまでの数年間既存不適格状態になってしまう。そのため、迅速に適用する必要がある。当市では都計審と同時に景観審を開催することとしているが、景観計画の変更を行う場合、景観審において聴取した意見を反映させようと思うと、同時期に開催する都計審に諮ることは困難であることから3～4か月先の次の都計審に諮るスケジュールを引かざるを得ず、機動的な変更が困難になってしまっている。通常景観計画を変更する際には、景観審において専門部会を組織し十分な審議を進めることから、都計審への意見照会とは法令上の手続きに過ぎないものとなっているのが実態である。 〇当市も景観審と都計審を両方設置している。昨年度の計画改定の際に景観計画改定専門部会を設置したが、提案団体同様、都計審の委員を景観審の専門部会の構成員として加えた。その後の都計審では、報告という位置付けで意見聴取を行った。景観計画の変更における都市計画との整合性の確認は、景観審(あるいは専門部会)に都計審の委員を組み込むことで十分事足りるため、多大な人員・労力を投入して別途都計審を開催する必要性は乏しいと捉えている。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>地方自治法では、認可地縁団体の構成員は世帯ではなく個人としてとらえることとなっており、法第260条の18第1項により各構成員の表決権は平等としています。</p> <p>一方で、同条第4項において、規約に別段の定めがある場合には、同条第1項の規定は適用しないこととされており、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において見認められ、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の1票」とする旨を規約に定めることは可能であると解されます。</p> <p>したがって、認可地縁団体の運営の根本に関わる重要事項については、同項を適用して世帯の表決権を平等とすることは認められないと解されています。</p> <p>なお、認可地縁団体の議決手続きについては、構成員から委任を受けた者で総会を開催する方法や、書面表決による方法を、地域の実情に応じて活用するよう提案するなど、運用により具体的な支障事例の解消は図られるものと考えています。</p>	<p>認可地縁団体の運営の根本に関わる重要事項については、個人単位での票が必要であることを理解している。また、認可地縁団体の議決手続きについては、構成員から委任を受けた者で総会を開催する方法や、書面表決による方法を、地域の実情に応じて活用するよう提案するなど、運用により具体的な支障事例の解消は図られる部分があると考えている。</p> <p>一方で、現状、大規模な認可地縁団体(本市で最も大規模な認可地縁団体は3,637世帯)であるほどに、個人単位で票を集めることは、団体の事務負担が大きく、それ故に決議までに時間がかかっている。実態として、団体の役員が全世帯員の委任状を管理するケースが多く、その手続きが煩雑になっているとの声をいただいている。</p> <p>代表者等の事務負担等を鑑み、今後、より実情に沿った制度となるよう見直しを検討していただきたい。</p>		
<p>医療法第19条及び医療法施行規則第15条の2に基づき、助産所の開設者が分娩を取り扱う助産所において嘱託医師及び嘱託医療機関を定めなければならないこととしているのは、妊産婦及び新生児の安心・安全の確保を図る等の観点から、分娩時等の異常への対応に万全を期するためであって、嘱託医師及び嘱託医療機関の定めを不要とすることは困難であると考える。</p> <p>なお、この規定については、緊急時等の病院又は診療所に搬送する必要がある際にも、必ず嘱託医師等を経由しなければならないという趣旨ではなく、実際の分娩時等の異常の際には、妊産婦及び新生児の安全を第一義に、適宜適切な病院又は診療所への搬送及び受け入れが行われるべきである。</p> <p>いすれにしても、地域における周産期医療体制を構築し、妊産婦及び新生児の安心・安全の確保を図るためには、日頃より、助産所、嘱託医師・嘱託医療機関並びに地域の病院及び診療所の間で妊産婦に関する情報共有を図るとともに、緊急時の対応を事前に協議すること等により、一層緊密な連携体制がとられるよう努められたい。</p>	<p>医療法第19条及び医療法施行規則第15条の2の目的である、分娩時等の異常への対応に万全を期すること、という趣旨に対応するため、医師の診断によるリスクの少ない分娩のみ取り扱うことを前提とし、別紙のスキームのとおり、助産院で出産取り扱い可能な週数である、妊婦37週0日から41週6日までの5週間は医師が対面でサポートし、期間中は助産院周辺に滞在し、診察や判断を仰ぐ。また、緊急時の受け入れ可能な病院は当県東部で1つであるため、妊婦検診を当該病院で受診し情報共有及び連携を図り、緊急対応時には、対面サポート医師が救急車へ同乗し、当該病院の医師と連絡を取り合い迅速な初期対応を行うことで、嘱託契約が無くても妊産婦及び新生児の安心・安全の確保を図ることができると考えている。中山間地における特例制度創設のために、まずは全国ニーズの把握及び検討を始めて頂きたい。</p> <p>当提案に協力を得ている医師によれば、安全面に関するリスクについて、『安全の確保、リスク回避の観点からは、嘱託医療機関との契約が最も望まれることであるが、それが困難であることからの規制緩和であり、実際の運用では、嘱託医療機関となりうる病院がリックアップしてくれるよう働きかけを行うべきだと考える。しかし、医師が専従で滞在することにより、助産師のみで取り行う助産院に比べると安全性は高いといえる。また、安全の保障と同時に「安心」のサポートも無視できない大事なことであり、その支援者として丁寧に真摯に関わっていくこと、さらには、他医療機関との連携とネットワークの構築にも尽くしていけたらと考えている。』という見解を示している。</p>		
<p>景観法においては、都市計画で定める内容との整合性の確保の観点から景観行政団体の判断が適切にされるよう、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、景観計画を策定又は変更しようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならないこととしている。</p> <p>なお、景観計画は都市計画ではないため、都市計画審議会の議を経ることまでは求めておらず、意見を聴くこととするにとどめている。</p>	<p>第1次回答では、都市計画で定める内容との整合性の確保の観点から景観行政団体の判断が適切にされるよう、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、景観計画を策定又は変更しようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならないこととしている。また、本市が提案した、都市計画審議会の委員を景観審議会の構成員として加えた上で景観審議会における審議を行うことや、都市計画担当部署と景観担当部署との間で綿密な調整を行うといった措置内容の方が、簡潔に目的を達成できるため合理的であると考える。</p> <p>また、景観計画は都市計画ではないため、都市計画審議会の議を経ることまでは求めておらず、意見を聴くこととするにとどめていることであるが、都市計画審議会の「議を経ること」と「意見を聴くこと」、どちらでもあっても、都市計画審議会の開催に係る膨大な事務負担や都市計画審議会委員の負担は変わらない。さらに、計画行政を巡る大きな情勢変化として、国では、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーションガイド～」を令和5年3月31日に閣議決定し、その中で、国・地方を通じて負担の適正化を図るため、計画等の手続は各地方公共団体の判断に委ねることとすることを定めている。そのため、各関係主体においては、今後の計画行政の推進に当たり同ナビゲーションガイドの趣旨や内容に沿って制度の見直しを進める必要がある状況になっているところである。</p> <p>これらを踏まえ、景観計画の策定又は変更に当たっては、都市計画との整合を図るための必要な措置が講じられることを条件として、当該手続を不要とするよう御検討いただきたい。</p>	<p>【八王子市】 「景観計画を策定又は変更しようとするときは」との記載により、軽易な変更であっても都市計画審議会の意見聴取が必要となる。このことについて、除外規定の設定や運用指針などの明示により、各自治体の判断により実務上の負担軽減が図られるような措置を求めたい。</p>	<p>【全国知事会】 都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求めたい。 【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、都市計画マスタープランや立地適正化計画などの都市計画に直接関わるような内容変更は別として、他計画の名称や地域資源図、写真などの更新など、軽微な変更については、都計審への意見聴取を不要とする除外規定を求める意見も寄せられている。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
122	122	日の出町	いわき市、高崎市、横須賀市、浜松市、山口市	x	建築協定の變更に係る土地の所有者等の全員の合意の要件の緩和	建築基準法における建築協定の變更に係る土地の所有者等の全員の合意要件について、死亡者や所在不明者等を合意要件から除外すること。	昭和40年代に「住宅地造成事業に関する法律」に基づき開発された当町の住宅団地では、当時の開発地に多く用いられていた、建築基準法(以下「法」という。)第69条に基づく建築協定を締結し、住宅地としての環境維持増進のための建築等の制限について必要な手続きは建築協定運営委員会が行ってきた。一方で、約50年前に作成された当該建築協定は、現在の当該団地を取り巻く環境や年齢構成に合っておらず、協定違反が多発している。運営委員会では、建築協定の變更を検討したものの、變更には法第74条による土地所有者等全員の合意が必要であり、約700か所の区画がある当該団地では、所有者不明土地、移住者、相続未登記等様々な事象が想定され、事実上不可能であり、變更を断念している。(この様な状況は、全国の建築協定制定地域でも発生していると思われる。)	建築協定運営委員会から以下のとおり問題点が挙げられている。 1. 約50年前の建築協定であり、その内容が地域の実情に合わなくなっているにも関わらず協定を變更できないため、協定違反状態が続出している。 ・団地開発当初は、団地周囲には商店がなく、団地内に商店地区を設定し、土地販売を推進してきたものの、販売から数年で団地の周辺にスーパーマーケットができ、現在は、商店地区にも住居のみが建築されている。 ・建築協定において、交通安全対策の一環として、隅切り部からの自動車の出入りを禁止しているが、現状30数件が協定違反状態にも関わらず、交通事故等は発生していない。 ・現在、団地全体が高齢化しているものの、当初は若者向けの団地であったことから、住居専用地区内に福祉施設の建築が必要との想定が無く、建築が不可能となっている。その他、高齢者対応が可能となるよう協定変更が必要である。 2. 協定変更が不可能 ・変更するためには、土地の所有者等の全員の合意が必要であるが、制定以来約50年が経過しており、死亡や不在等権利者も含めた全員の承認手続きが事実不可能となっている。 3. 建築協定運営上の問題 ・建築の際に事前に運営委員会に届け出る規則がないため、事前の届出なしで着工するケースがある。 ・建築協定は、協定違反でも法的強制力がなく、裁判に訴えるしかない。	建築協定制度は、「住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進する」ことなどを目的(建築基準法69条)として、土地所有者等同士が建築物の基準に関する一種の契約を締結するときに、公的主体がこれを認可することにより、通常の契約には発生しない第三者効を付与して、その安定性・継続性を保証し、住民発意による良好な環境のまちづくりを促進しようとする制度であり、当該団地も元々、建築協定の内容を變更して継続することが趣旨であった。法改正により協定変更が可能となるよう土地の所有者等から除外することにより、その地域の協定変更が不可能ではなくなることから、住民が住民のためのまちづくりの基準を構築することが可能となる。	国土交通省	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>建築協定を変更するニーズの実態や、建築協定の変更に係る土地の所有者等の全員合意要件が支障となった事例について、まずは把握してまいりたい。なお、本提案にあるような、死亡者や所在不明者等の合意要件からの除外は、民間間の契約における合意の在り方の問題であり、本来は、建築基準法に限った問題としてではなく、類似の制度を含め広く民間間の契約における手続の問題として議論されるべきである。</p>	<p>50年前に協定を締結した際とは相当の状況が異なることが想定され、例えば、同様の意思が継続しているか、所有者等が所在不明者となっていないか、所有者の死亡に伴う相続登記など様々な困難が予測され、事実上全員の合意は不可能と考えられる。</p> <p>令和6年1月に決定された「区分所有法制の見直しに関する要綱案」ではマンション等の管理規約における権利者の合意については、所在不明者等を合意要件から除外することとされている。また、令和元年に国土交通省が公表している『住宅団地の再生について』では、「急激な人口減少・少子高齢化、住宅・施設の老朽化、必要なサービスの提供や都市機能の低下等の様々な課題が顕在化しており、全国的にこれらの住宅団地の再生は急務となっている。そのため、所定の制度改正等により、住宅団地の再生をこれまで以上に推進・深化することとする。」と明記されている。これらを踏まえると建築協定について全員合意要件を緩和することで現在の住環境にあった協定に変更が可能となり、それは住宅団地の再生施策にもつながると考えることから、死亡者や行方不明者等を合意要件から除外する全員合意要件の緩和について前向きに検討いただきたい。</p> <p>また、御指摘のとおり建築協定制度は民間の合意の在り方の問題ではあるものの、地権者の中に死亡者や行方不明者が存在することにより、建築協定の変更が実質的に不可能となっている実態があり、住環境の改善を図ろうとする住民団体及びこれを後押しする当町の取組が阻害される状況が発生しており、その支障を解決するための提案であることから、前向きに検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 実態を把握したうえで、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的な検討及び適切な対応を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
125	125	豊田市	浜松市、熊本市	x	し尿・浄化槽汚泥及び下水汚泥処理に係る菌体りん酸肥料となる要件の見直し	菌体りん酸肥料のし尿・浄化槽汚泥及び下水汚泥処理の過程において、系内由来の夾雑物に限り混合を認めることを求める。	<p>【現行制度について】令和5年に創設された、菌体りん酸肥料では、し尿・浄化槽汚泥及び下水汚泥処理の過程において一度除去した夾雑物について、再度混合することが認められていない。従前の汚泥肥料では、夾雑物を混合しても肥料の登録が認められていた。なお、夾雑物を除去せずに処理を行う場合は、菌体りん酸肥料として肥料の登録が認められている。夾雑物は、下水道法により沈殿物汚泥とあわせて「発生汚泥等」として規定されており、「発生汚泥等の処理に関する基本的考え方について(国土交通省下水道部長通知)」において、発生汚泥等は肥料としての利用を最優先することとして、下水道管理者に通知されている。</p> <p>【支障事例】当市でし尿・浄化槽汚泥を処理して発生した汚泥等は、夾雑物等を混合して焼成し、焼成汚泥肥料として農家に無償配布し農地還元している。焼成汚泥肥料は、りん酸の含有量が他の肥効成分に比べて突出しているため、農家は窒素や加里の配合等を別途行う必要があり、焼成汚泥肥料単体での使用が煩雑であることから使用を敬遠する傾向がある。このまま焼成汚泥肥料の需要低下が継続すると、将来的には焼成汚泥肥料を一般廃棄物として処分せざるを得ない状況となる。</p> <p>一方で、菌体りん酸肥料として登録が行えると、肥料原料として需要があるが、夾雑物等の混合が認められておらず登録を行うことができない。また、菌体りん酸肥料の公定規格にあわせて、夾雑物を別に処分する場合には、搬出のために施設の改修等を要するため膨大な負担が生じる。</p> <p>【制度改正の必要性】世界的なりん酸の需要拡大により、国内資源の利用促進が求められている。しかしながら、菌体りん酸肥料の公定規格により制限されることで、本来肥料原料として活用することができる資源の有効活用が行えていない。</p> <p>当市で肥料化している焼成汚泥肥料は、夾雑物等は800℃以上の高温で熱分解しており、定期的な分析により、有害物質が残留していないことが確認できている。また、りん酸量は基準を大幅に上回っており、品質管理に問題は生じていない。</p> <p>【支障の解決策】当市の施設は、夾雑物と汚泥を一体的に焼成する自己完結型の工程を採用しており、夾雑物を外部の焼却施設へ搬出する構造となっていない。処理の過程で発生する汚泥と夾雑物を発生汚泥等として一体処理すると公定規格から外れるのは合理性がないため、系内由来の夾雑物に限り混合を認める。</p>	—	肥料原料の国産化と安定供給を図る循環型社会の実現 搬出の削減及び安定的な搬入の確保	農林水産省	—
126	126	茨木市、福島県	函館市、花巻市、宮城県、仙台市、ひたちなか市、川崎市、新潟市、浜松市、小牧市、稲沢市、大阪市、東温市、熊本市、宮崎県	x	保育所等に一時保育を実施する場合、やむを得ない事情がある場合に限り、一時的に食事を当該保育所外で調理・搬入することを可能とすること	老朽化した保育所給食室の改修工事を実施する場合等、やむを得ない事情がある場合に限り、一時的に食事を当該保育所外で調理・搬入することを可能とすること。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下「設備運営基準」という。)第11条により、児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならないとされている(設備運営基準第32条の2により、保育所においては満三歳以上の幼児に関しては、食事を当該保育所外で調理・搬入することが認められている)。老朽化した保育所給食室の改修工事を実施する場合、当該保育所での調理を行うことができないが、現状の設備運営基準では、食事を当該保育所外で調理・搬入が行えないため、改修工事の実施が困難である。外部搬入方式については、家庭的保育事業において、三歳未満児でも認められているところであり、本提案のようなやむを得ない事情がある場合に限り、一時的に食事を当該保育所外で調理・搬入することを可能としていただきたい。	—	一時的に食事を当該保育所外で調理・搬入が認められることにより、老朽化した保育所給食室の改修工事を行うことができる。	こども家庭庁	<p>○現時点で支障は生じていないが、設備の老朽化や災害等により支障が生じる可能性が考えられ、そのような場合においても園児への安定した給食提供は必要である。</p> <p>○当市においても老朽化している保育施設が数多くあることから、今後、同様の事象が発生することが、見込まれる。</p> <p>○将来的に発生する可能性があることから制度の見直しを求める。</p> <p>○支障事例のような事象は発生していないが、今後、同様の事象が発生する可能性があることから、制度改正が必要であると考ええる。</p> <p>○当市においても老朽化した保育所給食施設の改修工事を行う際に苦慮した事例があるため、施設の改修を行い、改修中は仮園舎を設けて保育を提供予定とする保育所より、仮園舎にも調理室を設けなければならないのか、それとも改修中の施設の調理室で調理したものを仮園舎に搬入してもいいのか、との問合せを受けたことがある。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>肥料の品質の確保等に関する法律(以下「法」という。))において、肥料の品質が低下するような「異物」を混入することは禁止されている(法第25条)。</p> <p>し尿・浄化槽汚泥及び下水汚泥の処理過程において生じる「夾雑物」については、一般的に土や砂、ビニール等が含まれていることから、肥料においては異物と判断することが多いところ。</p> <p>一方で、夾雑物の内容や量、処理工程等も踏まえて、一体的に処理しても汚泥の品質に大きな差がなければ、肥料利用において問題はないと考えられる場合もあるため、個別に判断してまいりたい。</p>	<p>御指摘のとおり、夾雑物には土砂やプラスチック類、金属等が含まれる。し尿・浄化槽汚泥処理施設においては、一般的に砂や金属等の無機物は処理工程の早い段階で沈砂除去装置等により除去し、系外へ搬出されるため、その残留はごく微量であり、肥料の品質に影響を与えないと考える。</p> <p>また、夾雑物除去装置で分離したプラスチック類を含む有機物は最終的に汚泥と混合し、800℃以上の高温で熱分解して無害化する。加えて、生産した焼成汚泥は必要な分析を行い、有害物質が残留していないことを確認するため、系内由来のプラスチック類を一律に「異物」とみなすのは合理性に欠くと考える。</p> <p>し尿・浄化槽汚泥及び下水汚泥のさらなる利用促進は、SDGsに貢献する取組みであるだけでなく、わが国においては世界的なりん酸の需要拡大に起因する諸課題の解決の一翼を担う取組みであると認識している。当市の施設のようなりん酸を多く含む汚泥を産出する既存プラントに対し、菌体りん酸肥料の生産への参入の機会を拡大し、純国産肥料資源の循環による有効活用を図るためには、動植物質以外の混入が認められていない現在の公定規格を改め、肥料の品質に影響を与えない系内由来の動植物質以外の「夾雑物」を混合する場合に限り、個別に判断し肥料登録が可能である旨を明文化することを求める。</p> <p>さらに、個別に判断するにあたり、どのような場合に認められるのかに関する基準や例示を列挙の上、関係機関に周知いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>各施設において改修工事の際にどのように食事の提供を行ってきたのか、一時的であっても保育所において満3歳未満児への給食を外部搬入することに安全上の問題はないか等を把握したうえで、その結果に基づき、必要な法令上の措置を講じることの要否を含め必要な検討を行ってまいりたい。</p>	<p>現状では、老朽化した給食室の改修工事を行う場合、施設内に仮の給食室を設置する必要があり、空き部屋やスペースに余裕がないような保育所の場合は、対応が非常に困難である。このままでは不具合が生じた場合に、給食の提供や保育所の運営自体に多大な影響が出る可能性がある。</p> <p>一時的な給食の外部搬送が可能になれば、給食室の改修工事を行うことができ、持続的に安心安全な給食提供が可能となる。やむを得ない事情がある場合に限り、一時的に食事を当該保育所外で調理・搬入することについて早期実現に向け柔軟な検討を行っていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、原則として参酌基準化することなどによって、多様な地域の実情に応じたルールづくりの役割を地方公共団体に委ねるよう、提案の実現に向けて特に積極的な見直しを求める。</p>



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
127	127	那覇市	宮城県、いわき市、大田原市、上尾市、八王子市、多治見市、浜松市、豊橋市、豊田市、広島市	×	人権擁護委員の候補者の推薦を自治体に義務付けていることを行わないこととされた。人権擁護委員には、真に高度な専門知識を持つ人材(弁護士等)を法務大臣(地域の法務局)が選任された。	人権擁護委員の候補者の推薦を自治体に義務付けていることを行わないこととされた。人権擁護委員には、真に高度な専門知識を持つ人材(弁護士等)を法務大臣(地域の法務局)が選任された。	【現行制度について】 人権擁護委員法第6条第3項において、市町村長は人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされている。地方分権改革推進委員会第2次勧告で、かかる義務付けは見直されるべきとされた。 【支障事例】 ①地方分権の観点から 法務省の機関であり大臣の指揮・監督を受ける職員を推薦を、自治体が行うこととなっている。 ②合理性の観点から 従来は弁護士に委嘱されていたところ「解決に高度の専門的知識を必要とするようになってきたため、地域の実情に明るい地域住民や各分野の専門家に委嘱するようになった」とされている(法務省HPより)。 しかし、自治体が関知する人材領域は自治会や学校関係者、民生委員などであり、これらの方々では「人生の先輩としてのアドバンス」(同HP)が主なものとなってしまい、法が予定する「人権侵害事案への適切な処置」とは異なってしまう。 不服申立、行政相談、公益通報、監督機関(労働審判など)への案内、そして法的助言など、具体的な情報提供や制度への案内は現状の人材にとっては難しい分野といえる。 ③自治体の事務負担の観点から 以下のように過年度の事務が発生している。 <9月議会向け ※①は2月議会向け> 5~6月(11~12月) 委員候補者選出(一人につきメール、文書、電話をそれぞれ3回以上実施)、届いた文書や書類の修正依頼、書類再提出依頼等 7月(1月) 欠格事項調査照会、その後議案上程のための諸手続き 8月(2月) 法務局への提出書類作成準備 9月(3月) 議会対応、議決後、法務局に推薦報告発出 10月(4月) 法務局からの補正依頼への対応	①地方分権の観点から 第2次勧告の指摘がなかったものとなる。 ②合理性の観点から 人権擁護委員が、人権侵害事案への適切な処置を行うに足る法的・制度的知識を備えた高度な専門性を帯びるようになる。 現状でも弁護士人材は法務局からの内申を受けて自治体で推薦している。法務局による選定で現状を大幅に簡化できる。 ③自治体の事務負担の観点から 過年度で発生してきた関連業務から解放される。	法務省	○定年延長やジェンダー平等等の社会参画が進む中、人権擁護委員の担い手が不足しており、当市の定数に対し欠員が生じている状況である。また、行政相談委員・民生委員・保護司では議会による推薦は不要であるのに対し、人権擁護委員は議会の意見を聞いた上で推薦する必要があるが、議員と人権擁護委員、双方の肩書を得るケースが散発する中、その妥当性を疑問視する意見が議会から出ている。さらに、人権相談窓口に関する広報をした際、市民から人権擁護委員は法律のプロ/なのかという問合せがあった。 ○被推薦者の年齢制限の運用が緩やかされているところではあるが、高齢者の就業率が高くなってきている昨今の社会状況の中では、自治体が継続的に人材を確保することが益々困難になってきている。 また、相談内容も今後多岐に渡り、専門的な助言が必要になる場面が増加することを想定すると、地域の法務局が直接選任するという提案は、専門性の高い人材の確保、定員数の確保という点で非常に合理的だと考えられる。 ○人権擁護委員の業務の繁忙さや定年年齢の引き上げ等に伴う人材不足により、委員候補者の選任に係る業務負担が大きいことを課題と認識している。 ○当市においては、推薦母体と地域の自治区としている。自治区においては、当該役職以外の人選候補が他の所管課から多数あり、自治区長等の負担増が問題となっている。 ○人権擁護委員の推薦に係る事務(地域への推薦依頼、欠格事項調査照会、議案上程のための諸手続き等)が多く、複雑なため負担が大きい。 ○当市では人権擁護委員の任期令和6年9月満了者2名の後任人選にあたり、10名以上の検討、及び7名以上に対する複数回の電話及び面談による交渉を鋭意継続中だが、後任候補者の選任に至ったのは1名のみという状況。 候補者の選任、推薦には多大な事務量を要し、市町村職員の本業業務を圧迫している。 【支障事例】 本案件を法務局に相談した結果、「定員を割ってはならない」との意見、及び、人権擁護委員法第9条「任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間その職務を行う」との規定から、満了者1名の任期は「伸長」し、人選を継続しているところ。 この事例には下記3点の支障がある。 ①退任したくても退任できない委員への心理的負担 ②残された人権擁護委員の実働人数減少による業務負担 ③制限された厳しい条件に沿って人選を継続しなければならない市町村職員への多大な事務負担 類似事例は全国的に発生していると推察するが、上記「伸長」の措置により、人権擁護委員の満了上の人数が安定的に維持されているため、この問題が関係者以外に表面化しない点も不適切であることを申し添える。 昨今の定年延長等の社会背景もあり、自治体が関知する人材領域の中から、法務省の掲げる条件に合致する、人権侵害解決に必要な高度の専門的知識を備えた人物を選任することは困難を極めている。 これら事情をご察いただき、法務局が積極的に関与する制度へ抜本的な改正をされた。 ○人権擁護委員による人権相談や人権啓発活動等は、市民の人権問題の解決や人権意識の醸成に深く寄与するものとの認識であるが、一方で人権擁護委員候補者の推薦については、時間的拘束が可能な適任者の確保に苦慮している。	
128	128	那覇市	宮城県、いわき市、豊橋市、豊田市	×	自治体に対する人権啓発活動「地方委託事業」の廃止	人権の花運動」等の人権啓発活動を地方に委託する「地方委託」を廃止された。法第9条にいう「財政措置」は委託ではなく補助とし、その際、全額補助とされた。地方委託事業の実施を将来にわたって予定させる「輪番制」のような運用は廃止された。地方委託事業のためのネットワーク協議会は廃止された。国は法第4条の事業を、民間事業者等に委託して行う。自治体は法第5条の事業を、単費または同第9条による国の補助を受けて実施する。	【現行制度について】 「人権啓発活動地方委託要綱」(平成9年4月1日法務大臣決定)、同「実施要領」(平成12年4月1日人権擁護局長決定)に基づき、「人権の花運動」等の人権啓発活動を自治体に委託する(「地方委託事業」)が実施されている。 【支障事例】 ①地方分権の観点から 自治体の事務は「自治事務」または「法定受託事務」とされているところ(地法第2条第8・9項)、地方委託事業は事実上法務省の事業を法の根拠なく自治体に委託するものであり法に反する。地方委託事業は法定受託事務ではなく自治事務であるとし、現行の委託料を自治事務に対する財政措置であるとするならば、自治事務に対して法令の根拠なく大臣以下による実施要領を定めることは地法第24条に反する。 ②自治体の自律性の観点から 法務省が設置を唱導する「ネットワーク協議会」は、地方委託事業を実施する上で管内自治体を統制するための組織となっている。実施計画(輪番による将来の予定)の決定、事業遂行のための諸統制等(花卉を配る学校の数、当日のセレモニーの次第、出席者の選定など)などにおいて、参加自治体が同調せざるをえない仕組みとなっている。 ③合理性の観点から 当時の在する地域にあっては「人権の花事業」は必須の事業として自治体に実施が求められている。学校に花を配布する事業よりも、例えば「増加する外国人への人権擁護啓発」などの方がより重要であると自治体が考えても、そのような自治体の選択を制約するように機能している。 女性の人権侵害に対する支援機関である「女性センター」、学校における人権教育など、自治体が行う人権啓発活動は多くある。国の事業の委託料である現制度は、これらへの財政措置として活用できない。	令和5年度のネットワーク協議会において、法務局長から「輪番の閉隔を短くした」との提案があったが、構成自治体から「負担が増える」との反論が相次いだ。	①地方分権の観点から 自治体への根拠のない事務委託が解消される。 ②自治体の自律性の観点から 地方委託事業のためのネットワーク協議会を廃止することで同調を促すに「仕組み」の中で自治体に課されていた事業指定が解消され、それにより自治体の企画する啓発事業がしやすいとする。 ③合理性の観点から 補助金とすることで、自治体企画による人権啓発事業に財政措置が活用できるようになる。	法務省	○委託事業の基準には様々な制約があり、より柔軟な事業構築が難しいため、効果が得られない。 ・「人権の花運動」は学校の負担が増えることから実施意向を拒否する学校もあり、継続が難しい。 ・平内未達の経費は市負担となるため、別途予算を組まなければならない。二重に管理する事務負担も増える。 ・機構改革等により、計画段階では予想できなかった事業の中止を出たがなかなか認められず、更に事業が増えた。計画の中止、変更に対しても柔軟な対応をお願いしたい。 ○人権の花運動等の人権啓発活動の地方委託に関しては、各自治体の裁量権が少なく、また、その効果の検証が不十分な状態で長年継続されてきていると考え、地方委託事業を廃止し、補助金制度とすることで、各自治体が地域の実情に即した施策を独自に展開することが可能となるような制度に改めたいと思う。
129	129	那覇市	上尾市、豊橋市、豊田市、広島市、高知県	×	人権擁護委員協議会の運営経費、上部団体への負担金や委員の活動経費のための自治体負担金の廃止	人権擁護委員協議会の運営経費、上部団体への負担金や委員の活動経費のための自治体負担金の廃止、又は負担が任意である旨の明確化	【現行制度について】 人権擁護委員協議会を組織することとされている(「人権擁護委員法第16条」) 【支障事例】 同協議会の運営に係る経費や同協議会が決定した人権擁護委員による活動経費は、人口割で自治体で負担している。(例:那覇市人権擁護委員協議会(令和5年度予算)) 支出総額1,461千円 会議費(散物代など) 45,000円 事務局(通信費、備品費など) 230,000円 事務局手当 50,000円 上部団体への負担金 285,000円 活動費(人権の花など) 820,000円 その他 31,000円 ※このうち当市の負担分は約650,000円	人権擁護委員の活動費や協議会の事務経費、上部団体への負担金を、自治体で負担していることへの疑問の声がある。	負担金は、負担金拠出者が行うべき業務を、負担金受入団体が行っている場合に、相應の費用として拠出されるものであるが、本協議会の充当経費はこれにあらず、同協議会並びにその事業は国の事業であることから、そのための経費は国によって負担されることにより、現在の市町村の負担金が廃止され、自治体の負担が解消される。	法務省	○当市では補助金として交付しているところであるが、経理等の事務に慣れていない委員が多い中、国は会計事務等の指導等を行っておらず、帳簿の付け方や領収証等の提出漏れなどを自治体が指導するなど、本業業務以外の事務が派生している。また、当市補助金を上部団体への負担金として支出するなど、補助金の使途が不明確なケースがある。 ○(令和6年度予算) ①人権擁護委員協議会負担金(人口割) ②人権擁護委員会負担金(人口割) ①の下部組織 ①は人権擁護委員法第16条に定める協議会で、県内数か所に置かれた協議会のうち当市が属する協議会に係る負担金、②は①の協議会の区域内を更に細分化した数ブロックのうち、当市が属するブロックに置かれた委員会(法の定めない)に係る負担金であり、当市は①②双方に、合計1,000千円を超える負担金を拠出している。さらに、①の上部組織である県連合会(人権擁護委員法第16条第2項)の予算者によると、歳入として各地区協議会からの負担金が計上され、歳出として、更なる上部組織である関東人権擁護委員会への負担金を支出している。本来国の業務である団体の予算の原資が、自治体からの負担金となっていることが不適切である。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>【意見】理由記載のとおり、適正かつ活発な人権擁護活動を推進するためには、市町村長による人権擁護委員の推薦は必要不可欠であり、要望に応じることは困難である。</p> <p>【理由】人権に関する世界的な動向を踏まえつつ、基本的人権の享有と法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり人権擁護は国の重要な施策であるほか、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第5条では、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するとされている。</p> <p>この重要な施策を推進していくための重要な柱の一つとして、国民の基本的人権を尊重し、自由人権思想の普及と高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置くこととされ、法務大臣が全国の市町村に配置されている人権擁護委員の定数を定めるとともに、その職務を指揮監督することとされている(人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第1条、第4条、第14条)。</p> <p>人権擁護委員は、その公益性等から、人格識見が高く、広く社会に通じ、人権擁護について理解のある者をもって充てることが必要不可欠である上、その活動は、その者の置かれている市町村の区域内が中心となるものであることから、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民に限られているため、適任者を選定するに当たって、その能力等を見定めることができる市町村長に人権擁護委員の推薦を求めるものとされており、その際、一地域や一党派に偏ることがないように当該議会の意見を聞くように制度化されている(人権擁護委員法第6条第3項)。</p> <p>これらを踏まえると、人権擁護委員の資質を確保するために、人権擁護委員法第6条第3項所定の推薦制度を維持する必要がある。</p>	<p>第1次回答は人権擁護委員の推薦の必要性を述べるにその論拠を人権擁護委員法第6条に拠っているが、本提案および地方分権推進委員会第2次回答は当該規定そのものを不適切としており、したがってこれを反論の論拠とすることは不適切ではないか。</p> <p>また第1次回答が引用する人権擁護委員法第14条は人権擁護委員が法務大臣管下の国の機関であることを示していることから、その推薦事務を自治体に義務付けることは不適切ではないか。</p> <p>さらに人権教育法第5条は、自治体の人権教育等をおこなう責務を示しはするものの国の人権擁護委員の推薦事務にあたらなければならないことの根拠とはならないと考える。</p> <p>本提案では自治体が推薦する現状では市民が期待する専門性を備えた人材の提供が困難な実状を報告している。また、高齢化による後継問題は共同提案自治体からも深刻な懸念が示されているが第1次回答はこのような課題には触れていない。</p> <p>今後の人権擁護委員人材の確保を地方分権に留意しながらどのように行うべきかが模索されるべきであり、本提案が弁護士を中心に国が選任すべきと提案しているところ、第1次回答は建設的な解決案が含まれていない。</p> <p>不適切な義務付けと指摘されてきたこと、および共同提案自治体からも寄せられている現行制度の運用限界ともいべき課題に対して、いま一度向き合っていたきたい。</p>	<p>【いわき市】各府省からの見解については理解するところであるが、負担となっている現状を踏まえ、協力体制を構築されるようお願いしたい。</p>	<p>—</p>
<p>「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年法律第147号。以下「法」という。)第5条において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされ、また、法第9条において、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる」としている。</p> <p>地方、人権教育及び人権啓発(以下「人権啓発等」という。)の施策を実施する責務を有する地方公共団体は、その財政事情等から、十分な人権啓発等を実施することが困難な場合があり、国としては全国的に人権啓発等の一定の水準を確保する観点から、法第9条に定めるとおり、人権啓発活動地方委託事業として地方公共団体に人権啓発活動事業を委託し、そのための委託費を交付しているものである。</p> <p>当該委託の手続は、次年度にこれを用いた人権啓発活動の実施を希望する地方公共団体から提出される実施計画書を基に、国から当該地方公共団体に委託の申入れを行い、この申入れに対して地方公共団体が承諾することで成立するものである。</p> <p>このように、地方委託は、地方公共団体への義務付け、移付け又は必置規制の類には該当せず、地方公共団体に対して、その実施を強制するものではない。</p> <p>また、毎年、多くの地方公共団体から、地方委託費の維持・拡大の要望を受けている状況にある。</p> <p>また、人権啓発活動ネットワーク協議会は、法第5条に定める国との連携の観点から、国、地方公共団体等の人権啓発の実施主体が、それぞれの役割に応じて相互に連携協力することにより、人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的として設置されたものであり、当該協議会において、特定の地方公共団体に対して、轄管の形も含め地方委託事業の実施を強要するものではない。</p> <p>したがって、地方委託を廃止することや事業の委託という方法を補助金制度に改めることは考えを及ぼさず、今後も、法第5条及び法第9条の規定を踏まえ、地方公共団体を含め地域における人権啓発の実施主体が相互に連携する人権啓発活動ネットワーク協議会を適切に運用することにより、人権啓発活動を推進してまいりたい。</p> <p>なお、国が実施する人権啓発活動事業等を民間事業者に委託するべきとの御提案については、地方分権との関係で御提案の趣旨が明らかでなく、お答えすることは困難である。</p>	<p>第1次回答は「国からの自治体への委託は、自治体の実施を義務とはしていないため合法的であると解釈している。</p> <p>本提案では「輪番制」が敷かれるなど事実上義務となっていることも報告しており、また共同提案自治体からも辞退しがたいとの報告が寄せられている。本提案が問題としているのは国の事業を自治体に委託すること自体が許されず、地方分権に反するのではないかとという点である。</p> <p>本提案は国からの財政措置を否定するものではなく、自治体に対する「委託料」(委託費)は法定受託事務を対象とするので「補助金」に改めることを提案するものであるにもかかわらず「補助金」とすることは考えていないと断定するのは「提案制度」の意義にもかかわるのではないかと懸念がある。</p> <p>国におかれては「地方委託事業」が「自治事務」「法定受託事務」「国の事務」のいずれにあたるか確認の上で回答いただきたい。</p> <p>「自治事務」であれば法務省による事務手引きが地方法政であり、「法定受託事務」であれば根拠法令をご教示いただきたい。「国の事務」で「補助金とはしない」のであれば、法定受託事務にあたらせないに「国庫支出金-委託費」に歳入計上させて事務にあたらせることの妥当性を踏まえて回答いただきたい。</p> <p>総じて第1次回答は、「違法状態ではないか」という本提案に法的な反論を示さず、提案も一顧だにせず、機械的ただ現状を擁護するのみの回答であると見受けられる。当局としては実施したい事業があるものの、委託という形式のままであれば法定受託事務ではない本事業の「国・県支出金」を「委託金」の歳入科目で歳入することはできないため、再委託の依頼にお応えできない。</p> <p>最後に「民間に委託すべきとの趣旨が不明」とのことが、国が人権啓発事業を委託したい場合、法定受託事務でない以上「委託」できるのは民間事業者だけであろうと申し上げるものである。</p>	<p>【いわき市】各府省からの見解については理解するところであるが、負担となっている現状を踏まえ、協力体制を構築されるようお願いしたい。</p>	<p>【全国知事会】地方公共団体が自主的に判断して事業を実施できるよう、委託ではなく、自由度の高い交付金によって必要な財源措置を行う等、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求めらる。</p>
<p>【意見】理由記載のとおり、当局は意見を申し上げる立場にない。</p> <p>【理由】市町村からの人権擁護委員協議会への負担金の納付については、市町村に対する人権擁護委員協議会からの働きかけや、人権擁護委員協議会の活動に対する市町村の理解の下で納付されているものと承知しており、本件は、人権擁護委員協議会と地方公共団体との間で検討されるべき事柄であると考えられ、法務省としては、その是非について意見を申し上げる立場にない。</p>	<p>人権擁護委員法は「協議会」「都道府県連合会」「全国連合会」を組織することと規定し、「都道府県連合会」「全国連合会」は本市町村からの負担金を県連、九州連、全国連それぞれへの負担金拠出にも充てている。</p> <p>第1次回答はこれらに対する市町村の負担は任意のものであったことを示していたいたものと考えるが、その旨を、地方公共団体に通知していただきたい。</p> <p>今後は協議会等の会則中「本会の経費は、負担金その他の収入をもって充てると」の規定は市町村の負担金拠出を義務づける規定ではないことを伝えるとともに、協議会の経費のうち上部団体への負担金や事務経費などを除いた「活動費」のみを対象とするなど、市町村としてあるべき助成について協議会と検討していくことにならうと思料する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
130	130	岩見沢市	八潮市、 城陽市、 高松市	×	都市計画の変更に係る都市計画の更新に伴い、他都市計画にも付随的に変更が生じる場合について、都道府県知事との協議が不要となる軽易な変更の範囲の追加	都道府県知事との協議が必要となる都市計画の変更に伴い、他都市計画にも付随的に変更が生じる場合について、都道府県知事との協議が不要とすることができるよう、軽易な変更の範囲を見直すこと。	当市では、令和2年度に都市計画道路の線形変更(以下、「主変更」といふ。)を行うために都市計画法第21条第2項の規定に基づき都道府県知事との協議(以下、「知事協議」といふ。)を行ったが、本変更に伴い当該都市計画道路を境界線とする用途地域や下水道に係る計画変更(以下、「付随変更」といふ。)についても知事協議を要した。 同様の手続きについては、2～3年に1回発生しており、令和5年度は、事前協議から含めると4回の知事協議を要し、うち2回は付随変更協議に係るものであり、大きな事務的負担となっている。付随変更は主変更に伴って発生するものであり、双方は密接に関連するものであることから、主変更協議とは別に付随変更協議を行う必要性が低く、軽易な変更として知事協議を不要とするよう見直しを求め。	—	都道府県及び市町村の負担軽減や業務効率化に繋がる。	国土交通省	—
131	131	大府市	花巻市、 多賀城 市、ひたち なか市、 桐蔭市、 川崎市、 相模原 市、福井 市、浜松 市、名古屋 市、半田 市、小牧 市、愛知 市、豊川 市、高知 市、長崎 市、熊本 市、宮崎 県、鹿児島 市	×	社会福祉主事の任用資格要件の緩和	生活保護業務において、多様な人材の従事を可能とするため、社会福祉主事の任用資格要件の緩和を提案する。 【要件緩和の内容】 社会福祉主事の任用資格要件に実務従事経験を加味した要件を追加する。	【現行制度】 社会福祉法においては「指導監督を行う所員、現業を行う所員は、社会福祉主事でないといけない。」とされており、生活保護の支援事務に従事する職員(査察指導員・ケースワーカー)には社会福祉主事の任用資格が必要となる。 なお、社会福祉主事の任用資格は、一定の要件を満たした者のうち、次の1～いずれか1に該当する者に限られている。 1 大学等で厚生労働大臣が指定する科目以上履修した者 2 知事指定の課程を修了した者(通常は「社会福祉主事資格認定通信課程」を修了した者) 3 社会福祉士 4 略 【背景】 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者として厚生労働省令で定めるもの(精神保健福祉士等) 自治体においては、複雑化する相談に対応するため、学歴や資格等によらない人材確保が進んでいる。特に、福祉行政の現場では、他の行政機関や社会福祉法人、医療法人、NPO法人などとの人事交流が活発に行われており、当市においてもこれらの実務経験者を職員として採用する事例が増えている。 【支障事例】 現在、各自治体の福祉事務所において、新たに生活保護業務に従事する職員は、資格要件1を満たしていなければ、資格要件2の「社会福祉主事資格認定通信課程」を受講するよう求められている。資格要件2の通信課程による資格取得は、職員が無資格で現業に従事している状況を是正するための方策として機能している一方で、通常業務を抱えながら1年間の通信課程及び6日間のスクーリングを受講する必要があり、職員に大きな負担が生じている。また、通信課程受講者は、1年間の通信課程の受講後に資格の認定が行われるため、実質1年間無資格の職員に現業業務を担わせている現状がある。 社会福祉法第15条第4項では、現業所員の業務内容として、「相談者へ面接等を通じた生活指導を行うことが挙げられており、現業所員には知識だけでなく、過去の実務経験等を踏まえた業務対応が求められていると考える。 自治体において多様な人材の確保が進む中、資格要件1を満たさない職員に資格要件2の「通信課程の修了」以外の選択肢として、新たに過去の実務従事経験を加味した要件(例:社会福祉又は保健医療の分野での実務経験が〇年以上ある者、社会福祉又は医療分野の国家資格を有し、資格を活用した実務経験が〇年以上ある者)を創設することで、多様な人材を生活保護業務に活用することが可能となる。	—	実務経験を加味した要件を新設することで、職員の通信課程を受講する負担が減少し、実務に集中することができる。また、生活保護業務において、他の福祉分野で豊富な経験を積んだ職員などの多様な人材の登用が可能となる。	厚生労働省	〇WやSVIに従事する者が、要件を満たさない場合、「社会福祉主事資格認定通信課程」を受講せねばならず、生活保護業務に従事しからの受講は、労力的に負担となっている。また、自治体の財政状況からも、出張旅費や受講料が負担となっている。 〇他の保健福祉分野で経験を積んだ職員が増えることにより、職員間での学びの機会が生まれ、生活保護業務に従事する職員全体のレベルアップに繋がることと期待できる。 〇当市生活保護課においても、査察指導員やケースワーカーなど、ケースワーク業務に関わる職員については22名あり、うち19名が有資格者、3名は資格を有しない職員である。有資格率は86.4パーセントと充足した職員配置であり、大学卒業後の新卒者の配置も少なくない。資格を有しない査察指導員とケースワーカーの計3名も、過去よりケースワーカーとして事務従事していた経験もあり、現況の業務に支障はない。むしろ、豊富な経験を生かし、ケースワーカーの育成支援も十分に実施できている。また、資格要件の一つとして、「社会福祉主事資格認定通信課程」を一定の期間に受講すれば、資格が付与されるとのことであるが、職員は現状の業務に奔走しており、現状では困難なものとする。業務の効率性だけでなく、効果の面からも社会福祉主事の任用資格要件に実務従事経験を加味するなどの要件を追加したく提案する。 〇当市担当部署においても人事異動に伴い配属される職員のほとんどは「大学等で厚生労働大臣が指定する科目を3科目以上履修した者」に該当する者として社会福祉主事の任用資格要件に当てはめて生活保護業務を執行している。しかしながら異動してきた社会福祉主事の資格を有しない複数の職員の中には大学等に進学してなかった者や、通信課程に参加できなかった者(予算の関係上通信課程を受講できる人数に限られているため)もいる。そのため、社会福祉主事の任用要件を満たしていない者が要件を有している者とともに当該業務を執行し、翌年度の通信課程に参加するといった状況である。そのため提案のあった実務従事経験を加味した要件が追加されれば、緩和要件に該当した者であれば速やかに生活保護業務を執行できるものとする。 〇当市においても今後同様の事態が生じた際の現職員の負担軽減および多様な人材登用の観点から、社会福祉主事の任用資格要件の緩和を求める。 〇社会福祉主事通信課程受講者は、通常業務を抱えながら1年間の通信課程及びスクーリング研修を受講する必要があり負担が大きいほか、1年間の通信課程の受講後に資格の認定が行われるため、実質1年間無資格の職員に現業業務を担わせている現状がある。また、通信課程受講に必要な受講料(負担金)や旅費について、毎年、一般財源から200万円程度の予算を確保する必要がある。
135	135	智頭町、 鳥取県	北海道、 高知県	×	特定地域づくり事業協同組合が雇用する派遣職員の労災保険率適用基準の見直し	特定地域づくり事業として派遣における労災保険率について、組合に所属する派遣職員の多数を占める職種等により組合一律の率を適用するのではなく、派遣職員ごとの派遣職種の実態に合わせた率を適用することを求める。	特定地域づくり事業協同組合(以下「組合」といふ。)は職員を複数の派遣先に勤務することが前提となっており、職員は多様な職種に就いている。第一次産業においては死亡年千人率の高さから、労災保険率が高い傾向があり、特定地域づくり事業協同組合を活用する市町においては比率が高くなると想定している。一方で、飲食店や観光業など労災保険率の低い業種・職種も職員の派遣先として存在する。労働者派遣業では派遣元事業主を労災保険の適用事業としており、所属する職員の多数を占める職種等により一律の保険率を適用するため、第一次産業をメインとする組合の保険料負担が多く、組合を拡大、定着化させるために障害となっている。 具体的には当町の組合においては、林業を主体として従事するマルチワーカーが全体の職員数9名のうち6名と最も多いため、その他3名の職員も含めて労災保険の適用保険率が林業の保険率となっており、組合の労災保険料の負担が多くなっている。また、林業(保険率52/1000)と飲食業(保険率3/1000)の労災保険率を比較すると約17倍の差があるが、林業に派遣されていない3名の職員も含めた全員が林業の保険率(52/1000)を適用されている。 このため、将来的に林業や飲食業等の業種に対する派遣を充実させていくにあたり、現行ルールでの保険率算定方法では、林業メインでの雇用を断念せざるを得ない状況が発生しうる。	—	林業を基幹産業としている中山間地域での特定地域づくり事業派遣において、人材確保の促進、町村の財政負担の軽減が期待される。	厚生労働省	〇第一次産業をメインとする組合が区域内でも多く、その中でも保険料の負担は組合にとっては大きく、今後、組合を拡大、定着化を目指す中で、本提案は人材確保の促進や、組合の運営費の一部を市町村で財政支援している市町村の財政負担軽減が期待される。



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>市町村が定める都市計画については、一の市町村の区域を越える広域の見地から調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事に協議を行うとされている。</p> <p>支障事例として示されている道路の線形変更に伴う用途地域や下水道に係る計画変更について、道路の線形変更に伴ってどのよう用途地域や下水道が変更されるのかは当該地域の実情に応じて様々と考えられ、また当該変更内容は都道府県が定める都市計画区域マスタープランや区域区分等の適合を確認することが必要と考えられることから、都道府県知事協議を不要とすることは適当でないと考えている。</p> <p>一方、都道府県への協議に当たって、道路の線形変更とそれに付随する用途地域や下水道の変更に関する協議を必要に応じて同時に行うことで、協議回数を減らすことが可能と考えており、このような運用が望ましい旨を地方公共団体に周知することを検討したい。</p>	<p>都市計画道路の線形変更(以下「主変更」という。)とそれに付随する用途地域や下水道の変更(以下、「付随変更」という。)に関する都道府県との協議については、同時に行うことで既に協議回数を減らしている。</p> <p>都道府県が定める都市計画区域マスタープランや区域区分等の適合については、主変更の段階で既に協議されており、主変更協議とは別に付随変更協議を行う必要性は低く、軽易な変更として知事協議を不要とするよう見直しを求める。</p> <p>なお、協議不要となる対象の条件を、付随変更であって、地域の実情に応じて様々ではなく、判断の余地のない変更の場合、協議不要とすることが想定される。</p>		<p>【全国知事会】 都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。</p>
<p>社会福祉士はその職務の特性に鑑み、任用要件を定めているところである。</p> <p>現在の社会福祉士主任任用要件において、大学や養成機関等で一定の教育を受けることや社会福祉士等の資格取得を求めている点を踏まえ、実務経験のみでは社会福祉士主任としての職務に必要な知識等の習得が必ずしも認められず、ご提案内容を実現することは困難と考えている。</p>	<p>本提案は、必ずしも法令で定める要件そのものを緩和するのみならず、養成機関等課程のカリキュラムの見直しも含めて、全体的な要件の緩和を提案するものである。本提案の実現により、福祉の担い手の多様化や裾野の広がりが期待されるため、是非前向きに検討いただきたい。</p> <p>現在の要件では、専門職として採用されることが多い国家資格有資格者を除けば、大学等で一定の科目を履修している場合、知事指定の課程を修了した場合に限られ、大学等での履修要件を満たしていない場合には、必然的に知事指定の課程の受講が不可欠となっている。これは、他の分野に従事している職員が、生活保護業務を志した場合に資格要件を満たすための唯一の方法であるが、通常業務を抱えながら1年間の通信課程と数日間のスクーリングを受講することの負担感が資格取得の妨げになっている面がある。</p> <p>また、近年の自治体職員の採用では、多様な人材を確保することに力を入れており、学歴や筆記試験の成績だけに不らず、人物重視、経験重視での採用が進み、社会福祉法人やNPO法人、医療機関等で福祉に携わっていた方の採用や人事交流も盛んになっている。こうした経験豊富な職員の場合も、国家資格や大学等での履修要件を満たしていなければ、福祉の経験が全くない職員と同様の課程を全て受講する必要があり、修了までの間は即戦力にはならない支障も生じている。</p> <p>これらの現実的な支障を解消するため、養成機関等の課程を見直し、福祉分野における実務経験がある者とそうでない者の受講カリキュラムを細分化し、前者の場合には一部のカリキュラムを省略するなど、資格取得の負担の軽減を図ることも含めた要件の緩和を検討いただきたい。</p>	<p>【熊本市】 社会福祉士主任任用資格は、習得のルートについて、「大学等で厚生労働大臣が指定する科目を3科目以上履修した者」を任用することが認められている。</p> <p>この点において、3科目のみで社会福祉士主任としての職務に必要な知識を有していると判断されているが、指定科目の内訳を見るに、直接的に福祉事務所の業務に関係のない3科目を取得していたとしても、社会福祉士主任へ任用できることと、直近において他の実務経験を有している者の方が明らかに職務に必要な知識を有していると判断されることもあり、お考えと実際の現場における知識に対する認識の乖離があると言わざるを得ない。</p>	<p>【全国知事会】 社会福祉法第15条第6項及び第19条第1項は、地方分権改革推進委員会第2次勧告ではメールマーク非該当とされているため、義務付けは廃止すべきである。</p>
<p>労働者災害補償保険制度(以下「労災保険」という。)は事業主の無過失賠償責任を担保する性質をもつため、原則として、保険料は全額事業主が負担することとされており、事業主のもとで雇用される労働者単位ではなく、事業単位で保険料を徴収している。</p> <p>労働者派遣事業についても、①派遣元事業主は、労働者の派遣先事業を任意に選択できる立場にあり、労災事故の起きた派遣先事業主と労働者派遣契約を締結し、それに基づいて労働者を派遣したことに責任があること、②派遣元事業主は、派遣労働者を雇用し、自己の業務命令によって派遣先の事業上において就労させているため、派遣労働者を雇用している者として、派遣先の事業において派遣労働者の安全衛生が確保されるよう十分配慮する責任があること等を踏まえ、派遣元事業主に災害補償責任を負わせることとし、派遣元を事業主とみなして労災保険を適用することとしている。</p> <p>この場合の保険料率については、業種ごとに災害発生率も異なる中、業種ごとの負担の公平や自主的な労働災害防止努力の促進を図る観点から、業種ごとの災害発生状況等に応じて保険料率を設定しており、事業主とみなされた派遣元についても、派遣元事業主として保険料率を設定している。</p> <p>保険料率の適用単位については、上記のように、保険料を全額事業主が負担しており、また6,146万人(同時に保険料の徴収を実施している雇用保険の被保険者数は4,457万人、いずれも令和4年度末時点。)の保険対象者に係る保険事業を効率的に運用すること等を踏まえ、事業単位で行うこととしている。</p> <p>なお、労災保険における「事業」とは、「経営組織として独立性をもった最小単位の経営体」と認め、一定の場所において一定の組織の下に有機的に相関連して行われる作業の一体と認めることができれば、これを事業として扱うこととしているため、もし業種ごと別個の事業として認めることができれば適用される労災保険率も別々の事業として取り扱われる。</p> <p>また、派遣労働者の派遣先での作業実態が数種にわたる場合、保険料率については、特定の業種に属する職員数の多寡で単一的に判断するのではなく、それぞれの作業に従事する派遣労働者の数、当該派遣労働者に係る資金総額等または作業実態に基づき個別に判断することとしているため、御指摘のように林業に従事する職員が多いことのみを理由として当該業種の保険料率が適用されるわけではない。</p>	<p>①労災保険における事業の定義及び認定に関する見解と、業種によって別々の保険料率が適用されるケースが示されているが、特定地域づくり事業における労働者派遣事業がマルチワークを前提とした制度であり、現状派遣業種ごとに別々の事業体を設立することは現実的でないこと、②派遣労働者の派遣先での作業実態が数種にわたる場合、保険料率については特定の業種に属する職員数の多寡で単一的に判断するものではなく、主たる作業実態に基づき個別に判断するという見解が示されたが、主たる作業実態に応じた単一の保険料率が適用されることには変わりないため、派遣先の業種毎に労災保険料率が設定されるよう、柔軟な制度設計を検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。</p>



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
136	136	北広島市	浜松市、小牧市、沖縄県	×	都市部における保育所等への賃借料等支援事業の拡大大	保育所等における保育所等への賃借料等支援事業の拡大大 ①「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について(平成28年4月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別表に掲げる自治体 ②自ら緊急対策の取組を希望し、平成28年4月27日までに厚生労働省雇用均等・児童家庭局長保育課へ登録を行った自治体	本市においては、急激な学齢前児童世帯の転入により、令和4年度・令和5年度と年度途中から待機児童が発生し、解消に向けて保育定員の拡大に取り組んでいる(令和5年度:44人拡大、令和6年度:158人拡大)。当該拡大後もなお、2歳児では20人の定員が不足しており、現在、建築中の建築物内に賃借料による保育所の整備を計画している。 しかしながら、昨今の地価上昇及び建設単価の高騰により、賃借料単価が高騰しており、事業者の公募及び運営に大きな負担が生じている。 公定価格の賃借料加算の項目において試算すると、2,232千円/年となり、当該賃借料の賃借料定額の28,459千円/年は相当の乖離がある。 仮に、「都市部における保育所等への賃借料等支援事業」の対象となった場合、本市においては事業者に対し16,500千円/年(うち市から市への補助額11,000千円/年)の補助が行われることとなるが、本事業の支援対象は「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限ることとなり、本市は対象となっていない。 については、当該事業の支援対象を平成28年時点での市町村に固定せず、その後の状況変化により待機児童が発生し又は発生する恐れがあり、解消に向けて取り組んでいる市町村への拡大を行っていただきたい。	当該賃借物件における保育所の公募を行う前段階として、令和5年10月10日から20日まで、4事業者からサウンディング調査を実施し、また、令和6年4月1日から当該公募を実施しているところであるが、多数の事業者から賃借料にかかる支援が求められているところ。事業採算面から進出を躊躇する事業者もみられる。	平成28年に発出された通知以降の状況変化により待機児童が発生し又は発生する恐れがあり、解消に向けて取り組んでいる市町村において、事業者の参入が促されることでより多様な方法で保育所が確保できることとなり、住民の保育需要に応えることができる。	こども家庭庁	○当該通知では、当県においてもいくつかの団体が別表に掲げられているところであるが、提案団体のように当該通知に基づく支援を新たに要する団体が生じる可能性を考慮して提案に賛同したい。
137-1	137	城陽市	花巻市、宮城県、多賀城市、三郷市、川崎市、新潟市、浜松市、小牧市、稲沢市、田原市、大原市、羽曳野市、広島市	×	保育所等における児童の健康診断項目の見直し	保育所等の児童福祉施設及び家庭的保育事業者等に実施が義務付けられている健康診断について、「学校保健安全法に準拠」するのではなく、未就学児については「各年齢(月齢)に応じた検査項目」を新たに定めることを求める。 又は、必ずしも学校保健安全法に規定する検査項目の全てを実施する必要がなく各児童の発達状況に応じて適宜検査を行うことを推奨する旨を明示することを求める。	【現行制度について】 保育所等の児童福祉施設及び家庭的保育事業者等に実施が義務付けられている健康診断については、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならないとされている。 【支障事例】 学校保健安全法に規定する健康診断について、視力及び聴力検査が項目として定められているが、未就学児(特に乳児及び低年齢の幼児)に当該検査を有効に実施することが現実的に困難である。小学生以上の児童に実施すると同一の検査方法・検査項目は、「見える・聞こえる」を自身で意思表示することを前提としており、未就学児(特に乳児及び低年齢の幼児)に対して有効に検査することができない。	当市管内の保育施設から、未就学児(特に乳児及び低年齢の幼児)に対する視力・聴力検査の有効性に対する疑義や保護者に医学的に信憑性のある検査結果を伝えることの困難性の解消、職員の負担軽減を求める意見が寄せられている。	保育所等で実施する健康診断の有効性の向上、及び保育所等の職員の負担軽減に繋がる。	こども家庭庁、文部科学省	○本市においては、保育所等における児童の健康診断について、学校保健法に準拠しつつ、検査健診項目等に関しては乳幼児の発達段階に配慮した形で柔軟に行われているのが実情であり、保育所等における健康診断について、学校保健法に準拠した全ての項目の検査を行うことが未就学児、特に乳児及び低年齢の幼児に対して有効であるのか疑問が残ることから、提案に賛同する。 ○尿検査についても、自治体間で対象年齢等にばらつきが見られ、必要性の判断に苦慮するため、提案内容に賛同する。
137-2	209	奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、小牧市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	花巻市、宮城県、多賀城市、三郷市、川崎市、新潟市、浜松市、小牧市、稲沢市、田原市、大原市、羽曳野市、広島市	×	保育所等における児童の健康診断の実施頻度、内容の明確化等	「学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない」とする児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準や同様の内容が規定されている就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則について、より具体的な進捗すべき内容・頻度を示すとともに、幼稚園児や小児(3～5歳児)と同様に実施することが困難な乳幼児や低年齢の幼児期(0～2歳児)における視力検査や聴力検査等について、現場での実践に資する実施手順など、より具体的な健康診断の内容を示すよう求めるもの。 なお、その際は、母子保健法上の乳幼児健診との関係を踏まえて検討いただきたい。	県内の保育所等から「尿検査や聴力検査、視力検査等」が実施困難である「学校保健安全法施行規則に定める全ての検査項目を2回実施する必要があるか、根拠とあわせて示してほしい」といった声が寄せられている。	公立園における適切な健康診断の実施及び私立園に対する適切な指導監査の実施に寄与する。また、適切な健康診断の実施を通じ、児童の健康福祉の増進が図られる。	こども家庭庁、文部科学省	○保育所等における児童の健康診断の内容については、「学校保健安全法及び同法施行規則に準じて年2回実施する旨が規定されているが、それ以外の明確な規定がないため、当市では、健診項目等に関しては乳幼児の発達段階に配慮した形で柔軟に行われているのが実情である。また、指導監査についても、現場の混乱を避けるため、乳幼児の発達段階に配慮した形で全国一律の基準により行うことが望ましいと考えるため、提案に賛同する。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>当該事業は予算補助事業であり、事業内容は予算編成過程において検討されるものであるが、厳しい財政状況の中、事業の拡充を行うことは困難である。</p>	<p>当市の要望は、「当該事業の支援対象を平成28年時点での市町村に固定せず、その後の状況変化により待機児童が発生又は発生する恐れがあり、解消に向けて取り組んでいる市町村への適用を行っていただきたい」という趣旨であり、支援対象のさらなる拡大のみを要望しているわけではない。平成28年から現在に至るまで見直しが行われておらず、時間の経過とともに現在の対象が現状に則さないものとなっている可能性があるため、厳しい財政状況の中であればこそ、支援対象自治体の見直しを検討していただきたい。</p> <p>当市においては、平成30年の北海道ポールパーク建設決定以降、JR北広島駅西口再開発の影響等もあり、保育需要が年々急増している状況にあるが、賃借料の相場上昇により、公立保育所の賃借料加算額を超える負担が生じることとなり、必要な保育所等の整備が進まないことも危惧されることである。</p> <p>今後、待機児童を出さないためにも直ちに加算対象自治体の見直しを検討していただきたい。</p>		
<p>保育所等の児童福祉施設や家庭的保育事業等における健康診断は、法令により施設長等が「学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない」としているが、その円滑な実施を図る観点から、乳児及び低年齢の幼児の発達段階に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する実態調査を行い、その結果や乳幼児健診との関係も踏まえた対応に当たっての具体的な考え方を示すこととする。</p>	<p>実態調査にあたっては、実施の有無にとどまらず、有効な健康診断が実施されているかという観点から把握されたい。また、基準で定められた健康診断の各項目について、科学的見地から乳児及び低年齢の幼児に対する有効な診断が実施可能であるかの検証を実施されたい。</p> <p>学校保健安全法に規定する健康診断に準じた健康診断の実施は、法令により基準として定められているものであり、指導監査での確認項目ともなっていることから、どの検査項目を必ず実施する必要があるのかを通知等で早期に明確に示していただきたい。</p>		
	<p>保育所等での児童の健康診断における、学校保健安全法等に準じて行わなければならないとされている検査項目(視力検査、聴力検査、尿検査)について、0～2歳児には同施行規則に準じた検査方法での実施が困難であるにも関わらず、基準上許容される具体的な検査方法の提示ができず、対応に苦慮している。児童の年齢に応じて有効な診断ができ、かつ、現場の負担や混乱が生じることのないよう、実施方法や実施手順など、より具体的に健康診断の内容を示していただきたい。</p> <p>また、保育所等において年に2回健康診断を実施しなければならない理由を示していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
138	138	舞鶴市	吉小牧市、花巻市、宮城県、多賀城市、ひたちなか市、相模原市、大塚市、守口市、茨木市、大野城市、大村市、熊本市	×	期日前投票所周辺における選挙運動の見直し	期日前投票所を設置した建物又は施設の周辺において、期日前投票期間(時間)中における街頭演説の開催制限又は静穏保持に関する明確な措置を講じられたい。	【具体的な支障事例について】 期日前投票は当日投票の例外ではあるが、全国的に浸透しており、本市では期日前投票所を市役所本庁舎等に設けているところであるが、令和5年に行われた選挙の期日前投票期間中において、1名の候補者が市役所本庁舎前の歩道(市役所敷地外)で選挙運動のための街頭演説を行い、演説の音声は期日前投票所内まで聞こえてくる事例があった。 このような事例が発生すると、期日前投票所内にいる選挙人の判断に影響を及ぼす恐れがあると考えられる。 【現行制度及び制度改正の必要性について】 公職選挙法(以下「法」という。)第129条において、選挙運動は選挙の期日の前日までの期間しか行うことができないこととされており、この規定は選挙運動が投票を行う選挙人の判断に影響を及ぼすことで公正な選挙に支障が生じないようにすることを防ぐためのものであると考えられる。 期日前投票の期間中においては、法において許容される範囲で選挙運動を行うことが可能であるとの見解が示されている。しかしながら、期日前投票所でも選挙の期日と同様に投票が行われているため、期日前投票所において投票を行う選挙人についても、投票時に行われている選挙運動が判断に影響を及ぼすことを防ぐための措置が図られるべきであると考えられる。 【支障の解決方法について】 街頭演説に関して期日前投票所周辺及び期日前投票所内にいる選挙人に影響が及ばないよう、例えば、公職選挙法第132条において定められている当日の選挙事務所を投票所入口から300メートル以外の区域に限ることとする規定に準じて期日前投票所周辺における街頭演説を規制する、公職選挙法第140条の2第2項に規定されている学校、病院等の周辺における静穏保持の規定に期日前投票所周辺における静穏保持の規定を加える等の規定整備が行われること又は法令解釈の明確な通知等が発出されることが望ましいと考える。	一	期日前投票所においても、投票所内及びその周辺の静穏を保つための基準が明確となり、選挙人の正しい判断に基づき投票及び公正な選挙の推進に資する。	総務省	○県議会議員選挙において、「期日前投票所内で特定の個人名が響いた」とのクレームの連絡があった。 ○期日前投票所は駅前等の選挙人にとって利便性のよい場所に設けられていることが多いことから、候補者が行う街頭演説と場所的、時間的に重複することが多い。 ○現行制度では期日前投票所周辺における選挙運動を制限する規定はなく、今後本市において商業施設で期日前投票を実施するに当たり、同様の支障事例が発生する恐れがある。
139	139	今治市、盛岡市、花巻市、松山市、宇和島市、ひたちなか市、八幡浜市、新居浜市、上尾市、大田原市、上尾市、流山市、八王子市、松本市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、児島市、那覇市	×	×	非課税年金勤家の事務処理におけるマイナンバー情報連携の明確化等	厚生労働省課長通知によき、非課税年金情報助案の事務処理におけるマイナンバーの情報連携が可能なことを明確化し、地方公共団体に周知すること。 その上で、マイナンバーの情報連携画面で、「非課税年金情報」を容易に把握できるように形式に改めること。	当市において、介護保険負担限度額認定事務(介護保険法第51条の3、特定入所者介護サービス費の支給)における、非課税年金情報の取得については、厚生労働省課長通知(Ⅱ非課税年金勤家の事務処理)に記載する事務処理方法にて行っている。転入者等の限度額認定を行う際は、転出前の自治体へ紙媒体で照会を行っており、回答までに、おおよそ1～2週間かかっている。また、申請者が同一年内に複数回転居をしている場合は、複数の自治体に対して照会する必要があり、認定までに更に時間を要する。 行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(別表第二の94)において、「市町村長(情報照会者)は、日本年金機構又は共済組合等(情報提供者)に対して、年金給付関係情報であって主務省令で定めるものを取得できる」とされていることから、厚生労働省課長通知(Ⅱ非課税年金勤家の事務処理)にマイナンバーの情報連携が可能であることを明確化していただきたい。その上で、マイナンバーの情報連携画面で、「非課税年金情報」を容易に把握できるように形式に改めたい。	一	マイナンバーの情報連携が可能であることを明確化することにより、事務の効率化を図ることができる。 また、限度額認定までに要する期間を短縮できることから、認定が下りるまでの期間に認定予定者が住居費等を立替える期間が短くなる。もしくは、認定結果が出るまで入居する施設が住居費を請求しない期間が短くなる。	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	○マイナンバーの情報連携では、年金保険者ごとに4～3月分の年金額が確認できるが、判定には1～12月分を計算し全ての非課税年金を合計する必要がある。国民健康保険団体連合会を経由して送付されている非課税年金情報のように照会すると必要な情報がそのまま確認できるように改めたい。 ○照会・回答に時間や手間がかかっており、改正により認定までの期間短縮及び事務の効率化を図ることができる。 ○紙媒体での照会となるため、認定までに時間を要する。 ○既に高額介護サービス費や介護保険料等では転入者の所得について介護保険システムでマイナンバー照会を活用している。 ○転出前自治体への非課税年金受給に関する照会及び決定の事務に時間を要している。毎年8月の負担限度額認定に関する有効期間更新事務を行う時期は、照会件数が増えることから照会・回答を行うそれぞれの自治体担当者の事務負担も大きい。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>公職選挙法第48条の2に規定する期日前投票は、選挙の当日に投票することが困難であると見込まれる選挙人に対して、投票の機会を与えるため、選挙の期日前に投票を行わせることとする例外的な投票方法であることから、期日前投票の期間中も許される意味において選挙運動をすることは可能である。期日前投票所の周辺での選挙運動に制限を設けることについては、選挙運動に関する事柄であることから、各党各会派の議論が必要な問題であると考えている。</p>	<p>公職選挙法第129条に規定されているとおり、期日前投票の期間中を含め、投票日の前日までにおいて選挙運動を実施することが可能であることは承認している。しかし、選挙事務所を投票所の入口から300メートル以外の区域に限り設置できることとする同法第132条の規定が、投票所の静ひつを保つため、特定の候補者に有利な影響が生じないようにするために設けられていることからすれば、期日前投票所も投票日当日に設けられる投票所と同じく投票が行われる場所であり、その付近で選挙運動が行われることは、当該選挙運動を行う特定の候補者に有利な影響を生じさせ得ると考えている。</p> <p>また、同法第140条の2において、学校及び病院、診療所その他の教育施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならないとされており、投票所が静ひつを保つべき場所であると解されていることに鑑みれば、期日前投票所においても、少なくとも学校等と同様の措置が取られるべきであると考えている。</p> <p>本来選挙運動が可能な期間である期日前投票期間に選挙運動に制限を設けること、期日前投票所周辺での選挙運動が投票行動に影響を与える可能性があることを比較衡量すると、一定、期日前投票所周辺における選挙運動には制限又は配慮の仕組が設けられるべきであると考えます。</p> <p>選挙運動の制限に係る事項について各党各会派の議論が必要ということであれば、同法の所管省庁として、ぜひ議論の場を設けていただき、公正な選挙の推進に資する規定整備、通知の発出等を行うことをご検討いただきたい。</p>		
<p>特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務については、御指摘のとおり、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び下位法令の規定によって番号利用事務とされており、法令上、マイナンバーを活用した情報連携は可能である。</p> <p>その上で、御提案のうち「非課税年金情報助産の事務処理」におけるマイナンバーの情報連携が可能であることを明確化し、地方公共団体に周知することとの指摘については、まずは現行のデータ標準レイアウト(様式B-064)に基づく情報連携によって特定入所者介護サービス費に係る審査が十分に実施できるかについて精査を行うこととし、当該精査を踏まえ周知について検討を進めてまいりたい。</p> <p>また、御提案のうち「マイナンバーの情報連携画面で、「非課税年金情報」を容易に把握できるような形式に改めることとの指摘については、その趣旨を「各実施機関が支給している非課税年金の合計額を、データ標準レイアウト上の項目として把握可能とする」と捉えた上で、まずはその実現が市町村・実施機関（日本年金機構・共済組合等）においてシステム面、費用面等の観点から可能であるかについて、市町村・実施機関等の関係機関と検討を行ってまいりたい。</p>	<p>1次回答において、「…審査が十分に実施できるかについて精査を行うこととし、当該精査を踏まえ周知について検討を進めてまいりたい。」システム面、費用面等の観点から可能であるかについて、関係機関と検討をおこなってまいりたい。とあるが、本提案における支障解決については前向きに対応いただけるという認識ですが、よろしいでしょうか。また、その場合、具体的にどのようなスケジュールで検討予定であるのかを御教示いただきたい。</p> <p>本提案の実現により、行政事務の効率化及び住民の利便性向上に資すると考える。令和6年6月21日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」における重点課題（P6）として挙げられている「人口減少及び労働力不足（リソースの逼迫）」において、労働力が不足し公共サービスが維持できなくなることが懸念されており、業務改善による効率化が求められている。また、重点課題に対応するための重点的な取組（P10）の「(1) デジタル共通基盤構築の強化・加速」においては、行政関連手続きについて、紙や訪問・対面等が介在する余地をなくし無駄・不便を徹底して除去していくとされており、マイナンバーカードは一人一人に最適化された利便性の高い行政サービスの提供や、行政機関の事務処理の効率化を実現するために重要な基盤である（P10）と記されていることから、デジタル社会の実現に向けた取組推進においても本提案の実現は必要不可欠であると考えます。</p> <p>追加共同提案団体から示されたように、介護保険負担割合、高額介護サービスや介護保険料等では、既に転入者の所得を介護保険システムでマイナンバー照会を活用していることから、本提案に係る事務においてもマイナンバーによる照会が可能となることで多くの自治体において作業の効率化が実現できる。全ての業務を一体的にマイナンバーで照会ができるよう是非前向きに検討いただきたい。</p>	<p>【ひたちなか市】 マイナンバーの情報連携により「非課税年金情報」の把握が容易になれば、事務の効率化の観点からみると効果は大きい。しかし、導入にコストに係る場合には、費用対効果を考え、財政部門等、関係機関と調整のうえ、国の動向に合わせて実施を検討する。</p>	



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
140	140	美里町、宮城県、石巻市、塩竈市、白石市、角田市、富谷市、枝方市、蔵王町、柴田町、涌谷町、女川町	盛岡市、ひたちなか市、大田原市、川崎市、浜松市、名古屋市、那覇市	×	介護認定申請に係る事務処理期間の弾力化	介護保険法第27条第1項で規定する申請に対する処分について、当該期間を自治体の実情に応じ条例で規定できるよう改正する。	介護保険法第27条に規定される介護認定について、申請受理後、①主治意見書の提出依頼、②介護認定調査員等による訪問調査、③提出された主治意見書及び調査票の内容確認、④介護認定審査会での審査の事務処理を経て、審査会を行うことによる訪問調査について、申請者本人、家族、担当ケアマネジャー等との日程調整、調査実施まで7日程度。③-1主治意見書の提出について、概ね3週間程度。③-2提出された主治意見書及び調査票の内容確認について5日程度。④-1介護認定審査会委員への資料発送について、審査会開催日の1週間前。④-2介護認定審査会での審査判定及び結果通知について、審査会で審査判定し、翌日に結果通知の発送、郵便到達まで2～3日。なお、申請者本人の主治医への受診状況等、個別の状況により、特に②介護認定調査員等による訪問調査及び③-1主治意見書の提出に要する日数に幅がある。	①主治意見書の提出依頼について、申請日の翌日に発送、郵便到達まで2～3日。②介護認定調査員等による訪問調査について、申請者本人、家族、担当ケアマネジャー等との日程調整、調査実施まで7日程度。③-1主治意見書の提出について、概ね3週間程度。③-2提出された主治意見書及び調査票の内容確認について5日程度。④-1介護認定審査会委員への資料発送について、審査会開催日の1週間前。④-2介護認定審査会での審査判定及び結果通知について、審査会で審査判定し、翌日に結果通知の発送、郵便到達まで2～3日。なお、申請者本人の主治医への受診状況等、個別の状況により、特に②介護認定調査員等による訪問調査及び③-1主治意見書の提出に要する日数に幅がある。	申請に対する処分は、早急に対応すべきであり、不要に期間を長期化させることは、申請者の不利益となり、すべきでない。その上で、申請に対する処分にかかる期間は、高齢化率や職員体制等自治体の実情により様々であることから、自治体の実態に則した期間を設定し、提示することで、申請者は、当該処理期間を踏まえた手続を行うことができ、また、現行避れることが前提となっている期間を適正に示すことで、申請者に不要な不信任を抱かせることが回避できる。また、期限の延長等の事務手続が不要となり、事務の効率化が見込まれる。	厚生労働省	○当市(当広域連合)においても同様の理由で、30日以内の処分ができない状況にある。期間の延期による事務の増加及び法令で規定された期限内に処理できないことに対する申請者への説明等、更なる事務の煩雑化に悩まされているため。 ○医師による意見書の作成・提出にかかる期間、申請者及び立会人の都合による訪問調査の延期、審査会委員の審査会開催日程調整等、自治体以外の要因により処理が滞ることが多い。また、規定の30日以内には休日も含まれ、規定通りに処分できない状況は多く、延期通知15,000件の発送処理事務の負担も大きい。 ○【支障事例】 当市においても介護認定申請の処分にかかる期間は介護保険法に規定された30日を超えてしまう状況が続いている。期間を超える申請者には延期通知を郵送する必要があるが、申請者数の多い月が重なると9割を超える方に通知することもある。通知作成業務及び通知に対する問合せの対応で職員は多くの時間を割かれている。 ○【制度改正の必要性】 市民サービスを低下させないためには、できるだけ速やかに認定を出す必要がある。そのためには認定調査の実施方法や主治意見書などあらゆる面で検討が必要である。そのうえで現状との乖離が大きく事務に支障が生じていることから、地域の実情に応じた運用ができるようにする。遅延通知の緩和などを検討していただきたい。 ○当市においては、申請件数の増加に伴い、令和5年度の処分にかかる日数は平均43.0日で、申請から30日以内で処分できたのは全体の9.2%となっており、制度と現状との乖離が大きい。また、延期通知の発送作業(月2回)にも時間を要しており、事務が煩雑となっているため、事務効率化の観点からも、制度改正を希望する。
141	141	千葉市	さいたま市、川崎市	×	農地法施行令第3条第2項、第10条第2項に基づく届出の受理・不受理の書面通知の廃止	市街化区域内農地の「転用(農地法第4条)」及び「権利の設定・移転を伴う転用(農地法第5条)」に係る届出について、届出の受理又は不受理を書面で通知しなければならないが、政令を改正して該当条項を廃止することを求める。	市街化区域内の農地を転用、権利の設定・移転を伴う転用をする場合、事前に農業委員会に届出ることとなっている(農地法第4条第7号、5条6号)。また、届出の受理・不受理について書面で届出者に通知することとなっている(農地法施行令第3条第2項、第10条第2項)。一方、転用届がされた場合、法定の内容、書類が揃っていれば受付なければならないが、揃っていない場合は、行政手続法第7条に基づき補正の請求を行うか、拒否を行う。そのため、形式審査である届出の手続きにおいて、不受理とはならないため、本来、届出者に通知する必要も無いはずである。 【参考】 市街化区域内の登記地目が「田・畑」の土地について、法務局に所有権移転登記や地目変更登記の申請があった際に、法務局が転用届出の受理通知書を添付書類として求めている。このため、既に届出がなされ、現況が農地ではなくなっている土地であっても、所有権移転等の際に登記地目が変更されていない場合には、新たに所有権移転等を行うため、同じ土地について再度届出がなされ、受理通知書の発行が求められることがある。これにより、単なる売買の登記を目的として、既に農地ではなく、農地を守るという農地法の趣旨からは関係のない土地に関する形式的・無駄な届出が、地方自治体に対して非常に多く提出されている。さらに、不動産会社等は、農地に関する手続きだから必要であると正しく理解しておらず、それとは別に、所有権移転登記を目的とした制度と誤解しているものも多い。 なお、法務局においては、過去に相続以外の所有権移転等があった土地については、その際に届出がされていることを確認しているはずなので、再度確認する必要は無いはずであり、届出がなされていない土地についても、農業委員会に問い合わせ等の運用をすれば対応することができるため、受理通知書が必要であるとまでは言えないはずである。	(自治体) ・受理通知発出にかかる事務手続き(決裁・押印等)の削減 ・通知に係る経費の削減(人件費・偽造防止紙など)。 【届出者】 ・受理通知を受取る手間と時間の削減(通知発出は翌営業日) ・同じ土地に何度も届出する手間と時間の削減	法務省、農林水産省	○当市においても、提案市と同様に、同一の土地について複数届出の提出を受け付けており、市民と市の双方に負担が生じている。 具体的に、権利移転を伴う農地法第5条の届出においては、当該地において過去に届出がなされたにも関わらず、登記に際して「当該土地取引の内容がわかる受理通知書が必要」との理由で届出が提出されており、あなたが農業委員会が当該土地取引の内容まで証明するような運用がなされている。 農業委員会としては、市街化区域において、適正に農地転用手続きがなされ、宅地造成や駐車場整備等の転用行為が完了している場合は、農地転用も完了しており、改めての農地転用手続きは不要と考える。 市街化区域内の土地(地目:田畑)が、既に農地転用の手続きが行われたかについては、提案のとおり、農業委員会への照会や届出済証明書により確認いただきたい。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>要介護認定は、保険者がその責任と権限に基づき、被保険者が介護が必要な状態にあるかどうかを確認する行為であり、介護保険制度の根幹である。</p> <p>介護保険法において、保険者は要介護認定申請に係る被保険者の心身の状況の調査に特に日時を要する場合を除き、30日以内に要介護認定を行う義務がある。これは、申請者に対して必要なサービスを速やかに提供するために設けられている規定であり、ご提案の対応については困難であるが、今後「規制改革実施計画」(令和6年6月21日閣議決定)に基づき、各保険者が申請に対する処分を30日以内に行えるよう、国としても目安となる期間の設定等要介護認定に要する期間の短縮に向けた取り組みを行うこととしており、引き続き期間の短縮に取り組むことが適当と考える。</p>	<p>「規制改革実施計画」(令和6年6月21日閣議決定)(以下「計画」)における要介護認定の迅速化への取組は承知しているが、期間の短縮による事務の増加及び法令で規定された期限内に処理できないことに対する申請者への説明等、更なる事務の煩雑化につながっているという状況で、貴省が迅速化を図ったとしても、申請に対する処分を30日以内に行える保険者がどれだけ増加するかという点について疑問である。</p> <p>期間の短縮のためにに向けた取り組みに係る今後のスケジュールや解消の見通しを具体的にご教示されたい。</p> <p>また、「計画」において、要介護認定申請から認定までに要する期間が平均40.2日(長ければ2か月超を要する)かかる実態を把握されているのであれば、要介護認定に要する期間の短縮に向けた取り組みとは別に期間の緩和を検討するべきではないか。</p> <p>30日以内に要介護認定を行うのは、申請者に対して必要なサービスを速やかに提供するために設けている規定としているが、介護保険法第27条第8項、第28条第9項、第29条第2項等の規定により、新規申請及び区分変更申請については申請日、更新申請は有効期間満了日の翌日にそれぞれ遡ってその効力を発生するとされていることから申請に対する処分前にサービス利用することは可能である。</p> <p>そのことが、申請から処分までの期間が長くて良いということにはならないことは理解しているが、「計画」にもあるとおり、各保険者が、がん等の疾病により心身の状態が急激に悪化するおそれがあるものかどうか等、個別の状況も勘案しながら優先順位を判断し処分を行っているところ。</p> <p>各地域や個々の事情を適切に把握しているのは各保険者であるため、一律に国が規定せずに、地域の実情にあった適切な期間を各保険者が設定することが業務の効率化につながり重要である。</p>		
<p>市街化区域内における農地転用(農地法第4条)及び転用のための農地の権利取得等(同法第5条)については、それぞれ適法な届出が行われ、これが受理されてはじめて同法第4条又は第5条の許可を受けなければならないこととなるものであり、形式的な要件を満たさず、受理されなかった場合は、同法第4条又は第5条の規定に違反し、その転用や権利の取得の効力を生じないほか、同法第5条の原状回復命令等の是正命令や第64条の罰則の適用対象にもなり得ます。</p> <p>市街化区域内における農地転用等の届出に当たっては、当該農地が市街化区域内に存しない場合や届出者が正当な権限を持っていない場合など形式的な要件に適合しないとして不受理となることもあります。そのような場合、不受理となることについて届出者に悪意がない場合も含め、適法な届出がなされていないにもかかわらず、農地を転用してしまうと、原状回復の負担を負う場合も考えられます。</p> <p>このような事態が生じないよう、届出を受理した場合は受理、受理しなかった場合は不受理の旨を通知することとしているところ、この手続きを廃止した場合、届出者の錯誤・誤認により、違反転用に繋がるおそれがあることから、適当ではありません。</p>	<p>ご記載頂いたように、現行法令上、届け出が受理されなかった場合に届出者に影響が生じ得ること等については承知している。</p> <p>当市では、農地転用の届出の受理・不受理の書面通知手続きに事務負担を感じている。通知の手続きは、農地の転用を行う際に、法務局への所有権移転登記や地目変更登記の申請があった際、転用届出の受理通知書を添付書類として求めているため、既に届出がなされ、現況が農地ではなくなっている土地であっても、登記地目が変更されていない場合には、新たに所有権移転等を行うため、同じ土地について再度届出がなされ、受理通知書の発行が求められることがある点についても、市民と市の双方に負担が生じており、また、他の自治体からもこの点に共通の課題が示されている。以上より、当市としては、届出者が受理結果を確実にかつ速やかに把握することは当然の前提とした上で、農地転用時の届出の受理・不受理の書面での通知手続きを廃止した(ただし、登記申請手続きにおける、市街化区域内の土地が既に農地転用の手続きが行われたか否かの確認については、法務局が農業委員会への照会や届出済証明書により実施いただくなど、書面による受理・不受理の通知とは異なる事務負担の少ない効率的な方法とするよう、現行制度の改善を検討していただきたいと考えている。</p>		

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
142	142	千葉市	札幌市、花巻市、川崎市、浜松市、広島市、特別区長会	x	裁判所が発付する捜索・差押え・検証の令状を執行する際に必要となる立会いを、国が行うことを可能とすること	裁判所が発付する捜索・差押え・検証の令状を執行する際に必要となる立会いを、国が行うことを可能とすること	【現状】 裁判所が発付する捜索、差押え、検証の令状を執行する際には、立会人による立会いが必要となる(※参考:刑事訴訟法第114条第2項)。 「人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内で差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行をするときは、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わるべき者をこれに立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。」 上記のとおり、現行制度においては、住居主や隣人などの立会が難しい場合は、最終的に、地方公共団体の職員が対応することになっており、本市においても、区役所、消防、地域安全部門などから職員を現場に派遣している。 このように、現行制度では、現場となる施設等の関係者による立会が難しい場合は、公的な立場の者の立会により対応するという運用となっているが、国の職員による立会には、制度上明記されていない。 【支障】 立会には1件あたり平均3時間程度かかるが、この間、現場や警察署に派遣された職員は、立会業務のために通常業務を行うことができず、本来業務に大きく支障を来すこととなる。長ければ丸一日拘束されることもあり、地方公共団体の計画的な事務執行に大きな影響を与えることとなる。 【求める措置】 地方の負担軽減のため、裁判所が発付する捜索・差押え・検証の令状を執行する際に必要となる立会いを、国の職員が行うことも可能とすることを求める。 国の機関(例として、国道事務所、出入国管理局、刑務所、海上保安庁など)は地方に点在しており、そのような機関を選択肢に含めることで地方負担の分散化を図り、司法活動への協力体制を少しでも強固なものにするべき。	—	立会人足り得る者の幅を広げ、国の職員による立会を可能とすることで、地方公共団体の立会による負担の分散化が図られる。 令状の執行は、その性質上一刻を争うような状況となることも想定されるが、地方公共団体職員も、すぐには現場に急行できないような場合が考えられる。 そのような状況に備え、立会可能な者について、可能な限り幅広に設定しておくことが有効であると考えられる。	法務省	○令状の執行にあたり、その執行の内容によっては一刻を争うような状況となることも想定され、本市職員もすぐには現場に急行できないような場合があることから、立会可能な者の範囲を広げる提案に参画するもの。
143	143	岡埜町、大牟田市、久留米市、柳川市、春日市、宗像市、筑前市、大木町	札幌市、大牟田市、宮城県、郡山市、いわき市、豊橋市、豊田市、亀岡市、堺市、安来市、広島市、鳴門市、東温市、福岡市、大村市、熊本市	x	住民申出による転入日や転出日などの修正における、市町村間での統一の方針を求める。	住民からの申出による転入日や転出日などの修正における、市町村間での統一の方針を求める。	【通常の転入・転出手続きについて】 転入転出の一般的な手続きにおいて、転出元自治体で転出手続きを完了し、転入先自治体で転入手続きを完了後、転出元自治体に転入先自治体から異動日等が通知される。この通知により、転出元自治体の異動日と転入先自治体の異動日が同日となる。 【支障事例について】 当町において発生した事例は、事件本人が当町を転出し、転入先自治体で転入手続きを完了。この際、送られた通知により、当町の異動日と転入先自治体の異動日が一致。しかし、その数ヶ月後に転入日を誤っていたと事件本人から転入先自治体へ相談があり、転入先自治体は事件本人申出により、異動日の修正を行った。転入先自治体は事件本人からの申出であったため、当町(転出元自治体)には修正した旨の通知を送っていない。このため、本来一致しているはずの、当町と転入先自治体の異動日に差異が生じた。 その後、当町(転出元自治体)の介護保険担当が介護サービスに係る請求処理をしていた際に、当町(転出元自治体)の転出確定日と転入先自治体の転入日が同日でないことがわかり、事案が発生。 転出確定日と転入日に差異があった場合、介護保険や後期高齢者医療、税などに影響があり、特に異動日の修正により、住民票に記載されていない期間が発生した場合は、健康保険等の未加入期間が生じるほか、福祉・介護サービスに係る費用の全額自己負担といった不利益を与える可能性がある。 市町村は誤記や記載漏れがあった場合、住民基本台帳法第14条に基づき、正確な記録を確保するために必要な措置をしなければならないとされているが、今回は本人申出による修正であり、申出によるものは市町村の判断によって通知するかどうか委ねられている。 【支障の解決策】 当町の見解としては、本人等申出によるものであっても、関係自治体や住民に影響を与える事項などに修正が生じた際は、住民基本台帳法第14条に基づき、関係自治体等に通知することが望ましいと考えられるため、統一の方針を求めたい。	—	統一の方針が示されることで、同様の事案が起きた際、住民は住所地の空白期間が生まれない。健康保険料・介護保険料・住民税・医療費・介護サービス費などの支払い等に影響を与えないため、不利益を被ることはない。また、行政としても他自治体や住民に対して、再度確認する必要がなくなるため、事務の効率化に繋がる。	総務省	○本市では、住民が転入日の訂正を申し出た場合には、転出元自治体へ連絡し、異動日を修正してよいか確認している。転出元自治体の判断により、異動日の修正を行うため支障が生じた事例はない。しかし、本市を確認転出し、転入先自治体で異動日の修正があった場合の連絡の有無が自治体によって異なり、連絡がなかった場合にはこちらから連絡し確認している。異動日の修正により、当市の他課から市民課へ支障が生じたとの連絡があったことはないが、市民への不利益が生じる可能性は考えられる。そのため、通知等方針を統一することで業務の効率化・市民サービスの向上に繋がる。○住民申出による転入日等の修正があった場合、市町村間で統一した通知を行うことで、事務の正確性が保たれ、市民への影響も軽減される。○住民基本台帳は各種行政サービスの基礎となる公簿であり、異動日の変更は各種資格期間や料金、税に影響を及ぼすほか、住民へ不利益を生じさせる恐れもあることから、通知をすることについて統一の方針を示す必要がある。○届出の際には、届出事項に誤りがないかを必ず確認してもらい、署名をもらっているため、そういった事例は考えにくい。しかし、本人申出により変更が生じた際は、関係自治体等に通知することが望ましいと考えられる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>刑事訴訟法第114条第2項において、捜索状等の執行をするに当たり、住居主等を立ち会わせることができないうきに、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせることとされている趣旨は、執行手続の公正性の監視という点に加えて、一定の地縁的関係に立つ者に執行を受ける者本人の利益をも代替して保護させようとするところにあるとされており、このような趣旨に鑑みると、御提案のように、国の職員が立ち会うことを可能とすることについては慎重な検討を要する。</p>	<p>国も地方機関(地方支分局)を設置し地方の行政に関わっており、一定の地縁的関係に立つ者になりえると考えます。 また、立会人の範囲も、過去には、隣人等を除く地縁的関係に立つ者は市町村長のみに限られていたところ、都道府県も含めた地方公共団体の職員へ拡大された経緯もあるため、範囲の拡大に問題もない。 立会人が置けず捜索状等が執行できないことにより、公共の福祉の維持と個人の基本的な人権の保障を全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする刑事訴訟法の目的を達成できないような事態に陥らないよう、立会人足り得る者の範囲を最大限拡大すべきであると考えており、速やかに検討の上、改正を実施していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>他自治体に影響がある住民票の修正があった場合には、当該自治体に対して、修正があった旨の連絡を行うことを徹底することについて、通知を行うことを検討する。</p>	<p>提案の実現に前向きな回答をいただき、感謝を申し上げます。 本件事例は頻繁に発生するものではないが、通知等により統一の方針を示したほうが、自治体間の住民基本台帳に整合性が取れ、かつ、業務の正確性確保や効率化、住民サービスの向上に繋がると考えている。本提案について積極的な検討を進めていただき、早期の実現をお願いしたい。</p>		



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
145	145	生駒市		x	非常勤短時間勤務職員で決裁権をもつ職の設置	下記いずれかの手法により、非常勤短時間勤務職員で決裁権をもつ職の設置を求める。 ①地方公務員法第3条第3項第3号に規定する「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準する者の職」に該当する特別職員に決裁権を与えられるように法改正 ②「一般職の任期付職員の採用に関する法律」第3条第1項において規定されている常勤であることが条件の特定任期付職員の任用について短時間勤務もできるように法改正 ③上記①②の職についての法改正が困難な場合、決裁権を持つ非常勤短時間勤務職員の職を新たに設置する法改正	当市では、デジタル部門の責任者としてCDO(Chief Digital Officer)を任用しているが、民間企業との兼業者(短時間勤務職員)であるため、会計年度任用職員として任用しており、決裁権を有していない。 決裁権が無いことにより、具体的な事業実施に対する指示命令することができず、事業そのものの進捗等に影響が及んでいる事例や、事業実施に当たり、CDOが関与することなく、デジタル化やDXに関する事業が進められることがある事例もある。 デジタル部門の責任者としてCDOに決裁権を与えたいが、現在の制度では、任期の定めのない常勤職員と同等の権限と責任を有する職員として任用するには、他には任期付職員の選択しかない。 デジタルという分野については、一定の専門的な知識を有することが必要であり、そうした専門的知識を持った職員が決裁権という形で適切に関与することが適切な事務執行を行う上で、必要であると考ええる。 一方、特定任期付職員として任用した場合、常勤職員でなければならないことから民間企業等との兼業が困難である。 そこで、非常勤短時間勤務職員であっても、民間企業等に就事しながら、市のデジタル部門の責任者として決裁権を有する職につけるよう、法律の改正を提案する。 本提案を実現することにより、専門的知識を必要とするデジタル分野等において、多様な人材が市政運営に直接的かつ積極的に関与できるようになり、さらなる自治体のデジタル化を推進することが可能となる。	民間企業に就事しながら、地方公共団体の決裁権をもつ上位の職員として任用できることは、当事例以外においても、行政課題が複雑化・高度化している現在、必要な改正であると考ええる。	総務省		
146	146	生駒市	花巻市	x	健康保険法の改正	自治体と民間企業(本業)を兼業する職員が、共済組合と本業の健康保険のいずれから給付を受けるか選択できるよう健康保険法を改正すること。	令和4年10月の地方公務員等共済組合法の改正により、共済組合員資格の適用要件が拡大され、会計年度任用職員であっても共済組合に加入できるようになったが、要件を満たす者が共済組合に加入しないという選択は認められておらず、共済組合に加入すると、健康保険法第200条第1項の規定により、他の健康保険からの給付を受けることができない。 当市では、専門的な知見や経験を有する者を、副業人材として任用しているが、今回の法改正により、要件を満たす副業人材が共済組合に加入となり、本業で加入していた健康保険からの給付を受けることができないという支障がある。 具体的な不利益内容として、共済組合と本業の健康保険とを比較した時、補助メニューや補助金額が異なっていることが挙げられる。特に人間ドックで、選べる病院、検査内容、補助金額がかなり違っており、本業の健康保険の方が手厚い内容であった。(共済組合においては約20,000円、本業の健康保険においては、特殊な検査項目を除き全額補助)	当市に限らず、全国的にも副業人材を任用する自治体が増加すると予想されるため、民間事業と兼業する市職員が、共済組合から前加入している健康保険か、いずれから給付を受けるか選択できることで、副業人材の不利益がなくなり、積極的な任用につながる。	総務省、厚生労働省		
147	147	生駒市	苫小牧市、花巻市	x	法律又は条例以外でも附属機関の設置を可能とすること	地方自治法第138条の4第3項を改正し、国と同様に、法律又は条例に加え、地方公共団体が定める規則その他の規程においても審査、諮問又は調査のための機関を設置できるようにすること。	国は、法律又は政令に基づき審議会を設置できるほか、要綱に基づき検討会等を開催できる。一方、地方公共団体は法律又は条例による場合にのみ調査、審査、諮問又は調査のための機関(附属機関)の設置が認められている。 逐条地方自治法によれば、要綱によって設置される委員会、協議会等については、「機関」と区別して、行政運営上の意見聴取、情報や政策等に関して助言を求める等の場として設けられれば、同法第138条の4第3項に違反するものではない、とされている。 一方近年複数の地方公共団体において、要綱に基づいて設置された委員会及びその委員に対する謝礼の支出が地方自治法に違反しているとの住民訴訟が提起され、裁判において該委員会等は法律・条例に基づかず設置された附属機関として判断されるなど違法性が容認され、自治体側の敗訴となった事例が起こっている。 地方自治体では、様々な分野で、計画や方針の決定等において学識経験者や住民等の意見を市町村政に反映することが求められており、急速に変化する社会情勢や国の方針に速やかに対応していくためには、柔軟かつ迅速に附属機関を設置し、調査や審議を図ることが求められる。しかし、このような事業が発生した場合に、条例の設置や改正を待っているだけでは、迅速な対応が不可能である。	計画や方針の決定等において学識経験者や市民等の意見を市政に反映するにあたり、柔軟かつ迅速に附属機関を設置し、調査や審議を図ることが可能となる。	総務省	○当市においては、「●●市附属機関の設置に関する条例」を定め附属機関を設置しているが、特定の行政課題を調査し、又は審議するため、緊急又は臨時の必要がある場合には、規則で定めるところにより、臨時の附属機関(設置期間が1年以内のものに限る。)を設置することができるよう当該条例に規定している。法律改正により条例によらず規則でも設置できるようになれば、柔軟かつ迅速に附属機関を設置し、有識者及び市民等からの意見聴取並びに行政課題に対する審議が可能となる。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>①)について 「決裁権」の意味するところが必ずしも明らかではないが、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職非常勤職員は、平成29年の同法の改正において、同法の「守秘義務」「職務専念義務」及び「上司の職務上の命令に従う義務」などの職務等の規定が適用されるべき者が特別職非常勤職員として任用され、機密保持等の面で問題が生じていたことを踏まえ、専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であった、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務(あっせん)を行うものに限定されたものであり、行政機関の最終的な意思決定を行う行為はこれらのいずれにも当てはまらないと考えられ、また平成29年の法改正の趣旨を踏まえれば、特別職非常勤職員に行政機関の最終的な意思決定を行わせることは適当ではないと考えている。</p> <p>②)①について 地方公共団体の運営については、公務の中立性の確保や職員の長期育成を基礎とし、職員の身分を保障して職員が職務に安心して精励することを確保することを通じ、公務の能率性の追求、地方公共団体における企画立案やサービスの質の担保等の観点から、「任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営」という原則を前提としており、この原則は維持すべきものである。</p> <p>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項に規定する特定任期付職員については、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合に採用することができることとされており、国の任期付職員制度においても特定任期付職員には短時間勤務制度は設けられていないことから、特定任期付職員における短時間勤務制度の導入については慎重に検討すべきものと考ええる。</p> <p>その上で、地方公共団体においてデジタル人材を任用するにあたっては、現行制度においても、各地方公共団体の判断により、職務の内容や量に応じて、適切な任用形態や勤務条件を設定することが可能であるものと認識している。</p>	<p>①)について 新型コロナウイルス感染症やデジタル化の進展を経て、平成29年の法改正時とは社会情勢が大きく異なっており、デジタル人材など、特に専門的な知識経験を必要とする職種において、助言等のみではあくまでも行政機関からの要請に基づき関与にとどまってしまい、地方公共団体の行政運営に当該職員が主体的に関与していくことは困難である。最終的な意思決定権を有する特別職非常勤職員を設置することにより、DXをはじめとするそれぞれの地方公共団体が有する行政課題をよりスムーズに解決できると考える。</p> <p>②)③)について 専門的知識等を有する人材の確保にあたって、特定任期付職員については、現在兼業が認められておらず、特に高度の専門的な知識経験を必要とするデジタル人材となると、収入面において民間企業と比較しても厳しく、人材の確保に苦慮している自治体は非常に多い。</p> <p>見解で述べられている「公務の能率性の追求、地方公共団体における企画立案やサービスの質の担保」については、「任期の定めのない常勤職員」だけでなく、職員に応じて全ての職で負うものであり、柔軟な雇用形態が認められてきている昨今の社会情勢を踏まえ、単に国で認められていないからというところをもって、特定任期付職員の短時間勤務制度の導入を否定する理由にはならないものと考える。</p> <p>今回の提案について ①～③の方法を問わず、一定の意思決定権を有する者が柔軟な任用形態で任用できるようにしていただきたいと提案しているものであり、専門的知識を有するより優秀な人材の確保を目的として、さらなる柔軟な雇用形態を認めていただきたいという趣旨で提案させていただいているものである。</p>		
<p>健康保険法第200条第1項は、健康保険の被保険者であり、かつ共済組合の組合員であるものに対しては健康保険法上の保険給付を行わないことを規定しているところ、背景事情においてご指摘いただいた人間ドックは、健康保険法上の保険給付にあたらない。従って、共済組合の組合員であっても、加入している健康保険組合からご指摘のような人間ドックに関する補助を受けることは健康保険法上制限されていない。</p>	<p>市の勤務で共済組合の加入要件を満たすことにより、共済組合に強制的に加入しなければならず、同法の規定に基づき、本業側の健康保険組合を掛けなければならないという課題を感じている。共済組合の加入要件を満たすこととなっても、本業側の健康保険組合への加入を選ぶことができ、同法による保険給付を受けることができるよう同法の改正を要望する。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>執行機関の附属機関とは、執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い必要な調停・審査・審議又は調査等を行うことを職務とする機関であるが、御指摘の「様々な分野で、計画や方針の決定等において学識経験者や住民等の意見を市町村政に反映すること」については、附属機関ではない、「行政運営上の意見聴取、情報や政策等」に関して助言を求める等の場において可能であると考えている。</p> <p>地方自治法第138条の4第3項が附属機関の設置について法律又は条例の根拠を要することとしている趣旨は、同法第155条第1項及び第156条第1項が地方公共団体の行政機関の設置について法律又は条例の根拠を要することとしている趣旨と同様、地方公共団体の組織の全体に関するものであるとして、条例という法形式によって定めることが適当であるとされたものである。</p> <p>このため、規則その他の規程を根拠として附属機関を設置することができることとする提案については、議会の権限との関係を含め、慎重な検討が必要であると考えている。</p>	<p>複数の地方公共団体において、規則や要綱等に基づいて設置された当該助言を求める等の場である委員会及びその委員に対する謝礼の支出が地方自治法に違反しているとの住民訴訟が提起され、裁判において「行政運営上の意見聴取、情報や政策等」に関して助言を求める等の場(以下「懇談会等」という。)が、地方自治法に規定する調査・審査・審議を行う機関に該当し、法律・条例に基づかず設置された附属機関として違法性が容認され、自治体側の敗訴となった事例が起こっている(参考:名古屋高等裁判所・令和5年(行コ)第33号・令和5年12月20日民事部第2部判決、大阪高裁裁判所・平成26年(行コ)第158号/平成27年(行コ)第3号/平成27年(行コ)第26号・平成27年6月25日)。</p> <p>附属機関が地方公共団体の行政組織の一環をなすものであることから他の行政組織と同様に議会の統制の下に置くことが必要であるという地方自治法第138条の4第3項の趣旨については一定の理解はできるが、懇談会等が附属機関に該当すると裁判において判断されてしまえば、地方公共団体は懇談会等を設けることが困難となり、懇談会等を附属機関として設けるために条例の設置や改正を待っているのは、急速に変化する社会情勢や国の方針に速やかに対応していくことが難しく、国においては、法律によらず、政令で審議会等を設置することも認められており、また、大臣決定による懇談会等の行政運営上の会合の開催が認められていることに鑑みれば、地方公共団体も国と同様に附属機関を法律、条例以外の規則その他の規程により設置することができるようにすることを要望する。</p>		<p>【全国知事会】 制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
148-1	148	津市	花巻市、仙台市、ひたちなか市、上尾市、越谷市、朝霞市、船橋市、川崎市、新潟市、浜松市、大塚市、高槻市、茨木市、寝屋川市、西宮市、高松市、久留米市、熊本市	x	有料道路における障害者割引制度の改善	有料道路における障害者割引制度について、現金等による精算の方の分だけでなく、本人が有料道路事業者に身体障害者手帳等の表示を行うことにより、サービスを受けることができるようにするなど、事前申請を必要としない制度設計に改めること	有料道路における障害者割引制度については、身体障害者手帳等の表示によって割引を受けられるJRなどの公共交通機関と異なり、事前の申請手続きが必要であり、また、ETCカードを利用した割引を受ける場合は、併せてETC利用申請項目についても記載が必要となり利用者の負担となっているとともに、市においては申請に必要な書類の作成を補助している現状がある。これらの事務は平成15年の厚生労働省通知に基づき、市町村福祉事務所等が窓口となり、有料道路における障害者割引制度の対象者であることを証明するETC利用対象者証明書を発行しているが、申請書類の作成ミスにより有料道路事業者のETC登録係からの頻回な照会・確認事務が生じるなど、職員の対応時間と事務量が非常に多くなっている。この点、ETCカードを利用した割引を希望する方に対しては、マイナポータルを活用したオンラインによる申請が可能となるなど、デジタル化が進んでいることは評価するものの、そもそも当該割引制度の適用において、現金等による精算の方についてはETCカードを利用した割引と異なり車両登録の必要もないので、事前申請は不要と考える。そこで、現金等による精算の方の分だけでも、本人が事業者に身体障害者手帳等の表示を行うことによりサービスを受けることができるようにするなど、事前申請を必要としない制度設計に改めるよう抜本的な検討をお願いしたい。	現金等による清算の方の事前申請が不要となることで、利用者の手続きが簡略化されるとともに、全体的な申請数が減少することで市区町村の負担が軽減される。また、有料道路事業者の確認事務等が軽減される。	厚生労働省、国土交通省	○書類不備等の利用者との申請手続きは自治体職員が行うため、ETC及び利用者との調整や書類確認手続きに多くの時間を要している。 ○ETCを利用しない場合、有料道路窓口で手帳を提示する必要があり、手帳に公印を付しているため、有料道路割引資格を別途証明する必要はないと考える。 ○有料道路における障害者割引制度は、車社会の現代においては手帳を取得する方の大半が利用するサービスとなっているため、窓口での取扱件数も多い。しかし、実質的に特定有料道路会社の優遇措置受付の代行窓口であり行政がコストをかけて実施することについて公平性に欠けており見直すべきものとする。JRを始めとして行政窓口を介さない割引適用が進んでおり、有料道路においても制度改正により多くの市民が恩恵を受けることができると思われる。マイナポータルを活用したオンライン申請についても周知を進めているが利用は進まず、依然として窓口での手続きが主流となっている。	
148-2	177	広島市、広島県	花巻市、仙台市、蔵王町、ひたちなか市、上尾市、越谷市、朝霞市、船橋市、川崎市、新潟市、浜松市、大塚市、高槻市、茨木市、寝屋川市、西宮市、高松市、久留米市、熊本市	x	有料道路における障害者割引制度に有効期限の設定されていない身体障害者手帳や療育手帳の所持者については、更新申請手続きの廃止	有料道路の障害者割引制度において、有効期限の設定されていない身体障害者手帳や療育手帳の所持者については、更新申請手続きを撤廃するよう求める。	有料道路の障害者割引制度は、身体障害者手帳の交付を受けた者が自ら自動車運転する場合や、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者のうち、重度の障害のある者が乗車し、その移動のために本人以外の者が自動車を運転する場合に、有料道路割引制度について割引措置を実施するものである。当該割引制度には、申請の種類に応じて、申請した日から2回目又は3回目の誕生日までの有効期限が設けられており、継続して当該措置を受けようとする場合は、更新手続きを行う必要がある。他方で、身体障害者手帳は、ペースメーカー等を挿入している心臓機能障害の者や肝臓機能障害の者など、障害の状態が軽減される可能性のある場合を除き、原則として有効期限が設定されない。また、療育手帳についても、障害の状態が軽減されるなどの変化が見込まれる一定の年齢までは有効期限が設定されるが、これを越えた場合には有効期限が設定されない。これらの有効期限の設定されていない身体障害者手帳や療育手帳の所持者は、一度本割引制度の対象となれば、その要件から外れることがないにもかかわらず、数年おきに更新手続きを行う必要があり、手続きを行う対象者、事務処理を行う行政、更新の案内を出す事業者、それぞれに負担が生じている。実際、本市では令和4年度の当該制度に係る6,577件の申請のうち半数以上の3,562件が、有効期限が設定されていない身体障害者手帳又は療育手帳の所持者からの更新申請である。こうしたことを踏まえると、有効期限の設定されていない手帳所持者に係る更新申請手続きを撤廃し、関係者の負担軽減を図る必要があると考える。	更新申請手続きが撤廃されれば、新規申請時及び変更申請時のみの手続きとなることで、対象者の負担が軽減されるとともに、事務処理を行う行政や更新の案内を出す事業者においても、申請対象者の件数が現在の半数以下になることが見込まれるなど事務負担の軽減が図られる。	厚生労働省、国土交通省	○書類不備等の利用者との申請手続きは自治体職員が行うため、ETC及び利用者との調整や書類確認手続きに多くの時間を要している。 ○ETCを利用しない場合、有料道路窓口で手帳を提示する必要があり、手帳に公印を付しているため、有料道路割引資格を別途証明する必要はないと考える。 ○本市においても、有期の手帳交付者は限定的であり多くの方は無期限となっている。申請行為を初回のみに限定すれば継続利用の方の負担軽減が図れるとともに、市の窓口の混雑緩和につながる。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>【厚生労働省】 有料道路における障害者割引制度は、通勤・通学・通院等の日常生活において自家用車を利用している障害者の方の社会的自立を支援するため、全国の有料道路事業者が甲合せの上で行っているものであるが、他の利用者からも広く理解を得られるものとするため、一定の要件を設けるとともに、制度趣旨を逸脱した利用がなされないよう適正な運用を確保することが必要であること、また、普段から障害福祉に関する手続を適正に行っている市区町村の福祉事務所などで割引を申請できる方が、障害者の方の利便に資することから、市区町村等において証明事務を行っているところである。 現行の証明事務の内容は障害者手帳の所持者であることのみを証明するものではなく、事前申請を不要とすること、有料道路窓口の混乱防止により、障害者の方の利便が損なわれないことが懸念されることから、慎重な検討が必要と考えられる。 また、有効期間の設定されていない身体障害者手帳や療育手帳の所持者について更新申請手続を撤廃することについては、証明事務は、他の利用者からも広く理解を得られるものとするため、一定の要件を設けるとともに、制度趣旨を逸脱した利用がなされないよう適正な運用を確保するという目的により行われていることから、障害者手帳の更新の有無のみをもって証明事務の必要性を判断することには慎重な検討が必要と考えられる。</p> <p>【国土交通省】 有料道路における障害者割引制度は、通勤・通学・通院等の日常生活において自家用車を利用している障害者の方の社会的自立を支援するため、全国の有料道路事業者が甲合せの上で行っているものであり、他の利用者からも広く理解を得られるものとするため、一定の要件を設けるとともに、その登録等の手続は、制度趣旨を逸脱した利用がなされないよう適正な運用を確保するため、個々の障害者の情報を有する市区町村の福祉事務所等において行っているところである。 具体的には、「手帳が有効であるか」、「障害の程度に応じた割引適用の範囲(本人運転/介護運転)」、「車両の要件を満たしているか」といった割引適用に係る要件をあらかじめ市区町村の福祉事務所において審査を行い、その証として手帳に統一された様式のシールを貼付し、料金所で当該シールの確認を行うことで、割引有効期間の全ての走行に対しスムーズな割引適用の確認を可能とし、利用者にも利便性ある取扱いを行ってきたところである。 一方で、現金利用車における障害者割引の事前申請を廃止する場合は、高速道路のご利用の程度、円滑かつ安全な交通を確保する必要がある料金所において現在市区町村の福祉事務所が確認している要件全てを通過時に確認する必要がある。 障害者手帳の様式は自治体によりさまざまであり、手帳にシール貼付されない場合は、料金所係員が正しく割引適用の確認を行うには時間を要することに加え、一般レーンの後続車の滞留による障害者の方の心理的な負担や、それに伴うトラブルが新たに生じる懸念があることから、事前申請を必要としない制度設計に改めることは困難である。 また、割引有効期限を永年とした場合、本人等からの申し出が無い限り、割引適用要件が変わった場合の情報を高速道路会社が把握できなくなり、ETC無縁通行による割引が無期限で適用され続けてしまうことが懸念されるため、車両所有者が障害者割引の適用要件を満たさない者になる場合や、障害の状態が変わる場合等の対応として、割引適用要件の確認を定期的に行う必要がある。有効期限が設定されていない身体障害者手帳や療育手帳の所持者について更新申請手続を撤廃することは困難である。</p>	<p>当市の提案は、現金等による精算の方については、ETCカードを利用した割引と異なり、有料道路窓口で障害者手帳を提示する必要があることや、事前申請において、車両登録の必要がないことから、障害者割引の資格を別途証明する必要はないと考えられる。 また、障害者を対象とした交通機関に係る各種割引サービスについては、有料道路のみならず、JRをはじめとした鉄道事業者、タクシー事業者及び路線バス運行事業者等においても実施されており、これらの民間事業者においては、それぞれの対応の下で、行政窓口での特別な手続きを必要とすることなく、障害者割引サービスが適切に実施されているものと認識している。 第1次回答の内容及び、有料道路における障害者割引制度の改善には慎重な検討が必要であることは理解しましたが、少なくとも当市を含め全国20団体で改善を求めた状況の中、既に行政窓口での特別な手続きを行うことなく割引制度を実施している鉄道事業者等における対応の実態や工夫等についてヒアリングを行うなど、厚生労働省及び国土交通省におかれましては、提案集約制度の趣旨を十分に踏まえていただいた上で、改善に向けた検討をしていただきたいと考えます。</p>	<p>【船橋市】 一般レーンにおける料金所係員は、障害者手帳により①手帳の写真掲載面による「手帳の写真による本人確認」を行い、②別ページの備考欄までめくり、所定の貼付シールによるシール種別や有効期限の確認を行っていると考えられる。 事前申請を不要とした場合、この確認事項は①手帳の写真掲載面による「手帳の写真による本人確認、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額種別の確認」を行い、②別ページをめくり、「手帳の有効期限の確認」となるが、これは現行と同程度の確認作業でかなく、十分実施可能と考えられる。 手帳の様式が自治体により様々である点も懸念点であることだが、どの自治体の手帳においても有効期限の確認は簡易に出来るものとする。 新しい確認方法に慣れるまで多少の混乱は生じると思うが、どのような事業でも、制度改善の際には、事務内容の変更が生じ、その問題解決に対する研修や周知等の努力義務は、制度の主体事業者側が当然に負うべきである。 特に本制度は、受付事務のほか、クレーム対応を含む制度の間合せ等、多量な事務負担を制度の主体事業者ではない自治体が協力して行っていること、昨年、国土交通省が始めた電子車検証の運用についても各自治体において個別に対応を行った。このことから、本要望における変更対応は主体事業者側で十分可能であり、むしろ行うべきと考えられる。 なお、厚生労働省、国土交通省の回答にある「制度趣旨を逸脱した利用がなされないよう適正な運用の確保」という目的は、事業主体である各有料道路会社が丁寧な周知を実施することによって実現するものであり、2年ごとの更新申請をさせることによる効果は無いと考える。</p> <p>【高槻市】 有料道路における障害者割引制度について、一定の要件を設けるとともに、制度趣旨を逸脱した利用がなされないよう適正な運用を確保することの必要性は理解するが、それを担保するのは全国の自治体ではなく、鉄道事業者と同様に全国の有料道路事業者が行うべきであると考えられる。 また、現金利用車における障害者割引の事前申請を廃止する場合において、障がい者手帳の様式が自治体により異なるため、円滑かつ安全な交通を確保する必要がある料金所において、料金所係員が正しく割引適用の確認を行うには時間を要することに加え、一般レーンの後続車の滞留による障害者の方の心理的な負担や、それに伴うトラブルが新たに生じる懸念があることから、事前申請を必要としない制度設計に改めることは困難とあるが、障がい者手帳の様式が自治体により異なり、シールの添付場所も様々であるため、確認に時間を要することにより変わりがなく、令和5年3月の制度改正により、現金利用車においては車両登録不要で割引が受けられるようになり、車両の要件を満たしている場合は料金所で確認を行うこととなった現在、御懸念の指摘は必ずしも自治体で対応すべき事項とは考えられない。については、鉄道事業者と同様、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄による割引適用の確認を検討された。</p>	
	<p>有料道路の障害者割引制度における事前申請については、制度趣旨を逸脱した利用がなされないよう適正な運用を確保するために必要であること、また、普段から障害福祉に関する手続を実施している市区町村の福祉事務所などで割引を申請できる方が、障害者の方の利便性に資することには理解しており、市区町村が証明事務に協力することは必要であると認識している。 一方、更新申請手続については、定期的に障害者割引の適用要件の確認を行うことにより制度趣旨を逸脱した利用の防止を図っていることであるが、車両所有者が障害者割引の適用要件を満たさない者になる場合など、適用要件に係る変更が生じた際に本人等が変更申請手続を行えば違反行為は生じないことから、現在、変更手続が規定されていない適用要件の変更に対応するための手続を整備するとともに、当該手続について対象者への周知を徹底することにより、更新申請手続の撤廃は可能であると考える。 仮に、更新申請手続の撤廃が難しい場合であっても、市区町村による証明事務が法令に基づかない住民サービスであるにもかかわらず、市区町村に大きな負担がかかっていることや、割引措置の対象者の負担軽減を図る必要があることを踏まえ、割引措置の有効期間の延長を検討していただきたい。 さらに、現在、国を挙げてデジタル技術の活用により「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指している中、割引措置の対象者の利便性の向上を図るとともに、市区町村の負担を軽減することができるよう、令和5年度から開始されたオンライン申請の普及啓発と対象の拡大にも取り組んでいきたい。</p>	<p>【船橋市】 大前提として「障害者手帳の有効期限の設定が無い」ということがどのようなことなのかについて理解いただく必要がある。 重要な障「身体的な支障例」にも記載されていたが、障害者手帳の有効期限の設定が無いということは、「障害者手帳の障害種別を含めた記載内容が恒久的に軽減される見込みがない」ものである。このことから、国土交通省が懸念する「適用要件が変わった場合に無期限に制度を適用され続けてしまうというケースは、現行よりも障害の程度が重症となった場合」に限られる。 現在、自治体側は有料道路会社側の本制度について内容を学習した上で窓口業務の協力をしている。厚生労働省側は所管事業なので当然のことだが、国土交通省(各有料道路会社)側も同様に障害者手帳制度をある程度学習し、理解に努めた上で要望事項の検討を行い、改善していただきたい。 なお、本制度への協力は、更新申請における事務処理以外にも、更新作業に関する電話やメール等の問い合わせ、有料道路会社の制度全般に関する各説明の他、クレーム対応等も行っており、本来業務にも支障が生じる程に膨大な労力と時間が割かれている実情がある。 また、どうしても更新作業時にシール種別の貼付誤りや、記載した次回更新日の誤認識を生じさせてしまうことがある。その場合に各有料道路会社に相談しても、本市の過去の事例においては協力いただけたケースはほとんど無く、その結果、全ての対応を自治体側で行っている状況にある。このような状況を理解した上で、自治体の事務負担と障害者の申請にかかる負担、双方の軽減を観点に検討いただきたい。 【高槻市】 有料道路における障害者割引制度について、一定の要件を設けるとともに、制度趣旨を逸脱した利用がなされないよう適正な運用を確保することの必要性は理解するが、それを担保するのは全国の自治体ではなく、鉄道事業者と同様に全国の有料道路事業者が行うべきであると考えられる。 また、現金利用車における障害者割引の事前申請を廃止する場合において、障がい者手帳の様式が自治体により異なるため、円滑かつ安全な交通を確保する必要がある料金所において、料金所係員が正しく割引適用の確認を行うには時間を要することに加え、一般レーンの後続車の滞留による障害者の方の心理的な負担や、それに伴うトラブルが新たに生じる懸念があることから、事前申請を必要としない制度設計に改めることは困難とあるが、障がい者手帳の様式が自治体により異なり、シールの添付場所も様々であるため、確認に時間を要することにより変わりがなく、令和5年3月の制度改正により、現金利用車においては車両登録不要で割引が受けられるようになり、車両の要件を満たしている場合は料金所で確認を行うこととなった現在、御懸念の指摘は必ずしも自治体で対応すべき事項とは考えられない。については、鉄道事業者と同様、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄による割引適用の確認を検討された。</p>	



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
149	149	茅ヶ崎市、西宮市	札幌市、函館市、旭川市、花巻市、いわき市、浜松市、豊橋市、半田市、亀岡市、堺市、奈良市、安芸市、広島市、鳴門市、東温市、福岡市、大牟田市、熊本県、鹿児島市	x	公的個人認証サービス事務処理要領第2-1-(2)の記載の交付記録簿の記載事項の(イ)電子証明書発行のための通付件数、(ウ)電子証明書の交付件数、(オ)電子証明書の無償の交付件数、(カ)破壊/職権失効件数を削除し、地方公共団体情報システム機構が当該件数を各市町村に提供することを求める。	公的個人認証サービス事務処理要領第2-1-(2)の記載の交付記録簿の記載事項の(イ)電子証明書発行のための通付件数、(ウ)電子証明書の交付件数、(オ)電子証明書の無償の交付件数、(カ)破壊/職権失効件数を削除し、地方公共団体情報システム機構が当該件数を各市町村に提供することを求める。	【現行制度について】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第40条に基づき、機構は帳簿を記録、保存している。それにも関わらず市区町村は公的個人認証サービス事務処理要領第2-1-(2)に基づき、要領に記載されている様式に合わせ無料・有料問わず発行及び失効の件数の統計を取っている。 【支障事例】 これまで当市では事務処理要領に明記されているため個人番号カード交付に伴う電子証明書の発行及び個人番号カード交付後の電子証明書の発行、更新、失効した件数の統計を事務処理要領記載の様式に合わせた統計表を用いて行っており、発行件数を数える作業負担が膨大となっている。また今後は個人番号カードの初年度交付者の更新や電子証明書の更新者も膨大となるため、作業の負担がより一層大きくなることが想定される。また地方公共団体情報システム機構では電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第71条に基づき、電子証明書の通付件数または発行・失効件数を把握しており、自治体が行っている記録簿による統計作業は二重業務となっていると考えられる。 【制度改正の必要性】 自治体職員の業務負担の軽減及び二重業務の解消が必要であるため。 【支障の解決策】 市町村は電子証明書の発行・更新の有料件数のみ交付記録簿に記録することとする。またすべての発行、更新、失効件数は地方公共団体情報システム機構で把握したものを各市町村に提供することにより、支障事例にあげた自治体負担は解消しつつも、自治体は引き続き必要なデータを取得し続けることができると考える。	—	自治体職員の作業負担が大幅に減ることにより、行政の効率化が図られる。これにより円滑な個人番号カード関連業務に取り組むことが可能となり、他の業務に取り組める時間の確保も可能となる。	総務省	○職員人工を大量に消費しており、そのまま経費の増となっている。 ○公的個人認証サービス事務処理要領における交付記録簿の記載事項を見直すことで、事務負担の軽減が図れる。 ○当該事務が見直されることで事務処理の負担軽減ならびに効率化が期待されることから参画する。
150	150	茅ヶ崎市、神奈川県	北海道、旭川市、花巻市、宮城県、大田原市、相模原市、松本市、半田市、豊田県、熊本県、鹿児島県	x	滞納処分を滞り続ける自動車検査証変更記録の手続き緩和	租税債権徴収のため、割賦販売代金が完済された所有権留付自動車検査証変更記録の手続き緩和	【現行制度について】 ・割賦販売による所有権留付の自動車において、割賦販売代金が完済されると、留保の原因が消滅し所有権は買主に移転するが、買主が所有権留保の解除(道路運送車両法第13条第67条)をせず、実態と異なる所有権者(売主)が自動車登録ファイルおよび自動車検査証に登録されていることがある。 ・差押の要件として、権利が滞納者に帰属しているにもかかわらず、登録(登記)の名義が滞納者以外の者となっている場合には、登録(登記)の名義を滞納者に変更する必要がある。(国税庁HPに記載の国税徴収法第47条の解釈) 自動車所有権を移転する際は、移転登録の申請を行うと同時に、自動車検査証の変更記録を行わなければならない。(道路運送車両法第13条第3項、第67条第1項) ・自動車の登録(登記)は所有権の第三者対抗要件になっている。(道路運送車両法第5条) ・移転登録の申請については、債権者代位で行うことができる(自動車登録令第19条)が、自動車検査証の記載事項の変更については、行政が使用実態を把握することを目的とする義務であり、権利の得喪及び変更を第三者に対抗することを念頭に置いたものではないため、債権者代位を行うことはできず、滞納者の委任状および印鑑証明書が必要となる。(自動車登録令第10条、14条、15条、16条) 【支障事例・制度改正の必要性】 割賦販売代金完済後、所有権留保の解除がされていない自動車に対して租税債権の徴収のために滞納処分(差押)をする必要がある場合、自動車登録ファイル上の外形上の所有権者(留保権者)と真の所有権者が異なるため、差押の要件に基づき、移転登録(所有権の名称変更)が必要となり、同時に自動車検査証の変更記録が必要となる。 現状、自動車検査証の変更記録を租税債権者(自治体等)が行うには、滞納者から代理人(自治体等)に対する委任状および印鑑証明書が必要となるが、財産を強制的に徴収・換価される状況においては委任状等の入手は極めて困難である。 差押には本来不要であるはずの「滞納者の同意」(自力執行権)が手続の一環で求められ、自動車検査証の変更記録ができない結果、割賦販売代金完済後に所有権留保の解除がされていない自動車は差押ができず、租税債権の徴収上、支障をきたしている。 また、軽自動車については、自動車登録ファイルの登録情報は不要であるが、自動車検査証上の外形上の所有権者(留保権者)と真の所有権者が異なるため差押に進めず、租税債権の徴収上、支障をきたしている。	—	滞納者が所有する換価価値のある財産が滞納処分可能となることで、租税債権の徴収率向上による財政確保の結果、住民サービスの向上に繋がるとともに、「真面目に手続、納税しているものも厄見ない」という、税負担の公平感向上が図られる。	国土交通省	○所有権留付自動車の割賦販売代金が完済された場合は、自動車の所有権は使用者に移転することになるが、移転登録が行われず、登録上の所有権留保が解除されず、そのままになっていることがある。当該自動車に対して差押えを執行する場合、登録の名義(所有者)を変更する必要があるが、現状では第三者対抗要件である差押登録の届出を行うことは非常に困難である。 自動車登録令第19条(債権者の代位)により、租税債権者が「移転登録を代位する場合、2つの手段(①所有権留保権者からの「譲渡証明書」及び「印鑑証明書」等を添付して申請する、②留保権設定者・使用者から委任状を得て代位申請を行う)によることとなるが、いずれも所有権留保権者や使用者の協力が得られなければならない。 上記の①における所有権留保権者の主張は、「割賦販売代金の完済後、使用者との取引が終了し取引データが残っていないため、譲渡証明書を発行することができない。」既に使用者へ発行済のため、再発行できない。を理由に断られた。 また、②においては、委任状を提出することで自動車を差押えられることとなるため、使用者から委任状を受け入れることは不可能である。 ○当市においても、同様の事例においては自動車差押えを断念せざるを得ず、他に財産がない場合に市税の徴収に支障をきたす場合がある。 ○割賦販売代金が完済された場合、現行制度では買主が所有権留保の解除手続をすとされており、買主ではなく販売業者の義務に制度改正できれば、調査や移転登録に伴って必要となる自動車検査証の変更記録(債権者代位)を要せず滞納処分(差押)できるものと考えます。 ○当県においても、件数は多くないが、ローン完済後に形だけ残っている所有権留保が滞納処分の妨げとなっているケースが存在している。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>電子証明書の交付記録簿の記載事項のうち、(ア)受付年月日、(イ)電子証明書発行のための通信件数、(ウ)電子証明書の交付件数及び(カ)複製/職権失効件数については、提案の通り地方公共団体情報システム機構において集計することは可能である。</p> <p>一方で、(エ)電子証明書の有償の交付件数及び(オ)電子証明書の無償の交付件数は地方公共団体情報システム機構では集計することができない。地方公共団体情報システム機構から電子証明書の発行の手数料の徴収を委託されている市区町村は、その件数及び金額を適切に把握する必要があり、市町村から地方公共団体情報システム機構に報告いただく必要があることから、電子証明書の交付記録簿を作成することとしているところ、その記載事項の見直しについては、提案を踏まえて検討する。</p>	<p>(エ)電子証明書の有償の交付件数及び(オ)電子証明書の無償の交付件数は地方公共団体情報システム機構では集計することができないことであるが、(エ)については、毎年度末にIPKI事務支援システムを通じ地方公共団体情報システム機構へ報告を行っており、(ウ)電子証明書の交付件数から(エ)を除くことで(オ)についても把握することができるため、各自治体が(オ)を報告する必要はないと考える。</p> <p>(エ)については、これまでに引き続き各自治体で把握し、報告を行うが、この件数の把握のためだけにあれば任意の方法により管理すればよく、交付記録簿で管理する必要はないと考える。以上のことから、公的個人認証サービス事務処理要領から交付状況の記録に関する記載を削除していただきたい。</p> <p>また、地方公共団体情報システム機構において集計が可能なデータについては、各自治体が必要に応じて適宜情報を照会できるようにすることを求める。</p>		
<p>○自動車検査証記録事項の変更は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号、以下「法」)第67条の規定により、自動車の使用者は自動車検査証記録事項について変更があったときは、自動車検査証の変更記録を受けなければならないとされている。また、法第13条第3項において準用する法第12条第2項の規定により法第67条の規定による自動車検査証の記録事項の変更申請を移転登録の申請と同時に履行義務が課されている。これは、自動車検査証記録事項は自動車の登録に係る行政上の目的から使用の実態を把握するためであり、変更があった際にこれを実施しなければ適正な実態把握ができなくなることから、自動車検査証の変更記録を不要とすることは困難である。</p> <p>○法第67条の規定に基づく自動車検査証の記録事項に係る申請は、行政目的である使用実態の把握等から行うべき義務であり、権利の得喪及び変更を第三者に対抗することを念頭に置いた規定ではないため、民法第423条の規定に基づく債権者代位の対象とすることは困難である。</p> <p>しかしながら、自動車検査証記録事項の変更申請が行われない状態をすることは望ましくないため、租税債務者が自動車検査証記録事項の変更申請を行わない場合(申請に協力しない場合含む)における申請方法を検討してまいりたい。</p>	<p>「自動車検査証記録事項の変更申請が行われない状態をすることは望ましくない」との認識は、当市の認識と同一である。</p> <p>租税債務者(自治体等)の職権による自動車検査証記録事項の変更申請が可能となれば、一定数の所有者情報を正すことができ、より一層使用実態の把握・適正化に繋げることができるほか、滞納処分が妨げがなくなり、租税徴収率の向上につながる。</p> <p>回答に記載の「租税債務者が自動車検査証記録事項の変更申請を行わない場合(申請に協力しない場合含む)における申請方法」の検討に当たっては、留保権者に証明発行等の新たな負担を強いることなく表現できるよう、租税債務者が行う国税徴収法(14条)による調査で知り得た情報(割賦販売代金の完済がわかるローン残債調査の結果等)、差押調書、及び登録簿託書によって、租税債務者が自動車検査証記録事項の変更申請できるようにしていただきたい。軽自動車については、割賦販売代金の完済がわかるローン残債の調査結果の提出及び徴収職員証又は徴税職員証の提示によって自動車検査証記録事項の変更申請ができるよう検討いただきたい。</p> <p>早期の租税徴収を実現するため、令和7年度から運用できるようぜひ前向きな検討を望んでいる。</p>	<p>(豊田市)</p> <p>回答いただいた「租税債務者が自動車検査証記録事項の変更申請を行わない場合(申請に協力しない場合含む)における申請方法」とは、誰を申請者として想定されているのか。この回答を理由に、変更の手続きを行う者が使用者(滞納者)に限定されるということであれば、新たな申請方法を定めたとしても、使用者から変更する必要があるのか、行わない場合の不利益(処分)は何かといった問合せを受けることが想定される。それに対し、実効性のある罰則及び処分等を設けなければ、これまでと同様に使用者から主体的に変更の手続きを取ることは考えられない。</p> <p>また、変更手続きを行わない使用者に対しては、どのように催促するのか。伝達方法を誤れば、租税債務者に差押えの前兆を知らせることとなり、差押えの機会を逸する(売却等により消滅)ことを懸念する。</p> <p>現行の法及び制度では、このような対象者に租税債権者は成す術がない。実効性のある仕組みの構築をお願いしたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
151	151	茅ヶ崎市	花巻市、さいたま市、長野県、半田市、高知県、久留米市、熊本	×	病院等の診療室内における訪問介護員等による介助に係る給付の算定対象となる場合の明確化	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく通院等介助について、病院や診療所等の診療室内で訪問介護員等が介助を行った場合でも、障害者の状況等によっては給付の算定対象とすることを可能とすることができるよう、取扱いを明確化した通知等の発出を求める。	<p>【現行制度について】</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく通院等介助について、「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」(平成20年4月25日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)及び障害保健福祉関係主管課長会議(令和4年3月)の資料により、病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、院内スタッフ等による対応が難しい場合や、利用者が介助を必要とする心身の状態である場合等、場合により給付の算定対象となることが示されている。しかし、診療室内における訪問介護員等による介助が給付の算定対象となる場合の具体例等は明確に示されていない。</p> <p>【支障事例】</p> <p>不適切に給付の算定対象としてしまった場合は会計検査等で指摘を受ける可能性があることや、診療室内における訪問介護員等による介助が給付の算定対象となる場合が明確に示されていないことにより、算定対象外と判断せざるを得ない場合がある。そのため、利用者が自費で介護員を手配したり、介護員の善意によって介助が行われたりしている実情がある。また、制度の利用者である障害者本人が単独で診察を受け、医師の指示等を正しく理解できず、重大な傷病の状態を見落とすことにつながりかねない状況が想定される。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>診療室内における訪問介護員等による介助が給付の算定対象となる場合が明確に示されていないことや、不適切に給付の算定対象としてしまった場合は会計検査等で指摘を受ける可能性があることから、自治体が算定対象としてよいか判断に苦慮する場があり、そのような自治体では上記のような支障事例の発生につながっている。また、自治体によって解釈が異なることで、他の自治体に転居した場合に以前は利用できたサービスが利用できなくなってしまう可能性があり、制度の利用者や訪問介護員を含む介護サービス事業者にも混乱を与える可能性があるほか、自治体によって提供される障害福祉サービスに格差が生じてしまうおそれがある。</p> <p>【支障の解決策】</p> <p>下記の場合について、診療室内における訪問介護員等による介助を給付の算定対象とすることができるよう、取扱いを明確化する通知等がなされることで、支障が解決すると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・院内の移動に介助が必要な場合</li> <li>・知的、行動障害等のため見守りが必要な場合</li> <li>・排泄介助を必要とする場合</li> <li>・診療室内にて本人との意思疎通が困難であるため、本人に代わって診療情報の聞き取りや受け答え等が必要な場合</li> </ul>	以前から、当該制度の利用者である地域住民から、診療室内における訪問介護員による介助があった場合は給付の算定対象とならないことについて、改善してほしいとの要望がある。	診療室内における訪問介護員等による介助があった場合についても給付の算定対象とすることが可能となる場合が明確化されることで、訪問介護員等が適切な給付を受けることができるようになり、制度の利用者と医療従事者の意思の疎通の支援を行うことができる。また、利用者が指示等を正しく理解することで、いち早い傷病等の回復につながり、医療費をむやみに増加させる状況を減らすことができる。制度の利用者が他自治体に転居した場合には、利用者や介護サービス事業者に混乱を与えるリスクを減らすことができる。	厚生労働省	<p>○本市においても、病院内におけるヘルパーの利用は課題であり、病院側から十分な支援が受けられない場合など、実際にヘルパーを必要とする方は多い状況である。</p> <p>一方で、明確な基準が示されていないことから、基準の線引きを当市で行わざるを得ず、対応に苦慮している状況である。</p> <p>○院内支援について、算定根拠が不明確で判断に苦慮する必要があるため、診療室内における取り扱いを含めて改めて通知等の対応が必要だと考える。</p> <p>また、従前の通知の中で示されている「基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものである」という部分が医療分野には浸透しておらず、容易に対応できないといった答えが出される場合もあるため、この点を改めて医療機関に周知することを求める。</p> <p>○診療室内における訪問介護員等による介助を算定対象とすることの可否について、市町村から相談を受けた事例があり、算定基準が明確化されていないため、当県においても回答に苦慮しているところ。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>居宅介護における通院等介助については、「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」(平成20年4月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、個別の事情を考慮して、「場合により算定対象となる」としているところであるが、院内の介助は原則として医療の一環として、基本的には病院の職員により対応されるべきものであると考えています。</p> <p>なお、令和6年3月の「障害保健福祉関係主管課長会議資料」において、報酬の算定対象となる場合の例示をお示しているところですが、市町村においては、障害者等の個々のケースに応じて判断し、障害福祉サービスの支給決定を行っていただくものと考えています。</p> <p>(令和6年3月障害保健福祉関係主管課長会議資料の内容)  「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」(平成20年4月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、「「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示しているところである。</p> <p>具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・院内の移動に介助が必要な場合</li> <li>・知的・行動障害等のため見守りが必要な場合</li> <li>・排せつ介助を必要とする場合</li> </ul> <p>等が想定されるので、参考としていただきたい。なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。</p>	<p>院内の介助は、基本的には病院の職員により対応されるべきものであること、市町村において個々のケースに応じて判断し、支給決定を行うことについては承知しているところ。しかし、地方公共団体によって取扱いが異なると、転居に伴い以前は利用できていたサービスが利用できなくなってしまうなどの支障や不公平が生じるおそれがあることから、院内の介助であって特に報酬の算定対象とする必要性が高いと認められるものについては参考例として示していただき、それぞれの市町村がある程度共通の認識をもって事務を行うことができるようにすることが、円滑な福祉行政の遂行や、サービス利用者の適切な受診等の観点から望ましいと考えている。</p> <p>この点、今回提案している「診察室内にて本人との意思疎通が困難であるため、本人に代わって診療情報の聞き取りや受け答え等が必要な場合」については、より正確な意思疎通を通じて適切な診療につながるものであることから、給付の算定対象とする必要性が高いと考えられる。このため、令和6年3月の「障害保健福祉関係主管課長会議資料」において報酬の算定対象となる場合として示されている例に加えて、本提案の例を追加し、通知を行うなど、算定対象としての明確化と、周知を図っていただきたい。</p> <p>なお、各市でも冒頭に触れたとおり病院の職員による対応が原則であることや、市町村における判断等の必要性について承知しており、仮に提案しているような取扱いを行っていただいた場合も、個々のケースに応じて適切に判断してまいる所存である。</p>		



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
152	152	茅ヶ崎市	札幌市、函館市、花巻市、沼田市、三郷市、海老名市、大宮市、久留米市、大村市、宇土市、阿蘇市	×	予防接種済証の市区町村長氏名の記載を不要とすることを求める。	予防接種済証の様式において、市区町村長氏名の記載を不要とすることを求める。	<p>【現行制度について】</p> <p>予防接種の接種後に発行する予防接種済証の様式は予防接種法施行規則で定められており、発行にあたっては、市区町村長氏名を記載することとされている。また、当市では、事務委任規則により予防接種の実施に関する事務の権限を市長から保健所長に委任しているため市区町村長氏名に替えて保健所長氏名の記載が必要となっている。</p> <p>【支障事例・制度改正の必要性】</p> <p>特に件数の多い高齢者に対するインフルエンザ予防接種及び肺炎球菌感染症予防接種については、予防済票を兼ねる3枚複写式の様式となっており、1枚目は市の保管、2枚目は医療機関が保管、3枚目は接種済証として被接種者本人が受領する運用となっている。高齢者のインフルエンザ予防接種についてはあらかじめ様式を接種実施医療機関に配布し、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種についても接種対象者に配布する必要があることから、当該様式に保健所長の氏名をあらかじめ記載したものを相当数取用している。</p> <p>このため、高齢者のインフルエンザ予防接種については、保健所長が変更となる度に、医療機関や市にて10,000部程度の大量の様式を廃棄している状況にある。また、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種についても、対象者が旧様式を廃棄した上で、再度市に申請をし、市が新様式を送付することとされており、合計で1,200部程度の様式を対象者や市が廃棄している。このことは、市のみならず医療機関や対象者の負担となっている。</p> <p>さらに、その度に新たに保健所長の氏名を記載するため、高齢者のインフルエンザ予防接種については55,000部程度、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種については4,200部程度、新たに様式の作成を委託し、納品まで2か月程度の時間を要している。なお、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種については年度当初から開始するため、納品までの2か月間は従前の接種済証の保健所長氏名を手書きで修正し、約80部発行している。そのため人員費や用紙費用などの財政的負担が生じているとともに、市民や医療機関への様式の送付が遅れ、市民サービスに支障が生じている。また、変更点が氏名のみとなることが多いため、医療機関が誤って古い様式を使用してしまうことがある。誤った様式の使用については、市が把握している限りでも年間20件程度あり、使用した場合には、医療機関から被接種者に連絡の上、正しい接種済証に差し替えるようにしており、医療機関及び市民に負担が生じている。</p> <p>【支障の解決策】</p> <p>省令で規定されている様式を改正し、市町村長氏名の記載を不要とする。あるいは、新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種済証については、「今後の新型コロナウイルスワクチン接種について(その8)」(令和5年9月8日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡)により、「都道府県名+市町村長氏名」を記載することとされているものの、首長の個人名は印字しないことも可能とされていることから、他の接種済証と同様に接種済証についても同様に、市長長氏名の記載を不要とすることが可能である旨を通知等で示すことで、支障が解決すると考える。</p>	他の予防接種に係る予防接種済証には市区町村長氏名の記載が不要とされているものもあり、それらと同様に、予防接種済証における市区町村長氏名の記載を不要とすることで、氏名を更新するための事務負担や経費が軽減される。また、市区町村長(当市においては保健所長)が変更となった際に、あらかじめ用意している市区町村長(当市においては保健所長)氏名を記載した様式を大量に廃棄することがなくなり、省資源化につながる。また、変更点による様式変更がなくなることで、市民や医療機関に遅れや負担が生じることなく、さらに、誤った様式を使用することがなくなり、医療機関や市民の負担が減り、円滑な事業実施が可能となる。	厚生労働省	○高齢者のインフルエンザ予防接種は、あらかじめ様式を接種実施医療機関に配布し、高齢者用肺炎球菌感染症予防接種についても接種対象者に配布する必要があるため、円滑な接種体制確保のために当該様式に市長の氏名をあらかじめ記載したものを事業実施側に相当数取用している。このため、市長が変更となる度に、高齢者インフルエンザ予防接種については10,000部程度、高齢者用肺炎球菌感染症予防接種については600部程度の、大量の様式を廃棄につながりうる状況にある。医療機関においても、あらかじめ配布された様式を廃棄する負担が生じることになる。さらに、その度に新たに市長の氏名を記載するため、先述の予防接種について、廃棄部数と同程度の様式の作成が必要となり、それに伴う事務が発生する状況にもある。これにより、人員費や用紙費用などの財政的負担が生じているとともに、市民や医療機関への様式の送付が遅れ、市民サービスに支障が生じることとなる。また、変更点が氏名のみとなることが多いため、医療機関が誤って古い様式を使用してしまうことがある。誤った様式を使用した場合には、医療機関から被接種者に連絡の上、正しい接種済証に差し替える対応が必要となる。○当市においても、国から示された様式のとおり市長名を記載しております。そのため、市長が交代となった場合、在庫分の廃棄や、再発注が必要となるほか、年度途中での急な市長交代の場合は再発注が間に合わず、予防接種業務に支障をきたす可能性があることから、提案事項に賛同します。○当市では、市長の変更に伴い様式を大量に廃棄した事例はないが、変更時期によっては印刷時期がずれ込み、遅やかな送付ができなくなる可能性はある。市長の交代による様式変更をする必要がなくなることで、円滑な事業実施が期待できる。	
153	153	茅ヶ崎市	北海道、岩手県、花巻市、海老名市、長野県、半田市、豊田市、小牧市、大治町、三重県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、高松市、高知県、大村市、熊本市、八代市、宮崎県	×	地方教育費調査における調査項目の簡素化	地方教育費調査(統計法(平成19年法律第53号))に基づく一般統計調査)について、調査項目を集約化するなど、簡素化を求める。	<p>【現行制度について】</p> <p>本調査は、学校教育活動のための経費、社会教育活動・一般行政・事務・教育委員会運営のための経費、教育に係る収入等の区分によって記入する帳票が異なり、さらに各帳票の中でも細かな項目ごとに取扱いを異にし、報告をしなければならぬ。</p> <p>【支障事例・制度改正の必要性】</p> <p>本調査への報告にあたっては、地方公共団体の決算書類等の資料から、各支出・収入が本調査のどの項目に該当するか整理した上で、項目ごとの数値を振り分け、集計する必要がある。地方公共団体の決算科目と調査の項目が一致しないことから、該当する全ての支出・収入について精査が必要となっている。さらに、報告前のエラーチェック対応により、前年度との増減比率等によっては理由を付けて報告が必要となり、都道府県によっては別途市町村に管理指導等報告するための帳票を提出させるとともに、エラーの発現等に備えるなどの対応を要しており、地方公共団体の負担となっている。加えて、報告後も疑義照会が3、4回行われることがあり、職員の見直し等をおこなう必要となっている。こうした一連の作業を合算すると10~20営業日程度の時間を専ら調査のために費やしていることから、多額の人員費が必要となっている。</p> <p>また、同じ性質の支出であつても規模によって計上する項目が異なるなど、どの項目に計上するか判断が難しく、担当によって判断の揺れがあることが多く、正確な数値の報告ができず、可能性も十分に考えられるとともに、誤りや発生しやすい状況となっており、非効率な事務処理の要因となっている。なお、個々の財務伝票の処理時に、本調査の実施を見込み、あらかじめ振り分け作業を行うことも想定されるが、数多くの処理に合わせてこの作業を行うことは非効率であり、毎年説明書が更新される中では、効果を見ることが難しい。</p> <p>【支障の解決策】</p> <p>例えば旅費については、教員や教育補助員の旅費は「教育活動費」に、事務職員の旅費は「その他の管理費」に振り分けて再計算する必要がある。本調査の調査項目を、地方公共団体の財務の実態に則して集約化すると、旅費や修繕費などについては、その内容にかかわらず同一項目での報告とすることなど、簡素化をすることで、支障が解決すると考える。</p>	都道府県及び市町村双方で本調査への回答作業に要していた多くの時間を、教育環境の整備に充てることが可能となる。	文部科学省	○提案内容に加えて、本調査の分析にあたっては、各学校及び幼稚園に対して予算の支出目的について「教育活動費」や「補助活動費」によるものか支出項目(消耗品費・修繕料等)ごとに教育委員会から照会を行い、各学校ごとに分析を行い回答を取りまとめている。調査項目が簡素化されることで、学校の事務負担削減につながる。○当市では、財政部局の地方財政状況調査(決算統計)のデータや人事課の人員費の詳細などをもらい、データ加工し算出しており、おおむね7~10営業日程度の作業時間がかかり、多くの時間を要している。煩雑な調査内容による支障事例としては、例えば、人員費において、本務・兼務・事務職員・その他と詳細な区分ごとに計上する必要があり、また、学校基本調査と本調査の「兼務職員の定義が異なる(学校基本調査では非常勤の講師は勤務時間の長さによらず、兼務者として扱うこと)などもあり、作業時間や確認時間を費やす一因となっている。○提案内容の茅ヶ崎市も支障事例として挙げているとおり、本調査の報告には決算書類等の資料から、各支出・収入が本調査のどの項目に該当するか整理した上で、項目ごとの数値を振り分け、集計する必要がある。決算科目と調査の項目が一致しないため、該当する全ての支出・収入について精査が必要となっており、当市においても報告日以上の時間を本調査のために費やしている状況である。これは、事務負担としてすべての自治体が望むものであり、地方教育費調査項目の集約、簡素化が調査に支障がないのであれば、ぜひ項目の見直し等をお願したい。○当県においても、地方公共団体の決算科目と地方教育費調査の調査項目が一致しないために、該当するすべての支出・収入について精査を要し、報告後の疑義照会により職員の負担となっている。また、地方教育費調査においては対象外とされる数値もあり、その除外の適否から疑義照会の対象となるケースについても、文部科学省と市町村との間で連絡調整に時間を費やす要因となっている。○当市においても、本調査報告にあたり、決算書類等の資料から、各支出・収入が本調査のどの項目に該当するか整理した上で、項目ごとの数値を振り分け、集計しており、該当支出・収入項目の精査や報告前のエラーチェック対応等事務負担が生じている。加えて、報告後も疑義照会が3、4回行われることがあり、職員の負担となっている。同性質の支出でも規模によって計上項目が異なるなど、その判断は当該年度の担当者によって差異が生じやすく、非効率な事務処理の要因となっている。本調査項目を、地方公共団体の財務の実態に則して集約化するなど、効率化していただきたい。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>法令上市町村長又は都道府県知事による交付が規定されている証明書等の様式について、首長の氏名の記載を不要としている他の事例等も調査しつつ、氏名記載の必要性について検討を行ってまいりたい。</p>	<p>市区町村長氏名について把握が必要な場合には、日付と役職名の記載があれば、その日付時点の市区町村長氏名を容易に特定できることから、様式において、そもそも記載の必要があるかについては疑問である。</p> <p>また、新型コロナウイルス接種に係る接種済証については、「今後の新型コロナウイルス接種について(その8)」(令和5年9月8日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡)において、首長の個人名は印字しないことも可能とされていることから、他の予防接種に係る接種済証についても同様に、市区町村長氏名の記載を不要とする、又は印字しないことも可能と示していただくことで、氏名更新に係る事務負担や経費が軽減される。例えば、市区町村長(当市においては保健所長。以下同様)が変更となった際に、あらかじめ用意していた市区町村長氏名を記載した様式を大量に廃棄することがなくなり、省資源化につながる。また、氏名更新による様式変更がなくなることで、市民や医療機関に速やかに様式を送付でき、医療機関や市民の負担が減り、円滑な事業実施が可能となる。さらに、前市長名が記載された誤った様式を使用することがなくなり、正しい接種済証と差し替えるという事務負担の軽減が期待されることから、予防接種済証の市区町村長氏名の記載が廃止となるよう検討いただきたい。また、必要性の検討について、具体的なスケジュールをお示しいただくとともに、令和7年度の事務が多発発生することが見込まれる令和7年1月頃までの対応をお願いしたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>調査項目の集約は、支出した経費の性質に基づき調査・集計を行うという本調査としての意義を損なうことに加え、国立・公立・私立の各学校にかかる経費の並びを見ることにも支障を来すところである。また、例示であげられている「修繕費」については、広く一般的な会計処理においても、本調査と同様にその内容によって消費的支出・資本的支出として取り扱っていることから、これを常に同一の区分とすることは、経済分析の観点からも本調査の意義を損なうものである。よって、現在の調査項目についてこれ以上の集約・簡素化に対応することは困難である。</p> <p>なお、システムを用いたエラーチェック等、データの審査等を適切に実施することは、統計として必要不可欠であり、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月2日閣議決定 第三期基本計画)においても求められている事柄である。回答の際、システム上やその後の照会において回答を受けても、事実誤認や記述の内容が判然としない等の理由で再照会を要するケースもあるため、照会の必要性についてご理解いただくと共に、照会事項について適切にご回答いただくようご協力をお願いしたい。</p> <p>※本調査における区分「本務教員給与」と「業務教員給与」の違いは、当人が本務者か否かによるものであって勤務時間の長短ではないため、支障事例の記載は明らかな事実誤認である。</p>	<p>今回のご回答について、地方教育費調査が統計として必要不可欠であることについては一定の理解。</p> <p>一方、本提案でも依頼したとおり、現行調査が前時代的な手法による非効率な手法で実施されていることは事実であり、効率性のみならず、統計資料の正確性、重要性を損なっている。調査方法については、自治体のみならず御省においても業務効率化に大きな改善の余地があると思料。調査方法の集約化・簡素化・システム化等により、統計資料の精度を向上させるとともに、再照会の回数も減り、各現場の働き方の見直しにもつながるもの。特に、学校等各教育施設においても使用可能な通常の会計処理と併せて自動的に統計集計できる統一したシステムツールの導入や、通常の会計業務から統計集計までの正確かつ効率的な業務プロセスなど好事例の模倣開及び業務プロセス共通化について、早急に御検討をお願いしたい。</p> <p>まずは、都道府県及び市町村で本調査へ多大なる労力を費やしている現状を御理解いただくとともに、教職員の働き方改革を進めていくうえでも上記事務の効率化、デジタルツールの活用が必要不可欠であるため、改めて見解を伺いたい。</p>	<p>【海老名市】 調査項目の集約にあたり、調査の意義が失われる旨の主張をされているが、そもそも、これだけの労力をかける調査の意義があるのかについて説明されたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
154	154	岩手県、紫波町、岩手市、野田村、宮城県、福島県、岩手県市長会	—	×	原子力災害対策特別措置法に基づいて指示されている野生鳥獣肉の出荷制限の見直し	野生鳥獣肉の出荷制限について、ガイドライン(検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方)に定める解除基準の見直し(検査方法を簡便にする等の要件の緩和、市町村単位での解除基準の明確化等)を行うことを求める。	【現行制度】 シカの行動範囲は数キロメートルであり、規制は必要最小限のものであるべきところ、出荷制限の解除対象の区域は県単位を原則としている。ただし、一部の地域で解除条件(※)を満たし、当該地域で捕獲された個体のみが出荷されるよう管理可能な場合は、市町村単位で解除することができる。 (※)野生鳥獣の移動性、個体差、季節変動、捕獲期間等を考慮して十分な検体数を確保しつつ検査を実施し、その結果が安定して基準値を下回っていること。 【支障事例】 当県における基準超過の発生は県南部の一部市町村に限られるため、基準を下回る地域では市町村単位での解除も可能と見込まれるが、十分な検体数と認められる野生鳥獣種別ごとの考え方等、解除条件の基準が不明確であり、申請に向けた具体的な検討や体制整備に着手できない。	【捕獲個体の処理について】 令和5年度は3市町及び岩手県町会等から野生鳥獣捕獲個体の処理に関し、出荷制限に伴い捕獲個体の処理は埋却が中心で、埋却場所の確保に苦慮しているとして、ジビエ利用をはじめとする出口対策に必要な支援を行うよう要望を受けている。焼却も可能だが、処理施設の仕様に合わせてシカ等を焼却する必要がある場合が多く、捕獲従事者の負担となっている。 【地域振興について】 環境省及び農林水産省がシカの個体数半減の目標を掲げており、当県としても捕獲の強化を進めるべき状況だが、出荷制限がジビエ活用による地域振興を阻害しているほか、有害鳥獣捕獲の	市町村単位等での出荷制限の解除申請が促進され、実現に即した出荷制限となる。市町村単位等での出荷制限が解除されると、ジビエ活用による地域振興が進むほか、有害鳥獣の捕獲促進も期待される。	内閣府、厚生労働省、農林水産省、環境省	—
157	157	島根県、新潟県、岡山県	川崎市、浜松市、滋賀県、大阪府、熊本市	×	保安林解除手続における市町村長の同意書の取扱いの明確化	保安林解除手続において法令の根拠なく提出を求められる市町村長の同意書について、取扱の明確化を求める。	【支障事例】 森林法第26条に基づき都道府県知事が保安林の指定の解除を行うに当たり、当該保安林が所在する市町村の長がこれに異議があるときは、同法32条第1項の規定に基づき都道府県知事に意見書を提出することができるが、当該市町村長の異議が都道府県知事の保安林解除を制する規定はない。 一方、地方自治法第245条の9第1項の規定に基づき法定受託事務の処理基準として定められた林野庁通知「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」では、保安林解除の要件として「当該保安林が所在する市町村の長の同意を得ているか又は得ることができるものであること」を求めており、市町村長の同意が保安林解除の必須要件とされている。 また、林野庁通知「保安林の指定の解除に係る事務手続について」では、保安林解除申請書に添付すべき書類として「市町村長の同意を得たことを証する書類又は意向を把握することのできる書類」を挙げている。 この結果、法令に基づき保安林解除手続を進めるにあたり、林野庁通知の「同意」についての解釈・取扱が不明確であり、適正な手続の指導や審査に支障がある。 【支障の解決策】 保安林解除手続における市町村長の森林法上の意見聴取と通知上の同意書提出について、解釈・取扱を明確にしていきたい。	—	手続に関する適正な指導や審査が可能となり、トラブルの防止につながる。	農林水産省	—
158	158	新潟県、栃木県、群馬県、沖縄県	岩手県、神奈川県、山口県、高知県、鹿児島県	×	職業訓練指導員免許の交付要件について、職業訓練指導員試験の試験科目全免除の要件を満たしている場合は、受験の申請、試験の合格証の取得を行わなくても交付申請を可能とすることを求める。	職業訓練指導員免許の交付要件について、職業訓練指導員試験の試験科目全免除の要件を満たしている場合は、受験の申請、試験の合格証の取得を行わなくても交付申請を可能とすることを求める。	【現行制度について】 職業訓練指導員免許の交付要件について、指導員試験に合格することが要件の一つとなっているため、関連資格等を取得済みで試験科目全ての免除を受けられる場合であっても、試験に申し込んだ合格証を取得することが必要とされている。 【支障事例】 当県では試験の実施が年1回(9月中旬)であり、早急に免許交付を受けたい者は、他の都道府県において別日程で実施している試験に申し込み、合格証の交付を受ける必要がある。このため、試験科目全免除の要件を満たしている申請希望者にとって、試験申込みから合格証の授受までの事務的・時間的負担が生じている。 【支障の解決策】 (現状) 試験の全科目免除 ⇒ 都道府県で実施する指導員試験に受験申請 ⇒ (全科目免除のため出席不要) ⇒ 試験合格証の取得 ⇒ 指導員免許の交付申請 (改善案) 試験の全科目免除 ⇒ 指導員免許の交付申請	試験科目全免除となる申請希望者から指導員免許の交付について問い合わせを受けた際、指導員免許を希望する者の負担軽減につながる。また、試験申請の対応、合格証の発行に係る地方自治体の事務負担の軽減にもつながる。	厚生労働省	○同様の事例が令和4年度に1件3職種、令和3年度には1件1職種で生じている。 ○当県においても、試験科目全免除となる申請希望者から指導員免許の交付に関する問い合わせを受けた際、本県の試験が既に終了していたことから、申請希望者が希望する時期に指導員免許を交付することができないという支障が生じた事例があった。この提案が実現されたら、指導員免許を希望する者の負担軽減につながる。【参考】令和5年度問合せ件数1件 ○事例： 令和5年10月10日に塗装科の一級技能検定合格証書及び型型加工科の職業訓練指導員免許を添付して、塗装科の職業訓練指導員免許の申請があった。 職業訓練指導員試験の全免除要件を満たしているが、添付資料では、職業能力開発促進法28条3項各号に該当しないため、免許の発行は不可であった。 当県での職業訓練指導員試験は終了していたため、申請者に直近での職業訓練指導員試験が令和6年1月に東京都で開催される案内を、東京都から全免除で令和6年2月14日に塗装科の職業訓練指導員試験合格証書の発行を受けた。 その後、改めて申請者から、塗装科の職業訓練指導員試験合格証書を受領し、職業能力開発促進法28条3項2号に基づき塗装科の職業訓練指導員免許の発行を行った。 申請希望者にとって、試験申込みから合格証の受けとりまでの事務的・時間的負担が生じているといえる。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>野生鳥獣肉(ジビエ)の出荷制限の解除については、原子力災害対策本部が決定したガイドラインに基づき、野生鳥獣の移動性、個体差、季節変動、捕獲期間等を考慮して十分な検体数で検査を行い、「検査結果が安定して基準値を下回ること」などの解除条件を満たす必要がある。</p> <p>解除に当たっては、県域を原則としているが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が出荷・検査方針を定め、安全管理体制を整備した上で全頭検査を行い、出荷を可能とする一部解除</li> <li>・市町村など地理的範囲が明確になる単位での部分解除</li> </ul> <p>といった段階的な解除を行うことを基本としており、現在も個別状況に応じた対応を行っている。</p> <p>市町村など地理的範囲が明確になる単位での部分解除に当たっては、市町村等の単位で解除する場合の検体採取方法等具体的な考え方を再整理(例:検体数の見直し:299→60検体、検体数の確保が難しい場合の考え方など)し、令和5年9月に、関係自治体に情報提供を行っているところ。</p> <p>地域によって野生鳥獣の捕獲状況等の条件は異なることから、出荷制限の解除をしようとする自治体からのご相談については、地域の状況をできるだけ詳細に伺うとともに、より丁寧な説明を行っていく考え。</p>	<p>令和5年9月に開催された、農林水産省主催の鳥獣対策全国会議の資料として、市町村単位の出荷制限の解除の考え方が示されたことは承知している。</p> <p>しかし、同資料は国からの正式な通知ではなく、運用上の実行性が担保されているとは言い難い。また、基準としては内容が不十分であるとされており、引き続きの検討をお願いしたい。</p> <p>具体的には、原子力災害対策本部が定める「検査結果、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に、具体的な解除基準や地域の状況に応じて検査方法を簡便にする等の要件緩和の考え方を明記するなど実行性を確保するとともに、具体的な運用方針を明らかにすることを求める。その上で、説明会資料に加え、正式な進捗事項として、然るべき機関から自治体宛ての通知をお願いしたい。</p>		<p>【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。</p>
<p>森林法上、知事が保安林の指定を解除するに当たっては、市町村長の意見を聴取することとされているが、御指摘のとおり、市町村長の同意を要する規定はない。</p> <p>左記の林野庁通知では、知事が保安林の指定の解除を行う際に市町村長の同意が必要である旨を明記しているが、この趣旨は、保安林の指定の解除の告示に先立ち、市町村長の考えを確認することで解除手続を円滑に進めるというものである。</p> <p>今後、現行通知の「同意」が不明確との御意見を踏まえ、当該通知の改正を検討してまいりたい。</p>	<p>第1次回答に異議はない。取扱の明確化の早期実現に向け、引き続き前向きに御検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>職業訓練指導員免許を希望する者及び地方自治体の事務負担の軽減につながるよう、支障事例の解消に向けた職業訓練指導員免許の交付要件について、ご提案内容及び自治体の運用状況等を踏まえて検討し、今年度中に結論を得る。</p>	<p>本提案が実現することにより、職業訓練指導員免許を希望する者及び都道府県担当者の事務負担の軽減に加えて、事務手続きの簡素化・短縮化も図られることから、職業訓練指導員免許の交付数増加といった効果も期待される。是非とも早期の見直しに向けて御検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
159	159	春日部市	花巻市、仙台市、上尾市、東久留米市、川崎市、浜松市、大阪市、枚方市、今治市、熊本市	×	要介護認定に係る更新申請の提出を代行できる者の見直し	介護保険法における要介護認定の更新申請について、申請書提出の代行ができる者に、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を加えるよう見直しを求める。	介護保険法において要介護認定の更新申請の提出を代行できる者は、 ・居宅介護支援事業者 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・介護施設 ・地域包括支援センターと規定されている。そのため、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の利用者の申請書は、本人あるいは親族による提出を求めることになる。しかし、特に認知症対応型共同生活介護においては、本人が申請書を記入することが難しい場合がほとんどで、親族も遠方に居住している。あるいは単身であるなど記入を依頼することが難しい現状にあり、事業所では申請書の作成、提出に時間がかかっている状況である。	認知症対応型共同生活介護が開催する運営推進会議において、具体的な支障事例に記載のとおり課題として提出された。	認知症対応型共同生活介護等による代行申請が可能となることで、事業所の業務の効率化が進む。	厚生労働省	
161	161	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	函館市、岩手県、宮城県、茨城県、神奈川県、浜松市、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、山口県、熊本県	×	補助金等における消費税及び地方消費税仕入控除税額報告・返還事務の簡素化	厚生労働省医政局所管の各種補助金における、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告・返還事務の簡素化を求める。	【現行制度について】 厚生労働省医政局所管の各種補助金(統合補助金等)や医療介護提供体制改革推進交付金については、交付要綱上、補助事業完了後に、間接補助事業者から消費税及び地方消費税仕入控除税額を都道府県に報告・返還すること、及び、都道府県はその報告を受けて厚生労働省に報告・返還することが規定されている。 【制度改正の必要性】 ①当該事務の実施は、事業翌年度以降とならざるを得ないが、事業自体は前年度に終了していることから、地方自治体が返還金を支出することに積極的な理由がない。 ②少額の返還額にもかかわらず、計算及び会計事務は煩雑なため、都道府県さらには間接補助事業者が行う事務作業の負担は非常に大きい。 ③また、返還額が0円の場合であっても報告する必要があるため、民間事業者への補助金交付を行っていない市町村など、消費税の課税対象ではないため、交付申請時点で返還が発生し得ないことが明らかな間接補助事業者などにおいても負担が生じている。 【支障の解決策】 他府省補助金においては、そもそも補助対象経費に消費税や地方消費税を含んでいないものもある。当該事務の負担軽減のため、消費税抜きで申請できるよう要綱を見直すことで、支障が解決すると考える。 ※少なくとも以下の補助金等について見直しを求める。 ・医療提供体制推進事業費補助金 ・医療施設等施設整備費補助金 ・医療施設等設備整備費補助金 ・医療提供体制施設整備交付金 ・医療施設運営費等補助金 ・医療介護提供体制改革推進交付金	事務負担の軽減により、当年度実施が必要となる事務事業に対し、リソースを当てることができ、都道府県における事務事業の更なる効率化につながる。 (厚生労働省側においても、返還額の確認などの事務負担が軽減されることにより、政策立案等、他の事務へ貴重な人員を当てることができる)	厚生労働省	○当県においても、返還額が0円の場合であっても報告する必要があるため、事業者への事務負担が大きい。 ○消費税抜きでの申請を可能とすることで、事業者側の負担軽減につながるるとともに、自治体の事務負担の軽減にもつながる。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>介護保険法第27条第1項において、要介護認定の申請を代行できる者は、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター、と規定されている。現状においては、要介護認定申請の代行については申請代行可能な者の範囲をこれに限定しているところであるが、ご提案や利用者の不利益、制度の公正性の観点を踏まえ、必要な検討をしてまいりたい。</p>	<p>令和6年度から8年度を計画期間とする「第9期介護保険事業計画」の策定において、課題となったことの1つとして、高齢者を支える現役世代の減少と、介護を必要とする割合が高くなる後高齢者の増加がある。この状況に対応するため、地域包括ケアシステムを深化・推進させ、地域共生社会を実現していくことを国は掲げており、各自治体もその体制整備に全力を挙げている。しかしながら、介護業界においては深刻な人手不足が続いており、様々なサービスが協力し合い、できることは最大限実行していくことは基本と考える。</p> <p>そのような中、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスは、地域包括ケアシステムを支えるサービスとして重要な役割を果たしている。これらのサービスには介護支援専門員が配置され、居宅介護支援事業所や介護保険施設が行うケアプラン作成などの業務を行っており、利用者から見れば、居宅介護支援事業所や介護保険施設と同等といえる。しかし、介護認定の更新の代理申請については、介護保険法において実施できる者として規定されていない状況にある。第1次回答において必要な検討をしていくとの回答をいただいたが、以下の2点についてご回答いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行制度上、代理申請ができるものが居宅介護支援事業者等に限定されている理由</li> <li>・利用者及び事業者の利便性を鑑みると、早期の実現を期待するところだが、具体的にいつまでに、どのようなスケジュール及び検討体制で進めていくのか</li> </ul>		
<p>補助金の交付申請を行うにあたり、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請することができるよう、令和7年度交付要綱の改正において見直しを行う。</p>	<p>第1次回答にある見直しは、例えば、消費税の申告義務がない事業者からの申請や、補助対象経費が人件費等の非課税仕入である等、交付申請の段階で返還額が0円であることが明らかな場合や、課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等の、確定申告において消費税分が全額控除となる場合には、その旨を交付申請時に国に対し報告し、さらに後者においては、仕入控除税額相当額を交付申請額から減額することで、事後の仕入控除税額報告を不要とする趣旨か。</p> <p>このとおりであれば、上記の見直しによって、一部の事業者においては、交付申請と同時に、仕入控除税額の報告が完了するため、事務負担の一部軽減につながるものと考えられ、見直しに向けた前向きな検討に感謝したい。</p> <p>一方で、予め仕入控除税額が特定できない事業者については、引き続き仕入控除税額報告が必要となる。当県からは、消費税抜きで申請できるよう要綱を見直すことを具体案として提案しており、現に、他府庁では消費税相当額を補助対象経費から除いている事例もある中、当該見直しが認められない理由についてご教示いただきたい。</p>	<p>【神奈川県】 回答のような交付申請ができる場合、間接補助事業者からの申請の段階で、都道府県は返還額が0円であることを把握できる。そのため、間接補助事業者から都道府県への報告は不要とすることを求める。</p>	<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
162	162	香川県、山形県、愛媛県、高知県		x	公共工事土量調査(事項名)	(1)公共工事土量調査において県が管内市町村への調査依頼と回答とりまとめを行っていることについて、都道府県經由事務の廃止を求める。 (2)上記の対応が実現できない場合は、建設発生土情報交換システムの利用料が無料になるようJASICへの働きかけを求める。	【現行制度について】平成16年度より、地方連絡協議会の構成機関(国土交通省四国地方整備局・管内各県等)において建設発生土の工事間利用を促進するために、公共工事土量調査を実施している。(事務局：国土交通省四国地方整備局)協議会には、多くの市町村は入っていないものの、調査は市町村も対象となっており、市町村への調査依頼・回答は、県が行うことと事務局から指示されている。 調査の回答方法は、工事毎にExcel様式を提出するか、オンラインシステム(建設発生土情報交換システム・有料)から回答する方法があるが、県内全市町村は当システムを導入していないため、Excel様式で提出するしか実質的には方法がない。(県だけがシステムを導入しても、別途市町村分への依頼と回答とりまとめをしないといけないため、県の事務担当者の手間は変わらないことから、当県ではシステムの導入を見送っている。システムは有料のため、市町村に加入を強制することもできない。) 【支障事例】調査のために、下記の事務負担がかかる。 1. 事務局からの依頼文書に基づき、内容について新しい市町村担当者でも理解できるように、注釈を加え、当県からの依頼文書を作成。(調査様式は事務局で用意される。所要2時間程度) 2. 調査依頼を県内市町村へ送付。 3. 市町村からの回答についてエラーチェックを行い、必要に応じて市町村に対し修正指示や確認。(所要2日程度) 事務局からの依頼文書受理から提出まで2週間程度。この期間ずっとこの業務をしているわけではないが、質問等が届くたびに対応する必要があり、他の仕事が中断されるため、実質的には時間以上の負担が生じている。また、当県におけるデジタル化が進まない一因となっている。 令和6年3月の調査から、提出方法が一部変わったことで作業が減り、多少の効率化につながったものの、調査方法の変更に伴い変更点を解説する必要が生じたことや、市町村の担当者も今後も定期的な変更があることから、上記の支障は今後も発生すると考えている。	事務局(国)から市町村に直接依頼し、回答を受理していただくこと。 1. 市町村への調査依頼作成や回答とりまとめに充てていた時間の有効活用が可能。 2. 県内分のとりまとめ作業時間の短縮。(システムであれば、県の各工事担当者が自由に登録でき、県事務局担当者がとりまとめる必要がなくなる。) 3. 県を挟むことがなくなり、市町村が調査に充てられる時間が長くなる。 4. 県のより正確な調査が可能。(システムであれば、年3回の調査時期にとらわれず随時最新の情報登録ができる。)システムの利用料が無料になった場合においても、上記1~4の効果が期待できる。	国土交通省	○年度毎に調査時期が異なるため、スケジュール管理が困難である。関係機関、市町村から問い合わせを受けても対応方法がわからない。(主にシステム関係)JASICへ問い合わせを行うように指示されるが電話が繋がらない。	
163	163	中核市市長会	花巻市、仙台市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、浜松市、稲沢市、大治町、守口市、高松市、熊本	x	学校教育法施行令第9条第2項「市町村の教育委員会は、(中略)協議するものとする。」とあるのを、「市町村の教育委員会」は、(中略)通知するものとする。ただし、家庭環境等の特別な事情により、受け入れる学校や児童・生徒への配慮の必要性がある場合は事前協議をするものとするに改める。DV事案等事前協議を要する場合や方が一疑義がある場合等については、市区町村が同一ルールのもと事務処理を行えるよう、全国的に統一した事務要領・判断基準等を示されたい。	現在、区域外就学を行う場合、学校教育法施行令第9条第2項「市町村の教育委員会は、(中略)協議するものとする。」との規定に基づき、就学校の存する市区町村と住所の存する市区町村との間で協議を行っている。しかしながら、就学校の存する市区町村からは、予め「承諾する」旨を印字された回答書を協議書と送渡し、住所の存する市区町村は、日付記入や公印押印をして返信だけの事案が大半を占めている。また、DV等特殊事情を抱えた家庭の児童生徒については、実務上関係機関間の事前調整がなされているため、機動的に事前調整後の協議書への回答として、承諾すると回答している。 回答側からの承諾を待っている間、当該校へ発出する児童生徒の異動に係る通知に時間を要したり、年度末に重なれば承諾待ちによる未完結事案の件数増加に繋がったりし、協議に係る事務処理以外においても事務処理に支障が生じている。	就学校の存する市区町村(協議打診側)は、通知のみで対応可能となり、回答書類の受付事務処理を省略可能。 住所の存する市町村(打診を受け、回答する側)は、收受のみで対応可能となり、回答のための事務処理、郵送代、書類の管理経費を節約可能。 受入校や児童生徒への配慮が必要となるDV避難事案等は、当該市区町村間で事前調整を行うことで協議書・回答書のやり取りなく対応可能。 通知受取後に学籍異動日等の調整を要する場合も、その都度当該市区町村間で個別調整をすれば対応可能である。 以上より、簡略化した協議を原則とすることで、行政の効率化が図られる。 なお、1つ1つの事務としては軽微なものであり、一市としては大きな節減効果があるとは言えないかもしれないが、積み重ねると大きなものとなる。また、全国同じ法律のもと業務を行っていることから大きな波及効果が見込まれ、国全体の節減効果としては大きな規模となると考えられる。 どの市区町村も限られた人員で事務を回している状況の中、新たな発想・施策も求められているところである。 少しでも担当者の負担を軽減し、そこで生まれた余力や時間を使って、今後の事務・施策を展開していきたい。	文部科学省	○区域外就学申請を受理する(就学校がある側)場合は、協議書を発送後、回答側からの回答を待っている間、就学校へ発出する児童生徒の異動に係る通知に時間を要する。住民票を有し、回答を返送する側については、同意書を作成する事務処理に時間を有する。また、年度末に申請が重なることが多く、児童生徒数の報告関係から、限られた日数の中で協議を早急に行う必要も出てくるため、事務処理に支障が生じている。 ○区域外就学期間が短い場合、回答側の承諾を待っている間に、住所の存する市町村の小中学校に転校することがある。この場合、区域外就学している学校を連して保護者に通知することができず、事務処理に支障が生じる。 ○協議書が形骸化しており、当市や他市町村と協議といっても書面のみやり取りで済んでいるのが実情である(DV案件等の重大案件を除く)。協議打診側、協議回答側双方のやり取りで協議がまとまらないケースは全くないため、郵送事務、公印押印事務などが手間となっている。事務軽減につながることから、制度改正は必要であると考え。		

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>建設発生土は、資源有効利用促進法及び同法施行令において「指定副産物」に定められ、再生資源としての利用促進が特に必要なものとして位置づけられている。さらに、平成14年11月22日には中央環境審議会より今後の廃棄物リサイクル制度の在り方についてが意見具申され、「発生土砂の搬出抑制、適正な利用及び処分を実施的に確保していくことを中心に必要な対策を講じていくことが適当である。」と指摘を受けている。</p> <p>こうした状況を背景に、各地方建設副産物対策連絡協議会等が、各公共工事の発注者を対象に、対象年度前に土量、土質、搬出・搬入時期等の工事情報の調査を実施するとともに、そのとりまとめ結果を各公共工事の発注者に配布し、建設発生土の工事間利用調整の基礎資料とするため、平成15年度より公共工事土量調査を実施している。</p> <p>都道府県内の利用調整を促進するうえで、都道府県内調整窓口である都道府県が依頼等を行い、都道府県内の状況を把握することが必要であると考えている。</p>	<p>現在、当県が行っているのは、公共工事土量調査に関するデータの収集と、とりまとめ結果の配布である。</p> <p>なお、当県が収集したデータをとりまとめて工事間利用調整に用いる基礎資料を作成する事務については、公共工事土量調査事務局である地方整備局において実施している。このとりまとめ結果を各公共工事の発注者に配布・共有することにより、都道府県内の状況把握が可能となるため、建設発生土の工事間利用調整が図られている。</p> <p>御回答にあるとおり、都道府県において「都道府県内の状況を把握することが必要である」との御意見については、とりまとめ結果の配布を今後も県が担うことで、状況把握に努めたい。</p> <p>今後、これらの事務を一層効率的に実施するため、データ収集における都道府県経由の廃止が困難であるならば、建設発生土情報交換システムの利用料が無料になるようACICへの働きかけを求める。</p>		<p>【全国知事会】 提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負うこととされている(教育基本法第5条第3項)。義務教育段階の学校教育の実施については、第一次的には住所地の市町村に責任があり、市町村教育委員会は、学校教育法第38条及び第40条に基づき、その区域内にある学齢児童生徒を就学させるに必要な小中学校を設置しなければならないとされており、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童生徒について、学校教育法施行令第1条から第10条までにに基づき、住民基本台帳をもとに学齢簿を編製し、就学校を指定する等の就学事務を行うこととされている。</p> <p>区域外就学を承諾する際の市町村教育委員会への協議は、各市町村にその区域内の学齢児童生徒を就学させるのに必要な小中学校を設置する義務が課されていることを踏まえ、教育委員会の就学事務や学校の教職員配置、施設・設備の管理などに支障をきたさないよう配慮したものであり、協議がなく通知するのみでは、学校運営上混乱が生じる恐れがあるため、提案を受け入れることは難しい。</p> <p>ただし、ご提案の協議に係る事務負担の軽減に向け、文書によらない簡便な方法を取ることが可能であること等について、今後周知徹底を図りたい。</p>	<p>学校教育法施行令第9条第2項に基づく協議は、各市区町村が設置者として負う義務を踏まえて、教育委員会の就学事務や教職員配置、施設・設備管理等に支障なきよう配慮されたものであるが、その配慮事項が実務上の支障となり、多くの自治体において当該協議は形式上のやり取りとなっている実情がある。</p> <p>当該協議は形骸化しており、形だけのやり取りに終始している。形骸化の影響は、教育委員会における事務の効率化だけでなく、保護者や学校に対する円滑・迅速な通知をも阻害することに繋がっている。本提案は、簡略化したやり取りを原則とすることで、形骸化で生じる支障を解消し、行政の効率化及び保護者等の利便性向上に資するもの。従前の形骸化した協議を簡略化することを示すため、また、関係機関間での解釈の統一を図るためにも、政令改正が必要である。</p> <p>なお、本提案においては、受け入れ側学校や児童・生徒への配慮が必要となる特別事情・事案等の学校運営上混乱が生じる恐れのある場合については、事前協議をするものとしているため、御省の懸念は払拭できるもの。</p> <p>しかしながら、御省が示す解釈によりこちらが考える支障が解消されるのであれば、政令改正の必要はない。ただし、この場合においては、政令に「協議」という文言が残ることで、従前のとおり形式的な事務処理を続ける教育委員会が発生し、やり取りを簡略化した教育委員会の業務効率化に支障なきよう、文書にて解釈の周知徹底を図りたい。</p> <p>また、本提案にある「全国的に統一した事務要領・判断基準等」については、各市区町村教育委員会が同一ルールのもと事務処理を行うことで効率化等が期待できるものであるため、解釈と併せて文書により示されたい。</p>		



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
164	164	中核市市長会	旭川市、花巻市、藤沢町、大田原市、高崎市、木更津市、川崎市、長野県、斑鳩町、安来市、高松市、福岡市	×	災害時に課税情報を利用して課税情報を利用できる事務の対象拡大	災害時に課税情報を利用する場合には、本人同意がなくても利用できることを前提とし、合わせて課税情報が利用できる対象に、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成及び応急危険度判定を加えることを求める。	【現行制度について】 令和5年6月の災害対策基本法の改正により、住家の被害認定(以下「被害認定」という。)調査に必要な限度で課税情報の利用が可能となったが、『令和5年6月16日府政防第2788号 被災者の住家に関する情報の内部利用について』の「1.内部で利用できる情報について」では、課税情報の利用は、被害認定調査に限りかつ所有者の同意を得ることを前提とし、また「3.把握した情報の活用」では、被害認定担当部局以外への課税情報提供を不可としている。 【支障事例】 令和6年能登半島地震では、被災建築物応急危険度判定(以下「応急危険度判定」という。)の情報(写真や傾斜測定結果など)を用いて住家被害認定調査を行ったことで被害認定調査の迅速化が図られた事例があった。その一方、応急危険度判定に課税情報が利用できないため、被害認定調査との情報連携を人で行わざるを得ず、罹災証明書交付の迅速化には十分な効果が得られなかったとのことである。 また、既出通知では、課税情報の利用にあたっては所有者の同意を得ることを前提としており、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き(令和5年9月内閣府(防災担当))」で示される調査対象地域の設定方法である全棟調査等、申請書の提出を待たずに被害認定調査を行うこととした場合には、固定資産台帳等の情報の利用が実質的に困難となっている。	—	①応急危険度判定のより精緻で実効性のある事前計画の作成及び被災後の円滑な判定ができる。 ②応急危険度判定と被害認定調査が「固定資産税の家屋の課税番号」で管理可能となり、各調査の管理及び連携が円滑化され、罹災証明書交付の迅速化が可能となる。 ③各調査の管理及び連携に要していた被災自治体の負担が軽減する。	内閣府、総務省、国土交通省	○【現行制度の課題認識】 「RS.6.16府政防第2788号 被災者の住家に関する情報の内部利用について」において、課税情報の利用は所有者の同意を得ることを前提としている点について、「所有者の同意がない場合の取扱いについては、個別具体的な状況に応じ、事案の重要性や緊急性、代替手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘査し、保護法益間の比較衡量を慎重に行った上で」判断すべきとされているところ。地方税法第22条の守秘義務に抵触しないことを各自治体で判断することは困難と考えられる。 また、同通知において、被害認定調査担当部局以外への課税情報提供を不可としている点について、被害認定調査の情報や結果は、被災者台帳に建物情報等が記録されることで、当該情報を災害対策基本法第90条の4第1項第2号に基づき市町村の内部で利用する場合でも、被害認定調査担当部局以外への情報提供することにつながるため、その是非が問題となる。 【具体的な支障事例】 同意について、被害認定調査及び罹災証明書の交付申請については、被害認定調査は交付申請前に着手が可能であること。また、交付申請は必ずしも書面で行われる必要はなく避難先の自治体等から電話やメールその他の方法により行われることがあること等を加味すると、本人同意を得る機会をすることが困難である。課税情報の提供先について、被災者台帳を所管する所管から被害認定調査担当部局以外の所管へ被災者台帳を提供することは課税情報の提供に当たらないか疑義がある。また、消防組織法第31条及び地方自治法第252条の14による消防事務委託制度により他自治体の消防本部に消防業務を委託している場合、本人同意や災害対策基本法施行規則第8条の6第2項の申請がないまま、災害対策基本法第90条の4第1項第3号に基づき、他自治体の消防へ被災者台帳を提供することが課税情報の提供に当たらないか疑義がある。 ○震災後の応急危険度判定と被害認定調査の管理及び連携が円滑化され、罹災証明書交付の迅速化に資するとともに、被災自治体の負担軽減につながるかと考えられるもの、制度改正の必要性については検討を要すると考える。
165	165	群馬県、山形県、川崎市	盛岡市、宮城県、千葉県、柏根原市、岐阜県、名古屋府、京都府、大阪府、豊中市、熊本市、特別区長会	×	社会福祉施設等における木材利用実態調査の廃止等	こども家庭庁及び厚生労働省において毎年度実施している、「社会福祉施設等における木材利用実態調査」を廃止し、同調査による回答事項を、調査対象となっている関係国庫補助事業の実績報告において報告を求めよう、見直しを求める。	【現行制度について】 こども家庭庁及び厚生労働省による事務連絡「社会福祉施設等における木材利用実態調査の依頼について」により、当初は「自民党林政調査会等における資料とするため」、平成29年度以降は「今後の検討に用いるため」として、遅くとも平成21年度から、都道府県・指定都市・中核市(以下、都道府県等)あてに毎年度調査が依頼されている。 同調査は施設整備事業における用途別(構造材、造作材、外構材等)の木材・国産材の使用量やCLTの使用量を問うものであり、調査対象は、特定の国庫補助金・交付金により整備した施設に限られる。 【支障事例・制度改正の必要性】 これらの補助金・交付金事務とは別個に同調査が実施されていることで、都道府県等職員のほか、社会福祉法人等や施業者に無用な負担が生じている。 なお、当県では、直近5か年で平均年24.4件を報告しており、1件当たりの回答に、①都道府県等職員等・②社会福祉法人等・③施業者の3者で概ね3時間程度を要している。 【支障の解決策】 社会福祉施設等における木材利用状況を、特定の国庫補助金・交付金の実績報告により把握することで、現行の調査を廃止する。	竣工後すぐに実施される調査であれば、迅速かつそれほどの負担なく回答できるが、現行の調査が、竣工から10〜18か月経過後に実施されており(令和5年度)、時宜を逃していることもあって回答者に負担が生じている。(社会福祉法人等、施業者からの意見)	引き続き社会福祉施設等における木材利用状況を取得できる体制を維持しながら、事務連絡による調査を廃止することが可能である。 また、都道府県等職員、社会福祉法人等、施業者の事務負担の軽減につながる。	こども家庭庁、厚生労働省、農林水産省	○本調査は、補助事業者に照会の上、回答しているが、照会日から回答期限までの日数が短く(直近の調査では一週間程度)、県担当職員、補助事業者、施工業者の負担となっている。①具体的な支障事例にあるように、補助金ごとの実績報告時に把握することで、2度手間になることがなく、無用な事務負担の軽減につながる。 ○本調査の時期は実績報告からタイムラグがあることから、法人、施工業者によっては資料の再確認に時間を要する可能性があり、なぜこのタイミングなのかと不信感を抱かれた例もある。実績報告の本調査項目を盛り込むことできれば、市、法人及び施工業者の確認作業を最小限に抑えられる。 ○当市においても、関係各課への照会・調整等で時間を要していることもあり、国庫補助金・交付金の実績報告により把握することで本事務連絡による調査が廃止できるのであれば、それが望ましい。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>罹災証明書の交付のために行う被害認定調査に必要な限りの情報については、家屋の所有者の同意がある場合に、地方税法の守秘義務に抵触することなく利用できることとしているが、同意がない場合の取扱いとして、個別具体的な状況(被災者の被害の状況とそれに応じた迅速な被害認定調査の必要性及び緊急性、所有者の同意取得の困難さ等)に応じ、事象の重要性や緊急性、代替的手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較考量を慎重に行う上で、情報提供の可否を判断いただいた上で利用できることも併せて示している。</p> <p>罹災証明書の交付については、被害認定調査において、固定資産課税台帳の情報の活用により、被災者の住所、氏名、住家の所在地等の必要な情報が得られることから、さらに固定資産課税台帳の情報が必要になる場面ではないと考えている。</p> <p>被災者台帳については、「被害認定結果」や「被害認定日」を記載するものであるが、これらは固定資産課税台帳の情報の利用の有無に関わらず、被害認定調査の結果、得られる情報であり、これらが固定資産課税台帳の情報に該当するものではないことから、固定資産課税台帳の情報が必要になる場面ではないと考えている。</p> <p>応急危険度判定については、外観のみで被災した建築物の危険性を判定するものであり、固定資産課税台帳の情報が必要になる場面ではないと考えている。</p>	<p>本提案は能登半島地震の被災地において被害認定調査業務及び罹災証明書発行業務に従事した職員の見解を踏まえ、災害時における早期の対応を図る目的で行うものである。</p> <p>本人同意のない課税情報の取扱いについては、被災直後の混乱した状況の中、個別具体的な状況に応じて、地方税法の守秘義務に抵触しないことを、各自治体で判断することは非常に困難であると考えられるため、災害時には本人同意がなくても課税情報を利用できることを前提とされたい。</p> <p>罹災証明書の交付については、課税情報の「家屋課税番号(家屋を認識する番号のこと)」を鍵として、罹災証明書申請者に被害認定調査の結果を容易に照合させることができ、被害認定調査から罹災証明書の交付までの期間が短縮され、正確性も増すことが期待できる。</p> <p>また、被災者台帳についても同様に、当該「家屋課税番号」を鍵として、被災者台帳の記載事項に掲げられている「被害の状況」についての突合作業が迅速化され、住家が避難の必要な状況にあるのか、罹災証明書の交付状況など、被災者の置かれている状況が被災者台帳から早期にわかるようになる。</p> <p>能登半島地震の被災地応急危険度判定活動では、調査母数が非常に多く、1棟当たりの調査時間は非常に短いものであった。このように、短期間での調査を求められる場合、外見で判断できない構造種別や階数、用途などに対して調査票の記載は不完全なものが多くなることから、建物の被害情報を被害認定調査と円滑に連携し迅速な罹災証明書の発行へとつなげるためにも「家屋課税番号」で統一することは非常に有効である。</p>		<p>【全国町村会】 提案団体の意見を踏まえ、適切な対応を求める。</p>
<p>平成22年に制定された公共建築物等木材利用促進法では、国又は地方公共団体が整備する建築物に加え、民間事業者等が整備する学校や社会福祉施設などの高い公共性を有する施設についても、一体的に木材利用を促進することとしてきたところ。</p> <p>このため、国の基本方針に基づく措置の実施状況の取りまとめに向けた国が整備する公共建築物における木材の利用状況等の調査にあわせて、国以外が整備する公共建築物での木材利用の状況を把握するための調査を行ってきたところ。</p> <p>公共建築物における木材利用の促進に向けては、引き続き、社会福祉施設等における木材利用の状況を把握する必要があると考えているが、調査の方法や時期などについては、自治体や事業者の負担も考慮して実施する必要があると考えており、ご提案いただいた内容を参考に、関係省庁と連携しつつ対応を検討してまいりたい。</p>	<p>「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」において社会福祉施設が木材の利用を促進すべき公共建築物の1つとされており、また、同方針に基づき社会福祉施設等における木材利用の状況を把握する必要性については承知しているところ。</p> <p>本提案は、現在実施されている調査に替え、調査対象とされている補助金・交付金事業における実績報告に付随して同事業による木材の利用状況を報告することで、①厚生労働省(社会福祉法人等)及び施工業者の3者の事務負担が軽減されるよう改善を図るものである。</p> <p>このため、例えば、調査に当たり十分な回答期間を設けること等によっては現状の負担が解消されない点に留意いただき、同調査の廃止(統合)について、しっかりと検討されたい。</p> <p>また、「検討してまいりたい」とのご回答をいただいたが、具体的な検討方法及び検討スケジュールの予定について、ご教示いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
166	166	群馬県、新潟県、【重点23】	いわき市、石川県、京都府、広島市、久留米市	×	特定都市河川の標識の設置に係る条例委任の見直し	特定都市河川に係る標識の設置について、国土交通省令で定める基準をそのまま準用する場合は、都道府県や政令指定都市、中核市(以下、「都道府県等」という)において別途条例を定めなくてもよいこととする。	【現行制度について】近年、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化により、全国各地で大規模な災害が発生していることから、特定都市河川浸水被害対策法が令和3年5月に改正され、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の本格的実践に向けて、特定都市河川の指定対象が全国の河川に拡大された。特定都市河川浸水被害防止法で指定できる施設(雨水貯留浸透施設、防災調整池、貯留機能保全区域)に設置する標識の記載内容について、特定都市河川浸水被害対策法第38条、第45条及び第54条において、「国土交通省令で定める基準を参照して都道府県の条例で定めること」を求めている。【支障事例】(制度改正の必要性)標識の記載内容は、参照すべき基準として国土交通省令に具体的に列記されており、都道府県等が独自の基準を定める余地が少ないものの、条例で定めることを規定されていることよって、特定都市河川の指定に向けた手続きと並行して、条例制定に係る多大な事務負担が発生している。【支障の解決策】特定都市河川に係る標識の記載内容について、国土交通省令で定める基準を変更する場合のみ、都道府県等で条例を定めることとする。	都道府県等の条例制定に係る事務負担を削減することができる。	国土交通省	○特定都市河川の指定に向けた関係機関との合意形成された後に、条例制定に係る手続きを行う必要があることから、限られた時間の中で多大な事務作業に加え、特定都市河川の指定時期に大きな影響を及ぼす。 ○当市は、中核市であり、現在、特定都市河川の指定はないが、令和元年東日本台風や令和5年台風13号等により甚大な被害を受けており、今後、被害軽減に関し、特定都市河川の指定に向けた検討を行う可能性がある。 この場合には、条例制定に係る事務負担が生じる事が懸念される。 ○当該制度の運用については検討前のため、現状、改正の必要性は具体的に生じていないが、検討を進める中で制度改正の必要性が高まることは十分に考えられる。	
167	167	群馬県	相模原市、久留米市	×	雨水流出抑制施設と浸透阻害行為の対策施設に係る許可の運用改善	都市計画法第33条第3項に基づく開発許可で求める雨水流出抑制施設と特定都市河川浸水被害対策法第32条で定める浸透阻害行為の対策施設の許可について、一方の許可で双方を兼ねることができるようにすることを求める。また、開発許可制度運用指針等に特定都市河川浸水被害対策法と調整が必要である旨を記載することも求める。	【現行制度について】アパートや店舗などの開発行為を行う際、都市計画法に基づく開発許可で求める雨水流出抑制施設と特定都市河川浸水被害対策法で定める浸透阻害行為の対策施設の双方の許可が必要である。目的は類似しているものの、許可基準・対象施設が異なるため、双方の基準を満たすよう必要対量の大きい方に合わせて施設設計を行い、施設を整備する必要がある。また、太陽光パネルの設置や駐車場の整備などは開発許可の対象となっていないが、特定都市河川浸水被害対策法では、許可の対象となるなど、規制が重なる部分がある一方で、異なる部分があり、申請者から許可基準がわかりにくいと相談を受けている。【解説】特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン(令和5年1月)では、雨水浸透阻害行為の許可に関して都市計画法の開発許可等との調整について記載があるが、都市計画法や開発許可運用指針には、関係部局との調整が必要なものと、宅地造成等規制法や農地法についての記載はあるものの特定都市河川浸水被害対策法についての記載がない。申請者にとっては、申請窓口一本化が望ましいが、現在では、それぞれの法を所管する担当部局毎に審査を行わざるを得ない状況である。【支障事例・制度改正の必要性】審査を行う自治体においても、都市計画法と特定都市河川浸水被害対策法とで許可対象や許可基準が異なるため、基準を満たしているかの確認を所管部署がそれぞれ行う必要があり、許可までの時間が倍増している(県内の特定都市河川流域における雨水浸透阻害行為許可と都市計画法の開発許可、双方の申請が必要になる申請は年間20件程度、各審査に必要な標準処理期間は各1か月程度)。そのため、都市計画法に基づく開発許可で求める雨水流出抑制施設と特定都市河川浸水被害対策法で定める浸透阻害行為の対策施設の許可について、双方の許可基準が統一されることが望ましいが、開発許可の審査の際に、特定都市河川浸水被害対策法の許可基準を満たすかどうかをチェックするといったプロセスを追加し、開発許可の対策量が多い場合は開発許可で、特定都市河川浸水被害対策法の対策量が多い場合は特定都市河川浸水被害対策法で許可をする、といったように、一方の許可で双方を兼ねることができるようにすることを求める。また、都市計画法の審査を担う所管部署への国からの通知などがなく、特定都市河川浸水被害対策法との調整の必要性が認識されていない。河川担当部署と都市計画担当部署間の円滑な調整を促すため、開発許可運用指針等に、特定都市河川浸水被害対策法と調整が必要である旨を記載すべきである。	申請者の施設設計に係る負担が軽減され、申請から承認までの時間短縮を図ることができる。また、許可手続きを行う行政事務の負担軽減、効率化を図ることができる。	国土交通省	○当市における雨水浸透阻害行為の許可事務については、開発調整部局にて受領する「開発許可の適用照会申請」にて申請された案件をもとに、許可の要否を判定しているところであるが、開発許可に該当しない駐車場の整備等においては、適用照会に至らないケースが散見されるため、組織内で漏れが生じるおそれがあることから、窓口の一元化もしくは双方の許可基準が統一される制度であることが望ましい。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>特定都市河川法第38条第3項、第45条第1項及び第54条第1項については、それぞれ雨水貯留浸透施設を設置した場合、保全調整池を指定した場合及び貯留機能保全区域を指定した場合に、標識を設置しなければならないことを規定している。</p> <p>この規定については、地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)に基づく検討の結果、標識については、一律に定められた基準に従うことを義務付けなくても、都道府県において適正な判断がなされることが期待できることから、「国土交通省令に定めるところにより」から「国土交通省で定める基準を参照して都道府県の条例で定めることにより」に改めたところ。</p> <p>「求める措置の具体的内容」の検討にあたっては、こうした経緯も踏まえつつ、標識の内容や条例制定の事務負担など、まずは全国自治体における実態の把握が必要である。このため、当該事務に対応する自治体への調査を実施した上で、国土交通省の対応方針を回答する。</p>	<p>当県では、令和5年12月に特定都市河川を指定した。指定に際しては、省令に定められた基準で必要十分であると判断し、基準以外の内容で種別設置に関する条例を制定したところであり、条例の制定はいわゆる「できる規定」で良いと考える。</p> <p>また全国的に、新たに特定都市河川の指定を検討している都道府県は多いと思われるため、他県のみならず、場合によっては種別選定される市町村も含めると条例制定に関する事務負担の影響は大きいと考えたため提案に至った。</p> <p>指定を行う際に必要となる標識の内容や条例制定の事務負担のみならず、条例の制定内容に、省令に定める基準以外の内容を定めた自治体がどのくらいあるかなど、全国自治体の状況を把握の上、改めて条例案任の見直しを検討いただきたい。また、具体的にどのようなスケジュールで調査を実施し、対応方針を決定するのか、御教示いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>都市計画法第29条に基づく開発許可及び特定都市河川水害対策法(以下、「特定都市河川法」と言う。)第30条に基づく雨水浸透阻害行為の許可については、以下のとおり、それぞれが対象とする行為の態様及び範囲が異なっている。</p> <p>都市計画法上の開発許可は、「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」に係る許可制度であり、良好な宅地水準の確保とともに市街化調整区域における開発行為を抑制する観点から、市街化区域、市街化調整区域等の区分に応じて許可を要する開発行為の規模が異なっている。一方、特定都市河川法における雨水浸透阻害行為の許可は、建築物の建築等の有無にかかわらず、宅地等に於ける雨水浸透阻害行為の許可は、建築物の建築等の行為を対象としており、また、流域における浸水被害対策という観点から、市街化区域、市街化調整区域等の別にかかわらず、一定規模以上の雨水浸透阻害行為については一律に許可を要している。</p> <p>また、特定都市河川法においては、指定される河川流域全体の浸水被害の防止を目的とするのに対して、都市計画法第33条第1項第3号に規定する開発許可における排水施設に係る基準は、「排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力」と定められているところ、「開発区域及びその周辺の地域」について、開発区域の直下流はともかく、下流域まで含まれることは困難である。</p> <p>上記の理由により、都市計画法に基づく開発許可及び特定都市河川法に基づく雨水浸透阻害行為の許可について、一方の許可で双方を兼ねることができるようにすることは困難である。</p> <p>また、開発許可制度運用指針等に特定都市河川浸水被害対策法と調整が必要である旨記載する点については、開発許可において密接な関係を有する法令は多岐にわたるため、開発許可制度運用指針において、「土地に対する行為の制限を定めた他の法令による許可・認可等の処分を必要とする場合」においては、その法令を所管する部局と連絡調整を密にし、極力当該法令に基づき提出される書類等との共通化を図り、申請者に無用の負担を課すことのないように取扱う旨の助言を行っているところである。</p>	<p>第1次回答のとおり、2つの法律の趣旨に相違があることは認識している。現在、両法律の許可対象となる行為、具体的には、都市計画区域内かつ特定都市河川流域内における宅地等以外の土地で行う一定規模(1000㎡)以上の建築物の建築を伴う行為については、両法律の基準を満たす必要があり、申請者が開発許可と雨水浸透阻害行為の許可を得るためには、両法律の所管部署に並行して協議を行い、両法律で求める必要対策量を所管部署に確認のうえ、申請をしている。また、所管部署同士も、双方で調整の上、雨水浸透阻害行為の審査、許可業務を行っているところである。</p> <p>他方、特定都市河川指定に伴い、申請者にとっては指定前と同様の行為を行う場合においても、申請先及び申請書類が増え、また、許可事務手続きを担う行政においても、許可事務の追加やそれに伴う関連部署間での連絡調整が新たな業務として増え、当県では増員して対応している。こうした申請者及び行政における事務負担の軽減や効率化を図るため、一方の許可で双方を兼ねることができるよう、再度御検討をお願いしたい。</p> <p>許可事務の業務が増えることは、特定都市河川指定の推進における障壁にもなっていると想定され、全国自治体の実態も調査いただいたうえで、今後の対応を検討いただきたい。</p> <p>また、開発許可制度運用指針等に特定都市河川浸水被害対策法と調整が必要である旨記載する点については、土地に対する行為の制限を定めた他の法令に比べ、指定地域が限られていることもあり、調整の必要性が未だ十分に認識されていない状況であることから、申請漏れを防ぐために他法令という曖昧な表現ではなく具体的な記載をお願いするものである。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
168	168	さいたま市、札幌市、仙台市、福島県、千葉県、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、東京都、大阪市、広島市、北九州市、福岡市	北海道、いわき市、平塚市、豊田市、三重県、鹿児島市	x	ビデオ喉鏡を用いた気管挿管にかかると、認定を受けるためには、以下の手順を踏む必要がある。 (気管挿管講習⇒気管内チューブ実習(医療機関の手術室)における気管挿管の実習30症例)⇒都道府県MC協議会の認定⇒ビデオ喉鏡講習⇒ビデオ喉鏡実習(習熟度に応じて2〜5症例)⇒都道府県MC協議会の認定)	現在、気道確保を行うための手段として、「気管内チューブによる気道確保」及び「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保」があるが、認定を受けるためには、以下の手順を踏む必要がある。 (気管挿管講習⇒気管内チューブ実習(医療機関の手術室)における気管挿管の実習30症例)⇒都道府県MC協議会の認定⇒ビデオ喉鏡講習⇒ビデオ喉鏡実習(習熟度に応じて2〜5症例)⇒都道府県MC協議会の認定)	平成27年6月4日付け消防庁救急企画室長・厚生労働省医政局地域医療計画課長通知(消防救第74号、医政地発0804第1号)にて、「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡実習」は、「気管内チューブ実習」で30症例の成功を取め、都道府県メディカルコントロール協議会から「気管内チューブによる気道確保」の認定を受けたのちに実施することとされている。そのため、2度にわたって派遣調整、認定申請を行うこととなっており、「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保」の認定までに時間を要している。	救急救命士が、様々なリスクのある気管挿管を実施するに当たり、より安全・確実な「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保」を早期に選択することができるようになる。	総務省、厚生労働省	〇具体的な支障事例に加え、当県では、救急救命士の資格認定のための運用試験が各地区メディカルコントロール協議会にて実施されており、「気管挿管プロトコール運用試験」に合格し、病院実習を修了してから県で、「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡」についても同様に、気管挿管及びビデオ喉鏡運用試験が同時期に実施されるため、気管挿管救命士がビデオ喉鏡救命士になるまで最低でも1年間の時間を要している。 本支障事例が解消されることで、当県の登録要領が変更される可能性はある。 〇消防本部における実習に係る人員負担を考慮すると、より短期間で(1日でも早い)病院実習の履修が強く望まれることから、実習施設の実習修了のほか、都道府県MCの認定事務が確実に確認できる体制下で、円滑に実習を実施できる仕組みの形成(制度改正)が必要と考える。	
169	169	特別区長会	岩手県、花巻市、仙台市、陸奥市、東久留米市、相模原市、横須賀市、藤沢市、三川県、大垣市、浜松市、京都府、亀岡市、兵庫県、茨城県、八幡浜市、福岡市、長崎市、熊本県	x	デジタル基盤改革支援補助金(標準化に係る事業)の交付にかかる要件の緩和	1 交付申請の提出期限の見直し BPR検討(標準仕様との比較分析)等を行った後、必要なシステム改修項目が決定される。標準化対象システムによっては、標準仕様との仕様との差異が大きくなり、検討項目が多いため、BPR検討の終了に時間がかかることが予想される。その結果、10月以降に補助金対象の改修費が決定したシステムについて、交付申請ができず、必要な経費が申請できない状態となる。 2 交付金の早期決定・契約可能時期の早期化 交付決定について契約交渉期間確保の為現在の2か月程度要している処理を、週間程度に早期化を図ること。又は交付決定前から契約締結を含めた事業者手が可能となる措置を求める。 3 資料の簡素化 申請に必要な資料について、経費区分をシステム調査・Fit & Gap・BPR検討等の区分ごととする資料を計画修正が行いやすいよう、標準化全体資料として簡素化することを求める。	1 交付申請の提出期限の見直し BPR検討(標準仕様との比較分析)等を行った後、必要なシステム改修項目が決定される。標準化対象システムによっては、標準仕様との仕様との差異が大きくなり、検討項目が多いため、BPR検討の終了に時間がかかることが予想される。その結果、10月以降に補助金対象の改修費が決定したシステムについて、交付申請ができず、必要な経費が申請できない状態となる。 2 交付金の早期決定・契約可能時期の早期化 デジタル基盤改革支援補助金申請のため、標準化に係る構築経費等について、実際の契約日より非常に前段階での見積りが必要であり、見積り交渉が満足に行えない状態である。 また、事業者の人員不足や外付システム対応などの調整により、事業計画及び見積り交渉が難行し、契約2か月前に事業計画及び見積書の提出ができず、契約を延期した事例も発生している。 3 資料の簡素化 標準化対応は事業者の対応、スケジュールなどが、日々更新されており、交付申請時の事業計画が形骸化する可能性が高い。 また、細かい経費の積算ができず契約を延期した事例も発生している。 4 総括 標準化事業は令和7年度末までという短期間での対応が必要であるが、先の支障事例のように、現在の申請方法では契約が滞り、事業執行に大きな影響が生じる恐れがあり、申請を断念せざるを得ない場合や、もしくは令和7年度末までの標準化対応の遅延が懸念される。	1 交付申請の提出期限の見直し ・契約締結を適切な時期に執行することができる。 ・標準化事業の円滑な執行に寄与する。 ・申請期間内に、急遽生じた対応などへの補助金申請が可能となる。 2 交付金の早期決定・契約可能時期の早期化 ・見積り交渉を長期に行うことができるため、より適正な価格での契約が可能となる。 ・契約締結を適切な時期に執行することができる。 ・標準化事業の円滑な執行に寄与する。 3 資料の簡素化 ・申請資料作成の省力化による交付申請事務の期間短縮が見込める。 ・申請書審査の省力化による交付決定事務の期間短縮が見込める。 ・計画の都度修正が容易となり、状況に応じたフレキシブルな事業執行が可能となる。 ・簡素化により自治体間で情報共有可能な資料となることで、資料の共有・転用が可能となり、事業進捗の自治体間での格差を正し及び申請・審査事務の期間短縮が見込める。	1 交付申請の提出期限の見直し ・契約締結を適切な時期に執行することができる。 ・標準化事業の円滑な執行に寄与する。 ・申請期間内に、急遽生じた対応などへの補助金申請が可能となる。 2 交付金の早期決定・契約可能時期の早期化 ・見積り交渉を長期に行うことができるため、より適正な価格での契約が可能となる。 ・契約締結を適切な時期に執行することができる。 ・標準化事業の円滑な執行に寄与する。 3 資料の簡素化 ・申請資料作成の省力化による交付申請事務の期間短縮が見込める。 ・申請書審査の省力化による交付決定事務の期間短縮が見込める。 ・計画の都度修正が容易となり、状況に応じたフレキシブルな事業執行が可能となる。 ・簡素化により自治体間で情報共有可能な資料となることで、資料の共有・転用が可能となり、事業進捗の自治体間での格差を正し及び申請・審査事務の期間短縮が見込める。	総務省	〇1 交付申請の提出期限の見直し 前年に予算化したものの、国から提示された最新資料から再検討となり、10月以降に契約締結できない恐れがある。その結果、10月以降に補助金対象事業の変更、又は廃止が発生したとしても、交付申請ができず、必要な経費が申請できない状態となる。 2 交付金の早期決定・契約可能時期の早期化 年度当初から契約する事業がある場合、交付申請の通知が届いてから提出まで短期間で作成することとなる。 3 資料の簡素化 交付申請時は通知されてから短期間で作成する必要があるため、資料が複雑であること記入ミスの恐れが高まる。 〇提出すべき計画書等の資料は仔細に渡り、資料作成には標準化を進める事業者と仕様検討を進める必要があり、契約前にあって事業者の参画を求める状況になっている。 当県は令和7年度での対応を進めているが、業者との契約時期の問題は、交付決定時期と密接に関連し、事業執行上の懸念が顕在化することが予想される。 〇本提案の実現により、補助金申請における事務の省力化が見込まれると共に、事業者との調整期間の確保によって、より精度の高い見積書等、各種資料の徴収が可能になると思われる。また、補助金申請時期に際しても柔軟な対応が可能となるため総じて享受されるメリットは大きい。 〇市町村において、デジタル基盤改革支援補助金の申請を行った際、内容の審査に非常に時間を要したため、契約時期が遅れ、期間内での事業実施が極めて困難であった事例が、複数存在した。 〇令和7年度迄の移行完了が迫る中、全国の自治体からの申請が短期間に集中して行われることや、不測の事態による変更申請対応が予想されるため、(処理期間を1週間程度とするのが妥当かどうかは別として)、円滑な事業実施には審査の簡素化や迅速化が望ましい。 また、複数システムについて同時並行的に作業対応が集中することから、要件緩和等により自治体側の作業負担軽減を図ることが望ましい。 〇左記のとおり、補助金申請に係る事務が負担となっているほか、補助金の事業期間が令和7年度迄とされているため、移行困難システムについては令和8年度以降の予算確保が困難な状況である。 また、補助対象経費が限られていることに加え、ガバメントクラウド利用料については、現行のサーバ等の運用経費を上回ることや為替リスクが懸念されるなど費用負担の懸念がある。 現在、国において令和8年度以降の財政措置については検討中とされているが、所要の移行完了の期限までの移行経費については全額補助対象とすべきである。 また、標準化に伴い一体的に対応が必要となる事業についても全額補助対象とするとともに、ガバメントクラウド利用料については、現行のサーバ等の運用経費を上回ることのないような措置を講ずるべきである。 〇1 交付申請の提出期限の見直し について 改版が続く標準仕様への対応や制度改正に伴うシステム改修の追加対応の為、ベンダーより当初見込んでいた時期での標準化対応が困難との申出が複数発生しており、その調整のために提出期限超過する可能性が予測される。 標準化対応する自治体を支援する当該補助金の主旨を鑑み、自治体の実情を勘案した提出期限の設定を希望する。 2 交付金の早期決定・契約可能時期の早期化 について R7年度末の移行期限が迫った現状において、申請後交付決定まで2箇月近く待たされており、構築スケジュールの遅延が生じている。少なくとも、貴省(LIS制)より自治体へ示されている交付決定の目安期間(1箇月程度)を遵守していただき、円滑な標準化対応に協力いただきたい。



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>ビデオ硬性挿管用喉頭鏡(以下「ビデオ喉頭鏡」という。)(については、平成22年度救急業務高度化推進検討会における検討内容を踏まえ、気管内チューブによる気道確保の認定を受けている救急救命士(以下「気管挿管認定救命士」という。))が追加で選択可能な器具として、平成23年8月に気管挿管認定救命士が追加の講習及び実習を受けた上で、追加の認定を受けた場合に、ビデオ喉頭鏡を用いて気管挿管を実施できることとした。平成27年6月には、気管内チューブによる気道確保の実習(以下「気管内チューブ実習」という。))の前にビデオ喉頭鏡講習を受講することも差し支えないこととし、それにより、気管内チューブ実習とビデオ喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保を行うための実習(以下「ビデオ喉頭鏡実習」という。))を連続して行うことができることとなった。</p> <p>その際、都道府県メディカルコントロール協議会から医師の具体的指示下での気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定(以下「気管内チューブ認定」という。))証の交付を受けた者であって、都道府県メディカルコントロール協議会又は地域メディカルコントロール協議会が対象として認めた者を対象としてビデオ喉頭鏡実習を行うこととしているところであり、ビデオ喉頭鏡実習を行うに当たっても、医学的観点から処置の質を保障する趣旨でこのようなメディカルコントロール体制は必要と考えている。</p> <p>一方で、平成27年6月に、ビデオ喉頭鏡講習を気管内チューブ認定より以前に受講することも差し支えないとしたことにより、気管内チューブ認定等を受けた後、速やかにビデオ喉頭鏡実習を開始することを可能としており、それに加え、地域の実情に応じ、気管内チューブ実習とビデオ喉頭鏡実習の派遣調整を合わせて行うことも可能である。国としても、ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管の速やかな認定に資する取組について情報提供を行うことの検討を行っている。</p>	<p>当市においても、気管内チューブ実習とビデオ喉頭鏡実習を前後させる意図はなく、気管内チューブ実習後にビデオ喉頭鏡実習を実施するという現在の順序の維持は、処置の質を保障する趣旨で重要であると考えている。</p> <p>一方で、気管内チューブ実習から認定まで時間がかかる地域があるというのが実情であり、医師の具体的指示下で気管内チューブ実習を修了した者であっても、気管内チューブ認定証の交付までの期間はビデオ喉頭鏡実習を実施することができないため、ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管にかかる認定の迅速な取得を妨げている。</p> <p>また、実習に係る期間が2回に分かれていることから、気管内チューブ実習とビデオ喉頭鏡実習の派遣調整を合わせて行ったとしても、病院との調整及び救急隊の人員調整が非常に煩雑となっている。</p> <p>本提案が実現すれば、救急救命士がより安全・確実な「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保」の早期の選択が可能となることにも、病院との調整・派遣にかかる人員調整を効率的に行うことができるようになるため、気管内チューブ認定前に、気管内チューブ実習に引き続きビデオ喉頭鏡実習を実施可能であることを要望する。</p> <p>なお、提案の実現に向けた検討に当たり、実習の順序を担保する必要がある場合には、都道府県メディカルコントロール協議会又は地域メディカルコントロール協議会への気管内チューブ認定に係る書類の提出をもってビデオ喉頭鏡実習の開始を認めるなどの対応を検討願いたい。</p> <p>また、制度改正等に時間を要する場合は、ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管の速やかな認定に資する取組に関する情報提供を行うことについて、早急を実施することを要望する。</p>	<p>【豊田市】 平成27年6月に、気管内チューブ実習の前にビデオ喉頭鏡講習を受講することも差し支えないこととされ、気管内チューブ実習とビデオ喉頭鏡実習を連続して行うことができることとなった。</p> <p>しかし、気管内チューブ実習後に気管内チューブ認定を受けることとなり、気管内チューブ認定者でなければビデオ喉頭鏡実習を行うことができないこととなっているため、事実上、気管内チューブ実習とビデオ喉頭鏡実習を連続して行うことは不可能である。</p> <p>従って、気管内チューブ実習を修了していれば、気管内チューブ認定証交付前でもビデオ喉頭鏡実習を行うことができる仕組み(制度改正)が構築されるよう強く要望する。</p>	<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>1. 可能な時期から可能な範囲で対応することとし、「令和7年度におけるデジタル基盤改革支援補助金(地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業)の交付申請について(地方公共団体情報システム機構管理部長通知)」に反映を行う。なお、総務省としては、令和7年度末までに移行が困難な移行困難システムに係る補助金の対応については、別途検討することとしている。</p> <p>2. 申請内容等により処理期間は異なるものであり、常に2ヶ月かかっている訳ではないが、事務処理体制上可能な範囲で引き続き適正な処理期間で実施する。</p> <p>3. 申請に必要な資料については、地方公共団体からのご意見を伺いながら、随時、申請に必要な資料の簡素化を実施している。</p>	<p>1. 令和7年度は標準化に係る事業の対応期限であり、令和6年度から着手しなければならぬものばかりである。それにもかかわらず、現在も税務システムをはじめとして、各システムの標準化に係る仕様の改修が続いているため、システム改修の仕様確定ができず、契約時期の遅延が発生している。このような状況で、令和6年10月31日という交付申請期限は、事業を対応期限までに完遂させるうえでの重大な支障となっている。以上のことを鑑み、令和6年度の交付申請より交付申請時期の要件を緩和するよう強く要望いたします。</p> <p>また、令和7年度の交付申請の要件緩和の反映時には、令和6年度以前の補助金対象案件で、申請期限や補助金の限度額等を理由として交付申請ができなかった案件についても、令和7年度に事後的に補助対象とするなど、何らかの救済措置を設けるよう検討いただきたい。</p> <p>移行困難システムについては、現時点で補助金対応の明示がないため本提案の要望とはしていないが、本補助金の対象とするともに、そのことについて早急にお示しいただきたい。</p> <p>2. 交付申請通知には、交付申請の受理から交付決定まで1か月程度を要するとの記載があり、各自自治体は通知に基づき契約処理までの調整を行っている。交付決定までの期間が長期化する場合は、自治体と各システム構築事業者間との調整に負担を生じさせている。今年度の交付申請から交付申請通知記載の1か月での決定を厳守していただくのはもとより、更なる交付決定の早期化を検討いただきたい。</p> <p>3. 業務上の負担軽減となるよう、今後も引き続き資料の簡素化の検討を継続していただきたい。</p>	<p>【仙台市】 当市においては、移行困難システムの移行作業を、令和10年度まで順次行う予定としているため、令和7年度末までとされているデジタル基盤改革支援基金の設置期限について、少なくとも移行作業が完了する令和10年度までとするなど、地方公共団体における移行完了時期を踏まえた、十分な補助金の事業期間の延長がなければ、予算の確保の見通しが立たず、事業執行が極めて難しい。</p> <p>【福岡市】 「令和7年度末までに移行が困難な移行困難システムに係る補助金の対応については、別途検討をすることとしている」とされているが、令和8年度の予算編成に影響があるため、遅くとも令和6年度中には具体的な方向性を示していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 交付申請の提出期限の見直しや交付金の早期決定・契約可能時期の早期化については、標準システムへの円滑な移行のため、可能な限り実現していただきたい。</p> <p>システム移行に係る経費については、全額国庫補助により必要額を確実に措置すること。また、移行期限を見直したシステムについては、令和8年度以降も同様に必要な財政支援を確実に講じること。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
170	170	特別区長会	北海道、花巻市、長野県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、高知県、熊本県、宮崎県、沖縄県	×	養育里親・親族里親に委託している子を育児休業の対象とする子に含めること	育児休業の対象となる子の範囲は、①法律上の親子関係がある養子及び養子となる子を育児休業の対象とする子に含めること、②特別養子縁組の監護期間中の子、③養子縁組里親に委託されている子、④その他これらに準ずる者(養子縁組里親委託について実親からの反対でやむを得ず養育里親として委託している子)に限られているが、特別養子縁組を目的としていない養育里親及び親族里親に委託されている子についても、同制度の対象とすることを求める。	里親へ委託する必要がある児童は、虐待などで保護者が養育することができない子どもであり、特に2歳までの時期は、子どもの発育形態とその後の成長にとって重要な期間である。当区では、養子縁組里親よりも養育里親を必要と判断する場合は、養育里親に登録している約8割が共働き家庭であり(全国では約7割(内閣府「男女共同参画白書 令和4年度版」より))、養育里親になることを望んだとしても、就労状況によって職場と調整を要することがあることから、結果として里親登録を断念してしまうことが考えられる。安定した里親子関係を構築し、里親不調などを防ぐためには、委託直後の期間等について、「子ども過ごす時間」を十分に確保できることが重要であり、養子縁組里親であるか否かに関わらず全ての里親が育児休業が取得できるようにすることで、里親になりやすく委託がしやすくする労働環境の整備を図る必要がある。	—	<安定した生活環境の提供> 養育里親及び親族里親との信頼関係を築く時間を設けることができるため、里親家庭が子どもにとって安心して生活できる環境となる。これは、社会的養護の原理である「すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって養育されるべき。『あたりまえの生活』を保障していくこと」の実現につながる。 <里親登録数の増加及び里親委託率の向上> 養育里親にも育児休業が認められた場合、里親の抱い手を増やすことに寄与できる。里親登録数が増加すれば、子どもの措置権限を有する児童相談所の措置先の選択肢が広がることから、相乗的に里親委託率の増加につながる。	厚生労働省	○当市では、虐待等、保護者による養育が難しい児童が、安心して生活できるよう、国が推し進める里親等家庭環境での養育を受け、県が取り組む要保護児童の里親委託の普及啓発に協力している。また、実際に県から委託を受けて里親活動を行う方からの養育に関する相談等にも対応している。その中で、養育里親が要保護児童と信頼関係を築いていくため、時間や手間等を費やしていることを把握していることから、里親が要保護児童の育児のため取得する育児休暇に賛同するものである。 ○共働きの里親家庭については、実際に低年齢児を委託検討する中で、育児休暇が取得できないことから、委託が出来なくなるケースがあった。 委託開始時期によっては、所属が決まるまで自宅で見てもらう必要があるケースもあり、こういったケースで育児が取得できると委託可能なケースが増える。特に0歳児や1歳児は保育所に入所が困難な地域があるため、育児が取れる状況であれば、委託可能になる家庭がある。
171	171	特別区長会	花巻市、川崎市、相模原市、長野県、春日井市、大阪府、愛媛県、高知県、熊本県、沖縄県	×	医師が常駐する介護老人保健施設を今更にするための法律において、医師が常駐する介護老人保健施設の許可を受けた施設を医療型短期入所サービスの指定を受けたものとみなすこと	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において、医師が常駐する介護老人保健施設の許可を受けた施設については、医療型短期入所サービスの指定を受けたものとみなす規定を追加すること	医療的ケア児者に必要なサービスとして、医療型短期入所サービスを希望する声が多いが、十分にサービスを提供できる体制が整っておらず、需要に対して供給が追いついていない。新たに公立の施設を設置するためには、相当の期間と金額を要することから、複数個所に設置することは難しく、全ての医療的ケア児者が気軽に利用できる距離に設置することは難しいため、支障の解決方法として現実的ではない。 一方で、当区内の介護老人保健施設は利用者が減少しており、利用者を受け入れる余裕がある。介護老人保健施設は、厚生労働大臣が定める施設基準並びに(厚生労働省告示第551号)において、利用者を受け入れる余裕のある施設とされているため、利用者を受け入れる余裕のある介護老人保健施設で医療型短期入所サービスの導入が進めば、医療的ケア児者が気軽に医療型短期入所サービスを利用できる環境を整えることができると考えられる。 しかし、介護老人保健施設において医療型短期入所サービスを実施しようとする場合は、その申請に必要な書類が多いことや、記載事項が多いこと等、申請に係る手間の多さがハードルとなっており、導入が進んでいない。実際に、当区内において令和6年4月1日付けで新たに医療型短期入所の指定を受けた介護老人保健施設があるが、その手続きには相談から指定まで半年以上の時間を要したうえ、書類作成、打ち直し、訪問も含め、多くの手間を費やした。	全国介護老人保健施設協会は、介護老人保健施設を今更にも継続的に運営するための方法の一つとして、介護老人保健施設において障害福祉サービスを導入することを検討しているが、手続きの煩雑さから積極的に呼びかけるまでに至っていない。	介護老人保健施設において、医療型短期入所サービスを実施するハードルが下がれば、介護老人保健施設における医療型短期入所サービスの導入が進む。 身近な場所で気軽に医療型短期入所サービスを受けられる環境が整うことで、医療的ケア児者の家族などがケアを行う立場の方が安心して生活することができるようになる。 利用者を受け入れる余裕のある介護老人保健施設においては、医療型短期入所サービスを実施することにより効率的に運営することができる。	厚生労働省	○医療的ケア児者の地域生活に必要なサービスである医療型短期入所サービスを希望する声が多いが、サービスを提供する医療機関は少ない。 介護分野から障がい分野に参入の希望があった場合、指定手続きが簡素化されていることで、医療型短期入所サービスの受け皿が増えると考えられる。 ○特に医療的ケア児に必要なサービスとして、医療型短期入所サービスを希望する声が多いが、十分にサービスを提供できる体制が整っておらず、需要に対して供給が追いついていない。 ○当市における介護老人保健施設については、稼働率が高く受入の余裕があると言えない状況ではないため、提案団体は状況が異なるが、当市の医療型短期入所3事業所のうち、1つは休止状態、他の事業所についても看護師等の人員体制が十分に整わず、利用者からはなかなか予約がとれないといった声が寄せられており、あらゆる方策で事業参入を促したい。 ○各種関係機関、当事者団体代表等にて構成される当市地域自立支援協議会医療的ケア児等支援部会において、議論を重ねた結果、現状課題の1つとして、「介護者の負担軽減(レスパイト)」を挙げている。解決方法として挙げられるのが、レスパイト入院やショートステイの利用ですが、医療的ケア対応の施設が少なく、介護者のレスパイトとしての社会資源が不足している状況です。もし、介護老人保健施設がその受け皿になれば、課題解消に向け一歩前進できます。 ○当果についても介護老人保健施設において医療型短期入所サービスを実施しようとする場合には、法人の定款の変更のための理事会開催に始まり、必要な審式の整備に数カ月を要している。県の担当も医療型短期入所サービス事業所の開設促進にあたり、申請手続きについての指導に時間を割かざるを得ず、施設職員向けの支援技術研修等、支援の質の担保に割く時間が不足しがちである。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>ご提案の趣旨は、安定した里親子関係を構築し、里親不調となることを防ぐことや里親家庭がご家庭にとって安心して生活できる環境にすること、里親の抱い手を増やすことに寄与でき里親委託率の増加につながることにあり、これらを通じた子の福祉のためであると考えられる。</p> <p>一方で、育児・介護休業法の目的は同法第1条にあるとおり子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とされ、この目的の下、育児休業制度が規定されているものである。</p> <p>育児休業は原則として子が1歳になるまでを対象としているところ、当該子の範囲については、育児・介護休業法が雇用の継続を図ることを目的として制定されたものであることに加え、育児休業が要件を満たした労働者の申出を拒むことができない強い権利(形成権)であり、かつ、全ての事業所に適用される最低基準ということから、法律上の親子関係がある子のほか、法律上の親子関係に準じる関係として養子縁組里親に委託されている子等としている。</p> <p>このため、子の養育実態があることだけで育児休業の対象となる子に含めることは適当ではなく、少なくとも法律上の親子関係に準じる関係と言えるか否かという観点から検討が必要である。</p> <p>具体的には、養育里親や親族里親については、親権がある実親等が何らかの事情で養育できない実態に鑑み、児童相談所が養育里親や親族里親に委託している間に限り養育すること、その委託期間は短期や一時的であることや、委託及び委託解除を通じて複数の要保護児童を継続的に養育するなど様々な場合があると承知している。</p> <p>このため、法律上の親子関係に準じる関係があるとはいえず、育児・介護休業法の目的も踏まえると、養育里親と親族里親に委託されている子を育児休業の対象とする子に含めることは、困難である。</p> <p>なお、次世代育成支援推進法において、各事業主が養育里親や親族里親と委託されている子との関係構築のための休暇等の制度を独自に設けるなどの取組をすることは望ましいものである。</p>	<p>里親委託は、児童相談所のアセスメントにより委託期間を見込んで方針を決定しているところ、2年若しくはそれ以上の委託期間が見込まれる場合には養育取得を含めて検討することで里親委託が促進されるものと考えて提案に至っている。</p> <p>回答にあるように、育児・介護休業法の目的は第1条に記載されているとおりだが、その趣旨は雇用の継続と経済的な支援を行うことで仕事を持ちながら子育てが可能となるよう、そして仕事のために子どもを持つことをあきらめたくないような社会を作ることであり、少子化対策の一環を担っているものと認識している。</p> <p>一方、里親制度は里親の種別を問わず、実親のもとで適切に養育されることが困難な児童が、特定の大人との養育関係の下で養育され、安心感の中で基本的な感情を養育し、自己肯定感を育んでいくための制度である。そのことは、児童が成人となり、将来の日本の経済や社会を支える者となるための支援でもあり、「経済及び社会の発展に資することを目的」とする育児・介護休業法と目指すところは同じと言える。</p> <p>里親は「児童を親に監護する者」として児童福祉法上は保護者に位置づけられている。児童の保護者であれば、法律上の親子関係の有無にかかわらず、雇用の継続と児童の養育の両立の課題があると考えられ、一般家庭と同様の支援が必要ではないか、少子化対策の取り組みとしても、多様化する子育て家庭の様々なニーズに因って答えることが必要であり、各事業者の独自の制度に委ねるのみでは不十分だと考える。育児・介護休業法の目的を踏まえつつも、里親の種別を問わず育児休業取得の対象とすべきである。</p>	<p>【岡山県】</p> <p>現時点においても、養育里親が中長期にわたり子どもの委託を受けることは多い状況であるが、国において、家庭養育優先原則とパーマナンシー保障の理念に基づく社会的養育を推進していることから、今後、ますます中長期での養育里親への委託が増えることが想定される。適度な環境で生き抜いてきた子どもを養育していく上で重要な信頼関係の構築は、実子の養育以上に時間とエネルギーが必要となる。その結果、養育里親である労働者が離職することもある。育児・介護休業法の観点からも、子どもの養育を担っている養育里親である労働者が、育児休業を取得し、安定して養育できる環境を整えることで、離職を防ぎ、よりよい養育を行うことで、労働者としても、養育里親としても、社会の発展に寄与することができるように、「数少ない」子どもの福祉にも寄与すると考えるが、いかがか。</p>	
<p>現行制度においては、他の法律による開設許可等を受けたことで、指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたとみなしてはならず、例えば、介護保険サービス事業所が共生型障害福祉サービス事業所の指定を受けるにあたっても指定申請が必要です。</p> <p>令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)の一部を改正し、令和6年4月から介護老人保健施設が医療型短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の申請をする際の書類の提出について、事務負担軽減の観点から、介護老人保健施設に係る許可の申請において提出する書類と同様の書類については省略可能な取扱いとすることをす。</p> <p>なお、提案については、法律の改正が必要ですが、障害福祉サービスは、介護保険制度と同様に、3年を1期として各自治体で障害福祉計画を定めて整備を進めるとともに、報酬設定や指定基準もこの3年の計画期間と合わせて見直ししていることから、制度を見直すタイミングも含め、関係者の意見等も踏まえながら、引き続き検討いたします。</p>	<p>お示しの規則の改正により申請書類の簡略化はされたものの、依然として必要書類の作成や申請手続きに時間を要しており、申請のハードルが下がったとまではいえぬ状況にある。</p> <p>現在、比較的軽い医療的ケア児者を受け入れる施設が圧倒的に不足しており、医療的ケア児者の地域生活や、家族のレスパイトの観点から、受け入れ施設の確保は早急に対応すべき課題となっている。かつ、比較的軽い医療的ケア児者が必要とする医療的ケアについては、介護老人保健施設において日常的に対応している処置も多く、介護老人保健施設における医療的ケア児者の受け入れはスムーズに行うことが可能であり、現場で大きな混乱が生じることは考えづらい。</p> <p>令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において国は、地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化を掲げており、この対象は地域で暮らす全ての障害者であるが、現在、医療的ケア児者については「緊急時の受け入れ・対応」の機能が十分ではなく、早急な整備が必要となっている。</p> <p>以上を踏まえ、次期計画を待たず、早急の実施を検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
172	172	大阪市、京都府、京都市、堺市、兵庫県、徳島県、指定都市市長会、関西広域連合	北海道、法貨県、岡山県、高知県、熊本市、宮崎県、沖縄県	×	一時保護施設(事項名)	一時保護施設の設備及び運営に関する基準に定める措置の期間の延長	一時保護施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第百二十三号)を準拠し運営等を行うとともに、平成28年の児童福祉法改正(「一時保護ガイドライン」(平成30年厚生労働省局長通知)を踏まえ、環境整備等)に取り組んでいる。当市でも個室化・ユニット化による生活環境の向上とともに入所定員の増員を図るため、令和8年度を目途に一時保護施設を4か所体制とする施設整備と、これまでの配置基準に基づく計画的な職員確保や人材育成に取り組んできているところである。このような状況の中、令和6年に新たに策定された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」(令和六年内閣府令第二十七号)では、一時保護施設におけることもの状況を踏まえ、一時保護施設の質を担保し、より手厚い児童支援に資するものとなっているが、ユニットごとの夜間職員の配置や児童10人につき1人以上の心理療法担当職員の配置が必要になるなど、これまでの基準に比べ、大幅な増員が必要となる。職員の確保にあたっては、計画的な人材の確保と専門性の育成が必要となるが、経過措置の期間はわずか2年間となっており、短期間での急激な職員増は、職員の確保だけでなく、多くの新任職員を招き、指導・管理体制を整わない中、人材育成が追いつかず、支援の質の低下を招きかねない。支援の質を低下させることなく、定員を確保するためには、経過措置期間として5年程度は必要である。	一時保護施設に入所することも虐待など様々な課題を抱えており、どのような支援・養護を行うか、どのように接するかなど、その対応にあたっては高度な専門性と経験が求められる。また、夜間には単に就寝している児童を見守るだけではなく、情緒が不安定な児童による器物の破壊や職員への暴力行為など問題行動が起こりやすい時間帯でもあり、単に必要な職員数を確保するだけでなく、子ども一人ひとりにあった支援が行えるよう人材育成していくことが重要である。経過措置期間の延長により、地方の実情に応じて計画的に人材の確保や育成に取り組むことができ、各自自治体で専門性をもった職員が一時保護施設に入所することもちの個々の状況に応じきめ細かく支援することが期待できる。	子ども家庭庁	○当県においても同様の状況であり、基準に基づき一時保護所に入人員配置を行う場合、専門職員が不足することが見込まれる。また、児童虐待相談件数が増えたことにより、児童相談所の児童福祉司及び児童心理司を増やせる構わない状況下において、一時保護所の人員の確保となると、質が担保できないものとなる。さらに、各配置すべき職員の具体的な業務内容が基準で明記されていない。	
173	173	大阪市	仙台市、さいたま市、上尾市、新潟市、浜松市、神戸市、広島市、熊本市	×	地域型保育事業に係る連携施設の要件の緩和	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成二十六年厚生労働省令第百六十一号)では、地域型保育事業については、小規模かつ2歳までの保育であることから、「1 保育内容支援」、「2 代替保育」、「3 卒園児の受け皿の確保」の3要件で合意した連携施設の確保を必要としているが、令和6年度末までは連携施設がなくても認可できる経過措置がある。当市では、地域型保育事業者に対して、経過措置期間内に連携施設を確保することを求めているが、なかなか連携施設の確保は進んでいない。平成28年から、連携先となる施設へのインセンティブとして「連携施設支援事業補助金」を創設し、連携施設を確保できない地域型保育事業所に対して、個別に連携先の候補となる保育所等とのマッチングを行っているものの、令和6年4月時点では、3項目の完全合意をしている事業所は約6割程度にとどまっている。制度開始後約10年を経過した現時点では、新たに連携先になる保育所・認定こども園等が少なくなっているため、これ以上連携が進むことは期待できない。このような現状を踏まえ、地域型保育事業所の自助努力やこれまでの当市の取組だけで、経過措置期間内に、更には仮に経過措置期間が延長された場合においても全事業所が連携施設を確保することは困難である。しかしながら、小規模保育の地域型保育事業所の入所児童に集団保育を経験する機会を確保するとともに、緊急時にも保育を実施するための保育士を担保することは必要である。現在、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」において、一定の条件(①保育所・認定こども園、幼稚園による連携が著しく困難であること)②代替保育の実施によって本来の事業の実施に支障が生じないこと③代替保育を実施した場合の役割分担及び責任の所在が明確であることを要件とする。)を満たせば、「代替保育」については、地域型保育事業所同士の連携を認められている。一方で、「保育内容支援」については、地域型保育事業所同士の連携が認められていない。そこで、地域型保育事業所の連携施設の確保を進めるため、「保育内容支援」についても地域型保育事業所同士の連携を認めるよう、認可要件を緩和して欲しい。	「保育内容支援」について連携施設を確保できていない複数の地域型保育事業所から、自助努力では連携施設を確保することができないため、地域型保育事業所同士の連携でも、認可要件を充たしたという扱いにしてほしいという意見が寄せられた。	保育内容支援についても事業所同士の連携を認められた場合、これまで、代替保育だけで連携していた事業所同士が、日常的に相互で保育支援も連携することで、日常的に相互で保育支援を行い、不測の事態での応援派遣をスムーズに実施することが可能になる。例えば、複数の事業所が運動会や誕生日会等のイベントを共催することで、2歳児等の集団保育の機会を確保し、保育に関する情報を共有できるようになるとともに、異なる事業所の保育士間で相談しやすい環境ができる。更には、従来の代替保育だけでは連携が叶わなかった未連携施設への理解・連携促進につながり、児童と保育士の双方にとって、より安心・安全な保育の実現に資する。また、認可要件の緩和により、今後新たな地域型保育事業所の設置が行いやすくなる。	子ども家庭庁	○当市においても、行政区によりばらつきがあるものの、特に引き続き保育需要が伸びている地域において、連携を設定することが難しい状況となっている。○特に家庭的保育事業者において保育所・認定こども園との連携はハードルが高いという側面がある。○当市においては連携施設を確保できなかった事例例ではあるものの、連携施設の解除の相談を受けることがある。しかし、新しい連携施設の確保が困難であることが原因で連携の解消が困難になっている実情がある。よって、新規の連携施設の確保の選択が広がる本提案に賛成する。	



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>本基準については、一時保護されることも遠が、保護者からの虐待等により心身が傷ついた状態にあることや、家庭からの急な分離等から不安や緊張が大変高い状態であることが多い中で、従来の一時保護施設に対する人員配置に係る基準が十分でなかったことを踏まえて制定したものである。</p> <p>不安や緊張が大変高い状態にあることも遠に対し、適切なケアを確保していくために、早急に本基準に基づく体制が全国的に図られるべきものである。</p> <p>こうした一時保護施設の職員配置の引き上げについては、令和3年12月に社会保障審議会(児童部会社会的養育専門委員会)において「一時保護は子どもにとって不安の強い状態であり、より手厚い対応が必要」新たに独自の設備・運営基準を策定する」等と方向性が報告書案として示され、令和4年6月に改正児童福祉法が成立・公布されるとともに、令和4年8月には全国の自治体に対し改正内容の説明会を行い、さらに令和4年度子ども子育て支援推進調査研究事業において実施された「一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究」において、ご指摘のユニットごとの夜間職員の配置や児童10人につき1人以上の心理療法担当職員の配置も含めた一時保護所の具体的な設備・運営基準(案)が示され、さらに、令和5年9月にはこの基準(案)について、経過措置も含め、全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議において説明も行うなど、自治体が十分かつ円滑に準備ができるよう、周知等に取り組んできたところ。このように、できる限り速やかに一時保護施設のごも達の環境改善を図るべく、令和3年度以降、継続的に全国の自治体に対して情報提供・注意喚起を行ってきた。</p> <p>その上でなお、職員の確保が困難であること等の自治体の事情を鑑み、一時保護施設の設備及び運営に関する基準に定める規定により難しい場合、令和8年3月31日までの間、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条又は第46条の規定を準用する旨の経過措置を設けたところ。</p> <p>なお、本経過措置については、上記のとおり、施行日(令和6年4月)以前である令和3年度より継続的に全国の自治体に対して情報提供・注意喚起を行ってきたことに加え、児童福祉施設等の人員基準を引き上げる際の経過措置の多くが2年以内で設定されていることも踏まえて設定している。</p> <p>この提案のように、経過措置を2年から5年に延ばすこととなれば、虐待等が傷ついたり、不安や緊張が大変高い状態にあることもケアを十分に実施できる体制が構築されない期間が長引くこととなり、ことごとくに対して適切な支援を実施していく観点から適切ではないと考えている。</p>	<p>本基準は一時保護施設の特性を踏まえ、新たに独自の基準を策定したものであり、当市としても本基準に基づく体制が早期に実現できるように取り組む所。</p> <p>一方で当市では、虐待相談件数の増加等により一時保護施設の定員超過が常態化し、定員拡充や、国の一時保護ガイドラインを踏まえ個室化やユニット化など環境改善のため施設整備に取り組んでいる。また保護児童への対応には職員の高度な専門性と経験が求められるため、計画的に増員を図り人材育成をしながら支援の質の確保に努めている。</p> <p>定員拡充や環境改善に取り組む中、本基準が策定され、更に職員の大幅な増員が必要となったが、一時保護施設の職員の要件は「できる限り児童福祉専門の理論及び実務について訓練を受けた者」とされており、2年間で職員を確保する場合、多くは新任職員となり、本基準が求める人材確保が困難なうえ育成が追いつかず、結果として支援の質の低下が危惧される。職員の配置数を優先するがあまり、支援の質を低下させてはならないと考える。</p> <p>経過措置期間を9年に延ばすことは、全自治体において本基準に基づく体制整備に時間を要するとの趣旨ではなく、一時保護施設の定員や職員体制、整備状況等は各自治体で異なることから、支援の質を確保し手厚い支援を行うために、地方の実情に応じて計画的に人材確保や育成に取り組めるよう延長を求めているものである。当市の場合、一時保護施設を4か所に増設するための定員拡充とともに、他の自治体に先駆けて全ての一時保護施設でユニット化するよう環境改善に取り組む中、さらなる職員配置が求められ対応に苦慮している。</p> <p>なお、令和3年度より継続的に情報提供等を行ってきたことであるが、令和3年の社会保障審議会、令和4年6月の児童福祉法改正、同年8月の自治体向け説明会で示されたのは「一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図ることであり、具体的基準は示されていない。また令和4年度一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究として、令和5年3月に委託事業者が作成した報告書の中で基準案は示されたが、国が示す正式な基準案でなく、経過措置期間の記載はない。さらに全国児童相談所長会として令和5年8月に「施行にあたっては現場が混乱することなく計画的に対応できるよう十分な経過措置期間をとる」よう国に対し要請を行っていたが、令和5年9月の説明会で経過措置期間は2年間と示されたものである。</p>		<p>【全国知事会】提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>原則として、満3歳未満児を対象とし、利用定員が19人以下である家庭的保育事業等では、保育のグループ単位が小さくならぬことから、集団保育の必要性が特に生じてくる2歳児について、定期的な合同保育の場により集団保育の機会を確保することや、3歳児からの円滑な集団保育につなげることを目的として、「保育内容支援」を連携施設の要件の1つとしている。</p> <p>この観点において連携施設の要件のうち、「保育内容支援」と「代替保育」とでは意義を異にしており、連携施設の要件のうち、「保育内容支援」を「代替保育」と同様と緩和することは不適切である。</p> <p>他方で、連携施設に関して、自治体によっては確保に苦慮していることは承知しており、今後、連携施設確保に関する自治体や現場の現状を調査し、その結果も踏まえながら、連携施設の確保に関する経過措置期間の延長について検討していきたいと考えており、その際、連携施設の要件の在り方も含めた連携施設確保のための検討を行っている。</p>	<p>1歳以上3歳未満の子どもの、周囲の身近な人への関心が高まると、年長児や保育士等の仕草や行動の真似をすることがあり、他の年齢の子どもの存在を感じ、互いに関わりを楽しむようになることの重要性は十分に理解している。今回の提案により、「保育内容支援」においても地域型保育事業所同士の連携が認められることにより、より多様な児童と定期的に触れあうことが可能になり、成長する機会が担保される。また、地域型保育事業所同士のネットワーク作りが促進され、保育ノウハウの共有や相談が行いやすくなる。さらに、同じ地域型保育事業所同士で、代替保育に加えて、保育内容支援の連携をすることが可能となれば、連携先の地域型保育事業所の保育士や児童が馴染みとなり、不測の事態において代替保育を行う場合にも、保育従事者や児童、その保護者が安心感を得て、保育を実施することが可能になる。加えて、代替保育の連携が促進されることが期待でき、地域型保育事業所におけるより安全・安心な保育の実現につながるため、改めて今回の提案を踏まえて、連携施設の要件の在り方を検討していただきたい。また、地域型保育事業所が連携施設を確保できず、対応に苦慮している自治体の現状を踏まえ、経過措置期間の延長を検討し、早急に結論を示していただきたい。</p>	<p>【仙台市】</p> <p>「保育内容の支援」については、内容が集団保育のみではなく、相談・助言、園庭開放、給食、健康診断も含まれていることから、それらに係る「保育内容の支援」においては、地域型保育事業者同士の連携を可とする緩和を検討いただきたい。</p> <p>「卒園後の受け皿」については、当市の保育需要が高い地域においては連携を設定することが難しい状況となっていることから、連携施設の確保に関する経過措置期間の延長を検討いただき、迅速なご回答をお願いしたい。</p>	



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
174-1	174	大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、関西広域連合 【重点16】	福島県、東京都	×	公立大学法人による出資範囲の拡大(ベンチャーキャピタル及びファンド)、「ベンチャーキャピタル及びファンド」に拡大すること。	公立大学法人による出資範囲を「ベンチャーキャピタル及びファンド」、「コンサル、研修、講習等を行う事業者」、「教育研究施設の管理・利用促進事業者」に拡大すること。	公立大学法人は、国立大学法人と比較して、出資できる範囲が狭く、地方独立行政法人法施行令第4条に基づくTLO(特定大学技術移転事業)及び研究の成果の実用化を促進する事業に出資が限定されている。このため、国立大学法人において出資が認められている「ベンチャーキャピタル及びファンド」、「コンサル、研修、講習等を行う事業者」、「教育研究施設の管理・利用促進事業者」に対して、公立大学法人は出資することができず、これらの出資を通じた研究成果の社会還元ができない状況にある。	大阪公立大学では、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業に公立大学として唯一採択され、今後、スタートアップ支援や技術移転、コンサルティング等の機能を担う外部組織の設置を進めることとしている。また、今後のスタートアップの創出・支援に向けて、大学発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル及びファンドへの出資も検討していきたいと考えている。現行法令上、公立大学法人は、技術移転事業に出資することは可能であるが、コンサルティング事業やベンチャーキャピタル及びファンド等に出資することができず、外部組織を設置するに当たり支障が生じるため、出資を可能としていただきたいと大学からも要望がある。大学における研究成果の社会実装を一層推進し、大学の知を社会に還元するため、国立大学法人において可能とされている出資範囲についても、公立大学法人においても出資が可能となるよう認めていただきたい。	公立大学を中心とした大学発ベンチャーの促進や大学の研究成果を活用したコンサルティング等により、大学が有する研究成果の一層の活用が期待できる。	総務省、文部科学省、経済産業省	○県立医科大学では、大学発ベンチャー6社が設立しているところ、公立大学法人が出資することで、ベンチャーの財政基盤が安定するとともに、大学からの出資を受けることで借用力が高まることから、新規取引の開始や拡大、民間企業等からの新たな出資の呼び込みにつながる。また、公立大学法人からの(一部)出資が見込めることで、新たな大学発ベンチャーの起業につながる。以上により、大学の研究成果の社会実装を進めるとともに、地域経済の振興、活性化に貢献したい。
174-2	175	大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、関西広域連合 【重点16】	福島県、東京都	×	公立大学法人による出資範囲の拡大(大学発ベンチャー)	公立大学法人による出資範囲を「大学発ベンチャー」に拡大すること。	公立大学法人は、国立大学法人と比較して、出資できる範囲が狭く、地方独立行政法人法施行令第4条に基づくTLO(特定大学技術移転事業)及び研究の成果の実用化を促進する事業に出資が限定されている。このため、指定国立大学法人において出資が認められている「大学発ベンチャー」に対して、公立大学法人は出資することができず、これらの出資を通じた研究成果の社会還元ができない状況にある。	大阪公立大学では、これまで40社の大学発ベンチャーが生まれている。今後、更にスタートアップの創出・支援の強化に取り組むこととしており、将来的に大学発ベンチャーへの直接出資についても検討していきたいと考えている。大学における研究成果の社会実装を一層推進し、大学の知を社会に還元するため、指定国立大学法人において出資が可能とされている「大学発ベンチャー」への出資について、公立大学法人においても出資が可能となるよう認めていただきたい。	公立大学を中心とした大学発ベンチャーの促進により、大学が有する研究成果の一層の活用が期待できる。	総務省、文部科学省	—
174-3	257	東京都、福島県 【重点16】	京都府	×	公立大学法人の大学発スタートアップ等に対する出資等、国立大学法人と同水準の投資行為(国立大学法人等のうち指定国立大学法人のみが可能な出資を含む)が可能になるよう、見直しを行うこと。	【背景】国立大学法人においては、国立大学法人法の改正等により、2022年4月から、民間企業が設立したファンドへの出資が可能となり、大学発スタートアップに投資できるようになるなど、出資の範囲が拡大している。一方で、公立大学法人によるベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等に対する出資は、地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法施行令により制限されている。【支障事例】国立大学で出資範囲が拡大され、私立大学では独自の経営判断で出資可能にもかかわらず、公立大学法人だけが出資できないという現状では、他大学からの教員の招聘に支障が出ることも懸念され、大学の競争力の低下を招くことが危惧される。	—	規制緩和により、国立大学法人同様、多様なスタートアップ等を支援することが可能になることで、これまで以上に公立大学法人の研究成果等の社会への還元が期待できる。	総務省、文部科学省、経済産業省	—	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>国立大学法人法第22条に関わる提案については、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。</p> <p>なお、国立大学法人法第22条第1項第9号に関わる提案については、出資の内容について規定する産業競争力強化法との関係についても、関係省庁間で連携して検討する。</p> <p>国立大学法人法第34条の2に関わる提案については、一定の基準を満たした国立大学法人のみに認められている措置であることから、国立大学法人における制度趣旨・実績等を踏まえ、一定の基準を公立大学法人が満たしているかや、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等を確認の上、検討する。</p>	<p>本提案は、国立大学法人において可能とされている「ベンチャーキャピタル及びファンド」「コンサル、研修、講習等を行う事業者」・「教育研究施設の管理・利用促進事業者」への出資について、公立大学法人においても出資を可能とすることである。</p> <p>設立している公立大学法人においては、今後、スタートアップ支援や技術移転、コンサルティング等の機能を担う外部組織の設置を進めることとしているが、現行法令上、公立大学法人は、コンサルティング、研修、講習等を実施する事業者への出資が認められておらず、外部組織の出資・設立にあたって支障が生じている。</p> <p>また、大学としては今後のスタートアップの創出・支援に向けて、大学発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル及びファンドへの出資も行いたいと考えているが、現行法令上、ベンチャーキャピタル及びファンド等への出資により、大学の研究成果の社会実装を支援することができず、イノベーションの創出を推進するうえで支障となっている。</p> <p>加えて、教育研究施設の管理・利用促進事業者に対しても公立大学法人は出資することできず、大学が有する教育研究施設等の資源を十分に社会に還元することができない状況にある。</p> <p>大学における研究成果の社会実装を一層推進し、大学の知を社会に還元するため、国立大学法人において可能とされている出資範囲について、公立大学法人においても出資が可能となるよう検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>国立大学法人法第22条に関わる提案については、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。</p> <p>なお、国立大学法人法第22条第1項第9号に関わる提案については、出資の内容について規定する産業競争力強化法との関係についても、関係省庁間で連携して検討する。</p> <p>国立大学法人法第34条の2に関わる提案については、一定の基準を満たした国立大学法人のみに認められている措置であることから、国立大学法人における制度趣旨・実績等を踏まえ、一定の基準を公立大学法人が満たしているかや、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等を確認の上、検討する。</p>	<p>当市の大学では、現時点において、2024年7月現在で41社の大学発ベンチャーが生まれている。大学が有する研究シーズには、事業化や起業に近い段階のものもあり、出資を希望する大学発ベンチャーも出てきている。今後、更にスタートアップの創出・支援の強化に取り組みこととしており、大学が有する研究成果の社会実装を支援するために、将来的に大学発ベンチャーへの直接出資を行いたい。民間のベンチャーキャピタルが少ない地域では、大学自らが直接出資することにより、起業後の早い段階から資金調達、事業化を支援し、芽をつぶさずに企業を大きくしていくことも可能となり、民間資金の呼びこみによる更なる企業規模の拡大やイノベーションを創出することもできると考えている。</p> <p>大学における研究成果の社会実装を一層推進し、大学の知を社会に還元するため、指定国立大学法人において出資が可能とされている「大学発ベンチャー」への出資について、公立大学法人においても「大学発ベンチャー」の取り組みの第一歩を支えるための出資が可能となるよう検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>国立大学法人法第22条に関わる提案については、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。</p> <p>なお、国立大学法人法第22条第1項第9号に関わる提案については、出資の内容について規定する産業競争力強化法との関係についても、関係省庁間で連携して検討する。</p> <p>国立大学法人法第34条の2に関わる提案については、一定の基準を満たした国立大学法人のみに認められている措置であることから、国立大学法人における制度趣旨・実績等を踏まえ、一定の基準を公立大学法人が満たしているかや、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等を確認の上、検討する。</p>	<p>いずれの提案内容についても、国立大学法人（指定国立大学法人を含む。）において可能であるものを、同様に公立大学法人においても可能とするため、提案したものである。制度があれば活用に向けた具体的な議論も進むことから、いずれの提案内容についても、早期に実現していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
176	176	広島市、 新広島県、 広島県 【重点20】	札幌市、さ いたま市、 浜松市、 豊橋市、 豊田市、 高槻市、 寝屋川 市、久留 米市、熊 本市、鹿 児島市	x	大気汚染状 況の常時監視 を行う測定局 数を削減でき るよう、算定に 係る基準の算 定に係る基準 の見直しを求 める	大気汚染状況の常時監視に当たり、可住地面積基準により測定局を1局設置している。近年、光化学オキシダントを除く(測定項目で大気環境基準をほぼ100%達成するなど、大気汚染の状況は大幅に改善されているにもかかわらず、当該可住地面積基準は、昭和46年に通知された硫酸酸化物測定局の標準配置基準を準用したものであり、現状を反映したものとは到底言い難い。また、本市においては、光化学オキシダントを除く全ての項目で、各測定局間の年平均値の差が5ppb未満となっており、昭和61年に示された一般環境測定局の配置基準を満たさなくなるほど、いずれの測定地でも大気汚染状況は改善されている。さらに、現在は、AIや大気拡散モデル計算等の技術発展により、より精度の高い大気汚染状況の予測ができるようになってきていることと踏まえる必要があると考える。したがって、本市においては、11局も測定局を設置する必要はないと考えられるが、測定局設置の算定基準が見直されていないことから測定局数を削減することができず、更新や維持管理に係る費用が多大な負担となっている。大気汚染状況が改善されているのは全国的にも同様と考えられるため、測定局設置の算定基準を見直し、監視体制の合理化を図るべきと考える。	本市では、大気汚染状況の常時監視に当たり、可住地面積基準により測定局を1局設置している。近年、光化学オキシダントを除く(測定項目で大気環境基準をほぼ100%達成するなど、大気汚染の状況は大幅に改善されているにもかかわらず、当該可住地面積基準は、昭和46年に通知された硫酸酸化物測定局の標準配置基準を準用したものであり、現状を反映したものとは到底言い難い。また、本市においては、光化学オキシダントを除く全ての項目で、各測定局間の年平均値の差が5ppb未満となっており、昭和61年に示された一般環境測定局の配置基準を満たさなくなるほど、いずれの測定地でも大気汚染状況は改善されている。さらに、現在は、AIや大気拡散モデル計算等の技術発展により、より精度の高い大気汚染状況の予測ができるようになってきていることと踏まえる必要があると考える。したがって、本市においては、11局も測定局を設置する必要はないと考えられるが、測定局設置の算定基準が見直されていないことから測定局数を削減することができず、更新や維持管理に係る費用が多大な負担となっている。	測定局数の算定に係る基準を見直すことにより、測定局の適正配置に関する数値の幅が増加する。加えて、測定局の削減により捻出した費用を、局舎の修繕等のほか、環境省が推奨しているデータ通信等のデジタル化やデジタル記録導入によるペーパーレス化等のDX化に充てることができる。	環境省	○測定局数の算定に係る基準では、環境濃度レベルの調整で、二酸化硫黄のように基準値の100分の1オーダーの状況においても、基準値の3割以下と区分し調整することとなっていたり、算定により測定局数が1を下回る数値となった場合は1としていたり、環境基準を違反している状況でも測定局数を維持するものになっている。測定局数の維持は、機器や局舎の保守管理等の経費だけでなく、日々の結果確認など事務作業も必要となることから、基準の見直しにより監視体制を合理化し測定局数を削減できれば、本市における他業務効率の向上につながるかと考えられる。	
178	178	三重県、 秋田県、 山形県、 高知県、 熊本県、 宮崎県	京都府、 兵庫県、 岡山県、 高知県、 熊本県、 宮崎県	x	薬剤師届出 情報利用可能 範囲の拡大等	薬剤師届出情報の活用を進めたいことから、以下の措置について、検討をお願いしたい。 ・出身地・出身大学という観点から都道府県と関わりがある薬剤師の情報についても都道府県で活用できるよう、届出票の(14)項に記載の「出身地の都道府県」や「出身大学所在地の都道府県」を追加すること ・薬剤師届出情報の利用に当たって、活用できる項目として出身地や出身大学など、現在は提供不可とされている情報を追加すること ・「薬剤師届出情報の提供」に係る利用申出の手続きの簡素化 ・出身地や出身大学などの情報を統計情報として公表すること	【現状】 薬剤師届出票は、2年ごとに全国の薬剤師が薬剤師法に基づき届出するものであり、非常に有用性が高い。さらに、これらの情報は、「医師・歯科医師・薬剤師届出票情報の提供に係る利用申出引引」において規定されている手続きにより、活用することができる。 当県では、人口10万人あたりの薬局・医療機関従事薬剤師数が全国平均を大きく下回っていることから、県の医療計画改定に併せて令和5年度に「薬剤師確保計画」を策定し、薬剤師の確保対策について検討しているところである。この中で、薬剤師届出票情報のうち、例えば県内出身者の現在の従事先や、県内大学出身者の従事先といった情報を分析し、Uターン就職や県外出身者の県内就職などの可能性も視野に入れて、県内薬剤師数の増加及び職域偏在の解消を促進する方策を検討したいと考えている。 【支障】 近年様式に追加された出身地や出身大学についての項目が統計情報としても公表されておらず、また、薬剤師届出票情報の提供不可項目となっていることから、都道府県で活用できる情報は極めて限定的であり、具体的な薬剤師確保策を進めるに当たって検討に苦慮している。 また、届出票情報の利用に係る手続きが煩雑であり、利用までの負担も大きい。	当県の「薬剤師確保計画」策定過程において、有識者からも、県内の薬剤師の勤務実態等について、より詳細に把握する必要がある旨指摘があった。	薬剤師確保に必要な多くの情報を得ることができ、具体的な検討を進めることができることから、当県の薬剤師不足解消につながることで、手続きの簡素化により事務負担の軽減が期待される。	厚生労働省	○薬剤師届出情報の利用に当たり、提供可能な情報が限定的なため、薬剤師確保対策に生かすづらい。特に、当県では未就業者(子育て等により離職した薬剤師など)の就業意識向上を目的として、関係団体と協力して復職者支援研修を実施する体制を整えているが、周知方法がウェブサイトに掲載のみで、積極的に周知が図られていない状況である。個人情報保護の観点から難しいと思うが、氏名や住所等の情報を活用して研修の周知を積極的に実施し、県内の薬剤師確保増加につなげたいと考えている。
180	180	岡山県	青森県、 郡山市、 浜松市、 高知県、 熊本県	x	「伐採及び 伐採後の造林 の届出書」の 様式の見直し	伐採及び伐採後の造林の届出書(森林法第10条の8第1項)について、届出書に記載された伐採する森林の所在場所や森林所有者の情報等(以下「伐採関連情報」という。)を、計画的に地域の森林整備を行う森林組合などの森林経営計画作成者(以下「森林経営計画作成者」という。)へ提供できるようにする。個人情報の取扱いに関して同意を示す欄を設けるなど、様式を変更することを求める。	【現行制度について】 森林所有者や立木を受けた者などが、地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採する場合は、市町村長に、伐採関連情報を記載した「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出することと義務付けられている。 【支障事例】 森林経営計画作成者(伐採事業者とは異なることが多い)から、伐採後適切に造林がなされていない森林等について問合せや再造林の申し出があった際、上記届出により市町村が取得した伐採関連情報(個人情報を含む)を森林経営計画作成者に共有できないため、再造林が実施されなかったり、再造林が遅れ、再度、支障木整理の必要(森林所有者の追加の費用負担)が生じたりするなど、支障が出ている。 【支障の解決】 そこで、届出書に個人情報の取扱いに関して同意を示す欄を設けると、様式を変更することで、森林経営計画作成者へ円滑に伐採関連情報を提供できるようになり、上記の支障が解決すると考えられる。	県内の一部地域において、県外の伐採事業者が人工林の伐採を行い、林業適地にも関わらず、天然更新することによって再造林されず、放置されている事例が発生している。そのため、県内の複数の森林組合から、伐採関連情報を提供できるようにしてほしいとの要望を受けている。	伐採関連情報が森林経営計画作成者に提供されることで、迅速かつ計画的な再造林の実施、再度の支障木整理の不要化による森林所有者の負担軽減、森林経営計画作成者からの問合せ減による市町村事務の効率化を図ることができる。 特に当県においては、森林クラウドによる情報整備を図っていることから、森林クラウドを通して伐採関連情報を森林経営計画作成者に共有できれば、より迅速に再造林を実施できるようになる。	農林水産省	○当県では、県と市町村等による増産・再造林推進協議会を県内6地域に設置し、原木の増産及び再造林の推進に取り組んでいる。再造林の推進に当たっては、「伐採及び伐採後の造林の届出書」に人工造林を計画していない森林所有者に対しアプローチをしていく必要があるが、個人情報の取扱い上、他の目的に使用することができない。 そのため、市町村において、森林所有者等から「伐採及び伐採後の造林の届出書」が提出された際に、同協議会が再造林の推進のために当該情報を利用することについて同意する旨の確認書の提出を併せて依頼し、この確認書に基づき、同協議会を通じて対象地の情報を再造林を行う事業者に繋げ、森林所有者に対し再造林の必要性や補助金の活用等の情報を提案するなど、再造林につながる取組を行っている。こうした取組を進めていく上においても、市町村及び森林所有者等の事務負担が多くなっており、「伐採及び伐採後の造林の届出書」の様式に、個人情報の取扱いに関して同意を示す欄が設けられれば、事務の軽減が図られ課題解決につながるかと考えられる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>現行の事務処理基準においては、人口及び可住地面積等による基本的な考え方を示した上で、都道府県等が発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとしており、都道府県等は、具体的な測定局の数について、各都道府県等の状況を踏まえて決定することが可能となっている。</p>	<p>大気環境モニタリングの在り方に関する検討会が取りまとめた報告書(「大気環境モニタリングの在り方について」(平成17年6月))では、「(都道府県)における適切な測定局数を決定するに当たっては、全国的視点と地域的視点の両面からの検討が必要」とされ、さらに「全国的視点とは、地域固有の事情を考慮せず、人口、面積等の全国共通の指標をもとに必要な測定局数を全国一律に機械的に算定するもの」、「地域的視点とは、都道府県固有の自然的、社会的状況等を勘案し、これら固有の事情で必要となる測定局数を算定するもので、いわば、都道府県ごとに必要とする測定局数を求めるもの」とされている。</p> <p>こうした考え方の下、現行の事務処理基準が定められていると考へているが、都道府県ごとの「都道府県等が発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできる」という運用(以下「調整運用」という。)は、事務処理基準のうち全国的視点から必要な測定局数の算定に関する部分のお書きとして記載されており、前述の報告書における全国的視点の考え方を踏まえること、この調整運用をもって都道府県等が独自に、全国的視点から算定した測定局数を削減するのは困難であると考ええる。</p> <p>また、設置する測定局数は、大気汚染状況の常時監視の目的達成のための重要な要素であり、かつ国からの法定委任事務である以上、都道府県等が独自に測定局数を決定する場合においても、国から具体的な方法が示される必要があると考ええる。</p> <p>こうしたことから、大気汚染状況が大幅に改善されている状況に鑑み算定基準の見直しを求めたものであり、その上で、調整運用が可能であるのであれば、都道府県等で測定局数を削減する場合の具体例を技術的助言として示していただきたい。</p>	<p>【鹿児島市】      具体的な測定局の数について、各自治体で判断することが可能とのことだが、その数の算出根拠として同事務処理基準がある。その測定地点数の算定基礎に係る考え方については廃止し、測定局の削減や効率化に向け、各自治体により柔軟に判断できるよう見直すべきと考えている。</p>	<p>【全国知事会】      法定委任事務であっても、その目的を達成するため、に必要な最小限度の義務付け・枠付けでなければならない。また、現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。</p>
<p>次に示す対応により、ご要望の情報提供は可能と考えており、現時点では届出様式の改正までは不要と考える。</p> <p>薬剤師届出票情報等の個人情報の提供については、個人情報保護法第69条に基づき、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならないとされており、特定の場合に該当する場合に限って、利用目的以外の目的での提供が可能とされている。</p> <p>薬剤師届出票情報に関しては、「医師・歯科医師・薬剤師届出票情報の提供に係る利用申請手引」(以降、利用申請手引)のとおり、個人情報保護法第69条に基づく提供に必要な要件や、提供に必要な手続きを示し、提供を行っている。(いわゆる第三者提供)</p> <p>提案の「出身地の都道府県への情報提供に関して、利用申請手引において提供する都道府県の制限はなく、第三者提供の利用申請手引に基づき、必要な要件を確認した上で提供できるよう対応を検討する。</p> <p>さらに「出身大学」については、第三者提供は主に統計調査を目的とした提供である点等に留意が必要であるが、各都道府県の実情に合わせた解析が行えるよう、当該情報へのアクセス方法について、個別に相談のうえ対応を検討する。</p> <p>手続きの簡素化に関しては、取り扱う情報が個人情報であり、前述のとおり、利用目的以外の目的のための利用であることから、提供に必要な要件を十分に満たしていることの確認等、適切な対応が求められる。従って、利用申請手引に則った手続きは必要であり、これ以上は簡素化することはできない。</p>	<p>届出様式の改正は不要との御意見だが、届出票(14)に記載の情報活用先として「出身地の都道府県」や「出身大学所在地の都道府県」の記載を追加しなくとも、県外在住の当県出身者の情報や県外在住の当県に所在地を置く大学出身者の情報が提供可能であるか見解をいただきたい。</p> <p>「薬剤師届出票情報の提供」に係る利用申請の手続きは、「医師・歯科医師・薬剤師届出票情報の提供に係る利用申請手引」に沿って利用申請の手続きが行われているが、この手引きは基幹統計調査等を含む厚生労働省が実施する調査に対して定められている「調査票情報の提供に関する利用申請手引」と共通の規定となっていると認識している。しかし、薬剤師届出票情報は薬剤師法に基づいて届けられている情報のため、統計法第2条第5項第2号にあるように統計調査には該当せず、統計法の規律は及ばないと考える。これを踏まえ、統計法の規律及び基幹統計調査等の手引きである「調査票情報の提供に関する利用申請手引」と共通の煩雑な手続きとなっている「調査票情報の提供に関する利用申請手引」を簡素化し、より都道府県が活用しやすい手続きとなるよう検討していただきたい。また、提供可能項目の定義書やレイアウト表を一括で提供していただくなど、利用申請手続きの負担軽減について検討いただきたい。</p> <p>令和4年度薬剤師確保のための調査・検診事業(薬剤師確保計画策定ガイドライン作成のための調査・検診事業報告書)においても、出身地・出身大学の関連について指摘されており、本提案が実現することで、薬剤師確保に係る対策をより具体的に進めることが期待できるため、前向きに検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】      提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>「伐採及び伐採後の造林の届出書」では、市町村森林整備計画の実現に向け森林の立木の伐採等の実態を把握する観点から、森林の所在場所や伐採・造林の方法等を記載することとしており、具体的な事項は、森林法施行規則に基づく告示様式の中で規定している。</p> <p>一方、伐採造林届出制度は、市町村の自治事務であるため、市町村の判断で、告示様式に示された事項以外の事項を追加することが可能であり、既に宮崎県道南市をはじめ複数市町村では、個人情報を含む伐採関連情報の第三者への提供について同意を示す欄を告示様式に追加している。</p> <p>この点について、全国の市町村に周知するため、本年度中に関係通知を改正し発出する考えである。</p>	<p>「伐採及び伐採後の造林の届出書」について、市町村の判断で、告示様式に示された事項以外の事項を追加することが可能であること、またこの点について、全国の市町村に周知するため、本年度中に関係通知を改正し発出する考えであること、ありがたく受け取っている。</p> <p>周知に当たっては、参考として、告示様式を変更している具体の事例を紹介することについても御検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】      現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。</p>



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
181	181	岡山県、中国地方知事会	北海道、宮城県、高知県、宮城県	×	建設機械抵当法に基づく打刻申請手続の見直し	建設機械抵当法に基づく打刻について、航空機への登録記号打刻において認められているように、打刻の実施主体を都道府県から申請者等に変更し、併せて、打刻した金属板を建設機械に固定する等の打刻方法の簡素化を求める。	【現行制度について】建設機械抵当法上の打刻(以下、「当該打刻」という。)は、国土交通省側で付けても良いかという問い合わせは受けたことがある。【支障事例】当該打刻は、非常に申請件数が少ない(当県では数年に1件程度)ため、職員にノウハウの蓄積がない。このため、事務に必要な、打刻の方法の習熟、打刻機の試運転、事前の打刻の練習等に長時間を要しており、申請者にとって不利益が生じるおそれがある。また、打刻機は特殊な器具のため高価(当県の空気式打刻機は一式で約75万円)なものであり、使用頻度が少ない器具を各都道府県が備えている現状は、無駄が大きい。さらに、打刻機はかなりの衝撃や大きな音が出るため、庁舎内での練習等は困難である。	打刻内容のプレートを申請者側で付けても良いかという問い合わせは受けたことがある。	申請者等が自ら、打刻や打刻した金属板の固定を行うことで、手続きに要する時間の短縮が見込まれる。また、処置件数が少ない事務に対する行政の準備の負担が軽減されることで、都道府県事務の効率化につながる。	国土交通省	○当県においても建設機械の打刻は5年以上も事例が無く、打刻のノウハウは全く失われており、もし申請があった場合には、打刻の習熟をどのように行えるのかという検討からスタートする状況である。(当県では打刻機は所有していないので、手作業での打刻となる。) ○当県において当該打刻は20年以上申請がなく、職員の打刻技術の問題はもとより、打刻機の老朽化が懸念される。
182	182	岡山県、中国地方知事会	北海道、岩手県、盛岡市、花巻市、茨城県、さいたま市、上尾市、千葉県、神奈川県、川崎市、富山県、石川県、長野県、浜松市、春日井市、守口市、兵庫県、高知県、熊本	×	部活動の地域移行に係る実証事業関係文書の統一	部活動の地域移行に係る実証事業を令和3年から継続して国が行っている。国の委託事業として、県を通じて市町村が取り組んでいるが、運動部を所管するスポーツ庁と文化部を所管する文化庁で、提出する書類及び提出スケジュールが異なっているため、統一化を望んでいる。具体的には、部活動の地域移行の実証事業の文書発行は、スポーツ庁と文化庁の連名とし、発出時期や様式を統一されたい。	事業を実施している市町村では、運動部と文化部の双方の地域移行に関して一体的に取り組んでいる。しかし、令和5年度の事業開始以来、運動部を所管するスポーツ庁と文化部を所管する文化庁で提出書類の様式及び事業実施要項の内容等が異なっていることで、市町村において同じ担当者が2種類の書類を把握、作成する業務量が負担となっている。例えば、令和5年度の実績報告では、スポーツ庁にはパワーポイント形式での報告書を提出し、文化庁にはエクセル形式での報告書を提出するなど異なる様式での提出が求められ、支出証拠書類として添付が求められる書類も異なっていたため、負担が増大していた。また、県においては、市町村が運動部及び文化部の地域移行に一体的に取り組んでいる実態を踏まえ、事業実施市町村を視察する際には、事業の円滑な実施、市町村担当者の負担軽減の観点から、運動部所管課及び文化部所管課で連名の依頼文書を作成しているが、スポーツ庁と文化庁でスケジュールが異なることにより、依頼は遅い日程、提出期限は早い日程に合わせる必要があり、市町村の検討期間が短くなっている。	事業を実施する市町村及び県の事務負担の軽減。(実証事業に取り組みやすくなる。)	文部科学省	○当県の市町村においても、運動部と文化部を一人で担当しているケースもあり、提案団体と同様の支障事例が起こっている。市町村担当者の負担軽減のためにも改正してもらいたい。 ○中学校における部活動指導員の配置支援事業に係る補助金についても、運動部と文化部で同様の制度であるにもかかわらず、令和4年度からスポーツ庁と文化庁とで手続きが分かれており、県や市町村の事務負担が生じている。また、市町村は前年度末に提出する仮申請の段階で配置を希望する部活動指導員が運動部か文化部か決めなければならず、年度開始後に運動部を文化部に変更するなどの柔軟な対応をすることができない。 ○現在、当市においては、運動部活動のみの実施であるため、スポーツ庁と文化庁の様式のちがいの部分で苦慮することはないが、今後、文化部でも実施すると仮定した場合を踏まえると、文書の発出時期や様式の統一化は必要であると考えられる。 ○当県におけるR6年度の事業実施状況は、「運動部・文化部両方実施」が9市町村、「運動部のみ実施」が15市町村、「文化部のみ実施」が0市町村、「両方実施していない」が9市町村となっており、制度改正による事務負担の軽減が必要である。 ○部活動の地域連携・地域移行を推進するに当たっては、運動部と文化部について一体的に取り組んでいるところであり、実証事業における実施主体の事務負担の軽減を図るため、発出文書の連名化や発出時期、様式の統一化は必要と考える。 ○発出時期や様式の統一により、実証事業に取り組む市町村の担当者の事務負担が軽減すると思われる。 ○書類作成に係る業務量が非常に多く、負担となっている。	
183	183	岡山県、広島県	札幌市、広島市	×	義務教育費国庫負担法に基づく(国庫負担額の最高限度額)の算定方法の見直し	義務教育費国庫負担法に基づく(国庫負担額の最高限度額)の算定方法の見直し	【現行制度について】義務教育費国庫負担法においては、義務教育諸学校に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費について、原則その実支出額の3分の1を負担するが、特別の事情があるときは、国庫負担額の最高限度を政令で定めることができることとされており、義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令において、国庫負担額の最高限度額は、原則当該年度における実支出額と一定の基準により算定した額(「算定総額」とい)のいずれか低い額の3分の1とすることとされている。また、給与の追加支給・返納等により過年度分の実支出額に変更がある場合、その額が当該過年度分の算定総額より低いときは、当該過年度分の国庫負担額も変わるものとなるが、同令において、一定の算定方法によりその変更額を当該年度分の実支出額又は算定総額に合算することとされており、実績報告時に当該年度分とまとめて処理することが可能となっている(実支出額の減額変更については規定が曖昧だが、運用上増額変更と同様に処理)。一方で、給与の追加支給・返納等により過年度分の算定総額に変更がある場合については規定がない。【支障事例・制度改正の必要性】同令に算定総額の変更の場合について規定されていない経緯は不明であり、手続様式における記入要領の問題もあいて、以前はその取扱いが曖昧であったが、平成28年度に会計検査院から文部科学省に対してなされた指摘を受け、適切に変更処理を行うべきとの旨が周知徹底されたところである。しかし、算定総額の変更に伴い、国庫負担額が変わる場合は実支出額のような規定がないため、当該年度分の実績報告等の処理とは別に、経緯等を具体的にまとめた報告書の提出や返納等の処理が必要となっている。また、上記のとおり国庫負担額は実支出額と算定総額とのいずれか低い額に連動しているが、全国的に見ると、算定総額の方が低い(国庫負担額が実支出額に見合っていない)自治体の方が多く、実支出額よりも算定総額の変更により国庫負担額が変動する可能性の方が高いのが現状である。【支障の解決策】算定総額が実支出額より低い場合においても、実績報告時に過年度分の算定総額の変更額を反映できるように同令等の関係規定の整備を行い、現在運用している経緯等をまとめた報告書の提出及び返納に係る一連の事務手続きを不要にするため、実支出額と算定総額のいずれの変更の場合でも当該年度分とまとめて処理できるようにする。	算定総額の変更の場合の処理を当該年度分の実績報告等の処理と同じ手続の流れの中に一本化するすることで、複数年度に渡って様々な要因により変動することが避けられない国庫負担額の適切な管理に資するとともに、時期や内容などがそれぞれ異なる書類を作成・審査したり別々な会計処理を行うなどの必要がなくなることにより国と自治体の双方の負担軽減につながる。また、実支出額と算定総額とでその変更に伴い国庫負担額が変わる際の手続きに差異が生じていることについて規定・取扱いを整理・明確化することにより、事務の適正化につながる。	算定総額の変更により交付決定されている。令和5年度において過年度の算定総額の変更が複数発生したため、当該年度毎に關係する過去の報告書等の修正を行い再提出した。そのため、交付額が再確定するまでに時間がかった。算定総額の変更の場合の処理も当該年度分の実績報告の処理と同じ手続の流れの中で行えるようになれば、業務の効率化が図られる。	文部科学省	○当県は算定総額により交付決定されている。令和5年度において過年度の算定総額の変更が複数発生したため、当該年度毎に關係する過去の報告書等の修正を行い再提出した。そのため、交付額が再確定するまでに時間がかった。算定総額の変更の場合の処理も当該年度分の実績報告の処理と同じ手続の流れの中で行えるようになれば、業務の効率化が図られる。 ○提案団体と同様の支障事例があり、過年度の算定総額の変更の処理を当該年度の実績報告時の処理と同じ手続の中に取り込むことで、事務負担の軽減につながるかと考える。



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>①打刻の実施主体については、都道府県担当者の立ち会いのもと、申請者が自ら打刻するといった運用が可能であることを明確化することについて検討する。</p> <p>②打刻した金属板を建設機械に溶接するなど、剥離できない状態で固定させることを前提として、打刻した金属板を固定する方法によることも可能であることを明確化することについて検討する。</p>	<p>見直しに前向きな回答をいただき感謝申し上げます。</p> <p>なお、①について、打刻の実施主体に引き続き都道府県が残るものと思われ、現行同様の事務体制の維持が求められることとなるが、速やかな打刻の実施と、都道府県の事務負担の軽減のため、実施主体を申請者のみとし、都道府県は申請者が実施した打刻の確認を行う取扱いとしていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>都活動の地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備に係る委託事業については、実施内容等が異なることから、スポーツ庁と文化庁が、それぞれ民間事業者・事務局業務や調査・分析業務等を委託して実施しているところであるが、当該事業の実施に際しては、スケジュールの調整や提出書類の様式の共通化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>スケジュールの調整や提出書類の様式の共通化を図るなど、事務負担を軽減する方向で必要な措置を講じて頂けるとのことに感謝。</p> <p>「実施内容等が異なることから、スポーツ庁と文化庁が、それぞれ民間事業者・事務局業務や調査・分析業務等を委託して実施しているところである」とのことであるが、事業を実施する自治体にとって、運動部と文化部で一体的に移行することが望ましいため、可能な限り同じ実施内容で早急に進めていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>過年度分の給与等を手当の支給認定・取消等により、遡って支給又は返納する場合、義務教育費国庫負担金の算定と精算に当たっては、過年度も含め都道府県の当該年度予算からの支出・収入になることから、当該年度分の給与等の支出等とあわせて、義務教育費国庫負担金の対象とし、過年度分を当該年度の交付分とあわせて、必要に応じて相殺することも含め清算等(決算額等調査)している。本末は、各年度ごとの給与費であり、切り分け額の確定、再確定をすることも考えられるが、過年度分、当該年度分の給与等の支出等が双方ともに都道府県の当該年度予算の支出・収入によるものであること、都道府県の事務手続きが煩雑になることも踏まえ例外的にこのように行っている。</p> <p>他方で、過去の負担金算定の誤りが判明する等により算定総額が変更となり、過去の交付額の変更(追給・返還)が必要な場合、額の再確定を行い返還等を求めている(現員現給等調査等の修正)。</p> <p>ご提案については、算定総額の変更によって追給・返還が生じる場合、実支出額と同様に当該年度の清算の中で相殺も含め実施するよう求めるものであるが、実支出額については、手当等が申請主義であることからやむを得ず一定程度遡及対応を要することもあるが(繰り直しになるが当該年度の給与と同様に当該年度予算において対応していることもある)、算定総額の変更は過去の交付時における算定誤り等により生じたものであり、同様に対応することは困難である。</p> <p>そのため、実支出額と同様の対応はできないが、算定総額の修正の際、過年度分の実支出額の修正が当該年度にある場合は、その報告もあわせていただき、実支出額の変更と算定総額の変更をあわせて確認することで都道府県の事務の簡素化となるよう対応したい。</p>	<p>第1次回答の第1段落において、過年度分の実支出額の変更手続きを例外的に取り敢っている理由として、「過年度分、当該年度分の給与等の支出等が双方ともに都道府県の当該年度予算の支出・収入によるため」と記載があるが、算定総額に影響を与える手当等が5月1日以前に遡って修正があった場合も当該年度で支出・収入を行うため、予算の点において実支出額の変更と算定総額の変更とで手続きを変えるような差は無いと考える。</p> <p>また、例外的取扱いのもう1つの理由として、「都道府県の事務手続きが煩雑になる」との記載があるが、現状、算定総額の変更時には義務教育費国庫負担金の変更報告の提出や返納等の事務が発生しており、これらの事務手続きが煩雑となっていることが今回の提案に至った背景であり、「事務手続きが煩雑になる」という点においても差は無いと考える。</p> <p>また、第3段落において、算定総額の変更と実支出額の変更を同様に対応できない理由として、「算定総額の変更は過去の交付時における算定誤り等により生じたため」と記載があるが、算定総額に影響を与える手当の認定・取消等により算定総額が変更される場合、同様の実支出額にも変更が生じるため、これらの手当の遡及修正時には算定総額の変更と実支出額の変更には差は無いと考える。</p> <p>なお、担当の集計誤り等により算定基礎数値が修正される場合もあるが、過年度分の算定総額修正の主な原因は手当の認定・取消等であり、また、上記のとおりその他の要素は算定総額と実支出額には差が無いため、算定総額の変更も実支出額の変更と同様の対応ができるよう、積極的に検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
184	184	宮城県、仙台市、南三陸町、秋田県、福島県、新潟県、岡山県、福岡県、鹿児島県	茨城県、長野県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、新潟県、岡山県、福岡県、宮崎県、鹿児島県	×	不活動宗教法人のみならず、法人格のみならず、公益法人として、公益法人と同様に、長期間登記がなされない場合、みなし解散とするよう、宗教法人法の「第6章解散」に、「休眠宗教法人のみなし解散」及び「宗教法人の継続」の条項を追加すること。	実態として宗教活動は行っておらず、法人格のみ存在している不活動宗教法人について、当県でも不活動宗教法人と判断された法人のうち半数以上の法人で、代表役員の死亡が確認されている。このような不活動宗教法人を放置した場合には、第三者により法人格を不正に取得され、脱税などの行為に悪用される可能性があるなど、その解消が急務であり、社会的な課題となっている。法定受託事務として、各都道府県は宗教法人に係る認証事務等を所管しており、不活動宗教法人の確実な把握と迅速な対応については国からも強く求められているところであるが、解散に至るまでの手続きが複雑であることや人員不足等から、これまで取組が進んでいない状況である。【支障事例】不活動宗教法人の解消を任意解散等により進める場合は、法人関係者の協力が不可欠であるが、既に死亡しているなど、連絡可能な役員や関係者が少なくなっていることも多く、その場合の任意解散等は非常に困難なものとなる。また、法人による任意解散等が難しい場合、所轄庁が裁判所に解散命令請求を行うこととなるが、必要書類の収集や清算人の選任、残余財産の処分等の清算手続きが難航する場合には、膨大な時間と労力が必要となる。【支障の解決策】代表役員死亡後も長期間登記がなされないなど、一定の要件を満たす不活動宗教法人を解散したものとみなすことで、解散に至るまでの事務負担を軽減できると考える。【類似の制度】一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第149条において、5年以上登記の変更がなく、法務大臣による官報公告の後、必要な手続きを取らなかった場合、みなし解散となる旨が規定されており、休眠法人の整理が図られている。【新たな社会情勢の変化等】令和4年度に、事務所備付け書類の提出の督促及び未提出時の過料手続の確実な実施や、不活動宗教法人対策の徹底など、宗教法人に関する事務の適正な遂行について、国会において議論がなされ、内閣総理大臣及び文部科学大臣から、宗教法人法の確実な適用の必要性に関する答弁があった。	—	不活動宗教法人と認定された法人のうち、代表役員が存在しない状況にありながら、長期間登記がなされない法人等についての整理がなされることで、第三者による法人格の不正取得等を未然に防ぐことが可能となり、所轄庁においては、自主的な解散や活動再開を模索する法人の対応に注力することが可能となる。	文部科学省	〇当県においても、代表役員が死亡し、連絡可能な役員や関係者が不明で、任意解散が困難と思われる不活動法人がある。当県が裁判所に解散命令請求を行うほか整理する方法がない可能性が高いが、法人名義の不動産があり残余財産の処分を要するため、時間的にも労力的にも多くの課題が予想される。	
185	185	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、兵庫県、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、四国中央市、東温市、上島町、久万高原町、伊方町、松野町、鬼北町、高知県	函館市、岩手県、徳島県、香川県、浜松市、兵庫県、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、四国中央市、東温市、上島町、久万高原町、伊方町、松野町、鬼北町、高知県	×	無線システム普及支援事業費補助金交付要綱及び情報通信格差是正事業費補助金交付要綱に定める「取得財産」について、事務簡素化や機動的な工事等のため、以下のいずれかの見直しを行う。①取得財産の対象となる取得財産を鉄塔のみとする等、交付要綱等で機械設備を処分制限財産としないよう整理する。②包括承認届出制度の対象を拡大し、通信事業者⇒市町への処分申請及び市町⇒県の処分届出についても、年に一度の届出で足りるよう見直しを行う。③取得財産の処分制限期間の見直し(短縮)を行う。	無線システム普及支援事業費補助金交付要綱及び情報通信格差是正事業費補助金交付要綱に定める「取得財産」について、事務簡素化や機動的な工事等のため、以下のいずれかの見直しを行う。①取得財産の対象となる取得財産を鉄塔のみとする等、交付要綱等で機械設備を処分制限財産としないよう整理する。②包括承認届出制度の対象を拡大し、通信事業者⇒市町への処分申請及び市町⇒県の処分届出についても、年に一度の届出で足りるよう見直しを行う。③取得財産の処分制限期間の見直し(短縮)を行う。	総務省所管事業である携帯電話等エリア整備事業については、通信技術の進歩により処分制限期間を待たずして設備の一部を更新するケースが多いが、処分制限期間内に設備の一部を更新する際においても、都道府県への財産処分届出が必要であり、都道府県から国に対しては年度末に包括承認届出を行っている。しかし、今後ともさらなる通信技術の進歩が予測される中において、通信事業者にとっては当該届出事務が完了するまでは更新工事に着手できないほか、通信技術の進歩に伴う更なる設備更新も見込まれるため、工事工期までの期間をできる限り短縮し、処分申請に要する回数等でもできる限り削減することが望ましい。国におかれてはこれまでも包括承認届出制度の導入等、事務の効率化に取り組みられていることは承知しているが、通信環境の改善を図るという事業趣旨を踏み、左欄のとおり基地局設備のうち鉄塔部分のみを取得財産と定義した上で財産処分報告対象とする等、更なる事務簡素化や強力的な運用についてご検討いただければと、県、基礎自治体のみならず、通信事業者にとっても一層の業務の効率化につながる。	—	【県】・事務処理件数:年間10件程度(報告のある市町は例年2〜3市町) ・事務処理に要する時間:②2時間程度/件 ・年度末の包括承認届出書類作成:4時間程度 ↳これらの事務処理時間の削減 【市町】・事務処理件数:4件程度 ・事務処理に要する時間:⑤5時間程度 ↳これらの事務処理時間の削減 【通信事業者】・事務処理件数:10件程度 ・事務処理に要する時間:③3時間程度 ↳これらの事務処理時間の削減 ↳処分申請に更新工事に着手できるため、工期の短縮等効率化が期待 ※上記は事務処理に要する時間のみを記載しているため、書類の不備や担当者の不在等があった場合、通信事業者による市町への処分申請から県の受理までの総処理時間が約2か月に及んだ事例もある。	総務省	〇通信技術の進歩が今後ますます進むことが予想される中、現行制度よりも通信事業者の工事着工までの期間が短縮されることは、市民にとってもメリットであることから、より効率的な制度となることを期待したい。 〇当県においても携帯電話等エリア整備事業において、通信技術の進歩により処分制限期間を待たずして設備の一部を更新するケースがあり、毎年財産処分届出の処理業務が発生しているため、この提案が実現されたら自治体職員及び通信事業者の事務負担軽減につながる。 〇当市では、地上デジタル放送移行に伴う改修から10年以上経過し、共聴設備の廃止手続きに関する相談が近年急増している。財産処分に関する手続きの長期化については、共築料の負担などにも影響することから、度々共聴組合からも苦言を呈され、対応に苦慮しているところである。今後、部品の生産終了によって、共聴設備の高度化・廃止の動きが全国的に増加していくことが予想されることから、例示されている「携帯電話等エリア整備事業」のみならず、無線通信システム普及支援事業を活用して取得した財産処分手続きの簡素化について、ご検討いただきたい。
186	186	愛媛県、神奈川県、香川県、三重県、徳島県	岩手県、秋田県、長野県、三重県、徳島県	×	農業共済事業の算定に使用される「農作物及び畑作物の10aあたり収穫量の10aあたり収穫量」の決定方法を明確にすることを求める。	都道府県知事が定める10aあたり収穫量について、細区分がない作物については、都道府県での決定作業を原則不要とすることを求める。	農業共済事業において、共済金額や共済掛金の算定基準となる基準収穫量(基準単収)を算出するために用いる「農作物及び畑作物の10aあたり収穫量」について、都道府県知事は、経営局長通知を基礎として、農業共済組合ごとに毎年、細区分ごとに10aあたり収穫量を定め、農業共済組合に通知し、経営局長にも報告している。しかし、1県1組合化している場合(茨城県以外)、細区分がない作物については、知事が定める10aあたり収穫量は経営局長通知の基準単収と同値となるため、県での決定作業が無駄となっている。	—	県での決定作業が不要となり、事務の効率化につながる。	農林水産省	〇当県が定めている「農作物及び畑作物の10aあたり収穫量」は、水稲、麦、大豆、そば、ばれいし、りんご、ぶどう、なし、もも、すもも、かきであるが、そのうち、麦、すもも、かきについては、細区分がないため、県での決定作業が無駄となっている。
187	187	愛媛県、広島県、徳島県、今治市、八幡浜市、西条市、四国中央市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町	前橋市、長野県	×	登録有形文化財(建造物)における修理において、現状変更しに当たらない「維持の措置」に該当する範囲を文化庁の方で明確に規定する。	登録有形文化財(建造物)の修理において現状変更の届出が必要となる基準が曖昧で困っている。文化庁が発行している「登録有形文化財(建造物)の手引2 登録後の各種届出」5、6ページには「維持の措置」の範囲内であれば届出不要、超えるようであれば届出必要という区別がなされており、文字だけでなくイラストでも説明されている。市町の文化財部局の担当者から、この修理は「維持の措置」に当たると文化庁に問い合わせしてほしい、という問い合わせがしばしば寄せられ、都度文化庁に問い合わせられている。	—	「維持の措置」に該当する範囲や事例などを文化庁の方で明確に規定することにより、今後所有者から修理について問い合わせがあった際、文化庁に都度問い合わせる必要がなくなる。「維持の措置」に該当する範囲や事例などを文化庁の方で明確に規定することにより、所有者の方で現状変更にあたる修理かどうか判断できることが可能となることにより、行政の効率化が期待できる。	文部科学省	〇当該基準は文化庁が発行している「登録有形文化財(建造物)の手引2 登録後の各種届出」に原則は示されているが、曖昧なところがあるため、事案が発生する都度、念のため県担当部局を通じて文化庁に問い合わせている。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>法人制度の目的や仕組みは、各法人によって異なっており、一般社団法人及び一般財団法人と宗教法人とでも、例えば役員任期に関する規定の有無等に違いがあることから、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律のみならず、解散制度を宗教法人法にも一律に設けることは、適当ではない。</p> <p>また、宗教法人制度は、憲法の保障する信教の自由、政教分離の原則の下で、宗教法人の宗教活動の自由を最大限に保障するため、所轄庁の関与をできるだけ少なくし、各宗教法人の自主的・自律的な運営に委ねるものであり、所轄庁による宗教法人の権利能力の制限を容易にするのみならず解散制度を設けることについては、憲法も踏まえた慎重な検討が必要である。</p>	<p>本提案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律のみならず解散に関する規定を宗教法人法にも一律に設けることを趣旨とするのではなく、同法の規定を参考とするもの、憲法の保障する信教の自由、政教分離の原則の下で実現可能な宗教法人独自のみなし解散制度の創設を求めるものである。</p> <p>「休眠宗教法人のみならず解散」の規定については、登記事項である「代表権を有する者」が死亡して、かつ、「事務所の所在場所」に事務所が存在しない状態が一定期間(例えば、5年間)継続していることなどが「休眠宗教法人」の定義として考えられる。</p> <p>また、みなし解散した「宗教法人の継続」の規定については、法人の目的、組織、活動等の同一性、継続性の維持の観点から、宗教法人法第90条と同様の手続によることが考えられる。</p> <p>この点、代表者や事務所を欠いているかどうかは、客観的な判断が可能であることから、所轄庁による恣意的な運用のおそれはない。また、それらを長期にわたって欠いている法人は、自主的・自律的な運営が不可能な状態であり、法人格の形骸化が明らかであるから、当該法人に法律上の能力を与えておくことは不適切である。</p> <p>そのような法人に対しては、現行制度では所轄庁が解散命令請求を行うことが考えられるが、必要書類の収集や残余財産の処分等の手続に時間を要することがあり、その間、当該法人は法人格が専用されるリスクが高い状態で存続することになる。そのため、不活動宗教法人のうち、自主的・自律的な運営に委ねることができない「休眠宗教法人」については、「みなし解散」として整理することを可能とし、法人格が専用されるリスクの低減を図ることが必要であると考える。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>ご要望事項に対し、以下の通り回答する。</p> <p>『無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱』において、まず、『無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱』の箇所に以下の規定がある。</p> <p>2 財産の処分制限期間について (1) 交付要綱第19条第1項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、減価償却資産の耐用年数制に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において規定される耐用年数に相当する期間とする。</p> <p>この規定にもある通り、「携帯電話等エリア整備事業」において、間接補助事業者である市町村は、大蔵省令に基づく財産の処分制限期間に従わなければならないため、ご要望事項①③の「対象となる取得財産の整理」や「取得財産の処分制限期間の見直し」については、最終的には財務省所管の大蔵省令を改正することが必要と考えられることから、ご要望については、今後、関係部署などと検討することとしたい。</p> <p>また、ご要望事項②の「包括承認届出制度の対象拡大」について、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項等に基づき、「携帯電話等エリア整備事業」においては、直接補助事業者である都道府県を対象として、包括承認届出制度を導入しているところ。一方、市町村への対象拡大という点については、直接補助事業者である都道府県と間接補助事業者である市町村の関係であるため、両者で調整いただきたい。</p> <p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第七十九号)第二十六条 2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。</p> <p>上記については、「情報通信格差是正事業費補助金交付要綱」においても同様である。</p>	<p>提案①・③ 交付要綱において財産処分を要する財産の整理や期間について以下の見直しを検討いただきたい。</p> <p>・通信技術の進化により機器を更新する場合は対象外とする ・本事業により取得した機械設備の処分制限期間を独自に設定するなど 提案② 自治体によって取扱いが異なる事業者の混乱にもつながるため、標準的スキームを示すなど、全国的に事務が標準化されるよう配慮いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>各都道府県が類似区分ごとの10アール当たり収穫量を決定するに当たり、国が別途通知した数値を基礎とした算出の方法を通知(各種要綱)において定めているが、これは、国が通知した10アール当たり収穫量を都道府県が地域の実情に応じて調整するために措置されているものである。</p> <p>今後のご提案を踏まえ、1県1組合理化している都道府県において、類似区分が一に限られている作物について、国から通知された10アール当たり収穫量の調整を都道府県が地域の実情に鑑み不要と判断した場合には、現行通知に定める方法によって各都道府県において独自に10アール当たり収穫量を算出することなく、単に国から通知された数値をそのまま用いる方法により都道府県が10アール当たり収穫量を決定することを可能とするよう検討したい。</p>	<p>関係府省からの第1次回答に異議はない。調整が必要ないと判断した都道府県においては、国から通知された数値をそのまま用いることが可能になれば、10a当たり収穫量の決定作業の効率化が図られるため、引き続き前向きにご検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>登録有形文化財建造物における現状変更のうち、「維持の措置」については、「登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則(平成28年文部省令第29号)」第17条において、その範囲を規定するとともに、以下手引き等において、図等も用いつつ可能な限り具体的な事例を示しているところではあるが、いただいたご意見を踏まえ、引き続き手引き等の内容の周知に努めるとともに、ご不明点については各都道府県を通じてお問い合わせをいただきたい。</p> <p>○登録有形文化財(建造物)の手引き2 登録後の各種届出 ・「維持の措置」としては次のような場合が該当するものとされています(登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則第17条)。 以下の「維持の措置」の場合は、現状変更の届出は不要です。 ①登録有形文化財建造物の原状(登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状)の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の4分の1以下である場合(移築の場合を除く。) ※内装に限定される模様替え、修繕は、その規模、内容にかかわらず、「維持の措置」に該当します。また、外装についても、屋根の葺き替えや壁の塗り直しなど形質・色彩を変更しない行為は、その規模にかかわらず「維持の措置」に該当します。 ②登録有形文化財建造物がき損している又はき損することが明らかにご見られる場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するため応急の措置をする場合</p>	<p>当県では、所有者から現状変更に関する問い合わせがあった際には、原則手引きを参考に市町村で判断しており、判断に際した場合のみ文化庁に問い合わせている。「登録有形文化財(建造物)の手引き2」の5、6ページに、「維持の措置」に関する記載があり、イラストなどで図示されており、文化財政の担当者でもある程度判断できるものである。</p> <p>ただ、登録有形文化財には様々な構造形式のものがあり、現在示されているイラスト一枚だけでは視覚的に判断しにくいところはある。例えば、扉や門などの工作物、石垣や橋梁などの土木構造物などについても具体的なイラストや写真等による事例を手引きに追加して頂きたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
188	188	指定都市市長会	札幌市、函館市、花巻市、いわき市、浜松市、豊橋市、三郷町、安来市、東温市、大牟田市	×	住民票の写し等の交付請求の際の押印を廃止し、請求の際の押印を不要とすること	住民票の写し等の交付請求の際の押印を廃止し、請求を求めるとしていただきたい。	住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)①(ア)Aにおいて、住民票の写し等の交付の請求の受理にあたっては、請求者の氏名については、請求者の意思を明らかにさせるため、自署又は押印を求めることが適当とされ、住民票の写し等の交付について、窓口及び郵便請求により請求された際は、自署もしくは記名押印を求めていることとす。一方、戸籍証明書等の請求にあたっては、令和2年12月23日付け法務省民一第2103号法務省民事局長通達「国民や事業者等に署名押印を求めている戸籍事務について」により、平成20年4月7日民一第1001号民事局長民事第一課長依命通知「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて」を一部改正され、押印を廃止し、記名を定めることとされています。そのため、住民票の写し等と同時に戸籍関係証明が請求された場合等、住民にそれぞれ異なる説明をすることになり、混乱を招いております。住基事務と戸籍事務は関係性が深く、同じ職員が兼務していることも多く、取扱いについて統一のしていただくことで、事務の簡素化や住民の利便性向上に資すると考えます。	住民票の写し等の交付の請求にあたり、押印についての戸籍関係証明とは異なる説明に時間を要していたり、署名や押印がないことで再来庁を求めていることが、統一的に入ること、住民の理解向上や利便性向上、職員の業務効率化が図られる。	総務省	○押印見直しとの取組みが進められていることから、住民票の写し等の交付請求に係る押印を廃止することにより、市民の利便性向上及び事務の効率化が図られる。 ○委任状を以て住民票請求をされる場合に限り、本人の自署及び押印を求めているところである。しかしながら、押印が漏れている状態の委任状を持参される方もおられ、全て「記名のみ」に統一できれば、そのような来庁者に対して出直していただく必要もなくなるから、来庁者の利便性向上に繋がると考えられる。 ○戸籍関係の証明書と、住民票や戸籍の附票を同時に請求され、請求書に署名又は押印が無かった際に、統一した説明をすることが出来ず、対応に苦慮した。 ○工業から戸籍附票の交付請求があった際、住民基本台帳事務処理要領に基づき「自署または押印」を求めたところ、職務ではないとして断られたケースがある。自署又は押印以外に請求の意思を確認する対応に苦慮したため、戸籍事務と統一した対応を求めたい。	
189	189	熊本市	札幌市、花巻市、山形市、足利市、さいたま市、富士見市、豊田市、小牧市、倉敷市、広島市、宇和島市、高知県、大野城市、大村市、特別区長会	×	基幹統計調査に関する事務の一部を民間企業に委託可能とすること	事務の一部を民間企業に委託できる基幹統計を国勢統計、経済構造統計、農林業構造統計に補充してほしい。その上で、既に民間委託が可能となつていない基幹統計も含めて、民間委託に向けた具体的な基準・仕様(例えば仕様書モデル例、統計調査における民間事業者の活用に係るガイドラインⅡ③②)に記載の「基準・条件」、その他業務上必要となる技術的助言)を提示するとともに、その基準・仕様に見合った委託費を交付するようしてほしい。	基幹統計調査については、統計法施行令第4条に基づき地方自治体が指導員・調査員を推薦している。これらの推薦は、登録調査員及びいわゆる自治会の協力を得て行っているが、高齢化が進む中で必要な職員を充足できないようになってきている。直近の住宅土地統計調査では、指導員・調査員を合わせて583名が必要となる。交代者を除き495名しか従事者を確保できなかった。特に国勢調査では、自治会から協力を得られなければ、調査の実施が困難であるが、そもそも自治会の役員のみならず不足している状況の中で、調査員になっていただける方を見つけることが難しくなっている。また、本来、指導員・調査員を希望される方の中からより適性のある方を選抜すべきものであるが、なり手が不足している現状からそのような選抜をすることができず、その結果、適性が無い方が指導員・調査員をされることも増えてきており、調査精度への影響が懸念されるため提案するもの。	自治会に調査員の推薦依頼を行う際に、自治会から民間委託できないのかと苦情を受けることが増えてきている。また、民間委託を行うことで指導員・調査員の質が安定することが期待でき、調査精度を維持しやすくなる考えられる。	総務省、農林水産省、経済産業省	○調査員の確保に関しては、町会への依頼が中心となっているが、様々な業務が依頼されている現状、人員を推薦することは難しいとの意見書が当市へ出されている。来年度の国勢調査は他の統計調査とは比較にならないほどの人数が必要とされる調査であり、調査員が十分に確保できない状態では、調査の実施自体が危ぶまれる。 ○ベテラン調査員が高齢や体調不良を理由に引退している中、新規調査員の確保に苦慮している。国勢調査等の規模の大きな調査では規定数の調査員が集まらないのが当たり前になってきており、1人当たりの担当調査区数が増え、担い手の負担が大きくなっている。(そしてそのことが、余計担い手を減らすという悪循環になっている。)共働きの増加などにより若手の調査員の確保は難しく、なんとか確保した調査員も、新規登録の時点で70歳を超えていることも多く、十分な経験を積む前に引退が推奨される年齢に達する。高齢に加え、不慣れとなる調査活動中の事故が増える要因となっている。10年以内には現役調査員の大半が引退となり、調査員による統計調査が立ち行かなくなるとの懸念が強い。統計調査員が、あくまで社会貢献活動の域をでないなら、今後若手の確保はさらに困難になっていく。民間委託が現実的であると感じている。 ○基幹統計調査の指導員・調査員の推薦について、高齢化が進む中で必要な職員を充足できないようになってきている。特に国勢調査では、町会・自治会から協力を得られなければ、調査の実施が困難であるが、そもそも町会・自治会の役員のみならず不足している状況の中で、調査員になっていただける方を見つけることが難しくなっている。また、本来、指導員・調査員を希望される方の中からより適性のある方を選抜すべきものであるが、なり手が不足している現状からそのような選抜をすることができていない。その結果、適性が無い方が指導員・調査員をされることも増えてきており、調査精度への影響が懸念される。 ○基幹統計調査を実施する際に、自治会に調査員の推薦依頼をしているが、自治会から調査員を探すのが大変だという話をいただいている。また、調査員の高齢化が進み、任期途中で体調不良等により交代せざるを得ない事例も出ている。また、登録調査員へ依頼した場合でも、断られることも多くなってきている。 ○国勢調査や農林業センサスのように大規模な調査では、調査員確保が課題となっている。当市は市域が広く、調査員説明会や調査票提出において、山間部等へ職員が出向いており、負担も大きいのが現状である。民間委託が可能になると、調査員確保や調査の実施において選択肢が広がる。 ○当市でも高齢化が進み統計調査員のなり手が減少している。事務の一部を民間委託できる基幹統計調査の拡充により、将来的な調査員の減少にも対応できる。 ○令和5年住宅・土地統計調査において、当市では調査員配置129人のところ実際の従事人数は116人であり、調査員確保が課題であった。 ○当市においても、調査員の安定的な確保は、統計調査を円滑に実施する上で必要と考えており、民間企業へ委託できる仕組みづくりは、担い手不足への一助として考えられる。 ○当市でも調査員の高齢化に加え、コロナ禍における調査環境の悪化により、統計調査員の担い手が減少し、その確保に苦慮しており、一部の市町村ではほぼすべての調査員を職員で賅っている。高齢化の状況についても、直近の住宅土地統計調査において、調査員の約3割が70歳以上となっており、近い将来、調査員の不足により現在の調査精度を維持できなくなるおそれがある。新規調査員確保のためには、業務内容や報酬の見直しを進め、他の仕事と比較した際に積極的に選ばれるものにならなければならない。 ○高齢化の進展や、調査事務の複雑化もあり調査員の担い手不足が深刻化している。実際に、当市における直近の住宅土地統計調査についても、調査員1人につき3調査区を基本としていたが、5～6調査区受け持つ調査員も多数いた。 ○現在、基幹統計調査に係る調査票配布等の業務については、登録調査員や市職員等により行っている。年々、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増しており、調査員の業務負担は大きくなっているが、登録調査員の高齢化が進んでおり、統計調査によっては調査員の確保が難しくなっている。 ○当市においても、登録統計調査員の高齢化が進行している。比較的大規模な基幹統計調査においては、指導員及び調査員の確保に苦慮しており、調査の都度、公募による調査員の確保を行っている。一定の水準を満たす調査員を継続して確保するために、国勢調査等における調査員事務の民間委託を拡充してほしい。 ○当市においても国勢調査時には登録調査員以外に自治会長などに調査員等をお願しているが、それでも足りないため、市職員が穴埋めをしている。直近の令和2年国勢調査における調査員等に占める職員の割合は、調査員が468人中107人(割合22.9%)、指導員が79人中63人(割合79.7%)であった。登録調査員の高齢化・担い手不足に加え、自治体職員数も減少してきており、統計調査の在り方・調査の手法そのものを見直す時期に差し掛かっていると考ええる。 ○基幹統計調査においては、少子高齢化に伴う調査員確保の困難化により、調査員調査の制度設計を維持することが年々厳しい状況になっており、円滑な調査に支障が生じる場面も見受けられる。	



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>御提案の可否を検討した上で、必要に応じて対応を行う。</p>	<p>住民票の写し等の交付請求の際の押印を不要にすることについて検討を求める。 戸籍証明書等の交付請求においては、全て押印を廃止し記名を求めているのにも関わらず、住民票の交付請求においては、押印が廃止できない合理的な理由について示していただきたい。 また、令和2年7月7日付総行第169号総行経第35号「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」において、「行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しを行うことは、行政サービスの効率的・効果的な提供に資するものであり、積極的に取り組むことが望まれる(一部要約)」とされており、当該案件は、内閣府「地方公共団体における押印見直しマニュアル(令和2年12月18日初版)」参考資料4-3「各府省の行政手続における押印の見直し方針一覧」において、「廃止の方向で検討中」との見直しの方針が示されている。 押印で請求の意思を確認する方法は、今後、法人等からの第三者請求のオンライン化の阻害要素となり、デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画(2024年(令和6年)6月21日)」における国の行政手続オンライン化の3原則に相反することとなる。 窓口においては、住民票は戸籍証明書等と同時に請求されることが多く、市民への説明や職員の事務の効率化に支障をきたすため、交付請求時の押印の取扱いについて戸籍事務と同一の取扱いとしたい。</p>		
<p>政府の統計調査における民間事業者の活用に関しては、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成17年3月31日統計企画会議申合せ、最終改正令和4年3月23日)を定め、積極的に取り組んでいるところ。 ただ、調査員による実業務については、現時点の民間事業者の履行能力を勘案し、事業者における調査員の確保方法、調査員の能力及び経験、調査員の指導、管理体制等の実情を的確に把握し、活用の可能性を十分に検討することとしており、特に、以下の調査は、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがあるため、慎重かつ十分に検討することとしている。 ①国が行う多数の統計調査の母集団情報を提供することを目的とした調査(国勢調査、経済センサス) ②一定の行政分野(日本標準産業分類の大分類に該当する産業分野等)又は生活分野に関する国の統計調査(基本調査)の母集団情報を提供することを目的とした調査(農林業センサス、国民生活基礎調査等) ③関連し定期的に報告され、調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査(労働力調査、小売物価統計調査等) ご提案のあった具体の基幹統計調査に関する事務の民間委託の検討状況については、以下のとおり。 ○国勢調査(国勢統計)については、平成27年調査から、共同住宅の管理会社等への調査員事務の業務委託の枠組みを整備している。(国勢調査令第十二条の三) ○経済センサス・活動調査(経済構造統計)については、平成28年調査から、複合商業施設等への調査員事務の業務委託の枠組みを整備している。(経済センサス活動調査規則第十條の二) ○農林業センサス(農林業構造統計)については、調査対象が農村部に広く散在する中で、悉皆調査であり、確実な回収が必要なることを踏まえると、実査の履行能力を有する民間事業者を確保すること自体が難しいことから、実業務の民間委託は現実的ではないと考えている。</p>	<p>基幹統計調査に関する事務の民間委託については、実現性の高い部分から検討を進めていただいていることは承知しており、また国勢調査、経済センサス、農林業センサスなどの大規模調査において、実査の履行能力を有する民間事業者を確保することが難しいことも認識している。 一方で、特に国勢調査においては、その規模の大ききから調査員のほとんどを地元自治体に依頼しているのが現状である。そのような中、地元自治会の加入率も低下しており、高齢化など自治会の運営が困難になったとして、解散を検討する自治会も出てきている。これを踏まえると、現在の自治会を中心に調査員を募る方法でも、将来的に、調査結果の精度を維持することはできなくなると考えている。現に、事務処理要領で想定されている、標準的な調査員数を充足できなくなっており、またそのことが調査員の調査負担の過重感を増加させ、調査への従事が忌避される悪循環が生じている。加えて、不在世帯への複数回にわたる訪問や、非協力世帯に対する心理的な負担など、調査員報酬が十分な金額ではないと感じる方も多く、特に国勢調査は自治会の方のご厚意に甘える形で、半ば有償ボランティアのような形で従事していただいている。 すくなく全面的に民間委託することが困難であることは理解するものの、調査を実施する側の人手不足・高齢化等を見据えた調査制度を検討・構築いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。 【全国市長会】 調査員・指導員の確保については、全国的な課題であり、自治会の加入率低下や人手不足・高齢化等を見据えた調査制度や行政記録情報の統計調査利活用に向けた制度の検討・構築を求める意見が寄せられている。</p>



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
190	190	指定都市市長会	花巻市、ひたちなか市、横須賀市、小牧市、高松市、久留米市	×	市町村子ども・子育て支援事業計画の計画期間見直し	子ども・子育て支援法第61条第1項における市町村子ども・子育て支援事業計画の計画期間(5年)を市町村の実情に合わせて柔軟に設定できるよう見直しをいただきたい。	当市では、令和6年度に子ども計画の策定を予定しているが、子ども施策の総合的な推進、市民にとってのわかりやすさの向上、計画策定の事務効率化のため、市町村子ども・子育て支援事業計画を含む個別関連計画と一体的に策定する方針である。一方で、子ども計画は、令和6年度から8年間を1期(4年で中間見直し)としてスタートする当市総合計画とも整合を図る必要があるが、子ども・子育て支援法第61条第1項において、市町村子ども・子育て支援事業計画は5年を1期として定めるものとされており、総合計画と計画期間にズレが生じてしまうことで、市民にとってわかりにくい計画となる恐れがある。	市町村子ども・子育て支援事業計画の計画期間を市町村の実情に合わせて設定できるように法改正を行うことで、より実態に即した計画を策定できるだけでなく、当市のマスタープランである総合計画と子ども計画の計画期間が一致し、市民にとって分かりやすく、市政の方向性においても矛盾が生じなくなる。また、各計画の進捗管理等においても効率化が期待できる。	子ども家庭庁	○当市においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の計画期間と市の最上位計画である総合計画の計画期間が異なっている状況である。市で策定する計画は計画期間も含めて一体的に策定することにより、市民にとって分かりやすいものとなり、各計画の進捗管理の効率化ができることにも、効果的な計画行政の推進が期待できる。	
192	192	鳥取県、滋賀県、大阪府、和歌山県、全国知事会、中国地方知事会、福来世代応援知事同盟 【重点8】	北海道、長野県、高知県	×	障害児通所支援事業所の利用定員数を標準未満とする場合に限り、従業者の人員基準を「標準」又は「参酌すべき基準」へと見直すこと	「障害児通所支援事業所の利用定員数を標準未満とする場合に限り、従業者の人員基準を「標準」又は「参酌すべき基準」へと見直すこと	「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)により、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の人員基準として、障がい児の数が10人までの場合、児童指導員又は保育士を2人以上配置(うち1人以上は常勤)すること、児童発達支援管理責任者を1人以上配置(1人以上は専任かつ常勤)することが規定されている。当県(全19市町村)の障害児福祉計画の令和6年度サービス見込量によると、児童発達支援は12市町村が10名未満(うち8市町村が5名未満)、放課後等デイサービスは5市町村が10名未満(かつ5名未満)である。一方、利用定員が、国が標準として定める10名に満たない事業所も、現行基準どおりの人員配置を求められ、事業運営が困難な状況にあることから、当県内の市町村のうち約半数に児童発達支援事業所が、約3分の1に放課後等デイサービス事業所が1か所もなく、障がい児が身近な地域で通所支援を受けられていない。	○放課後等デイサービスのない地域の児童の多くは、車で数十分かかる近隣市にある事業所を利用しているが、放課後の多くを移動時間として過ごしており、本来受けるべきサービスを十分に受けることができていない。○福祉人材の不足によって、事業継続に以下の影響が出ている。東部圏域:人材不足に関する相談が月1、2回程度あり、令和5年度に2事業所が人材不足により廃業した。中部圏域:有資格者の人材不足に関する相談があり、令和4年度に1事業所が人材不足により廃業した。西部圏域:児童発達管理責任者の確保困難により、令和5年度に廃止事業所が1か所、休止事業所が1か所あった。	「標準」又は「参酌すべき基準」に見直すことにより、例えば、障がい児の実数が少なく利用定員が5人に満たないような小規模な事業所について、従業者の常勤規制を緩和する(児童が利用する時間帯のみ配置とする)等の地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となる。これにより、特に担い手不足の中山間地域等において限られた児童福祉人材の有効活用が図られるとともに、障がい児に必要なサービスを身近な地域で提供可能な体制の整備(事業所の進出、定着)に資することができる。	子ども家庭庁	○当県では、小規模町村が多く、山間部等で利用児童が1名となる事業所も存在する中、直接支援員の2名配置が負担となり、放課後等デイサービスの開設が進まない地域がある。その結果、身近な地域での開設が進まず、片道1時間以上を要して他地域へ通う事例もあり、事業者・利用者の双方にとって負担となっている。
193	193	鳥取県、京都府、兵庫県、奈良県、広島県、徳島県、関西四府県連合	北海道、宮城県、浜松市、山口県、熊本市	×	広告可能な診療科名の見直し(総合診療科)	医療法施行令において、広告できる診療科名は定められており、「総合診療科」は広告できる診療科名に該当しない。平成30年4月より開始された新専門医制度により、専門医の基本領域に「総合診療」が追加されていることから、医療広告で総合診療科を広告できるよう法令の改正を望む。	県内病院では、令和6年度に新たに「総合診療科」を創設する予定。自治体の広報誌やケーブルテレビに総合診療科を創設した旨を掲載し、これまで週1回の診療日であった整形外科の患者も診療できることを周知したいが、「総合診療科」が広告で使えないため、住民に対して必要な医療情報の提供ができない。	県内病院から、「総合診療科」が広告で使えないことに対する支障が生じていたため、措置を求める意見があったもの。	総合診療科を住民に周知することで、総合診療科の意義や役割等について地域住民の理解を促すことが可能となる。また、これまで居住地の市町村外の病院へ通院していた者が、居住地から近い病院で受診することが可能となるなど住民の利便性向上に寄与する。	厚生労働省	—

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>【計画期間を5年とする理由、統一的な計画期間とする理由】</p> <p>・統一的な策定期間とする事で、国としては、全国の教育保育給付及び地域子ども子育て支援事業のニーズや供給量を把握し、施策検討の材料とするともに、必要な予算要求等を行っており、また、都道府県としては、管内市町村におけるニーズや供給量を都道府県計画にも盛り込み、市町村へ助言等を行っていることから、計画期間を自治体ごとにすることは困難です。</p> <p>・市町村子ども子育て支援事業計画(以下「市町村計画」という。))については、足元の各地域における人口動態や社会経済情勢を踏まえつつ、給付や事業のニーズを正確に把握し、そのニーズに沿ったサービス供給を実現するため、5年を一期とする計画を策定することとしているところです。</p> <p>・こうした中で、例えば、各自治体の裁量において、7年を一期とする策定等を可能とした場合は、直近のニーズと供給に乖離が生じるなど、この計画策定の趣旨を全うできない可能性があることから困難です。</p> <p>【他の計画との効率的な策定について】</p> <p>・他方、市町村計画を、市町村が作成する他の計画と一体的に策定することは可能であり、その旨は既に「第三期市町村子ども子育て支援事業計画」における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版 ver.1)について(送付)(令和6年3月11日付け)でも家庭庁成育局総務課事務連絡。以下「第3期手引き」という。))において各地方公共団体へ周知しています。</p> <p>・各自治体においては、様々な期間設定の他の計画を策定していただいていると承知していますが、第3期手引き等を踏まえ、効率的な計画策定のための工夫が可能と考えており(※)、各自治体におかれては、引き続き、地域の実情を踏まえつつ計画策定を進めていただきたいと考えています。</p> <p>※こども基本法に基づく市町村子ども計画の策定期間を市町村計画の期間とあわせる等の検討をしている市町村があると承知。また、総合計画の計画期間が市町村計画より長い場合は、市町村計画が総合計画の計画期間内に包含されるため、総合計画内に第3期の市町村計画期間と第4期の市町村計画期間があるとわかりやすく記載する等の工夫なども考えられる。</p>	<p>国及び都道府県が、市町村の教育保育給付及び地域子ども子育て支援事業のニーズや供給量を把握し、施策検討や助言等に活用することは大変重要であると考え、</p> <p>一方で、市町村単位でみた場合に、関連計画の一体的推進や効率的な進捗管理、住民への分かりやすさ等を考慮すると、同一自治体内の関連計画期間は可能な限り統一することが望ましく、また、仮に市町村計画期間を7年とした場合でも、現行と同様に実績との乖離が大きい場合には、必要に応じて中間見直しを行うことで、計画の趣旨にそった施策の実施は可能であると考えられる。</p> <p>ついでに、市町村におけるニーズや供給量について、計画期間に関わらず、国や都道府県が把握し、活用されるような仕組みをご検討の上、市町村計画の計画期間は市町村の実情に合わせて設定できるようにしていただきたい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>市町村単位でみた場合に、関連計画の一体的推進や効率的な進捗管理、住民への分かりやすさ等を考慮すると、同一自治体内の関連計画期間は可能な限り統一することが望ましいという意見が寄せられている。</p>
<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」)に規定する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に係る従事者及びその員数についての基準は、障害児に提供されるサービスの質を確保する観点や、障害児の安全管理を担保する観点等を踏まえて、都道府県等が条例によって事業所の指定通所基準を定める際に「従うべき基準」としているところであり、当該基準を「標準とすべき基準」や「参酌すべき基準」とすることは適切ではないと考えている。</p> <p>また、指定通所基準においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。))に規定する指定生活介護事業所や指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。))に規定する指定通所介護事業所等がそれぞれ指定障害福祉サービス基準や指定居宅サービス基準を満たす場合(※)には、指定通所基準の人員基準に関わらず、これらの事業所が共生型事業所として児童発達支援等を提供することが可能となっており、地域の実情に合わせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能となっているところである。</p> <p>引き続き、障害児に必要なサービスを身近な地域で提供できるよう、体制の整備を支援してまいりたい。</p> <p>(※)指定障害福祉サービス基準により求められる従業者の員数が、児童発達支援を利用する障害児と生活介護を利用する障害者の利用者数を合計した人数に対応した員数であれば、共生型児童発達支援事業所として必要な員数を満たす等</p>	<p>利用児童の安全確保は最優先で考慮されるべき事項ですが、現在の従うべき基準は、利用児童が10人までの事業所で児童指導員又は保育士等が2人以上となっており、中山間地域などの利用児童が10人にも満たない小規模の事業所にとっては、厳しい基準となっています。</p> <p>そのため、人員基準を「標準」又は「参酌すべき基準」としていただくことによって、利用児童が少なく、かつ児童発達支援管理責任者をも含めた人員体制で安全にサービス提供が可能な事業所においては実情に応じた人員配置を行い、障がい児に身近な地域でサービスが提供される体制を整えたいと考えています。</p> <p>なお、サービス実施水準の維持向上は、集団指導及び実地指導を確実に実施することによって図りたいと考えています。</p> <p>共生型サービスは、中山間地域などの地域の実情に応じたサービス提供体制の整備や人材確保も目的の一つであり、介護保険法による通所介護事業所や障害者総合支援法による生活介護事業所において、児童発達支援や放課後等デイサービスを提供するものですが、当県の通所介護事業所及び生活介護事業所388か所のうち、共生型事業所の指定を受けている事業所は、わずか7か所であり、特に中山間地域では3か所のみとなっています。</p> <p>また、通所介護事業所や生活介護事業所においても、十分な従業者の配置が難しく、共生型事業所として児童発達支援事業等を実施できるほどの余力がある事業所は少ない状況であり、さらには、人員不足を事由とした事業所の廃止も見受けられています。</p> <p>以上から、通所介護事業所や生活介護事業所が、共生型事業所として障害児通所支援を行うことは、難しいと考えています。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>全国知事会地方分権推進特別委員会において、令和5年度に全都道府県を対象に実施したアンケート調査結果によると、「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」は全国的に課題意識が強い分野であり、本提案に係る事務は、「従うべき基準」に該当すると考える。</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、原則として参酌基準化することなどによって、多様な地域の実情に応じたルールづくりの役割を地方公共団体に委ねるよう、提案の確実な実現を求める。</p>
<p>厚生労働省では、新たな専門医制度において、「総合診療専門医」を基本領域の一つとして位置づけ、医師の専門性として広告可能であることを通知するとともに、医療機能情報提供制度により、医療機関における総合診療専門医の配置状況を国民・患者に情報提供している。一方で、標榜可能な診療科名については、患者や住民自身が自分の症状等にあった適切な医療機関の選択を行うことを支援する観点から検討しており、医療法において、標榜可能な診療科名の検討に当たって、厚生労働大臣は医学医術に関する学術団体及び医道審議会の意見を聴かなければならないとされている。内閣府規制改革実施計画(令和6年6月2日)において、「厚生労働省は、特定の職業や資格を超えた多様な問題を抱える患者等が、総合診療を担う医師の受診を希望する場合の医療へのアクセスを円滑化する観点から、医学医術に関する学術団体の意見を踏まえつつ、標榜可能な診療科名に総合診療科を追加することについて、検討し、結論を得る。」とされており、今年度中に検討を開始する予定。</p>	<p>現状では、総合診療の役割や意義について地域住民の理解を進めることができないところ。結果として、患者は遠方の専門診療科(整形外科等)を受診するケースも発生しており、院内の医療の受診の効率化が進まず、住民にも不便が生じてしまっている。住民に「総合診療」についての、理解を浸透させる必要があるところ。</p> <p>これらのことから、早期に総合診療科が広告可能となるよう、具体的な検討スケジュールについてお示しいただくとともに、速やかな検討をお願いしたい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
194	194	鳥取県、徳島県	宮城県、茨城県、浜松市、高知県、熊本市	×	電話を用いた診療の実施及び診療報酬による評価を可能とすること	コロナ禍において、特例的取扱いとして診療報酬上で電話による診療や処方箋の発行)が評価されていたが、令和5年7月末で廃止された。さらに、電話による診療等も令和6年3月末で特例的取扱いが廃止された(現在は情報通信機器を用いた初診や再診及び診療報酬の評価が可能)。豪雪地帯において、降雪により公共交通機関が休止し通院ができない場合があり、また住民の中には情報通信機器も有していない者も存在するため、そのような特殊の事情がある場合は、電話による再診や処方箋及び診療報酬の評価を可能とすることを望む。	当該中山間地域は高齢者の割合が高く、情報通信機器を有していない者が多い。実際に、通院予定日に降雪により移動手段がなく、来院出来なくなった患者がおり、当該患者の服用している薬が当日(通院予定日)で切れることから、情報通信機器を用いた診療に切り替えたかったが、当該患者は情報通信機器を有していなかったため、急遽、医師の往診により対応せざるを得なかった。そのため、急な往診等が必要になることにより、深刻な医師不足の状況にある中山間地域の医療機関においては医師の負担増につながった。仮に電話による再診や処方箋が診療報酬が可能であれば、医師は医療機関内で診療することができ、医師の負担軽減につながる(薬は電話診療、処方箋発行後に薬剤師が自動車により患者宅へ届け、服薬指導等を行う)。また、診療報酬上の評価対象とされることで、高齢患者への医療提供の実効性が確保されることになる。	県内病院から、電話を用いた診療の実施及び診療報酬による評価ができないことに対する支障が生じているため、措置を求める意見があったもの。	医師の負担軽減につながることも豪雪地帯に居住する住民に対して、冬季の降雪期間も安心な医療提供が可能となる。	厚生労働省	○特例廃止前には、医師が一人しかいない診療所において医師側が体調不良で患者に対面できない場合に、電話による診療を実施した例があった。当県は台風や風水害等が多く、公共交通機関が休止や交通の寸断など、通院できない場合も想定される。また、高齢者の多くはスマホやタブレット等の情報通信機器に不慣れな者も多数存在するため、電話診療の併用も必要と考える。
195	195	鳥取県、高知県、徳島県	松本市、高知県、宮崎県	×	中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直し	通所介護事業所(一般、地域密着型、認知症は、利用者事業所に通わせ、当該事業所において、サービスを提供した場合に報酬算定が可能であるところ、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、感染防止等の観点から事業所を休業した場合等に限定して、利用者の居宅を訪問してサービスを提供した場合も、報酬算定が認められている。これを、中山間地域等の訪問介護事業が不足する地域に限定して、平時においても適用していただきたい。	中山間地域等を中心に、訪問介護事業所の不足が深刻となっている。訪問介護事業は、もともと都市部に対し、地方では低調な傾向にあるが、近年、中山間地において訪問介護事業所自体が減少傾向にある。減少傾向にある理由としては、訪問の担い手とともに、車両を運んで利用者の安定的なニーズがないことが挙げられる。「積算等がある時期は、安全面から自宅より施設で数日過ごしたい(過してほしい)」という利用者やご家族の意向により、訪問介護からショートステイ等に移行されるケースが多い。	通所介護事業所は、県内に訪問介護事業所の倍程度あり、中山間地にも立地していることから、必要に応じ通所介護事業所の余剰人員の訪問介護を可能とすることで、中山間地の訪問介護の利便性を高めることができ、事業者にとっては職員を有効活用し、事業効率(生産性)を高めることができる。また、訪問と通所に取り組みすることで、職員の利用者への理解も深めることができる。新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いで、通所介護事業者が訪問を行ったが、大きな問題は発生しなかったと見られる。	厚生労働省	—	
196	196	東久留米市	川崎市、高松市	×	都市施設の集約化・複合化の実現に向けた立体的な整備が可能な都市施設の拡大等	都市計画法(以下「法」という。)第11条第3項及び法施行令第6条の2においては、立体的な範囲を定めることができる都市施設が限定された規定となっており、立体的な都市計画が想定される法第11条第1項第5号から第7号の各都市施設についても、立体的な整備が可能となるよう、法律及び政令で定められている都市施設の対象範囲の拡大を求める。また、上記の都市施設の対象範囲の拡大に伴い、これに関わる都市計画制度全般の改正等を求める。	既成市街地の再構築等により都市施設を含めた都市構造の再編に取り組んでいくにあたり、限られた土地資源の有効活用に加え、老朽化した公共施設の更新・統合など計画的に行い、都市生活者の利便性向上や都市環境の確保に努めながら、最適な配置を実現していくことが求められている。特に、公共施設の更新等に当たっては、各基礎自治体が策定している公共施設等総合管理計画の中で、相当な財政負担が必要となることが明らかとなっており、その方策の一つである公共施設等の集約・複合化による再編は、全国的にも大きな課題であると認識している。一方、都市計画運用指針では、都市施設を同一の区域内に立体的に整備することで複合的な土地利用を行うことにより、土地の有効・高度利用、都市機能の有機的な連携、魅力的な都市空間の創出等のニーズに応えることができるとされているものの、法第11条第3項及び法施行令第6条の2においては、立体的な範囲を定めることができる都市施設が限定された規定となっている。このことから、限られた土地資源の中で、教育文化施設である学校、図書館、生涯学習施設、体育館等及び社会福祉施設である保育所、障害福祉施設等を、1棟の複合施設として建設するに当たり、都市計画税を活用し、都市計画事業として一体的に整備することができない。	これまでの市民説明会等では、複合施設について「ジャンルの違う団体の交流が生まれる」、「活動団体と障害者、高齢者との交流がしやすい」などの意見が出ている。公共施設の更新・統合を進めるに当たり、事業者等からは施設を複合的に整備し、相乗効果を生むことが望ましいとの意見が出ている。	住民の福祉を増進する目的をもって設ける公共性の高い施設として、都市計画に位置付けて計画的に整備を行うことにより、例えば、生涯学習活動の拠点となる集会所や図書館、保育施設等を1棟の複合施設として集約化し、こどもの学びや子育てしやすい環境を向上させるとともに地域住民の繋がりの拠点として複合的なサービスを提供することができ、住民サービスの充実に資する。更に、都市計画マスタープランに位置づけ、計画的に取り組むことにより、当該施設を拠点としたまちづくりのデザインを市民等と共有しながら進めていくことができる。当市では「当市公共施設等総合管理計画」において「施設の更新の際は、施設の複合化を前提として検討する」としており、制度の対象が拡大された場合、本計画に基づいた複合化を一層推進することができる。また施設維持管理の観点からも効率化を図ることも可能であり、当市のみならず、人口減少化において公共施設の維持更新が課題となっている自治体においても、公共施設の維持管理の効率化に寄与するものと考えている。	国土交通省	—

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>医師法20条は、無診察治療等を禁止しているが、電話診療が医師法20条違反となるかについては個別の判断となる。例えば、現行法上も、かかりつけの医師による再診も含めたすべての電話診療が医師法20条違反となるものではなく、また、支障事例として挙げられているような災害時等、真にやむを得ない理由で電話診療を実施した場合についても、必ずしも医師法違反になるものではないものの、例えば豪雪地帯であることのみにより一律に真にやむを得ない理由があるとはいえず、これらの判断は個別の事情によるため、電話診療を一律に適法であるとお示することは困難である。なお、適法となる事例を一律に示すことが困難である以上、診療報酬上で評価することは困難である。</p>	<p>今回の提案は一律に豪雪地帯であることのみをもって電話診療可能とすることを求めているものではない。一定のケース(今回の支障事例の場合)については、やむを得ない理由としての特例に位置付け、電話診療を可能とするよう明文化していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。 【全国町村会】提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、居宅で生活している利用者に対して、個別サービス計画の内容を踏まえ、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等、できる限りのサービスを提供した場合に、通所系サービスの報酬区分で算定することを認めたものであって、訪問介護サービスとして提供・算定することを認めたものではない。</p> <p>一方で、現行制度においても、所定の基準を満たした場合に、通所介護事業所が訪問介護事業所を併設すること自体は妨げているものではないところである。</p> <p>また、訪問介護を含めた居宅サービスについては、指定居宅サービスとしての基準(人員基準、設備基準等)の一部を満たしていない場合であっても、一定水準をみとずものについて、市町村が必要と認めるときは、「基準該当居宅サービス」として保険給付の対象とすることができる。</p>	<p>本提案は、訪問介護サービスとして提供・算定することを求めるものではなく、コロナ禍で認められた臨時的取扱いと同様に、訪問介護事業所が不足する中山間地域においては特例的に、平常時においても通所介護事業所が居宅でのサービス提供を行うことができるよう、柔軟な運用やルールの解釈を求めるもの。</p> <p>訪問介護事業所を新たに併設することは、たとえ基準該当居宅サービスであっても、中山間地域においては、事業者にとっては大きな負担であり難いために、併設が進んでいない現状がある。通所介護事業所の人員を効率的に活用し、居宅で生活している利用者にもサービスを行う(通所介護事業所の報酬区分で算定すること)ことで中山間地域の限られた地域資源を効果的に活用すべき。</p> <p>サービス提供を受ける高齢者が広域に点在する中山間地域においては、人口集積地のように事業所及び介護人材を容易に得られないため、既存の制度の隙間を埋めるよう柔軟かつ強力的な運用が認められることで、中山間地域の実情に即して最大の効果を引き出すことができると考える。</p> <p>なお、利用者の居宅でサービスを提供するにあたっては、通所介護事業所ではサービス提供されていない生活援助(例:掃除、買い物、衣類の整理等)についても算定上の配慮がなされれば、さらに中山間地域の実情に配慮した見直しになるものと考ええる。</p> <p>訪問介護事業所が減少傾向にある中山間地域における介護保険事業の現状を十分に踏まえた上で、本提案の内容を検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>立体都市計画制度は、都市施設を整備する立体的な範囲を都市計画に明確にすることで、当該都市施設の上下空間における建築の自由度を高め適正かつ合理的な土地利用の促進を図るものであり、この立体的な範囲を都市計画に定めることができる都市施設については、都市計画法(以下「法」という。)第11条第3項において、通常、空間や地下に整備することが都市施設の性格上想定できない施設等を対象から除き、限定して規定されているところである。一方、同一の区域において複数の都市施設に関する都市計画を重複して決定することは妨げられていないため、今回の支障事例で示されているように複合施設を同一区域内に立体的に整備する場合は、各都市施設に関する都市計画を同一区域に重複して定めることが可能である。都市計画事業に関しては個別に事業認可を受ける必要があるが、並行して認可協議を行うことで円滑に事業を進めることが可能である。</p>	<p>立体都市計画制度は、都市計画法(以下「法」という。)第11条第3項において定める都市施設に限定して規定されていることは承知しておりますが、教育文化施設や社会福祉施設などの都市施設を立体的に整備するにあたり、当該施設が同項に規定されていないことから、今回、提案を行ったものです。当市では、限られた土地資源の有効活用を図るとともに、老朽化した公共施設の更新・統廃合なども計画的に行いながら最適な公共施設の配置を検討しており、こうした中で、例えば、1棟の建物の1階部分には教育文化施設である図書館、2階部分には生涯学習施設、3階部分には社会福祉施設である保育所を設置した複合施設を都市計画施設として立体的に整備していくことを考えております。この点第1次回答では、「複合施設を同一区域内に立体的に整備する場合は、各都市施設に関する都市計画を同一区域に重複して定めることが可能である」とされており、法第11条第3項の規定には該当しない場合の複数の都市施設に関する都市計画を立体的に重複して決定することができるという考え方について御指示をお願いします。</p> <p>また、本提案に対して示された回答については、全国の自治体に向けた周知について御検討をお願いします。</p>		<p>【全国知事会】提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。また、現行制度の枠組み内でも改善できる余地がある場合には、十分な周知を行うべきである。</p>



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
198	198	八王子市	仙台市、相模原市、高松市、福岡市、久留米市、大村市、熊本	×	自転車の防犯登録番号制	自転車の防犯登録番号を一元化し、自治体における自転車管理における事務負担の軽減を求める。	放置自転車対策として、当市では自転車法に基づき条例を制定し、放置自転車の撤去・保管を行っているところである。撤去・保管した自転車については、防犯登録番号をもとに各都道府県警察に対して、所有者特定のための照会事務や、防犯登録の抹消の依頼(自転車法に基づき市に所有者が帰属した自転車の前所有者情報の抹消)等、各種事務を行っている。しかし、防犯登録番号は、各都道府県ごとに管理されているため、他県で登録された自転車がある場合、これらの事務が自治体にとって大きな負担となっている。また、防犯登録番号の制度(有効期限、手続きできる機関等)が各都道府県で異なることで、他県の制度と誤解する可能性があるなど、所有者自身による管理が難しく、照会時点で既に有効期間が切れており、所有者へ連絡できない場合がある。不具合が発生する具体的な事例としては、撤去車両の所有者照会をした際、防犯登録番号としては「該当なし」(所有者の更新手続き漏れと考えられる)である一方で、「盗難被害車両である」という回答を得る場合があり、盗難被害車両を市で保管しているにも関わらず、所有者に連絡をとることができない。また、自転車に盗難被害に遭った際、防犯登録番号が各都道府県管理であることから、他県に乗り捨てた場合には自転車発見が難しいだけでなく、そのまま第三者に処分されてしまう可能性があるなど、被害の解決に至らない場合がある。	—	照会事務や抹消のための依頼事務の簡素化による行政事務が効率化され、所有者への早期連絡が可能となる。 ・防犯登録番号管理を統一し、更新手続きを合理化することにより、所有者に対する更新の意識付けを行うことで、盗難被害車両を放置自転車として保管している旨、所有者に伝達できる可能性が高まる。 ・盗難被害情報の全国網配置による早期解決や被害解消、防犯対策促進につながる。	警察庁	○当市の放置自転車の所有者照会においては、県内及び県外の防犯登録を一括で当市を管轄する警察署に照会し回答を得ている。そのため、ご提案の制度改正による当市の業務工数の省力化にはならないが、照会先が警察署の業務改善に繋がると思われる。 ○都道府県単位で防犯登録制度が運用されており、有効期限の扱いが異なるといったことがあるため、ユーザーに対して統一した周知が図れず、ユーザーの制度に対する理解が定着しづらい課題がある。
199	199	八王子市 【重点15】	北海道、大田原市、上尾市、川崎市、長野県、浜松市、京都市、守口市、枚方市、熊本市、宮崎県	×	司書教諭の設置義務の緩和	学校図書館法第5条第1項において12歳以上の学校については、司書教諭を設置する義務があるが、司書教諭を設置した場合と同程度の学校図書館の運用が図られる条件の下であれば(例:司書資格や司書教諭資格を有する学校司書の配置があれば)、司書教諭を置かないことができる。としたい。	異動勤務及び教員採用においては、県費負担教職員が区市町村教育委員会に振り分けられるが、司書教諭資格所有者が滞滞に配置される訳ではない。特に中学校では、退職等する司書教諭が担当していた教科で、司書教諭資格保有者が代替員として補充される確率は低い。そのため、各教員の希望はもろろん、教員の特性・能力、地区内における配置のバランスや学校の状況等を考慮した人事配置ができず、子どもたちにとって最適な教育環境の整備がなされる。	—	司書教諭資格所有という理由だけで、配置先の学校が限定されてしまうことが無く、教員本人の特性や希望及び住所、地区内のバランス、学校の状況等を重視した人事配置が可能となることにより、子どもたちに対する最適な教育環境の整備がなされる。	文部科学省	○市全体のバランスを鑑み、教員の特性や学校の実情に応じて適切な人事配置をしていきたいが、司書教諭の資格の有無が人的配置の一つの条件であることは、子どもたちの最適な教育環境を整えるうえで一つの障壁となっている。現在、市内には司書教諭の資格保持者が一定数いるため、制度改正の緊急性はまだ高くない。しかし今後、退職者数が増えいくことを見越すと、制度改正の議論が必要になると考える。 ○当市においても、司書教諭の資格所有者が滞滞している状況ではなく、その有無により、市内人事異動の際に学校の課題に正対した人事配置ができなかったり、資格所有者の異動先が限定されたりする場合もある。 ○提案団体と同様の事例があり、子どもたちに対する最適な教育環境の整備の観点から、制度改正が必要と考える。 ○司書教諭資格の所有の有無が人事配置に影響を与えるため、今後、学校要望や本人希望に沿わない人事配置とならざるを得ないケースの発生が懸念される。
200	200	広島県、宮城県、広島市、愛媛県	神奈川県、新潟県、豊橋市、大阪府、兵庫県、奈良県、高松市	×	地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)策定の義務付けをできる規定に見直すこと。	地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)策定の義務付けをできる規定に見直すこと。 また、国が各都道府県の再生エネルギーを把握し、公表すること。	令和3年の地球温暖化対策の推進に関する法律改正において、都道府県は地方公共団体実行計画(区域施策編)に「再生エネルギー等の施策に関する事項」及びその「施策の実施に関する目標」を設定することと義務付けられた(法第21条)。当県の計画(区域施策編)に「第3次広島県地球温暖化防止地域計画(改訂版)」策定にあたっては、庁内会議6回、有識者による会議4回を行うなど、多大な事務負担が生じている状況であり、また、計画の内容が専門的であることも策定の負担となっている。更に、目標の設定に当たっては、CO2を大量に排出する企業における当該都道府県内の事業所の削減計画を把握する必要があるが、企業の生産体制の集約などの情報は競争性に関わる情報でもあり、都道府県での把握が困難なことから、実効性のある目標設定が難しい。 そのため、「計画策定等における地方分権改革の推進について」~効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーションガイド~(令和5年3月31日閣議決定)に基づき、計画策定の義務付けの見直しを求める。 また、地方には再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)以外の再生エネルギーの正確な実績を知る術がなく、目標を定めても自家消費分を含めた再生エネルギーの正確な実績を把握できないことから評価が難しい。 従って、国が各都道府県の再生エネルギーを把握し、公表するなど、適切な支援をすることを求める。	—	地方の業務負担軽減に繋がる。 地方に課されている目標について、正しい現状分析ができないという支障を解消できる。	経済産業省、環境省	○令和5年度に本県の区域施策編に当たる計画を全面改正した際、庁内会議5回、有識者会議4回を実施し、事務負担が発生した。 義務付けの見直し以外にも、計画改定時の事務簡素化が必要と考えられる。 固定価格買取制度(FIT)の再生エネルギー実績も公表時は累計のため、純増・純減すら把握できず評価が難しい。 国には自家消費分を含めた再生エネルギー導入実績を公表するよう要望している。 ○当市では、区域施策編は策定しているが、2030年46%削減(2015年度比)の目標における市の取り組みを反映した正しい現状分析はできていない。 進捗状況を正確に管理していくため、国が各都道府県の再生エネルギー導入量を把握し、公表していくことは大変重要であると考えられる。 ○再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)以外の再生エネルギー実績を知る術がなく、目標を定めても自家消費分を含めた再生エネルギーの正確な実績を把握できないことについて、国でも提案団体と同様の支障事例があるため、「国が各都道府県の再生エネルギー導入量を把握し、公表すること。」については提案の趣旨に賛同する。 ○当市では地方公共団体実行計画(区域施策編)にて、太陽光発電設備の導入目標を定めており、導入量の把握については、国が公表するFIT制度に基づく数値(市町村別)にて把握している。一方、非FITによる太陽光発電設備の導入が増えている中、正確な状況が把握できていないため、国にて非FITを含めた数値(市町村別)の把握・公表を求める。 ○再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)以外の再生エネルギー実績を知る術がなく、自家消費分を含めた地域の再生エネルギーの正確な実績を把握できない。 ○当県では当該計画において2030年度に100億kWhを再生エネルギーで発電する目標を掲げているが、現在、固定価格買取制度以外(非FIT)の再生エネルギーを把握できるデータはなく、当県の条例に基づく特定物質排出抑制計画「措置結果報告制度」による報告や事業者等が公表している導入情報に頼らざるを得ず、非FITの再生エネルギー導入量を正確に把握することが困難な状況である。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>自転車の防犯登録制度は、平成5年の「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車の整備に関する法律」(以下、「法」という。)の改正により、自転車の防犯登録が義務化された制度である。</p> <p>法改正時の参議院の附帯決議では、「防犯登録は自転車協同組合等現在の防犯登録の運営主体により継続実施を前提とすること」旨示されている。</p> <p>こうしたことから、自転車防犯登録の実施主体は、法第12条第3項に基づき、都道府県公安委員会が指定することとされ、指定の基準等については、「自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則」に「登録業務を行う者は一般社団法人又は一般財団法人その他の意利を目的としない団体であること」と規定されている。</p> <p>よって、自転車防犯登録は各指定団体それぞれの実施要領により、登録件数、予算等の規模に応じて個別に運営を行っているところである。</p> <p>なお、自転車の防犯登録情報は、各都道府県警署が管理しているところ。令和6年度末までに全国統一のシステムとなる警察共通基盤システムによる自転車防犯登録情報照会業務の運用を開始する予定であり、自転車防犯登録情報等の登録、照会等を効率的かつ確実に進めるよう検討中である。</p>	<p>①自転車防犯登録制度の扱いが各指定団体で異なることから、自転車所有者の制度理解が定着しづらく、登録漏れや有効期限満了による登録情報の自動抹消に利用者から苦情が寄せられている場合がある。盗難被害や放置自転車の撤去が生じた際、登録の抹消により所有者へ連絡ができない場合があることから、防犯登録の実施要領を全国で統一することを検討いただきたい。</p> <p>②自転車防犯登録制度に係る各自治体から警察署への依頼は、自転車防犯登録情報の照会以外にも、車両の適正な処分を目的とした防犯登録情報の抹消の依頼や被害情報の把握のための被害届の受理確認などがあり、各自治体と警察署双方の負担となっているため、迅速な対応に向けて、警察共通基盤システムによる照会業務に防犯登録情報抹消の受付や盗難被害情報の把握のための被害届の受理確認を含むことを検討いただきたい。さらに、各警察署において所轄の都道府県を超えた被害が生じている場合、届出の有無を把握できないという実態もあるため、全国的に被害届出の受理を把握できるような制度もあわせて確立していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>司書教諭は、学校図書館法第5条第1項により学校図書館の専門的職務を掌るとされており、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施等を行います。</p> <p>一方、学校司書は、学校図書館法第6条第1項により学校図書館の運営の改善及び向上を図るとされており、児童生徒や教員に対する直接的支援に関する業務(例・児童生徒や教員に対する閲覧・貸出業務、ガイダンス、情報サービス、読書推進活動等)、間接的支援に関する業務(例・図書館資料の管理、施設・設備の整備、学校図書館の運営等)、教員指導への支援(例・授業のねらいにあった図書館資料の紹介・準備等、教科等の指導に関する支援)を司書教諭や教員とともに行うことが期待されています。</p> <p>それぞれに異なる役割が定められており、特に司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実施するとともに、教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言することが期待されていることから、司書教諭講習を受講した教諭でなければなりません。</p> <p>次節科学省としましては、司書教諭の役割を定めた学校図書館法第5条第1項の趣旨を鑑み、司書教諭に求められている職務・役割は教諭でなければ担うことができず、学校司書をもって充てることはできないと考えます。</p> <p>なお、人事配置上の問題である場合、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」において、「国が実施する各講習については、オンラインでも全課程を受講することができるよう改善を図る」とされており、オンラインやオンデマンド形式等多様な受講形態の促進等により受講者の講習の選択肢や受講機会の拡充を促すとともに、各学校へ司書教諭が配置されるよう施策の推進に取り組んでまいります。</p>	<p>司書教諭が教育活動の中で担うべき役割を鑑みれば、司書教諭講習を受講した教員でなければその役割は果たせないことについては理解。しかし、教員の人事配置上、教員免許状以外に、講習を受講した者の配置義務があるのは司書教諭のみであり、人事配置という教育実施上の重要な事務において、最優先に考慮しなければならない。結果として、各教員の希望はもちろむ、教員の特性・能力、地区内における配置のバランスや学校の状況等を考慮した人事配置ができません。子どもたちにとって最適な教育環境の整備を行えない支障を理解して頂きたい。</p> <p>また、教員の働き方が大きな社会問題となっている中、教員が休暇を取得できるのは主に長期休業期間中であり、たとえオンラインであっても、資格取得のために長期休業期間中に2週間もの講義を受講させることは、有給休暇の取得機会を阻害するものであり、教員の働き方改革を推進する中で地区教育委員会としても、代替措置無しに計画的に受講させることは難しいと考えているところ。</p> <p>については、司書教諭の役割として求められる、「学校図書館を活用した授業を実施するとともに教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言」ことを維持しつつ、司書教諭課程を修了した者を学校司書として配置する場合など、司書教諭を配置した際と同程度の学校図書館の充実・運用が図られる場合には、司書教諭の配置を不要とするよう設置要件を緩和して頂きたい。</p>		<p>【全国知事会】 司書教諭の設置にかかる義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止または努力義務化するべきである。</p>
<p>地球温暖化対策推進法(以下「法」という。)に基づく地方公共団体実行計画については、平成20年に都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市に策定が義務付けられました。我が国における2050年までの脱炭素社会の実現に向け、地域の脱炭素化を促進するためには、法に基づく地方公共団体実行計画区域施策の効率的な向上が必要です。また、地方公共団体実行計画区域施策の目標達成に向けて取り組み、地域の脱炭素化を進め、再生可能エネルギー(以下「再生エネルギー」)の利用の促進が重要であることから、令和3年の法改正により、地方公共団体実行計画区域施策における記載事項として、施策の実施に関する目標が追加されたところです。</p> <p>地方公共団体実行計画の策定・改定を支援するため、地方公共団体実行計画マニュアルや自治体排出量カルテなどの整備等を行っています。</p> <p>なお、計画策定・改訂にあたって地方公共団体においてどのような議論プロセスを経るか等については、法に特段の定めはありません。各地方公共団体において、地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定から実行に当たって、適切な組織体制・プロセスの下で、事務負担軽減の観点から合理化等を行っていただくことについては差し支えございません。</p> <p>地域における再生エネルギーについては、資源エネルギー庁のホームページにおいて、市町村ごとのFIT/FIP制度に基づく再生エネルギー(設備容量)を公表しているところです。自家消費型太陽光やFIT/FIPによらない再生エネルギーの導入量把握に向けては、一般送電事業者から報告された系統接続容量を用いた推計を公表しており、引き続き、より効率的・効果的な捕捉方法の検討を進めます。</p>	<p>地方公共団体実行計画(区域施策編)(以下「計画」という。)策定の義務付けが必要という前提に立った回答となっているが、提案趣旨は計画の策定義務の見直しであり、</p> <p>「我が国における2050年までの脱炭素社会の実現に向け、地域の脱炭素化を促進するため」に、なぜ計画策定の義務付けが必要なのか、(脱炭素社会の実現に向けて計画策定の義務付けが必要であるならば、都道府県及び政令市以外の地方公共団体の計画策定は、なぜ努力義務となっているのか)、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーションガイド～」(令和5年3月31日閣議決定)に照らし、計画策定の義務付けが適切なのか、また、十分な検討がなされているのか。</p> <p>について、お示しいただきたい。</p> <p>また、国においてもPPA等の自家消費型再生エネルギーを促進する中、FIT/FIP以外の再生エネルギーについては、第1次回答に記載の資料の公表資料では、都道府県における実績の把握ができず、目標の達成状況等の検証が不可能である。</p> <p>法により、都道府県に目標の設定が義務付けられていることから、国による各都道府県の再生エネルギーの公表や、推計方法の提示等の支援を求める。</p>	<p>【神奈川県】 再生エネルギーの導入量については、脱炭素社会を実現するための施策を展開していく上で、迅速で正確な情報を把握し、可視化することが非常に重要である。一般送電事業者から報告された系統接続容量を用いた推計が公表されたものの、それ以外のデータは、現在においても提供されていないため、自家消費分まで含めた再生可能エネルギー電力の設備容量・需給状況を都道府県別、市町村別に統計整備し、提供することが必要と考える。</p>	<p>【全国知事会】 「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーションガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、計画等の策定による地方の負担の軽減に資するよう、提案の実現に向けて特に積極的な見直しを求める。</p> <p>なお、本提案に係る計画等の策定を通じて財政措置を行っている政策がある場合は、計画策定等の見直し後も引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
201	201	広島県、宮城県、愛媛県	寒川町、豊橋市、高松市	×	市町村が脱炭素促進区域を設定する際に必要となっている。地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)策定の義務付けの廃止	市町村が脱炭素促進区域を設定する際に必要となっている。地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)策定の義務付けの廃止	自治体が地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく脱炭素促進区域を設定する際、「地方公共団体実行計画(区域施策編)」の策定が要件となっている。地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定を不要とされたい。また、脱炭素促進区域を設定している市町村が全国で26市町村(令和5年10月時点)にとどまっている現状を見ると、事務負担が大きい計画策定が大きな障壁となっている可能性がある。法の趣旨である、温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するためにも計画策定の要件を見直すべきであり、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効果的・効果的な計画行政に向けたナビゲーションガイド～」(令和5年3月31日閣議決定)を遵守した取り扱いをしていただきたい。	—	現状、県としては、脱炭素促進区域の設定を推進していきたい一方で、計画策定は市町村にとって負担となっている。市町村が計画を策定することなく、脱炭素促進区域を設定することにより、脱炭素化の施策が一層推進される。	環境省	—
202	202	広島県、愛媛県、中国地方知事会	花巻市、豊橋市、高松市、沖縄県	×	ソーラーカーポートを設置する場合は、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置促進に関する計画の策定なしに建ぺい率の計算における、建築面積への算入除外	ソーラーカーポートを設置する場合は、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置促進に関する計画の策定なしに建ぺい率の計算における、建築面積への算入除外すること。また、建ぺい率の計算における建築面積への算入除外とならない場合でも、計画策定なしに建ぺい率の緩和を行うこと。	地元企業からは、再生可能エネルギー導入施策として、ソーラーカーポートが取り組みやすいものの、建ぺい率の関係から既存住宅等での設置を断念するケースが多いという意見が寄せられている。「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」において、令和6年4月から、「再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画」(以下、「促進計画」とする。)の中で、市町村が「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」(以下「促進区域」とする。)を設けることで、特定行政庁の協議のもとで特例的に基準緩和を図ることができるとしている。しかし、エネルギー基本計画で再生可能エネルギー量を全国的に増やそうとしている中で、促進区域を定め特例を適用すると地域差が生じ、また、体制面等の課題から促進計画の策定が困難な自治体を取り残されてしまい、再生可能エネルギー普及の定かぜになる懸念が生じている。	地元企業によると、ソーラーカーポートはメンテナンスも簡単で、「屋根置きタイプの太陽光発電」よりも施工主の心理的ハードルが低い傾向にあるが、建ぺい率の問題が支障であるとのこと。	既存住宅等への太陽光パネルの設置の手段が増えることになり、市町村に対し追加的に計画策定の負担を課すことなく、エネルギー基本計画における再生可能エネルギー比率の向上に貢献できる。	国土交通省	—
203	203	広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会	花巻市、神奈川県、豊橋市、大阪府、鳥取県、高松市、熊本県	×	脱炭素促進区域と建築物再生可能エネルギー利用促進区域の制度の見直し	「脱炭素促進区域」と「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」という、省庁ごとの類似の制度を見直し、「脱炭素促進区域」の指定を受ければ、「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」に適用される措置を受けられるよう求める。	地球温暖化対策推進法にある「脱炭素促進区域」の指定と趣旨が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律にある「建築物再生可能エネルギー促進区域」と重複している。一体的な策定が可能とされているが、重複する区域設定の根本的な解決には至っておらず、事務負担が増加している。	—	「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」における「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」の指定と、「地球温暖化対策推進法」における「脱炭素促進区域」の指定は、趣旨が重複していると考えられるため、それぞれの制度で適用されている措置が1つの制度で完結することで、関係許認可手続きのワンストップ化や建築基準法規制などの特例許可を一体的に受けられ、区域の指定が広まり、再生可能エネルギーの促進につながる。	国土交通省、環境省	○当市では、次期実行計画の改訂において促進区域の設定を検討しているが、国が脱炭素化を推進していく中で、各府省で重複する設定が存在することは検討に必要以上に時間を要してしまうものと考えている。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)第21条第3項各号の事項を規定することが努力義務とされている市町村における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の定め方については、令和6年6月25日付環地域調発第2408254号において周知したところである。</p> <p>同通知においては、法第21条第3項各号の事項を規定することが努力義務とされている市町村については、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項のみを定めた地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定することも差し支えないことを示している。</p>	<p>市町村が脱炭素促進区域(以下「促進区域」という。)を設定する場合には、努力義務となっている地方公共団体実行計画(区域施策編)(以下「計画」という。)の策定が必要という前提に立った回答となっているが、提案趣旨は促進区域設定拡大のための計画策定の実質的な義務付けの廃止であり、再生可能エネルギーの導入促進のための促進区域の設定に、なぜ計画の策定が必要なのか。</p> <p>・「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」(令和5年3月31日閣議決定)に照らし、計画策定の実質的な義務付けが適切なのか、また、十分な検討がなされているのか。</p> <p>また、令和6年6月末時点で促進区域の設定市町村数は39であり、2050年までの脱炭素社会の実現に向け地域の脱炭素化を促進するために、計画の策定自体を不要とすることで、促進区域の設定に係る基礎自治体の負担軽減につながり、制度の利用促進に資すると考えている。</p>		<p>【全国知事会】 「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、計画等の策定による地方の負担の軽減に向けて特に積極的な見直しを求める。</p> <p>なお、本提案に係る計画等の策定を通して財政措置を行っている政策がある場合は、計画策定等の見直し後も引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。</p> <p>【全国町村会】 計画策定の義務付けについては、従来から廃止を求めてきたところであるので、見直しいただきたい。</p>
<p>建築基準法第53条に規定する建蔽率制限は、通風、採光等の観点から市街地環境の保全を図る目的で規制を行っており、市町村が都市計画において数値を定めるものであって、ソーラーカーポートについては、建蔽率を一律に緩和することは困難である。</p> <p>その上で、建築物への再生エネルギー利用設備の設置は、導入ポテンシャルがあり地域の合意が得られるなど導入に適した区域において促進することが望ましいことから、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度では、市町村が促進計画において対象区域を定め、当該区域内の特例適用要件に適合する建築物であって、特定行政庁が安全上、防火上、衛生上支障がないと認めて許可した場合には、その許可の範囲内において当該限度を超えることができることとしたところである。</p>	<p>系統への負荷、再生エネルギー出力制御等の影響を受けない、オンサイトによる自家消費型の太陽光発電施設の導入を促進するため、ソーラーカーポートの設置は、設置場所が限られる我が国において効果的なツールであると考えられることから、建ぺい率の一律緩和は、再生可能エネルギーの導入促進に資するものであると考える。</p> <p>建築基準法第53条に規定する建蔽率制限は、市町村が都市計画において数値を定めるものであることは承知しているが、以下について、お示しいただきたい。</p> <p>・ソーラーカーポートの建ぺい率の緩和により、具体的にどのような支障を想定されているのか。</p> <p>・密集市街地等において延焼防止性能の高い建築物への建替え等を促進するため、準防火地域における延焼防止性能の高い建築物の建蔽率の緩和が一律に行われた事例もあるが、なぜ脱炭素社会実現に向けたソーラーカーポート普及のために建蔽率の一律緩和が困難であるのか。</p> <p>・「通風、採光等の観点から市街地環境の保全を図る目的で規制」されているということであれば、むしろソーラーカーポートの建ぺい率の緩和を一律で実施した上で、市街地環境の保全を図る目的で規制が必要な場合においてのみ、その区域へ限定的な規制を行うような制度とすることはできないか。</p>	<p>【沖縄県】 所管省庁からの回答による方式では、多くの市町村において、提案事項にて示された事項を達成することは困難であると思われるため、引き続き提案事項(ソーラーカーポートを設置する場合の建ぺい率の計算における、建築面積への算入除外)を要望していきたいと考える。</p>	<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の促進計画は、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画と一体的に策定することが可能である。例えば、促進計画に記載すべき事項を地方公共団体実行計画に記載し、促進計画として効力を有する旨を明記することで、当該地方公共団体実行計画を促進計画として扱うことが可能である。なお、この旨は既に建築物省工本法に基づく建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」促進計画の作成ガイドラインにおいて自治体に広く周知している。</p>	<p>貴省の第1次回答は、「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の促進計画」及び「地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画」の双方の策定が必要であることを前提とした回答となっているが、再生可能エネルギーの導入促進という同じ目的に対し、類似の制度が複数存在することは、計画を策定する基礎自治体の制度設計を困難にするとともに、特例等を利用する国民や事業者にも分かりづらいものとなっている。</p> <p>脱炭素社会の実現に向けて、制度自体を一本化することにより、基礎自治体、国民・事業者の双方に分かりやすい制度となり、再生可能エネルギーの導入促進にも資するのではないかと考えている。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
204	204	広島県、宮城県、愛媛県	仙台市、神奈川県、平塚市、豊橋市、京都府、大阪府、高松市、熊本	x	脱炭素化推進事業債の対象事業要件の見直し	脱炭素化推進事業債の対象事業について、地球温暖化対策の推進に関する法律における地方公共団体実行計画(事務事業編)に事業の記載があるという要件を見直すこと。	脱炭素化推進事業債及び公営企業債(脱炭素化推進事業)の取扱いについて(周知)(令和6年4月1日付け事務連絡)により、脱炭素化推進事業債の対象事業の要件は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編)に事業の記載があることとされている。しかし、法の趣旨である温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するためには、事業の機動的な実施が必要であり、脱炭素化推進事業債を活用した事業を実施する場合に逐次計画改訂が必要となると、機動的な事業実施に支障が出てしまう。そのため、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～(令和5年3月01日閣議決定)」を踏まえ、地方公共団体実行計画(事務事業編)に事業の記載があることという対象事業の要件を見直すよう求める。	—	地方に追加的に課される事務負担の軽減	総務省、環境省	○県内市町村において、地方公共団体実行計画(事務事業編)の改定作業中のため脱炭素化推進事業債を申請できないという事例があり、事業実施に支障が生じている。 ○求める措置の具体的な内容について、ZEB化の対象事業に断熱工事を追加することについて旨加筆頂きたい。 現状のZEB化における対象事業では、設備の整備に関する事業だけが対象となっているが、寒冷地である東北地域においてはZEB化を達成するうえで高断熱化が必要となり、温暖な地域に比べ財政的負担が大きいことことから対象事業の対象を見直すよう求める。 ○当市では、事務事業編において2030年46%削減(2015年度比)の目標を定めているが、国の実行計画と同水準への引上げについて、定量的な根拠を示すのに苦慮している。
205	205	広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会	北海道、函館市、大田原市、山梨県、大阪府、福岡県、熊本	x	県予算を経由しない補助金等への交付事務の見直し	以下の2点について、補助金等に係る法定受託事務の見直しを求める。 ①「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づき、国の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。 ②「会計法」第48条第1項に基づき、国の歳入等に関する事務を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。	〔①補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律について〕 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づく県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務については、デジタル化の進展や公印省略による紙文書送付の廃止等を踏まえれば、国において直接実施が可能であり、また、補正指示や質疑対応を含めて、外部委託なども含めて必要な執行体制を国において構築することが、安定的かつ即時的な事務の実施に必要不可欠と考える。 また、市町村等の事業執行に当たり、都道府県を介して命令や質疑応答を行うことは効率的及び即時性に欠ける。 特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などのように緊急対応を要する事業については、国民の生命身体を守る上で必要不可欠な事務であるにもかかわらず、安定的な実施体制を確保できないというリスクが常に生じていることから、「円滑な執行の確保」が図られるよう、一義的には国の責任において対応すべきである。 当県では、平成の大合併により86市町村から23市町に削減している。このように市町村の数も減少していることから、都道府県へ事務を分散させずとも、国において直接実施が可能と考える。 〔②会計法について〕 会計法に基づく事務は、①に付随する事務であり、併せて国において直接実施すべきと考える。 なお、官庁会計システム(ADAMS)により、補助金等業務に関係して都道府県が実施している事務は、現地において実施することそのものに意味のあるものではないため、同様に国において実施すべきと考える。	—	国と市町村等との間で、都道府県を介することなく実施することで事務の効率化が図られる。いわゆる補助金等の交付事務に関連して、国から都道府県に対して市町村等への調査や取りまとめなども行うこととなっているが、国において直接実施されることにより、これまで都道府県職員が当該事務に充てていた時間が削減される。(時間外勤務の縮減につながる。)	内閣府、こども家庭庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省	○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、支払事務や繰越事務等の業務が膨大であるだけでなく、国からの極端に短い期限の照会への対応などにより、交付金以外の業務への対応が困難な状況が続いている。 特に年度末や年度初めに至っては、担当者が異動になることもあり、交付金以外の事務について対応できない状況となっている。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>「地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)」において、地方公共団体は国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて単先的な取組を実施することとされたことを受けて、各地方公共団体において温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を効果的・計画的に進めるため、地方公共団体実行計画事務事業編を作成し、計画期間に達成すべき目標やその目標を達成するために実施する措置の内容等を記載することとされている。</p> <p>また、国・地方脱炭素実現会議で決定された「地域脱炭素ロードマップ(令和3年6月9日会議決定)」において、2030年度目標に向け、2025年までの5年間の集中期間に政策を総動員することとされたことにより、地方公共団体において短期間で多額の財政需要が発生することを想定し、その対象を適切な範囲とする目的で、脱炭素化推進事業債の対象事業は、地方公共団体実行計画事務事業編に基づいて行われるものとし、計画への位置づけを起債要件としたものである。</p> <p>現行制度において、起債要件としての計画への位置づけについては、必ずしも事業実施の都度、計画の改定が必要となるような個別事業ごとの詳細な記載を求めているものではない。脱炭素化推進事業債の趣旨及び起債要件については、支障事例として示されている断熱設備が対象となることも含め、事務連絡等で都度周知しているところであるが、引き続き適切に周知を図ってまいりたい。</p> <p>なお、個別の事業の適償性や確認書の記載については、「脱炭素化推進事業債及び公営企業債(脱炭素化推進事業)の取扱いについて(周知)」に記載のとおり、環境省の各地方支分部局及び総務省で相談を受け付けているところ、引き続き個別のご相談についても、丁寧に対応してまいりたい。</p>	<p>地方公共団体において想定される脱炭素化の取組については、政府実行計画に掲げる内容に準じたものとなることが想定され、起債対象事業についても脱炭素化推進事業債に係る運用通知等で示されている。</p> <p>回答は、「地方公共団体において短期間で多額の財政需要が発生することを想定し、その対象を適切な範囲とする目的で、脱炭素化推進事業債の対象事業は、計画に基づいて行われるもの」としとあるが、起債対象となる事業範囲については、通知等により示されているところである。また、計画には、計画期間中の事業費の記載は必須ではなく、これをもって、地方公共団体全体の財政需要の把握はできないため、計画への位置づけを起債要件とすることは不要と考える。</p> <p>「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーションガイド～」(令和5年3月31日閣議決定)を踏まえ、地方公共団体の事務負担軽減のためにも、計画への事業記載という要件の見直しは適切であると考える。</p>		<p>【全国知事会】 「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーションガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、計画等の策定による地方の負担の軽減に資するよう、提案の実現に向けて特に積極的な見直しを求める。</p>
<p>補助金等の交付事務の一部を都道府県が行うこととする場合、当該都道府県知事の同意を求めなければならないこととされており、国の一方的判断で都道府県に処理させることを認めることを許しているものではない。(会計法に係る規定についても同様)</p> <p>このため、本提案の内容については、既に補助金等適正化法令及び会計法令上措置されており、制度の見直しは要しないものと考えられる。</p> <p>また、現在、250を超える事業について法定受託事務が定められているが、仮に全ての事業について都道府県への法定受託を行わない場合、各府省に相当の追加人員を充当する必要があるが、各事業の実施に当たっては、その目的・対象・事務手続き等を総合的に勘案して、より効果的・効率的な手法を選択することが望ましいため、市町村等向けの交付事務について一律に法定受託を禁止することは適切ではないと考える。</p>	<p>今後、補助金適正化法等に基づき法定受託事務の同意依頼があった場合には、今回の「関係府省からの第1次回答」の内容を踏まえ、同意の可否を検討していきたい。</p> <p>なお、デジタル化の進展や公印省略による紙文書送付の廃止等を踏まえれば、国において直接実施が可能と考えるため、積極的な検討を求めたい。</p>		<p>【全国知事会】 当該提案に係る事務について都道府県を経由する必要があるか、現場の実情を踏まえ、各補助金等について個別に検討が必要な事項である。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
206	206	郡山市、愛知県	浜松市、現埴町、今治市、熊本市、宮崎県、鹿児島市	×	地方公共団体から国の機関に対する納付書による借地料、賃付料、返還金、還付金、租税公課等の支出について、口座振込で対応できるように変更を求める。	現在、地方公共団体から国の機関に対する納付書による借地料、賃付料、返還金、還付金、租税公課等の支出について、口座振込で対応できるように変更を求める。	当市では、「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務」に要する経費の取扱い等について(通知)(令和4年3月29日総行第85号総令第35号)及び総務省「指定金融機関等」に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)(2022年3月29日2022事会第29号)を受け、公金取扱手数料について、指定金融機関との協議を進めている。現在は、指定金融機関との事務取扱手数料に関する契約の中で公金収納等事務に要する経費を負担しているが、この度の協議経過において、指定金融機関から示された要望額は、口座振込及び帳票(納付書)ともに現在の経費を大きく上回るものである。口座振込手数料については、令和6年10月から、これまで無料とされてきた「銀行間手数料」が、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める「内国為替制度運営費」へ移行され、1件62円(税別)の手数料負担にのびざるを得ないことに加え、指定金融機関が示す手数料が上乗せされた手数料が示されている。さらに、帳票による支払については、金融機関におけるコストが大きいことから、要望単価は指定金融機関の行内規定単価と同額であり、非常に高額となっている。	公金等収納事務にかかる地方公共団体と指定金融機関等の経費負担の適正化は、指定金融機関制度を維持する上で不可欠であるが、一方、その原資は税等であり、直接住民の負担となるものであることから、住民等に対する説明責任を果たす必要がある。また、納付書による支払は、金融機関において多大な事務負担が発生していることから、従前より指定金融機関から見直しを要望されているところである。	自治体の公金収納等事務に係る経費の負担軽減及び公金収納等事務の効率化・合理化が図られる。	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省	—

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>○提案団体より示されている手数料等の納付方法に対する回答</p> <p>1. 総務省  「電波利用料については、すでに口座振込(注)が可能となっているため、ご要望には対応済みといった認識である。  注：ここで言う「口座振込」は、次の2つを意味すると考えられるが、電波利用料においてはいずれも可能。  (1) 納付義務者が保有している金融機関の口座に、いわゆる「口座振替」を設定し、支払日が到来したら、当該金融機関が支払い(振込)事務を行うもの。  (2) 毎回、請求がある度に、納付義務者が保有している金融機関の口座から、ATMやインターネットバンキング機能などを利用して、当該金融機関に支払いを指示し、当該金融機関が支払い(振込)事務を行うもの(いわゆるペイジー利用による口座振込)」  なお、(1)の根拠規定は、電波法第103条の2第23項、(2)の根拠規定については、現行法上、(特に規定をおかずとも)可能(根拠規定なし)。  &lt;参考&gt;情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律について  のガイドライン(令和4年10月18日デジタル庁)によれば、インターネットバンキングは、手続きがオンラインで行われるといった特殊性を除けば納付義務者本人による現金支払いと同視することができるとしている。その上で、財政法には、デジタル納付を妨げる規定はなく、個別法において(印紙払いによる納付に限る等の)現金以外の納付方法に限る規定がなければ可能としている(P3)。なお、電波法においては、そのような現金以外の納付方法に限る規定はない。  口座振込の周知については、注(1)及び注(2)のいずれについても、納付義務者に直接送付している納付書や、同封しているリーフレットに記載する形で実施している。また、総務省 電波利用ホームページなどにおいても、実施している。</p> <p>2. 財務省  ・消費税確定申告等により納税者が国税を納付するに当たっては、納付書・現金を用いない納付手続としてダイレクト納付(e-Tax)による口座振替)、インターネットバンキング、スマホアプリ納付、クレジットカード納付といったキャッシュレス納付手段を用意しているところ、特にダイレクト納付(e-Tax)による口座振替)については、税務署に事前に届け出ることにより指定した口座から口座引当しにより国税の納付が可能である。  ・国有財産貸付料は、国有財産法において口座振替による納付を可能とする取扱いとしている。加えて、官庁会計システム(ADAMS II)を通して発行される納入告知書等についてはペイジーでの納付(ATMやインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。</p> <p>3. 文部科学省  ・被災者支援総合交付金は予算補助であり、その額の確定に伴う返還金は、現状、官庁会計システム(ADAMS II)を通して発行される納入告知書等による納付にのみ対応しているところ、当該納入告知書等においてペイジーでの納付(ATMやインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。</p> <p>4. 厚生労働省  ・社会保険料のうち労働保険料(労災保険料及び雇用保険料)については、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」において口座振替による納付を可能とする取扱いとしている。加えて、電子申請によって労働保険料に係る申告を行う場合や労働局から送付される納入告知書等を用いる場合は、ペイジーでの納付(ATMやインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。  ・社会保険料のうち厚生年金保険料については、厚生年金保険法において口座振替による納付を可能とする取扱いとしている。加えて、日本年金機構から送付される納入告知書については、ペイジーでの納付(ATMやインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。  (同法上は、自治体による納付についても妨げられるものではない)</p> <p>5. 農林水産省  ・国有林野貸付料は、国有財産法第23条第2項において口座振替による納付を可能とする取扱いとしている。加えて、官庁会計システム(ADAMS II)を通して発行される納入告知書等についてはペイジーでの納付(ATMやインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。</p> <p>6. 国土交通省  ・借入金返還金は、官庁会計システム(ADAMS II)を通して発行される納入告知書等についてはペイジーでの納付(ATMやインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。  (参考)公金の納付方法に関する法令上の定めについて  「根拠法令等」欄に記載された歳入徴収官事務規程第9条及び国税収納金整理資金事務取扱規則第12条は、納入の告知を文書で行う旨を示した規定であり、具体的な納付方法を規定しているものではない。  また、国の収入について規定している財政法においても、収入の納付方法について何ら制限を設けておらず、振込を含むデジタル納付を行うことは、財政法においても妨げられていない。</p> <p>実施のところ  ・官庁会計システム(ADAMS II)を通して発行される納入告知書等においては、ペイジーでの納付(ATMやインターネットバンキングでの納付)が可能  ・個別法に現金以外の納付方法(印紙や証券)に限る旨の規定がある歳入等の納付については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)や情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律(令和4年法律第39号)に基づき主務省令で定めることにより、インターネットバンキングによることが可能  ・情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律に基づき主務省令で定めた場合には、クレジットカード決済等(クレジットカード決済、電子マネー決済、QRコード決済及びコンビニ決済)による納付が可能  となっているところであり、手数料等の納付方法については、各省各庁が自ら選択しうる状況にある。</p>	<p>令和4年3月29日付総務省通知の趣旨を踏まえ、インターネットバンキング等の情報通信技術を最大限に活用できるよう、支払方法について引き続き検討して参りたい。  一方、現状では電子記憶媒体(DVD)を利用した口座振込の方法(当県の場合)を実施しており、インターネットバンキングの活用によって財務会計システムの改修等新たな経費負担の発生が見込まれることから、インターネットバンキングに限らず口座振込を可能とする方法についてご検討いただきたい。  ペイジー利用による支払の場合、インターネットバンキングを使用する際の新たな経費負担発生や、資金前渡により現金で支払う場合のセキュリティなど課題もあるが、情報通信技術を最大限に活用できるよう、支払方法について引き続き検討して参りたい。</p>		<p>【全国知事会】  現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。</p>



整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
207	207	豊橋市	吉小牧市、花巻市、宮城県、多賀城市、ひたちなか市、相模原市、大塚市、小牧市、守口市、茨木市、高松市、今治市、大野城市、大村市	×	公職選挙法に基づく公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)、第143条第18項において規定されている同条第16項第2号のポスターの表示義務の規定のための電話番号又はメールアドレス等の情報」を追加する。	公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。) 公選法第143条第16項第2号のいわゆる公職の候補者等の個人の政治活動用ポスター(以下「個人の政治活動用ポスター」といいます。))について、市民から「勝手に公選法ポスターが貼られて困っているが、破壊して個人」等の問い合わせを多数受けている。 個人の政治活動用ポスターを他人の工作物等に掲示しようとするときは、選挙運動用文書図画についての公選法第145条第2項及び第3項のような規定はないが、その居住者等の承諾を得なければならぬのは当然であり、その承諾を得ないで掲示された文書図画は当該居住者等がその管理権に基づいて撤去することができるものと解されている。一方で、はがしたポスターの処分権限はなく、撤去したポスターを汚損する行為は、ポスター等の所有権を保持する者の所有権を侵害する行為であり、刑法(明治40年法律第45号)第261条の器物損壊罪を構成すると認められるとされている。 以上のことから、市民から問い合わせがあった場合は、撤去(はがすこと)はできるが、保管の状況によっては器物損壊罪に抵触するおそれがあることから、市民から掲示責任者等へ連絡を行うよう説明している。 しかしながら個人の政治活動用ポスターへの掲示責任者の連絡先の記載は義務付けられておらず、連絡先の記載はほとんどないため、結局ポスターを放置せざるを得ず、市民も選挙も対応に苦慮していること。	勝手にポスターを貼られたので、撤去、回収を依頼したいが、連絡先がわからないのでは対応しようがない。掲示責任者の住所などもよく連絡先の記載を義務化してほしい。 ウェブサイト等を利用する選挙運動用文書図画は、頒布した者に連絡できるようにアドレスなどの表示義務が課せられているのだから、ポスターにも連絡先の記載をさせるべきである。 自宅の壁にポスターを貼っているところを見かけたため、貼らないでほしいと伝えたら、他にも貼ってあるのだから拒否できないと言われた。そういうものだと思ってその時は、貼らせてしまったが今は「おかしい」と思っているため連絡がしたい。 ポスターの記載内容をもとに、インターネットなどで調べている。選挙でも承知していないとなると、これ以上の対応ができない。勝手にポスターを貼った者勝ちではおかしい。	居住者等の承諾を得ずに掲示されたポスターの掲示責任者に対して、当該居住者である市民から撤去の依頼や苦情を伝えられるようになり、当該ポスターを撤去するだけの現状を改善でき、市民が対応に苦慮しなくなる。また、ポスターが公選法の規定に違反して掲示されたものであった場合に、都道府県又は市町村選管が撤去命令を出すこととなるが、当該撤去命令の手続きの際にも、実務上、掲示責任者の連絡が必要となる。さら、公選法第143条第18項の表示義務に係る規定が設けられた趣旨は、掲示に係る責任の所在を明らかにしようというものであるが、その責務には、町にポスターが氾濫し、都市の美観を損ねているからそれを防ぎたいというものがあったと承知しているが、当該表示義務の規定に連絡先を追加することで、ポスターの氾濫の抑制にもつながり、より立法趣旨にかなう規定となると思料する。	総務省	○個人の政治活動用ポスターについて、公職選挙法に抵触するかどうか等の問い合わせは各市においても度々あり、違法のおそれがある場合には撤去する旨の連絡を選挙事務局が行っている。本提案は掲示責任者の連絡先の把握や苦情を伝えるものになることと見られる。 ○政治活動用ポスターの無断の掲示について、選挙としては市民に掲示責任者に対して直接連絡してもらうように案内するものの、連絡先の記載がないものもあり、また市民が撤去後の取り扱いを含めて個人として対応すること難しく、選挙としても度々相談や問い合わせを受ける案件であるにも関わらず適切な対応が困難な現状と見られる。 ○違法なポスターを警告等する際に掲示責任者へ連絡がつかない事例は多々ある。なお、公職選挙法143条第13項の個人演説告知用ポスター、同法144条第5項の選挙運動用ポスター、政党その他の政治団体等(確認団体)の政治活動用ポスターや立候補権など、同様の規定箇所についても適用すべきと思料する。 ○本市においても本件の対応は苦慮している。本提案による効果は限定的であると思われるが、ポスターが都市の美観を損ねていることは明確であり、立法府はポスターの氾濫抑制について前向きに検討いただきたい。	
208	208	豊橋市	吉小牧市、花巻市、多賀城市、相模原市、藤沢市、大塚市、茨木市、高松市、大野城市、大村市、熊本市	×	郵便等投票証明書の添付書類の明確化	郵便等投票証明書の申請において、選挙人が昭和50年4月18日付け社更第45号厚生省社会局更生課長通知を受け公職選挙法施行令第59条の2第1号に該当する者(体幹機能障害2級に該当する者)として申請する場合は、その旨の証明書の添付を必要とすることを地方自治体に通知すること。また、当該通知の運用を明確化(判断基準の明確化、身体障害者手帳担当課が発行する証明書の様式作成等)すること。	公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。) 第49条第2項において、選挙人で身体に重度の障害があるものの投票については、政令で定めるところにより、郵便等により送付する方法で不在者投票を行わせることができることとされており、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「選令」という。))第2条の2において、郵便等投票ができる対象者が具体的に定められている。 郵便等投票証明書の交付申請があった際、申請者が郵便等投票の対象に該当するかどうかは、公選令第59条の3第3項の添付書類(身体障害者手帳など)により身体障害等の程度が公的に証明されていることを客観的に確認することができる。安定かつ迅速に証明書交付手続きができる。 しかし、昭和50年4月18日付け社更第45号厚生省社会局更生課長通知において、「障害中後遺症等による片マヒ者については、身体障害者手帳の障害の欄に「体幹機能障害」の記載がなくとも身体障害者診断書等により歩行不能が明確に認められる場合には、体幹機能障害2級に該当するものとして認める証明を行って差し支えない。」とされており、この場合、身体障害者手帳担当課の証明書が必要となる。そのため、選挙人が片マヒ者であった場合には身体障害者手帳担当課に通知の基準に該当する照会をかける必要がある。証明書発行の遅れに繋がっている。 郵便等投票制度は、不正が行われる可能性が高いこと、障害者等の投票機会の確保とのバランスを考慮した上で、対象について法令で厳格に限定しているものと承知しているが、当該通知の身体障害者手帳の担当課の運用については、身体障害者手帳申請時に添付された診断書をもとに判断されており、診断書には明確に「歩行不能」という記載はなく、判断根拠が曖昧である。また、担当課が発行した証明書上の記載事項が不明確なことから、選挙管理委員会における郵便等投票証明書の判断に疑念が生じており、郵便等投票制度の厳格性に反しているもので、苦慮している。	一	当該通知の基準に該当することによる障害程度の証明が公職選挙法施行令第59条の3第3項第1号に規定するところにより、郵便等により送付する同下駄等の障害の程度を証明する書面に該当し、郵便等投票証明書の申請にあたってはその書面の添付を必要とする旨が正式に示されることにより、選挙管理委員会及び身体障害者手帳担当課双方において、運用上の疑念なく正確かつ迅速に証明事務を行うことができる。 公選法は、選挙が公明かつ適正に執行されることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とするものであるから、同法條の選挙の管理執行に関する規定の解釈にあたっては、選挙の執行が公明でかつ適正であることとを窺わしめ結果を招来するような解釈は妥当しないものである。形式的な解釈によって法規の執行をなすことが求められているものと理解している。 当該通知の運用を明確化することで、公選法の目的に反しない解釈とすることができると考える。	総務省、厚生労働省	○障害の程度を証明する書面については、様式が定められておらず、的確な判断ができない記載がなされるおそれがあること。当該書面の記載を定める必要がある。 ○提案のとおり、昭和50年4月18日付け社更第45号厚生省社会局長通知にある対象者については、身体障害者手帳だけでは対象となるか判断ができないことがあるため、障害者手帳の所管課に照会をかける等苦慮している。 また、郵便等投票は対象となるかの判断を最終的に選挙管理委員会が行うこととなるが、判断基準が明確でないことから自治体間や担当者によって差が生じる恐れがある。
210	210	兵庫県	熊本市	×	外国人材の就職・定着の促進に向けた上陸許可基準の緩和	外国人材の県内就職で生じている雇用のミスマッチの解消を図るため、在留資格「特定活動(告示46号)」の上陸許可基準を「日本語能力N2以上」に緩和すること	【現状・支障】 労働政策総合推進法に基づき、当県でも地域の実情に応じた、国の施策と相まった労働施策の1つとして、外国人雇用対策に従来から取り組んでいる。 生産年齢人口の減少に加え、コロナ後の人流回復により、当県では製造や観光の現場で人手不足が深刻化している。コロナ禍で伸びが鈍化した後、再び増加傾向にある外国人材の活躍は人手不足解消の打開策の1つであり、外国人材の就職・定着促進の取り組みはその重要性を増している。「外国人材の就職・定着促進」を図る労働政策を引き続き展開していくにあたり、その入口である就職において以下の支障がある。 国内の外国人留学生の進路希望調査によると、日本での就職希望は約65%以上一方で、実際に日本で就職する卒業生は約37%に留まっており、このギャップ解消が高度外国人材の活躍には不可欠と考えられる。また、当県内の外国人留学生在籍数は年平均(平成30年～令和4年平均)8,000人超(全国比4.2%)と全国でも上位である一方、県内での就職者数(同期間平均)840人、全国比2.8%には在籍数の全国比より低い割合にあるため、外国人留学生の県内企業への就職支援に注力し、ギャップ解消を図っている。 当県では外国人留学生と県内企業とのマッチング機会の拡大(「外国人留学生採用ワンストップ相談窓口」の設置、「外国人留学生向け合同企業説明会」等の開催)に取り組んでいるが、窓口での相談や合同説明会等を通じて「管理業務に加え現場業務にも従事可能な人材」を求める県内企業ニーズにマッチする在留資格「特定活動(告示46号)」に必要な「日本語要件」の設定(日本語能力N1合格等)が、外国人留学生の県内就職促進の支障となっていることが明らかになってきた。 【県内企業とのマッチング機会拡大の取り組みへの外国人留学生参加状況】 ①外国人留学生向け合同企業説明会(N1認定:10%、N2認定:33%) ②企業魅力発信フェア(N1認定:33%、N2認定:33%)※参加条件をN1・N2認定者に限定して開催(実際はその他の参加あり)	アルバイトで採用していた留学生の勤務態度が良好だったので、卒業後に特定活動にすることで、深刻化する県内の人手不足の解消に資する。	法務省	一	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>御認識のとおり、公職選挙法第143条第18項の規定は平成4年の法改正で議員立法により戻されたものであり、当時の国会における議論においては、個人の政治活動用ポスター等の表面に掲示責任者及び印字者の名を(法)にあっては各称)及び住所を記載しなければならぬとすることについて、「政治活動の自由に対する規制を加えようとするもの」として反対する意見もあつたと承知しており、そうした経緯も踏まえ、個人の政治活動用ポスター等の記載事項については、各党各会派の議論が必要な問題であると考えている。</p>	<p>平成4年の法改正の際に「政治活動の自由に対する規制を加えようとするもの」として反対意見があつたことなどが、実際に政治活動に対して何らかの制限があつたの疑念がある。また、掲示責任者の連絡先が掲載されることが政治活動の自由に対して直接影響を与えようとする考えにくい。本提案は、一部の公職の候補者等が、居住者や管理者の許可を得ずにポスターを掲示するなど、個人の権利侵害に該当しうような状態において「政治活動の自由」を行使している点を問題視している。また、本提案で求める措置は、個人の政治活動用ポスターが本来掲示されてはならない箇所に掲示されていることへの対抗策になると考える。提案団体から示された支障事例と同様の事例が他団体でも発生しており、実際に市民の権利が侵害されており、選挙としてもその対応に苦慮しているところである。以上のことから、各党各会派の議論を持つだけでなく、総務省としても、地方の問題意識を共有し、必要な検討を速やかに行っていたいただきたい。</p>		<p>【全国知事会】提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>郵便等投票は、疾病等のため歩行が著しく困難な者の投票機会を確保するために、選挙の公正を確保しつつ設けられている制度であり、昭和49年から公職選挙法施行令において、身体障害者手帳における障害種別に応じた一定以上の障害等級である者及び、同下級等の障害の程度がこれらの障害の程度にあると身体障害者手帳を交付する都道府県等が書面により証明した者が対象とされている。この都道府県等の証明については、身体障害者手帳により対象であることが確認できない障害者の方が、郵便等投票証明書の交付申請を行うにあたり、身体障害者手帳を交付した都道府県等が審査を行う際に行った診断書等の資料により一定の障害の状態にあることを証明することにより、障害者の方の負担の軽減が図られるものであり、昭和50年4月18日付け通知により都道府県知事等に対して、証明書の交付等につき配慮をお願いしたところである。公職選挙法に基づき障害者の郵便等投票の制度は、施行から50年にわたり、各自治体において選挙管理委員会と身体障害者手帳担当部局等が必要に応じて連携を図り、証明書発行事務が行われてきているものであり、今後新たな判断基準を定めたり、証明書の様式を定めること等により全自治体において事務の見直しを行うこととすると、各自治体の事務負担の増加等により郵便等投票証明書の発行が遅延するなど障害者の方の利便性が損なわれることや、これまで対象とされていた障害者の方が対象外となる場合があることが懸念されることから、慎重な検討が必要と考えられる。なお、公職選挙法令の規定によれば、昭和50年4月18日付け社更第45号厚生省社会局更生課長通知により体幹機能障害(2級)に該当するものとして所要の証明がされた者が、公職選挙法施行令第59条の2第1号に掲げる者として郵便等投票証明書の交付を申請するためには、身体障害者手帳に体幹機能障害(2級)の記載がないことから同下級等の障害の程度を書面で証明する必要があり、同令第59条の3第3項第1号により添付する文書は、同令第59条の2第1号に規定する同下級等の障害の程度を証明する書面で行わなければならないとされている。</p>	<p>郵便投票証明書の交付申請の手続き上、都道府県知事等は、身体障害者手帳の審査の際に用いた診断書等の資料を用いて申請者の障害の程度を証明することになるが、診断書等は各自治体が永年保存しているわけではなく、診断書等がない場合の判断基準についてどう考えているのかが疑問である。また、診断書そのものにも郵便投票証明書の交付対象となる障害の程度に該当するかを直接示す項目はなく、追加共同提案他団体の支障事例にもあるように、判断基準が明確ではない。そのため、自治体間、担当者間によって差が生じる恐れがあり、ひいては選挙の公平性、厳格性に疑念が生じる恐れがある。また、証明書の様式を定めること等による事務の見直しを行うと、事務負担の増加等が考えられることだが、現状、各市並に追加共同提案団体共に様式が定められていないことにより判断に困る場面があり、様式を定めることが、円滑な郵便等投票証明書の発行に繋がるものと思料する。また、これまで対象とされていた障害者の方が対象外となる場合を想定しているが、本来ならば郵便等投票証明書の交付を受けられない者に交付していた可能性があることは、そもそも明確な基準を設けなかったことによる弊害であり、この点を鑑みても、郵便等投票証明書発行にかかる運用の厳格性について疑念が生じていると思料する。以上のことから、慎重な検討を要することは理解するが、選挙の公平性、厳格性を保つために迅速な対応を求める。</p>	<p>【障子市】身体障がい者手帳の審査に必要な診断書については、身体障害者福祉法に基づき、各都道府県・政令指定都市の要綱等に準じた書式を用いている。書式が完全に全国統一ではないものの基準を判断できる内容は共通しているため、公職選挙法に基づく郵便等投票証明書の交付申請に要する「障がいの程度を証明する書面」については、診断書記載内容から明確に読み取れる内容に基づき判断基準を設けて様式を定めると、より事務負担も軽減し、スムーズに郵便等投票証明書の発行が可能となる。</p>	
<p>今回の提案を踏まえた制度の見直しについては、その運用状況や、他の在留資格との関係なども踏まえて、慎重に検討していきたい。</p>	<p>県内の労働市場について、日本標準職業分類別では、生産工程やサービス職業従事者を中心とした、現場での人手不足が深刻化していることから、本県においても生産性向上や国内人材の確保に向けた支援のほか、特定技能についても、「外国人雇用HYOGOサポートデスク」を設置する等、マッチング機会の拡大に取り組んでいる。一方で、本県の実施する相談窓口や合同説明会等を通じて、「管理業務に加え現場業務にも従事可能な人材」を求める企業からの要望が多いことに加え、今後、育成就労制度の創設や新たな外国人留学生の受入れ計画の策定等により外国人の労働機会が拡大する見込みであり、日本語能力が低い外国人労働者に対する外国語での伝達・指導等もその活動に想定されている在留資格「特定活動(告示46号)」の需要も、外国人労働者の増加に比例してさらに高まっていくと考えられる。他方、現状では「特定活動(告示46号)」の「日本語要件」の設定(日本語能力N1合格等)が、外国人留学生の就職促進の支障となっている。もちろん、現場で活躍するためには、日本語能力N1の認定目安である「幅広い場面で使われる日本語を理解できる」日本語能力を採用(就労)当初から備えていることが望ましいと思料するが、一方で、現場においては実践的な日本語能力も求められており、実際には、日本語能力N1合格の日本語能力を有している者も、各業界の専門的な言語を採用後に学習する必要がある。よって、専門的な言語学習と並行して日本語教育も実施することで、日本語能力は十分に補充可能と考えられることから、採用段階の柔軟性を高めるべきであり、支障解消に向けた積極的な検討をお願いしたい。</p>		<p>【全国知事会】「外国人の就職・定着促進」を図る労働施策を展開していくにあたり、「日本語要件」が、外国人就職促進の支障となっていることから、外国人材の就職・定着の促進に向けた上陸許可基準について現場の事情に即したものであるよう積極的な見直しを求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
211	211	兵庫県	鳥取県、徳島県	×	安全・安心な捕獲・インシンの再利用のためのPCR検査を要する「感染確認区域」について、具体的な解除基準の早期に示すこと	当該区域内で捕獲した野生インシンをジビエ利用するために動物の血液PCR検査を要する「感染確認区域」について、具体的な解除基準を早期に示すこと	【現状・支障】豚熱陽性の野生インシンが確認された都道府県や隣接都道府県においては、野生インシンを介した豚熱ウイルスの拡散防止対策として、感染確認区域(野生インシン陽性確認地点から半径10km圏内の区域)はエリア全体で捕獲を強化することを基本とする等、野生インシンの個体数削減のための捕獲強化に取り組んでいる。一方、感染確認区域で捕獲した野生インシンについては、令和3年4月から一定の条件を満たす場合にはジビエ利用が可能となったものの、条件の1つとして「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づき、個体毎に血液PCR検査による陰性確認が必要となっている。当県内には当該検査に対応できる検査機関が無く、外部検査機関(一財)生物安全化学研究所)に委託した場合、約13,000円/頭の経費と検査結果の判明に約2週間を要し、検査結果が判明するまで一次処理(剥皮・内臓抽出)後の個体は保冷库等での一時保管が必要である等、当該区域で捕獲した野生インシンのジビエ利用には処理加工施設の負担も大きい。そのため、当県の観光資源であるインシン肉が十分に流通できない状況が続いている。感染確認区域の解除等に関する具体的なルールづくりについては、令和3年10月開催の第1回野生インシン豚熱対策検討会の資料でも「引き続き、関係部局間で検討が必要」とされているもの、現時でも感染確認区域の解除基準は示されておらず、陰性個体が1頭確認されて以降は新たな感染が確認されていない地域も解除されないため、処理加工施設においては事業継続の見通しがつかない状況が続いている。	県内の食肉処理事業者から、豚熱感染確認区域の解除については、野生インシンを介した豚熱ウイルスの拡散防止対策との間い合わせがある。	安全・安心な捕獲・インシンの円滑な食肉利用を図ることが可能となり、処理加工施設の事業継続と観光資源の有効活用により地域の振興に資する。	農林水産省	○当県では、2018年以降、豚熱陽性インシンが確認されているが、長期間新たな陰性インシンが確認されていない地区がある。現状、解除基準の設定が不、感染確認区域におけるジビエ利用の手引きを順守しているため、県内処理加工施設では、当県産ジビエ利用量が制限され、他県産を利用せざるを得ない状況となっている。
213	213	高松市、川崎市、東かがわ市、豊田市	花巻市、郡山市、前橋市、鴻巣市、豊田市	×	文化財保存事業費関係補助金交付要件等における手続きの明確化	文化財に関する補助事業を所管する文化庁が、補助金交付に伴う具体的なやりやすさや契約等のルールやマニュアルを作成し、HP等で周知いただきたい。	補助事業者が所管する自治体の法令等に準じて契約事務を行うことが補助金交付の条件となっているが、具体的な法令や規則が示されていない。また、当市の契約規則で規定されている入札に係る告示事項及び開札、入札及び契約保証金の取り扱いなどとの程度適用すべき明らかでない。契約等に係る規則は、自治体が事務執行する上で定めたものであり、宗教法人・文化財保存会等の補助事業者に適用するには困難なものが多く、当市担当者が説明したとしても補助事業者が契約事務を主体的に進めることは困難となっている。	民間の補助事業者(予定)者から、国の補助事業を活用した文化財修理等の事業を検討又は実施する際に、どのような契約事務を進めれば良いのか分からないという意見を頂くことが多い。また、契約等の事務手続きが複雑で手間がかかるため、文化財の修理等を躊躇する、或いは断念をさせるを得ないとの感想や意見を頂くことがあった。	文化庁が、補助事業における契約事務に関するルールやマニュアルを作成・公表することで、広く申請の機会を与えることができるように、利便性をもった効率的な事業に繋がる。これに加え、国の補助事業に関して権限をもたない市町村も責任の所在等に関する懸念が払拭できる。令和5年度には文化財関係国庫補助金申請等手続きの電子化が提案されているが、当件はその前提となるべき対策であり、合わせて行政及び補助事業者の利便性や効率性が大きく向上する効果が期待できる。	文部科学省	○市町村の規則による契約等事務には、文化財保存会等の補助事業者に適用するには困難なものも多く、当市担当者が説明したとしても補助事業者が契約事務を主体的に進めることは困難となっている。また、A市とB市では契約等事務の煩雑さに違いがある事で、事業者間不公平がある。○補助事業者が小規模な団体である場合、入札・契約に申し不慣れであることから事務コスト等により入札が不成立となり再公募・再入札となる事例が発生している。市担当に対し契約事務・入札のやり方のレクチャーを求められることがあるが、責任の所在が不明確となる懸念がある。わかりやすいマニュアルがあれば、事業の円滑な遂行に資すると考えられる。○文化財関係補助金交付要綱等を参照し、補助金申請～実績報告までの事務を行っているが、添付書類の種類、記入例などの具体的な記述がなく、記入方法等について県担当者にお問い合わせもわからないと言われることがあり、業務効率化の妨げとなっている。現在は該当しないが、将来的に民間所有者からの申請等を受け入れる際には、要らぬトラブルの元となる可能性が大に懸念される所である。○当市の契約等に係る規則は、当市が事務執行する上で定めたものであり、文化財保存団体等の補助事業者に適用することは不可能である。
214	214	高松市、東かがわ市、三木町	函館市、苫小牧市、宮城県、多賀城市、相模原市、大塚市、茨木市、今治市、大野城市、熊本市	×	名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の請求	名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の請求については、選挙期日の前日までに、請求の届出を提出し、郵便投票と同時にご請求ください。○郵便投票の場合、請求は、選挙期日の4日前まで、とされています。	名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票を行う場合、投票用紙及び投票用封筒を選挙期日の前日までに請求することができる。とされており、不在者投票を行うことのできる期間も、選挙期日の前日まで、とされている。主な事務の流れとしては、「請求→請求者の所在地住所へ用紙等を送付する(不在者投票管理委員会へ用紙等が送達)となり、選挙期日の前日に請求のあった場合、速達扱いで郵送を行っているが、用紙等が請求日当日に届かない限り投票が行えない。名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票を行う際の投票用紙及び投票用封筒の請求は、オンラインでの請求も開始され、窓口が広がっている中、「請求ができる」=「投票ができる」と考え、制度の中で請求を行った結果、選挙ができないケースを少なくするために、現行の制度より、現実的な期日を明示することが必要と考える。選挙人が選挙の期日の前日に窓口へ直接封筒を請求に行き、そのまま名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会へ直接封筒を届けることは、用紙等の交付にかかる時間、選挙人の移動にかかる時間によるが、実際には可能である。しかし、投票を行うとすると所在地において選挙が行われていない場合、投票を受ける時間は、選挙管理委員会の勤務時間内とされている(公職選挙法第270条の2)ため、用紙等の交付を受けても、所在地で不在者投票が行えないケースもある。また、請求期日を一律に4日前等に制限することは、上記のとおり期日前日の請求では直接請求においても選挙が出来るないケースがあること、請求期日を4日前とした場合においても、直接請求を行う選挙人は名簿登録地に滞在し、期日前投票が行えることを鑑みると、選挙人の投票権を制限することに繋がるとは考えられない。	令和4年7月10日執行 参議院議員通常選挙(当県選出)における不在者投票(滞在地)の発送日簿の請求数と投票の集計表(別添)不在者投票(滞在地)の発送日簿の請求数と投票の集計表(別添)から、不在者投票の期間で当該選挙期日前日付で発送された場合、投票に繋がっていないことが確認できる。速達扱いで発送しているものの、対応の受け取りが必要な郵便(シターバックラ)であるため、発送から本人が受け取るまでの期間に数日かかり、投票に繋がっていないと考えられる。郵便投票と投票用紙の差額に相当する事務は同様となるため、郵便投票と同様に請求については、「選挙期日の4日前まで」と現実的な期日を設定を要望する。○発送については、基本的には請求書の收受日に発送、郵便局の発送受付時間を超えたものについては、翌日発送している。	現行の制度より、現実的な請求期日を明示することで、投票が行えないケースが少なくなると考えられる。	総務省	○当市においても、現行の制度の請求期限である選挙期日前日に不在者投票用紙の請求が複数あるがいずれも投票できない状況である。また選挙期日2日前の請求でも投票に結びついていない件数は2割程度となっている。令和4年参院選(選挙区)では選挙期日前日の請求2件のうち投票数は0件、選挙期日2日前の請求9件のうち投票数は2件となっている。○当市の過去の選挙においても、投票日前日に投票用紙及び投票用封筒の請求があり、滞在地の不在者投票に間に合わないケースが数件あった。選挙人が投票が行えないケースを少なくするといふ本提案の観点から制度改正が望ましいと考えられる。○提案にあるとおり、選挙人名簿登録地以外での滞在地における不在者投票は、選挙人名簿登録地の投票用紙の請求、請求者の所在地住所への投票用紙等の郵送、滞在地の選挙管理委員会における投票、滞在地の選挙管理委員会が名簿登録地へ郵送した投票用紙等の到着を投票日当日までに完了する必要がある。滞在地の郵便事情により異なるものの、少なくとも請求から3日程度要することから、本市においても、請求者に投票用紙等を送付する際、投票日当日までに投票用紙が本市に届かなければ有効とはならない旨を申し添えている。○当市においても、選挙期日直前に請求がなされることがあるが、その場合には、投票が間に合わない可能性がある旨を説明している。事実上投票ができない時期での請求は、有権者にも選挙管理委員会にもメリットは無く、事務手間が増えるだけであるため、現実的な請求期日が明記されることが望ましいと考える。○名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票を行う場合の請求について、選挙期日の3日前から前日までの3日間も請求があるものの、そのうち選挙期日までに投票用紙が到着し受理されたものはわずかである。選挙期日直前に請求があった場合、選挙人が「請求したのに投票できなかった」といった誤解をしないように、電話にて不在者投票制度の説明や、滞在先の選管で速やかに投票する必要があることを案内しているが、多くの苦情を受けているところである。現行の制度に現実的な請求期日を明示することにより選挙人への説明がしやすくなり、不在者投票の收受に係る事務的な負担も軽減できるメリットがあると考えられる。



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>野生インフルエンザ陽性確認地点から半径10km圏内の区域(以下「感染確認区域」という。)内は環境中の豚熱ウイルス濃度が高く、インソンの肉、内臓等が感染源となって野生インソンの、飼養豚等にウイルスが伝播するおそれがあることを踏まえ、豚熱ウイルスの拡散防止に留意する必要がある。</p> <p>このため、感染確認区域において捕獲された野生インソンのジビエ利用に当たっては、家畜防疫及び食品衛生の観点から安全性を確保するために必要な取組として、①衛生的な施設において処理されることが及び②出荷時にPCR検査を実施し豚熱及びアフリカ豚熱が陰性であることを求めている。</p> <p>これまで、当該検査において、1年以上野生インソンの豚熱陽性が確認されていない感染確認地域で捕獲された野生インソンのジビエ利用について、陽性が確認された事例がみられていること、国内で広く感染が拡大している状況踏まえ感染が減少した地域においても再度感染上昇する可能性があり、実態そのような例があることを踏まえ、専門家の意見も踏まえ、現状では、解除を検討する段階ではないと考えている。</p> <p>なお、野生インソンの捕獲の推進により、生息密度の低減を図ることは、豚熱対策としても重要な取組であり、この観点からジビエ利用は効果的な側面を有していること認識している。処理加工施設における利用数量の制限については、ジビエ利用するための検査対象個体をサーベイランスに必要な個体数に限っていたが、こうした制限については、既に、2023年4月の「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」の改正により撤廃したところ。また、外部検査機関の利用も進んでおり、今年度から責務が採用了検査施設では、原則検体到着当日又は翌日には検査結果が判明することを知している。あわせて、検査費用についても鳥獣被害防止総合対策交付金が利用可能となっている。</p> <p>農林水産省では、豚熱の感染状況に関わらず、より広域なジビエ利用の促進を目的とし、貴県担当者も加え、感染確認区域を含む広域ジビエ利用に関する勉強会を開催するなどの検討を行っている。引き続き、野生インソンの豚熱感染状況等についてサーベイランス結果を注視するとともに、豚熱の感染リスクを管理できる方法を検討し、より適切かつ有効な対策を講じてまいりたい。</p>	<p>当県では令和3年3月に初めて野生インソンの陽性が確認された以降、「感染確認区域」の解除基準が設定されていないため、県内の一部地域を除き、ほぼ全域が豚熱感染確認区域になっている。</p> <p>豚熱ウイルスの拡散防止に留意する必要があることは十分に理解しているが、一方で、インソンのジビエよりも商用価値の低いシカを有効活用したペトフード開発や食肉加工に努めているものの、インソンの活用先行が見えない中で赤字経営を強いられている処理加工施設においては、このまま解除基準が示されなければ、事業継続の判断ができない状況にある。そのため、1年以上に長期にわたり、野生インソンの豚熱陽性が確認されていない「感染確認区域」が複数の地域で発生している実態等も踏まえ、新規感染状況や再発状況に応じた解除基準設定や利用規制緩和基準を早急に示すことが必要であることも可能と考える。</p> <p>第1回野生インソンの豚熱対策検討会の資料で「引き続き、関係部局間での検討が必要」とされているものの、具体的な解除基準設定に向けた検討状況も示されていないため、早急に現在の検討状況を地方団体に示すとともに、今後は地方団体も交えた検討を是非ともお願いしたい。</p> <p>なお、当該交付金によるPCR検査が可能であることは承知しているが、150万円/頭の限度額設定では外部検査機関によるPCR検査の可能検査数は115頭であり、当県の令和4年度のシカのジビエ利用率(29%)並みのインソンのジビエ利用に必要な4,600頭の検査実施には乖離が大きく、また、商用利用目的である処理加工施設が発注するPCR検査が当該交付金の対象外である点等については、改善を検討願いたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>文化財保存事業費関係補助金(以下、「文化財補助金」)を用いて実施する事業(以下、「補助事業」)においては、補助金等に係る予算の執行の適化に関する法律(以下、「適化法」と記載)第3条にあるとおり、その執行においては目的に従って現実な事業実施を求められているところである。</p> <p>御指摘のあった適化法第7条第1項第2号は、交付の対象となる補助事業の適正な執行を確保するために必要に応じて補助事業を行うため締結する契約に関する事項等について条件を附することを定めているものですが、円滑な補助事業の遂行のため、必要以上の条件は課すべきではないと判断されます。その上で、例えば、地方公共団体が実施する一般競争入札では、最低制限価格制度が設けられているように、国と全く同一の契約方法ではなく地方公共団体に委ねられている部分があるため、国で統一した契約等のルールを作成することは、国のプロセスに準じた方法の確認や、プロセスに準じていないことによる会計検査等での指摘など、かえって適切ではない事務を強いることになると考えます。</p> <p>また、文化財補助金における指導権限については、当件による提案「ルールやマニュアルの周知」では解消される問題ではないため、必ずしも論点が一致しないものと解釈されますが、文化財補助金においては適化法第12条の規定による状況報告の受理や、法第13条の規定による補助事業の遂行命令等一部の事務を都道府県に事務委任しており、補助事業の進捗状況の把握や適切な事業遂行を行う上での監督等を都道府県において行っているため、これらの事務を適切に遂行するうえで補助事業者に対する指導助言を行うことは当然に必要な事務であり、市町村においても当該事務遂行にあたって都道府県に協力することは十分想定されることと考えますが、御指摘の指導による責任の帰属等において仮に懸念がある場合は、都道府県と市町村との間で調整すべき内容であると考えます。</p> <p>地域文化財総合活用推進事業においても、必要以上の条件を課すことな補助事業の適正な執行を確保するため、契約を締結し、又は支払いをする場合は、当該補助事業者の所在する都道府県又は市町村(特別区を含む。)の法令の定めに基づいて実施することを求めています。そのため国で統一した契約事務に関するルールやマニュアルを作成することは、前述したように適切ではない事務を強いることになったため、対応は困難であると考えます。</p>	<p>当提案は国の契約事務取扱規則に沿った補助事業のルール作成を提案しているものではなく、補助事業者が主体的に事業を進めることのできる分かりやすいルールを作成を提案しているものであり、会計検査等においても契約方法等を補助事業者が適切に説明できる。国の補助事業として統一された契約等のルールやマニュアルの作成を求めているものです。</p> <p>具体的には、現在の補助金交付に係る要綱においては、補助事業者が遵守すべき具体的な法令や規則の範囲が示されていないことと、補助事業の対象の詳細が具体化されていないこと等により、申請手続の効率的な処理に支障を来していることから、可能な範囲で補助事業の手続き・対象を明確にした、分かりやすい事業遂行のマニュアル等を整備し、公表していただきたいと考えます。</p> <p>また、「市町村においても当該事務遂行にあたって都道府県に協力することは十分想定されること」とのことですが、当該補助事業において法令的な根拠がないままに、解釈に依って市町村が補助事業の契約事務に関与し、結果として責任を負うことは容認しがたいと考えます。委任先の都道府県との調整に仰たわるのではなく、当該補助事業を所管する文化庁において、適切な対応となるような見直しを行う必要があると考えます。</p> <p>現在の補助事業の運用においては、契約等のルールが明瞭でないこと等により補助事業の利用を断念せざるを得ない事業も存在しております。当該補助事業は民間補助事業者による文化財保全のための財源確保に資する事業であることから、補助金の活用を支障となり、文化財の適切な保全に影響を及ぼしている現行の補助事業について、利便性や効率性が向上する見直しを求めるとは思います。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>不在者投票の投票用紙等の交付請求が投票日前日に届いた場合等、投票用紙等を発送しても投票が間に合わないケースがあることは承知しているが、選挙人の投票機会の確保の観点から、御提案の制度改正は適当ではないと考える。</p> <p>総務省としては、選挙人に対して、早めに投票用紙等の交付請求や投票を行うよう周知することを、国政選挙等の機会をとらえ、各選挙管理委員会に要請しているところである。</p>	<p>現行制度においても、選挙期日付近での請求については、不在者投票期間中に選挙人の手元に投票用紙が届かず投票が間に合わないため、結果的に選挙人の投票機会を確保できているとは言えない。</p> <p>郵便投票の場合、請求期限は「選挙期日の4日前まで」とされている。この期限は、郵便による投票用紙等の送受信にかかる時間差のみ、請求が遅くなることで、投票機会を失うことのないよう設定されていると考えている。</p> <p>名簿登録地以外での不在者投票についても、投票用紙等の送受信にかかる事務は、基本的には同様となる。請求が遅くなることで、投票用紙受領の機会がなく当日投票が行えないケース(不在者投票の投票用紙等を返還しなければ当日投票が行えないため)も生じてしまうため、投票機会を失うことのないよう現実的な請求期限を明示することが必要と考える。</p>		

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
215	215	長崎市	函館市、十和田市、花巻市、ひたちなか市、大田原市、船橋市、寒川町、小牧市、伊勢市、和泉市、安来市、山陽小野田市、高松市、宮崎県、鹿児島市、浦添市	×	短期証交付に代わる未納者との接触機会・手段の創設	令和6年秋頃のマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、短期証保険者証(以下「短期証」という。)が廃止される予定であり、保険料(税)未納者との接触の機会が喪失されるため、マイナンバーカードの健康保険情報に有効期間の設定を行うなどにより、短期証交付に代わる未納者との接触機会・手段を設けていただきたい。	【背景】 保険料(税)について、確実な徴収は持続可能で安定的な事業運営のため不可欠であるとともに、被保険者の負担公平性の確保から、理由なき滞納は認められない。 現在、保険料(税)未納がある場合、自治体判断で短期証を発行することができるが、この目的は、催告に反応がない未納者と、納付相談や納付指導を通じ接触機会を増やし、自主的な納付や自治体のサポートにつなげることに、また、被保険者の負担の公平を図るとともに滞納保険料(税)の収入を確保することである。 一方で、被保険者資格証明書は、保険診療は受けられるようになっているものの診療費用は全額被保険者が負担するものであり、診療の制限につながるがやすすいものであるため、非常に限定的な運用を行っている。 【支障事例】 短期証が廃止された場合、約2,000名の短期証保持者との接触機会を喪失し、有効な滞納解消手段を失い、未収金の増加につながる可能性がある。また自治体は接触機会確保のため、滞納処分にも多大な労力を要することとなる。 また、未納者の生活状況の把握機会を喪失することで、必要な行政サービスにつながる環境となる懸念もある。 【支障の解決策】 国民健康保険法において、市町村が保険料(税)の徴収を担う中、国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずる責務があることから、持続可能な安定的な事業運営に向け、短期証廃止に代わる新たな未納者との接触機会・手段を設けていただきたい。	—	マイナ保険証に有効期限の設定を行うようになれば、廃止する現短期証対象者(2,000名)に対し、接触機会を設けることができ、これまでより滞納保険料(税)の収入を確保することができる。 また、未納者の定期的な収支状況の把握は、滞納者の自主的な納付を促すことや自治体のサポートにつなげる機会を確保することになる。	厚生労働省	○短期証交付時が国民健康保険税の未納者との接触の機会となっているが、令和6年秋頃のマイナンバーカードと健康保険証の一体化以後、その機会が喪失される。当市は、滞納者との接触を図り納税に繋げることを目的に短期証を窓口交付としているが、県内の他市町村においては、短期証を使用せずに随時訪問や差し押さえなどの徴収業務を強化して滞納対策をしている事例を伺っている。現在、国民健康保険の事務事業については県内統一化を図っていることなので、滞納対策についても県内他市町村と協議を進めていく必要があるが、当市としては短期証に代わる代替手段は必要であると考えている。 ○当市においては、短期証の有効期限を主に1か月～3か月に設定しており、未納者との接触機会を増やすことで、高い収納率を維持している。当市も提案団体と同意見であり、制度見直しが必要であると考える。 ○短期証が廃止された場合、約4,000名の短期証保持者との接触機会が喪失されることから、未収金の増加につながる可能性がある。今後、安定した国民健康保険税の収納を確保するためにも、短期証廃止に代わる新たな未納者との接触機会・手段が必要である。 ○短期証廃止に伴い、今まで短期証更新を目的に納付していた滞納者約200名の定期的な納付が失われる可能性があるが、そもそも接触機会が失われる懸念がある。また、接触機会確保や徴収のため、滞納処分にも多大な労力を要することになる。マイナ保険証に有効期限の設定を行えるようになれば、現短期証対象者とこれまで通りの接触機会を設けることができ、滞納保険料の徴収や滞納者の状況把握をすることができる。
216	216	佐世保市	豊田市	×	水利権運用や豊水水利権の拡充	水利権運用や豊水水利権の拡充などの制度運用について求めるもの。 当市は長年水源開発に取り組んでいるが40年以上の工期延長となっており、その間、幾度も漏水リスクの顕在化による被害を受けているため、水源開発完了までの間、豊水水利権の拡充並びにダムへの貯留を新たに認める等の柔軟な水利権運用により、水道供給の安定性向上を求めるもの。 現行制度で可能である場合は、河川管理者の柔軟な制度運用を促す措置等をお願いしたい。	当市は計画取水118,000m <sup>3</sup> /日に対し、安定水利権が77,000m <sup>3</sup> /日しかないため、昭和50年から県事業主体とする新規ダム建設事業に参画しているが、現在においても具体的完成の見通しが立っていない。 そのため、当市では、河川直接取水を優先しダム貯水を温存する取水運用に加え、予備水源(不安定水源)の恒常的利用、少雨時に河川管理者の承認を受けて水利権量を超えたダム取水等の運用を行っているが、毎年のように漏水危機に直面し、幾度も給水制限を伴う漏水被害に見舞われている。 豊水水利権は後発の水源開発の可能性に影響を及ぼすことから容易に認められない権利であることは承知しているが、現に水源開発に取り組んでいる状況にありかつそれが外的要因により遅延している状況、漏水リスクの顕在化により公益が損なわれている懸念がある場合に、水源開発完了までの暫定的な措置として、新たな豊水水利権(水源開発を行っている水系以外も含む)の設定および、当該水利権をダムに貯留する等の運用を行うことで、ダム貯水の延命化を図り、公益の損失を少しでも回避することを求めるもの。 漏水調整による特例取水では、既に少雨状態にあり、河川流量に乏しく、ダム貯水も低下している状況からの対応となるため、漏水回避に対して有効性が低いが、新たに豊水水利権として認められることで、日常的なダム温存を有利に進めることが可能となり、漏水調整の事態に至るまでのダム貯水の延命化を図ることが期待できる。 給水制限は市民生活・企業活動・都市活動等の全分野に影響があるため、このリスクの顕在化は公益上の損失は大きい。 以上について、現行の河川法制度の改正が必要である場合は改正を、現行制度で可能である場合は、河川管理者の柔軟な制度運用を促す措置をとっていただくことをお願いするもの。	—	給水制限の回避 取水運用に係る事務手続きの簡素化	国土交通省	○特に繰越ろ過方式による浄水施設において、水源となる河川の濁り等の影響により取水を停止することがあるが、悪天候が続き取水再開までに時間がかかった場合、処理水の水量が足りず配水に影響が出てしまうケースが生じている。 そのため、緊急時に備え、常に施設の浄水能力の上限いっぱいまで取水を行い、水量を確保するようにしたいが、水利権で認められた範囲でしか取水することができない。 平時には、現在設定された水利権を超えて取水については、ろ過後の処理水を河川に放流することが可能であるため、単に取水量で判断するのではなく、放流水と差し引きした水量で取り扱うよう、柔軟な水利権運用を求めたい。 ○当市の主な水道水源は、毎年のように取水制限が実施されるダムとわずか2か月の少雨で水位が大きく低下する地下水の2つで、人口約50万人を支える都市基盤としては非常に脆弱である。 そのため、当市では現在、水源確保策を検討しているところであるが、いずれの方策も実現には水道料金への影響が大きい、将来の世代への負担を考えると慎重に進めざるを得ない状況である。 このような中、少しでも漏水対応を回避するための暫定的な措置として、結果的にダムの延命化につながる弾力的な管理を可能な限り継続していただく、措置をお願いしたい。
217	217	沖縄県	函館市、花巻市、大田原市、長野県、高知県	×	災害支援に係る財産処分承認手続きの簡略化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号(以下「法」という。))第22条に基づき、各府省庁の承認を要している取得財産の財産処分(目的外使用を含む)について、災害時の被災地支援として行うものについては、一括承認を可能とする等事務手続きの簡略化を求める。	【支障事例・現行制度】 令和6年1月の熊倉半島地震に際して、被災地支援の一環(給水支援)として、沖縄振興特別推進交付金を活用して取得した機器を被災地に派遣することを検討していた。 補助金交付時の補助目的とは異なる使用方法であったことから、内閣府に相談したところ、法第22条の規定に基づき定められた「内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について」(平成20年5月27日府令第393号)による承認申請手続きを要するとのことであった。 結果として、現地ニーズとの関係から実際の機器派遣には至らなかったものの、災害対応の場面であっても、逐一手続きを要し、支援が遅延している状況であることが判明した。 【制度改正の必要性】 被災地支援に当たっては一刻も早い対応が求められるところ、法の規定により個別の財産について目的外使用の承認が必要であることから、被災地のニーズに即した速やかな支援が困難である。 【支障の解決策】 迅速な被災地支援を可能とするため、災害時対応等緊急事態の場合には、個別の財産について目的外使用の事前承認が必要とされているところを、事務手続きを簡略化(事後承認や財産処分一括承認を可能とする、添付書類の簡略化等)することが考えられる。	—	補助事業により取得した財産を含めて、地方公共団体が所有する財産を活用した柔軟かつ速やかな被災地支援が可能となる。	内閣府	○迅速な対応が求められる被災地派遣については、事務手続きの簡略化、省略ないし発災前から予め承認を受けておく等を可能とすることが望ましいと考える。



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、本年12月2日より短期被保険者証は廃止されることとなるが、マイナンバー法等の一部改正法の規定に基づき、保険料の納付の助長、保険料の納付に係る相殺の確保等の保険料の納付に資する取組を法令上規定することとしており、これにより、短期被保険者証の交付に代わる保険料の滞納者との接合の機会確保等を図ることとしている。なお、滞納者についても被保険者資格は継続的に有することとなるものであり、マイナンバーカードの健康保険証利用登録情報に有効期間を設定することは困難である。</p>	<p>現行の短期被保険者証は、有効期間は短いものの、医療機関の窓口で提示した場合、通常の一部負担金での受診が可能であることから、受診抑制が保険者が危惧することなく、納付交渉の機会につなげる有効な手段となっている。</p> <p>改正省令において、特別療養費の取扱いについて、資格証明書のように自治体の判断の余地を広く残された場合、自治体としては、受診抑制に繋がらないよう、非常に限定的な措置を行わざるを得なくなり、短期被保険者証では可能だった交渉機会を失うこととなる。さらに、現行の資格証明書対象者よりもさらに、対象者が広がることから、措置に伴う個別判断の事務が非常に煩雑となり、円滑な事業実施が阻害されることとなる。</p> <p>一方で、改正省令において、特別療養費の基準が明確に示され、自治体の判断の余地がなくなった場合、措置決定の判断は円滑となるもの、受診抑制や医療機関窓口でのトラブルが起こることが予想され、全国的な国民健康保険被保険者の構造的課題である所得水準の低さや収納率の低さを鑑みると、適切とは言えない。</p> <p>以上のことから、保険料(税)徴収において、短期被保険者証は制度自体の構造的課題に対応した非常に有効な手段であることと踏まえ、厚生労働省においては、特別療養費以外の、より適切かつ自治体の負担が増えることのないような手段を講じていただきたい。</p> <p>なお、本市が述べている「有効期間の設定」は、被保険者資格を失うものでなく、現在の短期被保険者証と同様に、一時的「資格なし」の状態にするものの、納付交渉の後、「資格あり」への変更を可能にすることを求める趣旨である。</p>		
<p>河川法第23条に基づく流水の占有は、ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用することという。流水の占有の許可に当たっては、原則として、取水予定量が、基準濁水流量(10年に1回程度の濁水年における取水予定地点の濁水流量)から河川の維持流量と他の水利使用者の取水量の双方を満足する水量(正常流量)を控除した水量の範囲内のものであり、水利使用の許可に係る取水量が合理的な根拠に基づいて算定されたもので、その目的、事業計画等からみて、必要かつ妥当なものである必要がある(安定水利権)。</p> <p>豊水水利権は、河川の流量が基準濁水流量等を超える場合に限り取水できる水利権をいう。安定水利権が基準濁水年においても通常取水することが可能なのに対し、豊水水利権は、①豊水時にしか取水できないため、水利使用の目的が十分に達成されないおそれがあること、②豊水利用の促進により、河川流量の平準化が進み、流路の変化が乏しくなることにより、河川環境の多様性に対する影響が生じるおそれがあること、③付された条件に応じた濁水時の取水が行われるおそれがあるため、その水利使用の実行の仕方によっては下流の既得利水を侵害すること、④ダム建設など水資源開発を行って安定的取水を行うとの間に費用負担の差が生じること、⑤後発の水資源開発が行われると、ダムによる貯留によって利用可能な豊水が減少し、権利の形骸化をきたすこと等の問題があり許可には慎重な検討を必要とし、豊水水利権の安易な許可は水利利用の秩序を乱すおそれが大きい。</p> <p>しかし、建設中のダムにより将来下流の基準濁水流量が確実に増加することを前提に緊急的に取水が必要な場合や環境用水、消流雷用水などは従来から期間を定めて豊水水利権として許可できることとなっている。</p> <p>本件については、新規ダム建設事業に参画していることであるため、豊水水利権としての許可要件を満たしていると思料されることから、現行制度で対応可能であると考ええる。</p> <p>なお、本提案における「新たな豊水水利権の設定」及び「河川管理者の柔軟な制度運用」については、当該河川の状況や必要な水量、貴市と河川管理者(県)の間でどのような調整がなされたか等に関する情報が少ないため、その是非について回答することは困難である。個別具体の対応については、河川管理者(県)において総合的に判断されるものであることから河川管理者と協議されたい。</p>	<p>個別の案件への対応は、河川管理者と水利使用者にて協議すべきことは承知しているが、許可権者(河川管理者)と申請者(水利使用者)の立場であり、対等な協議が難しいケースも想定される。実際に濁水被害による市民生活及び社会活動への制限が生じていることから、制度所管省庁として、全国的な豊水水利権の許可の実例とともに、制度の柔軟な運用を促すよう周知されたい。</p>		<p>【全国知事会】 都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。</p>
<p>沖縄振興特別推進交付金事業により取得した財産については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条及び、補助金等適正化中央連絡会議での決定を踏まえ定められた「内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について」(平成20年5月27日府令第393号)等により、処分の際には原則、事前の申請・承認の手続きを要することとなっている。現状においても申請があれば遅滞なく処理しているところであり、実際に処分の要望があった際には迅速に対応してまいりたい。</p>	<p>第1次回答によると、「現状においても申請があれば遅滞なく処理している」とあるが、支障事例において、目的外使用に係る財産処分処分の事前協議を令和6年1月に依頼したところ、被災地での給水支援活動が終了する令和6年4月までの約90日間当該処分に係る進捗がなく、結果として派遣まで至ることができなかった。また、災害発生時は被災地のニーズが日々変動するため、承認を得てからの機器派遣では、特に当県のような離島県からは、被災地に到達するまでに時間を要し、結果被災地のニーズに即した支援が困難となる。そのため、被災地から要望があった場合は即時対応できるような整理を行っておくことが必要であると思料する。</p> <p>以上より、被災地支援では一刻も早い対応が求められることから、今後災害が発生した際に同様の事態とならないよう、災害時には迅速な対応が可能となるような事務手続きの簡素化について御検討願いたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
218	218	ひたちなか市	礼幌市、函館市、旭川市、いわき市、半田市、三郷町、広島市、鴨川市、松山市、東温市、福岡県、福岡市、大牟田市、大野城市、大村市、熊本市、鹿児島市	x	住民基本台帳ネットワークシステム「デジタル化」の該当 住民基本台帳ネットワークシステム(カード管理システム及び公的個人認証システム)のメンテナンス時間の見直し	第三土曜日に続く日曜日に住民基本台帳ネットワークシステム(カード管理システム及び公的個人認証システム)のメンテナンスがJ-1S1により実施されることにより、日曜開庁時におけるマイナンバーカードの一部業務が制限されていることを解消するため、メンテナンスを早朝または夜間など開庁時間外に行うよう求める。	【現状】 当市では住民サービスの一環として毎週日曜日に市民課窓口を開いている。住民票の写し等の各種証明発行や住民票届及ば戸籍届出の受付など、住民基本台帳システムを使用する業務が含まれる。 【問題点】 マイナンバーカードの普及率が全国的にも約80%に迫る中、券面更新や公的個人認証の業務など、住民基本台帳システムを使用した業務の頻度は高まっている。日曜開庁時における住民基本台帳システムのメンテナンスはシステム稼働停止を伴うため、住民票届出等に伴ってマイナンバーカード関連手続きなどの一部手続きは完了せず、翌日以降に再度来庁するなどの負担が生じている。 現状のままでは行政サービスの低下を招くほか、窓口等におけるトラブルの発生源になることから速やかな問題解決が望ましい。なお、当市の日曜開庁は広く市民に認知されており、約40組/週が住所異動届の手続きに訪れる。このような状況を鑑みると、メンテナンス日のみ閉庁する等の運用変更は市民の混乱を招く可能性が高いことから、メンテナンス時間帯の変更を求める。	窓口において、手続きが完了しなかった住民からは「今日の手続きできないのか、また来なければいけないのか」などの不満の声をいただいている。	住民基本台帳システムのメンテナンスを早朝または夜間などの開庁時間外に実施することにより、日曜開庁時における券面更新や公的個人認証の業務を滞りなく行うことが可能となる。このことにより住民の利便性・満足度が向上し、トラブル発生時の低減につながるが見込まれる。また、全国的に同様の課題があったと仮定するならば、その効果は大きい。	デジタル庁、総務省	○臨時開庁を行っていたが当該制限のため断念した経緯あり。 ○当市においてもマイナンバーカード日曜開庁において、メンテナンス日のみ閉庁している。開庁日の変更は、市民への混乱を招く他、利便性低下につながるため、参画する。 ○マイナンバーカードの休日交付を実施しているが、住民基本台帳システムのメンテナンス日を避けた日で行っていることから、メンテナンスを全て夜間・早朝にしたいと考えており、より幅広い取り組みを検討する事ができる。 ○当市では今後週末でも開館している地域行政センターに統合端末設置を計画しており、日曜日でもマイナンバーカードの手続きができるようになる予定である。開館日にも関わらずマイナンバーカードの手続きができない場合、トラブルが発生する可能性があり、市民サービスの低下が懸念される。 ○市民の利便性を確保するため平日土日を開かず日中は手続きができる環境が必要である。
219	219	長野県、山形県、長野市、岡谷市、富山県、中野市、飯山市、箕輪町、小布施町、高山市、西宮市、高知県、久留米市、熊本県、沖縄県、特別区長会	花巻市、宮城県、仙台市、さいたま市、富山県、京都府、飯山市、茨木市、寝屋川市、西宮市、高知県、久留米市、熊本県、沖縄県、特別区長会	x	事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し	障害福祉分野の自立支援給付費等に関して、市町村が不正等を行った事業者に対して自立支援給付費等の国庫負担金の返還を求めたことにより、国庫負担金を返還する必要がある場合において、当該事業者からの返還金の徴収について市町村が十分努力したにもかかわらず、事業者の経済状態から客観的に徴収不能である場合などやむを得ない事情があると認められる場合には、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除することを求める。	【現行制度】 都道府県等(都道府県、政令指定都市又は中核市をいう。以下同じ。)は、事業者の指定を行い、市町村は、障害福祉サービス等を提供した指定事業者に対して、自立支援給付費等(財源:国/1/2、都道府県1/4、市町村1/4)を支払っている。 指定事業者が不正を行った場合、都道府県等が行政処分や勧告を行い、市町村は、その処分等を受けて、自立支援給付費等に係る返還金の徴収(不正利得の徴収)を行うこととなっている。 市町村が不正利得として返還を求めた額は、法に基づく費用とはいえないことから、市町村は、負担金の実績報告書を訂正するとともに、国庫負担金が過大に交付されている場合には、事業者からの返還の有無を問わず、過大交付額を一般財源より返還することとなっている。 【支障事例】 当県は、令和5年12月に、不正の手段により指定を受けたとして、指定障害児通所支援事業者に対して、指定取消処分を行うとともに、当該事業者に障害児通所給付費を支払っていた市町村に対して、給付費の返還を求めるよう依頼した。 当該事業者は資力が乏しく、徴収困難となる公算が高いことから、市町村によっては1億円弱の国庫返還が見込まれる。 【制度改正の必要性】 全国的に、障害福祉サービス等を提供する事業者は営利法人を中心に増加しているが、一方で、不正が確認された場合には厳正な対応を行うことが求められていることに応える形で、都道府県等による障害福祉サービス等事業者に対する行政処分の件数も増加している。 自立支援給付費等の支給に関して、市町村は関係法令等に基づき適切な事務執行の責務を果たしているにもかかわらず、徴収困難となった返還金に係る国庫負担分についても、市町村だけにその責任を負わせることは、酷である。	指定権者である都道府県等においては、不正を行った事業者に対し、市町村による国庫負担金の肩代わり返還をおそれる心配を軽減することなく、厳正な措置を講じることができる。 市町村においては、都道府県等による事業者に対する行政処分や勧告に起因して突如発生する国庫負担金の肩代わり返還により、地方自治の根幹をなす重要な一般財源を失うことなく、市町村自身の判断と責任による自主的・自立的な行政運営により、増大する役割に責任をわたる的確に対応し、地域が必要とされるサービスの充実を図ることができる。	都道府県、厚生労働省	○不当利得により県から事業者に対して追額調整により是正するよう指導があったが、事業者がこれを不服として返還を拒んでいる。しかし、県は市に対し、負担金の実績報告書を訂正するとともに、国庫負担金が過大に交付されているとして、事業者からの返還の有無を問わず、過大交付額の返還を求めたため、市は過大交付額の返還を行っている。市は事業者に対し返還交渉を続けているが、一般財源を失うおそれがあり、財政に与える負担が大きい。 ○介護給付費等返還金については、一括返還が困難等の事業者からの申し立てにより長期間の分割納付・過額調整で対応することとなるが、返還の長期化により運営状況が変化し、返還が滞る事例が複数発生し、その回収事務だけでも現場に多大な負担を強いっている。また、他自治体の行政処分に伴う返還金については、保護自治体として通常の業務では知り得ない事由での行政処分もあるほか、返還対象法人を閉鎖して別法人として事業継続を企てる等の悪質な事例等、各地方自治体単位では如何ともしたい理由があるにも関わらず、その国庫負担金を地方自治体が肩代わりせざるを得ない現行制度には問題がある。求めらるる厳正な措置に起因する返還金について、地方自治体に国庫負担金の肩代わりという一方的な負担を強いことは不適切であり、各地方自治体の実情に応じて提供・充実させる障害福祉に係るサービス提供の財源としての一般財源を圧迫するものである。 ○不正等を行った事業者が自立支援給付費や障がい児通所給付費等の返還に応じない場合、国庫負担分を市町村が負担するのはおかしいと考える。 ○当県においても、令和4年2月に不正行為を行った指定事業者に対して指定取消の処分を行い自立支援給付費等の返還を求めた事例がある。関係市町村が返還金を徴収しようとしたものの、当該事業者が破産し、徴収困難となった返還金のうち国庫負担分について関係市町村が肩代わり負担を求められることとなった。このように過剰な負担を強いることにより、市町村による審査や措置に支障を及ぼし、ひいては利用者の不利益につながるおそれがある。このため、やむを得ない事情がある等場合には、市町村による国庫負担分の返還の全部又は一部を免除する取扱いとすることが望ましいと考える。 ○指導検査で不正請求等を指摘した事業者が、監査期間中に廃止届を提出したり、会社自体が破産するなどして、返還請求しても回収が見込めない債権となることがある。そうした場合でも、市町村は責務として返還を求めるが、回収できない場合でも国庫の2分の1と都道府県の4分の1をそれぞれに返納しなければならぬ。回収できた額の国・都道府県分を返納し、不正利得の未回収分に関する債務を、市町村のみではなく、負担割合に応じた共同債務としてほしい。	
221	221	千葉県、福島県、栃木県	宮崎県	x	土地改良施設突発事故復旧事業において農家負担を求めると同時に必要同意徴集を省略し、関係土地改良区の総会の議決に代えることを可能とする	土地改良施設突発事故復旧事業において農家負担を求めると同時に必要同意徴集を省略し、関係土地改良区の総会の議決に代えることを可能とする	【現行制度】 土地改良施設突発事故復旧事業については、農業者からの申請によらず、国または地方公共団体が、災害復旧事業と同一の手続きで実施できるよう措置されており、原則、農家負担なしで実施するものである。 【支障事例】 事業実施に当たり農家から負担を求める場合、土地改良法の手続きにより、受益者の2/3以上の同意を得ることが必要となる。 土地改良施設の突発事故が、受益地が複数市町村にまたがる施設で発生した場合、平時の維持管理費用を負担していない市町村に負担を求めることができない。 また、財政力が乏しい市町村の場合は、そもそも農家負担なしでは事業が実施できない。 農家負担ありで事業を実施する場合、受益者の2/3以上の同意を得る必要があり、速やかな復旧対応の支障となっている。 【支障の解決策】 農家負担を求める際の、受益者の2/3以上の同意について、関係土地改良区の同意で代えられるようにすることで、速やかな復旧対応が可能となる。	当県の複数の土地改良区から同事業の制度改正に対して要望があった。	農業水利施設の老朽化により近年増加傾向にある突発的な事故に対して、迅速かつ機動的な復旧が可能となり、安定的な用水供給に資する。	農林水産省	—

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>住基ネット、カード管理システム及び公的個人認証システムのメンテナンス時間は、現時点においても、夜間から早朝において実施している。なお、メンテナンスに要する時間については、当該メンテナンスの内容により異なり、日中までメンテナンスを行う必要がある場合もある。</p>	<p>メンテナンス終了後から短時間でなくても利用することができれば、住民の利便性が多量に向上するため、システムメンテナンスの進捗状況を住基ネット業務担当コーナーのサイトに掲載することを検討いただきたい。</p>	<p>【松山市】 「毎月第三土曜日に続く日曜日にシステムを停止することは住民サービスが低下するため、日中はシステムを稼働させ、夜間や早朝にメンテナンスをして欲しい」という趣旨の提案を受けて、デジタル庁と総務省の「システムのメンテナンス時間」は、現時点においても、夜間から早朝において実施している。なお、メンテナンスに要する時間については、当該メンテナンスの内容により異なり、日中までメンテナンスを行う必要がある場合もある。」という回答は不十分である。毎月第三土曜日に続く日曜日の日中にサービス稼働できるかどうかの回答を求める。</p>	<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく自立支援給付費等については、市町村の支弁とされ、その一部について国が負担することとされており、国庫負担金を交付しているところ、当該国庫負担金が過大に交付されている場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第1項又は第2項に基づき、国は市町村に対してその返還を命じなければならないとされており、それに応じて、市町村は過大交付額を国に返還いただく必要があります。</p>	<p>本提案は、自立支援給付費等の返還の法令根拠の説明を求めるものではなく、その制度の仕組みにより市町村に過大な負担が生じているため見直しを求めるものである。事業者から不正受給の返還が見込めない場合において、自立支援給付費等の支給決定に何ら落ち度がなく、かつ不正受給判明後の返還金回収に努めたにもかかわらず、法令上のルールという理由のみで地方自治の根幹を成す一般財源で肩代わりすることは、市町村長から到底理解が得られない。そのため、やむを得ない事情がある場合においては、返還を免除する等により市町村の負担の軽減を求めるものである。</p> <p>指定障害福祉サービス事業数が増加する中、事業者による不正事象は全国的にも後を絶たず、同様の負担を強いられる市町村も自ずと増加することが予想されるため、早期の制度の見直しを要望する。</p> <p>なお、今般発生している不正事案については地域の関心も高く、また、地方財政が厳しさを増す中で、住民からもより厳格な予算執行が求められている。</p> <p>このため、仮に、手を尽くした末に事業者からの返還が実現せず、市町村財源により対応することとなった場合、令和5年10月事務連絡において「事業者からの返還の有無にかかわらず、(略)返還手続きを行う必要があります」とされ、実質的に市町村による肩代わりを求められている状況にあることを、対外的な説明として用いざるを得ないことについて御理解をいただきたい。</p>	<p>【富山県】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく自立支援給付費等については、「支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者等から指定障害福祉サービス等を受けたときは、市町村は、当該支給決定障害者等が当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うべき当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)について、介護給付費又は訓練給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うことができる。」(障害者総合支援法 第29条第4項)あり、法定代理受領において、事業者に支払うことができる。事業者へ間接補助を行っていることから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第17条第2項「各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用とし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。」により、間接補助事業者である障害福祉サービス事業者の不正を要因とした徴収困難な当該給付費に係る返還金については、全部又は一部を取り消すことができると当県は考える。</p> <p>【豊中市】 居宅介護等訪問系サービスにおいては、国庫負担基準によりすでに一部の地方自治体に超過負担を強いっている現状がある上に、事業者の不正利得による過大交付返還が地方自治体への上乗せ負担となっていることを鑑み、回答の根拠としている補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第3項適用すべき懸念事項である。現行法制下においては地方自治体が財政負担を強いられ、対応に苦慮している現状を踏まえ、回収促進策として事業継続しながら返還に応じない事業者への自立支援給付費等の支払い差し止めを可能とすることや、回収不能となった場合の国・都道府県・地方自治体の負担割合の見直しに向けた関係法令改正等により問題の解決を図りたい。</p> <p>【高槻市】 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第1項又は第2項に基づき、国は市町村に対してその返還を命じなければならないことは理解しておりますが、その返還に際しての運用については、市町村の一方的な負担とならないよう、市町村の努力により事業者から回収できた実績額に応じた分割返還を可能とするなど、対応可能な運用を検討したい。</p> <p>【茨木市】 補助金等が過大交付されている場合はに基づき国から市町村に対して返還を命じなければならないことだが、少なくとも不能欠損処理となっているような客観的に徴収困難と認められる債権相当額については控除あるいは求償する仕組みがないことは不合理であり、市町村に一方的に負担を強いられると言わざるを得ない。生活保護や介護保険制度では市町村に過重な負担とならないよう、補助金等について消滅した債権額等の控除あるいは不能欠損額の控除による精算が行われており、自立支援給付費等の国庫負担金についても求償する仕組みを早急に整備されたい。</p> <p>【特別区長会】 ① 回答にある負担金返還のルールは承知しているが、そのルールを見直してほしいという要望と、その要望に至る背景について、厚生労働省の考えを伺いたい。 ② 指導検査で不正請求等を指摘した事業所が、監査期間中に廃止届を提出したり、会社自体が破産するなどして、返還請求しても回収が見込めない債権となることがある。そうした場合でも、区市町村は責務として返還を求めるが、回収できない場合でも国庫の2分の1と都道府県の4分の1をそれぞれ返納しなければならない指導検査等や日常的な事業者とのコミュニケーションにおいて、区市町村が不正請求等を積極的に指摘し不適切な状態を是正することができるよう、未回収分に関する債務を、区市町村のみではなく、負担割合に応じた共同債務としてほしい。</p>	<p>【全国知事会】 提案の実現に向けて積極的な検討を求める。</p>
<p>土地改良事業の実施に当たっては、受益者の私的財産である農用地の利用関係に影響を及ぼし、事業に要する費用負担を求めること等から、原則として受益者からの申請、3分の2以上の同意が必要とされている。</p> <p>土地改良施設突発事故復旧事業については、速やかに実施できるよう受益者からの申請を必要としておりませんが、事業実施後に当該事業に係る負担金を受益者から徴収しようとする場合には、土地改良法において、受益者の権利保護の観点から、他の事業と同様、3分の2以上の同意を得る必要があるものとされている。</p>	<p>回答のとおり、土地改良施設突発事故復旧事業に係る負担金を受益者から徴収しようとする場合には、土地改良法において、3分の2以上の同意を得る必要がある。</p> <p>一方で、土地改良施設突発事故復旧事業と同様の手続きで実施することができる。農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく災害復旧事業においては、受益者からの負担に係る同意徴収について定められていない。これは、災害復旧事業は被災箇所を早期復旧のため、手続きを簡略化するために、同意徴収について法律に明記していないものと思料される。</p> <p>また、「土地改良施設の更新事業のうち、機能維持を図るもの」については、土地改良法上、事業参加資格者の3分の2以上の同意に代え、土地改良区の総(代)会の議決で事業を実施することが可能となっている。</p> <p>土地改良施設突発事故復旧事業については、突発的な事故による農業者等を防止することを目的としており、そのためには事故の早期復旧が必要となる。また、原形に復旧する又は従前の効用を回復することを実施する事業であり、「土地改良施設の更新事業のうち、機能維持を図るもの」と同様の事業内容であると思料されることから、土地改良法上同様の取り扱いをされるよう土地改良法を改正することで、同意徴収を不要とすることを求める。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
223	223	千葉県、栃木県	花巻市、長野県	×	農振法上の土地改良事業の判断基準の明確化	農振法上、事業完了後8年未経過で農用地区域から除外できる土地(「農業の生産性を向上することを直接の目的としない」農用の施行区域内の土地)に該当するか否かが明確となるよう、事例集やQ&Aの作成を求める。	【現行制度】農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)第10条第2項等に、土地改良事業等の農用地等とすることが適当な土地が規定されており、該当する土地は、事業実施後8年間は農用地利用計画から除外が行えない。農振法規則第4条の3では、上記に該当しない土地として、「その他の農業の生産性を向上することを直接の目的としないものを除く」とある。【支障事例】千葉県では、土地改良事業施工区域(実施中又は8年未経過の区域)の土地を農用地区域から除外したいという相談が多くある。相談において、ストックマネジメント事業を実施中の受益内の土地を農振除外するにあたって、当該事業が農業用排水施設の単純更新であったことから、ガイドラインに則って農振法上の土地改良事業であると判断し、農振除外ができないと事業者等に説明していた。その後、農林水産省から示されている担当者限りのQ&Aにて「施設更新の実施内容によっては、「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」に該当する。」と記載があり、農政局に確認したところ、農振法上の対象事業には該当しないとして、当初の判断を要するに至った事例がある。本事業は、農振法ガイドラインと農林水産省から示されている担当者限りのQ&Aの記載内容に差異があるため、発生した事案であり、市町村ないし開発事業者との信頼関係構築に影響を及ぼしかねない。【支障の解決策】農振法規則第4条の3に規定する「その他農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」について、事務担当者や土地改良事業実施者(農業者等)が的確に判断ができるように、具体的な事例等を用いて明確化すること。	土地改良事業は土地改良区からの申請により実施されるため、開発事業者等から土地改良事業であるかの照会があった際に、土地改良区が問い合わせ先となる場合が多い。しかしながら、土地改良区は農家の集まりであり、農振法や農地法についての理解が深いわけではない。そのため、農振法上の土地改良事業等に該当するかわからない。(農振除外要件となる8年未経過の事業がわかりやすく具体的に示されていないため、事業推進への不信感が出てしまっている)	基準が明確化されることで、確認作業が効率化・正確化され、手戻り等もなくなるため、事務担当者や受益者等の負担が軽減される。明確な基準が農振法や同法ガイドラインで明示されることで、農用地区域からの除外について予見可能性が高まる。	農林水産省	○当県では、農振除外の手続きの際、農振法担当課から農業土木担当課に、土地改良事業等の有無を確認しているが、担当者によって、理解に差があり、後になり当時の判断に疑念が生じた案件がある。従って、農振法上の土地改良事業が明確化されれば、判断が適切となることが期待できる。
224	224	千葉県、福島県	青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、長野県、兵庫県、熊本県、宮崎県	×	土地改良事業関係補助金交付要綱(水利施設等保全高度化事業等)、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱、農山漁村地域整備交付金交付要綱における交付決定前着手の適用の見直し	土地改良事業関係補助金交付要綱(水利施設等保全高度化事業等)、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱、農山漁村地域整備交付金交付要綱に係る事業の発注時期が5月下旬に集中している。それらに係る入札では、令和5年度には入札不調となった約30件の内11件が技術者不足等による理由で入札不調が発生している。なお、これらの補助金を活用して実施する事業は納期を3月に設定する必要のある、時間のかかる事業であり、入札を後ろ倒しして平準化を図ることができない。	【現行制度】補助金交付決定前着手の制度はあるが、公益上真にやむえない理由に限った運用であり、原則、事前着手は認められていないため、工事の発注時期は交付決定後の5月下旬以降となってしまっている。発注時期が重なり施工時期も繁忙期となることから、技術者不足による入札不調の原因等になっている。【支障事例】土地改良事業関係補助金交付要綱(水利施設等保全高度化事業等)、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱、農山漁村地域整備交付金交付要綱に係る事業の発注時期が5月下旬に集中している。それらに係る入札では、令和5年度には入札不調となった約30件の内11件が技術者不足等による理由で入札不調が発生している。なお、これらの補助金を活用して実施する事業は納期を3月に設定する必要のある、時間のかかる事業であり、入札を後ろ倒しして平準化を図ることができない。【支障の解決策】国土交通省の社会資本整備総合交付金事業の事例等を参考に、施工時期の平準化や適正工期の確保、前年度からの継続事業であることを理由とする交付決定前着手を可能とすること。交付決定前着手の場合における交付決定の効力を4月1日とすること。特に、債務負担行為を設定して複数年度で行う事業については、初年度に一括設計審査を行うなどにより、同日から継続事業の着手を可能とすること。	工事の平準化、適正工期の確保	農林水産省	○提案されている事業のほか、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱においても提案団体と同様の支障事例がある。○土地改良事業関係補助金交付要綱(農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業)に基づき実施する実施計画策定事業において、水田かんがい計画用水量を算定するために必要な代かき用水量調査では、地域の代かき期(概ね4~6月)に合わせて現場着手する必要がある。特に、当県北部の代かき期は4月下旬と早く、調査業務に係る発注・入札期間を鑑み、当該年度予算が4月早々に割当てされなければ適期での現場着手が不可となり、計画策定が困難な状況である。地域事情に即した事業実施が可能となるよう交付決定前着手を柔軟に対応されたい。○当県においては、排水機場の更新整備工事を多く発注しており、交付決定前着手について要件緩和の意見に参画したい。農地防災事業等補助金交付要綱及び農地保全に係る海岸保全施設整備事業補助金交付要綱について、追加を希望する。○4月下旬に交付申請を行い、5月中旬の公告を予定していた案件があったが、公告日直前まで交付決定が下りず、発注が後ろ倒しになり平準化に応じた発注ができなくなる危険が生じた。	
226	226	千葉県、栃木県	東京都、長野県、京都府、宮崎県	×	国有農地等の引継の見直し	国有農地等を非農業的利用目的で処分する際の財務省への引継に必要な測量や除草剪定等の事務を都道府県の法定受託事務から除外すること。	【現行制度】旧農地法等により、国有農地等及び開拓財産の管理、売払い等の事務(以下、「国有財産管理等事務」という。)については、法定受託事務と見做っており、その費用については、国有農地等管理処分事業事務取扱交付金により実施している。国有農地等の処分のうち、非農業利用目的で処分する場合は、測量や除草剪定等の要件を行ったうえで、農林水産省から財務省へ引継ぐこととなっている。【支障事例】交付金予算の削減や国有地の維持管理費の増加により、引継要件となっている測量や除草剪定等に必要費用を十分に確保できず、財務省への引継ぎに時間を要することになり、国有農地等の処分促進及び維持管理業務に支障が生じている。【支障の解決策】上記交付金が増加されない場合は、国有財産管理等事務のうち、国有農地の処分の適正を期するために必要な管理や事務については、法定受託事務ではなく、国が直接実施していただく。	引継ぎに時間を要することになり、取得希望者が買受を断念してしまう事例がある。取得希望者の開発事業の進捗に影響が出る事例がある。	国有農地等の処分促進	農林水産省	○財務省への引継ぎは国の内部手続きのため農林水産省で事務を行うのが相当である。財務省と農林水産省との連携不足により引継ぎまで時間を要する案件がある。予算、人員に限られる中、処分が停滞している。



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>土地改良事業等の施行に係る区域内の土地については、農業生産性が高い土地であることから、今後、おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として、農振法第10条第3項第2号において、農用地区域として設定する土地とされているが、農振法施行規則第4条の3第1号本文において、当該土地改良事業等のうち、「主として農用地の災害を防止することを目的とするものその他の農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」は農用地区域に含められべき土地から除かれている。</p> <p>また、同号イにおいて、農業用排水施設の施設又は変更に係る事業のうち、「農業の生産性の向上が相当程度図られると見込まれない土地」についても、農用地区域に含められべき土地から除かれている。</p> <p>上記の法令の解釈については、農振法ガイドライン第13の1(2)に示しているが、ガイドラインの性格上、個別具体的な事業を記載するのではなく、法令の解釈として、一般的な考え方を記載しているものである。</p> <p>このため、ご提案の内容を踏まえ、土地改良事業担当原理とも十分に連携した上で、農振法ガイドラインと各事業の担当者限りのQ&amp;Aの記載内容の確認を行い、具体的な事業ごとに農振法第10条第3項第2号に規定する土地改良事業に該当するか否かについて明確になるよう、通知の発出等を検討したい。</p>	<p>第1次回答に異議はない。引き続き御検討をお願いしたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>各要綱に基づく事業の実施にあたっては、補助金等の交付決定を受けた後に着手すべきものであるが、不調・不発対策のための施工時期の平準化等を公益上真にやむを得ないと認められる場合として扱ひ、現行制度でも交付決定前着手を認めていることから、地方農政局に再度、現行制度の周知を行い、自治体に指導・助言をしてまいりたい。なお、早期発注等に伴い4月早々に交付決定が必要なが予見されている場合は、国庫債務負担行為の活用も可能な場合があるため、併せて周知を行い、同様に指導・助言をしてまいりたい。</p> <p>また、海岸保全施設整備事業等補助金についても事業の実態を把握のうえ、公益上真にやむを得ないと認められる場合は、交付決定前着手の導入について検討してまいりたい。</p>	<p>ご回答の内容について、地方との間で判断に齟齬が生じないよう、「土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の運用について」(令和6年4月1日付け事務連絡)において、「災害復旧への対応により一般公共事業の工事や設計業務等が不調・不発となるおそれがある等、施工時期を平準化することにより、業者が応れしやすき環境を整備する必要がある場合」について、「災害復旧への対応により」という記載を削除していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 現行制度で対応可能な部分については、その旨十分な周知を行い、対応ができない部分については、提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>国有農地等の管理は、旧農地法第78条第2項に基づき農林水産大臣から都道府県知事に法定受託事務として委任しており、都道府県が行う管理業務として、御提案の旧農地法施行令第15条第1項第2号に基づく維持及び保全(境界確定や除草・剪定等)が含まれている。</p> <p>国有農地等は、農地改革以降、都道府県知事が買取・売渡しを行いながら管理してきており、その経緯や現場の状況を踏まえた管理を行う必要があるため、都道府県知事の法定受託事務(国費により管理費を手当て)としていることから、国有農地等の管理業務を都道府県知事の法定受託事務から除外することは困難である。</p> <p>引継ぎに時間を要している点については、引き続き円滑に引継ぎが行われるよう努めてまいりたい。</p> <p>一方で、国有農地等は、平成21年農地法改正により、平成21年12月15日以降に発生する国有農地は農林水産大臣が管理する仕組みに改められたところ。このため、都道府県知事が管理すべき国有農地等は、今後増えることはなく、また、都道府県による処分促進の結果、徐々にではありますが都道府県の管理面積は確実に減少しているところである。そのような中、国有農地等の管理等の経費である「国有農地等事務取扱交付金」は、基本的に、毎年度同額の予算を措置していることについて御理解いただきたい。</p> <p>なお、測量については「国有農地等管理処分委託費」により、国が実施することも可能であるので、個別具体的に相談いただきたい。</p>	<p>国有農地等の管理については全額国庫予算となつてはいるが、県からの交付金予算に係る要望に対し、必要額が措置されず、国有農地等の管理に必要な業務を先送りする状況となっている。</p> <p>特に、国有地の維持及び保全に係る、除草、剪定作業等については、土地周辺の市街化や住民要望の増加、更には労務単価の増などにより、必要な予算が年々増加する傾向にあり、また、この業務実施のために、財務省への引継ぎの際に必要な、境界確定、測量などに必要な予算を確保できなくなり、引継ぎに時間を要することになり悪循環となっている。</p> <p>国有農地等については、1次回答のとおり都道府県知事が管理してきており、その現場の状況を踏まえた予算要望を行っているところであり、適宜ヒアリング等の実施など、早期の処分のために必要な措置をお願いしたい。</p>		<p>【全国知事会】 法定受託事務であっても、その目的を達成するために必要な最小限の義務付が伴わなければならない。また、「国有農地等管理処分委託費」により、測量は国が実施することも可能である旨については、十分な周知を行うべきである。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
227	227	千葉県	茨城県、埼玉県、長野県、岡山県	×	道府県民税の課税状況等に関する調査の廃止又は法人関係税及び自動車関係税に係る調査項目の簡素化又は調査の廃止	道府県民税の課税状況等に関する調査の廃止又は法人関係税及び自動車関係税に係る調査項目の簡素化を求める。	【現行制度】 税制改正などの地方税制の企画・立案等の基礎資料とするため、例年、総務省から都道府県あてに作成依頼がある調査で、多数の調査票から構成されている。 【支障事例】 調査項目数が非常に多いことに加え、法人関係税をはじめ毎年度の税制改正に伴う調査内容の変更や複雑化、新たな調査項目の追加などが行われるため、既存の税務システムでは対応できない部分が多い。そのため、多岐の調査項目について、手作業での処理を強いられ、また、総務省への回答期限も短いこともあり、本来の課税業務に支障が生じている。 具体的には、決算事務の作業をしながら、並行して各県税事務所等(出先)及び税務課(本庁)において本調査に係る調査票の作成作業を行い、かつ、決算数値や交付税数値との突合により整合性を確保する作業も必要となるため、膨大な作業時間を要する。 また、調査表間でも多数の突合項目があり、端数調整であっても、当該調査表を修正すると他の調査表の修正が必要となる場合もあり、修正作業も容易ではない。 なお、調査目的である税制改正などの地方税制の企画・立案等については、総務省から必要に応じて行われる照会によってデータ収集等の目的は果たされるものと思われる(令和6年度有形標準課税法人に係る税制改正に当たっては令和5年度に計3回の照会が行われている)。 【支障の解決策】 政策立案等に果たす役割に比較して都道府県の業務負担が大きい当調査について、調査の廃止を求める。 仮に廃止が困難な場合、法人関係税については、細分化された詳細な調査内訳表を省略することにより、自動車関係税については、他の調査内容と重複する調査項目を除外することにより、調査の大幅な簡素化を求める。	—	事務負担が軽減されることで、県税事務所等(出先)は本来業務である申告調査や実地調査等に、また、税務課(本庁)も同様に県税事務所等への指導業務やBPRの構想・実践等に、それぞれ注力することができるようになる。	総務省	○毎年のように追加・変更される調査項目について、既存の税務システムにおける情報のみでは対応不可(税務システムの改修は税制改正への対応が優先され、統計調査のための改修予算までは確保できない状況)のため大部分が手作業となっており事務負担が大きい。 ○調査内容の変更や複雑化、新たな調査項目の追加等に対し、システム改修で対応する場合においても、詳細な設計の検討、実装後の動作確認などに多大な時間、労力、費用を要し、他の業務を圧迫する。 また、項目が多岐にわたり、他の調査との突合作業に時間を要する。(自動車関係税) ○提案団体の示す具体的な支障事例に加え、以下の課題がある。 ・課税状況調査項目は、普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等についての照会と重複している項目が多く、二重の作業を余儀なくしている。 ・課税状況調査の各調査項目について、各地方公共団体のデータが統一フォーマットで公開されておらず、調査結果の参照が困難である。 ・課税状況調査を継続するのであれば、普通交付税等の基礎数値についての照会等とデータを連携させることや、データの公開を行うなど、地方公共団体がメリットを享受できる方策を検討していただきたい。
228	228	千葉県	高崎市、さいたま市、浜松市、兵庫県、奈良県、鳥取県	×	浄化槽設置時の建築確認申請に係る通知先の見直し	建築基準法第93条第5項に基づく建築主事等又は指定確認検査機関からの通知先を「保健所長」から「都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長)」に変更し、浄化槽事務を實際に行っている部署が、通知を直接受け取れるようにすること。 また、同条第6項に基づく必要がある場合の意見についても、同様の変更を行うことを求める。	【現行制度】 建築基準法第93条第5項により、浄化槽を設置する際に、建築確認申請を伴うものについては、保健所長への通知が義務付けられており、同条第6項に必要な必要がある場合、保健所長は建築主事等に対して意見を述べることができると規定されている。 【支障事例】 当県では県の所管する保健所が管轄する地域の浄化槽の維持管理・指導等を保健所ではなく、当県水質保全課と地域振興事務所が行っている。 保健所設置市以外で建築基準法に基づく浄化槽に関する確認申請が提出された際の、建築主事等からの通知(浄化槽調書)について、通知の内容に個人情報が含まれており、慎重に取り扱う必要があること、年間の件数が非常に多く、郵送にはコストもかかること、また、1件の通知文書にA4判の調書やA3判の図面など大きさが異なる多数の書類が混在しておりPDF化が煩雑であり容量も膨大となることなどから、受け渡しを郵送やデータのやり取りで行うことが困難であるため、当県水質保全課と地域振興事務所が管轄保健所へ問い合わせを取った上で返却している。 浄化槽の設置は年間約6,000件あり、そのうち約5,000件が建築基準法に基づく申請のため、管轄地域により異なるが、毎月1回、平均40件の通知の受け渡しを行っており、管轄保健所へ通知を取りに行くことの負担が大きくなっている。 【支障の解決策】 建築基準法を改正し、尿原浄化槽に係る取扱いについては、「保健所長」を浄化槽法第5条第1項と同じ「都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長)」とすることで、浄化槽事務の所管部署が保健所ではない自治体においても、浄化槽に関する事務処理を一本化することができる。	—	事務処理の効率化を図ることが可能であり、浄化槽の維持管理指導等を保健所ではなく、他の部署が行っている地方公共団体においても事務処理の効率化を図ることが可能である。	国土交通省、環境省	○当市では、浄化槽法に係る事務を保健所ではなく環境部局で所管しており、便宜上、建築基準法93条5項の通知は保健所を経由せず直接、環境部局へ送付される運用をしていますが、本提案のとおり改正されるのが望ましいと考えます。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>本調査については、地方税制の企画・立案等のための基礎資料として毎年度実施しているものであり、毎年度の税制改正作業や国会報告等に用いる資料作成のための重要な調査として、今後も継続して実施する必要があるものと考えている。</p> <p>また、調査の実施に当たって、回答期限について2ヶ月間程度を設けているとともに、毎年度の税制改正に伴う調査内容について、翌年度に実施予定の調査項目を税務システムへの対応のため前年度中に周知することも行っているところ。</p> <p>本調査については、調査結果の使用状況等を踏まえ、必要に応じて調査項目の見直し等を行っているところであるが、ご提案を踏まえ、法人関係税については調査項目の整理合理化を検討するとともに、自動車関係税については他の類似の調査と調査項目を統一することによって簡素化を図ることとする。今後も地方団体の事務負担に配慮して調査を実施してまいりたい。</p>	<p>本調査の用途である地方税制の企画・立案等の目的は、総務省から適宜行われる代替の調査等により達せられると思考するため、本来なら調査の廃止を求めたいが、今後も調査を継続する場合には、以下のとおり調査項目の省略、簡素化を検討いただきたい。</p> <p>&lt;法人関係税&gt; 総務省が国会に報告する「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」へのデータ使用がない、以下の表番号に係る詳細な内訳調査(詳細は別表参照)について省略を検討する。 表番号: 70、09、12、34、56、13、17、35、57、18、23、36、50、37、39、52、54、71、73、74、44、89、22、41、45、42、90、19、20、21 〔計30表〕</p> <p>&lt;自動車関係税&gt; 総務省が本調査とほぼ同時期に行っている「自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に係る適用状況に関する調査等」や「自動車税(種別割)のグリーン化に関する調査項目と重複する以下の調査について省略を検討する。 ・環境性能割に係る燃費区分別の台数・課税標準額 ・グリーン化(軽課)に係る軽減区分別の台数・調定額 ・グリーン化(重課)に係る燃料区分別の台数・調定額</p> <p>なお、総務省からの調査項目の周知は調査前年度末に行われるため、システム改修には期間が短すぎることも、そもそも統計調査のためのシステム改修については予算確保が難しいことを御理解いただきたい。</p>	<p>【埼玉県】 課税状況調査を継続するのであれば、普通交付税等の基礎数値についての照会等とデータを連携させることや、データのフィードバックを行うなど、地方公共団体がメリットを享受できる方策を検討していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>建築基準法第93条第5項においては、建築物の衛生上の安全性を確保する観点から保健所長に通知することとしているところ。建築主事等から保健所長に通知をした上で、個別の自治体における浄化槽法に係る事務の実態に応じて、運用上、浄化槽事務を行っている部署が建築主事等から通知文書を直接受け取ることは差し支えないと考える。</p>	<p>御回答を踏まえ、建築主事等からの通知につき、浄化槽事務を行っている部署が直接受け取るとしても、最終的には保健所長への通知としての送付が必要となることから、当県が受領している保健所との書類のやり取りについては解消されないものと考えている。</p> <p>このため、当初提案のとおり、建築基準法の改正により、屎尿浄化槽に係る取扱いについては、「保健所長」を浄化槽法第5条第1項と同じ「都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長)」とし、浄化槽事務の所管部署が保健所ではない自治体においても、浄化槽事務を実際に行っている部署が通知を受け取れるようにすることで、事務処理を一本化していただきたい。</p> <p>一方で、当該改正が困難な場合、本回答については、何をもって「保健所長」への通知があったと取り扱うか、通知文書の最初の受け取り部署をどこにするかは、自治体に一定の裁量が認められていると解する余地があるとの趣旨と理解したが、そのような理解に相違ないか確認したい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
229-1	229	愛知県、福島県、岐阜県、全国知事会	北海道、蔵王町、いわき市、長野県、京都府、兵庫県、徳島県、宮崎県	×	消防庁による調査に係る事務の効率化	消防庁の市町村、消防本部を対象とする調査及び調査における取りまとめ事務について、総務省の「調査・照会(一斉調査)システム」等を活用することにより、事務の省力化を行うこと。市町村、消防本部の状況は、当該市町村、消防本部の属する都道府県において把握しておく必要があるため、消防庁において調査結果等を取りまとめ後、共有すること。	【現行制度について】 国が地方公共団体に対し行う調査については、令和4年11月15日付(総務省)地域創造グループ地域政策課事務連絡により一斉調査システムの活用を促すよう、関係府省に通知されているところである。 消防庁からの市町村、消防本部を対象とする調査については、取りまとめが都道府県にメール等で依頼される。そのため、都道府県においては、各市町村及び消防本部からの回答を1件ずつ確認し、各都道府県の回答フォームにコピーアンドペーストする形で取りまとめの上、回答している。 【支障事例】 消防庁による調査は年間100件程度行われている。また、当県は34消防本部、54市町村があるため、担当者が1市町村から「受信確認一保存一貼り付け一確認」という一連の作業を行う時間を3分と仮定しても、回答の取りまとめだけで、162分程度かかることとなる。それに加え、市町村や消防本部の回答に修正がある場合の対応等も行う必要がある。 【制度改正の必要性】 都道府県を経由する必要がないにも関わらず、無駄な事務が発生している。 【支障の解決策】 消防庁の市町村、消防本部を対象とする調査及び調査における取りまとめ事務について、総務省の「調査・照会(一斉調査)システム」等を活用することを求める。	—	都道府県における事務負担軽減、国が一括処理を行うことによる事務の効率化	総務省	○当県は消防本部に加え特に市町村数が多いため、消防関係や国民保護等に関する市町村の回答をコピー、提出様式への貼り付けに膨大な時間がかかっている。 ○予防に関する調査については、同時期に集中して複数の調査依頼が発出されるため、一定の時期に業務が増える傾向にあり、また、消防庁から送られる様式等に不備があることもあり、その場合、各市町村等への対応も必要となることから、調査時期の見直しや、調査方法の改善が必要と考える。
229-2	230	愛知県、福島県、岐阜県、静岡県、長野県、兵庫県、徳島県、宮崎県	北海道、いわき市、長野県、静岡県、兵庫県、徳島県、宮崎県	×	消防庁の消防本部・市町村への通知方法の見直し	消防庁から消防本部・市町村への通知について、総務省の「調査・照会(一斉調査)システム」などを利用し、消防庁が県・市町村・消防本部へ同報で周知する等、事務の簡素化を行うこと。	【現行制度について】 消防庁からの周知依頼文書や通知については、各都道府県消防防災支管部(局長統括)にメールで送付されるため、基本的には県において、市町村・消防本部宛て通知文を作成し、展開している。 その中で、特に県で追記する必要がないものについては、「令和〇年〇月〇日付け…で消防庁〇〇課長から別添のとおり通知がありましたので、業務の参考にして下さい。」等の通知文を作成し、添付の上、市町村・消防本部へ展開している。 【支障事例】 消防庁から送付される周知依頼や通知の数は上半期だけでも50件程度であり、その内あえて県を通じて展開しなくてもよい(全団体宛てに同報でよい)内容のものが40件程度である。 また、通知を展開するにあたり、①内容を確認し、都道府県において追記が必要であるか判断する、②通知文を作成し内部で決裁を取る、③各市町村・消防本部に展開する、④内容に誤りがあった場合には、再度内容を確認し展開する、という一連の作業が発生する。そのため、通知1件の展開につき、担当者の作業時間や、決裁関係者の確認時間も含み、少なくとも15分程度の時間を要する。 【制度改正の必要性】 都道府県を経由する必要がないにも関わらず、無駄な事務が発生している。 【支障の解決策】 調査・照会(一斉調査)システムを活用し、消防庁が県・市町村・消防本部へ同報で周知することを求める。	—	各都道府県担当の事務が軽減される。また、消防庁から直接通知が発出することによる情報提供の迅速化及び行政の効率化につながる。	総務省	○消防庁からの年間数百件の依頼等について必ずしも都道府県が通知を作成する必要がないものが多数見受けられ、都道府県の事務負担を軽減可能であると考える。 都道府県を経由する必要がないのにも関わらず、無駄な事務が発生している。 ○消防庁からの通知文については、制度変更があった場合に、速やかに各市町村等への通知が必要であると考え、3月、4月の法改正の頻出する時期には、異動時期とも重なるにも関わらず、周知依頼文書の件数が多く、速やかな県から市町村等への発出が困難なケースが生じるため、周知方法の改善が必要と考える。
231	231	愛知県 【重点17】	滋賀県	×	財産区の土地を森林の施業・管理を目的として信託可能とすること	地方自治法施行令169条の6の普通財産を信託できる目的に、森林の施業・管理を追加すること。	当県では、東三河地域の振興に取り組むため、地域づくりの主体となる県、市町村、経済団体、住民等が連携した「東三河ビジョン協議会」を設立。同協議会で2030年度までの重点的な政策の方向性を示す「東三河振興ビジョン2030」を策定した。 同ビジョン「推進」にあたり、2024年度から重点プロジェクト「東三河森林ネットワークプロジェクト」を実施する。同プロジェクトは、森林関連産業の成長産業化に向けた可能性を探り、森林資源を活用した東三河の振興を目指す。同プロジェクトの事業のひとつとして、森林信託制度の導入検討を掲げており、現在、その実現可能性調査を事業として実施している。 この事業において、森林信託の候補地をピックアップしたところ、県内の「財産区の森林」が候補のひとつとしてピックアップされた。財産区を含む地方公共団体の普通財産である土地については、地方自治法第238条の5、および同施行令第169条の6の規定により、信託できるのは、信託の目的が「信託された土地に建物を建築又は「信託された土地を造成」に限定されている。このため、財産区の土地を、森林の施業・管理を目的として信託することはできない。 民間の森林と財産区の森林を一緒に信託することが可能になれば、より広い面積に集積することができ、一体として森林の施業・管理を行うことが可能になり、以下(制度改正による効果)のとおり財産価値を高める効果が期待できる。	令和5年度、基礎調査を委託している信託銀行から、市町村からの財産区の森林整備の信託要望に対応できるよう、地方自治法施行令第169条の6に規定する目的として、財産区の森林の管理・保全を対象としてほしい旨の意見があった。民有林の森林信託の事例は、岡山県西粟倉村において事例あり。	商信託としての森林信託は、森林の所有者に代わって森林の施業・管理を行う仕組みであり、信託法、信託業法等が適用される。信託期間中は、信託銀行が元の所有者に代わって森林組合や林業事業者等との契約手続きや収支管理を行い、必要経費を控除した利益を信託担当として元の所有者に分配する。 信託報酬などの費用は追加で必要になるもの、日常的な管理業務は受託者が行うため、現在の財産区管理委員や財産区に権利を有する者の負担を軽減しながら、荒廃を防ぎ財産価値を高めることが期待できる。 また、財産区の森林を周囲の民間の森林と一体で計画的に施業・管理を行うことにより、森林の収益性向上も期待でき、効果的かつ効率的な森林資源の活用と、産業振興・地域振興の推進が期待できる。	総務省、農林水産省	—



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>「調査・照会（一斉調査）システム」はLGWAN環境でのみ利用できるものである。消防本部には一部事務組合や広域連合も多いが、これらの団体ではLGWAN環境が無い団体もあり、消防本部を対象とする調査を本システムを通じて行うと、とりまとめ等を行う自治体の業務を却って増やすことになりかねない。令和4年11月15日付け事務連絡「調査・照会（一斉調査）システムの利用について（周知）」（総務省地域力創造グループ地域政策課）でも、当該システムの積極的な活用を周知されているところであり、本庁もシステムの有用性や、貴団体からの要望は理解しているため、当該システムの所管部署と、LGWAN環境以外でも当該システムが利用出来るようなシステム改修も含めて、検討を進めていきたい。また、防災部局宛の照会等、現状でも当該システムを活用できる調査については、当該システムを用いた照会とするよう、庁内で徹底を図りたい。</p>	<p>調査・照会（一斉調査）システムについては、国として推し進めるデジタル社会の実現に大いに資するものであり、通知だけではなく、集計が必要な照会においても活用していくことが重要と考えられることから、LGWAN環境以外でも当該システムが利用できるよう、早期の検討を進めていただきたい。</p>	<p>【京都府】 調査照会システムの利活用以外に各種通知にかかる事務処理の軽減について引き続き検討願いたい。</p>	<p>【全国知事会】 全国知事会地方分権推進特別委員会において、令和5年度に全都道府県を対象に実施したアンケート調査結果によると、「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」は全国的に課題意識が強い分野であり、本提案に係る事務は、「国が一括処理したほうが効率的な事務」に該当すると考える。 地方公共団体の業務負担の軽減、ひいては住民へのサービスの向上が図られるよう、提案の確実な実現を求める。</p>
<p>地方公共団体の財産は、その適正な管理を担保するため、貸付けや処分、私権の設定等の行為について一定の制限が設けられているところ、信託については、現行制度上、地方公共団体のうち普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）及び有価証券のみ認められている。 このうち、土地の信託については、 ① 信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地の管理又は処分を行うこと。 ② ①に掲げる信託の目的により信託された土地の信託の期間の終了後に、当該土地の管理又は処分を行うこと。 ③ 信託された土地の処分を行うこと。 を信託の目的とする場合に限り、行うことができるとされている。 御提案の森林の施業・管理を目的とした信託を可能とすることについては、民間活力の活用による財産の有効活用や財政負担の軽減が期待できる等のメリットがある反面、運用状況によっては信託終了後に債務を負担することとなるといったデメリットも考えられることから、関係省庁とも連携し、こうした地方公共団体への影響を踏まえて検討してまいりたい。</p>	<p>検討をするとの前向きな御回答をいただき、感謝申し上げます。 本提案の実現により、より広い面積で森林の施業・管理を行うことが可能となり、財産区を含めた森林が持つ財産価値を高め、より多くの森林を投資対象の資産とすることができると考えている。 森林信託導入は強制ではなく、財産区管理者が条件等を総合的に勘案し導入を判断するものであり、財産区管理者の持つ選択権を広くすることができる。 本提案の実現に向け、速やかに検討いただきたい。検討内容及びスケジュールについても、ご教示いただきたい。</p>	<p>【京都府】 調査照会システムの利活用以外に各種通知にかかる事務処理の軽減について引き続き検討願いたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、関係省庁とも連携のうえ、積極的に検討していただきたい。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
232	232	愛知県、福島県、神奈川、川崎市	北海道、花巻市、宮城県、埼玉県、相模原市、浜松市、名古屋市中区、豊川市、高知県、久留米市、熊本県、沖縄県	×	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の内示を早期化する。	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、工事の前年度の6月頃までに事業者から整備計画が提出され、9月頃に県の予算の採択・不採択を事業者へ通知し、その後国へ協議資料を提出し、工事を行う年度の7月頃に国から県を通じて事業者への内示の通知を行う、というスケジュールになっている。過去3年間の国からの内示日はR3.6.30、R4.6.17、R5.6.30である。工事の契約・着工は内示通知以降しか認められておらず、事業者は短期間での工事を行う必要がある。また、内示通知を行った年度内に事業が完了しない場合は補助対象外となる。加えて、現在、建設材料、人手不足による工期の遅れや延長などがあり、工事を年度末までに完了させることが困難な状態になっている。実際、平成30年度(補正予算分)で交付決定を受け整備する予定だった障害者支援施設が、高カボルトの納期の長期化に伴う工期の延長のため、工期を守れない可能性があることと入札不調となり、東海財務局に相談したものの事故線越が認められず、事業中止とした事例がある。	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、工事の前年度の6月頃までに事業者から整備計画が提出され、9月頃に県の予算の採択・不採択を事業者へ通知し、その後国へ協議資料を提出し、工事を行う年度の7月頃に国から県を通じて事業者への内示の通知を行う、というスケジュールになっている。過去3年間の国からの内示日はR3.6.30、R4.6.17、R5.6.30である。工事の契約・着工は内示通知以降しか認められておらず、事業者は短期間での工事を行う必要がある。また、内示通知を行った年度内に事業が完了しない場合は補助対象外となる。加えて、現在、建設材料、人手不足による工期の遅れや延長などがあり、工事を年度末までに完了させることが困難な状態になっている。実際、平成30年度(補正予算分)で交付決定を受け整備する予定だった障害者支援施設が、高カボルトの納期の長期化に伴う工期の延長のため、工期を守れない可能性があることと入札不調となり、東海財務局に相談したものの事故線越が認められず、事業中止とした事例がある。	事業者から、施設整備費補助金の交付決定期日を前倒ししてほしいとの意見があった。	年度末竣工に間に合わない場合の事務手続きが不要となり、事業者と自治体双方の事務負担が軽減する。また、事業者の経営の安定化に繋がる。	厚生労働省	○提案団体同様、現状の内示通知時期では、創設や改修等、施設整備規模の問題から年度内に事業が完了しない前提での工事となり、必然的に繰越業務が発生する状況である。また、現在の時世を考慮すると物価高騰に伴う建設材料の確保困難、人材不足に伴う工期の遅れも懸念すべきところであり、工事を年度末までに完了させることが困難な状況については、今後継続するものと想定される。 ○補助金の採択保証がないことに加え、資材や労務管理の高騰が懸念されていることから、補助金にかかる整備計画を取り下げた事例があった。早期内示により、計画可能な資金調達や建設工事が可能となる。 ○内示が遅いことで工事期間が限られ、事業者が整備計画を立案する上で制限が大きくなっている。 ○令和6年度の改修工事は、予定工期が11か月であった(工期短縮は不可)、例年どおり6月の内示であれば、内示後の入札・契約等に要する期間を加味すると年度内竣工が不可能であり、協議資料の提出を見送った。 ○年度内の事業完了が補助の前提となっている中で工期等の長期化を見込むのであれば、工事開始を早めることで対応することはない。当市整備事業において、急速な物価高騰により、補助事業者が当初想定していた総事業費(入札予定価格)を相場が上回ったため入札不調となり、年度内竣工が危ぶまれた例がある。また、開設から30年以上が経過した施設・事業所が増えてきている中で、今後はより大規模な修繕等が増えることが想定されるが、工事が大規模であるほど資材や人材不足に伴う工事の長期化のリスクは大きい。社会情勢等を加味し、可能な限り早期の内示を求める。 ○国からの内示時期は例年6月末頃である。社会福祉施設等施設整備事業は単年度事業であり、内示を受けた法人は、その後入札公告期間を確保し、円滑に入札を行っても工期が6か月程度となる。当該期間では事業を完了することができないとして、国庫協議を断念する法人がある。
233	233	愛知県	花巻市、新潟市、長野県、高知県、熊本県、宮崎県、沖縄県	×	障害福祉サービスの施設入所支援と地域生活支援事業の移動支援が併用可能であることについて、通知を発出する、又は事務処理要領に明記する等の方法により明確化することの明確化	障害福祉サービスの施設入所支援と地域生活支援事業の移動支援が併用可能であることについて、通知を発出する、又は事務処理要領に明記する等の方法により明確化することの明確化	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスは、障害程度や障害の程度を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と市町村の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別される。その併用については、「介護給付費等に係る支給決定事務等」について(事務処理要領)において定められているものの、施設入所支援と移動支援が併用可能であることが読み取りづらい。実際に、施設入所支援を受けている利用者について、移動支援は利用できないのだと誤認し、サービスを併用していない事業者もあり、柔軟なサービスの提供に際し、支障が生じている。	移動支援と施設入所支援は併用不可であるとの誤解が生じており、施設入所支援の利用者が移動支援を受けたい利用者については、外出する際に困難が生じている。	これまで併用不可と誤認し、移動支援を活用しなかった事業者の負担軽減につながる。また、施設入所支援を受けたい利用者については外出の機会が増加し、社会性を育むことができる。	厚生労働省	○市町村の判断により、地域移行の促進、外出機会の確保の観点等から地域の特性及び個々の利用者の状況や支援の必要性に応じて、移動支援の利用をできると考えているが、「二重給付になる」として認めていない市町村が一定数あり、事業者からも地域移行、自立の一步として外出支援ができるといのが、市町村が認めないところがあり困っている」との意見がある。
234	234	藤枝市	いわき市、岡山県、山口市、福岡市、鹿児島市	×	都市計画法(以下「法」という。)第28条の4の第35条の2第1項ただし書きの変更にかかる「国土交通省令で定める軽微な変更」の対象拡大	国土交通省令(以下「施行規則」という。)第28条の4の第35条の2第1項ただし書きの変更のうち、設計説明書の変更を伴わないもの、規格が同等以上のものへの変更、「設計変更のうち、法第33条第1項各号に掲げる基準による審査の対象とならないものの変更」を加えることを求める。	法第35条の2第1項の規定は、開発許可を受けた者が法第30条第1項各号に掲げる事項の変更しようとするときは、原則として変更の許可を受けなければならないと規定する一方で、ただし書きにより、施行規則で定める軽微な変更については当該許可を必要としない旨を規定している。当市には、年間10件程度の開発許可の申請がある。このうち変更許可の申請件数は16件(1つの案件で複数回の変更)であり、その全てが法第30条第1項第3号に規定する設計の変更が生じたものである。当該変更許可のうち3件については、緑地の樹種の変更、フェンスの高さの変更及びカーブミラーの設置場所の変更のみの事業であった。これらは工事施工上やむを得ず生じた変更であったこと、また、当該変更を許可の対象としないことが開発許可制度の趣旨を逸脱するとは想定し難いことから、施行規則28条の4に規定する軽微な変更に変更することが期待される。しかし、当該軽微な変更の規定は、限定列举されており、当該3事業についてはいずれも軽微な変更には該当せず、変更許可を要しており、手続きに伴い、予想外の工事の休止が発生したものである。開発許可制度運用指針においても、開発許可(変更許可を含む。)は、無秩序な市街地の抑制に不可欠な制度であるが、その許可手続については、簡素化・迅速化が求められ、申請者側への過度な負担とならないよう配慮することも要請されていることから、施行規則28条の4に規定する軽微な変更について拡充を求める。当該3事業の変更内容は、工事施工上やむを得ず生じたものであり、許可制度をして担保すべき事項ではないと想定される。このような事例においても変更許可を要とする現在の施行規則の規定は、過度に厳格な規定になっていると思慮される。	当市の3事業については、変更許可の手続を求められなかった事業者の負担軽減につながる。また、施設入所支援を受けたい利用者については外出の機会が増加し、社会性を育むことができる。	開発行為に関する事務負担の軽減 開発行為の迅速化	国土交通省	○開発行為の設計の変更については、予定建築物等の敷地の形状以外のものは全て許可が必要となることから、擁壁の延長のみの増減など許可基準に抵触しない事業については、開発者の負担軽減、手続きの迅速化に繋がる改正が望まれる。
236	236	藤枝市	川崎市、相模原市、浜松市、半田市、高松市	×	都市再生特別措置法(以下「法」という。)第88条第1項及び第2項、第108条第1項及び第2項の届出に係る事務手続きの簡略化	都市再生特別措置法(以下「法」という。)第88条第1項及び第2項、第108条第1項及び第2項の届出に係る事務手続きの簡略化を求める。	法第88条第1項及び第2項、第108条第1項及び第2項では、立地適正化計画の誘導区域外における開発行為や建築等行為の届出を求めている。例えば、居住誘導区域外で3戸以上の住宅の建築目的の開発行為があった場合には届出を求めているが、その後、その分譲地で建築行為が行われる際に、建築等行為の届出についても1戸目から届出を求められるため、同じ敷地について二重の届出書が提出されている現状である。開発行為の届出があった際に、誘導区域外に開発行為の届出時と建築等行為の届出時とで開発計画の範囲に大きな変更がない場合に限り、建築行為の届出が省略可能となるよう事務手続きの簡略化を求める。なお、当市では昨年年度14件の届出があり、うち法第88条に基づくもの12件(うち開発行為1件、建築行為11件)、法第108条に基づくもの2件(うち開発行為0件、建築行為2件)となっており、開発行為と建築行為が年度を跨ぐ場合も多く、届出の指導にも苦慮している。特に届出を出した開発行為と建築行為の届出の取り扱いについて支障(重複)を感じているものである。	開発・建築行為を行う民間事業者から、開発行為の一度届出を提出しているにも関わらず、戸建て住宅用地の分譲の場合など1戸毎の開発行為の届出も必要であることから、事務負担が大きい等の意見がある。	立地適正化計画の届出事務の簡略化による事務負担の軽減(1件あたり1時間程度の事務時間を要することから、令和5年度の場合、年間で15時間程度の負担軽減が図られる) 住民及び民間事業者の負担軽減	国土交通省	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>社会福祉施設等施設整備費補助金については、予算成立後4月に速やかに国庫補助に係る協議通知を发出しており、自治体において協議書類を作成するための期間として概ね1ヶ月程度を想定し5月に協議申請の締切を設けており、その後、厚生労働省における内容の審査、法令に基づく関係省庁との協議を経て、6月に内示を行っているところです。自治体において円滑に整備事業が実施されるよう、引き続き、早期の内示に努めてまいります。</p>	<p>今回の回答では、引き続き早期に内示を行うことが出来るよう努めることであるが、現状の内示時期では、工期が短く事業の廃断を懸念する事業者があるとの支障事例が、追加共同提案団体からも多数寄せられている。提案団体及び追加提案団体から示された支障事例を踏まえ、令和4年度のように少なくとも6月中旬には内示の通知をいただけるようにしていただきたい。また、内示が早期に行われるよう引き続き御対応いただくとともに、地方公共団体に対し事前にスケジュールを示すなど、地方公共団体が対応しやすいよう御配慮をいただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて、実施主体である市町村等が柔軟な事業形態により事業を実施するものであり、他のサービスとの併用を含め、具体的な取扱いには各市町村等において判断するものとなっています。施設入所支援と移動支援の併用事例について把握し、その併用事例をお示しすることを求め、検討いたします。</p>	<p>本提案が実現することにより、これまで両サービスが併用不可と認識し、移動支援を活用していなかった事業者の負担軽減につながる。施設入所支援を受けている利用者についても、外出の機会が増加し社会性を育むことができる。また、追加共同提案団体から示された支障事例によると、障害福祉サービスの施設入所支援と地域生活支援事業の移動支援の併用が認められているのにも関わらず、サービスの実施主体である市町村の判断で「二重給付になる」として併用を認めない市町村が一定数あることである。その結果、事業者からも地域移行、自立の一歩として外出支援ができるように、市町村が認めないところがあり困っているとの意見が出ており、現に支障が生じている。また、自治体ごと取扱いが異なることにより、利用者が受ける行政サービスに格差が発生することは重大な問題であると考えます。このため、貴省の認識と異なる市町村の判断によりサービスの格差が発生している状況を是正するとともに、利用者に対して一層の適切な支援を行う観点から、通知发出や事務処理要領への明記等によって施設入所支援と移動支援の併用が可能であることを明確化することについて、積極的な検討をお願いしたい。その際に併用の事例を示すことについても、市町村にとって大いに参考となると考えられるため、是非お願いしたい。また、今後の検討について、具体的なスケジュールをお示しいただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。</p>
<p>都市計画法(以下「法」という。)に基づく開発許可を受けた者は、法第30条第1項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除き、法第35条の2第1項に基づき変更許可を受けなければならないこととなる。変更許可に係らざる事項については、法及び都市計画法施行規則に列記されているところ。このうち、法第30条第1項第3号に規定する「開発行為に関する設計」については、都市計画法施行規則第16条第2項に基づき、設計説明書及び設計図により定めなければならないとされている。さらに、同条第3項及び第4項において、設計説明書及び設計図において記載すべき事項がそれぞれ定められているところ。当該「記載すべき事項」に該当しないものは、法第35条の2第1項に基づき変更許可を受けることは要しない。なお、開発許可制度運用指針において、申請者の負担軽減や、開発許可に関する事務処理手続の迅速化・合理化の観点から、提出書類・図面の簡素化を図ることが望ましい旨、考え方を示しているところである。また、法第35条の2第1項の変更許可の申請は、変更後の設計等が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを確認するため、当該確認に必要な事項について求めているものであるところ。「法第30条第1項各号に掲げる基準」による審査の対象とならないものの変更」を変更許可に係らざるべきこととするは適当ではない。なお、設計の変更のうち、軽微な変更は該当するもの以外のものが頻繁に行われる場合については、手続きの簡素化の観点から、事前協議の活用等により必要に応じて事務処理の合理化を図るよう開発許可制度運用指針において考え方を示しているところである。</p>	<p>関係府省からの第1次回答の内容に基づき、当市が提案の内容に記載する3事業を都市計画法第30条第1項第3号、都市計画法施行規則第16条第2項及び同条第4項の規定に照らし合わせて、改めて検討した。その結果、当市の提案内容は、個別の案件の性質に応じて、現行法令の適切な解釈及び活用により実現することが可能であることを確認した。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>都市再生特別措置法(以下「法」という。)第88条第1項及び第2項又は第108条第1項及び第2項に基づく開発行為及び建築等行為に係る届出については、市町村が誘導区域外における一定規模以上の住宅開発や誘導施設の整備の動きを把握するために設けられた制度である。このため、そのような動きを網羅的に把握できるよう、開発行為と建築等行為のいずれかによってのみ住宅開発や誘導施設の整備を行う場合も含めてその動向が把握できるよう、それぞれの行為に対して届出を求めているところである。そのうえで、法第88条第1項第4号又は第108条第1項第4号に基づき市町村が必要に応じて定める条例によって、上記の制度趣旨に支障が無い一定の行為について届出を不要とすることが可能となっていることや、開発行為と建築行為それぞれにおいて届出が必要な場合に、並行して手続きを行うことにより効率的な事務処理が可能であるため、このような制度運用や実例などについて、地方公共団体への情報提供について検討したい。</p>	<p>直近の事例では、昨年度に3戸以上の住宅建築を目的として開発行為の届出がされた、建売ではなかったことから区画毎の建築等行為の届出を建築事業者に求めたところ、他市では3戸以上まとめた建築以外は届出が不要とされていたとして、拒否されたことがあった。その後、当市の運用を理解いただき、届出はいただけたが、開発行為を伴う建築行為について、建築は個別であっても届出を求めている。対応が異なる自治体もあることは認識しているものの、当市における対応方針の参考として、建築行為の届出についての見解、効率的な事務処理及び制度運用や実例の情報提供を都市計画運用指針等でお示しいただきたい。</p>		

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
237	237	藤枝市	利府町	×	農地法施行規則における第3種農地の判定基準の緩和	市町村の数量的判断により、都市計画マスタープラン、総合計画及び地域計画上の目標地図との整合がとれると認められる第1種農地について、第3種農地に変更できるようにすること。	都市計画マスタープラン(都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針)において、高規格道路等を活用した新産業地と位置付けている市街化調整区域内にある農地について、企業等が求める敷地面積等に合致する農地の多くは、第1種農地であり農地転用に制限があるため、企業等から引き合いがあっても誘致の実現には至っていない状況である。また、第3種農地において開発許可申請があった場合、拒むことができず、個別の開発が進行してしまい、現存する第3種農地の残地が無く、自治体が意図するような産業を立地しづらい状況であることから、第1種農地に産業立地の可能性を求めたい。	交通インフラを活かして地方へ進出を検討している企業の引き合いに対して、市の都市計画・まちづくりの意向と合致しているにも関わらず、検討している土地に第1種農地が含まれていたため、誘致が叶わなかった。また、地権者等も高齢や後継者不在等を理由に土地利用の転換を希望しているが、第1種農地では転用が困難な状況である。	民間投資の活性化、都市計画の適正な管理と優良農地の保全、新たな産業誘致による地域の持続性向上につながる。	農林水産省	○当町では駅周辺が第1種農地(農振・農用地)となっている。当該指定地域からの除外は非常にハードルが高く、交通条件有利地としてのポテンシャルを生かした市街化が困難な状況である。
238	238	京都府、和歌山県、徳島県、関西広域連合	函館市、花巻市、茨城県、大田原市、富山県、大阪府、西宮市、奈良県、高知県、宮崎県	×	国補助金等に依る消費税仕入税額控除額の返還事務の廃止	国補助金等により地方公共団体が事業者等に間接補助金を交付する場合における消費税仕入税額控除額返還事務の廃止を求める。	近年、新型コロナウイルス感染症や、物価高騰対応等のため、数多くの補助事業が実施され、これに伴い地方公共団体における間接補助金の消費税仕入税額控除返還事務も、看過し得ないレベルで増大している。令和2年度の新型コロナウイルス緊急包括支援交付金(介護分)においては、当府では、当府内の1,470事業者に対し、6,558,012千円を助成し、消費税仕入税額控除返還事務として、令和3年度以降、前記補助対象事業者のうち243事業者から15,203千円の返還を受け、これを国庫に返還した。この返還事務のため、当府の3人の職員が約6ヶ月間業務に従事した上に、間接補助事業者においても報告書の作成及び添付書類の整備に加えて、当府からの報告書の内容確認及び補正依頼への対応などの負担が生じた。また、令和3年度には、地域医療介護総合確保基金を財源として432法人に対し32,130千円を助成し、消費税仕入税額控除返還事務として96事業者から166千円の返還を受け、国庫に返還をした。この返還事務においても、当府は3人体制で概ね2ヶ月間業務に従事したところ事務負担が生じている。さらに、地域医療介護総合確保基金による事業のうち、恒常的な「介護施設の整備に関する事業」においても、令和3年度には、補助件数202件のうち50件(2,192,266円)の返還が生じている。当該事業は、事業者に対する補助事業で、そのほとんどが市町村を経由しているため事業者及び市町村においても事務負担が発生している。よって、消費税仕入税額控除返還事務の事務負担が発生しないよう廃止を求める。なお、消費税基本通達において、補助金収入は「資産の譲渡等の対価」にあたらないため、消費税の課税対象とならないこととされている。その上で、消費税法において、公益法人等について、補助金等の収入が収入全体の一定割合を超える場合に、消費税仕入税額控除の額を減額する仕組みが設けられている。このように、補助金に係る消費税仕入税額控除の取扱いについては消費税法の中で一定の枠組みが設けられているにもかかわらず、この枠組みを超えて、補助金交付要綱等により返還を求められることに疑問がある。	特に複数の都道府県にまたがり多くの事業所を運営している事業者から、仕入税額控除額の報告事務が繁雑であるとの意見あり。	仕入税額控除返還事務の廃止により、限られた職員の事務負担が軽減され、事業所指導等の他事業の充実を図ることができる。また、事業者にとっても、報告書の作成や添付書類の整備等の事務負担が軽減される。	厚生労働省	○すべての国補助金について消費税仕入税額控除の報告を求められており、事業者及び自治体の事務負担が大きいため、改正が必要と考える。 ○当県においても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)において、間接補助金の消費税仕入税額控除返還事務の件数が多く、職員の事務負担となっている。



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>農地は、農業生産にとって基礎的資源であることから、農業公共投資を行った農地や集団的な農地を良好な状態で確保することが重要である。</p> <p>このため、農地転用許可制度では、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導する仕組みとしている。</p> <p>第3種農地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地が該当し、転用許可が可能とされているが、都市計画マスタープランや総合計画は必ずしも開発と農業上の土地利用との調整を経て策定されるものではなく、非農業的土地利用に転換することを前提としたものではないことから、第3種農地に該当するものとして扱うことは困難と考える。</p> <p>また、地域計画の区域内の土地は農業上の利用を図ることを前提としているため、策定に際して開発の観点からの調整は行われたいものとする。</p> <p>他方で、市街化区域への編入や、地域未来投資促進法のスキームを活用して、工場等を建設する場合には、地方公共団体の都市部局と農林水産部局があらかじめ事業計画の内容を確認し、優良農地の確保を前提とした土地利用調整が十分行われることから、農用地区域からの除外要件のひとつである農業用排水施設整備事業に係る事業完了後8年経過の不適用や第1種農地の例外許可などの特例が措置されており、このスキームを活用することで、ご提案の事業は実現可能と考えている。</p>	<p>地域計画が都市的土地利用の観点での調整を行うものではないことは理解しているが、一方で、現在、農政担当部局が地域の皆様と話し合い、地域計画を策定している中で引き受け手が定まらない農地があり、農業者から都市的土地利用の転換を求められるなど、対応に苦慮している現状もある。</p> <p>地域計画策定マニュアルでは、引き受け手の居ない今後検討等の必要な農地については、地域外を含めた引き受け手の調整を行う旨の記載があるが、一定期間以上引き受け手が定まらない農地については、荒廃農地を防止するためにも、無秩序な開発を防止する制限を設ける中で、第3種農地とする等の方策は検討できない。</p> <p>また、市街化編入や地域未来投資促進法などの活用については、どちらも一定程度以上の開発規模が必要と考えられる。そのような大規模な土地を必要とする開発は少数で、また、実行についても長期に渡る調査・検討期間が必要となるため、進出を希望する企業側とのスケジュールに折り合いがつかない事例もある。</p> <p>自治体としては、地域に新たな雇用や産業を産み出し、移住や定住を増やしていくことが持続性の向上に繋がることから、機を逃さないためにも新たな制度の必要性を感じている。</p>		<p>【全国知事会】 都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。</p> <p>【全国市長会】 都市自治体は、地域における雇用創出や所得向上に向け、食料安全保障の根幹となる農地の確保の重要性を認識し、農業振興も含めたまちづくりに取り組んでいる。今回の改正農振法等の運用に当たっては、農地の総量確保に拘泥することなく、地域の実情に応じた取組に十分配慮すること。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ、対応を検討していただきたい。</p>
<p>地域医療介護総合確保基金について、補助金の交付申請を行うにあたり、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請することができるよう、令和7年度に地域医療介護総合確保基金管理運営要領の改正において見直しを行う。</p>	<p>第1次回答の内容は、令和5年の地方分権改革に関する提案募集における厚生労働省に対する提案事項(地域自給対策強化交付金における消費税及び地方消費税仕入控除税額報告・返還事務の簡素化(愛知県提案。管理番号146))に対して講じた措置と同様であり、一定の事務軽減は図られるもの。(ただし、一括比例配分方式を運用している事業者も多く、この方式による場合は補助金交付申請時点では仕入控除税額は確定しないため、効果は限定的。)</p> <p>しかしながら、今回提案の趣旨は、</p> <p>① 消費税制において、補助金収入は消費税の課税対象外とされている(消費税法基本通達5-2-15)</p> <p>② (一般・公益)財団・社団法人、社会福祉法人等、消費税法別表第三に掲げる法人等については、補助金・寄附金等の収入が収入全体の5%以上の場合には、補助金等の「対価のない収入を原資とする課税仕入等に係る税額」を仕入税額控除することは合理性がない(国税庁「国・地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」)として仕入税額控除の額を減額する仕組みが設けられている(消費税法第60条第4項、同法施行令第75条第3項)。</p> <p>というように、消費税制において、補助金に係る仕入税額控除について整理が行われているにもかかわらず、この枠組みを超えて仕入税額控除相当額を返還させることの必要性を論点としているものであり、それに係る検討及び回答をお願いしたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
242	242	栃木県 【重点19】	豊橋市	×	最終処分場の設置における総量規制基準の設置及び設置許可に關する地方の設置規定の導入	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)において、安定型産業廃棄物最終処分場が過度に集中する地域に対し、最終処分場の総量を規制するなど、新たな安定型産業廃棄物最終処分場の立地を規制する基準を設けるとともに、最終処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、「許可基準を条例で定めることができることとする」等、地方の裁量を認める規定を盛り込むこと。</p>	<p>【支障事例】 当県では最終処分場設置に条件の良い特定の地域に200を超える最終処分場が設置されてきた。そのうち大規模な安定型最終処分場の設置計画が浮上したことを契機として、地元住民を中心に地下水汚染等を心配する声が強まり、自治体や各種団体からも生活環境への影響を懸念する声が高まるなど、最終処分場の集中が当該地域にて問題となっている。 このような状況に対し、当県では、最終処分場の過度の集中を防止する目的で、稼働中の最終処分場から1km以内への新たな最終処分場の設置を規制する基準を指導要綱において独自に設け、事業者の指導に当たってきたところである。 【支障の解決策】 指導要綱による対応には限界があり、調整には多大な労力を要し、苦慮してきた。根本的な対応として、廃棄物処理法において、安定型最終処分場が集中する地域について、その総量を規制するなどの基準を創設するとともに、処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の裁量を認める規定を盛り込むよう要望する。 【現行制度では対応が不十分である理由】 本件については平成27年に同様の提案を行っており(管理番号105)、環境省からの回答が示されているところである(地域の実情に応じた対応は、現行制度下の都道府県知事の裁量において十分に可能になっている)が、先述のとおり、指導要綱による対応には限界があり、許可申請書が提出された場合、法令上の要件が満たされれば許可せざるを得ない、というのが現状であって支障は継続している。 また、平成27年の回答では、廃棄物処理法第15条の2第1項において、「周辺地域の生活環境の保全…について適正な配慮がなされたものである」ことを都道府県知事の許可要件にしていることが示されているが、生活環境影響調査は、安定型最終処分場の設置に関し、地下水汚染を予測、評価することを要件としていないことから、安定型最終処分場の設置許可に当たっては、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入しない措置を審査し、当該基準に適合していれば許可せざるを得ず、安定型最終処分場の集中立地によって、複数の処分場に起因する地下水汚染の未然防止には対処できないと懸念され、現状では、地元住民の不安を払拭できていない。 同様に平成27年の回答では、同法第15条の2第4項などにおいて、「生活環境の保全上必要な条件を付することができる」としていることと示されているが、あくまで許可を前提とした許可時の条件設定に関する条文であることから、本支障の解決には至らないものである。</p>	<p>廃棄物処理法に、安定型最終処分場の総量を規制するなどの基準及び処分場の設置許可に地域の実情を反映させるための地方の裁量を認める規定を創設することにより、地元調整、事業者の指導について明確な根拠を持った対応が可能となり、業務量の削減に資する。</p>	環境省		
243	243	栃木県	宮城県	×	4ha超の農地転用許可における農林水産大臣への協議の廃止	<p>平成28年4月に施行された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第5次地方分権一括法)」によって「4ha超の農地転用許可は、国協議を付した上で都道府県に権限移譲する」ことになり、その案文内では「当分の間、(略)農林水産大臣に協議しなければならない」となっていたが、施行から相当期間経過しており、実効性にも乏しいことから、国協議は廃止すべきと考ええる。</p>	<p>4ha超の農地転用許可については、農地法附則により農林水産大臣に協議を行っているものの、実際の協議の際も、県での審査内容の確認が主であることから、実効性に乏しい。 また、標準処理期間が概ね1週間と定められているが、実態として法定協議前の農政局との事前協議を行うことが慣例となっており、比較的順調に協議が進んだとしても、数週間(標準処理期間と合わせて1か月弱)かかり、迅速性に欠ける。 地方自治体の主体性確保とともに、行政における事務の効率化を図るうえで、国協議は廃止すべき。 参考 「申請件数(直近3年間)」 ・2件(令和5年…2件、令和4年、令和3年…0件)</p>	<p>申請者からは、できるだけ早く協議を終了し、許可が出ることを望む声が多い。</p>	<p>農林水産大臣協議が廃止されることで、土地の利活用に係る地方自治体の主体性の確保及び事務の効率化と迅速化が図られる。</p>	農林水産省	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「法」という。))は、「生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としており、当該目的を達成するために許可基準等を設けている。</p> <p>廃棄物処理施設の設置許可に当たっては、事業者に対し生活環境影響調査の実施を求めており、安定型最終処分場であっても埋立作業における大気環境の粉じん、騒音及び振動等が調査項目となっている。(廃棄物処理施設生活環境影響調査指針)</p> <p>また、都道府県知事は、以下の条件に適合しない場合には、設置許可をしてはならないとされている。(法第十五条の二第1項)</p> <p>①その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。(第一号)</p> <p>②その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。(第二号)</p> <p>さらに、当該地域の実情に応じて許可に「生活環境の保全上必要な条件」を付することができることとされている。(法第十五条の二第4項)</p> <p>このため、地域の実情に応じた対応は、現行制度下の都道府県知事の裁量において十分に可能になっているものと考えられる。なお、本件は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について(平成10年6月7日閣議第37号)」により各都道府県及び政令市に対して周知済みである。</p>	<p>当県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「法」という。))等に則り、生活環境影響調査の結果、問題がないと評価した上で最終処分場の許可処分を行っている。</p> <p>しかしながら、安定型最終処分場は、その性質及び制度上、安定型以外の廃棄物の付着・混入がなければ地下水汚染等は発生しない建前であり、そのような事象が発生するおそれがある前提で生活環境への影響を予測・評価することはできない。一方で運用上は産業廃棄物管理業制度によるチェックや展前検査を実施したとしても、いわゆる安定五品目とそれ以外の産業廃棄物の微妙な分別が困難であり、それにより地下水の汚染等、生活環境の保全上支障を生ずる可能性がある。</p> <p>当県では上記の制度的な事情及び実運用上の支障が生じた場合を考慮し、最終処分場が集中立地する地元住民の不安を払拭するため、市町村の要望も踏まえた上で、最終処分場の新設にあたっては、外形的な距離制限(既存の最終処分場等から1キロメートル以上離れた立地とすることを指導を細に設けている。しかし、行政指導の枠組み内での対応であるため、強制力がないという限界に直面している。</p> <p>なお、当県以外においても、最終処分場設置に際しては地元住民の反対運動がしばしば起こるのが実情であり、訴訟(安定型処分場建設等差止請求事案等)において、自治体の許可処分が争われ、建設の差止めが認められた例もある。</p> <p>また、法の許可処分は法定受託事務であるため、法の定める要件に適合する場合、知事は許可をしなければならず、知事が許可要件を設ける裁量は認められていない。水質汚濁防止法や騒音規制法のように、地域の事情に応じた規制を可能とする規定もない。</p> <p>さらに、許可処分に生活環境の保全上必要な条件を付することができるとしても、設置許可を前提とするため、当県の直面している問題の解決には適さないと考える。</p> <p>つまりは、上記を踏まえた上で、第1次回答の内容を具体化するものとして、設置許可の段階で、どのような調査や要件の検討を行い、どの程度の裁量行使することで、最終処分場が集中立地する地域における環境への配慮や地域住民の不安解消の対応が可能となるのか、争訟予防の観点も踏まえてお示ししたい。</p> <p>当県では現行制度の下で十分な対応ができないと認識しているため、あらためて提案内容を御検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 最終処分場の設置規定に関する都道府県の裁量については、提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求めらる。</p>
<p>4ha超の農地転用は、平成28年の第5次分権一括法において、地域における土地利用の方向付けが反映されるよう、より現場に近い地方公共団体が担う役割を拡大することが求められたことを背景に、都道府県知事が適切な判断を行うための知見を蓄積するまでの当分の間、農林水産大臣との協議により適切な事務の執行が担保されることを前提に、移譲されたものである。</p> <p>なお、この当分の間については、特に期間を定められたものではなく、都道府県知事等の事務処理の状況を踏まえて判断することとなるが、令和4年・5年の状況を見ると、現在でも、協議や事前相談において、許可基準適合性の判断に係る疑義、種別資料や申請書類記載事項の不備等が確認され、年間約30件の協議案件に対して約80回程度(1件当たり2回以上)の指摘・助言等を行っている。なお、国としても標準処理期間に従って、迅速な処理に努めているところ。</p> <p>また、世界の食料需給の不安定化や国内の農地面積及び農業者の減少が進む中、将来にわたる国民への食料の安定供給に向け、今通常国会において、国の関与を強化しつつ農地を確保するための農業振興地域の整備に関する法律等の改正を行ったところであり、当該協議を廃止することについては慎重な検討が必要と考える。</p>	<p>第1次回答にある「現在でも、協議や事前相談において～指摘・助言を行っている」点については、標準処理期間に従い迅速な処理をする上で、指摘・助言等の対象となる修正事項の発生はあり得ることであるが、農地法の趣旨を踏まえ都道府県知事許可の事務処理を現在まで適切に行ってきたり、農地転用許可基準を逸脱し、結果として協議が成立しないような指摘・助言事案はないと見られる。致命的な懸念がないのであれば、より迅速な事務処理を図るという観点からも、農林水産大臣協議を廃止すべき時期にきていると見られる。</p> <p>また、当該協議は、平成28年度から令和3年度の全国の件数が297件に上り、十分実績が積み重ねられていると考える。仮に農林水産大臣への協議の廃止が困難であるというのであれば、どのような状況となれば可能となるのか、その判断基準と廃止までの見通しを教示されたい。</p> <p>なお、食料の安定供給に必要な農用地等の確保を目的とした農業振興地域の整備に関する法律等の改正の趣旨は十分理解するが、本県で提案する農林水産大臣への協議廃止の本旨は、二重審査の廃止による農地転用許可事務処理の迅速化であるため、協議廃止に慎重な検討を必要とする理由とはならないと考える。</p> <p>地方分権の趣旨に則れば、4ha超の農地転用許可についても、地方の自治事務として都道府県に委ねるべきと考える。</p>		<p>【全国知事会】 当該協議については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止するべきである。また、農地法制の見直しに当たっては、これまで進められてきた地方分権の経緯を踏まえつつ、地方公共団体の自主性・自立性に配慮した対応を行うよう求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
244	244	栃木県、群馬県、宮城県、埼玉県、茨城県、千葉県、神奈川県、長野県、奈良県、徳島県、高知県		x	農地賃借に係る促進計画の認可・公告に係る事務権限の市町村への移譲	「農地中間管理事業の推進に関する法律」(以下「法」)の改正により、県が農地賃借に係る促進計画の認可・公告を行わなければならないと規定された。促進計画の認可・公告については、地方自治法第252条の17の2において市町村に権限移譲ができるものとされているが、農業者へ速やかな権利設定を進めることを考慮すると、認可・公告に係る事務権限を市町村に一律に移譲するよう法の改正を要望する。	法改正に伴い、農地の権利設定手続きは促進計画(農地バンク事業)へ一本化され、令和7年度以降、毎年20,000件程度の権利設定が農地バンクの手続きとなることとされる。この認可・公告をすべて県が行う場合、県の事務量が増加するほか、申請から認可・公告までの期間が長期化し、農業者の速やかな権利設定ができなくなるデメリットが想定される。一方、市町が認可・公告を行うこととすれば、これまで市町が行ってきた認可・公告と同様に事務を行うことができるほか、地域計画の変更など不測の事態への対応がやすくなるため、権利設定に要する期間の短縮を図ることができる。権限移譲を行う場合にも手続きに時間を要することから法改正を行うことが望ましい。	各市町村が地域計画に基づく農地の権利設定手続きを迅速に実施することが出来るほか、県の事務量の大幅な増加を抑制し、県と市町村間の適正な事務分担が実現する。	農林水産省	○当県では各市町村と協議を行い、農業者等の利便性の向上、事務処理の迅速化及び効率化等の観点から権限移譲を推進しているが、対象となる市町村の一部にしか移譲できておらず、市町村の受入れ可否の判断によって対応が異なるのは、農業者にとって不利になると考える。また、県の事務量が増大することへの対応として、やむを得ず、一定の申請受付期間を定める等の検討をしており、権利設定までの期間が長期化することが予想される。 ○当県では1町のみ権限移譲済み。今後権利設定の事務処理をしていくあたり市町村ごとに対応が異なることにより余計な手間が発生することが懸念される。市町村にとっては従来の権利設定に係る業務と同程度の内容であることから、全県一律の対応とするよう市町村へ一掃移行する法改正を行うことが望ましい。 ○農林水産省は市町村移譲を推奨しているのであれば、認可権限を市町村長と定めることが妥当である。農地法の3条の許可は市町村事務であるので、知事許可では業務が重複する。当自治体の事務が2倍以上に増加することが見込まれる。 ○市町村への権限移譲を推進しているが、令和7年度以降の権限移譲を希望している市町村は、令和6年3月末現在で、対象となる61市町村中11市町村のみ(令和7年4月移譲希望:8、令和8年4月移譲希望:1、未定:2)であり、事務に係る期間の短縮が図られない市町村が多数存在する事となる。	
245	245	栃木県	長野県、埼玉県、高知県、熊本県、沖縄県	x	都道府県及び事業所が作成する工賃向上計画の計画期間の延長	障害者の就労継続支援B型事業所等での工賃の水準向上のために、都道府県及び事業所が作成する工賃向上計画の計画期間について、計画期間を現行の3年から5年程度に延長すること。	障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するよう、都道府県及び事業所は、計画期間が3年間の工賃向上計画を作成するよう求められているが、3年の計画期間では、現行の計画の実効性等の検証が不十分なまま次期計画の策定に着手しなければならないのが実態である。具体的には、都道府県計画について、期間が3年の場合は2年目から分析によりかかることとなり、例えばコロナ禍においてはその経済状況により大幅に工賃が減少したため、事業効果の適切な検証と分析を行うことが困難であった。工賃向上のための支援事業を実施し、その効果の発現にはある程度の期間を要することや経済状況により工賃に変動が生じる可能性を考慮すると、事業効果が出るまで最低3年は期間を確保した上で、その事業効果の検証や分析を行うために1年、事業の見直しも含め、次期工賃向上計画を策定するために1年が必要であると考える。また、事業所計画についても、事業所より提出される工賃向上計画の事業内容に大きな変化が見られず、計画期間が短いと考える。事業所が実施する工賃向上への取組としては、例えば商品製造があるが、設備を導入し、事業を開始してから軌道に乗るまでには期間が必要であり、効果検証及び事業の見直しを行い、次期計画に反映させるまで含めると現行の3年では検証期間として不十分であると考える。計画の実効性をより高めるためには、PDCAサイクルを効果的に回す期間を確保し、計画の策定を行うことが必要である。そこで、計画期間を5年程度に延長し、十分な期間を確保するべきであると考える。	現行計画の検証を十分に行いながら、実態に即して計画を策定することができるため、工賃の向上に資するほか、事務量の軽減にもつながる。	厚生労働省		
246	246	富山県、高岡市、茨城県、大田原市、滑川市、礪波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町		x	在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン)において、現在、「納税義務を履行していること」については、「3以下の事項(代表的な考慮要素)として位置づけられているが、「1(許可する際に必要な要件)または「2(原則として適合していること)」に相当する、より強い位置づけとされていた。	【現行制度】在留資格の変更や、在留期間の更新許可において、納税義務を履行していない場合には消極的な要素として評価されているが、多くの場合、納税してなくても変更や更新許可となっている模様である。 【支障事例】近年の外国人在留制度の整備に伴い増加を続ける外国人就労者(短期在留者)が、個人住民税等を納付せずに国内外に転出する例が増えている。 このため、税収の確保や納税者(邦人・外国人)間の公平性の確保に問題が生じているほか、滞納整理に係る行政経費も増大し続けている。	当県では、個人住民税税収確保のため、県内市町村との合同会議を毎年開催している。令和5年度開催時に、当県内のいくつかの市町村からも、外国人滞納者対策は課題であるとの意見をいただいたところ。なお、未納がある者から納税証明書の発行を求められる場合、備考欄にその旨を記載のうえ発行することになるが、結果的に未納のまま出国となる例あり。	税収の確保、納税者(邦人・外国人)間の公平性の確保、税務行政の効率化	法務省	○外国人就労者の在留資格の変更や在留期間の更新許可において、納税状況がどの程度考慮されているのかを計り知ることはできないが、個人住民税等を納付せずに他市に転出を行う等、税の徴収が困難となる外国人就労者の例は散見される。 ○当市にも外国人が多数在住しており、市税滞納者も一定数存在する。在留期間更新手続きに要する納税証明書の交付申請に窓口来庁した際に納付折衝する機会を得られているが、滞納市税を完納しなくても、例えば分割納付を計画していれば一定の範囲で期間更新できるようであり、更新手続きを行う外国人全員が完納する訳ではない。このため、在留期間更新に要する納付要件を現状より規制することには賛成する。	



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>農地の集約化等を進めていくためには、相対的賃借を重ねても予定調和的に集約化等を実現するのは困難であることから、令和4年度に改正した農業経営基盤強化促進法等(以下「令和4年度改正基盤法」という。))により、これまで市町村が作成していた農用地利用集積計画と農地バンクが作成していた農用地利用配分計画を統合し、農地バンクが策定する農用地利用集積等促進計画に一本化したところ。</p> <p>これまでも農地バンクを経由した権利設定については、農地中間管理事業の推進に関する法律(以下「法」という。))に基づき都道府県知事が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地バンクが都道府県知事の認可を受けて定める農地中間管理事業の実施に関する規程に適合することを要件としていることから、法は都道府県知事の認可・公告としているところであり、令和4年度改正基盤法の趣旨を踏まえても、一律に市町村に当該権限を移譲することはできない。</p> <p>一方で、令和4年度改正基盤法以降、利用権の再設定(更新)や地域計画に位置付けられた者への設定時の添付書類の省略等の事務の簡素化を行っているところであり、引き続き、令和4年度改正基盤法の本格施行(令和7年4月1日)後の状況も踏まえて、事務の簡素化等に努めてまいりたい。</p>	<p>当県では、全ての市町村に対し、事務処理特例制度による権限移譲(以下「権限移譲」という。))が概ね順調に進む見込みであるが、権限移譲には市町村との調整、条例の制定など多くの事務処理と調整を行うための時間及び労力を要する。また、都道府県の事情により権限移譲が進まないことも考えられる。</p> <p>今回の法改正により、県の事務量が増加することは明らかであり、申請から認可・公告までの期間が長期化し、農業者の速やかな権利設定ができなくなるデメリットも想定される。そのような観点から、農地中間管理事業の推進に関する法律等において、都道府県と市町村がこれまでの事務量と大幅に変わらないよう、すなわち農業者の権利設定に時間がかかるなどの不利益をもたらさないよう、円滑な権限移譲や事務の効率化に配慮いただくと共に各自治体の意見にも丁寧に対応しながら施行に向けた取組を進めていただきたい。</p>	<p>【埼玉県】 農用地利用集積等促進計画による賃借の手続きは、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による賃借と比較して、約2か月多く時間がかかるため、農業者から不満の声があがっている。</p> <p>一方、都道府県が行う農用地利用集積等促進計画の認可・公告事務に係る権限を市町村に移譲することで期間短縮を図ることが可能であるが、現行の制度では、市町村の権限移譲の有無により農業者の利便性に差異が生じ、公平ではない。</p> <p>については、農用地利用集積等促進計画の認可・公告事務に係る権限を市町村に一律に移譲する法改正をあらためて要望する。</p> <p>上記要望が困難な場合、現行の制度による権限移譲を促進するため、権限移譲を受けた市町村に対する十分な予算措置を行うとともに、農用地利用等集積等促進計画への一本化に伴い、今後、農地中間管理機構の事務が増加するため、県及び同機構に対する事務の増加に応じた予算措置をお願いしたい。</p> <p>【奈良県】 農用地利用集積等促進等計画に一本化されたことにより、農地バンク・県の事務量が增大することが懸念されることから、事務の簡素化の検討を引き続き願いたい。また、農地中間管理事業等の関連予算の継続的な確保も併せて要望する。</p> <p>事務の簡素化はもとより、あわせて市町村へ認可・公告事務を移譲することで、膨大な権利設定の手続き業務の早期の処理が可能になるため、引き続き法改正を求める。</p>	<p>【全国知事会】 まちづくり・土地利用規制等の地域の空間管理に関する事務について市町村への移譲を進めることとするの地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。</p>
<p>就労継続支援B型を含む障害福祉サービスについては、3年を一期として各自治体で障害福祉計画を定めて整備を進めるとともに、報酬設定や指定基準もこの3年の計画期間と合わせて見直しを行っています。「工賃向上計画」の期間についても、この3年の計画期間と整合性をとって設定しているものであり、計画期間を延長した場合、制度の直近の状況を速やかに計画に反映することができないことから、計画期間の延長は適切でないと考えます。</p>	<p>報酬設定等の3年との兼ね合いから工賃向上計画の対象期間を3年としていることは承認している。しかしながら、現状では「工賃向上計画」を推進するための指針及び報酬改定等の通知発出時期が、計画策定の直前(工賃向上計画更新年の3月など)であり、その改正内容を計画に反映させることが難しく、内容の整合性に疑問が残る部分も生じている。</p> <p>指針等の内容が適切に次期工賃向上計画に反映できるよう、その発出時期について、ご検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、計画等の策定による地方の負担の軽減に資するよう、提案の実現に向けて特に積極的な見直しを求める。</p> <p>なお、本提案に係る計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策については、計画策定等の見直し後も引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。</p>
<p>在留資格の変更及び在留期間の更新は、出入国管理及び難民認定法において、法務大臣が適当と認めに足る相当の理由があるときに限り許可することとされており、この相当の理由があるか否かの判断は、専ら法務大臣の自由な裁量に委ねられ、申請者の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して行っているところ、「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」においては、その際の考慮要素の1つとして、「納税義務を履行していること」を挙げているものである。</p> <p>したがって、納税義務を履行していないことのみをもって、一律に在留資格の変更及び在留期間の更新を認めないこととするのは困難であるが、個々の事案ごとに納税義務の不履行における悪質性のほか、在留に係る諸事情を総合的に勘案し、在留許可の適否について適切に判断してまいりたい。</p>	<p>現状、県内自治体の個人住民税未納者のうち外国人については、(把握できなかった一部市町村を除き。)現年分で約900人、滞納繰越分で約1,200人となっており、その割合は、現年・滞納繰越ともに概ね1割強という状況である。しかし個々の自治体によっては現年で2〜3割、滞納繰越で5割近くとなっている団体もある。</p> <p>個人住民税をはじめとした地方税は、生活に身近な行政サービスを賄うための財源であり、地域に住む住民が広く共同して負担しあうものとして、適正かつ公平な課税に努めている。しかし、納税証明書の発行を求める外国人の中には、未納状態のままでの発行を求める者もみられるところであり、在留資格の変更及び在留期間の更新許可時において、納税義務の履行が考慮要素の1つはなっているものの、納税義務の履行という点では十分寄与していない実態があるものと考えられる。</p> <p>このため、今後一層外国人労働者の受入れを進めていくためには、「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」上において、納税義務の履行をより強い位置づけとすることを検討いただきたい。また、ガイドライン自体の見直しも困難であり、個々の事案ごとの判断とすることが避けられないとしても納税義務の履行が在留期間の更新許可等における考慮要素とされていることについて、在留資格等の申請の現場においてより効果的に周知をいただくなど、外国人労働者の納税意識の向上につながる施策を検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
247	247	横浜市、さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、浜松市、名古屋市、大塚市、堺市、広島市、北九州市	盛岡市、花巻市、ひたちなか市、高崎市、船橋市、松本市、三島市、豊田市、牧野市、茨木市、堺市、福岡市、大野城市、熊本市、宮崎県、鹿児島市、浦添市	x	基礎自治体等における個人番号収集業務の運用変更	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等に基づき、「国民健康保険法施行規則」及び「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則」の一部改正等が行われ届書及び申請書等の記載事項として個人番号が追加されたが、住民基本台帳と個人番号が既に紐づいているため、各個人番号利用事務の台帳と住民基本台帳がシステム連携できている事務(住外者を除く)については、個人番号収集のための届書等への記載の省略を可能とするよう求める。	【現行制度について】法令で定めるところにより届書等に個人番号の記載を求めている国民健康保険、後期高齢者医療等の事務については、住民基本台帳と連携したシステムとなっていたため、マイナンバーカード等により本人確認及び番号確認ができればシステム上で情報連携が利用でき、届書等に記載された個人番号を直接に利用する必要性が乏しい。 【支障事例】特定個人情報について、その取扱いについては厳密な対応が求められており、また、届書等の管理においても通常の個人情報とは異なる対応が求められ、本市においては、後期高齢者医療制度の給付関係だけで、約81千件(令和年度実績)を窓口で個人番号の記載を求めると、収集及び保管の事務が負担となっている。 【制度改正の必要性】特定個人情報の対応については、被保険者等がマイナンバーカードを所持していないケースもあり、現行では市町村の窓口職員が申請者等の本人確認を行った上で、個人番号を補記する等しているが、この対応も届書等への個人番号記載及び被保険者への説明の必要性という点で非効率な事務負担が生じている。 【支障の解決策】現行でもマイナンバーカード等で本人確認等を行っており、システム上で本人の個人番号を利用するため、実務的に利用を伴わない届書等の個人番号の記載については、住民及び職員の負担となっていない。過去に、被保険者証等の再交付等については個人番号の記載を省略可能とされたが、今回は、住民基本台帳とシステム連携できている事務について、事務負担軽減の観点から届書等における個人番号の記載の省略が自治体の判断で可能となるよう見直しを求める。	窓口事務において、個人番号の記載を求める際に、記載の必要性について疑問を言われることが多く、説明の合理性が求められる。	個人番号収集業務において、住民や職員の負担軽減などスムーズな対応が可能となる。また、特定個人情報保護等事務において、自治体の適正な管理に資する。	デジタル庁、厚生労働省	○特定個人情報について、その取扱いについては厳密な対応が求められており、また、届書等の管理においても通常の個人情報とは異なる対応が求められる。本市においては、後期高齢者医療制度の給付関係だけで、約1万7千件(令和年度実績)あり、窓口で個人番号の記載を求め、収集及び保管の事務が負担となっている。DXの取組を進めているが、AI-OCR、RPAを活用する場合、届出書等にマイナンバーの記載があることでデータ化するとマイナンバーが反映されないようになるため、大幅な手間を生じている。DXを進める上でも改正が必要と判断している。 ○窓口で記載をお願いするもマイナンバーカードを持参しない等で職員が補記する場合があります。負担となっている。届出件数も多いことから、住民基本台帳とシステム連携できている事務について、事務負担軽減の観点から届書等への個人番号の記載の省略が自治体の判断で可能となるよう見直しを求める。 ○本市においても、市民から個人番号の記入について問合せが多くなり、その必要性について説明が求められている。また、実務上、窓口職員がシステムにて申請者のマイナンバーを調べて補記しているのが実情である。 ○マイナンバーを利用した情報連携により添付資料が不要となるもの以外の届書及び申請書について、マイナンバーの記載を求める必要はないと考える。 ○申請者に個人番号の記載を求める場合、単に申請書に番号を記載させるだけでなく、番号確認及び身元確認を行う必要があるが、個人番号は市町村長が指定した住民に通知するものであるから、当該市町村に住民票がある者の個人番号は当該市町村で把握している情報である。それにもかかわらず、申請者に個人番号の記載を求め、確認の措置までとっており、申請者に負担を生じさせている状況である。実際に本市の国民健康保険及び後期高齢者医療の窓口では、個人番号の記載を申請者に求めると、なぜ個人番号を把握していないのかと苦情を言われる場面が多々あり、行政に対する不信感を醸成することとなっている。申請者によって個人番号が記載されない場合には、職員が個人番号を確認し補記する対応をとることも多々ある状況である。また、郵送手続の場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第11条により番号及び身元確認に必要な書類を添付書類として求める必要があるが、これは行政機関等が自ら情報を入力可能な場合には添付書類を省略すると、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条の趣旨にも反する状況であると考える。 ○窓口における手続きの簡素化および事務負担の軽減を図るため、見直しを求めたい。 ○特定個人情報について、その取扱いについては厳密な対応が求められており、また、届書等の管理においても通常の個人情報とは異なる対応が求められ、本市においては、収集及び保管の事務が負担となっている。 ○個人番号自体はシステム上で確認できるため、被保険者が必ずしも申請書に記載する必要はないが、届書の個人番号記載の省略可否については多くの問い合わせが寄せられている。また、受け付けた申請書の個人番号記載欄が空欄であった場合については、全て事務取扱担当者が失書をしているため、個人番号の記載の省略が自治体の判断で可能となれば、事務負担の軽減に繋がるものと考えられる。
249	249	神戸市、秋田県	花巻市、越谷市、川崎市、浜松市、名古屋、今治市、熊本市	x	指定公金事務取扱者制度と指定納付受託者制度の統合	①上記2つの制度を統合し、プリペイド型・ポストペイ型の決済、クレジット決済、現金決済による全ての決済方法による公金収納を可能とする。 ②統合後は、指定公金事務取扱者制度において、クレジット等の信用取引決済においても納入義務者が指定公金取扱者に支払いた時点から自治体へ納付したものとみなす取扱いとする(支払明細をもって、後日選及して領収書とみなす等)。	現在、市民・事業者(以下「納入義務者」という。)が自治体へ使用料などを納付する場合、現金(コンビニ決済含む)やプリペイド型電子マネー決済については自治体が徴収又は収納を委託する「指定公金事務取扱者制度(令和6年4月1日施行)」各種決済事業者によるクレジットカード・ポストペイ型の決済については納入義務者が指定納付受託者に支払いを委託する「指定納付受託者制度」により決済が行われている。しかし、「指定公金事務取扱者制度」と「指定納付受託者制度」の混在により下記の支障が生じている。 (1)指定管理施設等においてキャッシュレス決済を導入する際、プリペイド型・ポストペイ型の両方が提供される場合、指定公金事務取扱者(指定管理者)がプリペイド型を契約、自治体が決済事業者を指定納付受託者に指定し導入することは可能だが、決済端末も2つに分かれるため、納入義務者は1つの決済端末で施設利用等の決済をすることが出来ない(領収書の事後処理等の課題が大きいほか、事業者は両制度に基づく報告・検査受入など負担も大きく責任の所在も不明瞭)。 (2)クレジットカード等の信用取引決済(指定納付受託者制度に基づく)では領収書が即時発行されないため、利用者が領収書の即時発行を希望する法人等の場合、あえて現金支払を実施している。 (3)指定納付受託者制度は、最終的に自治体に入金する者を指定納付受託者に指定する必要があるが、公金収納において決済から自治体への納入の過程で事業全体を運営する者、施設を管理する者、決済手段を提供する者、決済データを作成する者等、様々な事業者が介在するため、どの事業者が指定納付受託者に該当するかの見極めが困難。 ①「使用料」等はクレジット会社等(決済事業者)が徴収し、サイト運営事業者等(施設利用予約システムを構築した場合等の事業実施者)が自治体に納付。サイト運営事業者等からはクレジット会社等を指定納付受託者に指定するよう要請 ②自治体は指定納付受託者にクレジット会社等を指定。同時にサイト運営事業者等を指定公金事務取扱者に指定(本来はクレジット会社等から自治体に納付するべきもの)。	公金収納のデジタル化が一層促進する。決済手段や支払い内容にかかわらず、納入義務者は複数の支払いを一つの決済手段で一括で支払いが出来るなど、利便性が向上する。事業者にとっても2つの制度に基づく事務対応による業務負担が軽減され、事業への参入意欲が高まる。	総務省	○指定公金事務取扱者と指定納付受託者の制度について、線引きが難しいのが課題と考えている。統合するという点であれば歳入(歳出)科目の緩和、各自治体がどの業者を指定すべきか、要件等の明確化が必須と考える。 ○決済手段や支払内容にかかわらず、納入義務者は複数の支払いを一つの決済手段で一括で支払いが出来るなど、利便性が向上する。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>個人番号利用事務の実施にあたって、個人番号の提供を求めるため、個別法令において当該事務の申請書等に個人番号を記載することを法的義務としているもの。マイナンバーの紐付け取りを防止するため、本人等から申請時にマイナンバーの提供を受け、その上で本人確認を行うことを原則としていることを踏まえ、個人を識別・特定(本人確認)および情報連携を行うために、原則として、申請書には個人番号が記載されるべきものである。また、申請者からの個人番号の記載を一律に省略することで、市町村の窓口職員において住民基本台帳等により申請者全員の個人番号を検索し、申請者における個人番号を特定するという事務が発生し、事務負担となる可能性があることや、上述の原則踏まえ国民健康保険等の手続きにおいてのみ申請書等への記載の省略を可能とすることに懸念があること等から慎重な検討が必要である。</p>	<p>個人番号利用事務におけるマイナンバーの記載については、個人番号利用事務実施者である基礎自治体が、必要性を判断すべきである。基礎自治体では基本的に保険等の業務システムと住民基本台帳(住基)が連携し、自動的にマイナンバーとの紐づけが行われています。なお、窓口等で申請書を受け付ける際には、氏名、住所、生年月日及び保険分野では被保険者番号の4点を確認し個人の特定を行っています。このように、マイナンバーを住基システムと連携できている基礎自治体においては、申請書へのマイナンバーの記載の必要性がなく、各自自治体の判断で記載を省略できるようにすることで、市民、自治体窓口等の事務軽減及び書類紛失時のリスクを軽減することが可能。なお、住基と連携されていない健康保険組合等については、回答に記載されているように、マイナンバーを記載させることで、個人を識別、特定(本人確認)する必要があると考えています。次に「個人番号の一律の省略」と記載されていますが、今回の提案は省略可能なものは省略を可とせらばいいという内容であり、例えば「住所地特例」等の住所が市外にあり、自動でマイナンバーが紐づけできない場合等については、従前とおり個人番号の記載が必要と考えています。また、全自治体一律の省略ではなく、各基礎自治体の判断で対応を可能として頂きたいという提案です。今回は、保険を例に記載していますが、全ての基礎自治体の業務において住基と連携し、マイナンバーが自動で紐づけられている業務については、記載が省略できるよう国において前向きに御検討ください。</p>	<p>【茨木市】 申請者の本人確認を行う目的であれば、申請書への個人番号の記載ではなく、本人確認書類の提示で対応可能である。また、オンライン申請の場合は、個人番号の入力ではなく、個人番号カードの利用者証明電子証明書やシリアル番号を取得すれば、市町村が保有する宛名番号と突き合わせることで個人特定は可能である。また、提案団体である横浜市が指摘しているように、国民健康保険や後期高齢者医療等の業務システムは、住民基本台帳のシステムと連携しているため、従来から、申請書に記載された個人番号を改めて業務システムに入力する事務は原則として存在しないことから、申請書への個人番号記載を省略したとしても、市町村の窓口職員が申請者全員の個人番号を検索するという事務負担は生じないと考える。</p> <p>【福岡市】 福岡市においては、システムが住基連携しており、仮に本人による申請書へのマイナンバー記載を省略しても、個別にマイナンバーを確認せずに手続きを進めることが可能であるため、窓口職員の負担増にはつながらないと考えている。</p>	<p>—</p>
<p>指定納付受託者制度は、地方公共団体の歳入を納付しようとする者が指定納付受託者に納付を委託することができる制度であるのに対し、指定公金事務取扱者制度は、地方公共団体の長が公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者に公金事務を委託することができる制度である。こうした法的性質の相違に起因し、指定納付受託者制度については、指定納付受託者は納付者を代理するものであることから、地方自治法第231条の2の5第3項に規定されているとおり、指定納付受託者が歳入を納付したときに、納付者が指定納付受託者に納付を委託した日に遡って納付の効果が発生するものであるが、指定公金事務取扱者制度については、指定公金事務取扱者は地方公共団体を代理するものであることから、納付があったときに直ちに納付の効果が発生するものであり、両制度には納付の効果が発生する時点について違いがあるため、両制度を統合することは困難であると考えている。</p>	<p>利用者が窓口においてクレジット、電子マネー、現金、プリペイド、ポストペイなど全てのキャッシュレス決済の利用が可能となるよう制度の統合を提案するものである。例えば、窓口や施設入場料等の料金徴収・収納の委託において決済事業を有していない施設管理受託者を①指定公金事務取扱者に指定した場合 地方公共団体を代理するため、納付があったときに直ちに納付の効果が発生するものであり、現金やプリペイドの利用が基本となる。このため、ポストペイ(クレジットやアプリ等)での決済利用ができない。 ②指定納付受託者に指定した場合 施設管理受託者は決済事業を有していないため、決済業務の全てを再委託することとなる。再委託先の決済事業者はカード会社やコンビニ各社・アプリ決済事業者等と契約をしているため、事実上、再々委託等が行われることになる。このため、現金やプリペイド(交通系カードやアプリ等)での決済利用ができない。上記のとおり市民が納付する際には決済手段が制限され、多様なキャッシュレスでの利用が制限されることとなる。 ③施設管理受託者を①・②の両方に指定した場合 指定納付受託者制度で事実上、再々委託等が行われることになる。また、地方公共団体は一つの窓口に係るキャッシュレス契約において、①・②それぞれの指定手続・告示・検査実施等が必要なほか、受託事業者は双方の制度に基づく地方公共団体への公金納付の報告・検査受入など事務が煩雑となり、決済責任の所在も不明瞭となる。 このため、①でポストペイ型の支払いも可能とし、②において、利用者が支払いをした時点で自治体へ納付したものとみなすための制度の統合を提案するものである。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
251	251	神戸市	札幌市、函館市、花巻市、那珂市、豊川市、広島市、高松市、東温市、熊本市	x	婚姻届等のオンライン提出に係る電子署名の省略等	婚姻届等の証人が必要な届出について、オンライン提出を行うにあたっては、証人の電子署名を省略するなど、届出要件の緩和(必要最低限の要件とすること)を求める。	【現行制度について】 戸籍法施行規則第79条の3第2項には、婚姻届等をオンラインで行う場合は、届出を行う者の電子署名を行わなければならないと規定されている。当証人も、電子署名を行わなければならないと規定されている。 【支障事例】 当事者双方及び証人2人以上の電子署名が必要であると規定されていることから、4人以上の電子署名を収集し、届出を受理する機能を有する電子申請システムが必要となるが、住民の負担(アプリのインストール、IDリーダーの準備等)や市区町村の負担(アカウント発行、ワークフローのやり取り関与又はアプリの独自開発を行う場合は開発コスト等)が大きいことから、婚姻届等のオンライン化の導入が困難な状況にある。 【制度改正の必要性】 戸籍の届出のオンライン化に関する取扱通達には示されているものの、4人以上の電子署名が必要となることから、通達に基づく機能を有する電子申請システムのハードルが高くなり、オンライン化の導入が困難な状況にある。 【支障の解決策】 戸籍の届出のオンライン化を行う場合、公的個人認証による一定の担保が備えられていることから、証人の電子署名を省略することで支障が解決すると考える。 証人の電子署名を省略すると本人確認に支障が生じる場合は、代替措置として、本人確認書類の画像添付等を認めるなど、要件の緩和を行うことが必要と考える。本市においては、以下のオンライン手続きにおいて、本人確認書類等の画像添付を実施している。 ・教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定申請に伴う本人確認書類 ・子ども医療費助成資格認定申請に添付する子供の健康保険証 ・原動機付自転車・小型特殊自動車の登録又は変更申告に伴う届出者の本人確認	婚姻届はいわゆる「お日柄の良い日」(一粒万倍日、天赦日、大安、いい夫婦の日、七夕等)に届出が集中するため、特定の日に市区町村窓口が混雑し、来庁者を長時間待たせられている。 要件緩和により婚姻届のオンライン化が実現すれば、住民にとって、混雑した市区町村窓口に来庁することなく届出を行うことができる。市区町村にとっては、来庁者が減少することで、婚姻届等の審査業務に集中することができ、またマイナポータルから正確な住基・戸籍情報を引用して届出することができれば、審査業務の簡素化を図ることができる。	法務省	○行政手続きのオンライン化を進めていく上で、現行の届出要件はデジタル化への移行の弊害となることから、届出要件を緩和することで、市民の利便性向上及び事務の効率化が図られる。	
252	252	神戸市	花巻市、宮城県、多賀城市、川崎市、浜松市、名古屋市、豊川市、岐阜市、熊本市、鹿児島市	x	扶養能力調査に係る戸籍照会による存否の確認の見直し	戸籍照会による存否の確認は、本人から関係性等を丁寧に聴取の上、扶養義務の履行を期待できる扶養義務者(扶養照会すべき親族)の存否の確認と緊急連絡先の確保等のために必要な範囲での実施とするよう要望を求めらる。	保護の申請があった場合、扶養能力調査の過程で、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第5の1に基づき、絶対的扶養義務者の存否をすみやかに確認するために戸籍調査を実施している。近年、親族間での交流が乏しい要保護者(特に高齢単身者や住所不定者)が増加しており、要保護者の申し立てのみで扶養義務者の存否を把握することが困難となっている中で、過去の関係性等から扶養の履行が期待できない場合には扶養照会を実施しないこととしている。一方で、存否の確認は必要とされている。高齢者等で緊急連絡先の確保等の必要性のある存否の調査(および居所確認)もあるが、扶養の期待ができない扶養親族すべての存否を把握しておく必要性はなく、一律実施すべき業務ではない。例えば、特段の理由なく交流が途絶えている場合などは、親族間による交流再開によって精神的援助が期待されるため存否の確認を行った上で扶養照会の実施を検討すべきである一方で、過去のトラブルや義理の関係で生活を共にしたことがない、DVや虐待歴がある関係など、精神的援助が期待されない場合などは存否の確認を省略可能としていただきたい。 扶養の期待性の無い扶養義務者の存否の確認(戸籍調査)に時間を要するより、扶養の期待性のある扶養義務者の扶養能力調査に注力できるよう、制度の見直しを求める。	調査を行う自治体職員の事務負担軽減につながる。	厚生労働省	○本市における戸籍調査については、生活保護主管課職員の負担軽減や業務の効率化などの観点から外部業者に委託している。 ○扶養の可能性が期待できない扶養義務者の存否の確認に時間を割くよりも、扶養の可能性が期待できる扶養義務者の調査に注力した方が実務上必要である。	



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>婚姻、協議上の離婚、養子縁組又は協議上の養子離縁については、民法により2名以上の成年の証人が必要とされているところ、その趣旨は当該身分行為が当事者の任意の合意によるものであることを証明することにある。</p> <p>そのため、不実の届書に署名した証人は、これによって生じた損害を賠償する責任があると解されている(昭和37年1月20日付け高松高等裁判所判決)。</p> <p>したがって、証人についても届出に電子署名をさせ、その責任を明らかにする必要があることから、御要望に応じることは困難である。</p> <p>なお、本人確認書類等の画像添付では、証人の実在性は担保できるものの、身分行為が当事者の任意の合意に基づいている旨を証人として保証していることを確認できないことから、電子署名の代替策とはならない。</p>	<p>法務省の第1次回答に対して、異論はない。</p>		
<p>「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第5の1の(1)において、要保護者の扶養義務者の確認については、「要保護者よりの申告によるものとし、さらに必要があるときは、戸籍謄本等により確認すること。」と規定しており、戸籍謄本等による扶養義務者の存否の確認については必要な場合に実施することとしており、一律に義務付けているものではないと考えている。</p>	<p>「戸籍謄本による確認が一律に義務付けているものではない」とのご回答を踏まえて、</p> <p>①「さらに必要があるときは」という書きぶりについて、各自自治体において、要保護者からの申告では存否が確認できず、かつ、生存していたとしても扶養の期待性が明らかに無いと判断できる扶養義務者について、戸籍謄本等による「存否の確認」を不要と判断することは可能か。</p> <p>②「戸籍謄本等」の「等」の内容(戸籍謄本以外の手法による扶養義務者の確認方法)を具体的にご教示いただきたい。</p> <p>③①が可能である場合、戸籍謄本等による存否の確認が自治体の判断において不要と判断できるようなケースを具体的に事務連絡等で例示していただくことで、職員も扶養能力調査に注力できるようになり、生活保護業務の効率化が進み、速やかな対応が可能となる。</p> <p>昨今、人口の流動が激しい都市においては、扶養義務者の存否も把握していない単身者の流入が非常に多いところとなっている。このようなケースにおいては、要保護者本人から扶養義務者の存否を確認できないことが多く、扶養義務者の存否の確認を行うためには戸籍調査を実施せざるを得ない状況となっている。すべての扶養義務者の存否を確認するためには、複数回にわたり他市町村へ戸籍照会を行う必要があり、本業務は生活保護業務において大きな事務負担となっている。扶養義務者の存否の確認については、その後の「扶養能力の調査」を検討するに当たり実施するものと考えられるが、そもそも本人からの申告により存否が確認できない扶養義務者に扶養の期待性がある可能性は低く、扶養の期待性の無い扶養義務者の戸籍照会に時間を費やしていることをご理解頂き、法定受託事務としての事務処理を執行するうえで戸籍謄本の確認が一律に適用されていないという点であれば、適切に事務を執行するためにも是非上記3点をご検討頂きたい。</p>		<p>【全国知事会】 事務処理を行う自治体において、迷いの生じることがないように、より明確な通知を行うべきである。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
253	253	神戸市、山形県	花巻市、宮城県、ひたちなか市、川崎市、相模原市、浜松市、名古屋市中村区、高知市、熊本市	x	外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省通知が「技術的な助言」であることを明確化したこと)	外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省通知が「技術的な助言」であることを明確化したこと)	外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省通知が「技術的な助言」であることを明確化したこと)	領事館等への確認手続については、各都道府県知事(指定都市においては市長)が、個別に各国の代表部又は領事館等に対して保護又は保護の可能性を確認することによって本照会への回答事務が負担になっていることと推察される。	厚生省局長通知が「技術的な助言であること」と及び「標準的な手順を示したものであること」が明示されることにより、各自治体は、外国人に対する措置を当該地域の実情に応じた法で懸念なく行うことができ、事務の迅速化・効率化にも資する。	厚生労働省	○局長通知に従い、都道府県知事に対し報告を行っているが、都道府県知事からの回答がない事例がある。 ○当事においても今後同様の事態が生じた際の事務の迅速化・効率化の観点から、厚生省通知が「技術的な助言」であることを明確化を求める。
254	254	神戸市	花巻市、川崎市、浜松市、熊本市	x	地域防災拠点建築物緊急促進事業(以下「緊急促進事業」という。)と同様に、市町村耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本整備総合交付金を活用し、市町村耐震改修促進計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村耐震改修促進計画に該当し、別途市町村耐震改修促進計画を策定せずとも補助金の対象とすることを求める。	地域防災拠点建築物緊急促進事業(以下「緊急促進事業」という。)と同様に、市町村耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本整備総合交付金を活用し、市町村耐震改修促進計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村耐震改修促進計画に該当し、別途市町村耐震改修促進計画を策定せずとも補助金の対象とすることを求める。	緊急促進事業(以下「緊急促進事業」という。)と同様に、市町村耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本整備総合交付金を活用し、市町村耐震改修促進計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村耐震改修促進計画に該当し、別途市町村耐震改修促進計画を策定せずとも補助金の対象とすることを求める。	緊急促進事業(以下「緊急促進事業」という。)と同様に、市町村耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本整備総合交付金を活用し、市町村耐震改修促進計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村耐震改修促進計画に該当し、別途市町村耐震改修促進計画を策定せずとも補助金の対象とすることを求める。	緊急促進事業(以下「緊急促進事業」という。)と同様に、市町村耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本整備総合交付金を活用し、市町村耐震改修促進計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村耐震改修促進計画に該当し、別途市町村耐震改修促進計画を策定せずとも補助金の対象とすることを求める。	国土交通省	○整備計画と市町村計画を二重に策定する必要がなくなれば、事務負担軽減につながる。
255	255	東京都	花巻市、相模原市、熊本市	x	行政機関等匿名加工情報に関する契約(以下「匿名加工情報」という。)に係る手数料納付方法の見直し	行政機関等匿名加工情報に関する契約(以下「匿名加工情報」という。)に係る手数料納付方法の見直し	行政機関等匿名加工情報に関する契約(以下「匿名加工情報」という。)に係る手数料納付方法の見直し	匿名加工情報に関する契約(以下「匿名加工情報」という。)に係る手数料納付方法の見直し	匿名加工情報に関する契約(以下「匿名加工情報」という。)に係る手数料納付方法の見直し	個人情報保護委員会	○個人情報の保護に関する法律第119条第3項の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、実費を勘案して政令で定める額を標準として、当該標準額を超過する額を納付する必要があることとなる。この点、制度改正により、匿名加工にかかる手数料の正確な算出が可能となること、受付・審査料の十分な確保に加え、公金収入に関する住民への説明責任を果たすことができる。また、提案者にとっても、提案者と地方公共団体とでコミュニケーションをとりながら段階的に加工を施していきながら、より効果的な成果物が手に入ることも、この過程で望むデータを得られないことが判明した場合などは途中での打ち切りも可能となること、事業可能性の見直しという観点からメリットがある。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続については、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月29日閣議決定)」において、適正な事務実施や事務負担の軽減を図る観点から、必要な措置を講ずることとされたこと、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続について(平成31年3月29日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)を発生し、取扱を適正に行っていたことと、領事館等からの過去の回答の有無等を踏まえて確認の頻度等について適切にご判断いただくようお願いしているところである。</p>	<p>「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続について(平成31年3月29日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)にて、「領事館等への確認の手続については、適正な事務実績や事務負担の軽減を図る観点から、必要な措置を講ずることとされた」とされ、「局長通知の取扱いを適正に行っていたことと、領事館等からの過去の回答の有無等を踏まえて確認の頻度等について適切にご判断いただくよう」とされているが、一方で「領事館等への確認については、適切に行っていない地方公共団体がある」と、自治体に義務を課していると解される内容も記されている。</p> <p>地方自治法245条の2の関与の法定主義の原則により、自治体に義務を課す場合は法令により規定するものとなっているところ。よって、厚生省局長通知は「技術的助言」であるということによるのか。</p> <p>当該通知が、自治体に対する「技術的な助言」であるならば、各自治体が外国人に対する措置を地域の実情に応じた方法で懸念なく行うことができるよう、その旨を事務連絡に明記することを求める。また、「技術的な助言」により国から示される事務処理手順は、あくまでも「標準的な」手順であるため、その旨を明示していただき、義務付けと受け取りかねない表現は改めるよう求める。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>地震国である我が国において、大地震時における被害を抑制するためには、住宅・建築物の耐震化を早急に推進する必要がある一方、耐震性の不足する既存不適格建築物は現行基準に適合させる法的義務のないこと、耐震改修等の経済的負担が大きいこと、所有者等が耐震化のメリットを感じにくいことなど課題が多い。こうした課題に対応するため、耐震改修促進法においては、規制の措置(耐震診断義務付け・指導・助言・指示・公表等)、誘導的措置(認定による規制緩和・表示・助成等)、普及啓発を組み合わせて計画的かつ総合的に施策を講ずることとし、地方公共団体に耐震改修促進計画を定めることを求めている。</p> <p>※令和5年4月時点で、都道府県についてはすべて、市町村については99%が耐震改修促進計画を定めて耐震化に取り組んでいる。</p> <p>令和4年度地方分権対応にて発出した、「住宅・建築物耐震改修事業の交付要件等について(技術的助言)」(令和5年3月2日付け国住市第87号、国住事防第26号)において、「市町村計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村計画に該当する」としている。</p> <p>したがって、市町村計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画における市町村計画に記載すべき内容の部分は、市町村計画と扱っているところ。</p>	<p>今回の第1次回答については、「住宅・建築物耐震改修事業の交付要件等について(技術的助言)」において、「市町村計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村計画に該当する」としていることから、「市町村計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画」を策定すれば、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金の活用にあたって策定を求められている市町村耐震改修促進計画としても同様に扱うことが可能で、既にそのように取り扱っている、とのことと解釈しており、その内容を地方公共団体に改めて広く周知していただくためにも、明文化のうえ通知していただきたい。</p>		
<p>行政機関等匿名加工情報の提案募集制度においては、新産業の創出等のため行政機関等匿名加工情報の利活用を促進するという観点等から、契約に至らなかった事業者からは対価を徴収せず、また、役務・サービスの対価である手数料の額は契約締結段階において確定させることとしている。</p>	<p>一般に、地方自治体における手数料の原則は、受益者負担である。</p> <p>この原則に照らせば、提案書の受付及び提案内容等の審査を行う以上、これに相当する手数料の額(21,000円)は、契約の成否にかかわらず徴収すべきものである。それにもかかわらず、その対価を徴収しないとすれば、地方自治法等にも照らし、どのような法的根拠で、かかる手数料を一定の事業者に対して免除するのをお示しいただきたい。</p> <p>そもそも地方自治体は、行政機関等匿名加工情報の提案募集が義務化され、事業者から提案があった場合はこの受付及び審査も手続として行うこととなるが、契約に至らなかった事業者からは対価を徴収しない理由を、上記関係府省が「新産業の創出等のため行政機関等匿名加工情報の利活用を促進するという観点等」に求めるのであれば、地方自治体が特定の者に行う受付及び審査に関する費用に相当する額は、本来は国が財政的に補填すべき性質のものである。</p> <p>なお、契約の成否にかかわらず、事業者は、不確実性の高い状況で同制度を活用し、データ・タイム・ペンを起こそうとしているのであるから、その事業見直し等を改善するためにも、提案された内容を、段階的に加工できるようにすべきであり、これに伴い、加工の対価である手数料(1時間当たり3,950円又は委託額)は段階的に徴収できるようにすべきである。この場合、金額の負担について事業者の了解が得られた範囲で加工を施すことができるよう、作業前に各段階に応じた作業の見積金額を伝えるべきと考える。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
256	256	長崎市	花巻市、上尾市、新潟市、浜松市、岡山県、春日市、鹿児島市	×	保育料を児童手当から特別徴収する場合における特別徴収対象の見直し	児童手当法第22条における、児童手当からの保育料の特別徴収については、子ども・子育て支援法附則第6条第6項に基づき市町村が滞納処分の例により処分できる私立保育所の滞納分の保育料についても、公立保育所の保育料と同様、特別徴収の対象とすることを求める。また、児童手当法施行令第6条により、特別徴収の対象が、児童手当対象月が属する年度と同年度の保育料に限定されていることから、過年度の保育料も対象とすることを求める。	【背景】 当市では保育料の納入義務者に対し、期限内納付の徹底をお願いするなど、保育行政の安定的な財源確保に努めているが、度重なる納付指導にも応じない保護者が一定存在する。児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制を確保するため、市では理由なく納付指導に応じない滞納保護者に対しては、法令に基づいた厳正な滞納処分を行い、公平・公正な徴収事務を進めている。また、滞納保護者に対し、児童手当からの特別徴収を行うことは、非常に有効な手段であるとともに、市民への説明責任を果たす上で、重要な役割と考えている。 【支障事例】 児童手当法に規定する保育料の特別徴収対象は、公立保育所と私立保育所と異なっており、私立保育所においては滞納分の保育料は対象でないため、滞納処分を同じ自治体が一括して行うにも関わらず、入所先により取扱いに不均衡が生じている。加えて、過年度の保育料は特別徴収の対象となっていないため、制度が未収金対策として有効に活用できていない。	度重なる納付指導を行っても保育料を納付しない保護者に対し、児童手当からの特別徴収を行うことで、期限内に納付を行う保護者との公平・公正な徴収事務が可能となる。入所先が公立か私立かによって異なる取扱いとなっているものが是正され、また、滞納を早期に解消することが可能となることで、滞納額の増加防止につながる。また、保育料の滞納を早期に解消することで、保護者に納付意識が芽生え、その後の学校関連費用等の滞納の未然防止につながる。	こども家庭庁	○私立保育園では納期限前の保育料のみが対象となっているなど、公立園と私立園で異なる取扱いとなっていることは是正すべきと考ええる。 ○滞納保育料の回収手段として、制度の趣旨や費用対効果の観点からも児童手当からの特別徴収は非常に有益な手段であると考えられる。当市においても提案団体と同様の支障事例があり、また、転園やきょうだい児別園等で公立・私立の異なる園での保育料に滞納がある保護者に対してのアプローチが困難であり、保護者自身にもわかりにくい仕組みになっているため、公立・私立で異なる取扱いの是正及び過年度保育料も対象とする改善を求めたい。	
258	258	東京都 【重点2】	いわき市、横須賀市、鳥取県	×	建築基準法第86条に基づく一団地認定区域の見直しに係る要件の緩和	建築基準法第86条に基づく一団地認定区域の見直しに係る要件の緩和を講ずること。	都営住宅団地には、住棟の低層部分に複数の店舗区域を有する併存店舗付き住棟が存在し、店舗所有者はそれぞれ建物の区分所有権及び土地の借地権を有している。都営住宅の建替えにより創出する余剰地(以下「創出用地」という)について民間事業者等による活用を考えているが、一団地認定区域内に建物を作る際は、認定区域全てについて、通風や日影等に係る建築基準法適合性を確認するために建築図面等の提出が必要となるほか、工事の発注時期を地権者と調整するなど手続きが煩雑になるため、民間事業者等から、当該創出用地を一団地認定区域から除外してほしいとの要望を受けている。現状、一団地認定区域縮小のための規定がなく、実施するには現在の一団地認定を一度取り消し、新たな区域で再度認定を取り直す必要があるが、一団地認定の取消・再認定には地権者の全員同意が必要となり、申請者の負担が大きいとともに、全員の同意を取れる保証がない中で、事業を進めていくことにリスクがある。今後、一団地認定区域内において、都営住宅の建替えや国家公務員住宅の新設等が段階的に計画されており、その都度、同様の問題が発生し、事業を円滑に進めることができないという問題に直面することが想定される。	防犯上等の理由から区域内の関係権利者と図面等を共有することに支障がある。	一団地認定の区域縮小に係る全員同意要件を緩和することで、都営住宅の建替え事業を円滑に進めることができるようになる。	国土交通省	○提案団体が期待する効果とは異なるが、当市には共同住宅、大規模商業施設及び小規模店舗等で構成された既存の一団地認定区域があり、区域内の建築物が老朽化し、建替えるにあたっては、法第86条の2の規定により改めて認定を受ける必要があることから、建築主がマンションの管理組合や事業者ではなく、小規模店舗を所有する個人等の場合、関係権利者への説明や一団地認定区域内の建替える建築物以外の建築物の作図等の認定の手続きに対する負担が大きい。一団地認定区域の縮小が可能となれば、このような一団地認定区域においても建替えが容易になると考える。
260	260	指定都市市長会、岩手県、石巻市、塩竈市、白根市、角田市、富谷市、千葉県、幕張市、大宮市、浦谷町、南三陸町、秋田県、神奈川県	旭川市、花巻市、宮城県、多賀城、なにか市、豊谷市、稲井市、浜松市、名古屋、市、豊橋市、大阪府、寝屋川市、羽曳野市、高知県、長崎県、狭山市、熊本市	×	埋火葬費への遺留金充て当事務における預貯金引出しの円滑化等	市区町村が引取り手のない遺体の火葬又は埋葬を行う場合、死亡者の預金口座がある金融機関は市区町村の請求に応じて遺留金を引き渡す義務を負うこととするよう、生活保護法及び行旅病人及行旅死亡人取扱法を改正すること。 また、行旅病人及行旅死亡人取扱法について、死亡者の預金の有無、金額等について、市区町村の求めに応じて金融機関が情報提供する義務を負うこととする規定を新設すること。	【現行制度について】 遺体に対して葬祭を行う者がいない場合、死亡地の市区町村がこれを行わなければならないところ、葬祭費については、当該死亡者の遺留金を充当することとされている。(生活保護法第76条、同第18条第2項、行旅病人及行旅死亡人取扱法第11条、墓地、埋葬等に関する法律第9条第2項)。また、過去の提案を契機に「身寄りのない方が亡なられた場合の遺留金等の取扱いの手引」が作成され、死亡者の預金も、遺留金として充当することができる旨、各市区町村や各金融機関に周知されている。 【支障事例】 死亡者の口座から預金を引き出す事務については市区町村と金融機関の個別の調整・交渉に一任されているが、市区町村職員が煩雑な手続きを強いられ、相続権のある者以外には出金しなから金融機関の協力を得られない場合があるなど、死亡者の預金を活用することが困難な状況にある(このことは、令和5年3月に総務省が調査結果を公表した「遺留金に関する実態調査」でも明らかになっている)。そのため、死亡者の預金を葬祭費に充当できず、市区町村の支出負担となる事例が生じている。なお、身寄りのない方の遺体処理件数は高齢化等の影響で増加傾向にあり、それに伴い市区町村の支出額も増加している。	引取り手のない遺体の葬祭を行うにあたり、法令で定められた遺留金の充当をより円滑に実施することができ、市区町村が支出する経費を削減できる。また、相続手続きが行われずそのまま放置されるおそれのある資産の有効活用につながる。	金融庁、厚生労働省	○当市においては葬祭費払戻請求のあった金融機関は、金融庁事務連絡に従って払戻にしているが、支店等職員への周知が不十分で時間を要したケースはあった。 ○遺留金の引き出し手続きについては、各金融機関の規定によるものと思われるが、相続人でなければ引き出すことができないと断られる事例がある。 ○都道府県においては直接の事務負担はないものの、費用を負担しており、財政支出の削減に有効な提案であると考えられる。 ○提案市と同様に金融機関からの協力を得られないことや、引き出しが可能であっても事務が長期にわたることにより預金引き出しが困難となっている。また、死亡地の自治体で実施するため近隣市に比べて、救急受入病院を多く持つ市の件数が多くなり財政負担の偏りが大きい。そのため預貯金の引き出しを規定し金融機関の協力を得ることは必要不可欠である。 ○当市においても引取り手のない遺体の取り扱いが増加傾向にあり、死亡者が口座を有する金融機関によって対応も異なり、金融機関の協力が得られない事例も生じており、葬祭費用の負担も増加している。金融機関に対し死亡者の預金残を引き渡す義務を課すことで、事務負担の軽減や葬祭費用の負担減少に期待できる。 ○当区では、遺留品として通帳等を引き渡されているが、預金の引き出しに係る事務手続きが不明確であることから、左記の手引き後、預金の引き出しを行った事例がない。一方で、現金での遺留金が少なく火葬費用に充当できず、区が負担する事例は増えている。事務手続きが明確化され、死亡者の預金の引き出しが各自治体で統一に対応可能になれば、自治体の支出負担減少が望める。	



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
	<p>提案の趣旨は、公立保育所と私立保育所の取扱いの差が公平性や合理性を欠くため、是正を求めるものである。</p> <p>保育料の期限内納入は、保育行政の財源確保のため必要であり、所得に応じた保育料の納入が義務付けられる中、未納放置は許されない。多くの期限内納付者と保育料未納者が同様のサービスを享受したまま、児童手当の受給が許容される実態は、公平性確保のために是正されるべきである。</p> <p>保育料の未納に対しては、最終的には市町村が滞納処分により徴収するため、公立、私立保育所のいずれの場合でも、徴収の主体は実質的に市町村で異なる。滞納処分は、滞納者の意思にかかわらず、強制的に徴収するものであることから、滞納処分に至る前の徴収方法についても、公平であるべきである。</p> <p>回答において、公立保育所は滞納状態の保育料、私立保育所では滞納前の保育料について、児童手当から特別徴収できるとしている。本来普通徴収する保育料を、私立保育所のみ滞納前に特別徴収できることは、公立保育所の場合も徴収の主体が異なる中、徴収の手段に公平性を欠くのではないか。どのような趣旨で認められているのか。</p> <p>また、児童手当からの特別徴収は奉納対策として有効な手段であるが、私立保育所の場合は滞納前の保育料が特別徴収の対象であるため、滞納保育料の弊に活用できない。公立保育所よりも私立保育所の割合が高い中、滞納状態の保育料を特別徴収の対象とすることで、実効性の高い制度にしていただきたい。</p> <p>過年度保育料が特別徴収の対象外である点については、児童手当対象月を無期限とするか、現行制度のままかの比較のみならず、「子の保育所入所期間中」を対象とするなど、幅広い検討を行っていただきたい。</p>	<p>【春日市】</p> <p>公立・私立で保育料を徴収する規定が異なることは理解しているが、本件の提案の趣旨としては公立・私立で異なる取扱いとなっていること自体の是正を求めるものである。</p> <p>また、私立保育所について、納期限を待たずに特別徴収できることを教示いただいているが、保護者からの申し出等により納期限前に特別徴収するケースは稀であり、期限後に滞納となり児童手当からの徴収を必要とするケースがほとんどである。児童手当法第22条では公立保育料は「地方税の滞納処分例により処分することができる費用」を児童手当から徴収できるがあるが、私立保育料は「徴収する費用」としか規定されていないため、私立の滞納分も特別徴収の対象としていただきたい。</p>	
<p>一団地認定制度において、区域を縮小する場合の実態を調査し、土地の所有者等による全員同意に係る緩和のニーズや区域を縮小する場合の土地の所有者等への影響などを把握した上で、今後の対応について検討する。</p>	<p>一団地認定に係る手続きについて、特定行政庁は一団地認定の取消と再認定の手続きを一連のものとして把握しておらず、特定行政庁への調査では区域縮小の実態の把握や全員同意に係る緩和のニーズの把握は困難となると想定される。また、区域縮小後も引き続き一団地認定の認定範囲にあり、適用される建築規制に変更がない土地の所有者等については、同意要件を求めないこととする余地があるものと考えている。これらの点も踏まえ、区域縮小の実態や全員同意に係る緩和のニーズの把握が可能な実態調査により現状把握をお願いしたい。</p> <p>土地所有者等の全員同意の要件は、申請者に多大な負担を課しているだけでなく、一団地認定区域の変更を含んだ建築物の建替えや建替えにより創出した用地の活用を進めていく際の支障となっており、老朽化した建築物の更新、地域経済の活性化、地域特性に応じたまちづくりなどの妨げとなっていることから、全員同意の要件緩和について検討を進めていただくとともに今後のスケジュールについてもお示しいただきたい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>令和5年3月28日に公表された「遺留金等に関する実態調査」の結果報告書に基づき、総務大臣から厚生労働大臣等に対して報告が行われ、当該報告に基づき、令和5年7月30日に、「身寄りのない方ができなくなった場合の遺留金等の取扱いの手引」が改定された。当該改定により、生活保護法上の葬祭扶助が適用される場合、市区町村は、遺留金を葬祭費用に充当することができる規定（生活保護法第76条第1項）により、相続人に優先して遺留金を葬祭費用に充当ことができ、亡くなった方の預貯金を現金化したものも「遺留金」に含まれるため、市区町村は、葬祭費用への充当を目的とした預貯金の引き出しも、生活保護法第76条第1項に基づき、当然に相続人に優先して行うことができること、また、遺留金を葬祭費用に充当することができる生活保護法の規定においては、亡くなった方の預貯金の引き出しの手續に関しては何ら特別な定めがなく、引き出しに当たって相続人への意思確認を求めているものではないため、相続人への意思確認は不要であることを明確化したところである。さらに、行旅葬人及行旅死人取扱法（以下、「行旅法」という。）又は墓地、埋葬等に関する法律（以下、「墓理法」という。）が適用される場合も、市区町村は、行旅法第11条（墓理法第9条第2項において行旅法を準用する場合を含む。）を根拠として相続人に優先して遺留金を火葬等の費用に充当することができ、行旅法及び墓理法において、亡くなった方の預貯金の引き出しの手續に関しては何ら特別な定めがなく、引き出しに当たって相続人への意思確認を求めているものではないため、相続人への意思確認は不要であることを明確化している。</p>	<p>第1次回答の内容は承知の上で、改定後手引きにおいては、各市区町村が相続人に優先して「できる」規定であって、金融機関が市町村に対して相続人に優先して払い出しするよう「義務」としてはしていない。</p> <p>金融庁及び農林水産省から、金融機関の全国団体に対して、各金融機関への改定後手引きの周知を要請する事務連絡が発出されているが、個々の金融機関に十分に浸透しているとは言えず、対応に差があるのが実情である。仮に手引きの内容が十分に周知されたとしても、預貯金を現金化する際に市町村が提出すべき「各種の証明書等」が何であるかが明確ではないため（手引きも異）、今後も現場レベルで判断に迷う事例が発生することが想定される。</p> <p>以上を踏まえると、死亡者が遺留した預貯金を確実に迅速に葬祭費に優先的に充当するためには、市町村向けの手引きを改訂するだけでは不十分であり、法令を整備し、金融機関による市町村への優先的な預貯金の払出しを義務化する必要がある。ご検討願いたい。</p>	<p>【多賀城市】</p> <p>ガイドラインで明確化されているにも関わらず、煩雑な手続きを行わなければならないかつ、金融機関の協力が得られず、遺留金の引き出し手続きができていない事例が生じていることから、求める措置の具体的内容に記載のとおり、法改正により、金融機関に対する義務規定を創設して欲しいという提案趣旨に対して、今回の府省の回答は提案に対する回答とはならない。</p> <p>改めて、金融機関に対し、ガイドライン等ではなく、遺留金の手続きに応じる義務を明記した法規定を改正により実施するように強く求める。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
264	264	指定都市 市長会、 船橋市	盛岡市、 ひたちな か市、越 谷市、新 潟市、浜 松市、小 牧市、田 原市、大 阪市、寝 屋川市、 奈良県、 高知県、 熊本市、 宮崎県	x	児童福祉施設指導監査に向けた見直し	児童福祉施設指導監査において、「技術的助言及び助言」として示されている「児童福祉行政指導監査」の「着眼点」について、根拠法令等を明示し、標準確認項目と標準確認文書を定めるなど標準化・効率化に向けた見直しを行い、技術的助言であることを明確にした通知を发出することを要望するもの。	<p>【現状】 自治事務である児童福祉施設の施設指導監査については、児童福祉法第45条第1項の規定に基づき定められた「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)」(以下「運営基準」という。)を遵守しているを確認するため、平成12年4月25日付け厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」において、「技術的助言及び助言」として示されている「児童福祉行政指導監査実施要綱」の「着眼点」(以下「要綱の着眼点」という。)により行政指導を行うこととされている。しかし、運営基準の内容が要綱の着眼点にない一方で、運営基準にない内容が要綱の着眼点にあるなど、運営基準と要綱の着眼点の整合性がとれていない現状となっている。</p> <p>児童福祉行政指導監査のあり方は、他分野の指導監査に比べて大きく見直しが必要な状況である。例えば、障害・介護分野では、標準化・効率化が進められており、実地指導・運営指導における着眼点の根拠法令と確認文書が具体的に明示され、基準として省令で定めた最小限度の内容が着眼点となっている。特に介護分野においては、国で標準確認文書と標準確認項目を定め、運営指導マニュアルを作成するなど、事業者と自治体双方の負担軽減が進められている。</p> <p>【具体例】 運営基準に従い、当団体を構成する市でも「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めているが、運営基準と要綱の着眼点の整合性がとれていないため、指導監査対応に苦慮している。</p> <p>例えば、運営基準第14条の3(苦情への対応)については、要綱の着眼点に「苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。」とあるものの、運営基準同条第2項以降の内容を反映していないため、不十分な指導監査となりかねない。</p> <p>一方、要綱の着眼点「労働基準法等関係法規は、遵守されているか。」「通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。」「労働基準法第24条・第36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか。」とあるが、労働基準監督署の所管事項は地方公共団体の任務や所掌する事務の範囲外であり、行政指導は行えない(総務省行政手続法Q&amp;A Q14)ため、実効性のある指導監査たりにない。仮に、地方公共団体による指導監査の対象とするのならば、その根拠及び明確かつ具体的な基準が必要である。</p>	<p>要綱の着眼点に掲げる指導監査項目の根拠法令等を明示し、標準確認項目と標準確認文書を定め、標準化・効率化に向けた見直しが行われることで、事業者と自治体双方において、指導監査業務に係る負担が軽減される。</p>	<p>こども家庭庁</p>	<p>○当県では法令及び国の通知に基づき、児童福祉施設への指導監査において、労基法が遵守されているか確認しているところではあるが、総務省がホームページに掲載する「行政手続法Q&amp;A」において、「労働基準監督署の所管事項は地方公共団体の任務や所掌する事務の範囲外であり、行政指導は行えない。」と示されていることで、指摘する側の根拠(立ち位置)について苦慮している。このことから、労基法関係の指導について地方公共団体による指導監査の対象とするのであれば、明確な根拠及び具体的な基準が必要であると考える。</p> <p>○指導監査においては、法令などの根拠を基に指摘しているところであるため、地方公共団体の所管する事務の範囲外についての指摘については苦慮する場面がある。</p> <p>○当該事業のような支障事例とはなっていないが、事業者と自治体双方において指導監査業務に係る事務負担軽減の観点から、「着眼点」における根拠法令等の明示や「運営基準」との整合性を図ること、また、標準確認項目と標準確認文書を定め、運営指導マニュアルを作成するなど、標準化・効率化に向けた見直しが必要であると考える。</p> <p>○当市も同様に着眼点である「労働基準法等関係法規は、遵守されているか。」の取り扱いに苦慮している。職員の雇用形態や最低賃金、不利益変更など職員処遇について、疑わしい事例があったとしても、指摘という形で指導が行えず、あくまでも雇用者へのお願いという形で終始しているのが現状であり、施設職員が直接関係省庁に持ち込まなければ、改善が進まない状況がある。</p> <p>他法関連の指導について、根拠を明確に定めていただくか、対象外とされるか方向を示していただきたい。</p>	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>児童福祉施設に対する指導監査の標準化・効率化に関して、例えば保育所等に関しては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)において、「デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用した試行や保育現場でのDX推進に向けた調査研究を踏まえ、2025年度までに給付・監査等の様式・通知等の見直しを進める。また、保育施設や自治体の業務システムと連携した施設管理プラットフォームを整備することにより、データ連携に基づく新たな業務の運用を開始し、2026年度以降その全国展開を進める。」とされており、これを踏まえ、自治体における業務効率化を図るため、地方自治体、関係団体、民間事業者等から構成される「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会」を開催し、監査の様式・通知等の見直し等を進めていくこととしている。また、例えば児童厚生施設については、施設の特徴や地域の実態を踏みながら、より効果的・効率的な指導監査が行われるよう、指導監査項目の見直しについて検討を行う。</p>	<p>保育所等に関しては、児童福祉法による「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」と子ども・子育て支援法による「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の確認をあわせて行うこととしているが、児童福祉法による基準と子ども・子育て支援法による基準、実際に確認する着眼点の整合性に留意した見直しをお願いしたい。たとえば、介護分野では、特別養護老人ホームへの老人福祉法による指導監査と指定介護老人福祉施設への介護保険法による運営指導をあわせて行うこととしているが、ともに基準と確認項目と確認文書が明示され、その整合も図られている。また、保育所等以外の児童福祉施設(児童養護施設等)についても、運営基準と着眼点を見直し、根拠法令と確認文書を明示するとともに、その検討のスケジュール等を具体的に示されたい。</p>	<p>【越谷市】 監査手法のみならず、監査項目(「児童福祉行政指導監査実施要綱」の着眼点)の見直しもされるという認識でよいか。</p>	<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
265	265	指定都市市長会	盛岡市、浜松市、豊橋市、大崎市、寝屋川市、高松市、大村市、熊本市、八代市	×	学校施設の目的外使用における営利目的利用の可否の明確化	営利目的も含めた学校のスポーツ施設一般利用が推奨される一方で、学校の施設の利用許可は「社会教育その他公共のため」とする学校教育法の規定への抵触が懸念されることから、学校施設の営利目的利用の可否の明確化を求める。	【現行制度について】 学校教育法第137条では、学校施設の社会教育への利用について、「社会教育その他公共のため」という規定の中で利用させることができることとされている。スポーツ基本法第13条第1項では、「学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない」とされている。 【支障事例】 当市では、学校教育法の規定に基づき、学校施設の目的外使用に係る各種規則において、営利を目的とした利用を許可しないこととしている。 【制度改正の必要性】 「経済産業省 地域×スポーツクラブ産業研究会 第1次提言(2021年6月)」38頁では営利目的での学校施設の利用について許容することを前提とした記載がされているが、学校教育法第137条の規定を踏まえているのかが不明であり、同規定に反することはないか疑義が残る。 【支障の解決策】 学校施設の利用について営利を目的とした利用を可能とするためには、学校教育法の規定が支障とならざるを得ないが、当該部分の解釈を明確化してもらうことで、疑義・懸念が解消すると考える。 【参考】 ・「経済産業省 地域×スポーツクラブ産業研究会 第1次提言(2021年6月 経済産業省)」38頁 ・「第二期 スポーツ未来開拓会議 中間報告(2023年7月 スポーツ庁・経済産業省)」95頁	当市で令和5年度に実施した今後の学校施設の有効活用に向けた市民意見募集の中で、市民の方から、市民に身近な学校で有料の講座等を実施することなど検討してほしいと意見を付けている。	市民にとって身近な公共施設である学校施設の更なる有効活用につながる。	文部科学省、経済産業省	○当市においても条例等に基づき、地域団体等に対し一定の条件を設定のうえ、学校の一部施設の使用を許可している。条例で規定する使用条件に「営利を目的として使用するおそれがあるとき」との規定を設けており、営利目的と判断できるものについては、使用を許可していない。以上から、提案されている内容については、当市でも検討課題になりうることから、関係法等の整理が必要と思われる。 ○今後、部活動の地域移行や、学校施設の複合化を検討していく上でも、明確化されることが望ましい。
266	266	指定都市市長会	札幌市、函館市、花巻市、いわき市、ひたちなか市、大田原市、高崎市、船橋市、寒川町、長野県、松本市、浜松市、三島市、名古屋市、大阪市、寝屋川市、安松市、高松市、東温市、大野城市、大村市、熊本市、浦添市	×	75歳年齢到達直後から、後期高齢者医療保険料を特別徴収による納付方法とすることができるように見直しを求むる。	75歳年齢到達直後から、保険料の納付方法が特別徴収となるよう見直しを求むる。	【現行制度について】 高齢者の医療の確保に関する法律第110条において、当該年度の保険料の全部を特別徴収によって徴収するものとされるが、年齢到達から6か月程度は普通徴収による納付方法となっている。 【支障事例】 現行は、年齢到達後に日本年金機構から市町村へ年金情報が提供され、市町村から日本年金機構へ特別徴収を依頼しており、特別徴収の開始まで時間を要している。そのため一時的に特別徴収にできない期間が発生している。 加入前の納付方法については、社会保険であれば給料からの天引き、国民健康保険であれば年金からの特別徴収となっている場合が多く、当初から、これまでどおり特別徴収を希望する要望が強く、普通徴収に納付できないこと意見をいただくことがあつた。制度説明を行い、普通徴収になることをご理解いただくよう努めているが、それでも強い要望をいただくケースが生じており事務の負担となっている。 【制度改正の必要性】 総じて普通徴収での納付期間に口座振替の申込や金融機関へ納付に向く手間などが高齢者にとっては負担となっている。また、強制的に75歳年齢到達から保険料の納付方法が変わることで保険料の納付忘れも発生している。 【支障の解決策】 市町村の介護保険が把握している年金情報をもとに日本年金機構からの年金情報の提供前に市町村が日本年金機構へ特別徴収依頼ができるようになることで、特別徴収開始時期が早まる。	後期高齢者医療制度へ移行し保険料が普通徴収により納付されるようになり、普通徴収による納付忘れによる未納発生(例:5年度2月期の3月8日時点の全体未納率4.04%に対し、年齢到達者の未納率は0.56%と約2%高くなっている)や口座振替手続きが負担であるという意見が寄せられた。特別徴収開始まで時間がかかるため、開始時期を早めるという意見が寄せられた。 第114回行政省政推進会議(行政改革推進会議)において、被保険者となった直後の納付方法に関する相談及び事業に対する検討が行われている(特別徴収の開始時期を早期化、事務の早期化を図る余地があるとの意見有り)。	住民は、75歳年齢到達から特別徴収により保険料を徴収されるようになり、普通徴収による納付のための口座振替申込や金融機関での納付など被保険者の負担が軽減される。結果、未納発生がなくなる。また、市町村は、口座振替申込の勧奨、未納保険料に対する督促などの未収債権管理が不要となり、事務負担が軽減される。	厚生労働省	○後期高齢者医療保険料の特別徴収事務は、年齢到達後に日本年金機構から市町村へ年金情報が提供され、市町村から日本年金機構へ特別徴収を依頼する流れとなっており開始まで時間を要し、一時的に特別徴収できない期間が発生している。後期高齢者医療保険制度は、年齢到達による強制加入であり、従前の健康保険にて給与天引・特別徴収となっている被保険者も多く、特別徴収を継続して欲しいという要望が非常に強い。特に国民健康保険加入者は、共に市町村で収納することから、この納付だけ受けたいという意見も多かった。非常に多く事務の大きな負担となっている。また、上記の認識から特別徴収が引き継がれていると認識したことによる納付忘れも非常に多く、その対応も大きな負担となっている。 ○保険料の納付し忘れや、保険料の納付方法に関する問い合わせ等がある。 ○当市においても、国民健康保険からの移行に伴い、特別徴収が停止することに對して、多くの苦情をいただいているところである。特別徴収開始まで、納付書納付の方も多く、高齢者に対して、大変な負担を強いられることとなっている。なお、当市では特別徴収開始まで、口座振替を案内しているが、被保険者にとって、口座振替も手間がかかること、また半年しか使用しないことを鑑み、納付書納付を選択する方も多いところである。 ○被保険者からも本件に関して継続して特別徴収を行うよう要望がなされている。 ○当市でも被保険者及び市町村の負担軽減を図るため制度改正が必要と考える。 ○被保険者からは、特別徴収から普通徴収に切り替わることへの制度に対する不満と、改めて口座振替の手続きが必要なことへの負担の声も寄せられている。納付方法を継続することで、被保険者の負担軽減とそれに対応する事務負担の軽減に繋がるものと考えられる。
267	267	指定都市市長会	函館市、花巻市、宮城県、浜松市、小枝市、小原市、大崎市	×	感染症発生時における幼保連携型認定こども園の2・3号認定の就学前の子ども(保育を必要とする児童)に対する保育提供義務の取扱いを明確化(ルール化)することを求める。	感染症の発生時における幼保連携型認定こども園の2・3号認定の就学前の子ども(保育を必要とする児童)に対する保育提供義務の取扱いを明確化(ルール化)することを求める。	幼保連携型認定こども園については、保育士が不足していることと規定され、一方で、就学前の子どもに、関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下、「認定こども園法」という。)第27条において準用する学校保健安全法第20条は、「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。」と規定されており、幼保連携型認定こども園における園内で感染症が発生した場合の対応について、2・3号認定の就学前子ども(保育を必要とする児童)の保育の提供を継続するの、休業を認めるのか判断に苦慮していることから、幼保連携型認定こども園における保育の提供義務の取扱いの明確化(ルール化)を求める。	幼保連携型認定こども園からは、新型コロナウイルスやインフルエンザ等が園内で広がりはじめた段階で、休園等を行いたいとの問い合わせがあり、保護者からは就学前の子どもが園内に滞り、授業を継続することの意見が寄せられる。	幼保連携型認定こども園及び保護者は、あらかじめ感染症発生時の対応の準備が可能となり、市は、明確化されたルールに基づき保育の提供継続を迅速に判断することができる。	こども家庭庁	○当市においても、感染症が流行した際、幼保連携型認定こども園において、保育の継続について、対応に苦慮している。また、保育の提供義務の取扱いが明確化されていないため、事業者によって、対応が異なる場合がある。



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>学校教育法第137条では、学校教育上支障のない限り、学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができると規定されているところ、本案は、「社会教育その他公共のためにのみ使用を限定する趣旨のものではないと解されます。このことから、當利目的の有無に関わらず、学校教育上支障のない限りは、同条の規定には抵触しないものと考えられます。</p> <p>なお、「学校教育上支障のない限り」というのは、地方自治法第238条の4第7項の「その用途又は目的を妨げない限度において」を、学校について言い換えたものであり、特に他の行政財産以上に、特別な要件を加重したとは考えられないとされています。学校教育上の支障の有無の判断は、物理的な支障のほか、教育上の配慮が必要となります。</p>	<p>学校教育法第137条以外に学校施設の目的外使用の許可に係る根拠となり得る規定があれば別であるが、同条に基づく許可である限り、「社会教育その他公共のために、利用させることができる」と明文で規定されているところ、法制執務の観点からは、「その他」とは並列を指す用語とされており、同条は「社会教育や公共のために」と近い読み方と解されるが、當利目的での学校施設の利用について、どのように当てはめて許可することができるかと解するのか、その点の解釈について改めて詳細な回答をいただきたい。</p> <p>また、学校施設の確保に関する政令第3条第2項において「管理者又は学校の長は、前項第2号の同意を与えるには、他の法令の規定に従わなければならない」とされているところ、学校教育法の当該規定に抵触するおそれのある利用をさせることには、地方公共団体としては躊躇せざるを得ない。</p> <p>この点、公民館の使用許可に係る解釈については、「社会教育法第23条第1項の解釈の周知について（依頼）」（平成30年12月21日付け文部科学省総合教育政策局地域学習推進課事務連絡）にて示された際、問合せが数多く寄せられたため解釈を通知されたことあり、当件についても指定都市を始めとした地方公共団体から問合せがあるものであるため、当該条項に係る解釈について通知いただきたい。</p> <p>なお、回答にある「学校教育上支障のない限り」というのは、地方自治法第238条の4第7項の「その用途又は目的を妨げない限度において」を、学校について言い換えたものであり、特に他の行政財産以上に、特別な要件を加重したとは考えられないとされています」とは、何かを参照された上での回答であるのか、その根拠についても、お示しいただきたい。</p>		<p>【全国知事会】      現行制度について、十分な周知を行うべきである。</p>
<p>後期高齢者医療保険料における特別徴収の開始時期については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）」において検討することとされている行政機関間の情報連携基盤（公共サービスメッシュ）の在り方を踏まえ、特別徴収の事務の改善に必要な情報連携の方法等について検討し、今後、結論を得る。</p>	<p>今回提案は介護保険の特別徴収の情報を活用することで特別徴収開始時期を早めるだけでなく、後期高齢者医療保険加入後、普通徴収を終ること直ちに特別徴収の開始を目指すものです。同様の趣旨で令和元年に提案しておりますが、回答からかなりの時間が経過し変化がない現状です。早期実現を求めていることから今回の提案をしております。回答に「今後、結論を得る」とありますが、いつ頃を想定しているのか、また、公共サービスメッシュについて早期の段階で実施に向けたスケジュールを地方公共団体に示していただくことは可能か示されたい。</p>		
<p>幼保連携型認定こども園については、認定こども園法第27条により学校保健安全法第20条が準用されており、感染症の予防上必要がある時は、臨時に学級閉鎖や休業を行うことができることとされているが、その際、保育の必要性のある子どもを受け入れている児童福祉施設であることを踏まえて対応することが望まれる。</p> <p>このため、幼保連携型認定こども園は、保護者の仕事や生活などの状況により、保育を必要とする子どもに保育を提供する児童福祉施設であることから、保育の実施主体である市区町村は、休園による社会的影響、代替手段の状況等も考慮し、感染症対策を所管する保健衛生部局等と連携、相談した上で、感染症発生時における対応について、個別事案ごとに総合的に判断すべきものと考えている。</p> <p>なお、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更及び認定こども園等における対応について（内閣府子ども・子育て本部参事官付（認定こども園担当）令和4年3月18日付け事務連絡）においても、保育所、認定こども園等が果たす社会的機能を維持するため原則開所を要請するとともに、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持することを求めている。</p>	<p>貴庁の第1次回答から幼保連携型認定こども園の2・3号認定の就学前の子どもに対する保育の提供は、感染症発生時においても保育所と同様に「保育を継続する」ことが原則であると思慮するが、2・3号認定の子どもに対する保育の提供義務があることを明確に示していただきたい。</p> <p>学校保健安全法第20条では「学校の設置者は感染症の予防上必要がある時は、臨時に学校の全部又は一部の休業を行うことができる。」とある。一方で貴庁の第1次回答では「保育の実施主体である市区町村は、休園による社会的影響、代替手段の状況等も考慮し、感染症対策を所管する保健衛生部局等と連携、相談した上で、感染症発生時における対応について、個別事案ごとに総合的に判断すべきものと考えている。」としていることから、2・3号認定の就学前子どもに対する休業の判断は、学校の設置者か市町村が行うかを明確に示していただきたい。</p> <p>また、休園に関して市町村が個別事案ごとに総合的に判断することであれば、判断材料となる基準等について示していただきたい。</p>		

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
268	268	指定都市市長会	花巻市、宮城県、三郷市、浜松市、大阪市、高知県、熊本市、特別区長会	×	運営実態が無い認可外保育施設等の廃止	認可外保育施設等について、設置者が国内外へ転居するなどして運営の実態が無く、連絡が取れない場合において、現地確認等により事業の実態が無いことが確認されれば、職権での認可外保育施設等の廃止、特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退を可能とすること。	児童福祉法第59条の2第2項において、認可外保育施設が事業を廃止した場合は、1月以内に届け出なければならぬとされている。認可外保育施設の設置者が、廃止届を提出しないままに国内外への転居等によって首信不達となり、設置者から廃止の届出を受けられないケースがある。同様に、子ども・子育て支援法第30条の11第1項にて特定子ども・子育て支援施設等として確認を受けた施設等についても、法第58条の6第1項の確認の辞退を受けられないケースがある。これについては、法第58条の10第1項の確認の取消しを行うことも考えられるが、確認の取消しを行う場合は、行政手続法上の不利益処分として聴聞等の手続きが必要であり、設置者の所在が判明しない場合には事務負担も大きい。また、児童福祉法による設置届や子ども・子育て支援法による確認申請書が提出された場合、児童福祉法第59条の2の5第2項等の規定により、当市はホームページにおいて施設名等を公表しているが、実際には利用できない施設が掲載されており、利用希望者において混乱が生じるおそれがある。	利用を希望する市民からの問合せの対応が必要となる。	認可外保育施設の廃止届や特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退届の提出がないことでも職権による廃止や辞退を可能とすることで、利用者に対して実態に即した情報を提供できるとともに、運営の実態がない施設の情報を管理する必要がなくなる。	こども家庭庁	〇転居の事例では無いが、突然連絡が取れず、報告書の提出や現地調査に非協力的な施設があった。〇当市においても廃止届後の辞退届を撤すことに苦慮した事例が数件ある。
269	269	秋田県、青森県、岩手県、宮城県、秋田市、能代市、大館市、男鹿市、静岡県、山形県、由利本荘市、湯上り市、湯上り市、大仙市、三種市、三浦市、坂町、八戸市、青森県、弘前市、徳島県、福山県、福岡市、熊本市、阿蘇市、鹿儿島県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、愛知県、大阪府、全国知事会	小樽市、花巻市、福島県、茨城県、沼田市、寒川町、三川町、静岡県、名古屋市、三重市、京都府、堺市、兵庫府、徳島県、福山県、熊本市、阿蘇市、鹿儿島県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、愛知県、大阪府、全国知事会	×	熱中症特別警戒情報伝達経路の見直し	気候変動適応法改正に伴う熱中症特別警戒情報の伝達方法について、都道府県から市町村への伝達を不要とし、国が一括して都道府県・市町村・報道機関等へ情報伝達することを求める。	熱中症特別警戒情報については、法律改正により新たに創設、令和6年4月1日に施行されたものであるが、令和6年3月説明会において国が示す方法によれば、当該情報が発表される際には、その期間の前日に事務連絡がメールで都道府県に送信され、それを受けた都道府県知事が市町村長に通知し、さらに市町村から住民等へ伝達する必要がある。また、発表されない日でも、4月～10月の運用期間中は毎日メール受信確認が必要のため、自治体職員に過度の作業負担が生じることが予想される。このため、国が一括して都道府県・市町村・報道機関等へ情報発信することにより、迅速・正確に情報を伝えられるほか、自治体職員の負担軽減につながる。なお、環境省より、各自治体を経由する理由として、熱中症特別警戒情報の伝達と一併に各自治体独自の情報も伝達できるようにするため、との説明があったが、熱中症特別警戒情報に加えて発信しなくとも、別途対応すれば足りるものと考えられる。	国が一括して都道府県・市町村・報道機関等へ情報発信することにより、熱中症特別警戒情報の発表される際にも、自治体職員の作業負担を軽減することができる。	環境省	〇特別警戒アラートは土日祝日も発表される可能性があるため、その場合に備え、金曜日や前日に予測値を確認し、発表予想があった場合には、金曜日や前日のうちに対応を行っている。あくまで予想を基に注意喚起を行っていることから、即時性や正確性に欠けてしまう。市の情報伝達手法を用い、メール、館内放送、防災無線で注意喚起を行っているが、全ての市民や関係機関への一括した情報伝達にならない。〇国から受け取った熱中症特別警戒情報の県から県内市町村への伝達については、市町村の事情に応じて複数の方法で行う必要がある。特に休日は、県も市町村も対応できる職員が少なく中で情報伝達を行う必要があり、ミスが発生することも想定される。このため、国から県・市町村等へ一斉に伝達を行うことで、迅速かつ確実に情報伝達できるほか、自治体職員の負担軽減が期待できる。〇当該情報が発表される際には、4月～10月の運用期間中、市町村では平日、休日を問わず毎日メール受信確認となり、さらに様々な手段で市民等へ伝達を図る必要があるため、職員に過度の作業負担が生じることが予想される上、その効果も低いと懸念される。当該伝達システム以外にも、国が一括して報道機関等へ情報発信することにより、迅速・正確に情報を伝えられるほか、職員の負担軽減につながる。〇熱中症特別警戒情報の目的は、過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害を減少させることであり、そのためには国民への迅速な周知が必要である。都道府県を経由すると、都道府県によって市町村へのタイムラグが生じることが予想され、熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針に記載されている市町村の役割(地域住民への情報の伝達・クーリングシュルターの開放)の遂行に地域差が生じるおそれがあることから、国が一括して都道府県・市町村・報道機関等へ情報発信することにより、迅速・正確に情報を伝達できると考える。また、都道府県を経由することで都道府県職員の事務負担が膨大になるため、発表情報の伝達は環境省で一元化し、その他別途周知することがあれば都道府県から市町村へ通知すれば事足りると考える。〇熱中症特別警戒情報が発表された場合、その期間の前日に事務連絡がメールで都道府県に送信され、それを受けた都道府県知事が市町村長に通知し、さらに市町村から住民等へ伝達することとなる。しかし、都道府県からの通知を受けた日が土日祝日を含む休日だった場合、担当職員が即座に対応することは難しく、対応にあたって過度な事務負担を強いことになる。熱中症特別警戒情報は緊急を要する内容であり、即座に伝達を行う必要があるが、県及び市町村が間に入ることで住民等に即座に情報が伝わらない恐れがある。国が一括して情報発信することで迅速・正確に情報を伝えられるほか、自治体職員の負担軽減に繋がると考える。	
270	270	秋田県、宮城県、秋田市、能代市、大館市、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、小牧市、寝屋川市、北秋田市、にかほ市、三種町、八郎潟町、栃木市、川崎市	花巻市、ひたな川市、相模原市、浜松市、名古屋市、豊橋市、小牧市、寝屋川市、北秋田市、にかほ市、三種町、八郎潟町、栃木市、川崎市	×	精神障害を有する生活保護受給者の障害者加算の認定方法の統一	精神障害を有する生活保護受給者の障害者加算の認定について、障害者の程度でではなく「障害者加算の認定方法」により認定資料を変え複雑な運用とせず、すべて精神障害者保健福祉手帳の等級で程度の判定を行うことが可能となるよう、障害者加算の認定方法を統一する。	【制度改正の必要性】生活保護における障害者加算の認定に当たって、身体障害については、身体障害者手帳の等級によって障害者の程度を判定できる(障害者加算の認定請求権の有無にかかわらず)、身体障害者手帳の等級以上の障害者加算の認定が可能となるが、精神障害については、同一の金額の加算であるにもかかわらず、障害者加算の認定請求権の有無により、障害者加算又は精神障害者保健福祉手帳という別々の基準を用いている。このため、同じ地域・障害者の程度であっても、国民年金保険料を支払っている者は障害者加算の認定を受けられず、国民年金保険料を支払っていない者は障害者加算の認定を受けられるといった不利益・不均衡が生じている。障害者加算は、障害があることで余計に生じる出費への補填が目的であり、精神障害の程度は同じであっても、障害者加算の認定請求権の有無により認定基準や障害者加算の認定のものが変わる可能性がある現状は、その趣旨に反しているため、現行制度の簡素化・適正化の観点から、障害者加算の認定請求権の有無にかかわらず、精神障害者保健福祉手帳で障害者加算の認定を行うよう改正を求めたい。	精神障害における障害者加算の程度を判定する方法を統一することによって、障害者加算に係る事務処理内容が簡素化され、障害者加算の認定結果に基づき、障害者加算の認定内容を差引(減額)する必要がなくなるため、福祉事務所における障害者加算の取扱いは、公平性が担保されることとなる。	厚生労働省	〇病名・症状が同じであった場合に、障害年金の裁定請求権を有しないの方が、障害者加算の認定を受けるのに有利な状況は公平性に欠ける。〇過去や現在においても生活保護受給世帯や、それを支える親族等の協力が不可欠なものであるため、事務処理内容が簡素化されれば福祉事務所だけでなく本人たちにとっても負担が軽減するものと考えられる。〇精神障害を有する生活保護受給者の障害者加算の認定について、認定方法を統一することにより、事務負担が軽減されるうえ、保護費算定事務の正確性向上にも繋がるものである。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>認可外保育施設の設置者が、廃止届を提出しないままに国内外への転居等によって音信不通となり、設置者から廃止の届出を受けられないケースについては、児童福祉法第59条の2の5第2項等の規定による指示を不要とする等、運用面における見直しを検討するとともに、認可外保育施設指導監督基準に定める手順に基づき、施設閉鎖命令ができる旨を明確化する等を検討したい。</p> <p>特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第15条第3項の規定を踏まえ、適切に対処されるよう、特定子ども・子育て支援施設等指導指針に必要な記載を明記するなどの対応を行ってまいりたい。</p>	<p>児童福祉法第59条の2の5第2項等の規定による公表を不要とすることが認められれば、本市が制度改正の効果として例示している判断者に対して実際に取った措置を確保できるようにできるが、そもそも施設の設置者と音信不通となっている状況を踏まえ、例えば住民基本台帳上国内外への転出が確認でき、かつ、現地調査等により運営実態がないと認められる場合は職権での廃止及び確認の辞退を可能とするよう制度面の見直しについてもご検討いただきたい。</p> <p>また、「認可外保育施設指導監督基準に定める手順に基づき、施設閉鎖命令ができる旨を明確化する」とあり、こちらは「認可外保育施設指導監督指針」に定める手順を指されているものと思慮するが、同指針に基づく手順は、あくまで改善を求める必要があると認められる場合の手順が定められているものであり、音信不通となっている設置者に対する措置としてそぐわない部分もあることから、同指針の「第5(1)緊急時の対応」にあるように手続きの簡素化(改善指導・改善勧告を経ない、事後速やかに児童福祉審議会に報告する)に向けた見直しをご検討いただきたい。</p> <p>同様に特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退についても、施設の設置者と音信不通となっている状況を踏まえ、簡素化についてご検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>熱中症特別警戒情報については、気候変動適応法に基づき、環境大臣による発表の際は、関係都道府県知事に通知し、当該通知を受けた都道府県知事は関係市町村に通知し、当該通知を受けた市町村は住民等に伝達することとされている(気候変動適応法第19条各項)。</p> <p>この発表・通知を確実に運用するため、環境省では本年4月に都道府県向けの訓練を複数回実施した。この訓練において都道府県からいただいた運用改善の意見のうち、環境省で対応可能なものについては、既に運用の変更・工夫などの改善を実施済みである(例:ZIPファイルではなくWordファイルへ変更する、メール発出アドレスや件名を固定し事前にお示しする等)。</p> <p>熱中症特別警戒情報の運用は、本年度から始まったものであり(7月3日時点では)まだ一度も発表されていない。</p> <p>このため、御提案の内容については、今後の熱中症特別警戒情報の発表・運用状況等を踏まえながら検討していくこととした。</p>	<p>本年4月及び6月に実施された訓練は、事前に日時または実施期間を指定された上で都道府県が受信確認を行う形で実施されたものであり、都道府県から市町村等への伝達は国の訓練内容には含まれていない。そこで、各都道府県では市町村と独自に伝達訓練を行うなど連絡体制の整備を進めているが、当県が実施したメールを用いた市町村への伝達訓練では一都市町村において受信確認までに時間を要するケースがあった。同様に、メールによる伝達を行う場合、市町村数が多い都道府県では受信確認に相当の時間を要し、迅速な伝達が困難なケースが考えられる。</p> <p>また、4月第4週から10月第4週までの運用期間中は、熱中症特別警戒情報の発表の有無に関わらず、担当職員は休日を含めて毎日メールの受信確認をしなければならず、負担が掛かり続けることになる。</p> <p>熱中症特別警戒情報は人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に発表されるものであるため、先延ばしすることなく、国が一括して迅速かつ確実に住民に情報伝達する万全の仕組みを初発までに構築していただきたい。</p>	<p>【堺市】 本年4月実施の都道府県向けの訓練については、まず、市町村からの運用改善の意見が募られておらず、市町村に関わる支障事例の改善には不十分と考えられる。また、本訓練は休日等の突発的な対応が困難なタイミングにおける運用を想定したものではないと思われるため、同じ休日対応等に関する支障事例の改善には至っていないものと考えられる。</p> <p>さらに、熱中症特別警戒情報が発表されるのは、暑さ等が過去に例のない危険なレベルとなるほどの事態であること、また、発表がない場合でも、支障事例のとおり、平日・休日を問わないメール受信確認等の作業負担が生じることから、今後の発表を待たずして、支障事例の改善について検討を進めていただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 全国知事会地方分権推進特別委員会において、令和5年度に全都道府県を対象に実施したアンケート調査結果によると、「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」は全国的に課題意識が強い分野であり、本提案に係る事務は、「国が一括処理したほうが効率的な事務」に該当すると考えられる。</p> <p>地方公共団体の業務負担の軽減、ひいては住民へのサービスの向上が図られるよう、提案の確実な実現を求める。</p> <p>【全国町村会】 国から市町村に情報が迅速に伝達される手法を検討いただきたい。</p>
<p>障害者加算については、告示に定める状態にある者に計上することとしており、具体的には、身体障害者手帳の障害等級が3級以上又は国民年金法国民年金法施行令別表に定める2級以上の者に計上することとしている。</p> <p>このため、障害者加算の障害程度の認定に当たっては原則として身体障害者手帳、国民年金証書等により行うこととしている。</p> <p>その上で、精神障害を有する生活保護受給者のうち、障害年金の受給権を有しない者については国民年金証書等による認定ができないことから、例外的に、精神障害者保健福祉手帳による認定を可能としているものであり、精神障害を有する生活保護受給者のすべてに対し、ご要望のすべて精神障害者保健福祉手帳の等級で認定することを可能とするのは適当ではないと考えている。</p>	<p>日本年金機構が示している「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」では、神経症については原則認定の対象とはならないが厚生労働省が示している「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準」においては認められている。</p> <p>そのため、神経症を患う精神障害者については、障害年金受給権が有する者は、障害年金としては非該当となり障害者加算は認定されず、障害年金受給権の無い者は、精神障害者保健福祉手帳により障害者加算が認定されることから、障害年金受給権の有無により不公平・不平等な状態が生じている。</p> <p>また、厚生労働省局長通知「生活保護法による保護の実施要領」について(昭和38年4月1日社発第246号)第7-2-(2)「エイ」障害者加算」では、身体障害者手帳、国民年金証書等を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこととなっているが、実際には厚生労働省社会・援護局保護課長通知「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について(平成7年9月27日社援保第218号)」により、精神障害の程度の認定を精神障害者保健福祉手帳により行うことができるなど、制度が複雑なっており理解が難しいことから、実際に各地で障害者加算の認定誤りによる法第63条に基づく返還を求める事態に陥っている。</p> <p>このように、現行制度には不備があり、かつ、事務ミスを引き起こす原因にもなっているため、精神障害を持つ被保護者に対し不平等・不公平が生じないよう、認定基準又は告示を改めていただきたい。</p>	<p>【熊本市】 生活保護業務は法定受託事務であるが、納付要件を前提とした障害年金の受給権の有無によって、障害者加算について精神保健福祉手帳で判断される者、判断されない者がいるという不公平な状況が現場で生じていることは問題である。</p> <p>国民年金保険料の納付を行っていないがために年金証書等にて障害者加算を認定できず、精神障害者保健福祉手帳にて加算を認定している者が存在しているが、同じ等級の手帳を保有しているにもかかわらず、保険料の納付を行うことで年金証書等による認定となり、結果、障害者加算に該当せず不利を被っている者が発生してしまうという、制度設計にそもそもの課題があると考える。</p>	<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
271	271	札幌市、仙台市、千葉市、静岡市、名古屋、大阪市、広島市、福岡市	北海道、函館市、花巻市、宮城県、ひたちなか市、川崎市、浜松市、防府市、高松市、宇和島市、八幡浜市、熊本市、宮崎県、鹿児島市	×	事故繰越し審査における柔軟な対応	人手不足等が原因の入札不調によって工期が後ろ倒しになった場合には、計画・設計の見直しを伴わない場合であっても、事故繰越しの対象とするなど、事故繰越し要件の解釈の緩和を求める。	【現行の取扱いについて】 現行の財政法上の繰越制度において、学校施設環境改善交付金の繰越しとして活用できる手法は、①明許繰越し及び②事故繰越しがある。 ①明許繰越しは、採択を受けた国庫補助事業の予算年度の翌年度までしかできず、事業実施の前年度の予算で採択を受けた場合(補正予算前倒し又は本省繰越予算)は、事業実施年度には既に明許繰越しを行っているため、工事実施翌年度への明許繰越ができない状況。 ②事故繰越しは、明許繰越しをした経費についても更に事故繰越しをすることは可能であるとされているが、社会通念上避け難い事故と判断されるものでなければならぬという要件が付けられており、活用可能な事例が限定的。 【制度改正の必要性・支障事例】 事業実施の前年度の予算区分により国庫補助金の採択を受けた場合、翌年度に工期延長をせざるを得ない状況となっても、当該補助金の明許繰越し及び事故繰越しができず、自治体単独の財政負担が増加し、円滑な事業実施に支障をきたす。 当市の令和5年度事業(小学校1校・中学校1校)において、事業実施の前年度に補正予算前倒しを行った事業について、人手不足等が原因の入札不調により工期延長をせざるを得ない状況となったため、事故繰越しに関して北海道財務局と事前協議を行ったが、事故繰越し要件を満たさないと結論に至り、事業を一旦中止して見直しをせざるを得ない状況となった。 【支障の解決策】 人手不足等が原因の入札不調によって工期が後ろ倒しになった場合には、計画・設計の見直しを伴わない場合であっても、事故繰越しの対象とするなど、事故繰越し要件の解釈を緩和することで、支障が解決すると考える。	—	事業実施の前年度の予算区分で採択を受けた事業について、事業実施年度後に、年度を跨る工期延長が必要な場合が生じても、採択された国庫補助金の効果的な執行ができるほか、自治体単独での財政負担や事業中止のリスクが減少し、安定した事業推進が可能となることを見込まれる。	財務省	○当市においても、前年度の補正予算の採択を受けた大規模改修事業について、令和6年度に繰越し、年度当初に入札を実施しているが、昨今の人手不足の影響により、応札がないため、入札不調が3件発生している状況であり、再度の入札で不調となると、貴市と同様に工期延長ができないために、事業中止となるリスクが高く、今後の学校施設全体の整備計画への影響が大きい。 ○令和5年度において、前年度に補正予算前倒しを行った学校施設環境改善交付金事業について、入札不調等により当初の工期より大幅に遅れ、年度末で工事が完了した事例があった。今後も入札不調等により工期を延長しなければならぬ事態が想定される。 ○人手不足等が原因で入札不調になり、未契約となった場合、繰越ができず自治体単独の財政負担が増加し、円滑な事業実施に支障をきたす。 ○当市においては、昨今の急激な物価高騰や労務単価上昇、災害復旧工事等の需給逼迫に伴う資材不足や人材不足の影響のため、入札不調が増加している。事故繰越し要件の解釈の緩和が図られる場合、市単独での財政負担や事業中止のリスクが減少し、安定した事業推進が可能となることを見込まれる。 ○当市でも電設資材の納入の遅れにより事故繰越しを検討したが、結果事故繰越しをする必要には至らなかった案件があった。今後の事業において資材の納期の遅れにより、事故繰越しをせざるを得ない可能性があるため、手続きの緩和を求める。 ○【制度改正の必要性】 現在県内では、民間事業者による大型工事の影響で労働需要の急増に伴う作業員不足、また建設資材の確保が難しい状況である。今後も上記要因はさらに続見込みであるため契約の不調、工事の遅れが発生することは考えられる。本省繰越予算にて採択された予算を繰越す場合、事故繰越しを行うしかなく、その場合要件が厳しく安定した事業継続が難しくなる。よって、事故繰越しについて要件の緩和と手続きの簡素化を求めるもの。
272	272	鹿児島県、山口県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県	花巻市、松本市、浜松市	×	入札書に記載する見積り金額の算定方法の見直し	入札において、国の通知に基づき、入札書には見積もった金額(消費税及び地方消費税込み)の110分の100に相当する金額を記載することを入札参加者へ求めていることについて廃止を求める。 なお、廃止に当たっては、全国の自治体等が実施する入札において混乱が生じないよう、入札書に記載する金額の考え方を定めた上で周知していただきたい。	【現行制度について】 原則として全ての入札においては、課税事業者か非課税事業者かに依らず見積もった金額(消費税及び地方消費税込み)の110分の100に相当する金額(※)を入札書に記載することとし、その金額を比較した上で落札者を選定、落札者へ入札書へ記載された金額の100分の110の金額で相手方に決定した旨を通知することとしている。 ※実際の消費税抜き金額ではなく、計算上算出される金額 【具体的な支障事例】 ・課税の有無に関わらず、入札金額を一律にかつ機械的に110分の100としており入札金額の競争においてなんら意味を持たない工程だが、入札参加者、行政に労力を割かせている。 ・不要な計算を差し控むことによる入札金額の単純な記載間違いや、実際の消費税額と異なることから入札参加者に不要な混乱を与え誤りを生じさせ得る。 ・110分の100で入札書に記載し、契約金額決定の際に100分の110を乗じることにより小数点以下の端数が生じた場合、端数処理の考え方(四捨五入、切上げ、切捨て)によって入札参加者が見積もった金額と実際の契約金額に差が生じる可能性がある。	【具体的な支障事例】 ・110分の100としても比較結果は変わらないが、なぜ計算する必要があるのか。 ・非課税事業者が入札書には110分の100とした金額を記載するよう指示される理由が分からない。 ・課税事業者だが、入札書に記載する金額が実際の課税金額とは異なるため混乱する(軽減税率対象商品を含む場合、小数点以下の取扱いが異なる場合、非課税取引を含む場合) ・見積書に記載した金額の小数点以下を切り捨てていたため、見積書を再提出することになり余計な労力がかかる。	入札を税込みの総額表示(うち消費税及び地方消費税の額を付記)とすることで、民間事業者間で使用されている見積書や入札書等と同様の取扱いとなり、事務労力が軽減するとともに、計算間違い等による誤記載のリスクが減ることが考えられるため賛同する。 ○当市においても、入札は税抜価格により行っているが、業者が見積もった金額から税抜価格を求める際、小数点以下の端数がある場合は、端数処理(切捨て)の関係で、実際の契約金額と業者が見積もった金額に誤差が生じる可能性がある。	総務省	



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>事故繰越しは財政法にその要件が規定されており、①年度内に支出負担行為がなされているものであること、②支出負担行為後の避け難い事故のために年度内に支出を終わらないものであること、③2つの要件を全て満たしている場合に限り認められるものです。要件②の「避け難い事故」の範囲については法令上明確にされていませんが、社会通念上避け難い事故と判断されるものでなければならぬものと考えられ、また、事故という言葉からも非常に個別的具体的に事故繰越しの要件を満たしているか判断を行うこととしており、要件を満たしていると判断した場合に事故繰越しを認めることとなります。ご要望の「事故繰越し要件の解釈の緩和」については、「避け難い事故」の内容を個別に判断を行っていることから、例えば入札不調であっても、その入札不調となった背景に「避け難い事故」と判断できる要因があれば事故繰越しを認めることとなるため、現在の運用でも柔軟な対応が可能と考えています。なお、財務省としては、繰越した後の予算を各府省が早期に執行(交付決定等)することで、自治体における事業期間を充分に確保することが重要と考えており、各府省庁が参加する会議の場などを通じて、繰越予算の早期執行を周知しているところです。</p> <p>財政法(抄)</p> <p>第四十二条 繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。但し、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつたもの(当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。)は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。</p>	<p>札幌市の例として、令和5年度に工事着手を予定していた学校施設の長寿命化改良事業2校について、建築・設備業界の慢性的な人手不足に起因して、千歳市におけるラジダスの建設や札幌市の駅前再開発に入材が集中していることによる人手不足により、入札不調となり工期を後ろ倒しせざるを得ない状況になった。慢性的な人手不足の影響については、入札不調対策を行い、この数年では長寿命化改良事業において繰越しを要するものは無く、上記人手不足による影響が表面化したのは令和5年度に入ってからである。</p> <p>近年、文部科学省の交付金事業については、前年度に本省にて明許繰越措置済みとなった交付金が交付されるケースがある。この場合、地方自治体は明許繰越ができていないため、次年度に予算を繰越すためには、事故繰越を行う必要がある。</p> <p>北海道財務局に対して事故繰越の可否について事前協議を行ったところ、事故繰越制度は、繰越ガイドブックに示されている突発的な異常気象や工事現場での障害、住民や地権者等関係者との調整等に起因するものが対象であり、基本的に入札不調は事故繰越の対象として想定していない。</p> <p>事故繰越の要件である「避け難い事故」については、当該年度中に発生したものと定められており、千歳市におけるラジダスの建設や札幌市の駅前再開発は令和5年度よりも前に発生している事由であるため、これらを要因とする人手不足が当該年度中に発生した避け難い事故とみなすためには、入札不調が当該事由により発生したことについて客観的な証拠を示す必要がある。加えて、事故繰越の事前協議を行う前提として、確実な工事発注について見直しを示す必要がある。</p> <p>見解が示された。</p> <p>地方自治体としては、老朽化した施設の維持更新に係る事業費の平準化に加えて、財源として国庫負担・交付金の活用が必須であるが、当市における支障事例のような外的要因による入札不調に関しては、入札行為を行う以上確実な工事発注の見直しを担保することは困難であることから、地方自治体が計画的に事業を推進できるよう、事故繰越の柔軟な対応については、改めて各地方財務局との密な連携を取っていただくとともに、入札不調においても「避け難い事故」と判断できる要因により事故繰越を認めることができる場合があれば、繰越ガイドブックに事例を掲載する等、周知・徹底をしてもらいたい。</p>	<p>【北海道】 関係府省と自治体の間において、また関係府省間において、事故繰越しの可否の判断基準が十分に共有されておらず、最終的に事故繰越し不可の結論に至るまでに、自治体が多大な時間と事務量を費やす事例があった。入札不調は全国的に発生している深刻な問題であり、現行制度の枠組み内でも柔軟な対応が可能と考えられる部分については、実際に入札不調で事故繰越しが認められた具体例を示して周知するなど、現場の実情を踏まえた対応を検討していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。また、現行制度の枠組み内でも柔軟な対応が可能と考えられる部分については、その旨を周知を行うべきである。</p>
<p>現在、地方公共団体の入札については、「消費税導入後の政府調達に係る入札について」(平成元年2月20日付け総自行第7号自治省行政局長通知)及び「消費税導入後の政府調達に係る入札について」(平成元年2月20日付け蔵計第196号大蔵省主計局長通知)等に基づき、入札書には、各入札者の見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載させることとし、契約金額は入札書に記載される書面上の金額にその10%に相当する金額を上乗せしたものとする取扱いがなされていると承知している。「消費税分がめり込んでしまい、転嫁が十分に行われないのではないか」という不安を持つ業界が多く、政府に対し、「消費税抜きの価格を入札書に記載し、契約金額は入札書に記載された価格の10%増しとする方法」を探るよう各界からの強い要望が寄せられたことを受け、このような取扱いとしているものである。</p> <p>消費税の円滑かつ適正な転嫁の必要性は、消費税導入時のみならず現在も変わらないことから、引き続き、当該取扱いが適当であると考えている。</p>	<p>消費税の円滑かつ適正な転嫁の必要性について特段の異論はないところ。</p> <p>一方、本件提案は、消費税課税事業者も免税事業者も含めて全ての事業者が、機械的かつ一律に、見積もった契約金額の110分の100の金額を入札書(見積書を含む)に記載すること、契約金額には入札書に記載された金額にその10%に相当する金額を上乗せすること(以下、「本件取扱い」と言う。)が、入札金額の比較において無意味であり入札結果に与える影響を有しない上、契約金額として事業者(落札者)が見積もった契約金額と一致させる過程で計算間違い等による瑕疵が生じる可能性も含めて、事業者と自治体双方に事務負担を強いことから見直しを求めるもの。</p> <p>例えば、入札書には消費税込みの総額を記載し比較することとする等に見直し求めれば、事務手続が合理化され、「消費税の円滑かつ適正な転嫁」も阻害しないと考えているため、取扱いの見直しについて改めて御検討いただきたい。特に、令和元年10月に導入された軽減税率制度で標準税率(10%)と軽減税率(8%)の複数税率となったことで本件取扱いの運用も複雑化しているが、総額表示とすることにより、事務負担の軽減や誤記載等のリスクは減る効果が期待できる。仮にその見直しで「消費税の円滑かつ適正な転嫁」が阻害されるとの見解であれば、その考え方を具体的な事例を挙げて示していただきたい。</p> <p>本件取扱いの見直しを求める趣旨には、地方自治体等の公共調達と民間事業者間の取引における入札書の提示ルールが異なることによる混乱が生じないようとするべきとの考えもあるところだが、民間事業者間の取引においては求められていない本件取扱いを、公共調達にのみ求める必要性についても御検討いただきたい。</p> <p>本件取扱いを求める通知が発出されて30年以上が経過し、一般消費者向けには消費税を含めた総額表示の義務化がなされ、「消費税の円滑かつ適正な転嫁」は図られつつあるとも考えられるが、現状においても引き続き本件取扱いを継続することを業界団体等が要望しているのか、さらには、「消費税分がめり込む」が具体的にどのような状況を描いているか不明瞭ではあるが、これまでの本件取扱いとその状況が解消されているのかの検証も含めて、改めて本件取扱いの必要性を御検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
273	273	福岡県、福岡県、九州地方知事会	花巻市、茨城県、岐阜県、京都府、久留米市、熊本県、宮崎県	x	公務員に対する児童手当の認定等に係る文書による通知をシステム上で確認することを省略可能とする	公務員の児童手当支給に関し、庁内システムで認定請求から承認までの手続きを行うことができる場合、支給に関する処分内容をシステム上で確認することが可能であることから、庁内システムで児童手当の認定や額改定通知を確認できる公務員は、文書での通知を省略することができるよう制度改正を要求する。	児童手当法施行規則第10条に、「…支給に関する処分を行ったときは、文書で、…(略)…通知しなければならない」とあり、当県においても、職員に対し、認定や額改定、消滅等の全ての処分に対して紙媒体で通知を発生している。毎月の年齢到達による額改定と併せて、出生等による認定や消滅を行っており、特に小中学の進級のタイミングである4月は進級による額改定通知等が400件を超え、事務の負担となっている。	担当職員の通知発出に係る文書や封筒の作成時間の短縮 支給への通知送付に係る時間の短縮 ペーパーレス化の推進	子ども家庭庁	○年間900件程度の関係通知を発生しており、省略可能により事務作業及び郵送料の軽減及びペーパーレス化の推進が図られる。 ○提案団体と同様の支障事例があり、特に年度当初の4、5月においては、年齢到達による額改定通知等が約200件を超えている。	
274	274	福岡県、九州地方知事会	北海道、千葉県、津島市、兵庫県、西宮市、徳島県、熊本県、宮崎県	x	デジタル田園都市国家構想交付金に経費変更に関する報告の廃止	経費変更に係る変更は報告不要とすること。上記対応が困難な場合は、地方創生推進タイプと同様に経費変更のみ市町村から国へ直接報告させる等、都道府県の事務負担を軽減すること。	国の令和4年度第2次補正予算デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)において、当県では県事業9件、市町村事業70件の採択を受けた。 現在、変更交付決定通知を受けない経費変更についても手続き(事務局への事前相談及び報告)が必要となっており、また、市町村事業の手続きは、都道府県がとりまとめることとなっていることから、とりまとめに係る市町村からの問合せ対応等の作業が多く発生している。 なお、昨年度は、具体的に以下の作業が発生した。 ・5月～11月まで随時経費変更を受付 ・6月、9月、11月の通常変更期間に、通常変更に関する案内と併せて、経費変更についても周知 ・57件の事前相談をとりまとめ、国へ提出 ・3日程度で国から回答があり、市町村等と調整の上、48件の経費変更を提出(うち通常変更となった件数は0件) ・原則変更申請に関する問合せはメールで行うよう依頼しているが、電話で問合せがくことも多い(45件) また、市町村からも経費変更の手続きは不要ではないかの声が多く発生している。 年々申請件数も増加傾向にあることから、今後更に作業量が増加することが予想される。	都道府県及び市町村の事務負担が軽減され、より効率的な事業実施が可能となる。	内閣府、デジタル庁	○昨年度のデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)において、当県では27市町村、54事業の採択を受け、その内経費変更が26件、通常変更が3件あった。 当県でも経費変更についての周知、受付及びとりまとめ、市町村からの問合せ対応等の作業が多く発生し、負担となっている。 また、今年度は33市町村、80事業が採択され、今後も申請数の増加が見込まれており、更なる作業量の増加が懸念される。	
276	276	大分県、九州地方知事会	函館市、石川県、岡山県、宮崎県	x	水力発電施設周辺地域交付金に経費変更に関する報告の廃止	都道府県を経由せずに、国が電源地域との間で、直接、交付金事業を執行するよう求めるもの。	電源立地地域対策交付金のうち、市町村を対象とした「水力発電施設周辺地域交付金相当交付金」の事務を県が処理しているが、その実態は、国と市町村との単なる経由事務(国からの書類修正指示を市町村に伝達等)であることから、全体として非効率的な事務執行体制がとられている。	国と市町村の間で直接的に交付金事業を執行することで、全体として効率的な事務執行体制が確立でき、県の人的資源の有効活用にも繋がる。	経済産業省		

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項は、処分通知等を受ける者が電子計算処理組織を使用する方法により受けることを望む場合には、電子による処分を行うことができる旨包括的に規定している。したがって、現行においても、受給者の同意があれば、電子情報処理組織による通知を行うことが可能である。</p> <p>(参考) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める表示をする場合に限る。</p> <p>2～5(略) 内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(令和5年内閣府令第39号)第8条 法第7条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって行政機関等が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>電子情報処理組織による手続等に関する告示(令和5年こども家庭庁告示第1号)第4条 規則第八条に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。</p>	<p>求める措置について、現行制度で対応可能であるならば、必要となる条件等もきめその旨明確化し通知等により地方公共団体に対し十分な周知を行うことを求める。</p>		<p>【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。</p>
<p>軽微変更に係る変更については、市区町村に対して交付決定した事業について、事業費の変更等が生じる場合のうち少額である等の軽微な内容のものについて、都道府県にとりまとめを行っていただいているもの。</p> <p>変更が生じたことの報告については、内容が変更されたという事実関係を国及び都道府県において共有するために行っていただいているところであるが、できるだけ負担を軽減できるよう検討してまいりたい。</p> <p>具体的には、現状の報告不要の範囲(事業計画に影響のない範囲での記載内容の修正や経費の減額等)を拡大し、軽微変更に係る事務負担の軽減を図る等を想定している。</p> <p>なお、市区町村からの問い合わせについては、軽微な変更に関する可否かといった点も含めて生じているものと思われるが、国において、交付決定の変更を伴う通常変更との区分も含めてより丁寧に周知を徹底し、問い合わせ件数が減少するよう取り組んでいく予定である。</p>	<p>軽微変更とは、実施計画に影響を及ぼさない範囲での変更という認識であり、そのような変更については、内容が変更されたという事実関係を国及び都道府県が逐一把握する必要はないと考ええる。</p> <p>現在の軽微変更の手続きにおいては、国に事前相談を行い、軽微変更であるとの回答を受けてから報告を行う流れとなっており、通常変更の手続きと同様の事務作業が発生している。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条第1項第3号において、各省各庁の長の定める軽微な変更について承認不要とされていることを踏まえ、本来、軽微変更に該当する場合は、事前の相談を行い、その変更が通常変更と該当する変更でないかあらかじめ確認いただく必要はないと考えられる。このため、お示しのように、軽微変更のうち報告不要の範囲を拡大するのではなく、軽微変更に該当する変更の要件を明確に示したうえで、該当するものについては全て事前相談及び報告を不要とさせていただきたい。</p> <p>なお、本提案の対応が困難な場合は、都道府県経由で報告事務を行っていた市区町村事業については、市区町村から国への直接報告を可能とすること、事業着手前に報告の完了を求めていることについて、交付金対象事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更であることが確認できれば、事業着手後の報告を可能とすること、当該年度事業費の2割以内の減額のみ場合は報告不要とすることなど、地方創生推進タイプ等の手続きと同様の手続きにさせていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>電源立地地域対策交付金交付規則(平成28年4月1日文科科学省・経済産業省告示第2号。以下「交付規則」という。)第12条に規定する一の水力発電施設対象市町村の区域に対して交付することができる毎会計年度の交付金は、市町村への直接交付又は都道府県から間接交付しなければならない旨を規定しておらず、同条は、地域の実情等に応じて、市町村への直接交付や都道府県から間接交付といった交付方法を定めることができる規定である。</p> <p>そうした中で、交付規則の前身である水力発電施設周辺地域交付金交付規則(昭和56年通商産業省告示第165号)を制定して以降、都道府県からの間接交付を基本としており、これまでも、市町村への直接交付とする場合には、市町村と都道府県間で協議・調整の上、県内市町村の状況を熟知する県に、県内の対応を固めていただいていた経緯がある。</p> <p>また、都道府県からの間接交付から市町村への直接交付に変更する場合、例えば当該市町村が、他の間接交付されている交付金と併せて1事業を執行している場合に、当該市町村の事務手続きが煩雑化する可能性がある等、必ずしも市町村にとって事務手続きの簡素化とならない可能性もあることから、市町村と都道府県でよく協議・調整することが重要であると考えている。</p>	<p>今後、当県と県内市町村との間において、「直接交付」により事業執行することで調整が整った場合には、特段の国の判断を待たずとも、直接交付に移行できるのか、また、一部の市町村のみにおいて直接交付に移行できるのか、御教示いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。また、現行制度について、十分な周知を行うべきである。</p>





各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>【内閣官房】 既に今年度から『水循環施策』の紙媒体冊子送付を廃止し、データを掲載した内閣官房HPのURLを自治体に通知することとしている。</p> <p>【内閣府】 『地方からの提案等に関する対応方針』については、毎年、内閣府ホームページに公表するとともに、全ての都道府県及び市区町村に対して電子データを送付していることを踏まえ、令和6年分から冊子の送付を廃止する方向で検討する。</p> <p>【総務省】 地方自治月報は2年に一度調査を実施しており、調査結果の公表に際し、総務省ホームページでの公表のほか、冊子を作成して都道府県、指定都市、中核市、地方関係団体等に配布している。これらの配布先に対する冊子の配布が不要であれば、ご提案のとおり一括して送付を廃止させていただく。</p> <p>【国土交通省】 提案内容を検討した結果、『河川管理統計』については、次回以降は紙媒体冊子の送付を廃止し、行政事務の効率化を図るため、これに替えて電子データを送付することとする。</p>	<p>電子データのみを送付していただくことで、業務効率化や廃棄の際に必要なコスト及び労力の削減など様々な効果が期待できる。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>1号委員は、昭和37年8月6日消防庁次長通知「災害対策基本法の運用上留意すべき事項について」によれば、特にその指名がない限り、指定地方行政機関の長が当然に委員に宛てられるものとされている。</p> <p>都道府県防災会議の設置趣旨が、国の中央防災会議と同様、関係機関の間を連絡調整し、総合的、計画的な防災行政を行うことである以上、関係機関の1つである「当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関」の委員は、その長が務めるのが適切である。提案の中で言及のあった昭和37年10月18日消防庁総務課長通達は、このことを再度明らかにした上で、同号の「その指名する職員」の考え方を示したものであり、条文の趣旨に沿ったものである。</p> <p>以上を踏まえ、ご提案のような形で1号委員を指定地方行政機関の長以外も務められるよう、要件を緩和することは困難である。</p> <p>なお、女性委員の登用については、東日本大震災の際に、避難所の運営に当たり女性、高齢者等の視点が必ずしも十分ではなかったとの指摘を踏まえ、災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号）において、多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、現在充て職となっている防災機関の職員のほか、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者（8号委員）」が追加されたところであり、一定の対応を行っているところ。</p>	<p>女性委員の登用について8号委員を追加する対応がなされていることではあるが、防災対策に限らず女性の視点を取り入れた行政運営を求められる現状においては、8号委員のみならず、行政機関の委員も女性の視点で防災対策を検討することが求められている。</p> <p>昭和37年8月6日消防庁次長通知「災害対策基本法の運用上留意すべき事項について」においても、特にその指名がない限り、指定地方行政機関の長が当然に委員に宛てられるものとされていることから、特にその指名があれば、指定地方行政機関の長以外の職員を委員に宛てることができるかと解されるのではないかと、前述した現在の課題に照らし、要件を緩和することを提案するものであり、ご再考を願いたい。</p>	<p>【高知県】 昭和37年8月6日消防庁次長通知並びに昭和37年10月18日消防庁総務課長通達については、その発出から60年以上が経過している。その間、当然に社会情勢等は変化しており、これらの通知・通達を根拠に「1号委員を指定地方行政機関の長以外も務められるよう、要件を緩和することは困難」とする回答は、時代に即していないと考える。</p> <p>については、現行の防災基本計画における男女共同参画の考え方を踏まえ、提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>	<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
279	279	埼玉県	花巻市、西城市、相模原市、三重県、茨木市、広島市、徳島県、熊本市、宮崎県	x	液化石油ガス保安法における各手続に係る審査項目、手数料を精査し、特に以下について必要な見直しを実施すること。 1 液化石油ガス保安法第14条の変更許可(移動式製造設備の許可)の許可を受けた充てん設備に係る保安法第14条の変更許可(移動式製造設備のみを使用して行うもの)の手数料 2 保安法第5条の許可を受けた移動式製造設備に係る液化石油ガス保安法第37条の4の充てん設備の新規手数料 3 液化石油ガス保安法第37条の4第4項で準用する第37条の3第1項の完成検査に合格した充てん設備に係る保安法第20条第1項(新規許可)、第20条第3項(変更許可)の移動式製造設備の完成検査手数料及び保安法第20条第1項(新規許可)、第20条第3項(変更許可)の完成検査に合格した移動式製造設備に係る保安法第37条の4第4項で準用する第37条の3第1項の完成検査手数料	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について 1 液化石油ガス保安法第37条の4の許可を受けた充てん設備に係る保安法第14条の変更許可(移動式製造設備のみを使用して行うもの)の手数料について 令和5年12月6日に公布された標準手数料令の改正(以下、今回の改正)では、保安法第5条の新規許可の手数料のみが改正されたが、保安法第14条の変更許可に係る手数料を改正しなかった。変更許可について減免がなされないのは不合理ではないか。なお、令和6年2月29日付け経済産業省通知で変更許可についての見解が示されているが別添証拠照会のとおり、趣旨が汲み取りやすく、地方公共団体として運用する上で疑念がある。 2 保安法第5条の許可を受けた移動式製造設備に係る液化石油ガス保安法第37条の4の充てん設備の新規手数料について 今回の改正では、保安法第5条の製造の許可を受けた移動式製造設備が液化石油ガス保安法第37条の4の充てん設備の新規許可を受けようとする際の手数料が見直されなかった。保安法の許可を受けた移動式製造設備について液化石油ガスの許可を受けようとする場合も同様に減免措置がなされるべきではないか。 3 液化石油ガス保安法第37条の4第4項で準用する第37条の3第1項の完成検査に合格した充てん設備に係る保安法第20条第1項(新規許可)、第20条第3項(変更許可)、第20条第3項(変更許可)の移動式製造設備の完成検査手数料及び保安法第20条第1項(新規許可)、第20条第3項(変更許可)の完成検査に合格した移動式製造設備に係る保安法第37条の4第4項で準用する第37条の3第1項の充てん設備の完成検査手数料について 充てん設備と移動式製造設備の審査項目に重複があるのであれば、当該完成検査に係る手数料も見直すべきではないか。なお、令和6年2月29日付け経済産業省通知で完成検査に係る見解が示されているが別添証拠照会のとおり、趣旨が汲み取りやすく、地方公共団体として運用する上で疑念がある。 令和6年2月29日付けの通知では実際の運用を各地方公共団体に委ねる表現がされているが、令和5年12月に手数料標準令が改正されたとおり、この種の手数料算定に当たって地域性を考慮する必要性は乏しい。地方公共団体に運用を委ねるのではなく、個別手数料の改正要否を精査の上、改正を要する手数料は手数料標準令の改正で明示していただくようお願いしたい。地方公共団体ごとに運用・手数料が異なれば、業界も含めて混乱が起りかねない。	提案に当たって当県下の全市町村から賛同を得ている。	提案の実現により事業者の負担軽減につながる。	総務省、経済産業省	○新規許可と同様、変更許可についても減免を受けられるのが公平であると考え。また、手数料は標準的に徴収すべきであり、地域性を考慮する必要はないと考える。 ○令和6年2月29日付け経済産業省通知に基づいて減額徴収、未取した場合、手数料条例との整合性が取れず、その事情について監査等における出納部局への説明が煩雑になり、かつ承認を得られない恐れがある。 ○令和6年2月29日付けの通知では、変更許可、保安検査及び完成検査等の手数料について記載はあるものの、当該通知の趣旨が不明確であり根拠が乏しい。また、今回の改正は高圧法の新規許可のみの標準令の改正であり、変更許可等の場合については標準令に従うことなく、通知のみの運用となれば地方公共団体ごとの運用にゆだねている部分があるため差異が生じかねない。 ○通達で手数料を示すことにより、地方公共団体ごとに運用・手数料が異なる恐れがある。通達ではなく、手数料標準令の改正が望ましいと考える。 ○令和6年2月29日付け経済産業省通達による手数料の運用については同様の疑義が生じたため、当市手数料条例及び手数料標準令の改正なしに経済産業省通達を運用することについて、地方自治法上の解釈(第228条第1項)も含めて問題ないかどうかを当市の法制課顧問弁護士に相談した。その結果、法令解釈的には疑義が残るものの、訴訟リスク等を含め総合的に判断した結果、手数料条例及び標準令の改正がなされた方が良いとする見解を頂いたため、当市ではそのようにする予定である。全国的に見ると各都道府県や政令市等で統一されていないのが現状であり、行政庁によって手数料が違うことで事業所や行政庁での混乱が生じる可能性も考えられるため、標準令の改正を行うことは必要だと考える。 ○令和6年2月29日付け通知の運用状況を近隣の地方公共団体に確認したところ、各地方公共団体ごとに運用・手数料が異なっていることを確認した。今後、業界も含めて混乱が起ることが強く懸念される。	
280	280	埼玉県、山形県	花巻市、茨城県、ひたちなか市、大田原市、相模原市、長野県、松本市、広島市、大野城市、浦添市	x	地方税法施行令の一部を改正する政令(国民健康保険税の公布時期の前倒し)	国民健康保険税は、地方税法第703条の4第11項等の規定により、地方税法施行令で定める金額を超えて課税することはできないこととされている。 市町村は、地方税法施行令の改正後、この限度額を改正する条例改正を行うが、例年、改正政令の公布日が年度末となっている。 施行日が翌年度の4月1日であるため、市町村においては、定例の市町村議会の上程に間に合わず、首長の専決処分もしくは翌年度の条例改正とせざるを得ない状況となっている。 なお、国民健康保険料の課税限度額については、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和6年1月26日に公布(令和6年4月1日施行)されている。	提案に当たって当県下の全市町村から賛同を得ている。	提案の実現により行政の効率化・適正化につながる。	総務省、厚生労働省	○当市では例年、専決処分により条例改正しているが、4月1日の施行までの期間がない中での対応が必要となるため、国民健康保険法施行令と同様の早い時期での地方税法施行令の改正としていただきたい。 ○令和6年3月30日付け地方税法施行令の一部を改正する政令(国民健康保険税改正部分)の公布により同日付で当市の国民健康保険税条例の一部改正条例を専決処分し、6月議会承認を得る予定である。年度末、年度当初に業務が集中する。 ○当市においても例年、3月定例市議会の上程に間に合わず、首長の専決処分で行っている。当市も提案団体と同意見であり、制度改正が必要であると考え。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>【1. について】 「令和6年2月29日20240219保局第1号」通知の2.において、変更許可の場合は標準手数料令470(11)その他の場合を適用することを示し、「6.(参考)新型バルクローリー」について、高圧法の許可を取得する場合の手数料の標準となる金額)の「②変更許可(高圧法における増設のための変更許可に限る。)の場合」において、3,200円をあわせて示していること。よって、変更許可についても減免がなされる旨を既に示しており、措置済みと考えている。</p> <p>【2. について】 高圧法第5条第1項の許可を受けた移動式製造設備(従来型バルクローリー)を液石法第37条の4の充てん設備として許可を受けようとすることについては、バルク容器又はバルク貯槽に充てんする場合に必要な離隔距離の確保など厳しい制限があることから、こうした実例を把握しておらず、そのような許可を受けようとする事例が事実上ほとんど想定されないと考えにより、手数料標準令本則の表83の項は改正していない。</p> <p>【3. について】 上記通知の5.において、一方の法律に基づく完成検査証の確認を行うことで足りる旨を示し、あわせて「6.(参考)新型バルクローリー」について、高圧法の許可を取得する場合の手数料の標準となる金額)の「③完成検査の場合」において手数料は不要と示しており、措置済みと考えている。</p> <p>なお、上記通知の「趣旨が汲みづらい」とのご指摘については、今までも各都道府県から確認事項があれば個別に回答しているが、今後、共通して寄せられた確認事項についてはFAQで示すこととあわせ、ブロック会議等で分かりやすく丁寧な説明に努めてまいります。</p>	<p>【1. 3. について】 詳細な説明に感謝申し上げます。事業者などからも問い合わせがあることから、手数料標準政令または省令の改正を含め、誤解の生じないよう明解な形で周知を回っていただきたい。</p> <p>【2. について】 高圧法第5条第1項の許可を受けた移動式製造設備(従来型バルクローリー)を液石法第37条の4の充てん設備として許可を受けようとすることは事実上想定されないと回答にあるが、当団体では従来型バルクローリーで高圧法の許可を取得している事業者は多数存する。本提案は当団体において、高圧法と液石法が同時に適用される設備が多数存することから、事業者は高い関心を持っている。また、両法の適用関係は密接であるため、わかりやすい説明が求められている。地域ごとに取扱いに差が生じ、事業者を混乱させることのないよう、手数料標準政令または省令で定めることを含め、誤解の生じないよう明解な形で周知を回っていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>国民健康保険税の課税限度額に係る政令改正が年度末であることによる影響は、次のとおり、それぞれの市町村の判断によって様々であると考えられる。</p> <p>①今回の指摘されている支障は、国民健康保険の財源を保険税として徴収している団体において生じる場合があるが、保険税とするか、保険料とするかは市町村の任意である。なお、保険料から保険料に変更する市町村は近年も複数存在している。</p> <p>②保険税として徴収する場合でも、政令改正後、専決により速やかに条例を改正するか、周知期間等のために一年後に条例を改正するか、改正せず据え置かなどの条例改正のタイミングや有無は、課税限度額の引き上げが続く現状においては、実質的に市町村の判断で行われている。</p> <p>一方で、保険税を含めた地方税の制度改正は、全税目一体で与党税制調査会での議論から地方税関係法令の改正作業までを順序立てて行うこととしているが、今回の提案では、他の税目の法律改正作業の段階で、保険税の政令改正作業のみを切り分けて前倒しで行うことが必要となるため、総務省の事務担当者に二重の事務負担が発生することとなり、非常に対応が難しい。</p> <p>以上を踏まえると、今回の提案は、市町村において条例改正のタイミングの選択肢を増やす効果はあるものの、総務省の事務担当者の事務負担を恒常的に増加させるものであり、提案の実現による全体的な効果と事務負担の増加との兼ね合いを慎重に見極める必要があると考える。</p>	<p>国民健康保険税は国民健康保険料と比べて保険料(税)の徴収において有利となる面があるため、国民健康保険法第76条の例外として認められており、採用する自治体があるものと思料する。</p> <p>その国民健康保険税の徴収の基礎となる国民健康保険税条例等の改正は住民の強い批判的関心と呼ぶため、適時適切に行うことが求められる。第1次回答によれば、改正の時期は実質的に市町村の判断で行われているとされているが、時期としては4月1日の施行が望まれるところ。改正の決定形式が議会の議決権の軽視とも評される専決処分にならざるを得ないことから、この決定形式を回避するため他の時期の改正が選択されているものと思料する。</p> <p>保険料の設定を各市町村がそれぞれ独自に行う現行の制度を継続していくのであれば、各市町村が個別の事情を鑑み対応につきそれぞれ判断すれば良いという貴省の回答にも一定の理解を示すことも可能と思料するが、一方で現在、国主導で都道府県単位での保険料(税)水準統一が強力に推進されているところである。厚生労働省発出の「保険料水準統一加速化プラン」においても「賦課限度額について、政令で定める額に統一する等が考えられる」と明記されており、統一に当たっては都道府県内の全市町村で同一の対応を行わねばならないことから、今回要望している公布時期の前倒しは不可欠な要素であると思料する。</p> <p>地方税の制度改正過程について、詳細な説明をいただいたところではあるが、保険料(税)水準統一に向けて後向きな回答と捉えざるを得ない。議決の形式で国民健康保険税条例等を改正できるよう、地方税法施行令の一部を改正する政令(国民健康保険税改正部分)の公布時期の前倒しをご再考いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
281	281	埼玉県、山形県、川崎市	ひたちなか市、大田原市、高崎市、川越市、船橋市、寒川町、長野県、浜松市、三島市、大阪市、堺市、高松市、東温市、久留米市、大野城市、熊本市、浦添市	x	被保険者資格喪失後の受給により発生する不当利得の保険者間調整における被保険者等の同意を不要とすること	不当利得の保険者間調整については、本人の同意を不要とするなど、保険者間のみで調整できる取扱いとするよう求める。	厚生労働省通知において、被保険者資格喪失後に旧被保険者の被保険者証を医療機関の窓口で提示して受診したことによる医療給付費の過払いによる不当利得の返還金債権については、旧被保険者が被保険者から徴収することが原則であり、保険者間調整は被保険者と旧被保険者の間で受領委任がある場合に可能な調整方法であることが明確に示されている。しかしながら、各市町村においては、被保険者から同意を得ることが難しいケースが多くなっているために、手続きが進まず未収金が増加している現状があり、健全な財政運営に支障が生じている。 【支障事例】 既に社会保険等に加入している被保険者に接触機会を得ることができないなどの理由により被保険者の同意が得られないために保険者間調整ができないケースが多く発生(令和5年度は、当県全体の推定値ではあるが約2,000件の約2,000万円になる。)しており、また、本人に返還の意思がない場合は、非強制徴収公債権であることから、強制徴収もできない。 簡易裁判所による支払督促等の手続きを行うにも、職員数も限られ他の事務に影響が及ぶこともあり、また、異議申し立てが民事訴訟に直結することから、費用も高く、相当な高額ケースでない限り手を出しにくい状況となっている。同意を不要とすることで支障は解決するが、受給権の保護の観点から同意が必要な場合には、社会保険等の現被保険者が旧被保険者に代わって同意を得ることができれば、直接請求する手間や未収金の増加を防ぐことができる。	提案に当たって当県下の全市町村から賛同を得ている。	国民健康保険の健全な財政運営につながる。	厚生労働省	○当市においても被保険者の同意が得られないために保険者間調整ができないケースが発生している。保険者間調整は不当利得返還事務において有効な対策であり、被保険者等の同意を不要とする等の制度改正は未収金解消に効果的である。また、担当する職員の事務軽減を図るためにも手続に必要な書類を省略する等保険者間調整にかかる手続きをより簡潔にされたい。 ○特に被保険者が資格喪失後に転出している場合や死亡している場合などに本人の同意を得ることが困難な事例が生じている。 ○保険者間調整が可能な場合には、返還金について被保険者へ請求するのではなく、同意書等をもって保険者間調整を行っているが、保険者間調整の案内をしても同意書等の返送がなく、保険者間調整を行うことができないことは多い。また、転出等により接触ができず保険者間調整できない場合もある。一定の期間同意を得られなかった場合には、被保険者へ直接請求するが、督促等を行っても返還いただけないこともある。被保険者等の同意が不要となれば、保険者間調整の案内をする手間や直接請求・督促をする手間、未収金の増加を防ぐことができる。 ○現在の保険者間調整は手間と時間がかかるので、制度自体を見直し、簡単でスピーディーな事務にして欲しい。 ○国民健康保険における提案であるが、後期高齢者医療制度においても同様の事態が多発している。国民健康保険に限らず、全保険者において実現願いたい。 ○被保険者と接触機会(電話及び通知文)を得ることができれば、9割で同意が得られるが、転出等で接触できないケースは被保険者の同意が得られていない。同意がなければ、本来の保険者徴収を継続している。
282	282	埼玉県	千葉県、東京都、福島県、鳥取県、熊本市	x	家畜伝染病予防法における対象家畜の明確化	家畜伝染病予防法の対象家畜について、法令で定めること。法的位置づけが難しい場合には、通知等で明確化すること。	【現行制度について】 家畜伝染病予防法では、家畜の伝染性疾患について、その発生を予防し、及びまん延を防止するため、法の対象となる伝染性疾患と当該伝染性疾患ごとに対象とする家畜の種類について、法第2条、同法施行令第1条、同法施行規則第2条により規定されている。 そのうち、家畜としては、鶏、あひる、うずら、きし、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥の7種類が規定されているが、令和4年度の高病原性鳥インフルエンザ発生事例においては、エミューをだちようとなし、法に基づく殺処分などの措置が実施されている。 国は、「家畜防疫互助基金支援事業への協力依頼等について(平成29年6月20日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課課長補佐事務連絡)」の別記により、農場で飼養されている鳥種の家畜伝染病における対象家畜への該当性として、エミューがだちよう、マガモ・ガチョウ等があひるに該当すること等を例示し、それをもって根拠としている。 【支障事例】 マガモ、ガチョウは、生物分類上あひると同じ目科だが、エミュー(ヒクイドリ目ヒクイドリ科)とだちよう(ダチョウ目ダチョウ科)では目科が異なり、エミューをだちようとなすのは無理があると考える。エミューが高病原性鳥インフルエンザの感受性動物として重要なことは理解できるが、生物分類上法的根拠としても飼養者を納得させることが難しく、指導に支障をきたしている。	県内の一部エミュー飼養者に対し、「みなし家畜」として家畜伝染病予防法に基づく定期報告の提出を求めたが、法的根拠がないという理由で提出を拒まれる事例があった。 万一、当該農場で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、農場における防疫措置に着手できない恐れがあり、周辺農場への影響が懸念される。	提案の実現により県行政の適正化につながる。	農林水産省	○家畜伝染病予防法は所有者の財産処分を可能にする法律であるから、対象家畜およびその根拠を明記しておくべきである。
283	283	埼玉県、愛知県	青森県、兵庫県	x	家畜防疫員の旅費に関する見直し	家畜防疫員の旅費について、派遣元が直接国に請求できるようにすること。要請側の業務負担軽減のため、防疫業務手当や時間外勤務手当などについては、派遣元が負担すること。	家畜伝染病予防法第48条の2第1項に基づく要請により、他の都道府県に家畜防疫員を派遣した場合、同条第3項により派遣に伴い要する費用(旅費等)は要請側が支弁することとされている。同条第4項により派遣側が一時的替え支弁を行う場合があるがほとんどが、要請側は派遣元自治体若しくは派遣者毎に精算事務が発生し、業務負担が増大する。	他県へ派遣した家畜防疫員の旅費等については、派遣先自治体の防疫対応が落ちているからの精算事務となり、算定根拠等の確認において派遣元、派遣元相互の事務が発生することから、旅費等の額の確定、派遣者への支払に時間を要する。また、派遣先自治体においては、派遣を受けた他県の家畜防疫員の旅費等を合算して国予防費負担金の申請事務を行うこととなり、時間と労力がかかり過ぎている。	提案の実現により行政の負担軽減につながる。	農林水産省	○派遣要請側は、防疫措置に関わる業務を行いながら、派遣者の所要経費の取りまとめ及び支払い作業を行っているため、業務軽減の必要性を感じる。派遣側としても自県で要した旅費を予防費の実績として報告することで、急ぎとりまとめを行う必要がなくなる。



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>社会保障の保険給付は、保険事故発生の際の生活保障を目的としており、御提案のように被保険者を全く介さず保険者間において直接処理することは、保険給付の受給権の保護の観点から適当ではない。</p> <p>また、医療保険各法上、保険給付の受給権の差押えは禁止されており、民法上、差押えが禁止された債権について、その債務者は相殺に用いることはできないこととされている一方、当事者間の合意による相殺までを禁じたものではないと解されていることから、被保険者の同意が必要であると整理しているところであり、御提案の方法は法的な整理が困難である。</p> <p>なお、本年12月2日から現行の被保険者証の発行は終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行するところ、マイナ保険証で受診いただくことで、被保険者資格喪失後の誤った資格による受診は減少するものである。</p>	<p>保険給付の受給権の保護の観点から、不当利得の保険者間調整における被保険者等の同意を不要とすることは、法的な整理が困難であるところであるが、本提案における保険者間調整においては、保険給付の譲渡が行われるものの、このことにより被保険者が保険給付を受けることに何らの不利益も生じないことから、実質上、保険給付の受給権の保護に反するところはない。</p> <p>それにもかかわらず現行の取扱いにおいては、被保険者が資格喪失後に転出している場合や死亡している場合など、本人の同意を得ることが困難であり、本来の保険者徴収を継続する事務負担が大変過重となっている。</p> <p>社会保障の保険給付である年金給付においては、受給権の保護を譲る一方、一定の条件のもと担保に供することや差し押さえを可能としていることに照らし、被保険者資格喪失後の誤った資格による受診に伴う事後措置に係る負担軽減が図られるよう、被保険者等の同意を不要とすることや現保険者が旧保険者に代わって同意を得ることなどについてご再考願いたい。</p> <p>また、同意を不要とすることができない場合の新たな代替案として、健康保険加入時にあらかじめ同意を取り、脱退時にその同意に基づき保険者間調整を可能とする制度を新たに提案したい。加入時に取得した同意はマイナ保険証の情報と紐づけて保存し、脱退時にその同意を確認することで保険者間調整が可能となる。</p> <p>なお、マイナ保険証の活用により誤った資格による受診が減少するとの見込みが示されているが、従前の保険証がなくなったことにより、保険証を切り替えるという意識が希薄となり、資格喪失手続きを忘れる被保険者が増加し、資格喪失後受診が増加することが懸念される。また、仮に資格喪失後受診が減少したとしても資格喪失後受診をゼロにすることはできないため、引き続き重い事務負担が残ることとなる。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>エミューを家畜伝染病予防法の対象家畜として明確化することを検討する。</p>	<p>提案内容を受け止めていただいたこと、感謝申し上げます。については、今後の検討スケジュールをご教示いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>一般的には家畜防疫員は、任命された都道府県内において権限を行使するものであり、家畜伝染病予防法第48条の2第1項に基づく要請により派遣された家畜防疫員は、他の都道府県知事の指示又は命令の下で権限を行使するようになる。</p> <p>この点、家畜伝染病予防法費負担金として交付される家畜防疫員の旅費については、伝染病の発生があった都道府県が、防疫措置のために必要な経費として国に申請するものであり、派遣を要請した発生都道府県から申請いただくべきものと考えている。</p> <p>また、旅費の支弁については要請側による支弁と派遣元による一時繰替え支弁を使い分けることが可能であるため、都道府県間で連携し、手続きの簡素化に努めてもらいたい。なお、ご提案のとおり派遣元からの申請を可能とした場合、派遣元において申請業務等の事務負担が発生することが予想される。</p> <p>あわせて、都道府県防疫業務手当及び時間外勤務手当についても、派遣された家畜防疫員の勤務実態等を正確に把握可能である派遣先都道府県において適正に支給するものと考えている。</p>	<p>鳥インフルエンザを始めとして特定家畜伝染病は、毎年のように発生しており、その発生可能性についてすべての都道府県が等しくリスクを持っている。埼玉県においては、平成30年度から令和4年度までの5年間で職員を10人前後派遣し、令和元年には派遣先もなっている。</p> <p>ひとたび特定家畜伝染病が発生すれば、発生自治体は防疫措置に多大な労力を費やすことになる。防疫措置に要する経費の中で、家畜防疫員の派遣に係る旅費等の額は少額であることに比して事務処理は煩雑である。これらの経費を適正に支給すべきことは言うまでもないが、派遣先都道府県から防疫措置従事状況の情報を受け付け、派遣元都道府県において適正に支給することは可能であると考え。</p> <p>第1次回答で指摘されているとおり、派遣元都道府県において、申請業務に係る事務その他の負担が発生する提案であることは承知しているが、都道府県相互に負担を分かち合っている現状を踏まえ、発生自治体に集中する事務負担の軽減を図る観点から再考いただき、要綱等の所要の変更をご検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 他の都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。</p>

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
284	284	埼玉県 【重点16】	さいたま市	x	家畜以外の飼養動物に係る都道府県知事の防疫措置命令を可能とすること	家畜伝染病予防法(以下「家伝法」という。)第5条第2項により検査を実施した家畜以外の飼養動物(高病原性鳥インフルエンザの場合であれば、飼養鳥)について、家畜伝染病のまん延防止のため必要がある時(隔離等の適切な飼養管理ができない、と家畜防疫員が判断した時)は、殺処分等防疫措置に係る命令を可能とする規定を新設すること。	家伝法は、家畜の伝染性疾患の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的としている。「家伝法」では、「都道府県知事は、(中略)家畜以外の動物が第2条第1項の表の上欄に掲げる伝染性疾患にかかり、又はかかっている疑いがあることが発見された場合において、当該伝染性疾患が当該動物から家畜に伝染するおそれがあると認めるときは、当該都道府県の職員に当該動物についての当該伝染性疾患の発生の状況等を把握するための検査を行わせることができる。」とされている。この条文では、野生下・飼養下に問わずすべての家畜以外の動物が同項の対象であるように解釈できる。しかし、現行の家伝法では、家畜以外の飼養下にある鳥類(以下「飼養鳥」という。))について、法に基づき検査が実施できるにも関わらず、その結果、感染が確認された場合の殺処分等防疫措置などの対応については規定されておらず、家畜に伝染するおそれがあると認められる場合においても、必要な防疫措置が行えない。なお、家畜以外の飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応については、環境省により「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザの対応方針(以下「指針」という。))として整理されているところである。指針では、「「感染した飼養鳥」又は「感染疑い飼養鳥」の殺処分若しくは治療の判断は、隔離(留意事項3参照)が可能で十分な治療体制を確保できるか検討し、治療を行うことは感染拡大のリスクが否定できない行為であることを十分に理解した上で、担当医師の所見を踏まえ、展示施設の管理者が判断する。」とされている。	令和4年度に県内の動物園で高病原性鳥インフルエンザが確認された。この事例では、高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された飼養鳥と同一エリアで飼育していた、家畜以外の鳥類についても、感染のおそれがあることから、動物園が自衛策を実施したが、あくまでも管理者の判断に委ねられている。	提案の実現により、伝染性疾患への感染が確認された飼養鳥についても、殺処分等が可能となり、家畜へのまん延をより実効的に防止できるようになるなど、行政の適正化につながる。	農林水産省	—
285	285	埼玉県、栃木県	北海道、岩手県、仙台市、秋田県、石川県、長野県、浜松市、高知県、福岡市、熊本市	x	独立行政法人日本学生支援機構による給付型奨学金、貸与型奨学金の予約採用(進学前の申込)手続の予約採用手続の見直し	独立行政法人日本学生支援機構による給付型奨学金、貸与型奨学金の予約採用(進学前の申込)手続について、申請書類の配付、決定通知の交付、申請者からの必要書類のとりまとめは、高等学校等を介さず同機構が直接、保護者との間で行うこと。また、予約採用手続において、申請者から必要書類をオンラインで提出できるようにすること。	独立行政法人日本学生支援機構による給付型奨学金、貸与型奨学金の予約採用(進学前の申込)手続については、同機構から申請時から決定時まで、高等学校等を介して手続を行っているが、「各高等学校等の教員がこれらの事務を担っているが、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」の観点から、「学校が担うべき業務」あるいは「学校の業務だが必ずしも教師が担うべき業務」に位置付けられるもの。奨学金事務に係る生徒への関係書類の配布や必要書類の回収は、担当教員にとって事務負担が大きい。各学校では、毎年度、進路担当者、3学年担任などのうち、奨学金担当の教員は、予約採用の申請(全日本制高校は平均100人以上)だけでなく、生徒・保護者からの相談についても対応する必要がある。相談の範囲が幅広いことから、各学校では、毎年度、担当教員が事前に情報収集したり、相談内容の回答を調べる等の必要も生じている。 ※令和元年度の県内調査結果(全日制高校1校当たり平均人数) ①貸与型(第一種(無利息))申請 平均 51.4人 ②貸与型(第二種(利息あり))申請 平均 57.9人 ③給付型の申請 平均 32.3人	日本学生支援機構の手引きには「奨学金に関する手続きはすべて生徒本人が行う必要がある旨、記載されているが、給付型奨学金制度の運用変更もあり、奨学金給付等を希望するすべての生徒が自分自身で行える手続ではなくなっている。	提案の実現により教員の負担軽減につながる。	文部科学省	〇3月に申請手続きの依頼があったから、手続きの誘込、生徒に対する案内、申請の受け付けと7月の申請終了まで、100人を超えるの申請に対して事務手続きを行うことになり、大きな負担となっている。また、卒業から2年間は申請できることから、卒業生についても対応する必要があり、勤務時間内に取まらない対応を求められることもある。年度替わりの立て込んでいる時期に担当する教員には、事務量だけでなく精神的な負担も大きくなっている。
286	286	埼玉県	豊橋市、高知県、福岡市、宮崎県	x	在留カードの再交付手続の簡素化	在留カードの再交付時の「在留カードの所持を失ったことを証する資料」の添付を不要とするよう、出入国管理及び難民認定法施行規則を改正すること。添付省略が不可能なのであれば、遺失届受理番号で足りるようにするなど、手続の簡素化に向けて出入国在留管理庁(全庁)の取扱いを統一すること	在留カードの再交付手続の簡略化 出入国在留管理庁長官が、本邦に在留する外国人中長期在留カードに關しては、当該カードを紛失等した場合の措置について、「在留カードの所持を失ったことを証する資料1選」を添付して再交付申請するよう規定されている(出入国管理及び難民認定法施行規則第10条の1第1項)。この「在留カードの所持を失ったことを証する資料」(本県では原則として警察署長名の遺失届出証明を作成している。)を作成する際、紛失者に記入させる、内容の説明をするなどの必要があるが、日本語をあまり理解していない外国人の対応することが多く、説明等に多くの時間を要し(40分～60分/1回)紛失者側と警察側の双方に負担となっている。在留カードの再交付に関する遺失届出証明書の発行数:656件(令和5年1月～12月)	当県ホームページにおいて住民・事業者から意見を募集したところ、「遺失届出証明は遺失届を受理したことを証明するものではなく、遺失届には所持を失ったことを証明する能力はない。(例えば、遺失日時等が不明でも受理される。)」さらに、遺失届をした警察署に出頭して申請する必要があるため、遠方で遺失し地元署に届け出をした場合、交付を受けるのは困難である。」旨の要望が寄せられた。	提案の実現により県民及び行政の負担軽減につながる。	警察庁、法務省	—
287	287	大治町	花巻市、宮城県、相模原市、大垣市、今治市、大野城市、熊本市	x	地方選挙における選挙長等の選任要件の緩和	公職選挙法第75条第3項及び公職選挙法施行令第80条第1項を改正することにより、地方選挙における選挙長及びその職務代理人(以下「選挙長等」という。)の選任要件を「当該選挙の選挙権を有する者」から「選挙権を有する者」へと緩和する。	地方選挙の選挙長等は、「当該選挙の選挙権を有する者」でなければならないとされており、特に、その職務代理人として町外に居住する町職員を選任できないことから、選挙長職務代理人の選任に苦慮するという実態がある。職務の重要性及び専門性を考慮し、選挙長の職務代理人には町職員を選任している背景から、町職員の中でも選挙事務に関する経験等が豊富な職員から選任をしてみたい。結果として特定の職員への選任の固定化及び負担増につながる。	選任要件を「当該選挙の選挙権を有する者」から「選挙権を有する者」に緩和することで、効率的に選挙長等を選任することができる。選任の要件を「選挙権を有する者」と緩和することは、様々な視点で適任者を確保することになり、より一層の公平公正な選挙執行に資するものと考えます。	—	総務省	—

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>家畜伝染病予防法は畜産の振興のため、家畜伝染病のまん延防止に必要なやむを得ない措置として、家畜に限定して殺処分を求めている。</p> <p>一方、動物園の飼養鳥等は、恒時的な仕立てや着衣の導入等の流通は行われておらず、一般的には個体毎に管理されていると考えられるところ、その飼養形態を踏まえれば、動物園の飼養鳥等から家畜伝染病がまん延するおそれは低いと考えられることから、殺処分という財産権の制約を伴う措置を求め必要性が低いと考える。</p> <p>また、家畜以外の動物が鳥インフルエンザ等の伝染性疾患にかかっていることが発見され当該疾病が家畜にまん延するおそれが高い場合や家畜以外の動物における鳥インフルエンザ等の伝染性疾患のまん延による当該病原体の拡散を防止する必要があるときは、同法に基づき、場所・モノ・車両等の消毒及び通行制限(第10条、第25条の2)、注射・投薬(第31条)等の防疫措置を行うことが可能であるため、殺処分を求めずとも、家畜以外の動物に起因する家畜伝染病のまん延は防ぐことが可能である。この点で、御提案の「家畜に伝染するおそれがあると認める場合においても、必要な防疫措置が行えない。」は事実誤認である。</p> <p>なお、ご提案のように、仮に飼養動物について、家畜防疫員の判断で殺処分可能との規定を新設するのであれば、所有者には、家畜伝染病の発生予防・まん延防止措置のため、同法に定める飼養の報告、飼養衛生管理基準遵守、患者等の通報等が求められ、これらの指導等も必要と考えており、実効性の観点からも極めて困難である。</p>	<p>「動物園の飼養鳥等から家畜伝染病がまん延するおそれは低い」とされる一方、動物園で飼養されている家きんは、家法法による殺処分の対象となる。動物園で飼養されている家きんは、他の飼養鳥と飼養条件は同じであるにもかかわらず、このような対応の差が生じており不合理である。</p> <p>動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針(以下「指針」という。)において、動物園での飼養状況として、「野鳥との接触を防ぐことが困難な飼養環境(野外の池等)」が想定されている。このような環境では、野鳥から動物園の飼養鳥等への感染のリスクは高いと考えられ、指針においても日頃から監視を求めている。</p> <p>このため、家きんへ家畜伝染病がまん延するおそれは低いとは言えないと考える。</p> <p>動物園の家畜以外の飼養鳥等で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合等において、飼養者(管理者)の自主的な判断に委ねるのではなく、都道府県がその施設のまん延防止対策の確認を行った上で、対策が不十分であった場合には殺処分等の実施を判断する必要があると考える。</p> <p>については、その施設のまん延防止対策が適切に出来ていない場合は、家畜防疫員の判断で適切に防疫措置(必要に応じて殺処分)が行えるよう、家畜以外の飼養鳥等についても、家法法に基づき必要な防疫措置が行えるように明記していただきたい。また、家法法に基づく殺処分を規定することが難しい場合は、家畜以外の飼養鳥等の飼養者に対し、自主淘汰を要請することができるよう整理されたい。</p> <p>なお、指針には、動物園等で飼育されている家きんについては家法法に基づく対応が規定されているが、家きん以外の飼養鳥についてはその規定がない。上記防疫措置の明記とあわせて、指針の内容についても、環境省との調整を行っていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>高校生等の奨学金の予約採用に係る事務手続きについては、家計状況(世帯年収等)に係る情報のうち、マイナンバーを用いてJASSOが取得できるものに関しては、各高等学校等において取りまとめて送付する書類を削減するなど、学校現場の負担軽減を図ってきているところ。</p> <p>学校における働き方改革は重要な課題であることを踏まえ、学校経由の送付書類の更なる削減を含めた負担軽減について引き続き検討しているところであり、今後、可能なものから実現していきたいと考える。なお、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金は進路指導やキャリア教育と密接な関係にあること</li> <li>・予約採用に際しては、生徒の成績のみならず、特に学習状況及び意欲等を確認の上で推薦いただくことが必要であること</li> <li>・経済的に困難を抱える生徒については、支援策等の情報のアクセスが不足していることを踏まえ、速やかに制度を周知し、利用していただく必要があること</li> </ul> <p>ことから高等学校等には、引き続き、予約採用を含めた奨学金制度の適切な実施について一定の御協力をお願いさせていただくことが必要であると考えている。</p>	<p>学校における働き方改革は重要な課題であることをご理解いただいたうえで、負担軽減について引き続き検討されることに期待する一方、その検討においては、以下の観点からトラスティックな負担軽減を図るものとしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金の申請手続きについては、独立行政法人日本学生支援機構に対して生徒本人が行う原則に立ち、高等学校等においては、第1次回答で記載されている進路指導やキャリア教育、生徒の推薦条件具備の確認などの観点から関わるものであること。</li> <li>この前提に立ち、予約採用手続きについて、オンライン申請や生徒・保護者が高等学校等に依存せず申請を完結できるような問い合わせ体制を確立していただきたい。</li> </ul> <p>上記、提案を踏まえ、現在案において想定されている、検討スケジュール、負担軽減策、高等学校等における協力の在り方について、ご教示いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>在留カードの紛失による再交付の申請においては、出入国管理及び難民認定法施行規則第19条の11第1項より規定される「在留カードの所持を失ったことを証する資料」として、遺失届出証明書等の提出を求めており、在留カードの紛失を前提とする手続である以上、紛失したことを確認する必要があるため、同施行規則を改正することは困難である。</p> <p>他の身分証明書の再発行手続において、遺失届出証明書を求めず遺失届出の受理番号を用いて再発行手続を行う例も踏まえ、「在留カードの所持を失ったことを証する資料」を遺失届出受理番号で足りるようにする等の手続の簡素化については、実現可能性を含めて関係機関とともに検討を進めてまいります。</p>	<p>「在留カードの所持を失ったことを証する資料」を遺失届出受理番号で足りるようにする等の手続の簡素化について、検討を進めていただけたらとのこと、感謝申し上げます。</p> <p>遺失届出証明書は遺失届を受理したことを証明する届出証明であり、所持を失った事実を証明するものではない。このことに照らせば、遺失届出証明書を遺失届出の受理番号に代える不都合はないと考えられるところであり、提案の実現に向けて検討いただきたい。</p> <p>また、提案のスケジュール感及び実現可能性について懸念される事項があれば、ご教示いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。</p>
<p>選挙長は、投票管理者や開票管理者と同様に各選挙ごとに置かれるものであり、立候補の届出等の受理及び立候補届出の却下(法第86条、第86条の4等)、候補者に関する告示等(法第86条第13項等)、候補者の通称使用の認定(公職選挙法施行令88条)、各候補者又は各名簿届出政党等の得票総数の計算(法第80条等)、当選人決定の報告(法第101条等)、無投票の通知(法第100条第5項)などの事務を担当することから、重要な事務を担当する者であることから、適任者を選任する必要があるが、基本的に選挙長及び職務代理者は各選挙ごとに一人ずつ選任されるものであることから、その選任要件を「当該選挙の選挙権を有する者」から「選挙権を有する者」へと緩和することは、現時点で考えていない。</p>	<p>選挙長及び選挙長職務代理者の選任要件を「当該選挙の選挙権を有する者」から「選挙権を有する者」へと要件緩和を求めるといふ当町の提案は、当町の選挙(町長選、町議選)において、町外に居住する町職員を選挙長等に選任できないことから、選挙長等の選任に苦慮しているという実感を踏まえた上での提案となっている。</p> <p>ご認識の通り、選挙長等は様々な事務を担当し、その一つ一つが重要な事務のため、適任者を選任する必要があることから、職務の重要性及び専門性を考慮し、当町のような小規模の町の場合、適任者を「町の選挙権を有する者」から選任することは容易ではないため、近隣市町村在住の者からも選任できるよう要件緩和を再度検討いただきたい。</p>		

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
288	288	札幌市、指定都市市長会	函館市、花巻市、宮城県、ひたちなか市、長野県、浜松市、小牧市、羽曳野市、熊本市、特別区長会	×	補助金等の財産処分承認手続きにおける承認決定期間の短縮化	子ども家庭庁所管補助金等に係る財産処分に関して、市町村が行う財産処分承認申請手続きの簡略化や、子ども家庭庁が行う承認決定に関する審査体制の分散化(地方厚生局への委任等)などにより、財産処分承認申請から承認決定までに要する期間の短縮化を求める。	国の補助事業によって整備を行った施設設備等の財産処分を行う際に、申請手続きの特例(包括承認事項)に該当しない場合、市町村が子ども家庭庁等に対して財産処分承認申請を行うこととされている。間接補助事業によって整備を行った保育所、認定子ども園、地域型保育事業(以下「保育所等」という。)の廃止に伴う財産処分(取壊し又は廃棄)に際して、当社から子ども家庭庁に対して、財産処分承認申請を行っているが、申請書類の提出から決定が下り、1年半以上経過する事象が発生するなど、承認申請から決定までの期間が長期化するケースが散見されている。(当市の事例として、保育対策総合支援事業補助金の財産処分に関して、令和4年9月16日に当社から申請し、令和6年3月27日にも子ども家庭庁から決定が行われたケースがある。)財産処分承認申請を行う事案については、国庫補助金の返還を伴うケースが大半であり、承認決定が行われる年度の見通しが立てられないことにより、補助金返還に係る予算確保に支障が生じている。当市においては、近年、保育所等の廃止が増加しており、今後も同様の財産処分事象の発生が想定される状況にある。また、手続きの遅れにより設置者への補助金返還請求が遅った場合は、設置者の資金面の状況等が変化し、市に対して補助金の返還に至らないケースが発生することも予想される。財産処分手続きがより短期間で完結する状況となれば、保育所等の廃止後、速やかに補助金の返還手続きを進めることができるようになる。	保育所等の設置者においても、当社から補助金返還時期の目安を伝えられたいことにより、予算確保に支障が生じている。	市町村及び保育所等の設置者において、補助金返還時期の目安が立てられることから、予算の確保が容易になる。また、財産処分の手続きが短期間で完結することで、速やかに補助金の返還手続きを進めることができる。	子ども家庭庁	○間接補助事業によって整備した施設で、解体し改築を行う施設があるが、決定後でなければ解体工事に着手できないため、決定まで時間を要した場合、施設整備スケジュールに支障をきたす。
289	289	茨城県	寝屋川市、熊本市	×	地方公務員法における給与、勤務時間等に関する規定の見直し	地方公務員法第24条第2項については、現行「考慮しなければならない」としているものを「考慮するよう努めるものとする」と努力規定とする。地方自治法第204条第2項については、法令に手当を列挙せず、「国や他の地方公共団体、民間企業で支給されている手当を考慮して定めるよう努めるものとする」と努力義務の規定とし、独自の手当を地方で設定できるようにする。地方公務員法第58条第3項から、1月超の変形労働時間制や裁量労働制等、勤務時間の設定に係る労働基準法の条項を外して、地方の裁量で柔軟な勤務時間の設定を可能とする。	【現行制度】給与については、国や他県、民間企業との均衡を考慮しなければならず、また、支給できる手当は限定されている。勤務時間については、民間で認められている1月超の変形労働時間制や、裁量労働制は、地方公務員に適用できないこととなっている。【制度改正の必要性】地方公務員の業務が多岐に渡る中、高度な専門知識や経験を備えた人材確保が必要である。人材確保のためには、各団体の創意工夫により、ジョブ型の人事給与制度など柔軟に設定できることが必要だが、法令の制約により、各団体が地域の実情に応じ、自由に勤務条件を決めることは困難である。	地域の実情や業務の性質等を踏まえ、各団体の創意工夫が発揮できる環境を整備することで、有為な人材の採用・育成、高度な専門知識・経験を有した外部人材の確保、民間との人事交流の促進につながる。	総務省	○特に技術系の職員については、採用予定人員を確保できない状況になっており、初任給水準を民間と同等以上に引き上げる等の給与面での対策が必要と考えている。人材確保のためにも、現行の制度では認められていない手当を新たに創設するなど、現状の制度の枠組みを越えた給与水準の改善を行っていくなどの対策が必要である。○当市においては、1か月単位の変形労働時間制によるフレックスタイム制を導入し、1か月の期間で日々の業務の集約を調整しているが、稼数月にむけ業務の集約がある場合、どうしても時間外勤務が多く発生する月が生じることになり、業務量に応じた柔軟な働き方が十分できているとは言えない。地方公務員の勤務時間について、1か月を超える単位で清算できれば、より一層の業務量の平準化が見込まれ、効率的な働き方につながるから、1月超の変形労働時間制を地方公務員にも適用すること。	
290	290	越谷市	小樽市、花巻市、宮城県、仙台市、上尾市、三郷市、横須賀市、新潟市、浜松市、小牧市、田原市、寝屋川市、広島市、春日市	×	子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定(保育給付認定)における区分の廃止又は見直し	子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育給付認定の「保育認定」には2号認定と3号認定があり、満3歳で区分される。年齢以外の認定条件は全く同じであるにもかかわらず、この区分ゆえ、2歳児クラスの子に職種変更に係る通知を発生させる必要がある。ことに、平成29年地方分権改革に関する提議がなされ、職種変更通知の時期に、「変更認定を行おうとするとき」を「満3歳に達した日の属する年度の末日(3月31日)までに行えばよい」とされた。この際、提案募集検討専門部会からは「2号認定と3号認定の区分が有意でないことは明白であり、早期に区分の廃止を検討すべきである。」との指摘がなされている。保育施設は実態としてクラス年齢で運営されており、2歳児クラスの途中で認定が切り替わること自体に違和感が大きい。また、幼児教育・保育の無償化による施設等利用給付認定では、3号認定と3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子ども)として、クラス年齢で区分していることから、教育・保育給付認定と施設等利用給付認定の区分が異なる事象となり、非常に分かりにくく、利用者や施設への説明に時間を要している。今後、更に「子ども誰でも通園制度」も加わることから、これら制度間の整合を図る必要がある。	認定の仕組みについては、2号認定と3号認定の通知時をこの間に保育者から3号認定の認定期間満了となった通園になるのかといった問合せが絶えない。一方、施設等利用給付認定では、こうした問合せはない。また、平成29年地方分権改革に関する提案により2歳児クラスの年度末までに職種変更に係る通知を発生すればよく、市町村事務上、一括処理が可能となったが、保護者の手元の認定証等では2歳児クラスの途中で認定切れと示され、保護者の不安感の解消には繋がらない。支給資格の確認は別途現況で行っているため、区分自体が有意とはいえない。	区分を廃止した場合、職種変更通知(人口34万人の当市で年間約1,400件)が不要となり、事務処理負担が大幅に軽減でき、保護者からの問合せの減少も見込まれる。また、区分の年齢要件については、施設等利用給付認定の3号認定と同様に満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子ども)として、2つの制度で区分が統一され、教育・保育施設希望者に分かりやすい制度となり、問合せの減少が見込まれる。	子ども家庭庁	○認定区分の見直しに伴い事務軽減が見込まれることから、提案に賛同いたします。○当市においても、2歳児クラスの子を対象とした2号認定通知の発出や保護者からの問い合わせへの対応等については、一定の事務負担となっている。○旧認定と新認定における年齢要件による区分の違いについての説明に苦慮する事象がたびたび生じており、利用者によりやすい制度であることが求められる。○満3歳の年齢到達で認定が切り替わる際に、幼児教育・保育の無償化の対象になると誤解するケースが多く、保護者への説明に時間を要している。○保護者にとって2号、3号の影響(無償化以外)はほぼないものと考えられるため、特に分ける必要性はないと考えるため、内容に賛同します。○施設等利用給付認定の3号認定と同様にすることで、認可保育所のみではなく、企業主導型保育施設等の認定管理負担の軽減も期待される。○事務処理負担の軽減を図る目的で制度改正を求めたのであれば、教育・保育給付認定における2号認定と3号認定の区分の廃止を望む。	



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>財産処分の承認手続きについては、申請書を受理した順に処理を進めているものの、全国の市町村から多数の申請があがっていることや、案件によっては個別事情（申請書類の不備等）により、承認決定までに時間を要しているところであるが、国庫の審査体制の強化や効率化等、処理期間の短縮化に向けて何ができるか検討してまいりたい。</p>	<p>事務手続きの遅れにより補助金返還請求が滞り、結果として保育所等の設置者から補助金が返還されない（請求先が無くなることを含む）ような事態は避けなければならないと考える。当市においては、財産処分承認申請の件数が増加傾向にあり、今後、全国的に申請件数が増加していくことも十分考えられることから、今回の提案を契機に、処理期間の短縮化に向けて早期の検討をお願いしたい。具体的な検討スケジュールをお示しいただきたい。</p>		
<p>（給与） 地方公務員法第24条第2項に定める均衡の原則は、給料及び手当からなる給与の根本基準を規定したものであり、これは、地方公務員の給与には、公務員の採用も国全体の労働市場の中で行われており、民間や他の公務員に匹敵する給与を支給しなければ労働力の確保が困難であるということ、公務員の給与は、住民の負担によってまかなわれており、住民の納得を得る必要があることという相反する要請が働いているところ、この両者を調和するものとされている。</p> <p>このため、地方公務員の給与については、この均衡の原則などの給与決定に関する根本基準にのっとり、各地方公共団体において適切に定められるべきものであると考える。職務の特殊性、職員の生活事情等に応えるため、給料を補充するものとして各種手当を設けており、社会一般の情勢に適切に適応した適正な給与を確保する必要がある。諸手当制度については、社会一般の情勢を踏まえ、見直しを行っているところ。</p> <p>なお、高度な専門的な知識・経験を有した外部人材の確保については、特定任期付職員制度を活用し、業務の困難等に応じ弾力的に給与を定めている団体もあるところであり、地域の実情を踏まえ、適切な処置を講ぜられるべきものとする。</p> <p>（勤務時間） 地方公務員の勤務時間の設定については、現行法令上もフレックスタイム制や早出遅出制度を活用することで、地方の裁量で柔軟な勤務時間の設定が可能である。特にフレックスタイム制については、令和7年4月から、より柔軟な制度となるよう見直しが行われたところ。</p> <p>一月超の変形労働時間制や裁量労働制については、公務の性質や適切な公務運営確保の要請とのバランスなどを考慮し、地方公務員については適用除外とされている。一月超の変形労働時間制については令和2年の地方提案において同様の提案があったが、実際の勤務時間自体は変わらないことや、繁忙期における長時間勤務の固定化によるモチベーション低下が懸念されること等から、地方公務員に対する適用は行わないと結論を出しており、これらの事情は現在も変わらないと認識している。</p> <p>高度な専門知識や経験を備えた人材確保に当たって、現行の勤務時間制度では克服できない具体的な支障や、当該支障が現行制度で認められている制度の導入によれば克服できるとする具体的な根拠が不明である。</p> <p>以上のことから、勤務時間の設定に係る労働基準法の条項を外すことは困難。</p>	<p>（給与） 本提案は、一般職員が高度専門的な業務を行う場合に独自のジョブ型給料表を適用することや、職務困難度に応じた独自手当の支給を可能とすることを想定しているが、均衡の原則等に抵触するおそれがあるため緩和を求めている。住民の納得を得る制度とすることは当然であり、その点は、議会の議決を経て案例に規定することで満たされると考えている。また、当県でも特定任期付職員制度を活用しているが、現行では、任期満了により人材が流出してしまう状況である。今回の提案は、一般職員に対して、任用形態を変えることなく、特定任期付職員に相当する給与を適用し、該当職務から外れた場合も引き続き一般職員として任用を継続可能とすることを求めるものである。</p> <p>（勤務時間） 現行制度でも一定の柔軟な勤務時間の設定は可能だが、より柔軟な設定を可能とするため、一月超の変形労働時間制や裁量労働制の適用を求める。総務省の回答で「公務の性質や適切な公務運営確保の要請とのバランスなどを考慮し、地方公務員については適用除外」とあるが、業務により公務の性質や運営確保への要請は異なるため、特定の業務について各自自治体において住民の理解を得られるよう説明責任を果たした上で、より柔軟な勤務時間の設定を可能とすることを求める。</p> <p>現行制度では、短時間勤務職員は常勤勤務職員と同等の成果を上げた場合でも、勤務時間に連動して給与が減額されるが、地方では特に高度な専門知識・経験を有する人材が不足している状況にあり、勤務時間に関わらず成果を重視した給与制度を設け、より有為な人材の確保につなげたい。</p>		<p>【全国知事会】 地方公務員の業務内容や勤務環境が大きく変化中、高度な専門知識や経験を備えた優れた人材を確保していくためには、各地方公共団体が実情に合わせて、給与や勤務時間等を柔軟かつ迅速に設定することができる制度の確立が必要である。このため、地方公務員の給与及び勤務時間等の勤務条件について、地方公共団体の裁量をより広範に認めるよう、地方公務員法等関連法令の改正なども含め、特に積極的な検討を求める。</p>
<p>学校教育については、満3歳以上を対象とするものであり、満3歳で教育の必要性を区切る必要があることから、満3歳以上の子どものみを支給対象とすることとし、満3歳以上が未滿かで支給要件を分ける必要がある。</p> <p>また、子ども・子育て支援法に規定されている教育・保育給付に係る2号・3号認定の間には、利用者負担額の算定方法に違いがあり、区分を廃止するのは困難である。</p> <p>HPで公開している、自治体向けFAQ(よくある質問)において示されているように、利用者負担額の切り替わりに関しては、「満3歳に到達した年度中は、2歳児の定価と同額と同額になるよう調整しており、利用者負担額についても、3号と同額を適用」としており、利用者負担額の金額は年度末に変化するものとされている。</p> <p>また、認定の職種変更通知の時期に関しても、平成29年地方分権提案に対する応答として「小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが満3歳に達したときに当該認定を行う場合には、当該教育・保育給付認定子どもが満3歳に達した日の属する年度の末日までに通知すれば足りる。(子ども・子育て支援法施行規則第12条第1項)」とされている。</p> <p>これらのことを踏まえると、現行制度の活用や、周知や制度の説明を行うことで、事務負担の軽減や問い合わせ数の減少を図ることは可能である。</p>	<p>子ども・子育て支援法に規定されている教育・保育給付に係る2号・3号認定の間には、利用者負担額の算定方法に違いがあるが、「満3歳に到達した年度中は2歳児の定価と同額になるよう調整」ということであれば、区分廃止は困難だとする。施設等利用給付認定と同様「満3歳に達する日以後の最初の3月31日」を区切りとすることはできないの。なぜ、施設等利用給付認定と同様の仕組みが採用できないのか。「現行制度の活用や、周知や制度の説明を行うことで、事務負担の軽減や問合せ数の減少を図ることは可能」とあるが、旧認定と新認定における年齢要件による区分の違いが保護者をはじめ関係者に混乱を生じさせており、周知や制度説明といったことを行っても、なお、事務負担の軽減や問合せ数の減少は十分ではないことを御理解いただきたい。そもそも、区分があること、また、類似の認定で年齢要件が異なることが周知や制度説明の手間を生じさせているのであり、区分を廃止又は見直す（施設等利用給付認定と合わせる）ことで、周知や制度説明の必要がなくなり、事務や問合せも発生しなくなる。</p> <p>生産年齢人口が減少し、職員確保にも苦慮する一方、「子ども誰でも通園制度」に伴い新たな給付制度が開始される。人員は増えないが業務は増えることが予想される中、我々に工夫を求めているのではなく、そもそも工夫をしなくても良い制度を見直しスリム化していただきたい。</p> <p>当市としては、区分を廃止することを求めるものであるが、区分の廃止が困難であるならば、出生日ではなく施設等利用給付認定と同様に「満3歳に達する日以後の最初の3月31日」を基準とするよう区分を見直していただきたい。</p>	<p>【春日市】 子ども・子育て支援法で教育部分の認定(第1号)は保育認定と別に規定されているため、第2号、第3号の区分の切り替わりを「満3歳に達した日の属する年度の末日」とそれ以降に変更しても差し支えないのではないかと考える。</p> <p>満3歳に到達した年度中は保育料の保護者負担額や定価価格を3号と同額を適用しているのであれば、保育認定区分自体を変更した方が、わかりやすい制度になるのではないかと考える。</p>	

整理番号	管理番号	団体名	追加共同提案団体	重点募集テーマ「デジタル化」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望・支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体から示された支障事例
292	292	町田市 【重点9】	札幌市、苫小牧市、花巻市、仙台市、越谷市、平塚市、藤沢市、浜松市、豊橋市、広島市、今治市、久留米市、大村市、熊本市、宮崎県	×	児童手当の支給に係る所得審査の廃止	児童手当制度の改正に伴い所得制限が撤廃されるため、生計中心者が受給者になるという考え方を見直し、夫婦の所得によらず受給者を選択できるようにすることなどにより、年度所得審査をせずとも支給できるようにしていただきたい。	現行の児童手当制度では、認定事務及び資格の年度更新時に所得審査を行っている。所得審査は、システムにより対象者リストを作成し、市外課税者の所得照会(場合により、課税地登録の設定や不開示での照会設定などの個別設定が必要。令和5年度の対象者は1,000人程度)を行い、所得更新処理をするが、対象者が多いため処理にはかなりの作業負担を要する。また、児童手当法第4条第3項により、父母等のうち所得の高い方を児童手当の受給者としているため、毎年資格更新の際に父母等の所得を確認し、所得によっては受給者変更を行っている。例年、受給者変更のために対象者に手紙を送付しているが、現受給者の消滅届及び新受給者となる配偶者の新規申請書がなかなか提出されず、変更事務に多大な時間と労力を要する状況である(令和5年度現況更新時の受給者変更対象者は45人)。今後、児童手当の対象者が拡充されることにより、作業負担が更に増えることが想定される。今後、児童手当制度において所得制限が撤廃されることに伴い、所得審査に伴う受給者変更は、行う必要がない取扱いにしていただきたい。	窓口で公務員と民間企業勤務の夫婦の受給者変更を受け付けられた際に、夫婦で所得が大きく変わらないが産休・育休などにより所得が逆転し、数回受給者変更をするごとに申請事務が大きな負担に感じるとの意見が複数あった。	支障が解消されることで頻繁に受給者変更を行っていた方にとっては受給者変更に伴う申請の手間がなくなるため、市民サービスの向上につながる。また、職員が残業時間及び業務負担が軽減されるとともに、人件費の削減にも繋がる。	子ども家庭庁	○当市においても年度の都度受給者変更を求められるケースが一定数あり、受給者の手続き負担の観点から有効のため、所得審査の廃止を求める。認定及び資格の年度更新事務においても業務負担が大きく軽減されると考えられる。 ○当市でも同様の事例が発生している。所得制限撤廃後も、父母間での子重支給を防止する観点から所得による受給者の判定が継続されるようだが(児童手当の抜本的拡充に係るQ&A集 3月27日版 問2-1)父母が同世代かつ公務員に該当しない場合等、二重支給を防止することが容易な家庭に限っては、所得で判定する必要性は高いと考える。当市における受給者世帯の内、およそ8割が前述のようなご家庭であるため、見直しが可能であれば大幅な事務負担の軽減が見込める。 ○資格の年度更新時に所得審査を行う際、約800件の市外課税者を情報連携により所得照会し、父母の所得の多少の変動により、約80件について現受給者の消滅届及び配偶者での新規認定請求依頼を行っている。これらの事務について、提案市同様、大きな時間と労力がかかり、制度拡充による負担増が予想される。また、新規認定請求時に請求者が所得が高いもの、所得照会により配偶者の所得が高くなり再度請求手続きを依頼することも発生している。また、新規認定請求の際、産休等による所得の逆転の可能性や世帯主・健康保険・税扶養等の観点から、所得の多少に係らない受給者の選択を要望されることもある。このため、今後児童手当制度の拡充により所得制限が撤廃されることに伴い、新規認定請求時の所得審査は各種控除等加味しない総所得の多少を基本として柔軟な判断を可能とし、また、年度による所得審査に伴う受給者変更は行う必要がない取扱いをしていただきたい。 ○所得の審査を行い、配偶者と所得が逆転し、支給区分に変更がある場合は受給者変更を依頼している。件数はそれほど多くはないが、確認作業、受給者への通知、申請待ち等で一定の負担を強いられている。また、今までは所得制限があったが、生計中心者の方を児童手当の受給者とするよう依頼していたが、廃止となれば日々のお世話(買い物等)をよくしている配偶者に変更してほしいという声が多く上がると考えられる。そのため、夫婦の所得によらない受給者の選択に賛同する。 ○原則、父母等のうち所得の高い方を生計中心者と認め、児童手当の受給者としているが、所得だけでなく税・保険扶養の状況等から総合的に判断することから、一概に所得を比較するだけでは不十分で、所得審査に膨大な時間を要している。また、当市では、所得審査の結果、昨年度は約850世帯に受給者切替の案内をお送りしているが、認定請求が提出されない方も多く、その請求郵便作業も業務負担となっており、これらのことから、所得制限撤廃に伴い、所得審査により受給者の切替えは不要となれば、大きな負担軽減となる。 ○市外課税の場合はマイナンバー情報連携を行い、一人ずつ課税シートを作成する事務処理が発生している。また、システムにも課税状況を入力するのに時間がかかっている。制度改正により支給対象児童が拡充されることにより、さらにこれらの事務負担が増えることが見込まれる。 ○当市も市外課税者の現況照等の審査で、情報連携での所得審査に要する時間はかなり多い。さらに、提出された1月1日時点の住所が違っており、情報連携の結果エラーで返ってきた場合は、住所の確認作業が必要となり、事務作業の負担がかなり増えている状況である。
293	293	町田市 【重点9】	札幌市、苫小牧市、花巻市、仙台市、ひたちなか市、越谷市、浜松市、豊橋市、小牧市、岡山市、高松市、今治市、福岡市、佐世保市、熊本市、宮崎県、鹿児島市、特別区長会	×	児童手当制度における転入に伴う児童手当の消滅日の確認方法の見直し	児童手当を認定する際に、転出元の自治体に電話をし、転出予定日を確認しなくても消滅確認ができるような制度にしたい。また、転出先が転入手続きの際にその連絡票を渡すようにする。 ③転入日であれば転出先の自治体で確認できるため、転出予定日ではなく、転入日を基準日とする。	現行の児童手当制度では、対象者が転入する際には転出予定日を基準日としているが、転出先の自治体では転入日か住民基本台帳ネットワークシステムで確認できないため、転出元の自治体に電話をし、児童手当の消滅日を確認することで重複支給を防止している。そのため、転出元への消滅確認は必要と考えているが、年度末等で転入が多くなると電話確認が困難である。他の業務にも多大な支障がある。求める措置に記載した①～③はあくまでも一例だが、電話確認を行うことなく各自自治体等で消滅日を把握できるようにしていただきたい。	支障が解消されることで職員の残業時間及び業務負担が軽減されるとともに、人件費の削減にも繋がる。	子ども家庭庁	○現行の児童手当制度では、転出予定日を基準日としている。転出時には転入予定日を記載した用紙を渡し、転入先市町村へ添付して新規認定請求するよう周知しているが、添付しないために転出先市町村から転出予定日の確認の電話がかかる場合がある。また、転入者の新規認定請求時には、転出元市町村から渡された転出予定日分かる用紙を添付し、転入者が約6割あり、転出元市町村へ転出予定日を電話で確認している。今後児童手当制度の拡充により受給者数が増えるため、これらの事務負担増が想定される。重複支給防止のための消滅確認は必要ではあるが、電話による情報連携方法ではなく、住民基本台帳ネットワークシステムの活用やマイナンバー制度における情報連携等により、転出元の転出予定日を各自自治体のネットワークシステムで確認できるようにしていただきたい。 ○現在、転出時に児童手当の消滅日を記載した連絡票等を転出元自治体で作成し、それを受給者の方が申請時に提出していただく割合が6割ほどで、残りの4割はマイナンバー等で転出したため転出元の窓口に行っていない場合や、書類を紛失したなどで消滅日の確認が取れず、電話確認を行っており、転出元・転出先双方の業務負担となっている。これから電子での受付が増える受給者の際に消滅日の書類を提出いただくことは難しくなるため、システム上で転出元の転出予定日を確認できれば作業負担が減少すると考えられる。 ○年度末等で転入が多くなると電話確認が困難である。制度改正により支給対象児童が拡充されることにより、さらにこれらの事務負担が増えることが見込まれる。 ○当市においては、窓口にて転出による資格消滅手続きを申請された場合は、消滅日を記載した連絡票を交付している。また、転入者が転出元自治体で交付する連絡票を持参した場合、連絡票にて消滅日の確認を行っている。一方、申請者が連絡票を持参していないことも多いため、電話での消滅日確認が必要となっている。転出による資格消滅日を転出予定日ではなく、転出確定日(転出先での転入日)とすれば、支障がなくなる。 ○当市としても、転出元の自治体に電話をし、児童手当の消滅日を確認することで重複支給を防止している。年度末等で転入が多くなると電話確認の件数が増え、支障がある。①の案に賛同する。 ○求める措置の具体的な内容に追加で、情報提供ネットワークシステムにより、児童手当支給情報も照会可能とした。 ○消滅日の電話確認は、自治体の連絡先の把握、当市と他市双方の電話対応が必要で、年度末は異動者による確認作業が増加し、普段の業務と6月支給に向けた支払に関する準備とも並行して作業することから、かなりの業務負担になっている状況である。端末での消滅日確認が可能になると、業務負担の軽減につながる。複数人の目で確認することで、より正確に審査が可能である。DV支援の転入者に関しては、情報連携等の観点から電話確認が不可で県を通して照会する機会があるが、端末確認ができれば、業務負担の軽減につながり、より早く審査ができることで市民の方より早く児童手当を支給することができる。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第3項は、同一の児童について、複数の者が支給要件を満たすこととなる場合に、当該児童がそれぞれの子の支給要件児童とならないよう(同一の児童に係る児童手当が二重に支給されないよう)調整するために設けられているものである。その際、「生計を維持する程度の高い者」を受給者としているのは、児童手当の趣旨が養育に係る経済的負担の軽減にあることから、一般的には、家計の主宰者として、社会通念上、家計において中核的な役割を果たしている者により当該経済的負担が生じていると考えられるためであり、これにより複数の者が支給要件を満たす場合においても所得の多寡という客観的な基準を用いることで一定程度画一的な処理が可能となると認識している。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)による児童手当法の改正により、児童手当の所得制限を撤廃した後においても、こうした調整の必要性は変わらないと考えている。また、こうした調整規定を廃し、御要望の父母等の任意により受給資格者を選択できるとした場合(所得の多寡という客観的な基準を用いない場合)には、かえって事務負担が増す可能性があると考えている。なお、児童手当法第4条第3項に規定する「生計を維持する程度の高い者」に該当するか否かは、原則として、児童の父母等の所得により判断することとなるが、「児童手当Q&amp;A集(令和4年7月19日版)」問2-1において「児童手当の受給者及び配偶者の所得に一時的な逆転が生じた場合であっても、(中略)受給資格者や市町村の事務負担も盛み、一次的に所得が逆転して低い者であっても「生計を維持する程度の高い者」として判断することとして構いません。」としており、過度な事務負担が生じないよう配慮している。</p>	<p>所得確認を行う際、市外課税者について、情報連携システムによる所得照会を行うが、照会に必要な情報を一入ずつ手入力する必要がある上、DV等の事情により情報連携の不開示設定が必要となる場合や、住所地以外に課税されたことにより公用請求が必要となる場合もある。「所得の多寡」以外の事務負担の少ない基準等を用いることにより、所得確認が不要となれば、自治体にとって大きな負担軽減となる。</p> <p>また、御指摘の二重支給の懸念については、父母等がどちらも支給自治体に居住している場合(公務員を除く)は当該自治体で支給状況を把握しているため、父母等が別々の自治体にいる場合や父母等が公務員である場合に限って、生じると考えられる。そのような場合、現状では所得審査に關係なく二重支給とならないように申請の際に受給確認を行っているところであり、本提案により所得審査を撤廃したとしても二重支給を防ぐことが出来ると思われる。</p>	<p>【平塚市】  本市としては、受給者の手続き負担や、自治体の事務負担の軽減の観点で提案している。夫婦で任意に受給者を選択できる必要はない。一定程度のルールの下で認定することは差し支えなく、そのうえで所得によらない判断ができればよいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦間の受給者切り替えが発生しにくい設計とする</li> <li>・切り替えが発生した場合でも、手続き負担がない(少ない)設計とする</li> <li>・特に、毎年状況が変わる可能性がある所得を判断材料にしない(または、優先的には使用しない)</li> <li>・例として、国民健康保険、臨時給付金事業と同様に世帯主を対象とする、または、保険扶養の状況による判定(補足資料あり)といった対応が考えられる。</li> </ul> <p>また、「総合的に判断する」規定に関しては、別居または受給者が公務員など、自治体(勤務先)をまたいだ認定となる際には、特に支障が生じている。「総合的に判断する」ために、自治体により判断にばらつきが発生してしまい、一律の対応が困難になる場合がある。</p> <p>特に、各自治体の財政負担の観点から、権力自身での認定(負担)を避けて、他自治体で認定させるため、または、単に事務負担の観点から「総合的な判断」は行わない事として、現受給者の所得が配偶者と比較して1円でも低ければ資格消滅としている自治体も少なくないのが実態である。</p> <p>この場合、1円でも高い配偶者側の自治体としては受け付けざるを得ないため、「総合的に判断する」規定が実質的にはあまり機能せず、受給者に対しても手続きの負担がかかり、所得が高い側の自治体も事務負担を負う状態となってしまっている。</p> <p>また、上記のような切り替え手続きが必要になったものの、手続きが遅れてしまったことで、不支給が発生するケースもあり、受給者の不利益になり、その説明を求められることも自治体の負担になっている。</p> <p>これらの状況からも一定の基準が定められていれば、かえって事務負担が増すとは考えていない。</p> <p>デジタル技術の活用(情報連携や、システム標準化の導入)により、市民の手続き負担や、自治体の事務負担を軽減することが求められているのが時代の要請であり、制度自体についてもスリムでシンプルなものに見直ししていく検討が必要と考える。</p>	<p>【全国市長会】  所得審査を廃止して所得が高い方が申請者という原則がなくなった場合、申請者を決定する基準が新たに必要となる。父母等が任意に選択できるとなれば、随時変更の要望も想定される。また、父母が別居している場合、どちらが申請者にもなり得るので、今まで以上に慎重に二重支給していないかの確認をする必要があるなどの状況が想定され、慎重に検討されたい。</p> <p>【全国町村会】  提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)第9条第3項の「住所を変更した日」とは、転出した日を指し、実務上の取扱いは、住民基本台帳法上の「転出予定年月日」としている。これは、大多数の場合において「転出予定年月日」又はこれに近い前後の日に転出入するものと考えられること、住民基本台帳法上の事務処理としては、「転出予定年月日」をもって住民票が削除されることによるものである。</p> <p>また、現行の取扱いであれば、転出元自治体は転出者の「転出予定年月日」をもって当該転出者に係る児童手当の支給額及び支給事由を消滅処理を行う旨を確定させることができるが、仮に「住所を変更した日」を「転入日」とする取扱いに変更すると、転出元の自治体においては、転入日が確定するまでこれらの処理を行うことができないこととなる。今般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)による児童手当法の改正により、児童手当の支給月を隔月の年6回とすることも踏まえると、過払いを防止するに当たっては、現行のとおり「住所を変更した日」は「転出予定年月日」と取り扱うことが適当と考えている。</p> <p>また、御提案の連絡票による対応については、市町村間の電話連絡を一定程度減少させる効果があると考えているが、追加共同提案団体の支障事例にあるように転入先自治体で申請者が連絡票を持参しないケースがあるなど、その効果に限界もあると考えている。</p> <p>御指摘の事務負担を軽減するため、住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムを活用した「転出予定日」の確認については、関係各庁とも協議の上、必要な検討を進めてまいりたい。</p>	<p>転出予定日から転入日へ基準日を変更した場合、転入日が確定するまで消滅処理を行うことができず、過払いが発生する可能性があることを懸念点として指摘されているが、転出予定日と転入日が大きく乖離する事例は多くない。仮に大きく乖離する場合でも、例えば、一定期間経過しても転入届が提出されなければ、転出元の自治体が転出者の手当の支給を停止することができるようにすることで、過払いの防止が可能になると考える。</p> <p>各自治体等で転出予定日を確認できるようにシステム等を改修する方法は、現行の基準日を変更せず、転入の際の電話確認を省略できるようにするため、実現に向けて検討いただきたい。</p> <p>なお、これらの提案は問題を解決するための手段の一つであるため、事務負担軽減に資する他の解決手段があればその手段でも良いと考えている。</p>		<p>【全国市長会】  制度改正により支給対象が拡充されることも踏まえ、「転出予定日」等の確認について、住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムを活用した事務負担の軽減について検討を求めたい。</p>